

大東文化大學百年史

下

題字
田中節山

凡 例

- 一、年号表記は西暦を主とし、各項の初出などに和暦を併記した。
- 一、人名など特別な場合を除いて、字体は新字体を用いた。
- 一、外国人名（中国・台湾・朝鮮・韓国を除く）はカタカナ表記とした。
- 一、叙述中の数字は原則として漢数字を用いた。ただし、引用文の場合は原則出典通りとした。
- 一、資料ないし引用は、以下の通りとした。
 - ① 明らかな誤字・誤植は正しいものに改め、それ以外の部分で判断に迷う場合にはママの傍注を振った。
 - ② 読みやすさを考慮して、適宜、句読点を補った。
 - ③ 仮名表記および仮名遣いは、原則として現代仮名表記・仮名遣いに改めた。
 - ④ 省略箇所および引用文中の注記は、「」で示した。
- ⑤ 今日では差別的と思われる表現については、歴史資料であることを考慮して原文のままとした。
- 一、注は付けず、引用等の出典表記は本文中に示した。
- 一、読みにくいと思われる漢字には、適宜、振り仮名を付した。
- 一、地域名としての満州は歴史的呼称として括弧で括らなかつた。

ii

一 臨時定員増加にともなう志願者の増加	25
二 創立七〇周年記念事業	26
第二節 学部学科の新設・改組、カリキュラム改革、大学院教育の充実	30
一 法学部政治学科および外国語学部日本語学科の開設	32
二 全学的なカリキュラム改革	34
三 「大東文化学園基本構想」(一九九九年度)と新学部・新学科の設置	50
文学部書道学科開講	52
経営学部の分離独立	54
環境創造学部環境創造学科開講	55
経済学部の改組	58
四 大学院教育の充実	60
五 入試改革および他大学との連携	62
第三節 自己点検・評価と大学のガバナンス	66
一 自己点検・評価システムの導入	67
二 大学のガバナンス問題の顕在化とその対応	80

三	学園の資産運用問題	87
第四節	板橋キャンパス整備事業とセンター化の進行	89
一	板橋キャンパス整備事業	90
二	国際化・情報化への対応	102
第五節	文武芸の三道鼎立	104
一	学術の成果	105
	『中国語大辞典』の編纂	105
	学部附置研究所の展開と成果	107
	地域連携研究・産学共同研究	109
二	芸術の躍進	112
	書道の隆盛と書家の活躍	112
	文藝界新人賞受賞	113
	スペインギター音楽コンクールで四位	113
	日本ホラー小説大賞受賞	114
三	大東スポーツ	115
	陸上競技部男子長距離ブロック	115

第九章 大東文化大学の現在と未来

第一節 社会環境・制度変化への対応

ラグビー部	116
格闘技・舞踊・球技の多様な展開、特別強化プロジェクトの経緯	117
四 創立八〇周年記念事業	119
五 大東文化歴史資料館（大東アーカイブス）の設立とその意義	122

一 法科大学院の設置から廃止まで	131
二 スポーツ・健康科学部開講	135
三 大東医学技術専門学校の閉校	137
四 教育・研究体制の整備	139

外国語学研究科英語学専攻（博士課程後期）、文学研究科書道学専攻（博士課程後期）開講	140
文学部中国文学科が中国学科に名称変更	140
外国語学研究科日本語文化学専攻（博士課程後期）開講	141
文学研究科教育学専攻（修士課程）開講	141
文学部教育学科保育士課程開設	142
北京事務所開設、ダブルデイグリー制度導入	142

五	キャリア支援の制度化と多様化	144
第二節	東松山キャンパス整備事業ほか	148
一	ピアトリクス・ポター ^{T M} 資料館の設立とその意義	149
二	東松山キャンパス整備事業	153
三	緑山小学校跡地の取得とその利用について	157
四	国際交流の動向、青桐会創設五〇周年	158
	太平洋諸島シンポジウム	158
	青桐会五〇年の歩みと「青桐賞」の設置	159
第三節	大学のガバナンス問題と自然災害への対応	162
一	「中期経営計画『CROSSING 2013』（二〇〇九～二〇一三）」の策定	163
二	大学のガバナンス問題	176
三	新潟県中越地震・東日本大震災への対応と学生支援制度・地域連携の進展	180
	新潟県中越地震における初動と支援	180
	東日本大震災への総合的対応と大学の覚悟	181
第四節	自然災害を乗り越えて	184

一 「DAITO VISION 2023」の策定	185
二 創立九〇周年記念事業	188
三 活躍する「大東人」、発信される研究成果	191
四 大東文化大学アスリート宣言	195
第五節 継続する改革	198
一 経営学部改組	200
二 「カ・レ・シ」の誕生	203
スポーツ・健康科学部看護学科開講	203
文学部歴史文化学科開講	205
環境創造学部から社会学部への改組	205
三 継続する改革の諸相	206
「朝ごはんプロジェクト」	206
入試改革	207
大東文化大学機関リポジトリ	208
「大東職員力」の進化	209
学習管理システム（LMS）manabaの導入	210
語学検定試験助成制度・全学部共通の語学力の到達目標を設定	211

部局のカリキュラム改正（スポーツ科学科、経済学部、国際関係学部）	212
アクティブ・ラーニング、「主体的な学び」への転換、私立大学研究ブランディング事業	216

第六節 新型コロナウイルス感染症への対応、創立一〇〇周年記念事業	218

一 新型コロナウイルス感染症への対応	219

二 創立一〇〇周年記念事業	227

三 「DAITO VISION 2033」の策定	232

資料

X 概観	236

1 文部省「大学設置基準等の大綱化と自己評価」（文部省『我が国の文教施策（平成三年度）大蔵省印刷局、一九九一年一月、三三四～七ページより抜粋）	236

2 大学進学率の推移（一九五四～二〇二四年）	239

3 大学審議会『遠隔授業』の大学設置基準における取扱い等について（答申）（抜粋） 一九九七年二月一八日	239

4 大学審議会「二一世紀の大学像と今後の改革方策について ——競争的環境の中で個性が輝く大学——（答申要旨）」一九九八年一〇月二六日	242

5	大学審議会「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（答申）」（抜粋） 二〇〇〇年一月二二日	266
6	大学審議会「大学入試の改善について（答申）」（抜粋）二〇〇〇年一月二二日	269
7	中央教育審議会「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」（抜粋） 二〇〇二年八月五日	282
8	中央教育審議会「大学設置基準等の改正について（答申）」（抜粋）二〇〇三年一月二三日	296
9	中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」（抜粋）二〇〇五年一月二八日	306
10	中央教育審議会「新時代の大学院教育 ——国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて（答申）」（抜粋）二〇〇五年九月五日	321
11	中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（抜粋）二〇〇八年一月二四日	323
12	中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて——生涯学び続け、 主体的に考える力を育成する大学へ」（答申）」（抜粋）二〇一二年八月二八日	352
13	中央教育審議会大学分科会「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について——教育研究機能の高度 化を支える教職員と組織マネジメント」（審議まとめ）」（抜粋）二〇二一年二月九日	357
14	教育再生実行会議「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」（第十二次提言）（抜粋） 二〇二一年六月三日	390

XI 変化し続ける大学

404

XII 大東文化大学の現在と未来

459

- 1 学校法人大東文化学園事業計画（一九八三年度） 404
- 2 「学校法人大東文化学園基本構想」（一九九九年度）（抜粋） 418
- 3 「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム規程」二〇一八年二月一四日 425
- 4 「大東文化大学自己点検および評価規程」一九九四年七月二〇日 437
- 5 大学基準協会「概評と提言」二〇〇二年三月八日 443
- 6 「学校法人大東文化学園セクシユアル・ハラスメント対応基本規則」二〇〇〇年二月二三日 447
- 7 中央棟・図書館建物概要ほか（『大東文化大学板橋キャンパス』パンフレットより抜粋） 450
- 1 「中期経営計画『CROSSING 2023』（二〇〇九～二〇一三）——多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」（抜粋）二〇〇八年九月一〇日 459
- 2 「学校における生徒等に関する個人情報保護の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」二〇〇四年二月二一日 467
- 3 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（抜粋）二〇〇八年二月二四日 471
- 4 中長期経営計画「DATO VISION 2023」（抜粋）二〇一四年二月一七日 474
- 5 中長期経営計画「DATO VISION 2033」（抜粋）二〇二二年二月二四日 477

歴代役職者一覧（新制大学以降）	483
学校法人大東文化学園組織の変遷	496
大東文化大学略年表	512
参考文献	518
あとがき	
大東文化大学百年史編纂委員会委員	



創立100周年記念碑 モニュメント（板橋校舎）
2023（令和5）年建立



大東文化歴史資料館展示室
2025（令和7）年撮影



『心は放て天地間、まなこはさらせ世の移り
(大東文化大学創立80周年誌)』
2003（平成15）年



『大東文化大学七十年史』
1993（平成5）年



『大東文化学院の人びと』
2023（令和5）年



『大東文化大学の歩んできた道』
2013（平成25）年



『大東文化大学百年史』 中
2024（令和6）年



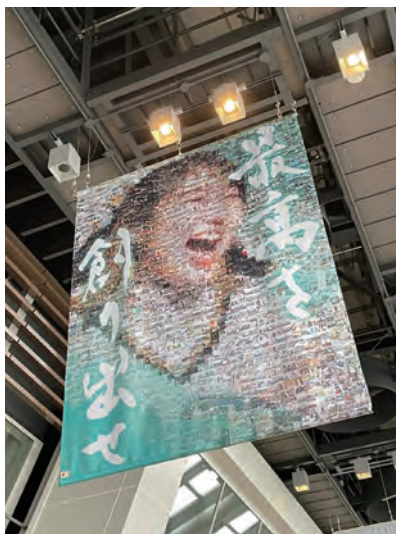
『大東文化大学百年史』 上
2023（令和5）年



創立100周年キービジュアル
2022～24（令和4～6）年



◀ 創立100周年記念グッズ
2023（令和5）年



東松山キャンパスに掲げられたモザイクアート▶
2023（令和5）年



ホームカミングデーの様子
2023（令和5）年



◀ 創立100周年記念ラッピング
（板橋キャンパス）
2023（令和5）年

創立100周年記念バナー▶
（東松山キャンパス）
2023年（令和5）年



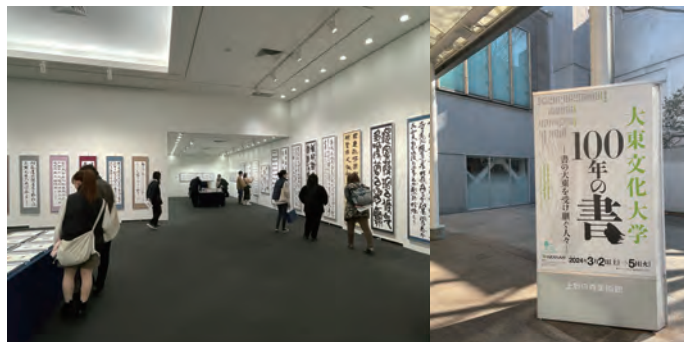


茂住修身「令和」の揮毫
2019（令和元）年



書道研究所のカレンダー
2014（平成26）年

「大東文化大学100年の書」
一書の大東を受け継ぐ人々」
フライヤーと図録
2023（令和5）年



「大東文化大学100年の書」展
2023（令和5）年

東京五輪2020への出場が▶
決まった本学出身の選手
2019（平成31）年



◀陸上競技部女子長距離
左から鈴木優花さん(OG)、
外園隆監督、野田真理耶
選手
2024（令和6）年

平昌冬季パラリンピック▶
ノルディックスキー
日本代表の阿部友里香選手
2018（平成30）年
画像提供：x-1





◀ 3大駅伝制覇の
陸上競技部男子長距離
1990（平成2）年



第69回全日本大学バスケットボール選手権大会で
初優勝した男子バスケットボール部の祝賀会
2017（平成29）年



◀ 関東大学ラグビーリー
グ戦優勝を決めたラグ
ビー部
2017（平成29）年



大東文化大学のシンボルマーク（左）とイメージキャラクター（右）
2001（平成13）年



◀新設3学科の広告写真
2018（平成30）年



私学ブランディング事業によりデジタルアーカイブスが始動
2019（平成31）年

概 観（下巻）

下巻では、一九八〇年代末から二〇二〇年代初頭までの約三五年間を対象として、大東文化大学の歩みを記述する。

この期間、世界情勢は一九八九（昭和六四／平成元）年の東西冷戦終結を画期として大きく変化した。冷戦当事国であった米ソ二大国のうちソビエト社会主義共和国連邦が一九九一年暮れにその七〇年弱の歴史に終止符を打つ一方で、アメリカ合衆国の政治力・経済力も衰え、世界は多極化の時代に突入していった。不安定な世界において二〇〇一年にはアメリカを標的とした同時多発テロが発生、二〇〇三年には第二次湾岸戦争が勃発、間断なく続く中東パレスチナでの紛争、さらに二〇二二（令和四）年、二一世紀に入って最大規模の戦争（ウクライナ戦争）も勃発している。

日本では一九九〇年代初頭にバブル景気と呼ばれた好景気が終わり、それに続く長期停滞を経験するなかで、人々は先が見通せず、政治不安・社会不安が高まっている。また、二〇一一年に発生した東日本大震災などの大規模災害や、二〇一九年に中国の武漢を震源に世界的な規模で拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の大流行（パンデミック）に見舞われたことはまだ記憶に新しい。

このように世界中が「危機の時代」に突入するなかで、将来を担っていく若者たちの教育の問題もその困難さを増している。とくに日本の場合、二〇〇〇年代から顕在化してきた「少子化問題」はさまざまな教育機関

にとって重要な問題のひとつになっている。大学にとっては、一八歳人口の減少という近代日本がはじめて直面する事態の発生によって、これまで進学率の上昇にともなう大学生は増え続けていくものであるとの認識が一八〇度変わらざるをえなくなった。

この問題が重要であるのは、単にそれが大学の経営基盤を揺るがすことだけにあるのではない。若年人口の減少は、やがて労働力不足を引き起こし、生産力の低下、さらには市場縮小を通じて経済の停滞を招く。こうした事態を避けるためには労働者の数を減らさないことだけでは十分ではなく、一人あたり労働生産性を高めること、すなわち技術革新（イノベーション）が極めて重要となってくる。

その技術革新の中核にあると考えられているのが、情報通信技術（ICT）であり、人工知能（AI）である。これら技術革新は、社会全体を「工業社会」から「情報社会」へと変化させ、さらには「Society 5.0」と呼ばれるような社会を生み出そうとしている。こうした技術革新にもとづく変化が教育にとって重要であるのは、そもそも近代の学校制度が、産業革命以降の「工業社会」に適応する労働力の創出を第一に求め続けてきたからである。したがって、「工業社会」から「情報社会」、さらにはその先の社会への移行にともない、これまでの教育の目的は変化せざるをえない。政府も現代の「情報社会」の特徴を知識基盤社会と位置づけ、①知識に国境がなくグローバル化が一層進む、②知識は日進月歩であり競争と技術革新が絶え間なく生まれる、③知識の進展は旧来のパラダイムの転換をとまなうことが多く幅広い知識と柔軟な思考力にもとづく判断が一層重要となる、④性別や年齢を問わず参画することが促進される、などを挙げることができるとし、より主体的に社会の諸問題を発見し、それを協同して解決していく能力を身につけることが重要であるとしている。そして、こうした認識にもとづいて日本の高等教育や大学のあり方も見直しが迫られている。一九九一年六月に文部省

（現・文部科学省）が公布した「大学設置基準の一部を改正する省令」（いわゆる「大学設置基準等の大綱化」。以下、大綱化）はその画期であり、「大綱化」以降、実にさまざまな高等教育政策が打ち出されてきた（資料X-1）。

「情報社会」は、近代的なジェンダーにもとづく意識や価値観も大きく変えてきている。しかし、社会も学校も、そうした変化に十分に適応しているとは言えない。高度成長期に培われてきた価値観と先行き不透明な時代の価値観の摩擦も顕著である。こうした摩擦が、絶えず生じている各種ハラスメント問題の原因のひとつであるとも考えられる。一九八五（昭和六〇）年の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下、男女雇用機会均等法）施行を契機として問題の重要性に対する認識は高まりつつあるが、その解決にはまだまだ遠い。

一方、少子化問題が顕著に現れてきたのも同時期のこととで、「二〇一八年問題」がにわかに注目を集めるようになった。「二〇一八年問題」とは、日本の一八歳人口が二〇一八年ごろから減少することにもない、大学進学者数の不足から結果的に多くの大学において定員割れによる大学経営問題が起ることを予測した言葉であり、一九九〇年代より大学受験業界を中心に用いられるようになった。事実、一八歳人口は一九九二年の二〇五万人をピークとして減り続け、二〇〇二年には一五〇万人まで減じている。二〇〇八年以降しばらくは二二〇万人台で推移していたが、二〇一八年には二二〇万人を割って一一八万人となり、二〇二四年には約一〇六万人まで減少した。

二〇二四年度時点においてすでに私立大学の約六割が定員割れを起こしているが、今後はさらにその傾向が強まることが懸念されている。各種予測にもとづけば、二〇三〇年までに日本の少子高齢化はさらに進行し、高齢者の割合が人口の三割に達する一方で、一八歳人口は一〇〇万人を割り込むと予測されている。本格的な

学淘汰の時代は目前に迫っているのである。

こうした一九八〇年代末以降の内外の環境変化に応じて大東文化大学でも学部や大学院を問わず、教育内容や組織編成の改革などが検討され、実行されてきた。新学部・学科の創設を含む学部学科の再編成やカリキュラムの見直し、さまざまな入試改革などはその具体的な現れである。また板橋・東松山両キャンパスの整備なども、より快適かつ安全で効率的な学修環境を提供するために実施された。また先行き不透明な現代社会にあってより綿密な中長期の経営計画が求められ、二〇〇八年には「中期経営計画」(CROSSING 2023)、二〇一四年には「DAITO VISION 2023」、そして二〇二二年には「DAITO VISION 2033」が策定され、現在に至っている。

高等教育政策の動向

戦後の新教育制度発足以来、大学にとって最大の転機となったのは、大学設置基準の「大綱化」である。「大綱化」の骨子は、個々の大学が、その教育理念・目的にもとづき、学術の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開しうるよう制度の弾力化を図るとともに、大学の水準の維持向上のため自己点検・評価の実施を期待するというものであった。

これは一九七〇年代以降、大学への進学者数、進学率が大幅に上昇し（資料X-2）、かつてのエリート主義的な大学のあり方が時代の要請に合致しなくなってきたという事情によるところが大きい。このような変化を踏まえて大学設置基準の見直しがはじまったのは、一九八四（昭和五九）年の臨時教育審議会（以下、臨教審）設置からであった。一九八六年、臨教審はその第二次答申において、大学教育の充実と個性化のための大学設

置基準の大綱化・簡素化など、高等教育機関の多様化と連携、大学院の飛躍的充実と改革、ユニバーシティ・カウンシル（大学審議会）の創設をうたった。さらにこれを受けて、文部大臣の諮問機関として一九八七年九月に設置された「大学審議会」（二〇〇一「平成二三」年一月の省庁再編にともなって中央教育審議会大学分科会「以下、中教審」に再編）の答申により、一九八九年の大学院設置基準の改正、一九九一年の学校教育法等の改正、大学設置基準・学位規則の改正などがおこなわれたのである。

「大綱化」によって大学設置基準の規定が弾力化されたことで、各大学においては多様で特色のあるカリキュラム設計が可能となった。具体的には、開設授業科目の科目区分（一般教育、専門教育、外国語、保健体育）がなくなり、科目区分別の最低修得単位数も廃止された（卒業に必要な総単位数のみ規定）。また必要専任教員数に係る科目区分や教員の専兼比率（専任教員と兼任教員「非常勤教員」の比率）の制限も廃止され、単位の計算方法の合理化が図られ、演習等の授業をおこないやすくなった。さらに学士を学位に位置づけるとともに、これまで二九種類に限定されていた学士の種類が廃止された。こうした自由化の動きは、裏を返せば各大学にとって独自のカリキュラム改革を速やかに進めていく必要が生じたことを意味した。また教養課程と専門課程の枠が取りはずされたことによって、従来の教員組織も大幅な変更を余儀なくされることとなった。

そのほかに、各大学が、自らの責任において教育研究の不断の改善を図るよう促すため、自己点検・評価システムを導入すること、生涯学習等に対応した履修形態の柔軟化、科目登録制・コース登録制の導入、昼夜開講制の制度化、大学以外の教育施設などにおける学修成果の単位認定、編入学定員の設定が示された。

その後も大学審議会は、一九九五年九月に「大学運営の円滑化について（答申）」において、学長・学部長などのリーダーシップの発揮、評議会・教授会のあり方、事務組織のあり方、開かれた大学運営（学生の声を

聴くなど）などを示し、一九九七年二月には「高等教育の一層の改善について（答申）」において、大学の理念・目標の明確化、教養教育の重要性の再確認、学修効果を高める工夫、準備学修・復習についての指示、成績評価に対する一層責任のある姿勢、教育活動の評価のあり方、学士の学位授与の基礎資格の付与なども示している。また情報化の進展にもなつて同年同月、「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について（答申）（資料X-3）では、テレビ会議システムを利用した「遠隔授業」を大学設置基準上に明確に規定し、「遠隔授業」により取得できる単位数を、一二四単位のうち三〇単位までとすることが示された（二〇二〇「令和二年のコロナ禍においては遠隔授業等の実施に関する特例的な措置が講じられた」）。

一九九八年一〇月、「二二世紀の大学像と今後の改革方策について（答申）」（資料X-4）では、大学改革の四つの基本理念を示すとともに、これに沿った具体的な改革方策が提言された。列举すると、

1. 課題探求能力の育成——教育研究の質の向上——
 2. 教育研究システムの柔構造化——大学の自律性の確保——
 3. 責任ある意思決定と実行——組織運営体制の整備——
 4. 多元的な評価システムの確立——大学の個性化と教育研究の不断の改善——
- である。これらにもとづき、一九九九年三月と一〇月にそれぞれ大学設置基準等改正要綱が示された。

二〇〇〇年一月、「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（答申）」（資料X-5）では、高等教育の国際化と質の向上（国際的な通用性・共通性の向上）を目指し、高等教育制度および教育研究水準の両面にわたって、五つの視点（一 グローバル化時代を担う人材の質の向上に向けた教育の充実、二 科学技術の革新と社会・経済の変化に対応した高度で多様な教育研究の展開、三 情報通信技術の活用、四 学生・教員等の国

際的流動性の向上、五 最先端の教育研究の推進に向けた高等教育機関の組織運営体制の改善と財政基盤の確保）に立つて具体的改革方策が提言された。

また前記と同時に出了れた「大学入試の改善について（答申）」（資料X-6）では、大学入学者選抜の改善のための基本的な視点として、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明示した上で、各大学にふさわしい選抜をおこない、各大学が「求める学生」を見いだすこと、受験生の能力・適性などを多面的に判定（評価尺度の多元化の推進）すること、受験機会の複数回化（やり直しのきくシステムの構築）を導入すること、公平性についての考え方の見直しなどが示された。同時に、各大学における入学者選抜の改善として、募集単位の大くり化と、そのなかでの多様な選抜方法、評価尺度の導入、受験教科・科目の適切な設定とその内容、アドミッション・オフィス入試の適正かつ円滑な推進なども示された。

以上、一九八七年の大学審議会設置前後から二〇〇一年の省庁再編にともなうて大学審議会が中教審に発展的に解消されるまでの動向についてその概要を追ってきた。この間、実に二八もの答申・報告がだされておろ、国の高等教育政策は、「各大学の自由に任せる」と言いながらも、実態としては大学に対して早急な改革を迫るものとなつており、現在に至るまで大学における「改革疲れ」を生み出してきた面も否定しがたい（新連載第一回 日常化した大学改革）『大學新聞』二〇一一年四月二一日号）。

しかし、二〇〇一年以降も中教審は、大学教育に関する多くの答申をおこない、大学改革を促している。とくに二〇〇二年八月に公表した「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」（資料X-7）では、大学・学部の新設置認可制の見直しと届出制の導入によつて煩雑な審査手続きの簡素化（準則主義の導入）をうたう一方で、第三者評価（適格認定）制度を導入し、法令違反状態の大学に対しては是正措置を取ること

とした。設置認可に関する規制を緩める代わりに、「質保証」という名の下に不断の自己点検が必要となってきたのである。

二〇〇三年一月の「大学設置基準等の改正について（答申）」（資料X-8）では、大学・学部等の名称、教員組織の年齢構成、学長・教授・助教授の資格などが示され、二〇〇六年にはこれにもとづき教員組織に関する規定の明確化（組織的な連携体・責任の所在）、弾力化（講座制・学科科目制に関する規定削除）、専任教員数等の規定明確化がおこなわれた。また同年、専門職大学院の制度化が実施され、法科大学院の創設など、実務に直結する高度専門職業人の育成を目的とした制度改革がおこなわれた。なお二〇〇七年の学校教育法改正によって助教授という職位が廃止されて准教授という職位に変わり、また従来の助手が助教という職位に変更され、教授・准教授に次いで教育活動と研究活動をおこなう独立した教員として位置づけられた。講師の職位は置いても置かなくても良いものとされたが、本学の教育職員に関する規程では、教授、准教授、講師、助教、助手という職位が置かれている（以下の叙述も、二〇〇七年四月一日以降は新職位にもとづく）。

さらに二〇〇四年、経営の自主性と効率性の向上を目標とした国立大学の法人化が実施された。国立大学法人化は「大綱化」と並ぶ戦後日本における大学教育政策の大きな転換点のひとつであり、単に国立大学だけの問題にとどまらず、私立大学もガバナンス改革を自らのものと考ええる契機となるものでもあった。以降、国公私立大学は新しいガバナンス体制のもとで教育・研究の改善に取り組むことになり、中教審も「制度整備」より「運用・定着」の議論に重きを置くようになっていった。

その意味で国立大学法人化以降しばらくは一見すると目立った中教審答申はないようにも見える。しかし、これは「空白期間」ではなく、制度改革の実施と定着を進める期間であり、多くの実務的・制度的なフォロー

アップや準備がおこなわれた。以下、この期間の主な動向と関連する中教審の動きを整理しておく。

二〇〇五年一月の「我が国の高等教育の将来像（答申）」（資料X-9）では、大学自らの選択による緩やかな機能分化、学位を与える「課程」中心の考え方への再整理、入学者選抜・教育課程の改善、「出口管理」の強化等が示された。また大学院改革の方向性としては、人材養成の観点からの各大学院（課程）の機能の明確化、大学院教育と学士課程教育、大学院以外の専門教育との関係の明確化などが提言され、同年九月、「新時代の大学院教育——国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて（答申）」（資料X-10）では、国際的な競争力をもつ大学院教育の構築を目指し、教育内容の充実、研究指導体制の強化、大学院生のキャリア支援など、多角的な改革の必要性が提言された。

二〇〇八年一二月の「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（資料X-11）は、大学教育の質保証を強化するため、各大学に対して「三つの方針」（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシー）の明確化と公表を求め、学士課程教育の体系的な構築と学修成果の可視化を推進することが提言された。本答申は「三つの方針」の明確化を求める最初の提言として重要であり、教養教育と専門教育の接続、初年次教育、学士力の育成に言及している。

これらの答申は、大学教育の質的転換と国際競争力の強化を目指した重要な提言であり、現在の大学教育改革の基盤となっている。この時期の答申のキーワードとしては、質保証、学士力、「三つの方針」、大学の機能分化と選択と集中、学修成果の重視などを挙げることができるだろう。

こうした二〇〇〇年代初頭の制度改革を受けた「運用強化・質的充実」のフェーズを経て、二〇一二年八月には、学修成果の可視化と質保証をうたった「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（答申）」

（資料X-12）が出された。この答申は、当時の日本の大学教育の転換を目指す重要な提言であったが、その背景としては、グローバル化・少子化・知識基盤社会の進展などにより、大学に求められる役割が変化したことがあり、また直面する課題として、学生の学修時間の短さ、学士課程教育の質のばらつきなどが問題視され、「学びの質」への懸念の高まりが挙げられた。

やや詳しく見ておこう。まずこの答申の基本方針をひとことと言うならば、「質の保証と転換」である。「量から質へ」の転換が強調され、大学教育のあり方を抜本的に見直すべきとされた。具体的には、第一に、学士課程教育の質転換を担保するものとして、何を身につけて卒業すべきかを明示し、教育内容と整合性をもたせる「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」の明確化と公表の義務化、学修成果にもとづいたカリキュラム設計を促す「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）」の策定が提言された。また教育方法の改革として、アクティブ・ラーニングの導入、学修成果の可視化（学修ポートフォリオの策定など）が挙げられ、同時に、単位制度の厳格化を図り、週あたりの学修時間を確保することが示された。第二は、FD（Faculty Development）とIR（Institutional Research）を通じて教員の教育力向上と教育・学修データにもとづくマネジメントを推進すること、GPA（Grade Point Average）制度などの導入を含め、成績評価の客観性と透明性を高めることである。第三に、学力だけでなく、意欲や学ぶ姿勢を評価する入試制度の導入を推奨し、大学入学者選抜の改善を図ることである。これは、もちろんアドミッション・ポリシーとも関連する。第四に、高校段階からの「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」を促進し、高大接続の強化を促すこと、同時に高大教員の相互理解、教育内容の整合性を重視することがとえられた。そして、最後に大学の社会的責任を強化すること、地方創生やリカレント教育の推進を通じて社会との連携を図っていくことである。

以上のようにこの答申は、「学修者本位」の視点から大学教育の抜本的な改革を目指すものであり、従来の制度・慣行に対し、教育の質保証・可視化・改善サイクルの強化を軸に、「知の拠点」としての大学の再構築を提言するものであった。

最後に二〇一四年に政府によって打ち出された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のなかにある東京圏への人口集中を是正するための施策について見ておく。この施策のなかでは、とくに若者の地方定着を促進するため、東京二三区内の大学の新設や定員増加を抑制する方針が示された。また、二〇一八年には「地方大学・地域産業創生法」が施行され、東京二三区内の大学に対して、原則として定員増加を一〇年間禁止する「二三区規制」が導入された。ただし、実効性に乏しいなどの批判もあり、二〇二三年六月には、省令の改正により、デジタル分野に限って東京二三区内でも定員増加が可能となるなど、規制の一部緩和がおこなわれた。しかし、政府は、全面的な撤廃については慎重な姿勢を示しており、現時点での先行きは不透明である。日本私立大学連盟や東京都などからは、規制が学生の学びの機会を制限し、大学教育・研究活動に支障をきたすとの指摘がなされ、二三区規制の早期撤廃を求める声が上がっている。

大学におけるコンプライアンス問題とガバナンス改革

一九七九（昭和五四）年に調印、一九八一年に発効した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（男女差別撤廃条約）」批准のため、一九八五年に制定、翌年から施行された「男女雇用機会均等法」は、職場での性別にもとづく差別をなくし、平等な雇用機会を提供することを目的とした法律であった。その後、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの問題が社会的に注目され、また人権意識の高まりから、

雇用の差別にとどまらず、これらハラスメントの防止措置を講じることを企業に義務づける法改正がなされた。これによりハラスメントの具体的な定義が法的に明確化され、企業は、ハラスメントが発生しないような職場環境の整備や問題が発生した場合の迅速な対応策を取り入れることを迫られた。こうしたハラスメントに関連する法律の制定・改正に対応し、大学でも対策が講じられるようになってきている。とくに一般企業とは異なるアカデミック・ハラスメントなど大学固有の問題もあつて各大学とも慎重に対策を講じているところである。ほかに近年では、男女雇用機会均等法の枠を超えて、男女問わず育児や介護と仕事を両立できるようにするための取り組みが進められており、育児・介護に関するハラスメントを防ぐための法的措置が強化されている。さらにLGBTQ+（性的少数者の総称のひとつで、多様な性のあり方を示す）の従業員に対する差別やハラスメントも注目されるようになり、性別や性的指向にもとづくハラスメントの問題もクローズアップされ、大学でもこれらあらゆるハラスメント防止の対策が講じられている。

一九九〇年代以降、日本の大学におけるガバナンス（組織運営）に関する問題は、社会の変化や教育・研究環境の変動に応じて多様化し、複雑化してきた。とくに大学の自治や経営の効率化、財政難への対応などが主要な課題となり、これらが大学の運営や教育・研究の質に大きな影響を与えている。ごく近年では日本大学アメリカンフットボール部不祥事に端を発する日大のガバナンス問題に世間の関心が集まったことは記憶に新しい。以下、一九九〇年代以降の日本の大学におけるガバナンス問題の主要な動向をまとめておく。

日本の大学は長らく「大学の自治」を重視し、学内の教授会が大学運営の中心となっていた。しかし、一九九〇年代以降、外部からの評価や監督が強化されるようになり、学内での決定権をもつ教授会や学内組織に対する批判が高まり、外部評価機関による大学の評価が導入された。これにより、大学の教育・研究の質向上を

目的とし、さらにはその財政支援をおこなうための基準が設けられることとなった。

二〇〇四（平成一六）年の国立大学法人化によって、日本の国立大学は国から独立した法人として運営されることになったが、財政的な自由度が増す一方で、より経営の効率が求められ、教育の質や研究活動とのバランスが問われるようになった。これはまた大学経営陣と学内の教授陣や職員との対立を生む要因となった面も否定できない。とくに大学運営における意思決定権をもつ学長（経営責任者）の役割が拡大し、学内の伝統的な運営スタイルと経営の効率化を求める外部的なプレッシャーとの間で緊張が生じている。

大学に経営という観点が導入され、その効率化、透明性、予算管理の強化が求められている背景としては、次のような要因が考えられる。まず、一九八〇年代末以降のグローバル化の進展により、日本の大学でも国際化が進み、外国からの学生の受け入れや、海外の大学との提携、留学プログラムの充実が推進されたことである。これにより、大学の競争力を高めることが求められたが、国際的な評価やランキングの問題が、新たなガバナンスの課題となった。たとえば、QS世界大学ランキング、THE世界大学ランキングの影響を受け、大学の教育・研究の質向上が急務となり、ランキング上昇を目指した改革が進められ、大学の内部運営や組織改革を加速させた。国際化の進展にともなう競争力強化という課題は、一部の有力大学の問題に限られると思われるが、少子化の影響からくる国内の学生数減少が必至であることに変わりなく、定員割れを避けようと思えば海外からの学生受け入れの問題は、決して他人事ではないのである。

その少子化問題が直接的に大学ガバナンスに与えている影響はかなり大きい。少子化の進展により、大学の定員割れが深刻化し、大学間の競争が激化していることは言うまでもなく、とくに地方の私立大学や専門職大学院は、学生募集に苦しみ、経営の再建が必要とされている。打開策としては、大学自体の統廃合や再編、規

模の縮小や特色化などを模索していくことが挙げられる。実際、私立大学はもちろんのこと国公立大学でも統廃合や再編などを含んだ諸改革がおこなわれている。また少子化による学生数の減少とあいまって日本経済が停滞するなかで政府の財政支援が縮小し、大学財政が厳しくなったことも大学のガバナンス改革が大きな課題となっている要因である。大学は財政改善のために、民間企業との連携や寄付金の獲得、産学連携を強化し、また大学内の不動産や知的財産を活用した資産運用を進めようとしている。しかし、こうした取り組みが失敗した事例も多く、後述するように教育や研究の本来の目的に影響を与えかねない事態も起こっている。

女性の進学率の上昇や多様な学生の受け入れも大学ガバナンスに影響を与えている（ジェンダー平等と多様性の問題）。とくに、女性教員の比率や、外国人教員・学生の受け入れなど、多様なバックグラウンドをもつ人々の受け入れが課題となっている。

このように一九八〇年代末以降、日本の大学はガバナンス改革を進め、法人化や学長権限強化、経営効率化、国際化、少子化対応など、多くの課題に取り組んできた。とくに大学の財政難や外部評価の強化がガバナンス問題に大きな影響を与え、学内組織との対立や教育・研究の質とのバランスが難しい課題として残っている。今後、社会の変化に対応するため、大学のガバナンス改革を継続的に進めることが求められるであろうが、つねに教育や研究の質をどう確保するかを問い直すことが重要である。その意味で外部評価や内部評価の強化が進んでいるものの、それが過度に競争的な評価基準に偏ることや、企業が求める即戦力となる人材を育成するという視点から大学の教育が「実務重視」に偏ることへの批判もあることを忘れてはならないであろう。

コロナ禍と大学教育

二〇〇〇年代以降の日本は、地震・豪雨・疫病など多くの災害に直面し、そのたびに社会が適応しながら変化してきた。そのうち新型コロナウイルス感染症（COVID-19）とその対応について見ておく。

二〇一九（平成三一／令和元）年に発生したと見られる新型コロナウイルス感染症は、二〇二〇年初頭から日本国内でも多数の感染者・死者を発生させ（累計三〇〇〇万人以上が感染）、二〇二三年の「第5類」への基準引き下げがなされるまで緊急事態宣言や行動制限により経済・社会活動を停滞させた。その間、ICTを活用したりモットワークが急激に普及、オンラインによる遠隔授業も一般化した。

大学教育に対する影響に限ってみても急速かつ広範な変化がもたらされ、その影響は一過性の対応にとどまらず、中長期的な制度改革や教育理念の見直しにも波及している。

二〇二〇年春にはほぼ全国の大学が対面授業を停止し、Zoomや各種LMSなどを用いた遠隔授業への切り替えをおこなった。感染拡大が止まった後も、対面授業とオンライン授業を併用するハイブリッド型授業が一部で定着しており、とくに大規模講義や地方・海外の学生向けに活用されている。こうした変化は、教員・学生ともにデジタル機器の活用能力を飛躍的に向上させ、eラーニング教材の整備や動画教材の活用を常態化させた。一方でオンラインでは困難なグループワークやディスカッションなど対面形式授業のメリットが見直され、対面交流が必要なクラブ活動の価値もあらためて認識され、「大学らしさ」や「共同体としての学び」が再評価される契機ともなった。また成績評価の方法も多様化した。コロナ禍では従来型試験の実施が困難ななか、レポート、プレゼンテーション、ポートフォリオ評価が増え、「プロセス重視」の傾向が強まったと言えよう。

大学のガバナンスとしては、学生支援の必要性が高まり、アルバイト喪失や孤立に苦しむ学生への支援（学費減免・緊急給付金・メンタルヘルスケア）が課題となり、大学の学生支援体制が強化された。またコロナ対策として地域との連携（ワクチン接種会場の提供など）を通じて、大学の公共的使命が再認識されるなどとした。

全般にコロナ禍によつて感染対策、情報セキュリティ、ガバナンス体制の見直しが図られ、「危機に強い大学」を目指す方向性が出てきた。今後の展望としては、オンライン教育の質保証やデジタル・ディバイド（ICTを利用できる人と利用できない人の間で生じる格差）対策が継続的な課題として挙げられている。

また二〇二二年二月、中教審は「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について（審議まとめ）」（資料X-13）で、コロナ禍における大学教育の変化と今後の方向性が議論されている。そこでの議論の内容として重要なのは、コロナ禍により、学生の学修時間が増加し、オンデマンド授業を通じた反転授業の導入など、新たな学びが形成されつつあることが指摘されていることである。またコロナ禍の経験を踏まえ、学修者本位の教育を実現するために、授業科目の精選・統合や、学生が同時に履修する授業科目数の大胆な絞り込みを進めることが求められている。

さらに、第一次安倍内閣期に「教育再生会議」として発足、第二次安倍内閣期の二〇一二年から名称変更した「教育再生実行会議」も、コロナ禍を契機に高等教育のあり方を見直し、いくつかの提言を発表しているが、二〇二一年六月に同会議が出した「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（資料X-14）では、コロナ禍により急速に普及した遠隔・オンライン教育の現状と課題を踏まえ、遠隔・オンライン教育の普及の現状とメリット、デメリットが指摘されている。

これらの答申や提言は、コロナ禍を契機に高等教育のあり方を見直し、質の高い教育の実現に向けた方向性

を示しているもので、今後も、デジタル技術の活用や学修者本位の教育の推進が重要な課題となるであろう。

下巻の構成

下巻は、第八・九章の二章構成で、第八章は、大学設置基準の「大綱化」を契機に導入された自己点検・評価システムの概要などについて叙述する。またこの時期に増設された学部・学科、研究科・専攻などの設置経過を中心に、本学の研究・教育の充実が図られていく過程も見る。同時に一九九三（平成五）年の創立七〇周年記念事業、板橋キャンパス整備事業、二〇〇三年の創立八〇周年記念事業など、主としてキャンパス整備事業と周年事業の内容を見ておく。また学術、芸術、スポーツ各分野における個別の成果や活躍の様子を述べる。

第九章は、「大東文化大学の現在と未来」と題し、中長期経営計画の策定と大学のガバナンス問題、二〇〇五年以降の学部学科および大学院専攻の増設・閉講の過程、さらに創立九〇周年記念事業（二〇一三年）と東松山キャンパス整備事業計画の完了までの過程を見る。そして、二〇一九（令和元）年末から世界中を席卷した新型コロナウイルス感染症の衝撃と本学の対応も後世への記録として残しておかねばならない。最後に創立一〇〇周年記念事業についても触れ、今後の課題や将来展望について言及する。

資料については、上巻・中巻と同じく「資料編」としてまとめて配置し、最後に主要役職者一覧や組織の変遷などを掲げ、読者の便宜を図った。

第八章

変化し続ける大学



大学案内パンフレット
1980～1990年代初頭



自己点検・評価報告書

1998（平成10）年、1999（平成11）年、
2000（平成12）年、2005（平成17）年



CROSSING（入試案内）
1990年代



初の学外卒業式（国際フォーラム）
2002（平成14）年3月20日



創立80周年記念式典
2003（平成15）年9月20日



中央棟から見た新3号館
2003（平成15）年9月



工事中の板橋キャンパス
2003（平成15）年



『青桐会創設55周年記念誌』
2016（平成28）年



大東エコキャンパスのリーフレット
2003（平成15）年9月

本章では一九八〇年代末から二〇〇三年（創立八〇周年）までのおよそ一五年間を扱う。「概観」でも述べたように、この期間においては大綱化を契機として本学のみならず日本の大学を取り巻く環境に大きな変化が生じた。

大綱化以前は、「学部の種類は、文学、法学、経済学、商学、理学、医学、歯学、工学及び農学の各学部、その他学部として適当な規模内容がある」とまとめられるものとする」と規定され、私立大学の学部名称もこの規程に沿った形でつけられていた（その意味で、本学の「文政学部」「一九四九（昭和二四）―六一年」の名称はやや例外かもしれない。また規模があまり大きくない国公立大学では二つの学部名称をあわせた「文理学部」のような学部名称もあった）。またカリキュラムについても、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目および専門教育科目の区別が定められ、それぞれについて卒業に必要な単位数（一般教育科目三六単位、外国語科目八単位、保健体育科目四単位、専門教育科目七六単位の合計一二四単位）が規定されていた。また、学士の名称については、学部名にに応じて、文学士、理学士など二九種類が定められており、それ以外の専攻の名称を名乗ることは認められていなかった。

しかし、大綱化によりこうした規制は大幅に緩和されることとなり、「学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるもの」とされ、学部名称の例示がなくなかった。カリキュラムについても、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目および専門教育科目の区別が廃止され、卒業に必要な単位数は一二四単位で変わらなかったものの、科目区分と単位数は各大学が自由に設定できるようになった。さらに、「学校教育法」および「学位規則」の改正によって学士の名称が「学位」の一種に位置づけられるとともに、名称も「〇〇学士」の表記から「学士（〇〇学）」の表記に変更され、「〇〇学」の表記もカリキュラムにより大学が自由に設

定できることとされた。

大綱化の結果、国公立大学を問わず組織改革（以下、改組）がおこなわれ、情報・環境・国際・地域・総合・政策等のキーワードを組み合わせた多種多様な名称の学部が新設もしくは既存学部の改組により設置されることとなった。本学も大綱化を受けて経済学部から分離独立するという形で二〇〇〇（平成一二）年に経営学部が、二〇〇一年には環境創造学部が設置されると同時に経済学部も社会経済学科と現代経済学科の二学科体制となった。二〇〇五年には従来各学部に所属（以下、分属）して保健体育科目を担当していた教員および医学技術専門学校臨床検査科の教員を中心に構成されたスポーツ・健康科学部が誕生した（第九章）。授業評価や自己評価システムの導入などについてもおおむね他大学と歩調を合わせながら、また一部では他大学に先んじて導入されていた。

以下、第八章第一節では、一九八六～九二年までの「ゴールデンセブン」と呼ばれた期間の本学の動向について見ておく。この時期、受験生は急増し、私立大学にとっては黙っていても学生が集まる、いわば「天国の時代」であった。逆に受験生にとってみれば、受験「地獄の時代」であり、社会問題ともなっていた。こうした状況のなかで一九九三年に本学は創立七〇周年を迎えた。

第二節では、大綱化以降の教養課程改革とそれにもなう学部学科のカリキュラム改革、そして国際関係学部設置以降の学部学科新設・改組、大学院教育の充実過程を叙述する。

第三節では、大綱化によって必須となった自己点検・評価システムの導入、そして学園全体のガバナンスのあり方について、たとえばハラスメント問題への対応施策、UI（University Identity）戦略との関係性についてまとめる。

第四節では、現在の姿に直結する板橋キャンパスおよび周辺諸施設の整備事業について取り上げ、最後の第五節では、本学受験者数がピークを迎えた一九九〇年代から二〇〇〇年代初頭における学術、スポーツ、芸術など、さまざまな分野における本学教員、学生らの活躍について叙述し、あわせて創立八〇周年記念事業について述べる。

第二節 「ゴールデンセブン」の時代と創立七〇周年記念事業

一九八〇年代から大東文化大学は東松山キャンパスの拡張計画を進め、一九八六（昭和六一）年度からの臨時定員増加を見越して志願者増加に備えた。この背景には一八歳人口の自然増と進学率上昇、バブル経済による家計の可処分所得の増加があった。一九八六年の臨時定員増加と国際関係学部新設により、志願者数は急増し、一九九二（平成四）年度には過去最高の約四万五〇〇〇名に達した（二〇二五「令和七」年度入試に至るまでで最多）。この志願者急増の七年間は「ゴールデンセブン」とも称された。そして、本学は一九九三年には創立七〇周年を迎え、記念事業として国際交流施設の整備、『大東文化大学七十年史』や記念論集の刊行、学術調査研究が推進された。

一 臨時定員増加にともなう志願者の増加

二一世紀に向けて「特色豊かな教育の基盤作り」を実現すべく、一九八〇年代から東松山キャンパスの拡張建設がはじまった。一九八三（昭和五八）年度の「学校法人大東文化学園事業計画」（資料Ⅺ―Ⅰ）において完成年度を一九八九年度と定めたこの計画は、高度情報化社会への変化に対応し、時代の流れを牽引していくための「学術の理想郷をつくる壮大な試み」であり、「私学に課せられた『国家的事業』」とされた（『大東新聞』一九八五年一月一五日号）。時の理事長は大西経信、学長は香坂順一である。この拡張建設事業は、私立大学の臨時定員増加を見越したものであった。臨時定員増加とは、人口動態から予想される一八歳人口増加を前提に当時の文部省が打ち出した私立大学の臨時的な定員増加を認める施策のことである。一八歳人口の自然増分にくわえて経済状況の好転からの進学率上昇という要因がこの施策の背景にはあった。一九七〇年代の二度の石油危機を乗り越えた日本は、一九八〇年代には主力産業が鉄鋼業や石油化学工業といった重化学工業から自動車や精密機械といった加工組立型産業に転換し、アジア域内での分業構造を進展させながら、世界経済を牽引する力をつけていった。さらに一九八五年のプラザ合意以降は急速な円高を背景に国内では「カネ余り」と称される状況が現出し、それが株価や地価などの資産価格を押し上げるという状況（いわゆる「バブル経済」）を生み出していった。このバブル経済期には家計の可処分所得上昇にともなって大学への進学率も上昇し、男子で四六パーセント、女子も二五パーセントを超えた。そのため文部省は、一定の基準を満たした大学に対して臨時的にその入学定員の増加を認めたのである。

中巻でもすでに触れたところではあるが、本学も一九八六年度から一四年間での臨時定員増加を一九八五年

九月二六日に申請（文学部を除く三学部）し、一二月二五日に認可された。結果、一九八六年四月には五学部一学科のうち、経済学部が経済・経営二学科合計で入学定員一〇〇〇名に、外国語学部が中国語学科・英語学科合計で入学定員四五〇名に、法学部が入学定員三五〇名となった。一九八六年度の臨時定員増加を見送った文学部の入学定員二五〇名と新設の国際関係学部二〇〇名とをあわせて入学定員二六三〇名、総定員数が一万五二〇名となり、ここではじめて一万名を超える規模の大学となったのである。

臨時定員増加と新学部設置によって本学への志願者数も急増した。一九八五年二月におこなわれた入学試験では文学部、経済学部、外国語学部、法学部の四学部合計で一万五八三五名の志願者を集めていたが、八六年度入試では一万七三四四名（うち経営学科は前年の二倍）に増加、一ヶ月遅れで実施された国際関係学部への志願者数も国際関係学科一二七三名、国際文化学科九三八名と両学科合計二〇〇名定員のところに約一〇倍の志願者が集まった。既存四学部九学科と国際関係学部への志願者数合計は一万九五五五名となり、前年比で二三パーセント増加となった。八七年度入試では五学部合計二万四九五七名の志願者を集めた。

以後、一九八八年度入試は三万一七九六名、八九年度入試は四万八八九名、九〇年度入試は新設の政治学科もくわえた一二学科合計で四万五〇〇九名となった。翌九一年度入試では四万四八九二名とほぼ横ばいであったものの、九二年度入試では四万五〇一九名と本学志願者数の最高値を記録した。まさに「ゴールデンセブン」と呼ばれた時期に本学も着実に志願者数を増加させたのである。

二 創立七〇周年記念事業

受験者数のピークをつけた一九九二（平成四）年の八月二四日、本学における戦後の発展の基盤を作ったひ

とりである金子昇元理事長（当時、顧問）が急性心不全のため七八歳で亡くなった。『大東新聞』（一九九二年九月一五号）は、「昭和三十六年に池袋の地より、板橋区の現在地に、財政窮乏の中、大学移転を果たし、さらに昭和四十二年には東松山校舎を新設し、文科系総合大学としての現体制の発展の基盤をつくった大功労者でありました」との鈴木武夫理事長の弔辞を引用している。また同年一〇月一五号には村田克巳名誉教授（一九一六「大正五」年生まれで、金子と同期生。学園理事、法学部教授などを経て一九九〇年定年退職、二〇〇六年没）による追悼文を掲載している。村田によれば、金子は「肥後もっこす」（純粋で正義感が強く強情という、熊本県人の気風）をもつ男子）であり、上からの近代化、官僚主導の近代化といった路線にあらがい、アジアに軸足を置いた立場を生涯貫いた人物であった。また金子が敬愛してやまなかった人物として日清貿易研究所の荒尾精、孫文を支援した宮崎滔天、日本で二番目のムスリム（イスラム教帰依者）となった田中逸平（元大東文化学院教員）の名を挙げており、この追悼文からは金子が「壮士」のような人物であったことが彷彿とさせられる。訃報に記された金子の略歴は次の通りである。

昭和十二年、大東文化学院本科卒業。十二年東亜事情研究会講師、十三年、満州国熱河省文教部嘱託・密雲県教育顧問を経て、十四年から軍務に従事。二十八年、東方問題研究所を創設。三十年一月、本学庶務課長に就任、同年九月に総務部長、三十四年事務局長、三十六年学園理事、三十七年常務理事、四十四年理事長となり、五十四年に退任。その間、教授として『国際政治』の講義を担当。平成三年から学園顧問に就任。

金子元理理事長が亡くなった翌一九九三年、本学は創立七〇周年を迎えた。

一九二三年、国費をもって東京・九段の地に創立された本学は、「漢学の振興」を図ることを目的に設立された。この良き伝統を継承しつつ、真の国際人の養成を目指す、世界に開かれた文科系総合大学として飛躍的な発展を遂げてきた。当時で五万八〇〇〇余名にのぼった卒業生にとっても「古稀」を迎えた母校への感慨はひとしおのものがあつた。大東文化大学はこの創立七〇周年を契機として、さらなる飛躍・発展に向け、二一世紀を展望した新しい大学づくりを目指すこととなった。

その創立七〇周年記念事業は、「創立七〇周年記念事業委員会」のもとに設置された各推進委員会で審議がおこなわれ、実行に移されていった。

まず総額一〇億円を目標とした「七〇周年記念事業募金」は、新しい時代に即応する教育環境の整備と特色ある教育・研究の充実に向うこと、および国際交流施設整備事業、つまり急速な国際化の進展に対応し、諸外国から来日する研究者に、滞在および国際交流の場となる施設の充実に目的としたものであつた。

また創立七〇周年を迎えるにあたり、東松山校地の再開発事業によってバス停・プール・グラウンドなどの整備開発がおこなわれた。一方、九〇年代初頭のバブル崩壊により、多くの大学は大きな損失を生むこととなった。本学は幸いにも大きな影響を受けることはなかったが、日本社会の情勢や各家庭の状況などに鑑みて、一九九三年九月に予定されていた記念式典行事の中止を決断した。しかし、『大東文化大学七十年史』の編纂をはじめとして、『大東文化大学漢学会誌 創立七十周年記念論集』や『21世紀の民族と国家』（全一冊）のほか、『創立七〇周年記念学術調査・研究プロジェクト』を実施するなど、国際関係、経済関係、中国関係など多数の記念論集が出されることとなった。

このうち『大東文化大学七十年史』は、「記念出版推進委員会」を中心に編集が進められ、一九九三年九月に刊行された。同書は、既刊『五十年史』の内容を要約し、その後の二〇年間の軌跡をまとめたもので、本学の学部・学科の設置の経緯と現状と展望、さらに大学院や図書館の現状と展望などから構成されたものであった。体裁は、A5判の上製本で、約八四〇ページにおよぶ大著であった。また本学の卒業生である上條周一（号は信山、本科第九期・高等科第一六期卒、日展参事）の揮毫による「大東文化大学七十年史」という背文字は、金色に箔押しされた豪華なものであった。その『大東文化大学七十年史』の目次は次の通りである。

第一章 七〇年の歩み

第二章 学部・学科・教養課程の経緯

第三章 大学院・専攻科・別科・留学生

第四章 図書館

第五章 大学附置研究所・附置機関

第六章 学部附置研究所

第七章 学園設置学校

第八章 学園厚生施設

第九章 学生自治会・父兄会・同窓会

第一〇章 学園の現況

年譜

編集後記

第二節 学部学科の新設・改組、カリキュラム改革、大学院教育の充実

一九九三（平成五）年以降の三〇年間は本学にとってまさに「変化の時代」であった。それはまず受験生の減少という形であらわれた。具体的には、一九九三年度入試では新設の外国語学部日本語学科（定員五〇名）に五四〇名の受験生を集めたものの、全体では三万九二七一名と前年と比べて約五八〇〇名の減少となった。一九九四年度以降もこの傾向は続き、一九九九年度入試では定員二八五〇名に対して一万四七一九名となり、一九九二年度の約三分の一にまで減少してしまった。日本全体での一八歳人口もピーク時から二五パーセント減少していたのであるが、これと比較しても本学の志願者減少が大きかったことがわかる。

こうした受験生の減少はある程度予想されたことであった。それゆえに文部省の臨時定員増加という施策もあくまで臨時のものであった。しかし、臨時定員増加がまったくなくなってしまうと、私立大学の経営は立ちゆかなくなってしまう。そのため、今度は臨時定員増加分の半分に限りて恒常定員に繰り入れても可とする施策がとられた。臨時定員増加の恒常定員化、いわゆる「臨定の恒定化」である。しかし、増加した臨時定員分の教員増などを考えれば、半数が恒常定員化しても教員数がその定数を上回ってしまう。そのために学部学科を増設して教員定数を減らさない措置を講じる必要が出てきた。本来、学部学科の増設は社会のニーズに応える形で大学が明確な理念をもちつつ主体的におこなわれなければならない。一九九〇年の政治学科開講、九三年の外国語学部日本語学科開講までは、そうした理念の実現という側面をもちあわせていた。しかし、厳しい見方をするならば、二〇〇〇年代以降は、受験生バブルが崩壊するなかでいかに経営を安定させていくかとい

う課題に対応することも考慮に入れつつ、学部学科の改組がおこなわれていかざるをえなかった側面を否定できないのである。その意味で本節において叙述するカリキュラム改革、学部学科の新設や改組などは、私学経営と大学教育の相互のせめぎ合いのなかで実行されていた部分があることを念頭に置かねばならないであろう。

こうした状況変化を背景に全学的なカリキュラム改革は一九九五年度からはじまり、学部を問わず「総合教育科目」「基礎教育科目」「専門教育科目」の三分野構成が導入された。経済学部では履修の自由度が拡大され、少人数教育と専門科目の体系化が進んだ。経営学科では経営・会計・情報・商学にもとづく履修モデルが整備され、のちに学部として独立。法学部では演習の重視やコース制の強化、英語・情報教育の拡充が図られた。

一九九九年の「学校法人大東文化学園基本構想」（資料Ⅺ-2）では総合教育・基礎教育と専門教育の融合を目指し、学部再編や新設が提案された。これにより二〇〇〇年には文学部に日本初の書道学科が、経済学部から分離する形で経営学部が、また環境問題への対応として環境創造学部が開設された。とくに環境創造学部は「環境創造学」の理念にもとづき、都市・福祉・地球環境に関する教育を展開、教養と実践を融合し、少人数制・双方向授業・フィールドワークなどを重視した。

大学院においても博士・修士課程の拡充が進み、アジア地域研究科、外国語学研究科、文学研究科書道専攻などが開設された。学際的かつ実践的な人材育成が目指され、語学や地域研究、伝統文化の深化に資するカリキュラムが組まれた。

また入試改革として二〇〇一年度からセンター試験利用入試が導入され、自己推薦制度や一科目入試も実施された。さらに大学間連携として「彩の国大学コンソーシアム」や「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム

（TJUP）」に参加し、単位互換や地域連携型の教育活動を展開している。これらの改革は、大東文化大学の教育理念にもとづき、国際性と地域性を兼ね備えた人材育成を志向する取り組みとして位置づけられる。

一 法学部政治学科および外国語学部日本語学科の開設

すでに中巻で述べたような経緯をたどり、法学部は、一九七三（昭和四八）年四月に法律学科一学科のみの学部として出発していた。大学設置基準の規定によれば、学科は専攻に依じて学部のもとに置かれるのであるが、学科を置かない場合もある。たとえば慶應義塾大学経済学部は学科組織のない学部である。しかし、本学の場合、法学部開設四年後、いわゆる「完成年度」を目的にして大学院修士課程と政治学科増設の予定を立てていた。そのうち、法学研究科法律学専攻修士課程は一九七七年に開設をみた一方で、政治学科は増設されず、懸案事項となっていた。またこの間、一九八四年八月の大学設置審議会で決定した「私立大学の設置等に関する取扱い方針」の「地域による制限」の規定によつて、東京都内では新しい学部・学科の増設が不可能となり、どうしても増設しようとするならば、既設の法律学科を含め、法学部全体が東松山校舎へ移転しなければならぬかもしれないという危惧が生じ、新しい学科増設の動きが進展せずに見送られてきた経緯があった。

その後、大学側では文部省の指導を受けながら種々検討を重ね、一九八八年三月の法学部教授会で政治学科の増設を決定し、同月の理事会・評議員会の承認を受け、設置準備の活動に入った。まず、政治学科の創設は、その独自理念として「地域からの国際化」を掲げ、国際化、分権化、情報化の急速な進展のもとで、新たな時代と社会的要請に対応しうる人材の育成を目的に掲げた。その理念と目的を具体化するためにコース制を導入し、分権化と地方の時代に対応した「地方政治・行政コース」と、国際化・情報化の時代に対応した「国際政

治・情報コース」の二コース制で構成されることになった。前者では、おもに国家・地方公務員の養成、地域産業、金融業への就職を通じての社会貢献、後者では、おもに国際公務員、商社、マスコミなどへの人材輩出をねらいとしたのである。このような意図にもとづいて、一九八九（平成元）年六月に政治学科の設置認可を文部省へ申請し、法律学科の入学定員二五〇名のうち一〇〇名を政治学科に振り分け、臨時定員枠一〇〇名は法律学科に上乗せすることで、同年一二月に認可され、一九九〇年四月から開講の運びとなった。

外国語学部は、一九七二年四月の開講以来、中国語学科と英語学科の二学科体制で構成されてきた。当初の入学定員は中国語学科が八〇名、英語学科が八〇名であり、比較的小さな学部であったが、その後順次定員増をおこない、外国語学部創設二〇周年にあたる一九九二年には、新学科を増設する企図のもとに再度五〇名の臨時定員増をおこない、中国語学科二〇〇名、英語学科三〇〇名、計五〇〇名を入学定員とする大きな学部に発展していた。外国語学部では、すでに一九九一年に日本語学科設置構想を大学評議会に提案し、その議を経て理事会・評議員会の承認をえ、具体的な計画の策定作業に着手していた。この設置構想によれば、日本語学科は、これまでの中国語学科・英語学科の実績を発展的に継承し、日本語学・日本語教授法を中心とする関連諸科目の修得を通じて広く国内外で活躍できる人材の養成をその理念・目的としたものであった。また、世界における日本語教育の重要性の認識を定着させ、その基礎となる日本語学の各領域についての広汎な知識と素養を身につけさせることによって、言語を出発点とし異文化理解に進む国際交流の進展に寄与できるよう教育・研究に努めることをねらいとしていた。したがって、先に述べた一九九二年時点での外国語学部五〇名の定員増は、学部を改組して新たに「日本語学科」を増設するためにおこなわれたものであった。これにもとづき、一九九二年七月には外国語学部日本語学科を増設する設置認可の申請がなされ、同年一二月二一日付での文

部省認可を経て、翌年四月から外国語学部日本語学科（入学定員五〇名）として開講された。

二 全学的なカリキュラム改革

大綱化によって私立大学全体でのカリキュラム改革（主として従来の「一般教養科目」などの取扱い問題）が進行するなか、本学でも各学部で新カリキュラムの導入が検討されていたが、それを最初に実現させたのは、一九九五（平成七）年度の経済学部と法学部におけるカリキュラム改革であり、九六年度には、文学部、外国語学部、国際関係学部が続いた。

これら全学的なカリキュラム改革は、本学の建学の精神に立脚しつつ、来るべき二一世紀の流動化する社会に主体的に対処しうる総合的な判断力と創造力とを兼ね備えた人材の輩出を目指すものであった。具体的には、経済学部では基礎教育の語学科目が一年次から四年次まで通して履修可能となり、開講科目の大幅な拡大、自由な科目履修など学生の主体的な学修を可能にした。法学部では、(1)専門的な知識と思考的判断力の体系的教育、(2)バランスのとれた見識と教養の育成、(3)情報の発信能力と対話力の養成、という目標を設定して、体系的な専門教育を実現するため、一年次に「入門演習」、二年次に「基礎演習」を新設し、一・二年次の早い段階から専門教育を開始して、三・四年次の「専門演習」につなげるようにした。また、これに続いて文学部、外国語学部、国際関係学部でも新カリキュラムが導入され、学生各自の学修志向や将来の目標に応じて自由に選択履修できる柔軟なカリキュラム体系が採用された。いずれにせよ、各学部ともに共通する改革の特徴として挙げられるのは、従来の一般教育、外国語教育、保健体育、専門教育に分けられた科目区分を廃し、新たに「総合教育科目」（一般教養科目群）、「基礎教育科目」（外国語科目、専門基礎科目群）、「専門教育科目」の三つの

科目区分が導入されたことであった。これにより、少なくとも制度上は「総合教育科目」「基礎教育科目」「専門教育科目」を四年間通じて有機的に学べるシステムとなった。しかし、旧一般教養科目群、基礎教育科目群は東松山キャンパスでの開講科目が多く、四年間一貫して東松山キャンパスで学ぶ国際関係学部以外の学部一・二次生は、事実上、東松山キャンパスで「総合教育科目」「基礎教育科目」を学び、板橋キャンパスで「専門教育科目」を学ぶという傾向は残った。

部局ごとのカリキュラム改革の内容を詳細に見ておこう。まず経済学部と法学部に共通する点としては、新たに設けられた「総合教育科目」では、原則として半期二単位制とし、「環境・資源・情報」群、「地域研究と異文化理解」群、「現代社会と人間」群、「現代文化と表現」群、「文化と歴史」群、「健康とスポーツ」群の六つの科目群に分類され、法学部では、これにくわえて複数教員による総合講義科目群が開設された。

経済学部のカリキュラム改革の基本方針は、総合的な判断力と豊かな創造力とを育成することであり、具体的には、(1)市民社会における生活に必要な幅広い知識と教養の育成、(2)専門的知識の体系的教育、(3)創造的能力の育成、であった。新カリキュラムの特徴は、以下七点に要約できる。

1. 基礎教育科目中の語学科目では、一年次から四年次まで通しての大幅な履修も可能となり、一層の充実が図られた。

2. 大幅に半期・二単位科目が導入された。これにより、国際化への対応と将来におけるセメスター制移行の実現が容易になるとされた。

3. 設置科目数を大幅に拡大して、学生の主体的な学修を可能とするとともに、体系的専門教育を充実させかつ教養的教育をも拡充するとされた。

4. 履修科目における選択の自由度が大幅に拡大された。両学科の卒業要件は従来通り一二四単位としつつも、それぞれの必修枠を大幅に縮減し、経済学科では八二単位、経営学科では七四単位分を学生の自由選択に委ねるものとされた。

5. 科目数を大幅に拡大し、必修枠を大幅に縮減することにより、少人数教育の機会を拡大した。

6. 両学科間の相互乗り入れを拡大した。両学科はそれぞれ相手学科の専門教育科目について三〇単位を上限として卒業要件に組み入れての履修が可能となった。

7. 外国人留学生の漸増に対応するため、日本語教育だけではなく、日本の社会・経済・政治・文化などに関する幅広い知識を教授し、留学生対象の科目を充実させた。

次に両学科それぞれの特徴を見る。経済学科では幅広くかつ体系的な経済学の専門知識を教授することに眼目を置き、新カリキュラムを策定した。経済学科の新カリキュラムの特徴は、以下六点にあった。

1. 専門分野の体系的な教育の充実を目指し、理論・歴史・政策・経済思想分野における体系的教育の充実を図る。

2. 一年次生を対象とした「基礎演習A」、二年次生対象の「基礎演習B」、三・四年次生対象の「経済学演習」と、少人数制による演習科目を充実する。

3. 国際化に対応して、「地域経済研究」をより一層拡充する。科目テーマとして、「アメリカ経済」「EC経済」など全世界を網羅する一〇のテーマを開講するとともに、総合教育科目のなかにも科目テーマとして、世界の多彩な文化研究を盛り込んだ「地域文化研究」を開設する。

4. 現代社会の生きた現実を教授することを目指して、広く企業などから外部講師を採用することを前提

とした科目群を設置する。

5. 基礎教育科目中の選択科目をⅠ群Ⅱ基礎演習・数学・統計学・情報処理群とⅡ群Ⅱ語学群とに二区分し、両群からの履修を義務づける。

6. 関連分野の科目群の充実のため、経営学・会計学など、経営学科の設置する専門教育科目から三〇単位を上限とし、卒業要件に組み込む。

経営学科の新カリキュラムは、①多様化する入学生への対応、②多様化する卒業後の希望進路への対応、③少人数教育の強化、④国際化への対応、⑤情報化への対応、⑥サービズ・ソフト化への対応を基本方針として具体的には、以下の改正をおこなった。

1. 多様化する入学生に対応したカリキュラム（基礎教育科目中に多様な科目を設置し、履修上の自由度を高める）。

2. 多様化する卒業後の進路に対応し、より一層多様な選択が可能となるカリキュラム。また、経済学科の専門教育科目の履修（三〇単位を上限として）が可能となるとともに、演習は、「経済学演習」との相互乗り入れを実施。

3. 少人数教育を強化し、基礎教育科目中に「基礎演習」、専門教育科目中に二年連続履修の「経営学演習」を設置。

4. 国際化に対応したカリキュラムでは、半期・二単位科目を大幅に導入し、海外の大学との単位の相互認定を容易にし、相互交流の促進を図る。また、総合教育科目（「地域研究と異文化理解」群中の「地域文化研究」など）および専門教育科目（「国際企業とグローバル化戦略」「公企業の特性と国際比較」「貿易論」

など)の双方において、国際化への対応を図る。

5. 情報化に対応したカリキュラムでは、基礎教育科目中に「情報処理のための基礎」「経営問題の統計的分析」など、さらに専門教育科目に「コンピュータによる問題解決の手順と処理」「経営分析モデルとシミュレーション」などを開講し、情報活用能力の育成を図る。

6. 社会のサービス・ソフト化に対応したカリキュラムでは、経営分野を取り巻く環境が大きな変貌を遂げているため、商業関連科目の充実と教育内容を大幅に再構築した。具体的には、基礎教育科目中に、「経営と社会」「会計と社会」、専門教育科目に「商業の仕組みと役割」「物的流通」「貿易マーケティングと商品流通」などを開設し、流通・情報産業に関する知識や、営業・販売・企画などの職種に必要とされる知識の教授を図る。また、同学科は、(Ⅰ)「経営学」分野、(Ⅱ)「会计学」分野、(Ⅲ)「商学」分野、(Ⅳ)「情報科学」分野の四つの履修モデルを提示し、学生が自らの目標達成に向かって、学問体系や社会的要請を踏まえながら、履修科目を適宜選択できるようにした。

ただし、この時の経済学部新カリキュラムは、二〇〇〇年に経営学部が、二〇〇一年に環境創造学部がそれぞれ分離独立し、かつ経済学科が社会経済学科・現代経済学科の二学科体制となったため、実際には非常に短い期間のみに適用されたカリキュラムとなった。

法学部では、学生の主体性を尊重しつつ、専門的な知見を基礎とした総合的な判断力と発信能力の育成を可能とするカリキュラムを策定することを基本方針として、①専門的な知識と思考・判断力の体系的教育、②市民社会において必要なバランスのとれた見識と教養の育成、③創造力および発信・対話能力の養成、という三つの目標の達成を目指し、以下の方向で新カリキュラムを改編した。

1. 専門教育科目では、幅広い教養と総合的判断力の養成に資するため、経済学や社会学など、隣接諸学の科目をはじめとして、多様な専門科目を開設する。総合教育科目では、法学および政治学の専門教育の理解に資するとともに、専門的知識を相対化できるような視座と方法論を教授する。また、健康維持に関わる総合体育科目群もここに配置された。基礎教育科目中には、語学科目群と情報処理科目群も配置されており、語学教育では、汎用語としての英語の重点的学修を可能とするため、「英語重点メニュー」を設けた。

2. 体系的な専門教育を実現するために、コース制の充実と専門科目の年次配当の見直しをおこない、三・四年度学生を対象としていた専門科目のいくつかを一・二年度に配当した。

3. 科目履修における選択の自由を拡大するため、卒業要件を一三八単位から一三四単位に若干ながら削減し、総合教育科目、基礎教育科目、専門教育科目に配置されている科目のいずれを履修することも可能な三〇単位の自由な選択単位枠を設けた。

4. 一年次に「入門演習」、二年度に「基礎演習」を新設し、三・四年度における「専門演習」へとつなげた。

5. 体育については、理論（体育理論・保健衛生）と実技（体育実技）を統合し、同一講義内で教授する総合体育へと改編し、必修とした。

法律学科の新カリキュラムの特徴は、以下七点であった。

1. 時代の要請に合わせ、「国際経済法」「証券取引法」など新しい専門教育科目を開設。

2. 学生の多様化するニーズに対応するために導入したコース制（司法、行政、企業法務、国際関係法の四コー

ス)を、さらに充実させた。

3. 自主的思考を養成し、発信・対話型人材を育成するために、演習を充実させた。従来の三・四年次の「専門演習」に加え、一年次には「入門演習」、二年次には「基礎演習」を開設し、自主的思考能力の育成を目指すものとした。

4. 学生の視野の拡大を図るために、専門教育科目群にグループ別選択制を採用した。専門教育科目を、特別法関係、基礎法関係、外国語関係、政治学関係、経済学・社会学・情報論関係、演習の六つに分類し、三つ以上のグループから二四単位を選択するグループ別選択制を採用した。

5. 国際化への対応として、外国語の重点的学修を可能とした。既修外国語(英語)四単位を必修とし、既修外国語(英語)を含む諸外国語から一言語四単位を選択として、計八単位を要履修単位とした。さらに進んだ英語の学修を希望する学生を対象として、実用的なコミュニケーションの英語を中心とした「実践英語」八単位を開設。未修外国語(第二外国語)については、従来の六単位必修制を廃止したが、希望する学生は同一言語を最高一二単位まで履修できるよう、単位数を大幅に引き上げた。

6. 情報化への対応として、情報処理の重点的選択を可能にした。基礎教育科目に情報処理に関する科目一〇単位を自由科目として開設。専門教育科目における「情報処理論」とともに、情報処理を重点的に学ぶことを可能にした。

7. 一般教養的教育と専門教育の有機的関連を確保するため、法学の学修にとって不可欠な幅広い視野を提供する「社会科学の方法」「社会学(現代社会論)」などの科目を、総合教育科目(半期二単位)として新設した。

政治学科の新カリキュラムの内容は次の通りであった。

1. 一般教養的教育と専門教育の有機的関連を確保するため、政治学の学修にとって不可欠な幅広い視野を提供する「地域研究入門」「社会科学の方法」「社会学（現代社会論）」「現代社会と経済」などの科目を総合教育科目（半期二単位）として新設。

2. 法律学科と同様、学生の主体的選択を重視し、かつ国際化と情報化に対応すべく、基礎教育科目として語学教育と情報処理教育を充実させた。外国語教育については、既修外国語（英語）四単位、未修外国語四単位、既修外国語を含む諸外国語から一言語四単位計一二単位の履修を義務づけた。情報処理については、法律学科同様一〇単位まで履修可能とした。

3. 学生の多様化するニーズに応えるとともに、法学や経済学などの隣接諸科学との有機的関連を強める方向で、（Ⅰ）海外地域政治研究を一年次から開講するとともに、国際化に対応し、一層の充実を図った。（Ⅱ）法学、経済学、社会学の専門教育を政治学専門教育科目として位置づけた。（Ⅲ）行政学関連科目を統合し・新設した。（Ⅳ）学生の卒業後の進路を展望した学修意欲に応えるため、現行のコース制度（地方政治・行政コースと国際政治・情報コース）を強化した。

4. 学生の主体性の啓発とリサーチ・スキルおよび発信・対話能力の育成を図るため、法律学科と同様、希望に応じ四年間を通じて演習科目を履修することができるとする体制を構築した。

一九九六年四月から実施された文学部・外国語学部・国際関係学部のカリキュラムも次のように改正された。三学部の新カリキュラムのおもな内容も見ておこう。

文学部・外国語学部・国際関係学部の三学部に共通する改正点は、経済・法両学部と同様、従来の一般教育、

外国語教育とに分けられていた科目区分から、新たに総合教育科目（一般教養的教育に関わる科目群）、基礎教育科目（外国語科目、専門基礎科目群）、専門教育科目の三つの科目区分を導入し、教養的教育と専門教育とを四年間の教育課程のなかで有機的に関連づけて学ぶことができるようになったことにあつた。総合教育科目は、原則として半期二単位制とし、「環境・資源・情報」群、「地域研究と異文化理解」群、「現代社会と人間」群、「文化と歴史」群、「健康とスポーツ」群の五つの科目群に分類された。

文学部のカリキュラム改正の基本方針は、人生観、世界観、人間観、ひいては美意識の領域にまでおよぶ範囲での問題意識を喚起し、人間存在の根本である倫理観の醸成を期することであり、より多面的複眼によって事象を捉える思考と発想によって人生へのアプローチを指向するものであつた。新カリキュラムの科目区分ごとの特徴は、以下の三点である。

1. 基礎教育科目は、諸文化理解の基礎として言語教育に重点を置き、二〇言語を設置し、半期科目として文学部全学科の学生の自由意志による履修を可能とした。また、専門教育の基礎を教授する科目は、各学科により特色ある科目を編成した。

2. 専門教育科目は、各学科の教育理念、教育目標に沿って新たな体系に改訂した。

3. 総合教育科目は、既存の一般教育を全面的に改正し、一般的包括的専門性をもたせつつ、学生の多岐方面にわたる問題意識にこたへるべく多様な科目を多数設置し、専門教育を補完し支えるだけでなく、共時的に複数領域の専門分野の学問を学ぶことにより幅広い教養を身につけ、学生個々人の全人格を形成し、健全な市民の育成を目指している。また、総合教育科目には、「総合体育」を一年次に設置し、基礎体力を養成する。

日本文学科では、とくに日本文学や文学理論の深化・発展など、近接する諸学問の成果を吸収し、日本文学・日本語研究のより一層の活性化を図るべく、日本文学・日本語学に関する専門的研究が他の諸学問と基底を共有することの認識を促し、専門的研究がより広い領域へと拡大・深化していくことを目指した。日本文学科の新カリキュラムの特徴は、以下の六点であった。

1. 学生の能動的学修を促進し、表現・対話能力の育成を図るべく、復習科目を充実させる。
2. 学生の日本文学・日本語学に関する興味と関心を啓発することからはじめ、自らの関心の所在を発見し、さらに学修を深化させていけるよう、一年次から四年次までの科目に体系性と継続性をもたせる。
3. 学生自らの関心にしたがって主体的に学修を進めうるよう、必修科目、選択科目を精選し、科目履修における自由度を拡大する。

4. 国語科・書道科の教員を目指す学生への学修の充実を図り、教員として十分な学力を習得しうるよう配慮する。

5. 外国語科目の重点的学修を可能とする。

6. 総合教育科目の充実と多様化を図る。

中国文学科のカリキュラム改革は、①中国を中心とした漢字文化圏における古代から現代に至るまでの思想・文学・歴史・言語・芸術などの摂取と研究および教授を進める、②漢文訓読の技術力および中国語の運用力を養い、漢学（中国学）の振興と東西文化の融合に努める、③高度な専門的知識の修得と幅広い学際的教養の修得に努め、創造的かつ国際的な人材を育成する、④現代社会における価値観の多様性に鑑み、国語科免許のみならず、書道科免許に関わる科目を専門科目群に位置づけ、より柔軟かつ有効的に運営する、⑤学生の興味の

多岐性および研究状況の浅深に鑑み、学生指導のきめ細かさと徹底に努め、ゼミ授業の充実を図る、などを基本方針とした。中国文学科の新カリキュラムの特徴は、次の通りである。

1. 基礎教育科目では、専門性と国際性との両面を具備すべく、必修として「中国語」を八単位、選択として「英語」およびヨーロッパ社会におけるシノロジーの先進国である「仏語」「独語」のなかからいずれか一言語四単位以上を修得することを義務づけ、さらに外国語に対して学修意欲のある学生は、自由科目に設定してある二〇言語におよぶ多彩な言語群のなかから、自由に修得することを可能とする。

2. 専門教育科目では、
 ① 学生の主体的かつ能動的な学修態度を促進すべく、卒業論文以外は六科目一六単位だけを必修科目として自由度を高める、
 ② 中国学における文献理解の基本である訓読力の向上を図るべく演習および講読関係の科目を充実させるとともに、中国語の運用力をも高めるべく、「中国語学演習」の科目を自由科目として設置する、
 ③ 学生の中国学に関する興味と関心の持続性および段階的深化を図るべく、一年次から四年次までの科目に体系性と継続性をもたせる、
 ④ 学生の自由な主体性を維持すべく、選択科目には一〇〇単位におよぶ科目を設置し、そのなかから四六単位以上を自由に修得できるように高度な柔軟性をもたせる、
 ⑤ 各種特別演習を開設し、いずれか一科目は必ず履修することとして、学生指導の徹底ときめ細かさによりゼミの充実を図る、
 ⑥ 学生の興味の多様性にもとづき文学・哲学のみならず、選択科目に中国史学に関する科目を、自由科目には「中国文化芸術演習」を設置する、
 ⑦ 学生の幅広いニーズに対応すべく、自由科目において国語科免許取得に関する科目のみならず、書道科免許取得に関する科目もすべて設置し、修得単位数はすべて卒業必修単位にカウントすることにより、学生の勉学意欲の向上と負担の軽減を図る。

3. 総合教育科目では、たとえば「地域研究と異文化理解」群において、さまざまな文化形態に対する関心を深めることにより、学際的な資質と中国文化を世界的視野に立って捉える相対的視点の育成や、「現代社会と人間」群においては、複雑化する現代社会にあつて社会と人間存在との関わり方への関心を深め、現代人としての立脚点を明確化することにより、古典的思想や文学の現代的意義を問い直す能力の育成など、専門教育と一体となったカリキュラムを編成した。

英米文学科は、①英米を中心に、広く西洋の古典から現代までの文学と言語の研究・教授を進める、②英語の運用能力を深く培い、西欧の思想や文化を摂取し、東西文化の融合に努める、③広く学際的な教養を修め、創造的な人材を育成し、人類の平和と幸福に寄与することなどを基本方針とした。

英米文学科の新カリキュラムの特徴は、次の通りである。

1. 「基礎教育科目」では、教養教育と専門教育の両方の基礎となるべき語学の運用能力の育成に重点を置き、国連英検、英検、TOEFL[®]、TOEIC[®]などにも対応できるように配慮。英語の運用能力養成の各講座および「フレッシュマンセミナー」はどれも少人数クラスとした。

2. 「専門教育科目」では、英米を中心に、広く西洋の古典から現代までの文学・言語・文化の研究・教授を進め、あわせて実用的な英語の運用能力を培う講座を多く設置し、個々の学生の個性的な必要性に対応できるようにした。具体的には、必修科目では、英米文学科の学生が是非とも知っておくべき基本的な知識を修得し、さらに専門研究へ進む際の指針となるような概説・概論講座を一・二年次に設定した。選択科目では、学生の自発的で多様な勉学意欲を引き出せるように、文学・言語・文化・英語教育法および一層の実用英語能力などを培うための大幅な科目を設置、三年次には、少人数からなる「ゼミ

ナール」を置いた。自由科目では、英米を中心として、文学・言語・文化などに関する専門的な教養や知識を講義し、学生が一層研究意欲を深めうるようにした。ことに、卒業論文を執筆する者や大学院への進学を目指す者および英語教師や専門職を希望する者に対してはその個別研究にも寄与するように配慮した。

教育学科の基本方針は、①国際化といわれる時代にふさわしい教養と判断力、人間に関する学問・文化について強い意欲と能力を有し、豊かな人間性をもち、平和な社会の建設を希求する人間を育成する、②教育学について体系的であると同時に、専門的で個性的な研究・学修ができるようにする、③学生自ら自主的・主体的に教育学の研究・学修に参加することを通じて、これからの時代に必要な創造性をもち、対話と自己発信ができるような意欲と能力を獲得できるようにすることである。教育学科の新カリキュラムの特徴は、次の通りであった。

1. 現代の社会と時代の要請にふさわしい体系的な専門教育を充実。たとえば、^aいじめ・登校拒否などの原因解明のために「コミュニケーション論 A・B」「カウンセリング研究」などの科目を新設、^b生涯学習の視点に立って、教育学の研究対象の拡大に対応し、隣接諸分野の教授・学修を可能にするために、「人権と教育」「労働と教育」「女性問題と社会教育」「現代の家庭と社会教育」などの科目を新設、^c国際化の進展に対応して、「外国文献講読」「日本語教授法」と、主として留学生を対象とする「日本の教育と文化 A・D」を設置、^dまた、情報化の要請に応じて、教育情報処理を扱う「情報処理」を設置。

2. 教育の現場で役立つ実践的・実地的な知識・技術を教育する各教科に関する教科教育法の科目を、専

門教育科目として位置づけ、これによって、履修における学生の過度の負担を軽減し、ゆとりをもった集中的な研究・学修を可能にした。

3. 学生の個性的な選択と専門性の強化を図るために、「思想・制度」「教授・学習」「認知・発達」「社会・文化」「芸術」の五つからなる「系」を新設。これらの「系」は、教育学における対象分野と研究方法を反映したものであると同時に、学生の進路の多様化にも配慮したものであり、「系」を越えた自由な履修も可能とした。

4. 卒業単位は一二四単位であり、従来と変わりはないが、「基礎教育科目」「専門教育科目」「総合教育科目」のすべてにおいて必修の単位をできるかぎり削減し、選択の幅を拡大。このことにより、学生が主体的な選択をおこない、個性的な自分自身のカリキュラムをつくることを可能にした。

5. 現代の世界に生きる人間としての教養を培う総合教育科目改革を実施した。

外国語学部中国語学科の教育方針は、中国語の学修を主軸として、現代中国についての知識と理解を深め、将来日中関係の各方面にわたる職業で活躍できる人材を育成することであり、新カリキュラムでは、専門教育科目においても必修科目を最小限におさえ、選択科目をできる限り多くし、選択の仕方を多様化して、自由度を高めた。新カリキュラムの特徴は、次の通りである。

1. 語学教育における最初の基礎固めの重要性に鑑み、一・二年次に基本文型とL1と会話の三部分よりなる「総合中国語」およびヒアリングやスピーキングをトレーニングする「視聴覚中国語」を中心的な柱として開設。

2. 三年次に進級した段階で将来の進路なども考慮し、ゆるやかなコース制を採用し、専門教育科目の選

択科目において、共通選択のほかに系列選択科目を設け、それを実用中国語系、中国語学研究系および中国現代文化系の三系列に分割。

3. コース制の実施にあたり、学生に広い知識と豊かな教養を身につけさせるため、共通選択に、地理・歴史・政治・文化など関連科目を多く開設。

4. 基礎教育科目に、英語のほか独語・仏語およびコリア語・モンゴル語などの特殊外国語および情報処理科目を開設。

5. 総合教育科目は他学部と共通とし、学生の多様なニーズに応える。

6. 新カリキュラムの卒業要件は現行と同様一二六単位以上とする。

英語学科では、国際化、情報化の時代に対応できる政治・経済・文化などに対する知識と教養の重要性を認識した知性豊かな人材の育成を目標とし、国際人として必要な教養を身につけるとともに、高度な英語の運用能力を培うことを具体的な教育目標とした。英語学科の新カリキュラムの改正の基本方針は、同学科の中心となるコア科目を最小限とし、必修選択科目および選択科目を大幅に増やし、選択の幅を広げることにより、コース制に相当する編成をおこない、社会および学生の要望に応えることにあった。

新カリキュラムの特徴は、英語学科の学生はおおよそ教員志望者・大学院進学希望者と一般企業に就職を希望する者に二大別されるため、この両者の進路を考慮し、理論と実用の二分野ともに充実を図った。前者の希望者には、英語学を中心とする理論科目を設け、さらに「特別ゼミナール」「インディペンデント・スタディ」や「卒業論文」によって研鑽を深められる機会が与えられた。また後者を希望する者に対しては、「商業英語」「放送英語」などさまざまな形の英語に触れる科目を開講し、さらに地域研究で世界の国々の事情を学ぶ機会

を用意した。また、「異文化コミュニケーション論」や「比較文化論」など、国際間の理解にも重点を置くものであった。

国際関係学部は、主としてアジア諸地域を対象とする地域研究および教育の学部であり、地域研究の方法論上の特色は、他の専門体系型の諸学部とは異なり、学際的、現地主義、比較研究など複数以上の専門的分析手法を採用していることにある。国際関係学部のカリキュラム改正の基本内容は、次の通りであった。

1. 専攻地域科目の重視…地域研究学部として、基礎教育科目、専門教育科目中の地域研究科目および地域言語科目を通じて、地域に関する知識の涵養に努める。
2. デイシプリン教育の体系化…学際的勉学を基本としつつも、各自の問題関心に応じて、それぞれの分野についての専門的分析手法について習熟させる。そのため、国際関係学科に法学・政治学コースと経済学・社会学コース、国際文化学科に文化・歴史コースと文学・芸術コースを置き、それぞれ専門コース基礎科目および専門コース各論科目を配し、国際関係学科は主として社会科学関係、国際文化学科は人文科学関係の科目履修を体系的に履修せしめる。
3. 外国語教育の充実…各地域言語、英語の履修を必修とするとともに、あらたにフランス語、ドイツ語、ロシア語、スペイン語を選択科目にくわえる。
4. 一般教養科目を改編し、一般的教養の向上に努める。
5. 学生の選択自由度の拡大…他学科の科目も、学際的勉学に資するために、一定範囲内で相互に選択履修することができ、取得した単位が卒業単位として認定されるなど、科目選択の自由度を拡大。
6. 半期科目の積極的導入…海外の教育機関においては、半期制が一般化している状況にあり、今後予想

される外国人留学生および本学学生の出入、編入学などを勘案し、半期科目を増加。

7・保健・衛生・体育の重視・心身ともに健全であることは教育の理想のため、保健・衛生・体育実技科目を必修科目、ないしは選択履修とした。

以上、部局ごとのカリキュラム改革の内容をやや詳しく見てきたが、これら一連のカリキュラム改革が完成することによって、本学の建学の精神に立脚しつつ、本学のこれまでの伝統にくわえ、来るべき二一世紀の社会に主体的に対処しうる総合的な判断力と創造力とを兼ね備えた人材の養成が期待されたのである。

三 「大東文化学園基本構想」（一九九九年度）と新学部・新学科の設置

一九九九（平成一一）年四月二〇日付で本学園の将来に向けてのあるべき基本的な方向を示した「大東文化学園基本構想」が、理事長あてに答申され、五月二六日開催の理事会において報告があった。この基本構想にもとづき策定される中長期事業計画を踏まえて、一九九九年度以降の学園事業が実施されていくこととなった。

「大東文化学園基本構想」は、Ⅰ「学園の現状と課題」、Ⅱ「改革のための基本的考え方」、Ⅲ「学園のあるべき方向」、Ⅳ「大学のあるべき方向」、Ⅴ「大学以外の設置校の改革について」、Ⅵ「管理運営機構の改革の方向」、Ⅶ「キャンパス計画」、Ⅷ「財政の将来的方向」の八章から構成されていた。ここでは、Ⅳに示された大学の学部および大学院の教育・研究に関する主な内容を見ておく。

まず学部については、学問的専門分野を中心に組み立てられてきたリベラルアーツ型大学として、良識ある「市民」を養成するためのジェネラル・エデュケーションを基盤とする。そのため、本学ではリベラルアーツの分野を一般教養と専門とに区別せず、また専門教育と教養教育とを、専門を上位に教養を下位におくような

縦の関係で捉えるのではなく、より広く隣接学問分野について学びうる関係として捉えている。大学の目指す人間教育は「専門性ある教養人の育成」を実践し、教養教育のなかに東洋の文化を必置のものとして取り入れていかねばならないとした。

したがって、学部教育は、リベラルアーツの諸学を中心に据えつつ、社会に開かれた大学としての使命をはたしてゆくために、新たな組織として、保健医療、福祉、環境といった職業的専門分野の組織を、ジェネラル・エデュケーションをベースとしつつ可能なかぎり一体的に設置すべきであるとした。

学生数の量的規模については、現状維持的規模（入学定員二八五〇名、収容定員一万一四〇〇名）とするものとされ、一九九九年度を終期とする七二〇名の臨時定員は、半数の三六〇名は恒常化し、残り半数の三六〇名は二〇〇〇年度から二〇〇四年度までの五年間に毎年七二〇名の一割ずつを減らしながら延長していくものとされた。

学部・学科などの設置と改組では、文学部に書道学科を増設、経営学部の学部独立。新学部設置計画では、前述した新しい組織に関するキーワードを軸に「福祉医療学部」「保健医療学部」「環境創造学部」の三案が提案された。

質的整備では、学生の質の多様化に対応するため、学部における教育機能の組織的・体系的な再編・強化、カリキュラム改革の検証、教育課程および教育方法の改善、入学選抜方法の改善、履修形態の多様化への対応などが提起された。

大学院については、一九九九年四月開設の外国語学研究科およびアジア地域研究科（いずれも修士課程）を含め、学部の基礎のうえに設置する伝統的な積み上げ型の大学院としての拡充整備にこだわらず、今後は新たな

な学部教育（学士課程教育）の成果のうえに人材養成の明確な理念にもとづいた学際的な大学院組織の再構築に向け、既設研究科、専攻の改組、統廃合について検討するとともに、大学院の規模的拡大と質的变化を急速に進展させるものとした。

そのほかには、国際交流の拡充、高度情報化への対応、生涯学習への展開、課外活動を含む学生生活の活性化と支援策、就職支援体制の確立と改革などへの提言がなされた。

大学以外の設置校では、第一高等学校、青桐幼稚園、医学技術専門学校について、いずれも志願者減少期への体制強化の取り組みを強調している。

以下、このうち学部・学科の新設、改組について順を追って見ていく。

文学部書道学科開講

大東文化大学は、一九二三（大正一二）年の大東文化学院創設以来、「書道学」を重視し、書道の振興と充実・発展に努めてきた歴史がある。また、新制大学移行後も、文学部では、日本文学科・中国文学科・教育学科のカリキュラムのなかに書道関連の科目を置き、多くの卒業生が高等学校書道教員免許状を取得していた（文学部には一九九九〔平成一一〕年時点で六名の専任教員と一八名の非常勤講師が書道関連科目を担当して、日本文学科・中国文学科・教育学科の学生に対して書道の単位を履修できるようにしており、毎年約一〇〇名前後の学生が高等学校書道教員免許状を取得して卒業していた）。こうした伝統と実践のなかで育んできた「大東書道」の教育を、より一段と充実・発展させようということで、国内初となる書道学科開設の計画が起ち上がり、一九九九年七月、文学部に書道学科（定員五〇名）を増設する設置認可が申請され、同年一〇月二二日付で認可され、二〇

〇〇年四月から入学定員五〇名をもって開講された。

書道学科設立の趣旨として掲げられたのは、漢字文化および仮名文化に立脚する書の本質を、伝統的視点、社会的視点、国際的視点、未来的視点などの幅広い視点から解明し、歴史、理論、技法、表現などを組織的に考究しようというものであった。これにもとづき、書道学科は、「書学・書道史」「美学・美術学」「書法研究・作品制作」を中心に、書道学の各領域の教育と研究を通して、伝統文化の尊重と発展に努め、創造性に富んだ人間性豊かな人材を育成し、卒業後は、書学・書道史研究者、書道美学・書道芸術学研究者、広い視野と見識に立つ書作家や学校教員をはじめ、社会教育や生涯学習の指導者・研究者、国際的活動の推進者としても活躍できる人材を育成するものとされた。書道学科には、「書学コース」および「書コース」の二コースが設けられ、書道学に関する教育と研究に必要な授業科目を開設、その教育と研究が基礎から発展へと組織的・段階的に進められるようにカリキュラムが編成された。この書道学科の設置により、独自の伝統文化である「書」の教育と研究が本来的・総合的に推進できるようになった。

「書」はもともと中国において、学的な発展を遂げてきており、我が国でも、奈良時代以降、高等教育において中核として位置づけられ、学問文化の進展に大きな役割をはたしてきた。ところが明治時代以降は、高等教育への「書道学」の位置づけを欠落させ、「書」の学的な体系化が立ち遅れてきたという事実がある。こうした状況に鑑み、音楽や絵画と同様に、高等教育のなかに正規の学科として設置された書道学科の設置趣旨は、漢学の振興を標榜し、「東洋文化の伝統を生かして、文・経諸学を講究し、以て世界文化の進展に寄与すること」を目的とした本学の設立理念と合致するものであった。こうして建学以来、書道を重視し、長い伝統と実績を踏えて書道の振興と充実・発展に積極的な役割をはたしてきた大東文化大学文学部に、国・公・私立を問わず、

高等教育において、我が国初の書道学科が新設されたのである。

経営学部の分離独立

一九六三（昭和三八）年四月に経済学部を設置された経営学科は、一九九九年（平成一一）年四月二八日に設置認可申請書（経営学科を経営学部として独立させ、その経営学部のもとに経営学科と企業システム学科の二学科を置き、入学定員は経営学科を二〇〇名、企業システム学科を一五〇名の入学定員とする内容）が文部大臣へ提出され、二月の認可を経て、二〇〇〇年に経営学部として独立、開講された。

経営学部は、経済と企業のグローバル化が急速に進展する現在において、「東西文化の融合」という建学の精神を再認識し、経営学、会計学、経済学、情報科学における実践的教育の充実を図り、新たな社会の要請に積極的、機動的に 대응することを目的とするものであった。

経営学部の特色は、①経営学、会計学、情報科学、経済学などに関する基礎的教育の充実、②実践的な問題解決能力の獲得、③「経営者と企業」やインターンシップを取り入れた「企業研究」などの外部組織との情報交流授業、④情報リテラシーの育成、⑤実践的な外国語運用能力の修得、⑥豊かな教養教育の実践、というものであった。また経営学部における人材養成の柱は、経済・社会の情報化、ネットワーク化、グローバル化にともなう経済・経営の国際化・ボーダーレス化の加速度的進展に対応して、適切な経営判断を下すことができる能力をもつ人材の育成であるとされた。

経営学科のカリキュラムは、経営学、会計学、商学、情報・システムの諸科目からなり、とりわけ経営学・会計学分野を充実させ、「経営コース」と「会計コース」の二分野に分けて特徴あるカリキュラムを設定した。

また企業システム学科では、経営学、情報・システムと会計学および商学の諸科目から構成されたが、とくに経営学における意思決定と、情報・システム分野の充実に特徴があり、「ビジネス・システムコース」と「企業情報コース」に分けたカリキュラムとされた。さらに、公認会計士、税理士、中小企業診断士、情報処理技術者、社会保険労務士などの資格を取得するうえで必要と考えられる科目も充実させ、時代の要請の多いスペシャリスト育成に備えた編成となった。

こうした経営学部の新カリキュラムは、独立する以前の経営学科でもすでにおこなわれていた部分がある。たとえば、板橋区と本学との共催ではじめての試みとして、経営学科の三年生が板橋区内の企業で現場体験をするインターンシップが、一九九九年八月二三日から九月二〇日にかけておこなわれていた。この試みは、製造業の現場体験を通して、学生が自らのキャリア形成の一助とする一方、企業側は採用活動の参考とするのがねらいであった。板橋区商工振興課工業振興係では「企業が個々に、おもに理工系の学生を受け入れる例は今までもあった。しかし、製造現場に文系の学生がインターンシップに入る例は少ない。区が企画を練っているところへ大学側から働きかけがあって実現した」と地元企業への理解の進展を期待していた（『大東新聞』一九九九年九月一五日号）。こうした経験を踏まえつつ、インターンシップが本格的に新カリキュラムに取り入れられたのである。

環境創造学部環境創造学科開講

私立大学における経済学部は、日本の高度経済成長の人材供給源という社会的役割をはたただけでなく、私立大学の経営そのものにおいても大きな位置を占めてきた。大東文化大学においても、経済学部の学生が在

学生総数の四五パーセント強を占めていた時期もあった。しかしながら、バブル経済の崩壊、長期不況、世界的規模の自然破壊、少子高齢化といった社会構造の急激な変化は、順風に恵まれているかに見えた私大運営にも大変革を迫るところとなった。

こうした時代背景のもと、一九九八（平成一〇）年一月、経済学部は、経済学科の抜本的再編を推進する機関として「経済学科再編実行委員会」を設置した。同委員会は、幾度となく論議を重ねた結果、社会的な変化と時代の要請に応えるため、二一世紀に向けた社会科学系の新学部として、環境の世紀を担う「環境創造学部」の設置構想を提起していった。これを受けて、大学評議会・理事会の承認のもと、一九九九年九月二七日、文部大臣へ環境創造学部の設置認可を申請し、二〇〇〇年十二月二日付で認可となった。設置認可申請では、「自然界の一員として主体的に生きる生命」という環境理念が人類共通のヴィジョンとして広く浸透している今日、「東西文化の融合による文化的創造」という本学建学の精神を発展的に継承する環境創造学部の設置は、二一世紀の世界に向けた本学の新たな貢献の第一歩であるとされた。

環境創造学部は、環境創造学科の一学科体制で、二〇〇一年四月、入学定員一六五名（経済学部経済学科の定員からの分割分九〇名と臨時的定員の恒常的定員化分七五名との合計）をもって開講した。同学部では、「より良質の人間環境の創造」という視点のもと、人、モノ、カネを活かし循環させる視点に立って「地球と人間社会を考え働く市民の育成」を教育目標とし、専門科目を「都市環境」「福祉環境」「地球環境・エコビジネス」の三コースに分けた。

環境創造学部というまったく新しい理念と名称の学部設置構想について、三コースの内容に即して見てもらう。まず「都市環境」コースでは、半世紀におよぶ高度成長とバブル崩壊不況で放置されてきた「生活の質」

の復権に向け、自立した人間相互の共同生活空間の構築のための社会的諸条件を認識し、それを具体化できる
 プロ意識ある社会人の育成を目指すものとされた。また「福祉環境」コースでは、弱者救済を超え、すべての
 人間にとつてのアメニティーの社会的諸条件の創造を探り、福祉環境を支える現場、市場、行政にわたりト
 タルにマネジメントできる人材の養成を目指すものとされた。最後に「地球環境・エコビジネス」コースでは、
 地球環境危機を克服するための、環境保全・循環型社会の構築に取り組めるプロ意識のある社会人の養成を目
 指すものとされた。

学部全体に共通する教育面での大きな特徴は、以下の通りであった。ひとつは、具体的な問題の発見とその
 普遍的解決を目指した教育重視の学部であることで、一・二年次においては、学生の「選択の自由」よりも、
 「社会的教養に裏付けられた職業人」の育成という教育目標にもとづき、有機的に関連づけられた導入教育科
 目群・基礎教育科目群に配置された必修科目が、決定的に重視されるものとされた。二つめは、複合性・多面
 性という環境問題の性格に鑑み、三・四年次に配置された「都市環境」「福祉環境」「地球環境・エコビジネス」
 の各コース科目群（専門教育科目）を、三コースのいずれの学生にも履修可能としたことである。さらにユニ
 クであったのは、各分野で活躍できるように、総括的な理論教育と職業的実務とを架橋する科目編成が各履修
 コースの柱に据えられた点であり、学部所属教員間の教育・研究上の情報の共有および協力関係の構築に格段
 の配慮がなされたことであった。

また、教育課程編成上の特色としては、徹底した半期制の導入のほか、①有機的に関連づけられた「導入教
 育科目群」「基礎教育科目」および「専門教育科目群」からなる教育課程、②「問題」を「発見」「認識」し、
 それを理論的かつ実践的に「解決」を可能とする、学修の動機づけ重視のカリキュラム編成などが挙げられた。

さらに、教育方法・履修指導方法においても、①学生が教員とともに授業を創造する環境創造型授業、②少数制・双方向性の重視、③コンピュータ・ネットワークとマルチメディアの多用、④フィールド・ワークの重視などの特徴を備えた。

卒業後の進路・就職の見通しは、「都市環境」コースでは、都市再開発に携わる建設デベロッパー・設計事務所および自治体のコーディネーターやプランナー、スーパードパート、大型専門店の流通業における出店計画担当者・地域再開発担当者、「町おこし」「街づくり」「地域活性化」に携わるNPO機関（非営利組織）の実務家などを、「福祉環境」コースでは、介護保険導入をきっかけに新たな展開を示すであろうビジネス、保険会社、官公庁や地方自治体などを、「地球環境・エコビジネス」コースでは、環境会計を導入するなど循環型社会の到来を踏まえ、その態勢づくりに力を注ぐ無数の先進有力企業、「循環型社会経済システム」の設計にあたる官庁、自治体、リサイクルなどのエコビジネスの独立自営業（環境ベンチャー）などを想定していた。こうした高邁な理想を掲げた環境創造学部の新学部長には、弁護士出身の廣田尚久（環境創造学部教授「二〇〇一～〇三年、学部長」）が任命された。『大東新聞』（二〇〇一年四月一五号）には、新学部長の抱負が「環境創造学部の目指すもの／学問の成果を実践の中へ」と題して掲載されている。

経済学部の改組

経済学部においては、従来の経済学科を見直す改革が議論され、複数学科構想が提示されていた。その結果、二〇〇〇（平成一二）年五月二四日の理事会承認を経て、七月に経済学科を社会経済学科とする名称変更の届出とあわせて現代経済学科の設置認可が申請された。この申請は、二〇〇〇年一〇月二六日付で認可され、

経済学部は、社会経済学科（入学定員二〇〇名）と現代経済学科（入学定員一六〇名）の二学科体制で、二〇〇一年四月から再スタートすることとなった。

社会経済学科は、従来の経済学科の伝統を継承しつつ、いわゆる「経済現象」だけにとどまらず、社会を総体として見る視点を重視し、経済を歴史や思想、国際的視野で学ぶ学科となった。また、現代経済学科は、現実の経済的諸問題への有効な解決策を見いだす視点を基本に据え、数量的分析を社会経済学科と比較して相対的に重視する学科として出発することになった。

改組の趣旨をもう少し詳しく見てみると、経済学部全体としては、グローバル化、情報化、少子高齢化など日本社会を取り巻く環境の変化に機敏に対応し、新たな社会システムを構築できる能力をもつ人材を養成することが、教育理念とされた。これにもとづき、社会経済学科は、次のような特色をもたせるものとされた。

1. 狭い経済現象にとどまらず、社会を総体として見る視点を重視する。
2. 歴史研究、国際的・地域的研究も重視する。これに関連して語学教育に力を入れる。
3. 教育課程の柱はゼミナールで、一年次必修の「基礎演習」から二・三年次の「経済学演習」、四年次の「卒業研究」までゼミナール系の科目は全学年に置く。

一方、現代経済学科は、次のような特色を挙げることができる。

1. 現実の経済的諸問題に具体的な解決策を見出そうとする姿勢を重視する。
2. ミクロ・マクロの経済理論を中心にした現代経済理論にもとづいた数量分析に重点を置く。
3. 情報処理教育を重視する。

二つの学科とも、少人数教育を実施し、ファカルティ・ディベロップメントを充実させるというものであつ

た。

また経済学部では、この新カリキュラムにおいて「囲碁」「将棋」の授業を開講したことが注目される。「総合教育特殊講義（囲碁と将棋A）」は、一年次配当科目で前期二単位。「囲碁」は本間修社会経済学科教授、吉田憲夫現代経済学科教授が、「将棋」は木村哲三同教授、武内政幸同教授が担当した。開講初年度の履修学生は「囲碁」が三名、「将棋」は四〇名であった。この授業を取材した『大東新聞』（二〇〇一年七月一五日号）は、「授業では、与えられた課題に対して何手で詰められるか考えたり、相手を決めて対局する。勝敗がつくまで、学生たちは試行錯誤を繰り返す。定石の模範解答も将棋クラブなどの学生が行う。学生自身が率先して授業に参加し、自ら上達することで自信をつけさせたいと武内教授らは語る。『中略』『将棋』は受講者のほとんどが経験者であるのに対して、『囲碁』は初心者が多い。Oさん（現代経済学科一年）は『囲碁は初めてだったが、今は授業が楽しく挑戦してよかった』。女子も三人が受講している。Nさん（社会経済学科一年）、Kさん（同）、Yさん（現代経済学科一年）は、『初心者なので難しいが楽しい』と口々に言う」（引用注…学生名はアルファベット表記とした。以下、原則同様）と述べている。

四 大学院教育の充実

大綱化以降、大学院の各課程も次々と設置されていった。年代順に追っていくと、一九九一年（平成三）年、法学研究科法律学専攻（博士課程後期）開講、一九九三年、経済学研究科経営学専攻（修士課程）開講、一九九四年、法学研究科政治学専攻（修士課程）開講、一九九五年、経済学研究科経営学専攻（博士課程後期）開講、一九九六年、法学研究科政治学専攻（博士課程後期）開講、一九九九年、アジア地域研究科アジア地域研究専

攻（修士課程）および外国語学研究科中国語学専攻、英語学専攻、日本語学専攻（修士課程）開講、二〇〇一年、アジア地域研究科アジア地域研究専攻（博士課程後期）開講、そして二〇〇三年には経営学研究科経営学専攻（博士課程前期・後期）開講、文学研究科書道学専攻（修士課程）開講、と創立八〇周年となる二〇〇三年までには現在の大学院体制が固まっていた。

このうち外国語学研究科中国語学専攻、英語学専攻、日本語学専攻（修士課程）、アジア地域研究科の博士課程後期、経営学研究科経営学専攻（博士課程前期・後期）、文学研究科書道学専攻（修士課程）について見ておこう。

まず外国語学研究科は、一九九九年四月に英語学専攻、中国語学専攻、日本語学専攻の修士課程を開設した。英語学専攻では、同研究科修士課程を修了した院生の、さらなる修学の一貫教育体制の確立や研究者・教育者、各界・各分野の第一線で活躍する高度専門職業者の輩出などの目的から、博士課程後期が設置された。これにともない、同修士課程は外国語学研究科英語学専攻博士課程前期に名称変更された。授業科目は、英語学と応用英語学の二分野にわたり開設された。

アジア地域研究科の博士課程後期には、「アジア現代化研究コース」と「アジア伝統規範研究コース」の二つのコースが設けられ、「アジア現代化研究コース」は政治変動論、経済開発論、「アジア伝統規範研究コース」は伝統社会規範論、伝統文化規範論のそれぞれ二つの研究分野があり、修士課程では、東アジア、東南アジア、南アジア、西アジアの四つの地域およびアジア地域共通研究の五つの研究分野からひとつを選ぶこととされていたが、博士課程後期では、修士課程とは異なって地域分けはおこなわれず、広域にわたる共通の問題に理解を深め、それを地域研究に反映させることに指導の力点を置くこととされた。

次に二〇〇二年六月二八日付で設置認可申請がおこなわれ、翌年開講された経営学研究科経営学専攻は、経済学研究科経営学専攻から独立して設置されたもので、博士課程前期（入学定員一五名、定員三〇名）、博士課程後期（入学定員五名、定員一五名）であった。経営学研究科経営学専攻は、現代の企業経営が直面する経営課題に 대응することができるよう深い研究ができ、これに対応する専門的な人材を養成することを目的として設置された。

同じく二〇〇三年に開講された文学研究科書道学専攻博士課程後期は、書道学の真の学問的な研究の場として社会的期待が高く、小・中・高・大の書写教育に携わる教員や卒業生などから再研修を希望する声も根強くあり、これらを受けて設置されたものであった。設置にともなって文学研究科書道学専攻修士課程は、書道学専攻博士課程前期に名称変更がなされた。書道学専攻博士課程後期のカリキュラムの特色は、中国書法・日本書道の実技演習科目が書学系に吸収され、中国書学系に「中国書学演習」(三)(四)(五)、日本書学系に「日本書学演習」(三)(四)(五)、書跡文化財学系に「書跡文化財学演習」(三)(四)(五)を開講し、三系統の演習科目が編成された。

五 入試改革および他大学との連携

本項では、入試改革と大学間連携の動向について見ておきたい。この二つは、近年の日本の高等教育政策のなかで密接に関連しつつ展開されているからである。その意味で大東文化大学が独自試験のみならず、大学入試センター試験（以下、センター試験「一九九〇〈平成二〉～二〇二〇〈令和二年度〉」に参加した二〇〇一年度入試は画期をなしている。センター試験は、一九七九（昭和五四）年度から一九八九年度まで国公立大学を

中心におこなわれた大学共通第一次学力試験（いわゆる共通一次試験）にルーツをもち、二〇二一年度入試からおこなわれている大学入学共通テスト（以下、共通テスト）につながっている。

大東文化大学がこのセンター試験に参加したのは、二〇〇一年度入試からで、二〇〇〇年度と同じ二月に実施する全国入試と一般入試、三月の一教科入試（「メジャーマッチ入試」「クリエイティブ入試」と呼んでいた）のほか、一月にはじめて参加するセンター試験の四方式でおこなわれた（ただし、法学部法律学科はセンター試験には不参加）。また推薦入試においては、一部の学科で自己推薦入試が取り入れられた。この自己推薦入試は、従来の公募型、指定校型とは異なり、自分で自分を推薦する推薦書と口頭試問などによって選考するものであった。全国的にはAO（アドミッション・オフィス）入試と呼ばれる場合もあるが、本来のAO入試とは大きく異なるものであった。

センター試験利用入試参加にともなって、大東文化大学も東松山校舎をセンター試験会場に提供することになったが、これは、全国から広く受験生を募るとともに、東松山市近郊のセンター試験受験者に地理的な便宜を図るためであった。

本学独自の全国入試（二教科）は、全学科で実施され、二〇〇一年度入試の開催地は、札幌・仙台・郡山・東京（板橋キャンパス）・横浜・新潟・金沢・長野・静岡・名古屋・大阪・岡山・福岡・那覇の一四会場でおこなわれた。また一般入試（三教科）は外国語と国語と選択科目の三科目で、全学科で実施されたが、二〇〇一年度からフランス語・ドイツ語での受験が廃止された（中国文学科、中国語学科は中国語での受験が可能であった）。三月におこなわれた一教科入試（メジャーマッチ入試、クリエイティブ入試）は、日本文学科、書道学科、法律学科以外の学科で実施された。試験科目は学科によって、国語、英語、数学などの一科目あるいは、論述試験、

小論文などで受験できるものであった。そして、はじめて導入したセンター利用型試験には、四二〇七名の志願者があった。

一般的に入試改革の目的は、ひとつには思考力・判断力・表現力を重視し「知識偏重」からの脱却を目指すことや多面的・総合的評価を調査書、面接、プレゼンテーションなどの活用によって実現しようとする観点からのものが多いが、もうひとつ重要なのが、高大接続改革の一環としておこなわれるものである。その重要な鍵となるのが「大学間連携」である。大学間連携は、少子化による受験生減少への対応、地域活性化（地方創生）と「機能分化」推進、資源の共有と効率化（FD、IR、カリキュラム、教員等）などがある。入試改革との関係としては、入試改革が、個別大学での対応に限界があり、複数大学での連携を通じた制度設計・運営が不可欠となる局面が増えていることが挙げられる。大学連携の嚆矢は、一九九四年三月に「京都・大学センター」（現・財団法人大学コンソーシアム京都）が発足した時にさかのぼる。以後、各地で次々とコンソーシアムが誕生していった。大学コンソーシアムを結成する目的は、「高大接続改革」に対応するため、地域の高校と連携し、共通の評価指標や入試説明会を開催、また入試における「学びの成果」を重視した出願書類の評価方法などを共有し、受験生の負担軽減や公平性の担保につなげようとする点にあるといえる。

大東文化大学も、二〇〇一年一〇月一五日、東京電機大学など、埼玉県西部地域にキャンパスをもつ大学とともに「彩の国大学コンソーシアム（西部地区）」を結成した。各大学が協力して教育研究の高度化・進展を図り、学生に価値の高い修学の間を提供する。また、生涯学習や産官学の交流を進め、地域社会の連携を深めることがねらいであった。この時コンソーシアムに参加したのは大東文化大学のほか、跡見学園女子大学、埼玉医科大学、十文字学園女子大学、女子栄養大学、城西大学、尚美学園大学、駿河台大学、西武文理大学、東

京家政大学、東京国際大学、東京電機大学、東邦音楽大学、東洋大学、文京女子大学（現・文京学院大学）、明海大学、立正大学の一七大学であった。

前述した通りコンソーシアムは、教育・研究交流、学生・教職員交流、地域交流など幅広い活動を目指したが、まず大学の修得単位互換と公開講座の共同開催が二〇〇二年四月からはじめられた。

単位互換協定に関する覚書の要旨は、①協定に参加している大学の学生は、他の大学の定める授業科目を履修することができる（単位互換履修生）、②単位互換履修生は受け入れ先大学の施設・設備を利用できる、③履修期間は一年以内で、履修できる授業科目の範囲、修得できる単位数、受け入れ学生数や受け入れ条件は受け入れ大学が定めるところによる、④科目履修を希望する学生は、所属大学を通じて受け入れ大学に手続きをする、⑤成績の評価は受け入れ大学がおこない、履修生の所属する大学に報告する、⑥授業料は事務手数料のみとするとされた。

また、地域交流については、①参加大学の教員が各大学に出張して公開講座を開く、②夜間大学院や社会人コースの充実、③図書館、体育館、グラウンドなど大学施設を地域に開放する、などがあった。発足時の会長は、東京家政大学の清水司学長（元・早稲田大学総長）、事務局は東京電機大学理工学部事務部に置かれた。

大東文化大学は、のちに埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）に参加した。このTJUPは、十文字学園女子大学など県東部の二〇大学・短大や二三自治体、一七事業者が加盟したもので、単位互換やFD、SD、入試広報活動を共同実施している。また高校生に向けて説明会や出張講義を展開し、総合型・推薦型選抜にも対応した広報戦略を共有している（資料XI-3）。

第三節 自己点検・評価と大学のガバナンス

一九九一（平成三）年の大学設置基準改正により、自己点検・評価制度が制度化されたことを受け、大東文化大学も一九九四年に自己点検・評価規程を制定し、全学的な評価活動を開始した。評価体制は、運営委員会、実施委員会、部局委員会の三層からなり、教育・研究・管理運営など一一分野で点検を実施した。一九九八年には『大東文化大学の現状と課題』、一九九九年には『大東文化大学の分析と評価』と題する詳細な報告書がまとめられ、二〇〇二年には大学基準協会による「相互評価」（大学基準協会が大学の加盟判定後におこなう大学の質的向上を目的とした評価）に合格した。

また、学生による授業評価アンケートが一九九九年から試行され、二〇〇〇年には全学実施に移行。評価は教員の熱意が高く評価される一方、授業技術面に課題があり、「満足度」と「努力度」のギャップが指摘された。学生の授業への関与や予習復習の有無、将来の有用性への関心が評価結果に影響することも明らかとなった。二〇〇一年には『授業評価報告書』が発行、学生・教職員によるフォーラムも開催され、授業改善や評価活用をめぐる議論がかわされた。

一方、大学ガバナンス強化の一環として、セクシユアル・ハラスメント関連諸規則も整備された。一九九九年に規則作成委員会が発足し、二〇〇〇年に「学校法人大東文化学園セクシユアル・ハラスメント対応基本規則」が施行。ガイドラインの整備と相談体制の構築は人権意識の向上を目指すものであり、学生・教職員を対象とした啓発活動も進められた。

さらに、二〇〇一年には入試出題ミスによる追加合格の発表と補償対応がおこなわれ、説明責任のあり方が問われた。学長選挙制度にも改革がくわえられ、事務職員にも選挙権が与えられるなど、意思決定への参加の幅が拡大された。

大学のアイデンティティ戦略（UI戦略）も展開され、ヴィジョン・ミッション・ヴァリュー（VMV）の明確化を通じて、ガバナンス強化とブランド力向上が図られた。二〇〇一年にはシンボルマークとイメージキャラクターを公募し、学生や教職員の参加によって決定された。

他方、二〇〇一年には学園による資産運用が失敗し、巨額の損失を出すという事案が発生した。同時期にくつかの私大でも同様に大きな損失を出すという事案が発生し、大学の資産運用のあり方が見直される契機となった。

一 自己点検・評価システムの導入

一九九一年（平成三年）七月、大学設置基準のなかに「自己点検および評価に関する条項」が規定されたことにともない、大東文化大学でも自己点検・評価体制についての検討・審議が重ねられ、一九九四年七月、大学評議会・学園理事会の議を経て「大東文化大学自己点検および評価規程」（資料Ⅺ-4）が制定され、一月より全学規模による具体的な自己点検・評価活動が開始された。

同規程は、本則一四条、附則二条からなっており、自己点検・評価の目的、組織、自己点検・評価項目、自己点検・評価の実施、報告書の作成・公表、自己点検・評価の活用などを主たる内容としている。

自己点検・評価の組織としては、「自己点検・評価運営委員会」（以下、運営委員会）、「自己点検・評価実施

委員会」(以下、実施委員会)、「部局等自己点検・評価委員会」(以下、部局等委員会)が置かれた。このうち運営委員会は、全学の自己点検・評価の実施計画の策定、報告書の作成・公表、報告書の活用などを主な任務とし、学長を委員長として実施委員会の各委員長、学務局長の計一三名で構成された。実施委員会は、本学の教育・研究活動に関する分野・領域別に設置され、それぞれの分野・領域ごとに具体的に点検・評価を実施することを任務とし、①大学・学部などの理念・目的、②教育研究上の組織、③学生の受け入れ、④教育課程、⑤教員組織および教育研究活動、⑥校地・施設・設備、⑦図書館、⑧学生生活、⑨管理・運営、⑩事務組織、⑪財政という一一の分野・領域に各実施委員会が置かれた。

その結果、一九九八年には、『大東文化大学の現状と課題』、一九九九年には『大東文化大学の分析と評価』という報告書がまとめられ、広く学内外に公表された。いずれも本学が抱える問題点を点検し、将来の改善・改革に向けた方策をさぐったものであった。

このうち最初の報告書である『大東文化大学の現状と課題』はA4判・二二二ページにおよぶ大部のもので、Ⅰ大学の理念・目的の分析と評価、Ⅱ大学の分析と評価、Ⅲ学部・大学院・研究所等の分析と評価、Ⅳ図書館の分析と評価、Ⅴ国際交流センターの分析と評価、Ⅵ学園総合情報センターの分析と評価、Ⅶエクステンションセンターの分析と評価、Ⅷ組織・体制の分析と評価、Ⅸ法人の分析と評価、の九章から構成された。その後、二〇〇一年には、『大東文化大学自己点検・評価報告書』にもとづき、大学基準協会の「相互評価」を受ける運びとなった。大東文化大学は、二〇〇二年三月八日に、「相互評価」の適格認定を受け、ついで同年一二月に同協会より正会員証とともに総合評価・認定の認定マークの送付を受けた(ただし、認定を受けた大学は、三年後に「改善報告書」を提出せねばならず、さらに七年ごとに「相互評価」を受けなければならない)。

二〇〇二年三月八日付で通知された最初の大学基準協会の相互評価の結果（概評と提言）（資料Ⅺ－5）のうち概評は次のようなものであった。

建学の精神に基づき、「東西文化の融合」という個性的かつ明確な理念・目的がかかげられている。とくに、儒教と東洋文化を柱とする伝統ある教育には特徴がある。これらの理念は学生や教職員に周知されるところにも、これをもとに大学の発展、改善の努力が図られている。

多様な文化を基盤とする大学にふさわしく、七群におよぶ総合教育科目を用意するなど、大学全体ではきわめて多様な科目が展開されている。教養教育が重要視される時代にあつてこれらは、全学的な責任体制を強化し、適切な履修指導を行うことによってさらに有効なものとなろう。また、東洋文化研究の面から伝統に支えられた書道研究所もユニークである。

海外に多くの交流協定大学をもち、国際交流を推進していることも評価される。

一方で、学生定員に対する在籍学生数の高い学科、非常勤教員への依存が大きい学部、大学院生の充足率が低い研究科専攻が存在するなど、いくつかの問題点も認められる。専門のカウンセラーによる学生相談や修学指導、生活指導体制についても、一層の充実が期待される。

キャンパスは板橋と東松山とに分かれ、基本的に専門教育・大学院教育とそれ以前の教育とを区分して運営しているが、とくに板橋キャンパスにおいては講義室、演習室、図書館等が狭あいとなっており、現状では情報処理、語学のための設備も、授業、自習などの需要に十分対応しきれていないが、この点は板橋再開発事業の完成を待って改善を期待したい。

なお、今回の貴大学における自己点検・評価の結果ならびに本協会の相互評価の結果に対し、全学的・組織的に対処し、教育・研究のさらなる改善に結びつけることが望まれる。

また大学基準協会に提出された『自己点検・評価報告書』のほかにも、自己点検活動として大東文化大学独自の「授業評価アンケート」（現・「学生による授業認識アンケート」）もはじめて実施された（一九九九年三月におこなわれた卒業証書授与式では、試みとして「一九九八年度卒業生の大東文化大学に対する満足度に関する調査」もおこなわれている）。多くの大学がこの授業評価制度導入を模索するなか、本学での取り組みは先進的なものであり、当時の須藤敏昭学長はいくつかの大学でこの「授業評価アンケート」の実施について講演などもおこなった。また日本経済新聞の取材にも応じ、記事が掲載された（『日本経済新聞』二〇〇一年四月七日朝刊二九ページ「大東文化大が全学規模で評価、授業改善——大東文化大学学長須藤敏昭氏（教育）」）。

学生による授業評価は、一九九九年度から教授会を中心に議論され、一九九九年七月、各学部から選出された八名の教員でプロジェクトチームが作られ、同年十二月七日（東松山校舎）と九日（板橋校舎）に一部の教科で試行テストがおこなわれ、その結果が二〇〇〇年三月、学長に答申された。この答申を受けて、同年七月「学生による授業評価実施委員会規程」が制定され、これにもとづく授業評価実施委員会（以下、実施委員会）が本格的に実施に向けての準備を開始した。アンケートの目的は、「今後の授業内容および教育方法の改善」を掲げ、実施委員会は、多くの教職員、学生の協力をえて、同年二月四～一六日にアンケートを実施した。アンケートは、大学院を除き、二八二〇科目を対象におこなわれた（履修登録が一〇名未満の科目はおこなわず、アンケート用紙が一〇枚に達しない科目も集計の対象にできなかった）。参加教員は非常勤講師を含めて延べ二八二

○名、学生数は同一六万七六三名にのぼった。

実施委員会は、集計結果を分析するにあたって、「授業評価は、授業改善に取り組む教員を励ます『応援歌』となるべきもの」であり、この原則から離れて「集計結果に示された数値（評点）のみに基づいて単純に教員ないし授業を序列化することは厳に慎まなければならない」（『大東新聞』二〇〇一年七月一五号）としている。

アンケート集計結果の分析について見てみると、まず総合的満足度の観点からは、満足を表明した学生が、満足していない学生の五倍強おり、総体として本学の授業に対する満足度は高いという結果が出た。また、教員の熱意・勤勉さも高く評価された。しかし、授業の技術面（話し方、板書など）では、評価が厳しくなる。

ひとことでは言え、教員の「がんばり度」と「学生の満足度」との間の落差が大きいことが判明した。教員の「がんばり度」と「学生の満足度」との間の落差をどのように埋めるべきかが、本学において授業改善を進めるうえで最大の課題となっていると実施委員会は指摘した。

アンケートの集計結果にさまざまなクロス集計をおこなうことにより、授業評価をおこなう学生像が浮き彫りとなった。過半数の学生が欠席〇／＼一回であり、出席回数が多い学生は授業への評価も高い。同時に、「授業の難易度」と出席の多寡との間に有意の相関が見られなかったことから、授業の進め方に工夫が必要であることが示された。予習・復習をよくする学生の授業への評価も高い。予習・復習をいかに組織するかが重要な課題となることが指摘されている。もつとも重要な授業内容を評価する際の規定的要因は、「将来の有用性」「興味を持てる内容」であり、学生の関心の所在が示された。

実施委員会は、これらの分析を通じて、本学における授業の現状と改善の方向が明らかになったとした。教員は、熱意をもって授業に取り組んでいるが、授業技術の点で改善の余地が大きいし、授業の獲得目標の明確

化が求められる。学生は、まじめに出席している学生が多いが、履修登録しておきながら出席しない学生も多い。また個々の教員の努力すべき点として、授業技術の向上を図る努力、学生に対する懇切丁寧な指導が必要になっていくこと、全学の教育システムとして、教員の努力を活かすために、ファカルティ・ディベロップメントに全学的に取り組む必要があり、学生の多様なニーズを受け止めるためクラスの規模について再検討していかねばならないこと、また、大学全体として、各科目の教育目標を設定させ、それに到達させるための戦略が明確にされることが望ましいことを指摘し、結論とした。また授業評価の個々の結果については、担当教員の希望や同意がある場合にかぎり公表することとした。

こうした経過をたどり、二〇〇一年六月一六日に『学生による授業評価と大学教育―大東文化大学授業評価報告書』（以下、報告書）が発行された。この報告書は、二〇〇〇年一二月に実施された学生による授業評価アンケートの分析結果を全学データ、個人データ（公表同意分のみ、三冊分）としてまとめたものであったが、これだけの規模でおこなわれたものは、当時の国内の大学ではまだ少なかった。報告書は、各学部事務室、学科学務室、教員控室、さらに学生の閲覧に供するため図書館にも置かれ、大東文化大学におけるさらなる授業改善に向けて、教職員・学生による活用が期待された。この報告書の取りまとめにあたった実施委員会前副委員長の内田健二政治学科教授は、次のように総括した（『大東文化新聞』二〇〇一年五月一五月号）。

昨年十二月に実施された授業評価は、この六月初め、ようやく報告書発行の運びとなった。本学における授業評価への取り組みは、その意義と実施方法について学長が「授業評価プロジェクト・チーム」に諮問した一昨年度に始まる。私はこのチームに加わって以来、ほぼ一年半、授業評価と直接関わってきた。

作業を終えたこの機会に、私自身の反省を込めて、感じたことをいくつか述べたいと思う。授業評価実施委員会の見解については報告書を参照していただくこととし、ここでは個人的な感想に終始することをお許し願いたい。



授業評価の目的が、「授業に対する学生の率直な意見を聴取し、今後の授業内容、および教育方法の改善に資する」ことにあることは言うまでもない。しかし、その結果をいかに活用するかは、アンケートの目的と性格に関わる重要な問題であるにもかかわらず、全学で合意が得られているわけではない。むしろ、この最も肝心な点については、残念ながら十分論議されたとは言えないのが実情である。

活用の仕方という問題は、多くの厄介な論点を含んでいる。まず、誰が、そして、いかに活用すべきだろうか。主体が個々の教員であり、本人が自己の責任でアンケート結果を分析して、それぞれ改善法を試みるということには、恐らく異論はないであろう。しかし、それだけでよいとすれば、全学で実施する意味は何か、という問いが発せられよう。活用を全面的に個々の教員に委ねるのであれば、質問内容も本人が授業科目の性質に応じて作成した方が、全学共通のアンケートよりも効果的であるとの意見も成り立つ。この考えに立って極論すれば、全学の委員会は自らがアンケートを実施するのではなく、教員に様々な設問を参考例として示し、各教員にそれぞれふさわしい質問項目の作成とアンケートの実施を要請するプロモーターの役割を果たすことが本来の任務となるろう。

前記「プロジェクト・チーム」における議論のなかで、このような意見がなかったわけではない。しかしそれは、結果の集計や実施態勢などを考えると、各教員と職員の負担が大きく、現実的な案とは言えない。

い。実施に伴う事務の集中的な処理を図りつつ、結果の活用を各教員の判断に委ねるとすれば、各教員が独自の設問を追加できるようにした今回の方式には一応の合理性がある。



だが、これで問題が解決されたわけではない。なぜなら、全学共通の質問項目を有意義なものとするためには、全学での活用方法について、ある程度明確な見通しが必要だからである。逆の言い方をすれば、全学共通の質問を行う以上、その結果の活用方法を想定したうえで、質問項目を考えなければなるまい。結局、問題は全学での活用の仕方に帰着する。

実はこの問題は、プロジェクト・チームのなかでは違う形で議論が闘わされた。それは、個々の授業科目についての評価結果を公表すべきか否か、公表するとすれば何のためにか、という点である。チームのなかで公表に異を唱える人はいなかったが、その理由をめぐっては意見が対立した。たとえば一方の極には、授業評価が示した「評価点」を公開することで、評価が悪い教員に「社会的圧力」が加えられるはずであるという発想があった。全学実施の意義と活用の仕方を、いわば「授業に不熱心な教員の摘発と社会的制裁」に求めるこの立場は全面的に否定されたが、その反面、論争が理念的側面に傾斜したあまり、活用方法と個々の設問の関連については十分議論を煮つめることができなかった。



個々の授業科目に対する評価結果の公表についても事情は同様である。プロジェクト・チームと実施委員会は、アンケートに参加した学生への報告（情報開示）責任という観点から公表を当然のことと判断したが、その利用法について具体的な提言を行うには至らなかった。公表された評価点を、学生が履修の際

の判断基準として利用することは予想されるにしても、その是非については検討されずに終わった。たとえば極端な場合、「難しい」と評価された授業が履修の際にそれだけで敬遠されるようなことがあるとすれば、大学教育にとって望ましい事態ではないだろう。



このように、授業評価には、まだまだ深めなければならない論点があり、今後に多くの宿題を残した。しかし、活用の仕方が曖昧だったことは、アンケート結果が予想できない当初の段階ではやむを得ない面がある。今回の実施を経て、報告書が詳述しているように、活用の方向性はある程度明確になった。

たとえば、授業の満足度に大きく影響するクラス規模の問題は、今後のカリキュラム改革での重要な検討課題となる。う。「話しの聞き取りやすさ」や「板書の読みやすさ」については、個々の教員の努力もさることながら、教室の設備を改善する全学的対応が必要なことも確認された。また、自由記述欄で「教師非難」を行った学生を含め、表面には出てきにくい学生の実像が、今回の授業評価を通じて明らかになった意義も大きい。



日本人は歩きながら考えるのが苦手である、としばしば言われる。しかし、授業評価のように試行錯誤を許容する（あるいは不可避とする）分野では、そのような態度こそが求められているのではなからうか。

解決すべき多くの難問を抱えながらも、本学は授業評価の道へ大きな一歩を踏み出した。これが「一歩前進、二歩後退」となるか、次のステップ・ジャンプにつながるか、教員、学生および職員の力量が問われているように思う。

さらに自己点検・評価委員会は、学生による授業評価実施に連動させる形で、教員による「教育アンケート」を実施した。これは、各教員が自己の考え方と調査結果を比較検討して改善を図り、より良い教育の実現を目指すというものであり、質問は教員の質、指導法・教授法、授業運営上の問題点など一六項目にわたった。

さらに実施委員会と自己点検・評価委員会では、学生による授業評価と教員の教育アンケートについて「大学教育と学生による授業評価を考えるフォーラム」を、二〇〇一年七月三日に東松山校舎、同五日に板橋校舎で各二時間を使って開いた。「授業評価」の経過を実施委員会前副委員長の内田健二政治学科教授、「教員による教育アンケート」の報告を自己点検・評価全学委員会の尾関直子国際関係学科助教授がそれぞれおこない、教員と学生三名ずつが意見を述べ、その後全体討論をおこなうというものであった。学生バネラーは一二名の応募者のなかから選出された。以下、フォーラムの様子を『大東文化新聞』掲載記事（二〇〇一年七月一五月号）から引用しておく。

東松山校舎

三日、会場には一五〇人ほどの学生が集まり、教職員も多数出席した。同日付の日経新聞朝刊にフォーラム開催の記事が掲載されたこともあって、学外からの参加者もあった。

司会進行は瓜生洋一政治学科教授が担当した。

授業評価実施委員の清家伸彦企業システム学科教授が、学生サイドからの「学生による授業評価アンケート」七一、五〇一件の結果について、自己点検・評価全学委員会の尾関直子国際関係学科助教授が、教員サイドからの「教員による教育アンケート」六学部一研究所に属する九五六人の結果をそれぞれ報告した。

学生パネラーのYさん（国際関係学科三年）、Sさん（日本文学科二年）、Mさん（国際関係学科四年）、Kさん（政治学科二年）がそれぞれ意見を発表した。

この中でMさんは、授業評価アンケートの効果的な活用について提言し、「授業評価アンケートが実施されたことは画期的であつたが、その活用をいかにするかの方が重要だ。この結果を教員の勤務評定に反映するなど活用すべきだ。競争原理の上にたった公正な評価がなされる教育改革を進めてほしい」と述べた。

教員パネラーの馬場靖雄社会経済学科教授、新里孝一国際関係学科講師、香田芳樹教育学科講師が授業への取り組みや工夫について発表した。

内田健二政治学科教授は、「授業評価の活用方法はいくつか考えられるが、勤務評定や社会的制裁に活用することは反対。より良い授業を求めることには、教員も学生も変わりないが、良い授業とは何か」といった内容にはズレがある。この時点で勤務評定のような管理に使われるとなると恣意的にならざるをえない」と述べた。

傍聴の学生から、「授業評価に批判的な教員がいて、改善がまったくなされない授業がある。大学として公表するなりの手立てをすべきだ」「授業評価が個人攻撃に使われるのはよくない」「授業改善の意識が低い場合、教員のモチベーションを高める必要がある。教員の授業への意識が上がれば、学生の意識も上がる」などの意見が出た。また「学生がこのような意見を言える場があることがうれしい」という編入生の感想も。

これに対して、新任の山根雄一郎政治学科講師から「学生が授業中教室を出入りしたり、私語が非常に

多いのに驚いている。何のために授業に出て来ているのか理解できない。学生が授業をどうコミットメントしているか分かるような、アンケートの形態も考えるべきではないか」など、教員側からの意見も活発に出て、予定時間を延長して意見交換が行われた。

板橋校舎

三、四年生が主体の板橋校舎では、五日午後五時から開き、学生と教職員約一〇〇人が参加した。

藤原碩宣現代経済学科教授の司会進行で、学長挨拶のあと、授業評価実施委員会前副委員長の内田健二政治学科教授が授業評価アンケートの結果を報告し、教員アンケートの結果については、自己点検・評価全学委員会委員の兵頭圭介社会経済学科助教授が報告した。

学生パネラーは、Yさん（英語学科四年）、Sさん（政治学科四年）、Iさん（経済学科三年）の三人。Yさんはアメリカ留学経験を踏まえて「日常的に学生の意見を受け入れる体制を作って欲しい」と述べた。またSさんは、「緊張感のある授業がよい授業ではないか」、Iさんは、授業をコスト面からとらえた考えをそれぞれ述べた。

教員パネラーは、網代敦英米文学科教授、中村宗悦現代経済学科助教授、近藤邦康政治学科教授の三人。発言の要旨はつぎのとおり。

〈網代教授〉フレッシユマンセミナーでの授業方法の工夫を例に挙げ、「文学を有用性の面からとらえることは難しい」〈中村助教授〉「授業を商品と考えると学生のニーズにいかになさばやく反応して改善するかが大事」〈近藤教授〉「大学教育の目的は四年間で人格の独立を目指すもの。資格や試験のための学習では

ない」

その後、授業の在り方、授業運営の仕方、評価の仕方・しくみ、社会との関わりの四点について討議した。カリキュラムの共同性の問題、教員だけでなく学生側の意欲の問題などにも及び、予定時間を超過して七時半に終了した。

先述した通り、大東文化大学の授業評価の取り組みは、マスメディアや他大学からも大きな関心が寄せられていたが、二〇〇一年五月一七～一九日に、オーストラリアのクイーンズランド州ブリスベンでおこなわれた「東南アジア大学教育機構」(ASAHL)会議(教育や研究など総合的な大学発展の話し合いの場を参加校に提供し、情報交換や教員、学生の交換といった姉妹関係の進展など、相互協力関係の強化発展に寄与するもの。会議のメンバーは、東南アジア、オーストラリアなど一五〇校を超す大学)では、須藤学長がゲストスピーカーとして出席し、「日本の大学における学生による授業評価」と題して講演をおこない、大東文化大学でおこなわれた「学生の授業評価アンケート調査」をもとに、集計した結果について解説した。学長は、実施の要因についてはいくつかあるが、大きな理由として、学生は単なる「消費者」でなく、大学という学びの共同体の「参加者」であると強調した。

以降、学生による授業評価アンケートは未実施だった二〇〇五年度を除き、二〇〇九年度まで実施委員会が主体となって取りおこなわれた。しかし、二〇〇六年五月に「大東文化大学全学FD委員会規程」が制定され、FD委員会が設置されたことを受け、二〇〇八年七月に実施委員会において、実施委員会の業務内容は、独立した委員会であるよりもむしろFD委員会の一分科会として設置される業務であり、その資料の分析こそFD

委員会の最重要の作業と考えられることから、二〇〇九年度より、実施委員会をFD委員会に吸収合併させることが望ましいとの結論が出され、さらに一〇月には大学評議会「報告事項」として、実施委員会委員長から学長あてに、『FD委員会』に『学生による授業評価実施委員会』を吸収合併させることの提言について」が資料提示された。

二〇〇九年六月には実施委員会とFD委員会の両方から各委員長と委員一名ずつの計四名による「FD委員会規程改正ワーキンググループ」が設置され、同ワーキンググループでの検討・調整を経た結果、二〇一〇年二月、大学評議会にて「大東文化大学全学FD委員会」の改正（授業評価実施委員会とFD委員会との統合）および「大東文化大学学生による授業評価実施委員会規程」の廃止が承認された。これにより現在の「学生による授業認識アンケート」（二〇二二「令和三」年度から名称変更）につながる、全学FD委員会実施主体の「授業評価アンケート」が二〇一〇年四月から開始された。

二 大学のガバナンス問題の顕在化とその対応

一九九九（平成一一）年七月、理事会の諮問を受けて「学園キャンパス・セクシュアル・ハラスメントに関する規則・指針（ガイドライン）等作成委員会」（委員長・伊藤滋夫法律学科教授、以下、ガイドライン作成委員会）が発足した。これは男女雇用機会均等法が同年四月に改正されたことに関連して、職場でのセクシュアル・ハラスメントを防止するため、使用者に対しては雇用管理上の配慮義務が要求されていることから規程づくりが急がれたことによる。そして、以下のような経緯をたどり、二〇〇〇年二月二三日に「学校法人大東文化学園ハラスメント対応基本規則」（資料Ⅺ－６）が制定された。

まず、ガイドライン作成委員会は、一九九九年一〇月五日付で理事長に中間報告書を提出した。中間報告書は、「セクシユアル・ハラスメント対応基本規則（案）」と「セクシユアル・ハラスメントに関する指針（ガイドライン）」からなっており、基本規則（案）では、作成の目的を「個人の尊厳を確保し、男女平等を実現するため」とし、セクシユアル・ハラスメントの定義、ガイドラインの制定、防止委員会の設置、問題調整等委員会の設置などを規定した。またガイドラインでは、基本的人権の侵害になることを示したうえでセクシユアル・ハラスメントを防止するための具体的方策について述べられており、ガイドラインの基本姿勢、必要性、適用対象者のほか、セクシユアル・ハラスメントに該当する言動か否かを判断する基準として、男女間だけでなく同性間も含まれること、「相手方の意に反する性的な言動」に対する相手の対応に基づき相手に不利益を与える対価型と「相手に不快感を与えて就業・研究・就学環境を悪化させる」環境型に分けられることなどを示した。この中間報告書に対しては、広く学内の意見、希望を聞くためアンケートが実施され、同委員会ではこの結果を参考に年内に答申をまとめ、規則制定の手続きをおこなった。

この結果、セクシユアル・ハラスメントに関する規則・指針（ガイドライン）の最終報告書が一九九九年末の理事会で承認され、二〇〇〇年四月一日に施行されることとなった。また同時に、セクシユアル・ハラスメント防止に関する円滑な運営を図るため、同制度実施準備委員会（以下、準備委員会）が設置され、準備委員会では、具体的な相談窓口や研修の方法などを検討することとなった。準備委員会では、防止のための広報活動をおこなう「学園セクシユアル・ハラスメント防止委員会」（以下、防止委員会）の委員の一名を決定（委員長・今井けい経済学科教授、副委員長・村松高市学生部長）、また相談員となる「学園セクシユアル・ハラスメント問題調整等委員会」（以下、問題調整等委員会）委員は一四名（委員長・武内政幸経済学科教授、副委員長・白

石裕子法律学科教授」とした。両委員会委員は教員、職員、設置学校の教員で構成された。

両委員会の合同会議の席上、今井防止委員会委員長は「規則は出来たが、まだ女性への蔑視が根強く残る現在、セクシユアル・ハラスメントを防止するだけでなく、人権思想をつらぬくことが大事だ」と強調した。また相談連絡の窓口も実際の相談は、問題調整等委員会委員が携わるが、相談員の教員に連絡が取りにくいことを考慮して、大学では学生課・東松山学生課・人事課・東松山庶務課、その他の学校では職員室・事務室に相談のための申し込み用紙を備えて、相談者が相談しやすい環境を整えていくこととした。

その後、防止委員会は、二〇〇一年三月の任期末に二〇〇〇年度の活動報告書を作成し、公表した。この報告書には、板橋校舎と東松山校舎で教職員と学生を対象にした弁護士などによる講演会の要旨や二〇〇一年四月に実施予定の学生アンケート計画など一年間の活動が掲載された。発行部数は五〇〇部限定で、他大学などのセクシユアル・ハラスメント防止機関にも郵送された。また学内では四月に配布され、新学年ガイダンスの時期にあわせて学生の団体にも配布された。なお防止委員会と問題調整等委員会は、委員を交代しつつ、引き続き講演会や防止キャンペーンを企画し、セクシユアル・ハラスメント防止のための活動を続けることとされた。

このようなセクシユアル・ハラスメント防止体制の構築は、先に述べたように改正男女雇用機会均等法施行にともなう大学のガバナンス体制強化ということで検討されてきたものであったが、体制が整う前に学内では外国語学部所属の男性教員によるセクシユアル・ハラスメント事件も発生していた。当該事件の詳細は省くが、一部マスコミでも報道され、それを受けて須藤学長は、一九九九年一月一日付で「学生の皆さんへ」と題するお詫び文を发出している。以下、全文引用しておく。

去る十一月九日一部マスコミで報道されたように、大学・学園は、外国語学部の一男性専任講師がセクシャル・ハラスメント行為をおこなったと認定し、十月二十七日付で懲戒解雇いたしました。このような事態に立ち至ったことについて、まず、学生のみなさんに心からお詫びを言わねばならないと考えます。

学びと研究の共同体である大学において、いかなるセクシャル・ハラスメントも許されてはなりません。とりわけ、学生を教育・指導すべき教員がその地位を利用してセクシャル・ハラスメントをおこなうなどということとは、もともと卑劣な行為であり断じて許されないものであります。

このたびの専任講師の処分は、学生たちからの訴えと証言にもとづき、当該学部と学園にそれぞれ調査委員会を設置し、女子学生の事情聴取には女性調査員があたるなど十分な配慮をしつつ、客観的かつ綿密な調査を経て行われたものであります。このたびのようなことでマスコミ等に取り上げられることは、本学にとつてまことに遺憾なことであります。

しかし、それを恐れるあまり上記のような卑劣なセクシャル・ハラスメントに対して曖昧な処置ですませるならば、セクシャル・ハラスメントを根絶することはできませんし、大学の真の発展にもつながらないと考え、厳正なる処分を行った次第です。

この機会に、全学の教職員・学生のみなさんに、本学を、いかなるセクシャル・ハラスメントも許さず男女平等と人権が真に守られる大学にするため、みんなで努力されるよう訴えたいと思います。いま、「大東文化新聞」特集版を通じて「セクシャル・ハラスメントに関するアンケート」が実施されています。これは、このたびの不祥事への対応策ではなく、特別の委員会を設置して数カ月前から準備されてきたものです。セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン（指針）や関連諸規程をトップ・ダウンで作るの

ではなく、多少時間はかかっても学内の衆知を集めて念入りの指針・諸規程を作ろうという意図のもとに行われているものです。

このアンケートに回答することをはじめ、セクシャル・ハラスメントを許さない大学づくりに多くのみなさんが積極的に参加されるよう訴えて、私からのお詫びと事情説明にかえたいと思います。

他方、このような問題以外にも大学のカバナンスのあり方が問われる事件が起こった。二〇〇一年二月におこなわれた入試での「入試出題・判定ミス」である。ミスを修正した合否判定の結果、三学部三学科の該当者二二名が追加合格とされた（学科別では英米文学科七名、経営学科一四名、環境創造学科一名）。

大学は七月一六日、ミスを文部科学省（二〇〇一年に文部省と科学技術庁が統合され文部科学省へ名称変更）に報告したあと、ただちに該当学部の教員と入試アドバイザーの事務職員の部課長が手分けして該当者の自宅を訪れ、迷惑をかけたことを詫び、入学辞退者に対してもお詫び金を一律に手渡したほか、次のような経済的補償をおこなった。

本学に入学を希望する者には、①初年度の学納金を免除し、本来本学に納入すべき学納金とすでに他大学や予備校などに納入した金額の差額を弁償する、②他大学などに就学したために要した費用の補償および本学に入学するための準備金を支払う、来春本学に入学を希望する者に対しては入学時に入学準備金を支払う、というものであった。この問題に関しては、マスコミで「不正」があったかのように報道されたが、須藤学長は「不正はなかった」旨の文書を発出した。

そのほかガバナンス関連の出来事としては、大学のトップである学長の候補者選出に係る選挙制度に大きな

変更があった。変更された規程によっておこなわれた最初の学長選挙が須藤学長の任期満了にともなう選挙であり、二〇〇一年一月に公示、一二月に投票票があった。この選挙では新たに事務職員が参加することとなり、公示日に法人に所属する専任職員を除く、大学に所属する一三三名が選挙権をえた。二〇〇一年五月一日、事務役職者会議議長（学務・事務両局長）から学長へ事務職員の選挙への参加が要請され、学部長会議の審議を経て各学部教授会、大学評議会で議論を重ねた結果、一月一九日の大学評議会で承認された。これをもとに、同月二一日付で学長から事務役職者会議議長あての回答があり、これにともなう規則改正の手続きも完了した。ただし、投票に際して職員一名あたりの票数は、大学の平均的一学部専任教員在籍数を大学所属専任事務職員数で割った数とし、一名につき〇・三五票とされた（二〇一〇年一〇月実施の学長選挙以降、範囲の拡大がおこなわれ、一人一票となった）。

次に大学ガバナンスの一環としてのUI（University Identity）戦略について見ておこう。UI戦略は、単なるブランディングの問題ではなく、大学の存在意義・将来像・戦略目標を社会に明確に示し、大学運営に一貫性と方向性を与えるための統治手段であることは現在では常識となっている。UI戦略は、大学の意思決定の仕組みや責任体制を意味するガバナンスの中核を担う「ヴィジョン・ミッション・ヴァリュ（VMV）」の言語化・可視化を通じて、学内外のステークホルダー（学生、教職員、卒業生、地域、企業等）に大学の方向性を伝え、意思決定に「一貫した軸」を提供するものである。いまいし具体的に言えば、UI戦略は、ヴィジョンの明確化を通じて中長期計画や財務戦略に整合性をもたらし、教職員の行動規範や教育・研究の方針に統一感を与える。また社会的には大学の説明責任（アカウンタビリティ）を支援し、ブランド確立を促し、学生募集・寄付・国際連携の基盤を形成するものである。

大東文化大学でもロゴ、カラー、スローガンなどの視覚的統一（大学の外的統一感）によってヴィジュアル・アイデンティティを構築していかうとする試みが、二〇〇一年におこなわれた。

こうして決まったのが、現在でも使われている「D」と「B」のアルファベットを組み合わせたシンボルマークとロゴである。大東文化大学の新しいシンボルマークは公募制で実施され、全国から二二五名（二〇三名）の応募があり、両部門の最優秀賞にグラフィックデザイナーの新井幸男さんの作品が選ばれた。応募作品のうち規定を満たしている一九三点から第一次審査で一五点が選ばれ、鈴木一道審査委員長（経営学科教授）推薦の五点と合わせて二〇作品を公開し、一般投票をした。一〇月二二日から二六日まで板橋・東松山校舎、医学技術専門学校、青桐幼稚園の四ヶ所で教職員・学生・生徒・園児、保護者が投票し、一六二四名、三一六九票（二名二点まで）が集まった。一〇月六日、投票の結果を参考に第二次審査がおこなわれ、審査アドバイザーの秋山孝・多摩美術大学グラフィックデザイン学科教授の意見と合わせて、入賞作品が決定された。

最優秀受賞賞の新井さんは、制作意図を「大東文化の『D』と『B』をモチーフに、『輝ける二十一世紀への飛翔』をイメージしてシンボル表現した。近未来的なロゴと組み合わせることで、新しい時代の新しい大学の像を示した。力強い独創性を持ち、国際化・情報化時代に活躍できる、人間性ゆたかな人材に育ってほしいとの願いをこめて制作した」と述べている。

またこの公募による本学園のシンボルマークとロゴのほかに、イメージキャラクターとして、パラブンが追加された。これも公募優秀作品で、作者はグラフィックデザイナーの正木賢一さん。「鳥」をモチーフに、顔の部分は大東のDをパラボラアンテナに、文化の頭文字のBをボディとし、多様なキャンパスグッズとして使用されることを考えて作られた。

ガバナンスとUIは、表層的な「装飾戦略」に終始しないこと（マークなどの変更だけで満足しない）、教職員・学生の納得と共感をえるプロセスを重視すること、国際標準のアクレディテーション（認定機関、公的機関、教育機関から能力をもつことを保証する認定、認定資格のこと）との整合性など、ガバナンスの透明性と参加性を高めるための活用が求められている。大東文化大学の場合、「納得と共感を得るプロセス」はとくに重視され、板橋キャンパス整備事業にも活かされていくこととなった。

三 学園の資産運用問題

一九九九年（平成一一）年に日銀が導入したゼロ金利政策により、国債など国内の安全資産ではほとんど利回りがえられない状況になっていた。当時、各私立大学は学生数減少などに備えて奨学金基金・退職金引当・将来の設備投資基金などの積み立てをおこなっていたが、日本国債などの安全資産だけでなく高金利で運用益を得やすい海外債券を活用する動きが広がっていた。そのような状況下において発生したのが、二〇〇一年のアルゼンチン債の暴落であった。

概して投資の知識に乏しい学校法人は、運用委託先であった信託銀行や証券会社が提案する「分散投資」の名目で外国債を組み入れる提案、とくに高利回りの国債（アルゼンチン債やトルコ債など）を勧められていた。大東文化学園もこうした提案を受け入れて投資し、巨額の損失を出してしまったのである。

そもそもアルゼンチン債が高利回りであった理由は、アルゼンチンの財政状況が極めて悪かったからである。アルゼンチンは、一九九〇年代初頭から自国通貨ペソを米ドルに連動させる「ドルペッグ（カレンシーボード制）」を採用し、ハイパーインフレを抑えていたが、強いペソ（＝ドル固定）が長期化したため輸出競争力が低下し、

慢性的な貿易赤字・財政赤字を補うための対外債務が急拡大していた。そのような状況下で二〇〇〇年に入ってから国債の借り換えが難しくなり、金利が急騰（＝国債暴落）し、二〇〇一年一二月に実質的にデフォルト（債務不履行）が宣言された。デフォルトは約九五〇億ドル規模で、当時としては史上最大級のソブリン・デフォルト（国家「ソブリン」が自国の債務「主に国債」の返済を滞らせる、またはまったく返済できなくなる状態）となった。

経験や知識が乏しかったことによる失敗ではあったが、直近の一九九七年にはアルゼンチンと同様な状況で通貨危機が引き起こされたタイのバーツ危機（アジア通貨危機）も起こっており、外国債投資の危険性にはもう少し注意を払うべきであったと思われる。

いずれにせよ、二〇〇二年一月の理事会および二月の評議員会で本件について説明がなされ、四月にはアルゼンチン債の評価替えにともなって約三八億円の損失が確定した。本事案発生後、学園では資金運用の基本規程が制定され、有価証券の運用基準の改正がなされた。

また文部科学省でも大東文化大学のほか東京電機大学（約五億円の損失）、亜細亜大学（約三億円の損失）、その他一〇〇法人以上がアルゼンチン国債保有で損失を被っていたことを受けて、私学の資産運用に関する指導（学校法人会計基準の運用指針の厳格化、高リスク資産への投資の事前報告義務）を強化する通知を二〇〇二年に発出した。

このアルゼンチン債暴落による巨額損失は、学園に大きなダメージを与えたことは事実だが、資産運用というもつとも重要なガバナンス問題に対処する体制を整えたことによって、二〇〇八年のリーマンショックの際には難を逃れることができたとも言えよう。実際、リーマン・ショックの際には、駒澤大学が損失額一五四億

円以上、南山大学が約二二九億円、立正大学が一四八億円の含み損、慶應義塾大学が一七〇億円など、桁違いの損失を出したからである。

これらの事例は、大学が資産運用においてリスク管理の重要性を再認識し、その後の運用方針や体制の見直しを進める契機となり、大学がE S G投資（企業の環境〔Environment〕、社会〔Social〕、ガバナンス〔Governance〕への取り組みを評価し、それらの要素を考慮しておこなう投資）を積極的に取り入れる動きにもつながっていった。

第四節 板橋キャンパス整備事業とセンター化の進行

本学は、東京の板橋区高島平と埼玉の東松山市岩殿にそれぞれ主たるキャンパスを置いている。大学にとってのキャンパスは、教育・研究活動を支えるための基盤であり、柔軟な思考力と豊かな感性を育むためにも、つねに環境の整備が求められるところである。本学では、板橋キャンパスの整備、ついで東松山キャンパスの整備を着々と進め、ソフト・ハードの両面から学究活動を支える体制づくりの充実に尽力してきた。第四節では、二〇〇三（平成一五）年の創立八〇周年記念事業（八〇周年記念事業については本章の最後に扱う）の一環として進められ、二〇〇六年に完了した板橋キャンパスの整備事業について見ていく（東松山キャンパス整備事業は第九章で扱う）。

整備に際し、省エネ・エコ機能も重視され、太陽光発電や地中熱利用、自然採光など二六の環境技術が導入

された。これにより、国の補助金やグリーン電力基金からの支援も受けた。また工事期間中は卒業式が学外で開催されるようになり、その後、恒常化した。

並行して、情報化・国際化の進展に対応するため、一九九三年にそれまでの情報処理センターが「学園総合情報センター」に改組、一九九四年に「国際交流センター」が設立され、教育支援と国際業務を担った。二〇〇〇年には休講情報のWeb公開やWebシラバスが導入され、PC設置数は約九〇〇台に拡充された。これらのICT基盤整備は、今後のSociety 5.0やAI活用を見据えた教育環境の礎となった。

最終的に板橋キャンパス整備事業は二〇〇六年に完了し、理事長・学長は「人との出会いを重視したキャンパス」「学びの共同体の実現」といった理念を強調。板橋キャンパスは、物理的刷新と理念の融合による、新たな大学の象徴へと生まれ変わった（資料XI-7）。

一 板橋キャンパス整備事業

板橋キャンパスは、もともと狭大な敷地にあり、そのため現在の一号館、二号館のような高層化した講義棟、研究・管理棟を建設する必要があったことはすでに中巻で述べたところである。しかし整備前の状況を見れば、講義棟、図書館、厚生施設等々の施設は不十分であった。しかも東武練馬駅から板橋キャンパスまでの学生の移動に必要なスクールバスがキャンパスのなかで折り返す構造になっていたため、バスターミナルのような雰囲気までもっていた。こうした状況を改善すべく、一九九四（平成六）年六月に板橋キャンパス整備計画に関する検討準備委員会が発足し、一九九五年七月に「検討の視点」を作成、同年十一月に「板橋キャンパス整備のための特別諮問委員会」が発足、一九九六年三月、「大東文化大学板橋キャンパス整備計画策定について

答申」にもとづき、一九九六年六月に「板橋キャンパス整備計画推進委員会」（以下、推進委員会）が設置され、整備計画の本格的検討に入った。その後、二〇〇一年一月に整備事業実施本部が発足し、学内のヒアリング、アンケートなどさまざまな方法を試み、多方面にわたる数々の検討を重ね、整備計画のマスタープランが策定されていた。

まず整備事業の実施に先立ち、板橋校舎の狭溢さの改善策として、近接する学校用地に図書館書庫棟と徳丸研究棟が建設された。図書館書庫棟は大学北側に近接し、一九九八年四月に完成した。鉄筋コンクリート三階建て（総面積一四八七平方メートル）で、蔵書収容冊数は約七〇万冊、マイクロフィルム約三万四〇〇〇リールが保管できるものであった。徳丸研究棟は、板橋校舎と東武練馬駅のほぼ中間に位置する徳丸用地（四五八・三七平方メートル）に建設され、一九九九年二月に完成した。鉄筋コンクリート三階建て（総面積八三七・〇四平方メートル）で、東洋研究所（のちに大東文化歴史資料館を併設）が移転した。

こうした事前準備の段階を経て、いよいよ二〇〇〇年四月二六日には板橋キャンパスの整備について、「プロポーザル（提案書）方式」で設計業者を選定することが理事会で決定された。プロポーザル方式とは、もともと適した設計者に建築設計や工事管理を委託するもので、プロポーザルをあらかじめ提出してもらい、公正に評価して設計者を選ぶというものである。

整備計画の基本構想は、①狭い校地の有効利用、②機能（ゾーン）の有機的連結と配置（東武練馬駅と板橋キャンパス間に校地が点在していることも含めて）、③情報化への対応（とくに学園総合情報センターと図書館の機能的融合）、④人にやさしいキャンパス整備（エコキャンパス、アメニティーの確保、バリアフリー、省エネルギー対策など）である。この間に、できるかぎり情報を公開し、学生や教職員の要望を集約していくという方式が採ら

れた。

板橋キャンパスの整備について、設計者選定委員会（委員長、三上紀史文学部長）は、一三の設計業者から提出されたプロポーザル案を検討し、二〇〇〇年一月二十九日の理事会に中村勉総合計画事務所（中村勉・山本堀アーキテクト設計共同体）案を提案し、理事会はこれを了承した。中村勉総合計画事務所の提案の趣旨は、①できるだけ多くの空間をつくり、人と人との出会いとして使う、②半外部の回廊（スパイン）をつくり、学生たちの交流スペースを確保する、③新築の建物は低層とし、明るい空間を生み出して創造的な教育研究の環境をつくる、というものであった。また同提案の概要は次の通りであった（なお建物の名称等は完成時と異同があるが、以下は提案時のもの）。

【メインキャンパス】現在の一号館、研究管理棟、一高校舎は残し二号館、三号館、体育館校舎、五〇周年記念館、大学部室棟は取り壊す。中庭と記念館跡・体育館校舎跡のキャンパス中央部に図書情報教育センターを新築する。これらを包み込むようなかたちで、緑の「交流の杜」と「思索の杜」をつくる。

二・三号館、部室跡には新二号館・三号館、体育館・部室棟をつくり、その南側に半外部の回廊（スパイン）を設けて教育・研究棟を結びつける。中央棟である図書情報教育センター前には傾斜のゆるやかな大階段をつくる。ここは回廊とともに学生たちの交流スペースにもなる。

思索の杜には、シイ、カシ、クスなどの常緑樹を植え、芝生を張る。また、交流の杜には、桜やアオギリなどの夏緑樹を植えて夏の緑陰にする。建物の設備や構造は、自然エネルギーを生かした工法を採用する。たとえば、回廊側に透過性太陽光発電パネルを設けたり、二層吹き抜け構造にするなど。

【大東文化会館】現在の建物は改築し、外部と関係する管理諸室や公開講座の教室を整備する。同窓会館として使えるような機能もたせる。

【キャンパス北の飛び地の利用】将来、国際交流会館として使用する建物を新設する。留学生の寄宿舎も付設する。

以上の提案について推進委員会は、基本調査および全学的な意見聴取をおこない、二〇〇一年六月九月までに建設のマスタープランをつくり、この間、設計者との共同作業で同提案をさらに改良し、二〇〇五年度の完成を目指して、授業に影響がないように、第Ⅰ期から第Ⅲ期までと段階的に工事を進めていくものとした。

第Ⅰ期工事がはじまったのは、二〇〇二年八月。第Ⅰ期工事の主たる内容は、新三号館、中央棟・図書館の建設で、二〇〇三年八月末には中央棟図書館・新三号館が竣工、九月一八日に竣工式が挙行された。

中央棟・図書館（地下一階、地上五階、建築面積二三九七・〇五平方メートル、延床面積七二六九・二三平方メートル）は、一階に図書館貴重書庫が設置され、学生のための食堂やカフェと多目的ホールがある。二、四階までは図書館の開架閲覧室で、二階にはグループ学習室を二部屋設けた。また、同階には情報ラウンジもできた。五階の自習室は周囲をガラス張りにした明るい円形スペースで、芝を張った屋上テラスに出られる。また地下には自動化書庫が設けられた。二階事務室の出納ステーションで指令すると、図書が自動的にコンテナで運ばれる。従来の業務と比較して、図書の貸出にかかる時間が飛躍的に短縮され、図書の収容量が増加した。中央棟・図書館は、本学の文化的シンボルとなるもので、十分な蔵書数および閲覧席を確保するだけでなく、情報メディアの自由な利用が可能な創造の場となっている。

多目的ホールは床部分が全面フローリング張り。三六〇名を収容でき、教育・研究活動の場や講演会場にもなる。同ホールの柿落としとして、二〇〇三年一〇月一〇日、経済研究所主催の経済シンポジウム「東アジア地域経済関係の新展開」が開かれた。

新三号館（地上五階、建築面積二六七六・〇平方メートル、延床面積八七一六・〇〇平方メートル）は一階と二階が教室、三・五階が研究室になっており、床や柱に木材が使われている。南側に「スパイン空間」と名づけた交流空間を設けたのが特徴であった。また新三号館には太陽光発電パネルが設置され、自然エネルギーが利用され、五〇周年記念館の地下には雨水蓄熱槽およびソージェネ蓄熱槽が建設された。このシステム導入に際しては、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が企画する「高効率エネルギーシステム導入促進事業費」による補助金九四一三万円が交付された。同機構は新エネルギー・省エネルギーの開発および導入普及事業などをおこなう団体で、板橋キャンパス整備に際しての補助は、省エネルギーを促進する事業に対しての費用の三分の一を補助するもので、六三件の応募のうち二二件が採択され、本学が最高額だった。補助金の対象となった内容は次の通りであった。

■高断熱・高気密建築

外断熱工法を採用し、同時にヒートアイランドの防止に努める。屋上を緑化し、雨水を浄化し、中水（二度使用された生活用水や産業用水を再利用するために処理された水）として再利用する。木サッシ、ペアガラスを使用し、断熱効果をたかめ、結露を防止する。

■自然エネルギー利用

太陽光発電パネルを新三号館の屋根と壁面に設置する。風力発電の風車も設置する。新三号館の杭内の水温の変化を利用するなど地熱を利用する。五〇周年記念館を解体する際に、地下部分は壊さずに、蓄熱槽としてエネルギーを蓄える。

■自然採光、自然通風活用

外光を室内の奥までとどける光反射庇（ライトシェルフ）をつける。新二、三号館の中廊下は半屋外空間として、中央に吹き抜けを設け、地下の共同溝から取り入れた冷気または暖気を教室の床内に送り、窓際の空気は廊下側から吹き抜けに送り、自然通風利用空調に利用する。

■高効率の個室調節システム整備

電力消費を抑えるため、コージェネレーションシステムを採用し、廃熱利用による除湿空調を中央棟に採用する。中央棟地下にエネルギーセンターを設け、共同溝を通して新校舎全体へのエネルギーを供給する。

また、東京電力からの寄付金などをもとに「グリーン電力基金」を運営している広域関東圏産業活性化センター（GIAC）でも太陽光発電設備へ助成をしており、本学の整備事業に対しても三〇〇万円の助成がなされた。

板橋キャンパス整備計画第Ⅱ期工事の起工式が戸田建設など工事関係者と学園関係者が参列し、二〇〇四年六月三日におこなわれた。旧二号館の解体跡には新たに体育館・厚生棟（地下一階、地上四階、建築面積一八・五・九三平方メートル、延床面積三六〇・五・七六平方メートル）が建設され、五〇周年記念館は、地下を残して解体し、

その地下躯体を利用した雨水蓄熱槽およびソージェネ蓄熱槽の建設がおこなわれた。新体育館・厚生棟は、地下一階がアリーナで、一―三階は吹き抜けになっていて、二―四階には学生の部活動のための部室があり、屋上には芝生緑地がつくられた。また一階に体育センター事務室があり、大東文化学園内郵便局と売店も併設された。

新しい大東文化会館（地下一階、地上四階、建築面積九二・九八平方メートル、延床面積二七四六・一六平方メートル）は、一階はステージつきホール（三〇〇名収容）、二階は地域連携センター（旧エクステンションセンター）事務室、青桐会事務室、会議室など、三階は研修室二室、四階は研修室四室、地下一階がバス待合スペースなどとなっている。施工は、大成建設であり、建物はガラスが多用され、室内は自然な採光を利用した明るく開放的な空間となった。体育館・厚生棟は二〇〇五年八月に竣工、大東文化会館は二〇〇六年二月に完成した。

第Ⅲ期工事では、大学正面を入った中庭に、ハードな路面と落葉樹の高木のある緑地が造成され、学生同士や学生教員間のコミュニケーションが取れる緑の空間「交流の杜」がつけられた。また、中央棟・図書館の西側には、斜面を横切る小径に沿って「思索の杜」を点在させ、色濃く奥行きをもたせて「ひとりになれる」静かな空間も作られ、正門バスターミナルにひさしをつけるなどの環境整備工事もおこなわれた。こうして二〇〇六年五月には正門・エントランスプラザと思索の杜、交流の杜が完成し、板橋キャンパスの整備事業は無事に完了した。狭い校地を再開発して機能性や効率性を高めたばかりでなく、空間をさらに魅力的なものにし、学生や教職員、地域の人たちからも愛され、親しまれるヒューマニティあふれる環境を整えることとなった。

板橋キャンパス整備事業が完成した二〇〇六年六月四日、午前一〇時三〇分から多目的ホールで竣工式がおこなわれた。またその後、正午から大学食堂グリーンズポットで祝賀会が開かれ、石塚輝雄板橋区長が祝辞を

述べた。参加者は約二五〇名であった。式典と祝賀会の間の時間を利用して、学生ガイドの案内で新校舎の「みどころツアー」がおこなわれ、さまざまな省エネルギーの仕組みを紹介した。同時に新三号館では、エコキャンパス委員会による展示と映像によるエコキャンパス紹介もおこなわれた。

次に、祝賀会参加者からのコメントを紹介しておく。

佐藤定幸元学長「おめでとうございます。立派になり隔世の感があります」

近田玲子デザイン事務所代表取締役社長「中央棟の照明を担当しました。夜の照明も、外から照らすのではなく、中からにじみ出る照明にしました。この大学にいてステキだと思える照明、温もりを意識してデザインしました」

喫茶オリーブ河合祐一さん、とも子さん夫妻「以前は、大学の建物」という印象でしたが、今日ひさしぶりに来たら、新しい文化施設というイメージですばらしい」

当日は、新三号館四階から「癒し空間 始めました」と書かれた縦一四メートル、幅六メートルの垂れ幕（宮里司書道研究所事務長デザイン）が掲げられた。

また、パラブンをあしらった、オリジナルデザイン・ペットボトル（ミネラルウォーター）が参加者に配られた。またこのミネラルウォーターは、板橋キャンパス、東松山キャンパス、第一高校、青桐幼稚園、医学技術専門学校に配布され、災害時の飲料水として備蓄された。

式典に先立ち、六月二日には、第Ⅲ期工事の竣工式と中庭のモニュメント「空の記憶1・2（風神・雷神）」

（デザインは和田章教育学科教授）の除幕式もおこなわれた。

新キャンパスは、エコキャンパスとして、太陽光パネルや風車、屋上に緑地を設置するなどさまざまな工夫がなされている。エコ仕様のほか、中央棟・図書館を挟んだ二つの杜が特徴的で、思索の杜は芝生の緑が心地よく、アオギリ、ケヤキ、ソメイヨシノなど約四〇本、交流の杜にはクス、アキニレ、ハナミズキなど約三五本の樹木が植えられている。

板橋キャンパス整備事業の全工事完了後、竹内哲夫理事長、和田守学長は、次のように述べている（『大東新聞』二〇〇六年六月四日号）。

合意形成した理念

理事長 竹内 哲夫

この度、長年の懸案でありました大東文化大学板橋キャンパス整備事業が完成いたしました。

平成六（一九九四）年六月に板橋キャンパス整備計画に関する検討準備委員会が発足して以来、阪神・淡路大震災を機に防災への機運が高まり、加えて狭隘なスペースの有効利用、教育の多様化・高度化への対応、情報化に対応する施設機能の充実、省資源対策、キャンパス内外の環境への配慮等、約六年間にわたり板橋キャンパスの再開発に係る様々な検討が行われました。

これらの検討を踏まえ、板橋キャンパス内での整備を具現化するため、プロポーザル方式によって設計者の選定をし、またマスタープランの策定のために、広く学生や教職員の意見を聞く機会を設け、エンドユーザー参加による合意形成を図りました。

その結果、「人と環境にやさしい都市型キャンパス」の創造を理念として掲げ、多くの方々の力を結集

して、本日、大東文化大学板橋キャンパス整備事業の落成を祝うことができたことを大変嬉しく思います。落成いたしました中央棟・図書館、三号館、体育館・厚生棟、大東文化会館のデザインと機能は、いずれをとっても極めて斬新なもので、本学板橋キャンパスの新しいシンボルとなり、これからの大学教育研究活動のさらなる発展への寄与を約束するものであると確信いたします。

この度の工事の施工に当っては、キャンパスの教育機能に支障を来たさないよう配慮しつつ工程を組んだため、工事期間が四年間に至ったうえ、市街地の中での大規模工事であることから、長期間近隣住民の方々にもご迷惑をかけましたが、幸い多大のご協力を頂いたことに深く感謝申し上げます。

今、大学をとりまく環境にはこれまでになく厳しいものがありますが、私どもは全力をあげて、様々な問題を解決しつつ、さらに社会の発展・向上に貢献する大学をめざして邁進する所存でございますので、今後ともご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

教育研究に生かす

学長 和田 守

本学の創立八〇周年記念事業の一環として進められてきた「人と環境にやさしい都市型キャンパス」づくりがようやく完成いたしました。誠に喜ばしいことです。大東文化大学の新たな飛躍の物的・空間的条件が整備されました。これからの課題はこのキャンパス再開発に込めたコンセプトを今後の教育研究活動のなかでどのように生かしていくかということです。

それは第一に、人と人との出会いと交流をとおして「学びの共同体」を発展させることです。生き生きとした交わりの精神といっても良いでしょう。知的財産の継承と創造、実践的技能の修得、それはインテ

リジエント・キャンパスに整備されるユビキタス・ネットワークの活用によって格段の進歩を期待できると思います。そして、交わりは開かれたものでなければなりません。ローカルな地域連携からグローバルな国際交流へ、これまでの大東文化大学の実績を踏まえ、創立一〇〇周年に向けての確かな展望が切り拓かれています。

第二に、エコキャンパスとしての人間的温もりと精神的癒しに満ちた学習環境の創造であり、それは世界の平和と自然との共生を大切にする豊かな協調性を育む糧となるでしょう。厳しい競争的環境のもとで、本学の発展の方向性を示す枠組みでもあります。このように私ども全学構成員の交わりと協調をとおして、教育研究の更なる活性化を図ってゆきたいと考えております。

板橋キャンパス整備事業の意義は、これら理事長、学長の言葉にもあらわれているが、重要なのは「人と人との交わりは、文化のはじまりであり、教育の原点」という考えから、学生同士が、また学生と教職員が多く、交流ができるように、縦より横への広がりをもった「ひとにやさしい環境にやさしい」キャンパス作りを目指したことにある。設計業者のプロポーザルでは、建物の高層化をメインにしたものも数多くあったが、選定されたものは高層ビル校舎ではなく中低層の校舎とし、学生の動きが良く見え、学生や教職員が交わるスペースがたくさんある構造のものであった。また、エコキャンパスを目指し、太陽光パネルと風車を使った発電、コージェネレーションシステムによるエネルギー利用、地中熱を利用した冷暖房、反射板を使った教室の自然採光など、二六種類の仕組みによって、省エネルギー化を図っている点も先進的であり、当時まだ登場していなかったSDGs（国連サミットによって二〇一五年に採択された持続可能な開発目標）とも整合性をもつものであ

た。

なお、板橋キャンパス整備事業の工事の間、学内での卒業式開催が不可能となったため、二〇〇二年度以降は学外の会場で卒業式がおこなわれるようになり、その後も引き継がれている。その二〇〇二年度卒業式は二〇〇三年三月二〇日、有楽町の東京国際フォーラムでおこなわれた。卒業生は、文学部六六四名、経済学部九二六名、外国語学部四七〇名、法学部五一九名、国際関係学部一六二名に、専攻科四名、別科日本語研究課程一三名の合計二七五八名であった。東京都心では、気象庁が記録を取りはじめてからもっとも早く桜が開き、暖かな日中に保護者を合わせて約三五〇〇名が出席した。またこの卒業式でははじめての試みとして、従来の送辞答辞に替えて、卒業生各学部代表五名があいさつをした。

このようにして新たなキャンパスが本格的に始動していったが、竣工から一年あまりが経過した二〇〇五年九月四日、新・板橋キャンパスを集中豪雨が襲った。

その日、台風第一四号の周辺から湿った空気が流れ込んだため、関東地方では大気の状態が不安定となり、各地で雷雲が発生した。東京都内で発生した雷雲は宵のうちになって急激に発達し、この発達した雷雲が数時間わたって停滞したため局地的な大雨がもたらされたのだ。気象庁によれば、大学近辺の板橋区赤塚では、九月四日一時～五日九時までの間に二〇〇ミリの期間降水量があり、とくに九月四日二二時までの一時間降水量として毎時九〇ミリを記録していた。

この豪雨により中央棟・図書館棟で浸水・漏水が発生した。一階カフェテリア（学生食堂）は水が流れ込みフローリング材が水を吸収したことで、ほぼ全面の床フローリングが捲れあがってしまった。また、二階図書館事務室にも漏水があり、資料や書籍の一部が濡れてしまう被害が発生した。そのほか、図書館内各所で漏水

し天井染み、床染みが発生した。

一階の床フローリングについては、後期授業開始前までに修復工事が完了。その後、中央棟各所の防水工事や堅樋（雨どい）などの改善工事がおこなわれ、発生翌年の二〇〇六年八月三一日に完了した（二〇〇六年九月二七日理事会にて報告）。

二 国際化・情報化への対応

板橋キャンパス整備事業が主としてハード面での整備であったとすれば、ソフト面でのより一層の充実を図るために一九九三（平成五）年には従来の情報処理センターが「学園総合情報センター」に改組され、翌年には、これまで学務局のもとにあった国際部が大学直属の「国際交流センター」として新たに設置された。

これらの改組は社会的情勢の変化を受けたものであり、前者の「学園総合情報センター」によって情報基盤の整備が順次進められることとなった。たとえば、二〇〇〇年度には、授業関連情報の提供手段として、休講情報のインターネットおよび携帯電話による公開システムが導入された。これは、学生から寄せられていた要望を受けて、学長の指示のもとに開発が進められたものである。経済学部事務室を中心に、関連部署の職員によるプロジェクトが編成され、二週間に一度の打ち合わせを重ね、学園総合情報センターの協力により開発が実現した。二〇〇〇年度後期から本格運用がはじまり、掲示板での休講通知と併用する形での運用が定着した。公開される情報は、休講日、校舎、時限、教員名、備考の五項目であり、教員からの届出や連絡をもとに職員がデータを入力・保存し、約五分で更新・公開される仕組みであった。この「休講情報」は好評で、アクセス件数が一日一〇〇〇件以上にのぼった。しかし、学生から「自宅のパソコンで見られないのは不便。設定方法

を教えて」など電子メールでの問い合わせもあった。

また同年、Webシラバスの運用も本格的に開始された。これは、教員・学生・職員が講義情報をリアルタイムで共有することを目的としたシステムであり、大学ホームページ上にてはじめて公開された。講義データは教員自身が入力・修正可能で、学生はユーザーIDとパスワードを用いて検索・閲覧できる仕組みであった。教材提示機能や教員との連絡機能なども実装されており、将来的には紙媒体による履修要項を完全に代替することが構想されていた。

こうした情報システムの整備と並行して、物理的な情報環境の充実も図られた。二〇〇〇年度には、情報処理実習教室やオープンルーム、情報コンセンルームの増設がおこなわれ、PCの総設置台数は約九〇〇台に達した。具体的には、板橋校舎に六室、東松山校舎に一三室の情報処理実習教室が整備され、うち二室は終日利用可能な完全オープンルームとして設置された。さらに東松山校舎には、学生が持ち込み端末を接続して利用できる情報コンセンルームも整備された。これらの施設には、PCのほか、書画カメラ、DVDデッキなどの周辺機器も配備され、授業や自習、課題作成、就職活動など、多様な利用に対応できる環境が整えられた。

一方、国際交流センターは、著しい留学生の増加や、教員・学生の海外研究・研修の増加、内外の研究者との学術交流など、急速な国際化に対応するため、従来各学部や研究所で実施してきた国際交流に関する諸業務も同センターに一本化することで、①海外の大学との協定締結および実施、②大学教職員の海外研究・留学研修、③外国人教員・客員研究員の受け入れ、④外国人留学生の受け入れ、⑤国際交流にかかわる資料の収集、などの業務を全学的に一括して、企画運営していくこととなり、一九九四年一〇月からスタートした。

第五節 文武芸の三道鼎立

本節では、「文武両道」ならぬ「文武芸の三道鼎立」ともいうべき、大学の多方面にわたる諸活動について見ておく。

本学の伝統的な強みのひとつは間違いなく漢学教育にある。戦前にはじまって半世紀かけて完成をみた諸橋大漢和辞典の編纂をはじめとして、日本の漢学、中国文学研究をリードしてきた。また「東西文化の融合」という理念のもとで東西文化の研究を続けている東洋研究所も数多くの業績を発表してきた。こうした伝統のもとに戦後はアジアに関する政治、経済、文化それぞれについて研究領域を広げている。とくに本節では、『中国語大辞典』の編纂、各学部附置研究所の研究成果、さらに最近はとくに注目されている地域との連携による研究活動について叙述する。

さらに本学の強みのひとつとして書道があることは誰しもが認めるところであろう。人文科学の方法を駆使した研究面と芸術的な価値の創造を目指す面とが両輪となって日本の書道界を牽引してきたことは言うまでもないが、本節ではとくに一九九〇年代以降の芸術面での成果について見ておく。またあわせて書道以外の人文芸術分野での学生ならびにOBの活躍事例も紹介しておきたい。

東松山キャンパスに広大な校地を獲得して以降の学生自治会体育連合会所属の各運動部が目覚ましい活躍を遂げてきたことは、「大東人」であれば誰もが誇らしく感じているところである。しかし、運動部が継続してその力を発揮していくことは非常に難しいこともまた事実であろう。本学のスポーツ各部についてもそれは成

り立つ。最後に各運動部の一九九〇年代から二〇〇〇年代初頭にかけての状況を総括しておく。

一 学術の成果

『中国語大辞典』の編纂

本学では、創立六〇周年記念事業の一環として『中国語大辞典』の刊行を決定し、一九八二（昭和五七）年四月からその編纂が開始された。編纂責任者には、中国語学科の香坂順一教授が就いて編集主幹となり、編集委員として大原信一、芝田稔、萩尾長一郎、鈴木直治、井上隆一、伊地智善継、宮田一郎、服部昌之、原田種成、上野恵司、竹島金吾の諸氏があたった。

それまで、中国語の辞典には、時代性と地域性を同時に配慮したものがなかったと言われる。そのため、まず資料の収集を先行することにし、日本側、中国側の関係者に協力を求めることからはじまった。なかでも、香坂教授は、自ら中国へ赴き、南は広州から北はハルビンまで足を延ばし、直接、中国側で協力をえられそうな学者たちに面会し、辞典編纂の目的・構想を説明しながら協力を懇請していった。その結果、北京・上海をはじめ各地の研究者から大部の資料が編纂室に寄せられ、それと前後して、日本側の協力者の資料もおおむね出揃うようになっていった。編集委員会では、これらの資料を検討し、年来の構想をどのように具体化するかを考慮して、次のような編集方針を立てて取り組むことになった。

- (一) 語彙の処理には、中華民国以降、とくに一九四九年以後の研究成果を取り入れる。
- (二) 虚詞（機能語）は、記述を平易・詳細にする。

(三) 語彙の範囲を拡大し、普通語、方言、専門語のほか、現代で使用される古語にも広げる。

(四) 古い白話語（口語・俗語など）は、宋代以降の文字に見られるものを取り入れ、現代語に継承されているものは年代順に掲出する。

(五) 例文を多くし、読む辞典としての性格を強く出す。

以上のような方針のもとで編纂が進められ、学園執行部も完成までに長い歳月を必要とすることを考慮し、編纂委員会と編纂事務室の権限を分離運営するような体制づくりを図ってバックアップした。

こうして、一九八二年の事業着手から一二年をかけて『中国語大辞典』（全一卷、上下二分冊）が、一九九四（平成六）年三月に完成し、B5判・上製本・箱入りとして、発行元の角川書店から発売された。本文四二〇〇ページ、親文字一万五〇〇〇字、見出し語二六万語におよぶこの辞典は、中国語辞典として最大規模の内容を誇るものとなっている。一九九五年七月には再版が出され、同年一二月に再版時に確認された訂正箇所を整理し、大がかりな「中国語大辞典〔初版〕正誤表」が発行された。中国語大辞典編纂室は、学園記念事業事務室内・中国語大辞典編纂担当となり、事後処理を終えると、学園を挙げての大事業は幕を閉じたのであった。

編纂に使用された大量の資料や単語カードなどは、板橋図書館書庫棟内に長く保管されていたが、二〇一四年には大東アーカイブスにその一部が移管された。残された資料のなかには、購入図書の一覧、資料収集目録、進捗状況の報告書、研究協力承諾書、予算、アルバイト勤務状況に至るまで多くの事務ファイルがあった。そこには、編纂の仕事を進める研究者と、事務処理を担当する編纂室職員との一二年間の苦闘の様子が綴られている。

学部附置研究所の展開と成果

大東文化大学はその建学以来、教育と研究の有機的結合を重視してきたが、一九八〇年代以降、学術的研究成果を体系的に蓄積・発信するための学部附置研究所設置が本格化した。こうした研究所は、学部を横断して専門的な知見を深める場であると同時に、地域社会や国際社会との知的交流の拠点としても機能し、本学の学術的存在感を高める基盤となった。

もっとも早い段階で設置されたのが、一九七四（昭和四九）年開所の法学研究所高島平研究室である。一九九一（平成三）年度より同研究所は「現代の法律問題を考える」を統一テーマとした公開シンポジウムを開始。毎年一月下旬から一月上旬にかけて板橋キャンパスにおいて開催され、学外から研究者・弁護士・行政実務者など多彩なパネリストを招いて討論がおこなわれた。対象は学生・教職員にとどまらず地域住民にも広く開かれ、社会的関心の高い法律問題を扱う場として評価されている。こうした公開の知的活動は、本学の研究成果が学内外に発信される象徴的な取り組みとなった。

一九九一年には、かねてより存在していた日本経済研究所が改組され、経済研究所として新たな歩みをはじめた。同研究所は日本経済の構造的変化や国際経済の動向に対応しつつ、理論と実証を架橋する研究成果を刊行物などで公表し、経済学部の学術的支柱のひとつとなっている。

また同年には、国際比較政治研究所も設置され、国際政治の動態、制度比較、地域政治の研究において重要な拠点として機能した。とくに後述する板橋区との地域連携研究「地域デザインフォーラム」においては、政策提言や実践的分析を通じて、学術の社会還元という点で重要な役割を担った。

さらに同年、アジアの現代的課題を視野に入れた現代アジア研究所が発足し、「アジアの中の日本」を主題

とした比較文化・地域研究が展開された。とりわけ政治・経済・文化の三分野を統合的に扱うアプローチが特徴であり、学内外におけるアジア理解を深化させる試みとして注目された。

一九八一年、経済学部附置の「経理研究所」として設置され、一九八八年に「経営研究所」と改称、さらに二〇〇〇年の経営学部設立にともない、新たなスタートを切った経営研究所は、企業経営・組織理論・現代企業戦略に関する理論と実務の橋渡しを重視し、民間企業との連携講座の基盤ともなった。寄付講座やケーススタディの体系化、経営教育の高度化において重要な役割をはたしている。

一九八三年に、語学教育の研究・実践の推進を目的に設置された語学教育研究所は、カリキュラム設計から教材開発、評価法の構築に至るまで、外国語教育に関する幅広い分野で成果をあげている。学内の外国語教育改革とも連動し、実用性と学術性をあわせもつ知見の発信に努めてきた。

一九九二年には、哲学・文学・歴史などを含む広範な人文学の発展を担う人文科学研究所が設立された。文学諸学の基礎的研究を土台に、多様なシンポジウム・研究会を開催し、人文学の現代的意義を問い直す拠点として活動している。

以上のように、大東文化大学では一九八〇年代後半以降、各専門分野における研究所が順次整備され、学際的連携を含む知的基盤の充実が進められてきた。これら研究所は単なる「研究機関」ととどまらず、学内外への知の発信拠点として、教育改革・地域連携・国際交流といった大学の重要課題にも深く関与している。

今後本学が「文化の東西融合」を掲げる総合大学としての責務をはたすためには、研究所活動を通じて「研究と教育」「地域と世界」「理論と実践」の架橋を図る不断の努力が求められる。研究所群の発展は、まさにその実現のための知的中核として位置づけられるものであろう。

地域連携研究・産学共同研究

一九九〇年代末から二〇〇〇年代初頭にかけて、大学に対する社会的要請は大きく変化した。少子化になう学生数の減少やグローバル化の進行にくわえ、地域社会の持続可能性が危機にさらされるなか、大学には教育・研究にとどまらない「社会的使命」のはたし方が問われるようになった。文部科学省もまた、「知の拠点」としての大学の役割を強調し、地域社会との連携・協働を重視する方針を相次いで打ち出していた。

このような状況下で、大東文化大学は「地域とともにある大学」という理念のもと、地元自治体・企業・市民社会との積極的な関係構築を進めていくことになる。

二〇〇〇（平成一二）年五月一八日、大東文化大学と東京都板橋区は「地域デザインフォーラム（地域連携研究）」協定書に調印し、正式な連携体制をスタートさせた。この構想は、地域社会が抱える複雑な課題に対して、大学と行政が知見をもち寄り、共同で調査・研究・提言をおこなうことを目的としたものであった。

協定調印式には、須藤学長、竹内理事長、和田法学部長、黒柳米司国際比較政治研究所長ら大学関係者九名、そして板橋区の石塚輝雄区長、助役、収入役、教育長ほか区幹部六名が出席した。調印後、石塚区長は「大学のご指導を心からお願ひしたい」と語り、須藤学長は「互いに役立ち合い、生かし合う関係の深化を願う」と答えた。

このフォーラムには、本学法学部・経済学部・経営学部から一一名の教員、板橋区各部局から係長級以上の職員一二名が参加。共同研究室は板橋校舎内の研究管理棟三階に新設され、研究会は月一〜二回の頻度で継続された。具体的な研究テーマは、「住民の行政参加・参画」「高齢者福祉」「地域産業の活性化」など、地域の実情に即したものが設定された。

地域デザインフォーラムの活動は、研究会の枠を超えて地域社会への情報発信と対話の場へと発展した。二〇〇一年三月一〇日には、板橋校舎で公開講演会・シンポジウムが開催され、日本NPOセンター常務理事の山岡義典氏が「自治体とNPOの連携」をテーマに基調講演をおこなった。

シンポジウムでは、区内で活動する市民団体代表や企業関係者が登壇し、実践の知見と課題を共有した。とりわけ、「鎌倉の会」や「神田流神明ばやし」といった地元団体による発表は、地域文化や市民の自主性を重視する方向性を浮き彫りにした。また、中国人留学生による移住体験の発表は、国際的視点をくわえる貴重な機会となった。

二〇〇二年三月二六日には、板橋校舎五〇周年記念館で第Ⅰ期の最終報告会が開かれ、分科会ごとに二〇回前後にわたる研究成果が提示された。その後、第Ⅱ期フォーラムの継続に向けた準備が進められ、地域連携が一過性でないことを示す体制が整えられた。

地域連携は自治体にとどまらず、産業界との協働へと広がった。二〇〇二年九月三〇日には、JR東日本と経営学部による寄付講座「交通・公益企業システムB」が開講された。初回講義では、同社会長・松田昌士氏が登壇し、国鉄改革から民営化への経緯、財務体質の改善、経営転換の意義を語った。

この講座には三年間で計四〇〇〇万円の寄付がおこなわれ、三号館四階に整備された「冠文庫」には、鉄道経済・交通政策・規制緩和などに関する内外文献が収蔵された。冠文庫は、鉄道研究の拠点として国内外から注目を集め、大学図書館の特色あるコレクションのひとつに数えられるようになった。

また、同講座は単位互換制度を活用し、他大学からの学生受け入れもおこなわれるなど、地域を越えた開かれた学びの場として機能した。

地域社会との連携は、教職員や企業だけでなく、学生の自主的活動によっても推進された。二〇〇二年一月一九日、板橋校舎にて開催された「学生起業支援基金」設立発起人会には、教職員有志五五名が参加し、学生による起業を資金面から支える制度構築がはじまった。

この基金は、学生の起業プランを評価・支援するもので、年間二件程度を上限とし、一件につき一〇〇万円までの無利子貸与を想定していた。収益が出た場合の基金還元義務、失敗時の債務免除など、教育的観点を含む柔軟な設計が特徴であった。

この制度は、板橋区立企業活性化センターと連携し、コンテストで区长賞を受賞した学生起業家の事業化を実現するなど、大学の学びが社会実践へとつながる新たな事例となった。

板橋区との地域デザインフォーラムに代表される本学の地域連携は、単なる「地域貢献」の枠を超えて、自治体・企業・市民と知的資源を共有し、相互に新たな価値を創出する「共創的関係」を築くものであった。

こうした取り組みは、文部科学省が二〇一三年から展開する「地（知）の拠点整備事業（COC）」（大学COC事業、二〇一五年から「地〔知〕の拠点大学による地方創生推進事業「COC+」に名称変更）やそのほか各種の「大学による地方創生の支援」などにも先駆ける形で実施されており、本学の先見性と実践力を示すものであったといえる。

今後本学は、「学問の府」としての伝統を大切にしつつ、地域との協働を深化させ、都市型大学にふさわしい社会的責任と創造性を兼ね備えた「知の拠点」としての役割をはたしていくことが期待される。

二 芸術の躍進

書道の隆盛と書家の活躍

大東文化大学における書道教育は、学部教育と研究機関の連携により、古典に根ざした高度な技芸の育成を目指してきた。一九八〇年代末から二〇〇〇年代にかけては、とくに書道学科開講にともない教育体制が充実し、書法史・書論・臨書・創作などを総合的に学ぶカリキュラムが体系化された。この期間、書道を専門とする教員陣の増強や研究所との連携が進み、書家の育成と研究活動が大きく飛躍した。

書道における全国規模の展覧会での活躍を見ておこう。

この時期、大東文化大学出身・在籍の書家たちは全国書道展や公募展で顕著な成果を挙げ、大学の名声を高めた。またこの時期、教員陣の活動も極めて活発であった。個展やグループ展の開催のほか、書法史研究においても国内外で発表・出版を重ね、中国・韓国をはじめとする東アジア諸地域との学術交流が活性化した。たとえば、二〇〇〇年代初頭には中国国家書法学院との共同研究がおこなわれ、現地でのワークショップやシンポジウム参加も実現した。

二〇〇三（平成一五）年の創立八〇周年記念事業においては、書道関連の企画がいくつか実現された。とくに「書道教員と全国学生優秀書作品展」が飯田橋の日中友好会館で開催され、全国から高い評価をえた。この展覧会では、学生のみずみずしい感性と教員の円熟した筆致が一堂に会し、「学統の継承と創造」のテーマが視覚的に表現された。また、記念誌にも複数の教員・卒業生の作品が掲載され、大学の書道文化を内外に示す象徴的な機会となった。

二〇〇〇年代には、留学生の受け入れが進み、中国・台湾・韓国・シンガポールからの書道志望の学生が増加した。彼らとの交流は、書道の国際的な地平を拓くだけでなく、日本の書法の再認識にもつながった。また、卒業生による教育現場での指導や自治体文化事業への参画も拡大し、本学書道教育の波及効果は全国におよんだ。とくに大東文化会館でのワークショップや展覧会開催は、地域との連携の模範例として評価された。

一九八〇年代末から二〇一〇年までの大東文化大学書道の歩みは、伝統の継承と新たな創造、教育と研究の両立、そして国内外への発信という点で、高く評価されるべきものである。この期間に築かれた基盤は、次世代の書家・研究者を育む土壌となり、書道学科の全国的地位を確立させるに至った。書とはただの美術ではなく、精神と文化をつなぐ「言葉のかたち」である。大東文化大学はこれからも、この理念を体現する拠点であり続けるだろう。

文藝界新人賞受賞

芸術方面では、中村邦生英米文学科教授が一九九三（平成五）年に「冗談関係のメモリアル」で第七七回文藝界新人賞を受賞したことも大きなニュースであった。文藝春秋の「文藝界新人賞」と言えば、その第一回受賞作に戦後日本の文学史上に名を残した石原慎太郎の『太陽の季節』が選ばれたことでも知られている。中村教授は、その後も芥川賞候補に二度のぼるなど、作家としての活躍も目覚ましいものがあつた。

スペインギター音楽コンクールで四位

二〇〇二（平成一四）年九月二十九日、新宿の安田生命ホールで第二〇回スペインギター音楽コンクールが開

かれ、経済学部経済学科四年生の前田司さんが第四位に入賞した（第二四回大会では優勝）。前田さんは、その前に上野の東京文化会館で開かれた第二七回学生ギターコンクール大学生の部で優勝している。

CHAGE and ASKA が好きでギターにあこがれ、小学六年生からクラシックギターを習いはじめた。スポーツも好きで、中学、高校時代はテニス部で活動した。クラシックギターがやりたくてギター部のある大東大に入った。合奏の練習をしたが、もう少しレベルの高い練習がしたくなり、雑誌を見てギター教室に申し込んだ。そこに偶然、大東文化大学の先輩で、第一四回スペインギターコンクールで一位になった下田純義さんがいた。先輩に刺激されて、コンクールで腕を試してみたくなり、本格的に練習した。二年生ではじめて参加し、三年生で受賞。前田さんは、その後、プロギタリストとして演奏および後進の指導で活躍。本学エクステンションセンター（オープンカレッジ）の講師もつとめた。

日本ホラー小説大賞受賞

二〇〇五（平成一七）年、第二二回日本ホラー小説大賞を一九九七年に経済学部経済学科を卒業した恒川光太郎さんが受賞した。受賞した作品は『夜市』。卒業後一〇年を経て、角川書店とフジテレビジョンが主催するこの大賞に応募して入選した。

大学在学中は、クラブ活動もせずゼミにも入らず、友人も少なかったという。自宅から高坂までの二時間の通学は読書の時間で、このころにさまざまな本を読んだ。板橋校舎へ移ってから、悩み多き不安定な若者だった、と当時を振り返る。

三年生の就職セミナーで講師から「就職活動をやる気のない人、熱意のない人は、就職しないで好きなこと

をすればいい」と言われた言葉に感銘を受けた。そして好きな道を歩むことにした。

卒業後は各地を転々とする放浪生活を送る。受賞作は沖縄で塾講師の仕事をしている時に、書き上げた。

『夜市』の選評で審査員の荒俣宏氏は「怖さだけでなく、悲しみをたたえたストーリー」と評価し、高橋克彦氏は「比類のない発想転換の才能の持ち主だ」という。林真理子氏に至っては「その完成度に舌を巻いた」と述べた。

「幻想文学を偏愛していました。ホラー小説を侮ってはいけません。あのジャンルにはまだまだ発掘しきれぬ宝が埋まっています。人の抱える光と闇には、あらゆる表現の可能性が隠されていることでしょう」と恒川さんは語っている。

三 大東スポーツ

大東文化大学は、教育理念「東西文化の融合」の精神のもと、心身の鍛錬と国際的視野の育成を目的として、早くから多彩な競技種目の活性化に取り組んできた。学生個々の身体能力の伸長と、団体としての協働精神の育成を兼ね備えた大学の体育会活動は、一九六〇年代後半以降、本格的な成果を見せはじめ、全国的な舞台でも躍進を遂げるに至った。とくに陸上競技部とラグビー部の活躍に目を向けておこう。

陸上競技部男子長距離ブロック

本学陸上競技部男子長距離ブロック（以下、男子駅伝部）は、一九六〇年代に駅伝チームとしての強化が進められ、一九六八（昭和四三）年、第四四回東京箱根間往復大学駅伝競走（箱根駅伝）に初出場をはたした。

創部から間もないチームが伝統校に混じって競技するには苦難も多かったが、この出場がのちの発展への第一歩となる。

初出場以降、男子駅伝部は着実に実力を伸ばし、以後二〇一〇年まで四三年連続出場をはたした。これは箱根駅伝史においても屈指の記録である。とくに山岳区間（五・六区）に強い選手を多数輩出し、「山の大東」の異名で親しまれるようになった。選手層の厚さにくわえ、標高差の激しい区間でも安定した走りを見せる登坂力、下りのテクニク、戦略的な配置が評価された。

一九九〇（平成二）年には歴史的な偉業を成し遂げる。一〇月に全日本大学選抜駅伝競走（出雲駅伝）を初制覇、翌一月には全日本大学駅伝対校選手権大会（伊勢駅伝）で優勝、一九九一年一月の第六六回箱根駅伝で総合優勝を遂げ、これにより、大学駅伝史上初の「学生三冠」（出雲・伊勢・箱根）を達成した。監督・選手の統率、コンディショニング、コース適性を見極めたチーム編成が高度に結実した結果であった。

ラグビー部

本学ラグビー部は、体育会系クラブのなかでも比較的早い段階から組織的な活動が始まり、一九七〇年代には関東大学リーグ戦での活躍を見せていた。タフネスと集団性を重視する指導方針が浸透し、基礎力のある選手を着実に育成していった。その後、トンガ王国からの留学生をメンバーにくわえる強化策が奏功し、鏡保幸監督の指導のもと、一九八六（昭和六二）年度（第二三回）、一九八八年度（第二五回）、一九九四（平成六）年度（第三一回）と三度にわたる全国大学ラグビーフットボール選手権大会での優勝をはたし、「大学ラグビー戦国時代」と呼ばれた当時にその名を刻んだ。この三度の優勝により、大東文化大学ラグビー部は早稲田・明

治・同志社といった伝統校と肩を並べる存在となった。

このうちトンガ王国からの留学生受け入れについては、一九七〇年代、当時ラグビー部長だった中野敏雄経営学科教授がトンガ王室と出会い、一九八〇年に「そろばん留学生」としてホポイ・タイオネ氏とノフォムリ・タウモエフォラウ氏が初来日し、その後の継続的な留学生受け入れのきっかけになったことがよく知られている。一九八五年、シナリ・ラトゥ氏とワテソニ・ナモア氏が入部し、一九八六年と一九八八年の大学選手権優勝に貢献するとともに、大東文化大学ラグビー部のジャージの色から「モスグリーン旋風」と呼ばれ、全国に衝撃を与えた。

格闘技・舞踊・球技の多様な展開、特別強化プロジェクトの経緯

レスリングの加藤賢三選手（経済学科卒）は、学生三大会（全日本学生・全日本選抜・全日本大学選手権）をすべて制し、二〇〇二（平成一四）年には全日本選抜で優勝。卒業後は日本代表として世界選手権・アジア大会に出場。板橋区の文化優秀賞を受賞。地域とのつながりのなかでも高い評価を受けた。二〇〇八年には北京五輪に出場するなど、レスリング部史上に輝く快挙を成し遂げた。

相撲部出身の武州山関（本名＝山内隆志、経済学科卒）は、相撲部OBとして二〇〇八年に幕内昇進をはたし、本学初の幕内力士として歴史を刻んだ。力強い相撲と真摯な姿勢は多くの後輩に影響を与えた。

テコンドー部は、第四回全日本学生選手権において六階級制覇・団体優勝をはたし、学生界最強の称号を手にした。

モダンダンス部は、神戸市主催の「全日本高校・大学ダンスフェスティバル」において、文部科学大臣賞、

日本女子体育連盟理事長賞など通算四回以上の全国受賞歴をもつ名門である。馬渡照代監督の指導のもと、表現芸術としてのスポーツの可能性を体現している点において、体育会系クラブの枠を越えた存在感を放った。

バスケツトボール部からは、中村拓人選手がBリーグ「広島ドラゴンフライズ」に所属。高度な戦術理解と身体能力を武器に、プロの舞台でも活躍している。

本学のスポーツの特徴は、伝統ある駅伝・ラグビーを中心としつつも、レスリングや相撲、舞踊や武道に至るまで多様な競技が共存的に発展している点にある。くわえて、この時期には地域連携や国際舞台への広がりを見せており、単なる競技成績にとどまらず、人間形成・社会的貢献の観点からも注目されたのである。

こうした学生たちの活躍を受け、さらなる運動部の強化と支援の必要性が強く求められるようになった。二〇〇八（平成二〇）年一月三〇日の理事会において「課外体育特別強化対策プロジェクトについて」が報告事項として取り上げられ、学長を責任者とする委員会（学長直属のプロジェクト）を設置することとなった。この「特別強化プロジェクト」は、とくに男子駅伝部とラグビー部の近年の成績が低迷していることについての強化策として打ち出されたものであった。同年四月三〇日の理事会では、「大学課外体育特別強化対策プロジェクトからの要望について」が報告され、男子駅伝部およびラグビー部の各指導者に対し、規定外の報酬を支払うことを承認、以降も待遇改善や予算増に対応しつつ、運動部の強化対策は進められていた。

特別強化プロジェクト第一期は二〇〇八～一二年度までとし、以降五年を一区切りとして期を重ね、現在は第四期を迎えている。当初は理事会における承認事項として始まった「特別強化プロジェクト」であったが、二〇一四年六月二五日の理事会において、「大東文化大学スポーツ特別強化プロジェクトの取扱いに関する規則」の制定が承認されたことにより、大東スポーツの戦略的強化と大学のブランド向上および運動部や選手の活躍

を通して学内の一体感や結束力、帰属意識を高め、もって本学の発展に寄与することを目的とする正式な制度として確立された。

また、同規則では、「特別強化運動部の指定」に関する定義も規定化され、同規定に基づき、第二期に陸上競技部女子長距離とテコンドー部、第三期にはスケート部と男子バスケットボール部がそれぞれプロジェクトの対象に加えられた。二〇二三（令和五）年度から第四期となり、運動部強化に向けさらなる充実が見込まれている。

四 創立八〇周年記念事業

二〇〇三（平成一五）年九月二〇日、大東文化大学は創立八〇周年の節目を迎えた。この記念すべき年を祝し、「アジア・世界に開かれた都市型大学の創造」をキーワードに掲げ、広範にわたる記念事業が展開された。大学の過去と現在を見つめ直すとともに、未来への展望を明確にする意図のもと、記念式典やシンポジウム、学術・教育行事、地域交流イベント、募金活動など、多様な事業が一体的に進められた。

記念事業の統括を担ったのは、竹内哲夫理事長を委員長とする「創立八〇周年記念事業委員会」であった。これを中核として、記念式典推進委員会、記念学術・教育事業推進委員会、八〇周年誌編集推進委員会、記念募金推進委員会の四つの専門委員会が編成され、事務局がこれらの活動を支えた。この体制は、記念事業を単なる一過性の行事としてではなく、本学の理念と将来像を内外に発信する重要な機会として位置づけたものである。

記念事業の中核を成したのが、二〇〇三年一月六日に開催された記念シンポジウム「アジア・環太平洋世

界の未来と大学の使命」である。本シンポジウムには、北京外国語大学（中国）の陳乃芳学長、山東大学（中国）の展涛学長、ベトナム国家大学ハノイ校のダオ・トゥ・ティ学長、ニューヨーク大学（オーストラリア）のイングリッド・モゼス学長、ウエスト・フロリダ大学（アメリカ）のジョン・ガバナウ学長という、交流協定校を中心とする五大学の学長を招待し、板橋キャンパス中央棟ホールにおいて、約三二〇名の学生・教職員が参加するなか、各国の大学長がグローバル社会における高等教育の役割と将来像について基調講演をおこなった。

講演は、学術研究の国際化、異文化理解、地球環境問題への大学の貢献など多岐にわたり、最後に本学須藤敏昭学長が「アジア太平洋地域の未来における大学の使命」と題して英語の講演で締めくくった。

翌七日には、池袋のホテルメトロポリタンにて「創立八〇周年記念式典」が挙行され、理事・教職員・学生代表・卒業生・保護者など、約二五〇名が参加した。文部科学大臣の河村建夫氏（代読…小松親次郎・高等教育局主任大学改革官）、日本私立大学協会副会長・東京電機大学学園長の廣川利夫氏らから祝辞が寄せられ、文部科学省からは「私学こそが二一世紀の教育の原動力となる」との期待が示された。

また、祝賀会には六五〇名以上が参加し、琴和道会の学生による琴の演奏で幕をあけた。来賓の石塚輝雄板橋区長が「大東文化大学は、名実ともに地域に開かれた大学だ」、坂本祐之輔東松山市長が「東松山市にとってなくてはならない大学」とお祝いの言葉を述べたあと、ガムラン演奏やインドネシア舞踏、同窓会・父兄会代表の祝辞、トンガ王国大臣による乾杯といった国際色豊かな演出がおこなわれた。壇上には、出雲・伊勢で準優勝をはたした陸上競技部の学生たちが登壇し、母校の若き力の象徴として喝采を浴びた。

本学発祥の地である東京・九段から現在の板橋校舎までの約二〇キロを歩く「八〇周年記念ウォーク」が、

二〇〇三年一月二三日に開催された。北の丸公園を出発点とし、学生、教職員、保護者ら八三〇名が参加。秋晴れのもとではじまったが、午後には急変した天候のため搬送車も出動するハプニングもあった。それでも七一九名が完歩し、記念行事の一体感を象徴する出来事となった。また、板橋区在住の八〇歳の方々を招いた「ハローハローの集い」は、世代を超えた交流の場として企画され、学生がインタビューした内容をまとめた記念誌も配布された。これは学生による地域との連携・交流を通じて、大学が地域社会にはたす文化的役割のひとつを体現したものであったと言える。

記念学術・教育事業では、ほかに「中国とはどんな国―多様な価値観の世界―」と題した国際シンポジウム（ホテルメトロポリタン池袋、一月二十九日）、環境創造フォーラム「ゼロ・エミッションと地域社会の再生」（一月二十四日・板橋校舎）、書道教員作品展・全国学生優秀作品展（十二月・飯田橋日中友好会館）が開催された。

さらに、文学部主催の特別講演、南太平洋地域（トンガ・フィジー）との大学間交流、ナショナル・トラスト展の開催など、まさに文化・学術・国際交流の融合が実現された。

とりわけ注目されたのは、「FUNTASTICTM ピーターラビット展」であった。板橋キャンパス多目的ホールにて開催された同展は、本学所蔵の初版本を含む貴重な資料を展示し、文学的意義を視覚的・体験的に伝える試みとして、近隣住民を含め三〇〇〇名を超える来場者を集めた。

記念事業の一環として実施された「創立八〇周年記念募金」も、着実な成果を収めた。二〇〇二年度から三年間にわたり展開された募金活動には、卒業生、保護者、教職員、企業などから合計七三九七万円余が寄せられ、前述した板橋キャンパス整備事業費の一部に充てられた。

こうして展開された創立八〇周年記念事業は、単なる式典にとどまらず、本学の建学の精神に立ち返りつつ、

一〇〇周年に向けた基盤づくりともいえる内容であった。教育改革の進展、学部・大学院の新設構想、国際連携と地域貢献の強化など、未来の「都市型大学」としてのヴィジョンが、この記念事業に象徴的に表れていた。この創立八〇周年記念事業が、本学が歩んだ八〇年の歴史を礎とし、「文化の力で人をつくる」という理念のもと、変化する社会に柔軟に対応しながら、なお揺るぎない学びの場として、次代の人材を育成し続ける使命を確認する機会となったことは、特筆すべきであろう。

また『大東文化大学創立80周年誌』は、『大東文化大学七十年史』刊行以後の一〇年間に焦点をあて、写真などを多用した「目で見える大学史」として二〇一三年九月二〇日付で発行された。八〇周年誌編集推進委員会の委員長は、当時図書館長であった吉田憲夫現代経済学科教授。吉田教授は、本誌「あとがき」で「通史としては、既に一〇年前に『大東文化大学七十年史』を刊行していることから、本格的な通史の作成は創立一〇〇周年記念事業に譲ることとした」と述べた。

五 大東文化歴史資料館（大東アーカイブス）の設立とその意義

前項で述べたように、創立八〇周年記念事業を進めるなか、創立一〇〇周年記念事業の準備および本格的沿革史の編纂の必要性が認識されるようになった。当時、旧帝大を中心とする伝統ある「老舗大学」において編纂室や資料室などを改組し、アーカイブ機能を有する大学文書館などが設置される風潮が顕著となっていたことも後押しとなった。また、本学では創立五〇周年記念事業で沿革史を編んで以降、資料が散逸したままとなっていた状況を何とかするためにも長期の準備期間が要されることも明らかであった。そのような実態について理事会内で審議が重ねられ、「大東文化歴史資料館（大東アーカイブス）」設置が具体化していくこととなった。

なお、通称ではあるが、機関名として「アーカイブス」を冠した大学アーカイブスの発足は国内初であった。

こうして「大東文化歴史資料館（大東アーカイブス）」は、二〇〇六（平成一八）年四月に設立された。その活動については、規程において「学園及び大学を始めとする設置校の歴史に関する調査及び研究並びに校史に係る資料の収集、整理、保存及び公開を行い、もって学園及び設置校の発展に資することを目的とする」と定められた。具体的には、①校史の調査及び研究、②校史の編纂、③資料の収集、④資料の公開及び展示、⑤展示場の管理及び運営、⑥校史に関する情報の提供、⑦自校史教育への支援、⑧出版物等の編集・刊行、⑨講演会等の実施、⑩その他必要な事業、とされた。

設立以降、大東アーカイブスでは年二回の企画展およびニューズレターの刊行をおこない、その活動の公開周知に努めてきた。また、同窓生や学園関係者から資料を寄贈いただくと同時にインタビューや研究会を実施、一〇〇年史編纂を見据えての研究紀要の刊行をおこなうなど、精力的な活動を展開した。

第九章

大東文化大学の現在と未来



◀総合グラウンドの竣工を伝える『大東新聞』
2008（平成20）年

創立90周年時の『大東新聞』紙面▶
2013（平成25）年



◀創立90周年記念式典
2013（平成25）年



東松山キャンパス（上）と板橋キャンパス（下）
2013（平成25）年



左：『中期経営計画「CROSSING 2023」（2009～2023）』2008（平成20）年
右：『大東文化大学将来ヴィジョンと基本方針』2016（平成28）年

本章では、二〇〇三（平成一五）年から二〇二三（令和五）年までの二〇年間を扱う。この間、日本経済は長期にわたってのデフレ不況、経済停滞に陥っていた。とくに二〇〇八年のリーマン・ショック（このリーマン・ショックを含む、二〇〇七年のサブプライム・ローン危機から二〇一〇年までの世界的な金融危機を、「世界金融危機」と呼ぶ）が日本経済に与えた影響は甚大であり、二〇〇六年のりそな銀行への公的資金注入や大手銀行の不良債権処理完了後によりやくと上向きかけていた景気に冷水を浴びせ、二〇〇九年七月には戦後最悪の失業率五・七パーセントを記録した。なかでも大学新卒者の採用は大幅に抑えられ、新規学卒者の就職率は大きく落ち込み、のちに「超就職氷河期」（バブル経済崩壊後の就職難は「就職氷河期」と呼ばれるようになった。また同年九月、自由民主党から民主党への政権交代があり、「変革」が期待されたが、政権成立後、たびかさなる失政によってその期待は裏切られ、二〇一一年三月に起こった東日本大震災と、それによる東京電力福島第一原子力発電所事故などもあり、民主党政権もわずか三年半余で崩壊した。その後、二〇一二年末に第二次安倍晋三内閣が成立、いわゆるアベノミクスの実施によって最悪のデフレ不況期は脱したが、後継の菅義偉、岸田文雄政権においても経済面での期待感は薄かった。くわえて世界情勢の不安定感も戦後最悪といって良いほどとなっており、まさにこの二〇年間は「危機の時代」となってしまうている。

この「危機の時代」にあつて、日本の大学を取り巻く環境も大きく変化した。二〇〇二年七月にはそれまで都心への大学新設などを制限してきた「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」（一九五九「昭和三四」年制定）（通称・工場等制限法）が撤廃され、いわゆる大学の「都心回帰」現象が生じた。また二〇〇四年の国立大学法人化も私立大学への直接的な影響は少なかったものの、大学ガバナンスの強化がより一層求められるようになった。こうしたなか私立大学、とくに多くの地方私立大学、中小規模大学が学生募集停止と

いう事態に追い込まれていった。本学も私立大学在籍学生数では二〇二三年度時点で二二二位（推計）となっているが、内外の環境悪化と少子高齢化の進行という構造問題に十分対応しきれているかどうかは心許ない。しかしながら、大学は将来にわたっても社会的責任をはたしていかなばならず、今後の二〇年（二〇四五年）には一八歳人口が現在の四分の三にまで激減する）がまさに「生き残り」をかけた分水嶺となることは間違いない。以下、こうした「危機の時代」において本学がどのように対応し、改革をおこなってきたのかについて見ていく。

まず第一節では、法曹改革の動きに呼応した動きとしての法科大学院問題、大綱化の流れの総仕上げとして誕生した「スポーツ・健康科学部」の開講と大東医療技術専門学校の問題について叙述する。さらにこの時期の教育研究体制の整備過程を整理する。

第二節では、二〇〇八年九月にはじまった東松山キャンパス整備事業および総合グラウンドの整備や緑山小学校跡地取得から現在までの経緯（いわゆる「緑山キャンパス問題」）を述べる。

第三節では、二〇〇八年に理事会に答申がなされた「中期経営計画『CROSSING 2023』（二〇〇九～二〇二二）」策定とその後の経過、環境創造学部教員による不正事件に端を発する大学のガバナンス問題、新潟県中越地震、東日本大震災といった自然災害への大学としての対応などについて詳述する。

第四節では、「DAITO VISION 2023」の策定、創立九〇周年記念事業、本格化する国際化への対応、初年次教育、食育への取り組み、そしてこの時期の「大東人」の活躍について取り上げる。

第五節は、「継続する改革」と題して、経営学部の改組、環境創造学部から社会学部への改組、スポーツ・健康科学部看護学科開講、文学部歴史文化学科開講などについて見ておく。

そして、最終第六節では、二〇一九年度末から世界中を席巻した新型コロナウイルス感染症の衝撃と大学の対応について、および二〇二三年におこなわれた創立百周年記念事業について述べる。

第一節 社会環境・制度変化への対応

二〇〇四（平成一六）年度からの司法制度改革により、日本版ロースクールとして大東文化大学大学院法務研究科が開設された。専門職学位課程として多様な履修モデルを用意し、社会人にも配慮した教育体制や授業料制度を整えたが、志願者の減少が深刻化し、二〇一五年度から募集を停止、二〇二四（令和六）年七月三十一日をもって廃止となった。開設以来、多様性を重視し社会人学生を多く受け入れ、二七名の司法試験合格者を輩出したが、経営維持は困難であった。

一方、二〇〇五年にはスポーツ科学科と健康科学科の二学科からなるスポーツ・健康科学部が東松山キャンパスに新設された。スポーツ科学科ではスポーツ指導者・アスリートの育成、健康科学科では臨床検査技師を含む健康支援の専門家養成を目指した。二〇〇九年には大学院修士課程としてスポーツ・健康科学研究科も設置され、スポーツと医療を融合した教育・研究を展開した。

また、大東医学技術専門学校は柔道整復師・臨床検査技師養成の伝統校であったが、規制緩和による競争激化で志願者減少に苦しみ、二〇一二年に閉校した。学園側は四年制大学化も検討したが、断念するに至った。

教育研究体制の整備としては、外国語学研究科英語学専攻や文学研究科書道学専攻の博士課程後期開講、中国文学科の中国学科への改称、教育学専攻修士課程開講、教育学科保育士課程開講などがあり、多様な学問分野での充実が図られた。さらに国際的なダブルデグリー制度（それぞれの大学で二年間学修し、卒業要件を満たせば、日中両大学から卒業証書と学位を授与される制度）を中国の協定校と締結し、中国語教育の強化と国際交流を推進した。スポーツ・健康科学分野でも海外大学と連携し、学術交流を深めた。

就職支援面では、二〇〇六年に就職部をキャリアセンターへ改組し、学生が入学時からキャリアを描ける体制を構築。キャリアアドバイザーの配置やキャリアデザイン科目の導入、公務員・教員試験対策、Wスクール制度など多様な支援を展開した。インターンシップも活発化し、板橋区や東松山市、さらには海外での体験研修を提供し、地域との連携および国際化を進めた。

全体として大東文化大学は、司法・医療・スポーツなど社会的要請に応える教育改革を進めつつ、学生の多様な進路選択や国際的な人材育成を意識した取り組みを推進してきた。しかし一方で、社会環境や制度変化による厳しい現実と直面し、苦渋の決断を迫られることもあった。こうした過程は、創立九〇周年以降の歩みを考えるうえで大きな節目となったと言えるよう。

一 法科大学院の設置から廃止まで

国の司法制度改革による日本版ロースクール（法科大学院）制度が、二〇〇四（平成一六）年度からスタートした。本学では、大学院法学研究科と法学部において、法科大学院設置についての検討会や意見交換が重ねられ、その結果、二〇〇二年一月一八日の理事会で「法科大学院設置検討委員会」が学園に設置され、創設へ

向け検討に入った。二〇〇三年一月の理事会では「法科大学院設置準備委員会」の設置が認められ、そこで本学における法科大学院の骨子がまとめられた。同年五月一九日、大学院評議会および大学評議会で承認。同月二一日には学園評議会、理事会で承認され、法科大学院の創設が正式に決まった。名称は「大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）」（定員五〇名）で、「法務研究科法務専攻専門職学位課程」修了要件の九三単位修得者は「法務博士（専門職）」の学位を授与されるというものであった。

さらに二〇〇三年六月一九日に文部科学省の大学設置・学校法人審議会（設置審）に申請、七月、法科大学院特別審査会による教育課程・教員組織の構想書類審査がおこなわれ、九月、本学からの意見を伝達、それを受けて同審査会による面接、実地審査を経て一月に認可された。校舎となるJR信濃町の駅ビルの設備・内装工事も施工され、一二月に信濃町校舎が竣工した。

大東文化大学大学院法務研究科法務専攻は、出身学部を問わず社会人も受け入れ、専門分野をもつ法曹や法律専門職を育成することが目的とされた。標準修業年限は三年だが、法務既修者と認定された者は二年。社会人の場合は、あらかじめ年限を延長することができた。

二〇〇四年四月に開設された法務研究科の入学式は、二〇〇四年四月六日、板橋校舎中央棟ホールではかの専攻とあわせておこなわれ、法務研究科の新入生は五六名だった。法務研究科の入学試験は二回に分けておこなわれ、志願者は一回目の募集人数四〇名に対し六六二名、二回目には、募集人数一〇名に対し二四三名の応募があった。一回目の合格者は七二名で入学者が四四名、二回目の合格者一五名のうち一二名が入学し、合わせて五六名となった。このうち、法務既修者として認定された学生は二二名であった。

法科大学院の「五つのねらい（特徴）」は次のとおりであった。

①【履修モデル】専門科目を「企業法務」「国際法務」「市民生活法務」「政策法務」の四つに分け、学生が選
択できるようにした。

②【少人数・双方向】基本講義は二五名、演習・総合の授業は一五名程度、リーガル・クリニックやエクスター
ンシップは五、六名のグループとし、きめ細かい教育をめざす。

③【教授陣】入学定員五〇名、収容定員一五〇名に対し専任教員一七名（研究教員七名、実務家教員一〇名）、
兼任教員三八名が指導にあたる。実務家教員は、司法研修所の教官経験者が五名、司法試験委員をした裁
判官が四名、そのほか検察官経験者や弁護士をそろえた。

④【教育環境】校舎はJR信濃町駅ビル内のフロア。長期履修学生制度を採用のほか、五時限目を午後六時
に開始、土曜日も開講するなど、社会人が学びやすい環境にした。

⑤【授業料】学生の経済的負担を軽くするため、基礎授業料と単位従量制授業料とに分けた。単位従量制は
学びたい授業を選び、単位分の授業料だけを納入する。

またカリキュラムは、次のとおりである。

（１）法律基礎科目 公法、民事、刑事など基本法の体系的理解を深める。このため、双方向の授業や判例
研究などをおして法の運用能力をみがく。

（２）実務基礎科目 法曹としての責任感と倫理観、情報化社会への対応のほか、実務の基礎能力を養成する。

（３）基礎法学・隣接科目 外国法を中心に一〇科目を配置、日本の法を国際的な視野から学ぶ。

（４）展開・先端科目 基本科目にくわえて多彩な専門分野を系統だつて学べるように三一科目を用意する。

これらの科目を系統的に履修できるように各年次にセメスター（半期制）を採用する。法学既修者と認められ

た学生は第Ⅲセメスターから履修する。また、ほかの大学院（外国の大学院を含む）との単位互換もできる。三〇単位を上限にして自由選択科目にあてられる。

しかし、このように整えられた学修環境のもとでも学生の応募は急減していった。わずか一〇年の間に当初の入学志願者数は五分の一にまで低下し、法科大学院は、入学定員および収容定員を適正規模に修正し、諸々の改善策を実施したが、定員割れが継続。未修者や社会人教育に重点を置く教育理念・方針・特色のもとでは、入学者の多様性確保という観点で高く評価される一方、その成果を社会に示すことは極めて難しく、組織運営を継続することは困難な状況となっていた。そのため、理事会は法科大学院の二〇一五年度からの学生募集停止を決定せざるをえなくなったのである。

本学法科大学院はその開設以来、新法曹養成制度の理念である「多様性」「開放性」「公平性」に応えようと、とくに社会人への教育に力点を置いてきた。募集停止が決定された二〇一四年の直近三年間における未修者または社会人学生の占める割合は九割におよび、それまでに輩出した二七名の司法試験合格者は、約八割が未修者・社会人であった。本来の制度理念に沿った本学法科大学院の方針は、多様な法曹人材育成の観点から、公益財団法人日弁連法務研究財団による認証評価（二〇一三年）においても高い評価をえていた。

募集停止後は、在学中の学生の教育環境の維持、修了生の司法試験受験支援を最優先に、引き続き教育機関としての責務をはたしていくものとされたが、二〇二四（令和六）年七月末日をもって正式に法科大学院は廃止となった。

二 スポーツ・健康科学部開講

二〇〇三（平成一五）年、八番目の学部を新設するための新学部設置準備委員会（委員長・須藤敏昭学長）が発足した。新学部設置検討委員会の検討結果を受けて、同年一月二六日の理事会で承認され、二〇〇四年六月二五日に文部科学省に申請、同年一月三〇日付で認可され、二〇〇五年四月、国際関係学部に続いて東松山キャンパスでの四年一貫の学部が誕生した。なお、新設学部ではあったが、後述するように大東医学技術専門学校臨床検査科の発展的解消にともなう設置であった。

この新学部「スポーツ・健康科学部」は、二一世紀を迎えて国民の健康の維持と増進を視野に入れ、スポーツを通して健康づくりに貢献する人材の育成とともに、医療・健康関連の分野で個人・社会の健康増進を科学的に考究しうる人材を育成するものとされた。学科としては、スポーツ科学科と健康科学科の二学科を置き、入学定員は一〇〇名ずつ。スポーツ科学科は、文学部の日本文学科が入学定員を二五〇名から一五〇名へ、中国文学科が入学定員一五〇名から一〇〇名へ削減し、この合計一五〇名のうち一〇〇名分を入学定員とした。

スポーツ科学科は、アスリートの育成、スポーツ指導者の育成およびスポーツ文化を教授し、スポーツ医学、スポーツ栄養学などの医療分野の知識を学ばせ、健康づくりの探求を目的とし、科学的データに裏づけられたスポーツ選手やスポーツ指導者の養成を目指すとした。一方の健康科学科は、大東医学技術専門学校の臨床検査科スタッフと蓄積してきた実習施設網を活かして開設。臨床検査技師の養成にくわえて、関連の資格取得を目指す教育を軸としながら健康づくりを科学的根拠にもとづいて探求、健康増進やスポーツ活動支援への貢献をおこなうとした。両学科とも、教育面でカリキュラムの相互乗り入れを図るほか、研究面でも相互協力を

進めるものとされた。

なお、東松山キャンパスには、二〇〇五年七月、スポーツ・健康科学部の学生が四年間学ぶことになる校舎として新九号館が竣工した。竣工式は八月四日、学園関係者や設計側の佐藤総合計画、請負側の飛鳥建設関係者など多数が参列しておこなわれた。また九月一六日には、県や市の関係者、近隣の町村から教育関係者など多数が来校して、落成式がおこなわれた。

この新校舎は地上四階建てで、一階はスポーツ科学科の専有フロア（アリーナ、トレーニングルームほか）、二・三階は健康科学科の専有フロア（実習室）。四階部分は講義室と学生のアメニティー施設、オープンテラスが配置され、大講義室一室、中講義室二室、小講義室二室、ゼミ室八室、学生ホールなどが設けられた。延床面積は約七一三〇・七二平方メートル、雨水の利用や自然換気などの自然エネルギーを有効利用した自然共生型の施設であった。

その後、二〇〇九年四月には、大学院のスポーツ・健康科学研究科スポーツ・健康科学専攻修士課程も開設された。同専攻は、スポーツ・健康科学に関する高度な専門知識や技術を有した人材を育成することを目的とするもので、募集定員は二〇名であった。

同専攻は、（１）スポーツ科学、（２）応用スポーツ科学、（３）健康科学、（４）健康情報科学の四領域から構成され、そのうちスポーツ科学領域では、おもに青少年から高齢者を対象にスポーツ活動や運動トレーニングによる適応に関する研究、スポーツ医学に関する教育・研究をおこなない、また応用スポーツ科学領域では、スポーツや健康に関する応用、実践的な教育・研究を、健康科学領域では、病因および病態の基礎医学研究および臨床検査の研究を、さらに健康情報科学領域では、病因や病気の発症のメカニズム、医療における情報の

有効利用に関する研究をおこなうものとされた。

また科目全般において活発な議論がおこなえるような授業展開を推進し、ディベートが可能なグループ演習を重要視し、四つの領域を分野横断的に学修させるために全教員が分担で担当の「スポーツ・健康科学研究法」を配置した。このような特徴をもったカリキュラムによって「スポーツ科学」と「医療」とのコラボレーションを通して、スポーツ活動に対する心身の適応、行動および健康に関する高度な専門的知識を有する教員、専門的指導者および職業人、高度予防医学を提供できる医療分野の専門的職業人を育成することを目指した。

三 大東医学技術専門学校の閉校

一九五六（昭和三一）年、大東医学技術専門学校の前身である大東柔道整復専門学校は、二年制の柔道整復師養成課程を擁する専門学校として開設された学園の附設学校である。一九六一年には二年制の衛生検査科を増設し、一九六七年には大東医学技術専門学校と校名変更をおこない、さらに一九七一年に衛生検査科を三年制の臨床検査科とし、一九八五年には柔道整復科も三年制へ移行していた。

大東医学技術専門学校は、柔道整復科と臨床検査科をあわせてもつ医療専門課程としてそれぞれの分野において優秀な卒業生を数多く送り出し、健康増進と維持に貢献し、その長い歴史を刻んできたのであるが、一九八〇年代後半からの規制緩和と競争激化により学生募集に苦戦を強いられるようになった。二〇〇二（平成一四）年九月二五日の理事会において大東医学技術専門学校長より、臨床検査科を四年制大学へ移行し、「人間健康学部」として発足する提案がなされた。これを受け、臨床検査科の移行および新学部設置に関する検討委員会設置が決定した。翌二〇〇三年九月二四日の理事会において「人間健康学部（仮称）検討の経過について」が

報告され、学部名称は「スポーツ・健康科学部（仮称）」とすること、一学部二学科とすることが提案され、学部長会議でも確認された旨が報告された。これを受け、学長およびスポーツ系教員を含めた「新学部設置検討委員会」が設置され、新学部開設に向けて本格的に動くこととなったのである。

二〇〇四年五月二六日の理事会では、「大東医学技術専門学校専門課程臨床検査科の生徒募集停止について」が議題として取り上げられ、新設されるスポーツ・健康科学部（仮称）に健康科学科が設けられる予定であり、それにともない臨床検査技師国家試験の受験資格に必要な教育的機能は健康科学科へと引き継がれることから、臨床検査科の生徒募集は停止、同年度末をもって同科廃止となる旨が報告され、了承された。なお、臨床検査科所属の教員の多くは健康科学科へと移籍し、引き続き教育を担うこととなった。また、二〇一〇年四月より柔道整復科の学生募集も停止となり、その機能と理念はスポーツ科学科へと引き継がれることとなった。柔道整復科第五回生の卒業式が、二〇一二年三月一七日におこなわれて、同月末にその五六年間におよぶ歴史に幕を閉じた。

この最後の卒業式後に市川護理事長は、「閉校することは誠に残念であり、関係各位のご心痛を察すると、まさに断腸の思いであります。規制緩和の波が柔道整復の学問の場にも押し寄せ、この一〇年ほどの間に一〇倍近い学校定員の増加が見られ、年々学校間の学生獲得競争が激化していることはすでにご高承のことと存じます。／無策なままこの荒波を超えていくことは困難であると判断し、五年ほど前より四年制大学化をはじめ諸々検討してきましたが、いずれの案も困難であるとの判断により、閉校することを二〇一一年五月の理事会で決議しました。慎重な審議を継続してきたため、関係者の皆さまには長きにわたりご心労をおかけしたことに加え、多くの卒業生、教職員の皆さまのふるさともある大東医学技術専門学校を閉校させるに至りました

ことを大変申し訳なく思います。五六年の長きにわたって社会に果たしてきた役割と貢献は、大東文化学園史の中でこれからもさんと輝き続けることを確信しております」と経緯を説明した。

西山安吉校長は「大東医学技術専門学校関係各位の皆様には何はさておき四年制大学化は実施しないこと、また専門学校としても閉校することになり、校長として心よりお詫び申し上げます。私は一九八七年より二〇年間本校の非常勤講師を務めさせていただいた後、二〇〇七年専任の科長として就任し、〇八年より一三代目の校長として四年間務めさせていただきました。その間志願者募集に教職員全員で高校訪問、学校説明会などを行いました。関係各位の皆さまには大変なご協力をいただいたことに心より感謝申し上げます。また大東文化学園の理事会においても、本校の方向性に関して五年ほど前から真剣に検討を重ねていただきましたことに心よりお礼申し上げます。大東医学技術専門学校は閉校いたしますが、本校で学び育った知識・技術・心は永遠に不滅です」と後日、談話を発表した（『大東新聞』二〇一二年四月二一日号）。

四 教育・研究体制の整備

ここで二〇〇三（平成一五）年以降、創立九〇周年を迎えるまでの教育・研究体制の整備過程を整理しておく。二〇〇四年には、外国語学研究所英語学専攻（博士課程後期）、文学研究科書道学専攻（博士課程後期）が開講、二〇〇五年、文学部中国文学科が中国学科に名称変更、二〇〇七年、外国語学研究所日本言語文化学専攻（博士課程後期）開講、二〇〇八年、文学研究科教育学専攻（修士課程）開講、二〇〇九年は先述したようにスポーツ・健康科学研究科（修士課程）が開講、二〇一一年、外国語学研究所（中国言語文化学専攻）博士課程後期開講、中国語専攻修士課程は博士課程後期の開設にともない、中国言語文化学専攻博士課程前期と改称、二〇一二年、

文学専攻科（日本文学専攻、中国文学専攻）および経済学専攻科（経済学専攻）が学生募集停止、翌二〇一三年、文学専攻科（教育学専攻）も学生募集を停止した。また同年、文学部教育学科に保育士課程が開設、文学部中国学科に国際的な学位取得の新たなあり方としてダブルディグリー制度がはじめて導入された。

外国語学研究科英語学専攻（博士課程後期）、文学研究科書道学専攻（博士課程後期） 開講

文部科学省に二〇〇四（平成一六）年六月三〇日付で申請していた大学院外国語学研究科英語学専攻博士課程後期の課程変更（開設）が、九月三〇日付で認可となり、二〇〇五年四月から入学定員三名、収容定員九名、修業年限三年でスタートした。また二〇〇四年七月三〇日付で文部科学省に届け出ていた大学院文学研究科書道学専攻博士課程後期についても一〇月五日付で受理され、二〇〇五年四月から入学定員三名、収容定員九名、修業年限三年で開講した。

文学部中国文学科が中国学科に名称変更

文学部中国文学科は、大東文化学院創設以来培ってきた「中文」の名称を変更し、二〇〇五（平成一七）年四月から文学部中国学科として開講した。また、入学定員を一五〇名から五〇名削減して一〇〇名とし、少数教育の徹底を図るとともに、カリキュラムを一新して、新たな再出発を期するところとなった。さらに、入学時の合宿はもとより、二年次に海外研修を取り入れるなど、導入教育、専門教育などきめ細かな修学指導を推進していくことになった。

古来中国で言われる「文学」の概念には哲学、史学、文学など人文学に関わる学問を包括した意味がある。

しかし、今日、一般的には物語や詩歌、小説など文芸として受け取られやすい。名称を変えることで、同学科が実際に教育課程でおこなう文学、哲学、史学、書道芸術、語学の教育内容と整合性をもたせ、より理解しやすくした、というのが学科名称変更の理由であった（ただし、二〇一七年度からは中国文学科に再変更）。

変更後のカリキュラムの特色は、中国書法・日本書道の実技演習科目が書学系に吸収され、中国書学系に「中国書学演習」（三）（四）（五）、日本書学系に「日本書学演習」（三）（四）（五）、書跡文化財学系に「書跡文化財学演習」（三）（四）（五）を開講し、三系統の演習科目が編成された。

外国語学研究科日本語文化学専攻（博士課程後期）開講

二〇〇七（平成一九）年開設の外国語学研究科日本語学専攻は、近年の社会的需要や人材育成の必要性から発展的に日本語学研究の基盤構築を検討した結果、名称を「日本語文化学専攻」にあらため、カリキュラムを「日本語文化学系」「応用日本語学系」の二系にした。二〇〇六年三月大学院評議会で承認、五月の理事会承認を経て、六月に文部科学省に課程変更を申請、一月三〇日付で認可となった。

これにともない、日本語学専攻修士課程は日本語文化学専攻博士課程前期となり、新たに日本語文化学専攻博士課程後期が開設となった。定員は三名で、修業年限は三年であった。

文学研究科教育学専攻（修士課程）開講

二〇〇八（平成二〇）年開設の文学研究科教育学専攻（修士課程、募集定員は一〇名）では、学校現場で教鞭を執る現職教員を対象にしたコースとして、「現職教員一年修了コース」が開設された。

同コースは、全国の国公立の小学校、中学校、高校に現職として勤務する専任教員を対象に、国語科の教科専門科目を深く探求することを目的とした。とくに中国学専攻としての特質から、漢字や漢語、漢文に関する専門的な知識や技能の研究指導を受けて単位を修得することで、一年間で修士の学位と専修免許状が取得できるとされた。受験資格は、それぞれの学校に三年以上勤務する専任教員で、臨時採用教員や非常勤講師は含まれなかった。また、中学校または高校の国語科一種普通免許状を有すること、本学在学期間は、在職校の勤務を離れて学業に専念することが可能なことなどが条件とされた。修業年限は一年。

文学部教育学科保育士課程開設

二〇一一（平成二三）年一〇月二六日に文学部教育学科に保育士課程を開設することが理事会承認され、二〇一二（平成二四）年九月二七日付で関東信越厚生局あてに指定申請がおこなわれ、二〇一三年二月二八日付で関東信越厚生局長より、養成施設として指定する旨の通知があり、二〇一三年四月から保育士課程がスタートした。保育士課程には教育学科入学者のなかから二五名定員で入ることができることとなり、保育士課程に入った場合、ほかに選択できる免許は幼稚園教諭一種免許状あるいは小学校教諭一種免許状であるが、保育士・幼稚園・小学校の三種類を同時に取得することはできないものとされた。

北京事務所開設、ダブルディグリー制度導入

二〇〇七（平成一九）年三月、中華人民共和国北京市に本学国際交流の海外拠点となる北京事務所が開設された。「北京代表所（仮称）検討委員会」と同委員会ワーキング・グループによる現地調査を踏まえた報告を

受け二〇〇六年七月、理事会のもとに北京代表所（仮称）設置準備委員会（委員長・和田守学長）が設置され、検討が重ねられ、一月には、同準備委員会から國岡昭夫理事長に答申があり、本学の協定校として、古くから深い交流がある北京外国語大学と密接なパイプをもつ外語教学与研究出版社（外研社）内に代表所を開設する方向で実現に向けて準備段階に入っていた。

同代表所の設置は、本学の理念である「東西文化の融合」を具現するもののひとつとして、中国人留学生の安定的確保と卒業生の就職支援をおこないつつ、本学学生の留学と教職員の現地での学術研究や交流の支援などの達成に向け、具体的な対応にあたる現地拠点の役割を担うもので、次のような諸事業をおこなうものとされた。

（一）中国の協定校とのネットワーク形成による学術交流の円滑化と促進

（二）教員および学生の研究と研修支援

（三）中国での情報発信およびイベント開催

（四）中国からの留学希望者への情報提供および各種支援

（五）卒業留学生のネットワーク形成

こうした中国での拠点づくりにくわえて、二〇一三年三月四から八日にかけて太田政男学長や山崎俊次国際交流センター所長らが、中国の協定校である北京外国語大学、上海師範大学、厦門大学の三大学を訪れ、各大学と新たな国際交流協定を締結した。

協定内容のひとつとしてダブルディグリー制度の導入があった。これは中国語・中国文化を涵養して国際舞台で活躍する人材を育成する新しい制度であった（中国語学科の学生が対象）。

五 キャリア支援の制度化と多様化

日本の雇用情勢はバブル経済崩壊後の一九九三（平成五）年以降に急速に悪化し、大学卒業予定者の採用数が大幅に減少した。これにより、いわゆる「就職氷河期」と呼ばれる時代が到来し、多くの若者が大きな困難に直面した。本学の学生も例外ではなく、希望の就職先を見つけれない不安と焦燥を抱える学生が増加した。ちなみに一九九三～二〇〇四年ごろに就職活動をした世代は「就職氷河期世代」と呼ばれ、全国に一七〇〇万～二〇〇〇万人いるといわれる。さらに二〇〇八年秋に発生したリーマン・ショックは、その状況に拍車をかけ、世界的な景気後退は国内の雇用環境を一段と厳しいものにした。

この影響は本学においても顕著であり、二〇〇九年度の学部卒業生の就職決定率は七四・八パーセントにとどまり、前年度比でマイナス二・八ポイントという大幅な減少を記録している（『大東新聞』第五八〇号、二〇一〇年二月一〇日）。およそ四名に一名が就職先を見いだせない状況は、学生本人のみならず、その保護者、さらには大学の教職員にとっても深刻な問題として突きつけられ、「第二の就職氷河期」「超就職氷河期」とも称される厳しい局面を迎えたのである。

このような社会状況に対して本学は、抜本的な支援体制の構築を図ることで対応しようとした。二〇〇六年四月には従来の「就職部」を「キャリアセンター」へと改組し、その役割と機能を大幅に再編成したのである。改組の意図は、単に卒業直前の就職支援にとどまらず、学生が入学した段階から自らの将来設計を描き、それを段階的に実現していくための総合的なサポート体制を提供することにあった。この転換は、本学のキャリア支援の理念を根本から変革し、学生の主体的なキャリア形成を促すという教育的支援の拠点としてキャリアセ

ンターを位置づける大きな意義をもつものであった。

キャリアセンターでは、学生が大学四年間を通して目標を意識し、その実現に必要なスキルや経験を積み上げられるよう、さまざまな施策が講じられた。たとえば、二〇〇八年度には全学共通のキャリア支援科目として一年次向けに「全学特殊講義（キャリアデザイン科目）」を二単位で開講し、大学入学早期から社会的視野や職業観を涵養する教育を取り入れた。これは、単なる「就職活動」というイベントとしてのキャリア支援ではなく、大学四年間の学修そのものとキャリア形成とを有機的に連動させるという意図にもとづくものであった。

さらに二〇〇九年度からは、板橋校舎と東松山校舎にそれぞれ三名ずつのキャリアアドバイザーを配置し、民間企業での実務経験を活かしたきめ細やかな相談体制を整えた。エントリーシート添削や模擬面接指導といった実践的支援にくわえ、業界・企業研究、公務員・教員志望者向けの対策講座、さらに語学力や資格取得支援のためのWスクール制度など、学生の多様な進路希望に応えるためのメニューが拡充された。こうした個別対応の充実は、学生に寄り添う支援をより実効性のあるものへと変化させ、本学のキャリア支援の質的向上を強く示す取り組みとなった。

二〇〇九年度卒業生の進路状況を見ると、郵便事業会社やカインズ、ヤオコー、各種金融機関といった地元・首都圏を中心とした企業への就職が多く、安定志向の傾向が読み取れる。また、教員については臨時採用や非常勤を含め一〇一名、公務員は一二五名（うち警察官五五名、消防官二七名）と、国家資格・公的試験型の進路に向けた成果も着実に上がっていた。さらに、臨床検査技師国家試験の合格率は七七・八パーセントに達し、全国平均六七・八パーセントを大きく上回る水準を確保した。キャリアセンターの支援は、就職活動のみならず資格取得や公務就職支援など、多様なキャリア形成を包括する実効性のあるものへと展開していたことがう

かがある。

キャリア支援の強化と並行して、本学ではインターンシップを活用した進路形成の実践的支援にも積極的に取り組んだ。一九九九年には、経営学部で板橋区内の企業への学生派遣が試験的におこなわれ、企業研究を目的としたインターンシップの道が開かれた。二〇〇二年以降は、制度として本格化し、二〇〇四年度には三ヶ月間におよぶ長期インターンシップを導入。週に一回の就業や夏季休暇中の継続的勤務を含む先進的なプログラムであり、実社会の職場環境をリアルに学ぶことのできる貴重な機会となった。また、二〇〇五年度には、カナダ・バンクーバー近郊でホームステイをとまう二七日間の海外インターンシップが試行され、異文化のなかで働く体験を通じたキャリア意識の涵養が図られた。

法学部においても、板橋区役所との連携による行政実習がおこなわれ、放置自転車対策や地域イベントの補助、高齢者福祉施設での体験など、地域の公共政策に直接触れる取り組みが展開された。さらに東松山市役所との協働では、議会の傍聴や庁内業務の補助、福祉施設での実習などを含む二週間のプログラムが二〇〇二年から継続して実施されている。学生たちは、これらの体験を通して「市民サービスの多様化」や「行政職のリアル」を実感し、地方公務員としての職業観を再構築する機会ともなった。政治学科の中村昭雄教授や東田親司教授は「インターンシップは単なる体験にとどまらず、政策理解に結びつけることが重要」と指摘している。

環境創造学部でも二〇〇五年度から本格的なインターンシップの導入を予定し、西台児童館や玉川村役場、板橋区エコポリスセンター、さらに沖縄県の企業での体験活動を進めた。児童福祉や環境保全の現場に立ち会うことで、社会課題を実感的に理解し、そのうえで政策的な側面にまで学びを広げることが期待されていた。実習に参加した学生たちは、現場での体験を通じて「介護保険制度の理解」や「福祉行政の意義」など、制度

の根幹部分にまで視野を拡張できるきっかけをえていった。

このように本学は、国内外の多様なインターンシップの場を確保し、学生に実践的な学びを提供することで、キャリア意識の深化とともに地域社会との結びつきを強めていった。とりわけ自治体や福祉施設など公共分野でのインターンシップは、地域に開かれた大学としての社会的役割をはたすとともに、学生が地域課題を自身に関連する課題として捉える貴重な機会となった。

さらに、二〇一三年四月には学生支援体制を一層強化するため、「学生支援センター」が新たに設置された。これにともない、従来の学生部および学生課は学生支援センター事務室および学生支援課に改称され、くわえて障がい学生支援分室・学生相談分室が新設された。東松山キャンパスにおいても同様に、障がい学生支援分室と学生相談分室が配置され、多様化する学生ニーズに応じた支援が展開された。さらに、東松山事務部の設置、スポーツ振興課のスポーツ振興センター事務室への改称、法人経営課から企画調査課への再編など、組織全体の近代化を進めたことも特筆される。これにより、キャリア支援と学生生活支援が有機的に連動し、全学的な学生サービス機能の底上げが図られた。

学生支援センターのもとでは、障がいや病気を抱える学生への合理的配慮やメンタルヘルス支援など、大学としての責務が一層重視されるようになった。キャリア形成支援にとどまらず、生活面でのきめ細かな支援を提供することで、安心して学修に打ち込める環境を整えたことは、本学の大きな特色のひとつである。

このほか、近年の社会的要請を踏まえて、キャリアセンターではグローバル人材育成の観点からも支援を展開している。海外語学研修や異文化体験プログラムと連動したインターンシップ、さらには国際機関やNGOでのボランティア活動を通じたキャリア形成支援など、国際的なキャリアの可能性を学生に提示する取り組み

も進められている。キャリア支援と国際教育が交差するこの流れは、大学教育の一層の高度化に対応する本学の挑戦ともいえる。こうした幅広いキャリア支援の背景には、社会が急速に変化し、多様な働き方や職業観が生まれるなかで、大学に求められる役割そのものが大きく変わってきたという事情がある。かつては「大学卒業＝一括採用・終身雇用」というモデルが社会に浸透していたが、現在は一人ひとりが主体的にキャリアを切り拓き、必要に応じて転職や学び直しをおこなう「キャリアの多様化」の時代である。本学がこうした社会変動を敏感に捉え、キャリア支援の制度化と多様化を推進してきたことは、大学としての社会的責務をはたす取り組みとして高く評価できよう。

今後も学生の価値観や社会の変容に合わせて、インターシップのさらなる高度化や地域連携の深化、障がい学生や多様な文化的背景をもつ学生への合理的配慮を含めた「誰一人取り残さない」キャリア支援が求められる。本学のキャリアセンター、学生支援センターが担うべき役割は今後も一層大きくなっていくであろう。これまでの取り組みを礎として、大学の社会的責任を実現する新たな支援モデルの創出が期待される。

第二節 東松山キャンパス整備事業ほか

大東文化大学は教育・研究の充実と地域貢献を目的に、東松山キャンパスの整備と文化・国際交流拠点の創出を進めてきた。二〇〇六（平成一八）年には、英米文学科の研究成果をもとに、英国の児童文学作家ビアト

リクス・ポターの資料館を埼玉県こども動物自然公園内に開設。直筆原画や初版本など貴重な資料を展示し、英国文化と自然観を伝える場として地域に開かれた。また、湖水地方の農場を再現した庭園や体験型展示も整備され、教育・国際交流の拠点となっている。

同時に老朽化した校舎の建て替えや教育環境の再構築を目的に、二〇〇六年以降、東松山キャンパス再整備が開始された。総合グラウンドの整備を皮切りに、三期にわたって校舎や研究棟、学生施設の再編がおこなわれた。設計に際しては「現代の和風」が掲げられ、自然と調和したキャンパスが目指された。

さらに、地域の廃校跡地（緑山小学校跡地）活用計画も進められたが、コロナ禍や建設費高騰により二〇二四（令和六）年に中止が決定された。一方、国際交流では二〇〇九年に「太平洋諸島シンポジウム」が開催され、トンガ人留学生との交流三〇年を記念する催しもおこなわれた。

また、学生支援や大学との連携を通じて教育環境向上に寄与してきた青桐会は、二〇一一年に創設五〇周年を迎え、学生表彰制度「青桐賞」を創設した。

一 ビアトリクス・ポター^{T M}資料館の設立とその意義

本学では、英国を代表する児童文学作家であり、自然保護活動家としても名高いビアトリクス・ポター（一八六六～一九四三）の研究と教育を推進するため、二〇〇六（平成一八）年四月にビアトリクス・ポター^{T M}資料館を東松山キャンパスに隣接する埼玉県こども動物自然公園内に建設し、開館した。

そもそも文学部英米文学科では、一九九九年から「英米児童文学研究 ビアトリクス・ポターを中心に」という講義を設置し、学問的にポター作品の研究を深めるとともに、教育資料としての収集に着手していた。以

来、学科を中心にして国内外の収集家・研究者との連携を重ね、直筆原画や書簡、初版本、翻訳本など貴重な資料約五〇〇点を収集するに至った。これらのコレクションは、その質・量において日本国内でも屈指のものであり、世界的にも注目される存在となった。

しかし、学内で教育・研究目的に活用するだけにとどまらず、広く一般に公開し、ポターの文学や自然観を多くの人に伝える役割をはたしたいという声が高まり、資料館の構想が具体化した。とくに本学としては、教育・研究成果の社会還元を重要な使命と捉え、地域の文化的振興に寄与するべく、埼玉県と協議を重ねてきた。その結果、埼玉県が管理することも動物自然公園の一角を活用する形で資料館を建設することが決まり、敷地は県より無償で借用し、運営にかかる維持費は入館料収入でまかなう方針とした。

資料館の位置は、公園正面ゲートに隣接する天馬の塔の西側に定められ、公園の約八七・五ヘクタールにおよぶ広大な自然環境を背景に、ポターが愛した英国湖水地方のヒルトップ農場の風景を再現する計画も同時に盛り込まれた。建物の設計は山下設計事務所が担当し、資料館設置準備委員会との協議のもとで進められた。展示面積や庭園を含む施設全体の規模は約三〇〇〇平方メートルにおよび、ポターの世界観を総合的に表現する空間として計画が練られた。

二〇〇五年四月には、ポター作品の版權管理者であるフレリック・ウォーン社のサリー・フロイヤー社長が来日し、版權管理を担うコピーライツ・アジア社が主催した英国大使館でのティーパーティーには本学から和田守学長をはじめとする関係者が出席し、資料館の設立趣旨について意見を交換した。さらに同日夜、帝国ホテルでの懇親会の席上でも、フロイヤー社長や埼玉県関係者らと本事業を通じた友好的な相互協力を確認した。こうして国際的な理解と信頼をえながら、資料館設立に向けた取り組みは着実に進展していった。

二〇〇五年八月に着工し、およそ半年の工期を経て、二〇〇六年四月二日に開館を迎えた。資料館の開館にあたっては、単に展示施設としての役割だけでなく、地域の子どもたちに自然への関心を育てる教育的役割をはたすこと、さらに国際的な文化交流の拠点としての使命をはたすことが期待された。展示には、直筆原画、私家版の出版物、シリーズの初版本、各国語に翻訳された書籍、ポターの手紙やスケッチなど、学内で収集してきた約五〇〇点のうち厳選した約一五〇点を公開。絵本の情景を再現したジオラマや映像資料をまじえ、多様な来館者が親しみやすく理解できる展示構成とした。

また、館の周辺には比企丘陵の地形を活かし、英国湖水地方にあるヒルトップ農場の風景を再現するガーデンを整備した。そこには絵本に登場するスコップや植木鉢など、ピーターラビットの物語にちなんだモチーフを配し、来館者が物語の世界を散策しながら体感できるよう工夫が凝らされている。さらに、ポターの作品に流れる「人と自然との共生」という思想を伝える場として、環境教育の視点からも大きな価値をもつ施設となった。

このビアトリクス・ポターTM資料館は、単なる展示施設にとどまらず、本学の英米児童文学研究の成果を広く社会に公開し、地域とともに発展していく文化的資産であると同時に、世界に向けて発信できる学術的・教育的拠点として重要な意義をもつものである。開館以来、多くの家族連れや児童文学ファン、また研究者などが来館し、本学の蔵書資料や展示を通してポターの世界観とその背景にある英国文化、さらには自然保護思想に触れる機会をえている。

こうした地域連携・国際協力を踏まえた文化発信は、創立以来「東西文化の融合」を掲げてきた本学の理念を体现する活動のひとつといえる。英米文学科の教育・研究活動にとっても、現地での資料活用や学生の学修

機会の提供に資するばかりでなく、より深い探究の契機となっている。資料館を活用した公開講座や子ども向けの体験プログラム、学校団体の見学受け入れなどを通して、地域の生涯学習や児童教育の発展にも寄与している。

今後は、ピーターラビット^{T M}の世界をはじめとしたポターの作品群の研究をさらに発展させるとともに、来館者と双方向のコミュニケーションを図り、参加型の展示やワークショップなどの実施によって、資料館の活用幅を広げることが課題である。あわせて、ヒルトップ農場の再現エリアを活かした自然観察プログラムの充実など、ポターの精神に通じる自然教育の展開も求められていくだろう。

このように、ビアトリクス・ポター^{T M}資料館の開設は、本学が掲げる教育・研究の社会的還元という目標を具体化する重要な一歩であり、学問的成果を地域社会や次世代に伝えるという大学の社会的使命を具現化した象徴的な事業であったといえる。ここに築かれた地域・国際連携のネットワークを活かしながら、今後もさらなる発展と充実が期待されている。

またビアトリクス・ポター^{T M}資料館開館を契機として二〇一〇年四月一日から、ピーターラビット^{T M}と幼稚園のプロモーションキャラクターとして採用した。それまでに「大学の存在をより多くの高校生に認識してもらうために視覚に訴える必要がある」という方向で議論を重ねた経緯があり、今回縁の深いキャラクターとしてピーターラビット^{T M}が採用されたもので、現在に至るまで大学案内やノベルティグッズ、青桐幼稚園の通園バスなどにピーターラビット^{T M}が登場し、大学と幼稚園全体のプロモーションを強力に推進している。

二 東松山キャンパス整備事業

一九六七（昭和四二）年に開設された東松山キャンパスは、本学の教育・研究の拠点として長きにわたり学生・教職員に利用され、地域社会との結びつきを深めてきた。東松山校舎六〇周年記念図書館が、二〇〇五（平成一七）年一月一日から周辺に住む人にも開放（東松山市、鳩山町に在住、在勤、在学する一八歳以上の人を対象に開架閲覧室の利用と三冊までの貸出可能）されたこともその具体化のひとつであった。こうした動きは、「大学の地域の開放」を目指す活動の一環で、東松山図書館では、東松山市の広報紙に案内を掲載するなど、積極的に広報をおこなった。

また東松山キャンパスで四年一貫の教育をおこなっている国際関係学部も地域とのつながりを重視している。「アジア芸能の夕べ」と題された国際関係学部主催、東松山市後援の「『アジア芸能の夕べ』—アジア芸能の神々が夜の闇に舞い降りる—」などはその一例である。このイベントは二〇〇七年一月二三、二四日の二夜連続でおこなわれ、インドネシア・ジャワ島のガムラン、中国の京劇、韓国の伝統舞踊、インドの古典舞踊バラタナティヤムという四ヶ国の芸能が上演された。体験講座もおこなわれ、会場の東松山校舎六〇周年記念講堂には、二日間で延べ約一〇〇〇名の人々が集まり、華やかな舞台を鑑賞した。

しかし時代の変化とともに、施設の老朽化や耐震性能の向上など多くの課題が顕在化し、くわえて一八歳人口の減少による大学間競争の激化を背景に、魅力ある教育環境の再構築が急務となった。

このような状況を受け、本学は二〇〇六年七月、東松山キャンパス等整備計画推進委員会を発足させ、今後のキャンパス整備の基本的方向性について幅広い議論を開始した。同推進委員会では、施設の老朽化対策にと

どまらず、学生が主体的に学び、交流し、成長できるキャンパスづくりを理念として掲げ、その実現に向けた将来構想を検討した。同年七月の理事会においても、その必要性が確認され、さまざまな立場から意見を汲み上げるワーキンググループが組織された。

二〇〇七年度には、東松山キャンパス開設四〇周年という節目を迎えるにあたり、いよいよ具体的な整備方針の検討が本格化した。なかでもまず優先的に取り組まれたのが総合グラウンドの整備である。東松山キャンパス再開発において一部未取得であった総合グラウンド用地をこの年に購入し、四〇〇メートル六レーンのトラックと人工芝フィールド、夜間照明設備や観覧席を備えた多目的グラウンドの整備を決定した。さらに、野球場の外野にも人工芝を敷設し、体育授業・課外活動の充実を図る計画が進められた。二〇〇七年度に着工したこの工事は、二〇〇八年八月に竣工、日本陸上競技連盟の検査を経て、四種公認の競技場として全天候型トラックを備えた多機能なグラウンドが完成し、学生のスポーツ活動や地域連携事業の拠点として活用されるに至った。竣工式の当日は、学園関係者や設計側の山下設計、請負側の鹿島建設関係者など多数が参列した。また九月一三日には、柿落として「第五九回埼玉県実業団長距離記録会」（埼玉県実業団陸上競技クラブ主催、大東文化大学共催）がおこなわれた。

総合グラウンドには付帯設備として、屋根つきスタンド（四一一席）があり、大会などの観戦ができるほか、砂場を四ヶ所設けたことで、走り幅跳びや三段跳びなどで風向きによって使用する場所を使い分けることができる。また日本サッカー協会の検査を経て、公認フィールドとなる人工芝ピッチ（競技場）のラインにはサッカーコート用を常設（織込・埋込）とし、その他の競技については描線とされた。

二〇〇八年九月、理事会において「東松山キャンパス整備基本構想」が正式に承認され、キャンパス整備の

大枠が固まった。この構想では、整備の目的として「施設の老朽化への対応」と「魅力あるキャンパスづくり」の二点が明確に掲げられた。県道南側に立地する校舎群は、開設以来四〇年以上が経過し、施設としての寿命を迎えていた。その再構築とともに、学生にとって快適で魅力的な学びの場を確保することが何よりの課題とされ、将来を見据えたビジョンのもとに検討が進んだ。

また、当時の設計思想としては単に建物を更新するだけでなく、「キャンパス＝街」という理念を打ち出し、キャンパスそのものをひとつの街に見立てて、多様な人々が交流し出会う空間として再生することが目標とされた。そのために、講義棟や研究棟にとどまらず、学生食堂や売店、ラウンジ、多目的ホール、地域住民や留学生との交流施設など、学生生活に必要なさまざまな機能を有機的に結びつける計画が策定された。

具体的には、書道ギャラリーのある教室棟や大規模講義室を備えた棟、売店・食堂棟、学生ラウンジを併設した研究棟、さらにはスポーツ・健康科学研究科の専門研究棟など計七棟を新設し、それらを「ふらっとストリート」と呼ばれる歩道橋で結び、さらに四つの広場を配置することで、県道で分断されがちなキャンパスを一体化させることが企図された。

二〇〇八年以降、この構想にもとづき、学園執行部、キャンパスに所属する学部長、事務部門、学生代表などによる協議がおこなわれ、意見を反映させながら詳細設計が進んだ。設計業者の選定は、公平性と専門性を重んじたプロポーザル方式でおこなわれ、二〇〇九年四月の理事会において日本設計を選定。整備事業のデザインコンセプトとして「現代の和風」を打ち出し、周辺の緑地やキャンパスの歴史的景観を調和させる計画が決定した。

この整備事業は当初、五年間・四期にわたる長期計画として位置づけられたが、進捗のなかで四期を三期に

短縮するなどの見直しが図られた。第一期工事としては、新三号館（食堂・教室棟）および新一〇号館（研究・実験棟）の建設が二〇一〇年一〇月にはじまり、二〇一一年三月に発生した東日本大震災による資材調達の遅れを乗り越えて、同年一二月に無事竣工した。新三号館は、一階に五〇〇席規模の食堂とテラス席、二階に売店、三階に二五〇人収容の大教室を備え、学生のコミュニケーションの場として活用されている。新一〇号館は、スポーツ・健康科学研究科の講義室や実験室をはじめとする高度な研究機能を集約し、自然科学系学部ので教育拠点ともなった。

続く第二期工事は、二〇一二年二月に着工され、新四号館、新五号館、そして「ふらっとストリート」と名づけられた横断歩道橋の整備が進められた。新四号館は四階建てで、七〇名規模の中教室や一〇〇名規模の大教室にくわえて国際交流エリア、法学研究所、自習室、コンピュータールーム、研究室などを整備し、多彩な学修ニーズに応える空間を提供した。一方、新五号館は一部八階建てとし、多目的ホール、文化系部室、宿泊研修施設を兼ね備えるなど、課外活動や地域連携の拠点となる複合施設として整えられた。これらの建物は二〇一三年五月に竣工し、学生たちの活発な交流の場として新たな息吹が吹き込まれた。

第三期工事については、当初新一号館および新二号館の建設が計画されていたが、東日本大震災の復興需要による予想を上回る建設費用の上昇を受けて、新一号館と「憩いの広場」の造成は中止を余儀なくされた。結果として二〇一三年九月、新二号館の建設を中心とした計画に変更され、同年九月二六日には新二号館の起工式が執りおこなわれた。

新二号館は、書道、美術工芸、家庭科などの専門実習室を集約した三階建ての校舎として計画され、あわせて北側敷地には「憩いの丘」と名づけられたオープンスペースが整備されることとなった。二〇一五年一月末

に周辺の外構工事を含めすべての整備が完了し、二〇一五年四月からの利用が開始された。

東松山キャンパスの整備事業は、およそ一〇年の長期にわたり、教育・研究・地域連携の拠点としての機能を再構築しようとする大きな挑戦であった。震災という予期せぬ困難に直面しながらも、計画の柔軟な見直しを重ね、理事会・教職員・学生・地域関係者の協力のもと着実に進められたことは、本学の歴史において大きな意義を有すると言えよう。

この整備事業を通じて、本学はキャンパスの物的環境の向上のみならず、学生一人ひとりの豊かな学修体験や、人と人との出会いを育む文化を大切にした「キャンパスⅡ街」という理念を着実に体现するに至ったのである。現在もその成果はさらに発展的に活用されつつある。今後も、この東松山キャンパスが未来を担う学生たちの成長を支え続ける基盤として、多くの物語を紡いでいくに違いない。

三 緑山小学校跡地の取得とその利用について

二〇〇五（平成一七）年に廃校となった東松山市立緑山小学校の跡地（埼玉県東松山市旗立台三）について、二〇〇六年にその活用を検討が開始された。翌二〇〇七年に東松山市側から正代グラウンドの購入検討が提案され、同年に正代グラウンドの売却と緑山小学校跡地購入が理事会にて承認された。当初は運動部の利用を想定していたが、その本格的活用について、二〇一四、一五年と「緑山キャンパス利用計画検討ワーキンググループ」による二次にわたる答申が出された。これを受けて理事会は第二次答申を前提とする活用方針の検討を承認し、ついで二〇一七年に「基本整備計画（案）」が承認された。二〇一七年末にはこの計画に新体育館建設構想をくわえた変更案が承認され、二〇一八年二月には設計請負契約も結ばれたが、二〇一九（平成三一）令

和元)年度末からのコロナ禍の影響により入札日程や工期の変更を余儀なくされ、二〇二〇年五月には入札の凍結、さらには当初予算の範囲を大幅に超えるなど、事態の好転が見込めなくなったことから、二〇二四年二月に正式な計画中止が決定された(二〇二五年現在、課外活動の利用には供されている)。

四 国際交流の動向、青桐会創設五〇周年

太平洋諸島シンポジウム

大東文化大学主催の「第一回太平洋諸島シンポジウム」人の移動と環境の変化、そして多文化共生へ」が二〇〇九(平成二一)年七月一日、板橋校舎の多目的ホールで三部に分けておこなわれた。

当日、会場には本学学生、教職員、一般市民、研究者、在日太平洋島嶼民など多くの人々が集まるなか、開会式で来賓として、トンガ王国のポール・カフラス運輸大臣があいさつをした。渡部茂学長は「短期間にこのような大々的なシンポジウムが開催できたことに、関係者やご協力いただいた方々に感謝します。これを機会に、ひとりでも多くの人が太平洋諸島に関心を持ち、少しでも抱える問題などの解消につながればと期待しています」とあいさつ。そのほか須藤健一国立民族学博物館館長、飯野建郎フィジー諸島共和国大使館元特命全権大使が来賓のあいさつをおこなった。

第一部は、「太平洋の環境問題と日本の役割」をテーマに進行。外務省アジア大洋州局大洋州課の石井秀明氏が、第五回太平洋サミットの太平洋「環境共同体構想」とその成果を報告。テンプル大学日本校の嘉数啓副学長が、「なぜ、太平洋諸島が大切なのか」というタイトルで島嶼学の視座から報告。NPO法人JARRAの竹内啓介副理事長が、「島嶼の廃車問題」についてパラオ共和国の現状を撮影写真とともに報告した。

第二部ではアムステルダム大学文化人類学部のコ・ベスニエ教授、ジェトロ・アジア経済研究所主任研究員の塩田光喜氏が、「メラネシアの人々の流れ」と題して基調講演をおこない、東京大学大学院情報学環のグレッグ・ドボルザー特別研究員が、「ミクロネシアの人々の流れ」と題する報告をおこなった。

第三部の「大東文化大学トンガ人留学生の受け入れ三〇年の歴史」では、パネリストとして、中本博皓本学名誉教授（関東大学ラグビー連盟名誉会長）、本学ラグビー部で活躍したホボイ・タイオネ氏、ノフォムリ・タウモエフオラウ氏、飯島均氏（三洋電機監督）、前ラグビー部監督のシナリ・ラトゥ氏、ワテソニ・ナモア氏、ナタニエラ・オト氏、現監督の青木忍氏と、本学を大学選手権三回の優勝に導いたメンバーが集まった。元ラグビー部長の中野敏雄本学名誉教授は体調不良により出席できず、司会の元ラグビー部監督の鏡保幸地域連携センター事務長が、トンガ王国と本学との交流のはじまりについて報告し、また、「伝統もない、何もない」本学が、優勝するまでのチームになったことを、一人ひとりが当時を振り返り思い出を語った。

青桐会五〇年の歩みと「青桐賞」の設置

大東文化大学における保護者会組織として、一九六一（昭和三六）年以来長きにわたり学生支援の礎となってきた「青桐会」（二〇〇五「平成一七」年に父兄会から改称）は、二〇一一年一月、創設から五〇周年という大きな節目を迎えた。青桐会は、本学に在籍する学生の保護者を会員として構成され、学生の修学・生活支援、正課外活動への助成、大学との連携を通じた教育支援など、多岐にわたる活動をおこなってきた組織である。大学にとって保護者会のはたす役割は極めて大きく、大学と家庭との橋渡しを担いながら、学生がより充実した学生生活を送ることができるよう支援してきた実績は、まさに本学の発展の礎のひとつであったと言える。

また東武練馬駅近くの大東文化会館（初代）も一九七六（昭和五二）年一二月に当時の大東文化大学父兄会の寄付によって建設されたもので、保護者が大学を訪問した際に自由に使用できる施設として設置されたものであった。

青桐会の活動は、学費負担の相談窓口や奨学金制度の周知、保護者を対象としたキャンパス見学会の開催など、保護者と大学の対話の場を提供することにも尽力してきた。とりわけ、部活動やサークル活動といった正課外活動への助成は、青桐会の支援活動の中核であり、学生の主体的な取り組みを後押しする重要な役割を果たしてきた。こうした支援を受けて、多くの学生団体が全国レベルでの活躍を遂げている。

この青桐会が、創設五〇周年を目前に控えた二〇〇七年五月二七日の総会において、新たな取り組みとして「青桐賞」を設置することを決議し、「大東文化大学青桐会による大東文化学生表彰規程」を制定した。青桐賞は、学業、正課外活動、あるいは社会貢献活動において優れた成果を挙げ、本学の名誉を高めた学生個人または団体を表彰するものである。その第一回二〇一一年度受賞者には、団体では第五六回関東大会で優勝した男子バスケットボール部ほか三団体、個人では東日本大震災の際に率先して募金活動をおこなった福田葉里さん（社会経済学科二年）ら七名が選ばれた。表彰式は二〇一一年一月三日、本学東松山キャンパスで挙行され、学生の榮譽をたたえた。

青桐会がこのような表彰制度を新設した背景には、保護者がはたす大学教育への参画のあり方をより具体的に形にしたいという願いがあった。これまでも活動助成という形で学生を支援してきた青桐会が、その延長として、大学のブランド向上にもつながるような優れた学生・団体の成果を社会に発信し、同時に学生の挑戦意欲を後押しするという意味で、青桐賞の意義は大きいものであった。

二〇一一年一月一二日に板橋キャンパスでおこなわれた青桐会創設五〇周年を記念する式典および講演会には、多くの会員、大学関係者が参集し、これまでの五〇年の歩みを振り返るとともに、これからの活動の展望について共有した。

式典の冒頭で杉浦俊幸青桐会会長は、厳しさを増す社会情勢のなかで学生の就職活動が依然として困難である現状に触れ、「人生の中で大東文化大学に在籍するわずかな時間に、人としての大切な知恵を身につけ、社会に出て活躍してほしい」と学生たちに期待を寄せた。また、青桐会としては引き続き体育連合会・文化連合会に所属する団体への支援を充実させ、学生の活動の成果を社会に広める役割を担うことで、本学の名声向上に寄与していきたいと力強く語った。

ついで、来賓として出席した太田政男学長は、「教育の営みは、生身の人間同士のつながりのなかでおこなわれるものであり、青桐会の役割はまさにそこにある」と述べ、保護者同士の交流、保護者と教職員の対話を通じて築かれるつながりがこそが「共同の大学づくり」「教育づくり」の基礎になると強調した。青桐会が大学にとってかけがえのないパートナーであるとあらためて謝意を表し、その活動のさらなる発展に期待を寄せた。式典に続いておこなわれた講演会では、スポーツジャーナリストの二宮清純氏が「スポーツと人生のかかわり方」をテーマに、スポーツを通じてえられる人間的成長や、挫折を乗り越える力について熱く語り、聴衆の保護者や学生に大きな感銘を与えた。青桐会が掲げる「人を育てる」という目標と響きあう内容であり、記念行事にふさわしい講演となった。

このように、青桐会は半世紀にわたり、本学学生とその保護者、教職員とを結ぶ強固な絆を育みながら、大学教育の充実に寄与してきた。社会情勢の変化にあわせて、学生支援のあり方も刻々と変化を迫られるなかで、

青桐会はつねに「学生のために何ができるか」を問い直し、行動してきた。青桐賞の新設もそのひとつの現れであり、学生の努力をたたえ、地域や社会に広く発信するという新たな役割をはたすこととなった。

今後も青桐会は、保護者の立場からの支援を強化し、また学生の課外活動やキャリア形成を側面から支援する仕組みづくりを推進していくことが期待される。すでに創設六〇年を越えた現在、青桐会が築き上げた信頼とネットワークは、大学の教育活動にとって大きな財産であり、その発展の基盤でもある。この伝統を引き継ぎ、さらに豊かな学生支援の文化を築いていくことが、青桐会の次なる使命であろう。

第三節 大学のガバナンス問題と自然災害への対応

まず二〇〇八（平成二〇）年に策定された「中期経営計画『CROSSING 2013』（二〇〇九～二〇二三）―多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」（以下、「中期経営計画」）について見ておく（資料Ⅻ―1）。この「中期経営計画」は、二〇〇七年一〇月三十一日に國岡理事長の諮問を受けて設置された中期経営計画・推進委員会のもとに置かれた教職員九名からなる中期経営計画構想チーム（中村宗悦現代経済学科教授、梅沢祐行人事課主査、荒井明夫教育学科教授、渡辺良彦英語学科教授、加藤普章政治学科教授、池田祐輔一高教諭、伊藤勝教経理課主査、箕輪美佳地域連携センター事務室主査、渡邊大輔経済学部事務室主査）が作成したもので、二〇〇九年以降、一〇〇周年を迎える二〇二三（令和五）年までの学園全体の進むべき方向を示した学園全体の中長期計画であった。

約一年の検討を経て二〇〇八年九月一〇日に理事会に報告・承認され、大学評議会の議を経て公表された。この「中期経営計画」は、のちの「DAITO VISION 2023」や現行の「DAITO VISION 2033」といった中長期の計画に継承されていた。

大学のガバナンスがますますその重要性を増していくさなかに、本学に大きな衝撃を与えたのが、環境創造学部教員（当時、学部長）による学科予算不正流用・海外出張費不正請求事件であった。事件そのものは単純な「詐欺事件」であったが、大学にとってみればその管理責任、社会的責任を大きく問われることとなり、文部科学省からの経常費等補助金八億円（当時）が、翌年には四億円に減額され、さらにその翌年は六億円となり、もとの八億円に戻るまで三年の月日を要した。また学部自治という大学の根幹に関わる部分に対する信頼度を大きく毀損させた。

また二〇〇五年四月一日から「個人情報保護に関する法律」が施行されることとなり、前年の十一月に文部科学省からも個人情報保護の取り組みに関する「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（資料Ⅺ-2）と翌年にその「解説」が出された。これを受けて本学でも、「学校法人大東文化学園個人情報保護に関する規程」が制定された。

一 「中期経営計画『CROSSING 2013』（二〇〇九～二〇一三）」の策定

二〇〇八（平成二〇）年九月一〇日、理事長あてに提出された「中期経営計画」答申は、一、「建学の精神」と本学園の社会的使命、二、建学一〇〇周年に向けて本学園が発揮すべき六つの力と重点目標、三、アクション・プランの着手優先度及び実施期間、四、計画実施に向けて、の四部で構成されたものであり、九月二四日

の理事会承認を受け、全九二ページからなる冊子として印刷され、教職員に配布された。

この答申の特徴的な部分は、従来の「漢学振興」「東西文化の融合」という「建学の精神」を現代的な観点から読み替え、「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」として新たに提言している点である。この現代版「建学の精神」は、のちの「DAITO VISION 2023」や「同2033」にも「アジアから世界へ―多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」として公認され定着している。

同答申の中核をなすのは、「二、建学一〇〇周年に向けて本学園が発揮すべき六つの力と重点目標」であった。六つの力とは、

- (1) 大東人としての誇りを育み、人格を陶冶する「教育力」
 - (2) 多様な個性の交差から新しい価値を創造する「研究力」
 - (3) さまざまなシーンやニーズに対応する「学生支援力」
 - (4) 地域社会・国際社会との連携を密にする「情報力」
 - (5) 環境変化に迅速に適応し、教育と研究を支援する「組織力」
 - (6) 教育・研究目標を着実に実現する安定した「財政力」
- である。

答申は、それぞれの「力」の発揮について、次のように重点目標を掲げ、さらにその具体的内容にまで踏み込んで提示をおこなっている。

(1) 「教育力」

重点目標1…四年一貫の「学士課程教育」の実現

- ① カリキュラム・ポリシーの明確化とシラバス、科目への反映
- ② 教育内容の標準化・共有化、単位取得の国際標準化（GPA）
- ③ 教育・学習支援に関する調査・分析、プログラム開発などをおこなう教育・学習支援センター（CTL…

Center of Teaching and Learning）の設置

- ④ 全学共通カリキュラムに関する科目編成権・人事権をもつ運営委員会の設置
- ⑤ ゼミナールへの全学的対応

重点目標2…入学前教育と正課カリキュラムとの連動

- ① CTLによる入学前教育の共通プログラムの開発

② 推薦入学者を対象とした入学前教育の実質化（とくに近県の推薦入学者を対象とした高大連携型入学前教育の実現）

- ③ 入学前教育の単位化
- ④ ガイダンス内容の前倒し周知

重点目標3…垣根を超えた学びの実現

- ① 学部学科の再編成
- ② 学部学科を超えた交流の場の構築
- ③ 複数専攻制（メジャー・マイナー制）の導入
- ④ 現代GP、特色GPの発展的継承

重点目標4…入学者選抜における質の維持・向上

- ① アドミッション・ポリシーの明確化
 - ② 進学意思の強いものを優先できる入試制度の開発
 - ③ 連携高校の拡大
 - ④ 女子学生の確保
 - ⑤ 受験機会の拡大と統一
 - ⑥ 入試部のアドミッション・オフィス化
- 重点目標5…教育効果、学生の選択を優先した時間割の開発
- ① 学部横断型の教務委員会の設置
 - ② 棲み分けられた時間割の構築
 - ③ 時間割の固定化、開講コマ数の削減
 - ④ 遠隔授業の活用
 - ⑤ オンデマンド授業のコンテンツ制作を受け持つ「遠隔授業センター」の設立
- 重点目標6…ディプロマ・ポリシーの明確化とキャリア科目の見直し
- ① 資格取得科目の単位化
 - ② 全学共通科目の強化による全体のレベルアップ
 - ③ 入学後早期からの就職対策
 - ④ 新卒者の早期離職対策
 - ⑤ 教員養成の強化

重点目標7…一高の教育環境整備

- ① 現校地のメリットを活かした設備投資または移転
- ② 一高と大学の連携強化
- ③ 一高の進学実績の向上
- ④ スポーツブランドの強化
- ⑤ 教室のIT化（プロジェクター、インターネット、電子黒板など）の実現
- ⑥ 中学校の開設について

(2) 「研究力」

重点目標1…研究ネットワーク拠点と支援体制整備

- ① 学部附置研究所の統廃合
- ② 「東西文化研究センター」(仮)の設置
- ③ 図書館、学園情報総合センター、ピアトリクス・ポターTM資料館について
- ④ 重点的研究資金の配分

重点目標2…大学院(修士、博士、専門職学位)および専攻科の役割明確化

- ① 各課程におけるアドミSSION・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの明確化および研究科の再編統合

- ② 社会人のためのスキルアップに特化した方向での再編成(夜間開講、ネットワーク授業、サテライトキャンパス、ジョイント・ディグリー)

③ 法科大学院の見直し

④ 他大学院と連携しての大学院設置、他大学とのネットワーク・連携強化

⑤ 専攻科の見直し

重点目標3…多文化共生を意識した戦略的国際交流

① 国際交流センター、北京事務所の強化

② 海外留学制度の一元管理

③ 留学生に対する卒業後までのサポートと管理体制の整備

④ 他大学、関係機関と連携した施策

⑤ 多文化共生社会の中で力を発揮しうる人材の養成

(3) 「学生支援力」

重点目標1…自立を促す学生支援

① 奨学金制度の大幅な改善

② 経済困窮学生の支援を目的とした奨学金の充実等

③ 各種コンテストの見直し、統廃合

④ 教職員協力体制でのキャリア支援

重点目標2…多様化・多層化する学生へのニーズ別・組織的対応

① 学生の多様なニーズへの対応策の策定および情報の共有

② 学生たちによる学生支援活動の全学的サポート

- ③ 学習の基本的な質問等ができる学習支援体制の実質化

重点目標3…学生の居場所をつくる（ソフト面）

- ① 強化スポーツクラブ以外の課外活動の支援

- ② 学内イベントの見直し

重点目標4…学生の居場所をつくる（ハード面）

- ① 授業以外の時間を過ごせるパブリックスペースの整備

- ② 文化、スポーツ活動の場所の確保

- ③ 学生・教職員・地域住民・卒業生等の交流の場所の確保

- ④ サイン（キャンバスマップ）・掲示板の充実

- ⑤ 利用者の声を反映した施設・設備の整備および点検・評価

（4）「情報力」

重点目標1…社会への情報発信力の強化

- ① 広報部門の強化

- ② ホームページの強化

- ③ OB・OGや教員など本学の資源の活用

- ④ 広報関連部署や業務の統合

重点目標2…学外団体との連携および交渉力の強化

- ① 教職員の学外団体への派遣

② 学外の交渉窓口の集約

重点目標3…地域連携のネットワーク作り

① 本学を中心とした大学街の形成

② 東武東上線東武練馬駅北口の開発に積極的に関与していくなど地域のリーダーとしての役割

③ 「履修証明制度」の提供

④ 地域連携センターの強化

重点目標4…書道など文化面の強みを生かしたブランド作り

① ブランディング活動（一貫制を持ったビジュアルイメージや情報の発信）

② 大東カラーの明示化およびその普及

③ 周年事業への対応

重点目標5…大東スポーツ強化によるアイデンティティの確立

① クラブ強化の方針および指導体制の抜本的な見直し

② 一高との連携

③ スポーツクラブにおけるモラル順守

④ 学生が主体となった応援体制の構築

重点目標6…一〇万人を超えた卒業生の活用

(5) 「組織力 1. 組織に関して」

重点目標1…経営体制の見直し

重点目標2…事務局と学務局の統合（真のスタッフ部門の構築を目指す）

重点目標3…事務組織の統廃合と組織機能の見直し

重点目標4…強化すべき組織

- ① 学生サービスを主眼に置いた事務組織の再編
- ② トップ直属のスタッフ部門の設置
- ③ 新規事業の対応、外部交渉、資金獲得等の専門部署の設置
- ④ 責任と権限を持った改革プロジェクトを牽引する組織の設置
- ⑤ 危機管理およびコンプライアンス体制の整備

「組織力 2. 人材に関して」

重点目標1…人材育成

- ① 大東人教育の必要性
- ② FDとSD

重点目標2…人事政策

- ① 多様な雇用形態の導入
- ② 人材育成計画に基づく人事異動の実現
- ③ 広報・財政など専門的分野への外部人材の登用

（6）「財政力」

重点目標1…単年度収支における財政安定化

- ① 支出科目における対帰属収入比目標値および目標の達成年度設定
- ② 学生数の見直し（入学・収容定員、定員超過率）
- ③ 法科大学院の見直し（財政力の観点から）

重点目標2…教育目標達成のための資金確保を目的とした人件費対策

- ① 各種手当や退職金等本俸以外の見直し
- ② 業務内容の整理による作業の外部化（事務職員）
- ③ 有期雇用制度の活用
- ④ 専任教員担当コマ数の見直し

重点目標3…根拠あるシーリング枠の設定による予算の透明化・柔軟化・抑制

- ① 学納金収入に対する学部ごとの人件費枠、教育研究経費枠の設定
- ② 予算における部門別内示枠の設定
- ③ 財務管理できる仕組みづくり（ガバナンス体制・事務組織など）

重点目標4…重点事業に対する資金確保

- ① 重点事業予算枠の確保および学内応募形式による重点事業の選定
- ② 予算単位の統合による効率化
- ③ 外部資金の積極的獲得

重点目標5…中長期的な財政見通しの確立（中期財政計画の策定）

以上の基本答申にもとづき、アクション・プラン（直近五年の具体的な実行計画）の作成などがおこなわれたが、その後、学長の交代などもあって、「中期経営計画」は見直され、二〇一二年の「DAITO VISION 2023」へと引き継がれていくことになった。

中期経営計画の「教育力」の「重点目標3…垣根を超えた学びの実現」に④として現代GP、特色GPの発展的継承という形で触れられている「特色GP」について補足しておく。これは、文部科学省が特色ある大学教育を選定し、支援をおこなうというもので、本学のアジアを基軸に、広く東西交流の拠点を担う「アジア理解教育の総合的取組」が、二〇〇六年度「特色ある大学教育支援プログラム」（「特色GP」）に選定されたことを指す。

採択されたのは、国際関係学部が取り組む教育支援プログラムで、「体系的でよく練られたアジア重視型プログラムである点」「大学の建学の精神が教育プログラムの中に具現化されている点」「アジア地域言語教育、地域研究カリキュラム、現地体験型学習、学生による企画・参加・実行型活動の四つが結びつき、アジア理解に焦点を絞ったⅡ総合的取組Ⅱと表現するにふさわしい内容である点」が評価された。全国の大学、短期大学から三三一件の申請があり、その結果、本学を含む四八件が採択された。

国際関係学部の「アジア理解教育の総合的取組」は、次の四つの柱に大別される。

- ① 「アジア地域と言語教育」Ⅱアジアの人々との心の通いあうコミュニケーション手段として、中国語からアラビア語までのアジア言語の習得をめざす。

- ② 「地域研究カリキュラム」Ⅱ中国と韓国を中心とする東アジア、インドネシア・タイ・ベトナムの東南アジア、インド・パキスタンの南アジア、そしてイランやアラブ諸国を中心とする西アジアの四地域

について、それぞれの地域性と多様性をふまえたカリキュラムによりアジア理解を進める。

- ③ 「現地体験型学習」＝中国の上海師範大学、タイのチュラーロンコーン大学、エジプトのアレキサン
ドリア大学など、アジア各国の協定校への現地研修と留学による体験学習を通して、実感に裏打ちされ
たアジア理解を深める。

- ④ 「学生による企画・参加・実行型の活動」＝アジア言語スピーチコンテスト、ASIA MIX、ASIA
WEEKなど学生の自主的活動による地域連携型イベントと研究活動を奨励し、アジアへの主体的関わ
りを深める。

これらの柱を有機的に組み合わせ、アジア理解の基礎を築くために学部での教育が進められてきたことが
評価されたのである。中期経営計画の「教育力」ではこうした取り組みを軸にさらに発展的に伸ばしていこう
とするものであった。

また中期経営計画では、「入学前教育」の重要性も強調されているが、二〇〇八年一二月には文部科学省中
央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（資料Ⅺ-3）が、初年次教育の必要性をうたい、「学習の
動機付けや習慣形成に向けて、初年次教育の導入・充実を図り、学士課程全体の中で適切に位置付ける」こと
を求めている。これを受けて本学でも初年次教育をいかに位置づけていくかが本格的に議論されていた。こ
の点に関して、以下、『大東新聞』二〇一〇年七月二四日号掲載の押川典昭副学長「『学習する大学』へ」から
引用しておく。

初年次教育とは、高校を卒業したての一年生が大学生活に適応し、四年間の学習がスムーズに進むよう

工夫された、学習と生活の両面にわたる総合的な教育プログラムである。その内容は、およそ次の四つにまとめられる。

- (1) 大学での学習の前提として不可欠で、かつ本来高校までの教育において習得すべき内容の補習教育
- (2) 専門教育への橋渡しとなるような基礎的知識・技能の教育
- (3) 学習の方法を修得する教育
- (4) 大学生に求められる社会常識や学習態度などを涵養する教育

このうち(3)には、ノートの取り方、レポート・論文の書き方、図書館の利用・文献探索の方法、コンピュータを用いた情報処理や通信の基礎技術、プレゼンテーションやディスカッションなど口頭発表の技法、文献講読の方法、フィールドワークや調査・実験の方法などが挙げられる。

また、(4)は、学生生活における時間管理や学習習慣の確立、肉体的・精神的な健康の維持、受講態度や礼儀・マナーの涵養、社会の一員としての自覚・責任感・倫理観の育成などである。

初年次教育が求められる背景には、自習時間の減少、大学で学ぶことへの目的意識の希薄化、コミュニケーション力の不足、不得手な人間関係と孤立感の拡大、といった大学生の学習環境や意識の変化がある。

このことは本学においても例外ではない。たとえば、昨年後期に一年生を対象に実施したアンケート調査では、「一日平均の自宅学習時間(図書館での学習を含む)はどれくらいでしたか」という問いに、「三〇分未満」と回答した学生が半数にのぼっている。大学では、通常の講義科目で半期二単位を与えているが、この制度は、一講義につき週に四時間の自習を前提にしている。「三〇分未満」では到底この前提を

満たしえない。

本学は八学部一九学科という大規模校で、初年次教育を全学共通のプログラムでおこなうことには困難をともしなうため、学部学科の性格に合わせて、独自の取り組みが必要である。

たとえば、法律学科は、体系的な学問である法律学を基礎から積み上げるために、一年生の必修科目「現代社会と法」で、学科所属の教員たちが独自に書き下ろした『ウォーミングアップ法学』（石山文彦編、ナカニシヤ出版）を共通教科書として用い、小テストによつて講義の理解度をチェックし、間違いの訂正は学生自身がおこなうよう徹底させている。また、国際関係学部では、一年生の基礎演習で独自に編集したテキスト『チュートリアル』（遠藤元ほか著）を使い、アジアの社会や歴史、文化への理解を深めつつ、先に挙げた（3）が身につくような取り組みをおこなっている。前者は専門への導入に、後者は学習スキルの修得に比重を置いているものの、どちらも重視するのは、自学自習の習慣の形成を促すことである。

初年次教育に決め手はない。重要なことは、学習への動機と学習習慣の形成をいかに図るか、ということに尽きるだろう。それは言いかえれば、「学習する大学」「学習させる大学」にするとということである。「学習する大学」「学習させる大学」とは形容矛盾のようだが、本学にいちばん求められているのはそのことである。

二 大学のガバナンス問題

二〇〇八（平成二〇）年四月、和田守学長の任期満了にともない渡部茂社会経済学科教授が新たに学長に就任した。そして、渡部学長の任期満了前、大学のガバナンスに関わる重要な事件が二件発覚した。一件目は、

二〇一〇年八月、学長の「不適切」な行為が『週刊ポスト』に掲載され、結果的に学長が任期前に辞職した事件である。辞任後に学内でも調査委員会が設けられたが、真相は不明のままとなった。二件目は、同時期、環境創造学部長であったS教授が、学科予算等の不正流用および海外出張補助金の不正請求をおこなっていたことが内部告発によって発覚し、同年一二月二四日に文部科学省および私学事業団への報告ならびに刑事告訴がなされたという事件である。この事件では、翌二〇一一年一月五日、大学がS教授を懲戒解雇し、S教授は、詐欺罪の容疑で警視庁高島平警察署に逮捕された。同年一月一〇日、東京地裁は、S教授が大学から計九三〇万円を詐取したことを認定し、懲役三年、執行猶予四年の有罪判決を言い渡した。

二〇一〇年一〇月に学長に就任していた文学部教授の太田政男学長は、同年一二月二四日、次の「環境創造学部教員による不正行為についてのお詫び」を大学のホームページ上に掲載。翌年一月二二日発行の『大東文化新聞』にも「学生の皆さん」と題する文章を掲載した。

環境創造学部教員による不正行為についてのお詫び

このたび、大東文化学園は、大東文化大学環境創造学部長（教授）による学科予算等の不正流用及び海外出張補助金の不正請求の事実が発覚したことを受け、平成二二年一二月二四日、文部科学省及び私学事業団に報告を行い、同日、高島平警察署に対し刑事告訴いたしましたことをご報告いたします。

このような不正行為が大学内で行われたこと及び不正行為を見過ごしていたことについて、学生、保護者をはじめとする大学関係者のみなさま、環境創造学部をはじめとする本学卒業生のみなさま、日頃より本学に対し、ご理解とご支援をいただいておりますみなさま、私立大学の発展にご理解とご支援をいただ

いておりますみなさまに対し、大変なご迷惑、ご心配をおかけしましたことについて、学長として、深くお詫びを申し上げます。

私立大学は学生、保護者のみなさまからの大切な学納金と国からの補助金により運営されている機関であり、その公共性、社会的使命は極めて高く、そのような中で不正行為が行われたことの責任は極めて重いものと認識しております。

今回の問題には、一教員の個人的な不正行為にとどまらず、それを見過ごしていた学内の体制にも原因があると判断いたします。大学といたしましては、この問題を一教員の事件として終わらせず、再びこのような問題が発生しないよう、今後の体制をあらゆる側面から見直し、再発防止に全教職員で取り組んでまいる所存です。

今、私自身が何よりも最優先で取り組むべきことは、このような事態を招き、在籍する学生のみなさまに多大な迷惑と不安を抱かせたことに対し、一刻も早く学内の平穏を回復し、安心して学生生活を送れるように努めることと自覚しております。

今回の不正行為につきまして、大学を代表いたしまして謹んでお詫び申し上げますとともに、今後の再発防止への真摯な取り組みをお誓いたします。

平成三二年二月二四日

大東文化大学長 太田 政 男

学生の皆さん

学長 太田政男

昨年一二月下旬にマスコミで報道されたように、大学・学園は不正経理行為の疑惑により、前環境創造学部教授（学部長）を二月二四日に刑事告訴しました。また、今年一月五日付けで懲戒解雇しました。

学園が依頼した調査委員会の報告によれば、新入生キャンプの残余金と学科予算のうちの出版物費について偽造の領収証を用いて不正経理を行ったこと、および虚偽の申請によって海外出張の費用を詐取しようとしたことであり、その額は二〇〇七、〇八年度で約四八〇万円になり、さかのばればさらに多額になる可能性が指摘されています。

真理を探究する学問と教育の場である大学において、このような不正行為は許されるはずはありません。社会的信用をいちじるしく損ない、また真摯に学んでいる学生の皆さんの誇りを傷つけ、ご心配をおかけしたことに對し、学長として心からお詫びいたします。

本学は、学生の皆さんからの学納金と国からの補助金等により運営されており、その公共性、社会的使命は極めて高いことは言うまでもありません。今回の事件では、当該教授の責任であることは明らかですが、それを許してしまった大学・学園の責任についても深刻に受け止め、その原因と改善の課題をあらゆる面から検証し、再発の防止に向けてすべての教職員で取り組んでいるところです。そのことが、社会的信頼を回復する唯一の道であり、新しい大学づくりの土台となると確信するからです。

今回の事態について、学生の皆さんのご批判や意見、また大学のあり方や教育についての要望や提言をお寄せください。それらを真剣に受け止めてこれからの大学づくりに生かしていきたいと考えています。

二〇一一年一月一八日

この詐欺事件で監督官庁である文部科学省がもつとも重視したのは、当時S教授が学部長であり理事であったことである。一教員が起こした犯罪であれば、文部科学省がそれほど問題にする事案ではなかったと思われるが、本件ではまさに大学のガバナンスのあり方が問題となった。そのため、当時約八億円あった日本私立学校振興・共済事業団からの経常費補助金が四億円に減額され、さらにその翌年も二億円減額のペナルティーを科せられ、ようやく二〇一三年にもとの水準を回復した。その間、学園側は再発防止のため、大学教職員の就業規則の見直し、懲戒規程の見直し、公益通報者保護規程の制定と公益通報対応委員会の設置などの諸措置が講じられた。

三 新潟県中越地震・東日本大震災への対応と学生支援制度・地域連携の進展

二一世紀初頭、日本は相次ぐ大規模な自然災害に直面した。私学として社会的責任を負う大東文化大学にとつても、危機は大学運営に大きな問いを投げかけた。ここでは、新潟県中越地震および東日本大震災という二つの災害に際して、本学がとった対応を振り返り、同時にその過程で制度として成熟を見せた学生支援や地域連携の実践を、大学史の一節として記録する。

新潟県中越地震における初動と支援

二〇〇四（平成一六）年一〇月二三日、土曜日の夕刻、新潟県中越地方でマグニチュード六・八の直下型地

震が発生した。死者六八名、全壊家屋三一七五棟という被害の大きさにくわえ、孤立した山間部での救助困難が問題となった。

この時、板橋キャンパスでは保護者団体「父兄会」（現・青桐会）と大学役職者との意見交換会が開催されており、まさに災害時の緊急対応が議題に上がっていた。災害発生の際に接し、大学執行部は週明けからただちに非常体制を敷いた。

被災地域出身の学生は五〇〇名を超え、そのうち実家が被災地域にある学生が一七二名にのぼった。大学は、学生部と学部事務室を中心に、個別に連絡を取り状況把握に努めた。学生が授業を欠席する際には「特別欠席届」様式を用意し、教員には配慮を依頼。経済的困難を抱える学生には授業料・入学金の減免措置が講じられ、くわえて三万円の見舞金支給が決定された。情報発信については、ホームページで奨学金・貸付制度の周知がなされ、学生とその家庭の不安軽減に努めた。

受験生に対しても柔軟な措置がとられ、「願書締切の弾力的運用」「受験票再発行」「入学金・授業料の減免」などが発表された。この一連の対応は、災害時における教育機会の保障という観点から高く評価されるべきものである。

また、学生有志や生協によって募金活動が展開され、ボランティア参加の希望者もあらわれた。被災地支援に学生自らが立ち上がったことは、教育の成果としての市民的資質のあらわれともいえる。

東日本大震災への総合的対応と大学の覚悟

二〇一一（平成二三）年三月一日午後、マグニチュード九・〇の東日本大震災が発生。東北・関東の広範

な地域に壊滅的な被害をもたらした。交通が麻痺した都内では帰宅困難者が多数生じ、本学でも学生・教職員の一部が校内で一夜を明かす事態となった。

大学は即座に被害確認に着手し、人的被害がないこと、建物被害が軽微であることを確認。三月一八日には、震災対応を担う「大学対策会議」が設置され、学長、副学長、学部長、各センター長、法人関係者らによる日次会議が開始された。この会議は、災害対応に関する最高意思決定機関として機能し、板橋・東松山間を遠隔で結んだ定時開催という形式は、のちの新型コロナウイルス感染症対応にも活かされる先例となった。

安否確認は、学部事務室と学生部が中心となり、とくに災害救助法が適用された地域出身の学生約一一〇〇名に対して電話連絡を実施。また新入生、大学院生、外国人留学生に対しては、帰国または避難を余儀なくされた。外国人留学生の一部は、入学式は四月三〇日に延期、授業回数は一三回を基準とし、文部科学省の通知により課題学習などで代替可能とされた。大学院も含め、全学的な日程変更がなされ、教育の質の維持と安全の確保の両立が図られた。

また、災害見舞金制度の前倒し適用が理事会で決定され、新入生や卒業生を含む被災学生への減免・支援措置が講じられた。学費の納入猶予、次年度入学制度なども発表され、「震災で一人の学生も学業を断念させない」という基本方針のもと、個別相談が展開された。さらに、心的外傷後ストレス障害（PTSD）を含む精神的ケアの体制整備にも着手した。

これらの災害対応を通じて、学生支援制度は次第に制度的に整備・拡充されていった。とりわけ二〇一四年には、恒常的な「災害見舞金制度」が施行され、全国各地の自然災害に対して一貫した経済的支援が可能となっ

た。そのほか、学費減免の適用範囲や奨学金制度、学内貸付制度についても柔軟性が高まり、学部事務室・学生部・キャリアセンターの連携が進んだ。学生の安否確認においてはDBポータルの活用が一般化し、非常時における情報収集の精度も向上した。

これらの制度整備の背後には、「学生の安全と学業継続を最優先に」という理念がつねに存在した。個別支援を重視する体制は、のちの新型コロナウイルス感染症感染拡大期においても機能することとなり、災害対応から生まれた制度が持続的な教育支援の礎となった。

東日本大震災を契機に、大東文化大学は地域連携の一層の深化を模索した。震災直後、埼玉県西部の大学間連携ネットワーク「彩の国コンソーシアム」において、被災地大学から避難してきた学生の受け入れ、単位互換制度の活用などが提案され、本学も積極的に関与した。

また、東松山市との協議により、避難者への教育支援や子どもへの学習補助のために、学生ボランティアの派遣が検討された。学生たちは池袋駅や成増駅などでの募金活動もおこない、大学はこれを制度的に支援した。さらに、学園としても被災地支援の専用口座を設け、募金の呼びかけを継続的におこなった。

このように、震災対応は本学にとって「教育と地域社会の接点を問い直す」契機となり、ボランティア教育や地域貢献型授業の基盤を築くことにつながった。

震災の渦中において発された太田政男学長のメッセージ「今、私たちの英知が試されている」は、大学史に刻まれるべき言葉である。困難のなかにあっても学びを継続し、復興の主体となる人材を育てるという高い理想は、学生・教職員に深い共感を呼んだ。

卒業式が中止され、板橋校舎での教室別学位記授与という異例の形となった二〇一〇年度の学位記授与もま

た、大学の柔軟性と誠意の象徴であった。形式よりも本質を重んじるという本学の精神は、こうした非常時の判断にもあらわれていた。本学の災害対応は、単なる危機管理にとどまらず、教育機関としての社会的使命をはたす営みであった。制度としての支援体制、学生の自主的活動、そして地域との協働の実践は、今後の災害時にも受け継がれるべき資産である。

このような経験の蓄積を礎に、大東文化大学は「危機を乗り越え、知を社会に還元する」大学として、その歩みをさらに深化させていくであろう。

第四節 自然災害を乗り越えて

大東文化大学は、二〇一一（平成二三）年の東日本大震災を乗り越えたあとの二〇一二、大学改革推進会議での議論を経て創立一〇〇周年に向けた大東文化学園中長期経営計画「DAITO VISION 2023」（資料Ⅺ-4）を策定した。これは教育・研究の理念の再確認と具現化を目指した行動計画であり、「多文化共生社会の担い手の育成」「大東学士力の確立」「教育の質向上」などを掲げ、カリキュラム改革、研究の社会還元、国際ネットワーク、地域連携、ガバナンス強化などを網羅的に構想、学生支援体制の拡充や入試・広報改革にもおよぶものであった。

二〇一三年、創立九〇周年を機に、教職員・学生・卒業生らが一体となった記念事業を展開した。北京での

中国社会科学学院との共同シンポジウムや、板橋・東松山両キャンパスでの国際学術交流も実施され、新しい建学の理念である「アジアから世界へ―多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」の国際的発信を強化した。桂米朝（文化勲章受章）、青山杉雨・高木聖雨・星弘道・土橋靖子（日本藝術院会員・文化功労者）、茂住修身（新元号「令和」揮毫者）など、漢学・書道を中心に本学出身・関係者の活躍が続いた。また、『昭和社会経済史料集成』の完結や中国研究などの学術成果も顕著であった。

またテコンドーの笠原江梨香（ロンドン五輪代表）、ボブスレーの佐藤真太郎（ソチ五輪代表）、マラソンの佐々木悟（リオデジャネイロ五輪代表）、スキートの阿部友里香（平昌パラリンピック代表）らの活躍が目玉された。陸上部女子長距離チームの全国大会準優勝や、バスケットボール部のインカレ初優勝も達成された。二〇一七年には「大東文化大学アスリート宣言」が制定され、スポーツを通じた教育・国際交流・地域貢献を掲げた。

1 「DAITO VISION 2023」の策定

大東文化大学は、二〇一〇（平成二二）年度に財団法人大学基準協会の認証評価を受け、審査の結果、同協会の定める大学基準に「適合」しているとの認定を受けた。認定期間は、二〇一一年四月一日から一八年三月末日までであった。評価結果は、総評と提言の二つに大別され、提言では長所として特記すべき事項と助言を詳しく指摘していた。

七年ごとの大学基準協会による認証評価のハードルをクリアした大東文化大学は、二〇一二年五月に設置された大学改革推進会議において、変化を続ける新しい社会環境のなかで、教育の充実と研究の活性化を図り、本格的な大学改革に取り組むための議論を重ね、新しい中長期計画「DAITO VISION 2023」を作成し、二〇

一三年三月、大学評議会での承認を経て、理事会で報告をおこなった。

この構想は、本学の教育理念を新たな社会的文脈のなかで再確認し、創立一〇〇周年に向けた具体的な行動計画を明文化したものであり、以後の大学運営・改革の基本方針をなすものとなった。

計画の内容は五部構成をとり、まず第一部「建学の精神と理念」では、戦後から現在に至る本学の理念的進化を踏まえ、国際的な視野に立った教育・研究の推進をあらためて確認するとともに、「アジアから世界へ—多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」という大学理念を掲げた。すなわち、漢学を起源とする本学の伝統を保持しながらも、欧米を含めたグローバルな知的ネットワークとの融合を志向し、多文化共生社会の担い手を育成することを大学の使命として明示したものであった。

第二部では、「大東文化大学の目的と社会的使命」を再定義し、「大東学士力」として以下の五つの力を育成目標に掲げた。すなわち、①地球的視野に立った異文化理解と共感、②豊かな教養と専門性を備えた問題解決力、③社会の中核を担う実践的能力と意欲、④自律的意見形成と協働力、⑤大東人としての誇りと社会的使命感、である。これらは、単なる知識の修得にとどまらず、人間としての成熟と社会参画への意識を涵養することを目的としており、本学の教育理念を具体化するものであった。

第三部では、「創立百周年に向けた六つのヴィジョン」を提示し、それぞれに対応した改革目標を明示した。とくに、「教育の大東」の実現と、「開かれた知の共同体」づくりが中心的課題とされ、教育・研究・国際連携・地域貢献・学生支援・大学運営の各分野において達成すべき目標が明文化された。

第四部「ヴィジョンを実現するための具体的施策」では、各ヴィジョンに対応する九つの分野別戦略が示された。とりわけ教育面では、学生の主体的学修を中心に据えたカリキュラム改革と、学修支援体制の充実が強

調されている。くわえて、学生支援センターを中心とした、生活・障がい者・進路・留学生支援などの総合的支援体制の構築が掲げられた。研究面では、個人研究と共同研究の両輪による「知の共同体」の実現と、本学らしい研究成果の社会還元が目指された。また、国際化においては、「アジアから世界へ」をキーワードとする国際教育ネットワークの形成と、多文化理解教育の推進が提示されている。地域連携についても、「学術の中心」としての大学の役割を再確認し、学生主体の地域貢献活動と、教職員による社会還元の取り組みが盛り込まれた。さらに、大学ガバナンスに関しては、自由と人権の尊重、公正な運営によって社会的信頼をえることが強調された。

第V部「百周年の大東文化大学像」では、大学の将来像がより具体的に描かれている。学生数の維持と志願者数確保を前提に、都市部立地の利点を活かした学部再編や大学院改革、研究所の統合・再編が構想された。また、キャンパス整備と都心進出の方向性も提示され、教育機能の一体化と学修環境の高度化を目指す方向性が明示された。学生寮の再整備、国際交流会館の建設など、学生生活の基盤整備も併せて記されている。さらに入試制度改革では、志願者減少への対応として、学部学科の柔軟な改組と入試方式の多様化が掲げられた。情報発信においても、『大東新聞』や大学ホームページ、入試広報誌などによる戦略的広報体制の整備が図られ、社会的認知度の向上が目指された。

このようにして策定された「DAITO VISION 2023」は、単なる理念的な将来構想にとどまらず、具体的な施策と数値目標をもなった実践的中長期計画として、本学の改革を牽引する重要な役割をはたしていくこととなった。そしてこの構想は、やがて創立一一〇周年に向けた次期構想「DAITO VISION 2033」へと継承され、不断の改革と進化を遂げる大学の姿勢を内外に示す礎ともなったのである。

二 創立九〇周年記念事業

本学は、二〇〇五（平成一七）年度を期して八学部一九学科体制となり、文科系を越えた総合大学のメリツトを活かしながら、時代・社会の要請および学生の多様な興味・関心に応じた教育に取り組み、二〇一三年の創立九〇周年を迎えていくこととなった。そして、この創立九〇周年を機にさらなる飛躍と発展を遂げるために、大東文化大学の学生、大東文化大学第一高等学校の生徒、大東文化大学附属幼稚園の園児、教職員が九〇年の歩みを再度認識し、向かうべき将来について深く考えるための記念事業が、二〇一三年度に実施された。

創立九〇周年記念事業は、①大東文化ブランドの再確認と強化、②「教育の大東」の協力推進を基本理念にし、また創立一〇〇周年に向けた取り組みの起点として位置づけられたものであった。また、記念事業においては、卒業生や地域住民などの参加機会を設けるとともに、社会に対し認知を広げていくことで、社会における本学の価値を高めていくことが目指された。

具体的な創立九〇周年記念イベントとしては、創立記念日の記念式典、ホームカミングデー、国際シンポジウムの実施、九〇周年記念ウォークなどが実施され、また記念グッズ（九〇周年ミニのぼり、オリジナルキットカット）などが作成、販売、頒布された。また歴史資料館では、九〇周年記念ブックレット『大東文化大学が歩んできた道』が作成された。

創立九〇周年記念式典は、九月二〇日、板橋校舎にて本学役員、教職員、学生代表、同窓会、青桐会など「大東人」が一堂に会しておこなわれた。

市川護理事長は、「関係者と多くの国民に支えられ、幾多の難局を乗り越えて、今や一一万人の卒業生と一

万二五〇〇人の在学生を有する大学に成長した」と九〇年の歩みに言及。「今日から再び、学問・文化・スポーツ、あらゆる分野における大東ブランドのさらなる向上と、盤石の経営基盤確立に向け、力を尽くしていきたい」とあいさつした。続いて太田政男学長が登壇し、大東文化大学は漢学振興、東西文化の融合を建学の精神として出発したことをあらためて強調。人材育成や書道、スポーツなどにおける輝かしい実績に触れたうえで、「アジアの大東から世界の大東へ。多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」に向けたヴィジョンとして、「教育の大東の実現」「学生生活の支援」「高度な研究の創造」「学術・教育の世界への発信」「学術の中心として地域と連携・共同」「人権と自由の尊重、公正な大学運営」を掲げ、新たな決意を示した。

学生代表の社会経済学科三年、岡田美月さんは、「来るべき一〇〇周年に自分たちもその歴史をつくった一人だと胸を張って言えるよう、今日からまた日々向上していきたい」と力強く宣言。その後、映像で九〇年の歴史をたどり、全員で校歌を斉唱し閉式した。

一〇月五日、整備事業によって新たに変わりつつある東松山校舎で「創立九〇周年記念ホームカミングデー」がおこなわれた。あいにくの雨模様だったが思い出の詰まった母校に卒業生が多数来場した。また「箱根駅伝」トークショーなどイベントも盛況であった。

そのほか創立九〇周年記念事業のなかで特記すべきものは、日本と中国でそれぞれおこなわれた国際学術シンポジウムがある。まず、二〇一三年六月四日、中国社会科学院文学研究所（北京）において「東西文化交流期における日中両国の文学・語学・芸術・教育・歴史・思想」をテーマにシンポジウムがおこなわれた。開会式では、中国社会科学院文学研究所代表の陸建徳所長、本学代表の太田政男学長があいさつをおこなった。続く基調講演では、本学の門脇廣文中国学科教授が「東洋文化と西洋文化、そして日本と中国―中国の伝統美学

の述語の検討方法を例として―」をテーマとして講演、中国社会科学院文学研究所からは、高建平研究員が「什么是中国美学」（中国美学とは何か）をテーマとして講演があった。

引き続き、第一單元から第三單元において各発表者（小塚由博「中国学科」、澤田雅弘「書道学科」、猪股謙二「英米文学科」、上野正道「教育学科」、藤尾健剛「日本文学科」、池山晃「同上」）による議論が交わされた。そして最後に太田学長は「本学が社会科学学院文学研究所とこのような機会を持つことは大変光栄なことと考えています。今回のシンポジウムは、中国社会科学院文学研究所と本学の双方がさらなる学術交流を深めていく第一歩となりました。次回は、本学でシンポジウムを行えることを心より楽しみにしています」と述べ、シンポジウムが閉会した。

二回目の国際学術シンポジウムは、二〇一三年一月六―七日、板橋キャンパスと東松山キャンパスにおいて文学部、国際関係学部、文学研究科、アジア地域研究科、人文科学研究科、現代アジア研究所の共催でおこなわれた。

初日の六日は開会式が開かれ、太田政男学長、陸建徳中国社会科学院文学研究所所长、邵建国北京外国语大学日本語学部学部長、市川護理事長があいさつ、祝辞を述べ、和やかな雰囲気ですシンポジウムが始まった。

続いての基調講演では、最初に高建平中国社会科学院文学研究所所长が「美学とは何か」、門脇廣文中国学科教授が「東洋文化と西洋文化、そして日本と中国」と題して講演。両者とも、西洋から見た学問分野である美学と中国美学との関係やそれらに関する研究について多岐にわたって論じた。

その後、邵建国氏が「価値観外交の虚像と実像」と題し、安倍政権の価値観外交の問題点について指摘。中野亜里国際関係学科教授が「中国の『南進』と東南アジア諸国の対応」をテーマに、中国とASEANの現状

の関係と、互恵的關係を構築する可能性について論じた。

翌七日の分科会は、板橋、東松山両キャンパスで実施された。板橋キャンパスでは「東西文化交流期における日中両国の文学・語学・芸術・教育・歴史・思想」をテーマに、本学と学術交流協定を結んでいる中国社会科学院文学研究所と文学部の共同でおこなわれ、東松山校舎では「台頭する中国とアジアの新秩序」をテーマに国際関係学部が中心となっておこなわれた。

三 活躍する「大東人」、発信される研究成果

以下、創立九〇周年を迎える前後の時期から今日までの間、内外で目覚ましい活躍をみせ、また顕彰を受けた「大東人」とその成果をまとめて紹介しておきたい。あわせて地味ではあるが堅実な研究成果が年々歳々積み重ねられてきていることは言うまでもなく、これまでもとくに本学の伝統に根ざす漢学関係、書道関係の成果について述べてきたが、ここではそれら含む多様な成果のいくつかを紹介する。

こうした「大東人」の活躍や研究成果の進展は、現役の学生、教職員にあらゆる困難に立ち向かう力と勇気を与えてくれるものである。

まず、二〇〇八（平成二〇）年に読売文学賞の研究・翻訳賞を受賞した、押川典昭国際文化学科教授の業績を挙げておこう。押川教授が翻訳したのは、現代インドネシア文学を代表する大河小説、プラムディヤ・アナンタ・トゥールの『人間の大地』四部作（『人間の大地』『すべての民族の子』『足跡』『ガラスの家』）で、翻訳を終えるまでに二〇年の歳月を費やし、翻訳したページ数は、二八〇〇ページにもものぼるものであった。押川教授は、「インドネシアだけでなくほかのアジア各国の文学を専攻しても、大学に勤務先がみつかるなどその先

の保証があるわけではない。それでも一生懸命やってみてほしい。きっと、自分を賭けるに足る作品に出会えるはずです」(読売新聞「読売文学賞の人6」二〇〇八年二月一日)と語っている。

翌二〇〇九年、落語家で人間国宝の桂米朝師匠(本名≡中川清)が同窓生としてはじめて文化勲章を受章したことは、やはり特筆に値する。落語家への文化勲章ははじめて。米朝師匠は古典落語の第一人者としての話芸だけでなく、上方落語の復興に尽くした功績が大きいと評価された。親授式が一月三日に皇居で開かれ、天皇陛下から文化勲章を手渡された。

漢文・漢詩の好きな米朝師匠は、本学の前身である大東文化学院本科第二〇期生。在学半ばで姫路に戻り、滅亡寸前といわれた上方落語を六代目笑福亭松鶴師匠や三代目桂春団治師匠らとともに再興し、現在の発展にまで導いた立役者である。古典落語の発掘に取り組むなど、話の数は一〇〇を超え、その高座はCDやビデオとして保存され、上方落語の百科事典的存在である。二〇〇八年には、脳梗塞と脳幹梗塞で二度入院したが、翌年九月には復帰し舞台上に上がり続けていた。しかし、二〇一五年に九〇歳で亡くなった。

同窓生ではないが、本学の名誉教授である青山文雄(杉雨)元教育学科教授も、一九八三(昭和五八)年に日本藝術院会員に就任、一九八八年に文化功労者に選出、そして一九九二年には文化勲章を受章している。以後、書道関係では高木茂行(聖雨)書道学科教授が、二〇一五年一月二八日に「改組新第二回日展」において、文部科学大臣賞を受賞、二〇二〇(令和二)年に日本藝術院会員に就任、二〇二四年には文化功労者に選出、星弘道元書道学科特任教授が二〇二二年に日本藝術院会員に就任、土橋靖子元書道学科特任教授も二〇二四年に日本藝術院会員に就任した。

同窓書家の活躍としては、二〇一九年四月一日に新元号「令和」が発表され、「平成」の文字を揮毫した河

東純一氏（一九六八年度中国文学科卒）に続き、「令和」も本学卒業生の茂住修身氏（雅号は青邨）が揮毫したことが挙げられよう。茂住氏は、一九八〇年に本学経済学部経済学科を卒業後、総理府（現・内閣府）大臣官房人事課に勤務し、辞令専門職・辞令専門官として奉職。内閣総理大臣、国務大臣、特命全權大使、裁判官などの認証官の官記辞令、「復興庁」「国家戦略室」や「一億総活躍推進室」などの看板のほか、国民栄誉賞の賞状なども揮毫している。

書道分野では教員や同窓生を問わず個別の書家の功績が目立つが、書道研究所としては二〇一四年の第六五回「全国カレンダー展」（主催・社団法人日本印刷産業連合会、日本印刷新聞社）入賞（経済産業大臣賞）もあった。この全国カレンダー展は一九五〇年にはじまり、一般企業、出版社、印刷会社、企画制作会社やデザイン会社が作成するカレンダーのなかから、印刷技術や企画、デザイン力、機能性、創造性に優れた作品を厳選し、入賞、入選作品を一般公開している。第六五回「全国カレンダー展」の展示会は、東京では東京銀座画廊美術館、大阪では平和紙業ペーパーボイス大阪でおこなわれた。

桂米朝や青山元教授が受章した文化勲章はもちろん国内の勲章であるが、二〇一〇年には国際文化学科の片岡弘次教授が、ウルドゥー文学の翻訳と日本でのウルドゥー語の振興に寄与したことが評価され、パキスタン・イスラム共和国から「シタラ・エ・イムティアーズ（輝ける星）勲章」を受章した。まさに「アジアから世界へ」という本学の理念を体現する栄誉であった。

同じく国際文化学科では、二〇一二年、鹿錫俊教授（東アジア政治・国際関係研究）が第八回太田勝洪記念中国学術研究賞を受賞したことも素晴らしい成果であった。この賞は元中国研究所理事長の故太田勝洪法政大学教授を記念して創設されたもので、毎年優れた中国研究の論文に与えられるものであるが、鹿教授の受賞論文

「ヨーロッパ戦争開戦前後の蒋介石―日記から読み解く中国当局者のシナリオ―」（『中国研究月報』第六五卷第八号、中国研究所発行、二〇一一年八月）は、第二次世界大戦の開戦前夜、当時の中国国民政府の最高指導者であった蒋介石がどのような世界情勢認識をもっており、それが中国の政策にどう反映したのかを、とりわけ独ソ不可侵条約締結をめぐる蔣の認識と対応を軸に考察したものである。ヨーロッパの激動と東アジアにおける中国、ソ連、日本のせめぎ合いのなかで国民政府指導部がとった政策の決定過程を、蒋介石日記の丹念な読みとほかの資料による補正で明らかにしたことが高く評価されたものであった。

二〇一一年八月、東洋研究所が編纂していた『昭和社會經濟史料集成』全三八卷（汲古書院）が完結したことも意義深い。一九七八年十一月の第一巻発行から三三年間をかけたこの資料集は、昭和同人会（近衛文麿のブレーン集団として後藤隆之助が起ち上げた昭和研究会の資料を引き継いだ組織）が保存管理していた戦時中の社會經濟關係の資料をまとめたもので、第一期の「海軍省資料」（全三〇卷、一九三四～四五年八月に至る間の資料二六九一件を収録）には、海軍省調査課が直接作成した資料と、情報収集活動によって集められた資料が収録されており、単に軍事的情報にとどまらず、国の内外にわたる政治、外交、經濟、社會、思想、文化などの広範囲におよぶものとなっている。第二期の「昭和研究会資料」（全八卷）には、後藤隆之助が主宰して一九三三年に発足した民間國策研究機關である昭和研究会の關係資料が収録されている。昭和研究会は近衛文麿のブレーン集団として、政治、外交、經濟、教育、文化などの分野にいくつもの部会をもつ専門研究会を設け、当時一流の有識者を糾合して数多くの政策研究案を立案した。本集成には、これら専門部会の会合要録を中心に三三一件の資料が収録された。これら資料の編集においては、利用者の便宜を考慮して原本に手をくわえない方針が採用され、①資料の体裁、②使用されている用紙、③授受印・閲覽印の箇所、④書き込みの有無などが

逐一明示されていることも特徴的である。

四 大東文化大学アスリート宣言

二〇一一（平成二三）年一二月、テコンドー部の笠原江梨香選手（英米文学科三年生）がロンドン五輪のテコンドー女子四九キロ級代表に選ばれた。一月のアジア予選で準優勝の成績を収め、各階級の三位までに与えられる出場枠を獲得したことが大きな決め手となった。在学時に五輪へ出場したのは、モントリオール五輪のレスリングフリースタイル一〇〇キロ級の清水一夫選手（一九七六「昭和五一」年度経済学科卒）以来、三六年度の快挙であった。

また笠原選手は、二〇一一年のスポーツ界でもっとも活躍した選手やチームを表彰する「第六一回日本スポーツ賞」で本学関係者としてはじめて「優秀選手」に選ばれた。

しかし、迎えた二〇一二年八月の五輪本番、一回戦ではテレサ・トナ選手（パプアニューギニア）相手に得意の上段蹴りが決まり、二一〇で圧勝したが、二回戦の呉静钰選手（中国）戦では奮戦するものの、〇―一四で完敗した。呉選手が決勝に進出したことで、敗者復活戦のチャンスが到来したが、エリザベス・サロマゴルデイージョ選手（グアテマラ）相手に得意とする上段蹴りが決まらず、二一六で敗退が決定、最終順位は七位であった。

現地では、全學應援團はじめ学生・大学関係者ら約三〇名が応援に駆けつけた。日本国内では板橋・東松山両校舎で生中継のパブリック・ビューイングがおこなわれた。日本時間で夕方から未明にかけての試合だったが、森田光一東松山市長はじめ地域の方も応援に駆けつけるなど、多くの学生・教職員が声を枯らして応援、

世界最高の舞台に立った笠原選手への応援を通じて「大東文化」の絆は深まった。

本学の教員・学生・同窓の五輪への出場は、二〇一四年におこなわれたソチ冬季五輪においてスポーツ科学科の佐藤真太郎講師が、ボブスレー男子四人乗りの代表に選ばれ出場（結果は二六位）。また二〇一六年のリオデジャネイロ五輪には陸上競技部OBの佐々木悟氏（二〇〇八年社会経済学科卒業）が陸上男子マラソン日本代表として出場（結果は一六位、日本人選手としては最高位）、さらには二〇一八年の平昌冬季パラリンピックにはスキー部の阿部友里香選手（国際関係学科四年・日立ソリューションズJSC）が出場し、クロスカントリースキークラシカルで八位入賞をはたした。

運動部の活躍も見ておこう。二〇一〇年、本学の伝統ある陸上競技部に女子長距離部門が誕生した。一九六七年の陸上競技部創部以来、女子部員は二〇〇六年に入学した円盤投げの選手ほか短距離・フィールドに毎年数名が入部してはいたが、長距離の選手はいなかった。

そうした状況で同部の男子長距離部門で二〇年にわたって指導にあたっていた外園隆コーチは、「女子の長距離選手は故障が多い。記録を追い求めるばかりの指導ではなく、自己管理のできる選手を育てたい。そのためには、比較的時間に余裕がある大学が最適。大学の役割とは、知識や視野を広げるとともに、スポーツ科学などを利用し、世界で戦えるスピードと動きの養成、基礎体力や身体管理能力の再構築である。長く競技を続けられる土台を作り、陸上界全体と連携して日の丸を背負えるような選手を輩出したい」と考えるようになり、スポーツ・健康科学部の開設と、二〇〇八年の全天候型の総合グラウンド完成をきっかけに、女子を受け入れやすくなったと判断。同部初代監督の青葉昌幸名誉教授とともに学内に働きかけ、二〇〇九年七月の理事会で承認された。

創設翌年には早くも「全日本大学女子駅伝対校選手権大会」（通称・杜の都駅伝）への出場をはたし、二〇一三年には初の準優勝。その後も立命館大学や名城大学といった女子駅伝の強豪と互角以上の戦いを見せ続けた。そして、二〇二四年のバリ五輪では同陸上競技部女子長距離出身でマラソン女子日本学生記録保持者の鈴木優花選手（第一生命）が堂々の六位に入賞するという快挙を成し遂げたのである。

こうしたアスリートたちの活躍とともに大学では、二〇一七年六月一九日に次のような「大東文化大学アスリート宣言」を定め、スポーツを通じた教育・国際交流・地域貢献を掲げた。

大東文化大学は二〇二三年に創立一〇〇周年を迎えます。

本学では、スポーツの文化的価値を尊重し、スポーツを学生の教育と豊かな学生生活における重要なファクターと位置づけます。

そこで、大東文化大学の次なる一〇〇年にむけて、大東スポーツの持つ社会的使命を学内外に示すことを目的に「大東文化大学アスリート宣言」を定めます。

「基本姿勢」 大東アスリートは、大東文化大学の学生であることに誇りを持ち、学内外のすべての人への感謝の気持ちを忘れることなく、すべての学生の規範となるべく努力します。

「規範意識」 大東アスリートは、スポーツマンシップを尊重し、社会の一員として責任ある行動に努めます。

「ハラスメント・差別の排除」 大東アスリートは、すべてのハラスメント、国籍・人種・民族・信条・

性別等を理由とするいかなる差別も許しません。

「地域貢献」 大東アスリートは、スポーツ活動を通じて地域社会の活性化に貢献します。

「国際交流」 大東アスリートは、グローバルな視野に立って国際的なスポーツ活動を推進します。

二〇一七年六月一九日

大東文化大学

第五節 継続する改革

二一世紀に入り大学教育のあり方が見直されるなか、本学では二〇一〇年代後半に学部・学科の大規模な改組と新設が相次いだ。これらは、本学の教育理念の深化を図るとともに、社会の要請に即した人材育成体制の確立を企図したものであった。

まず、経営学部においては、経営学科（定員二〇〇名）と企業システム学科（定員一五〇名）が統合され、二〇一六（平成二八）年度より新たに定員三五〇名の「経営学科」一学科制へと改組がなされた。本改組では、実務能力に富んだ人材育成の強化を目的とし、理論と実践の融合を重視したカリキュラム設計がなされた。

一方、二〇〇一年に開設された環境創造学部は、環境保全と持続可能な社会形成への貢献を掲げて出発した

ものの、入学者数の低迷が続き、学部運営は困難を極めた。社会的な意義は高いものの、当初の市場調査や教育戦略の精緻さを欠いた面も否めず、二〇一八年度より学生募集を停止。二〇二〇（令和二）年には正式に学部廃止となり、本学にとつては将来の学部設計に向けた重要な教訓となった。

この環境創造学部教育資源は、二〇一八年に新たに創設された社会学部社会学科へと継承された。社会学部では、少子高齢化、格差、情報化、都市と地域の課題など、複雑化する現代社会に対応した学際的教育が開始された。同学科では「多文化と共生」「都市と地域」「メディアと情報」の三コース制が採用され、理論と実践、現場体験を重視したカリキュラムが展開されている。二〇一九年には社会学研究所も設置され、学部との連携による政策提言型研究がはじまっている。

また同時期には、文学部においても新たな学科設置が進められた。二〇一八年、文学部に歴史文化学科を新設したのがそれである。グローバル化や観光産業の伸長を背景に、自国の歴史と文化に対する理解を深めつつ、他文化との共生に資する人材を育成する学びの場が創設された。同学科は「日本史」「東西文化」「観光歴史学」の三コースを設け、地域連携やフィールドワークを通じた実践的教育を特徴としている。

さらに、看護職の人材不足という社会的要請に応える形で、スポーツ・健康科学部内に看護学科が二〇一八年から開講された。本学の「教育の大東」「地域の大東」「スポーツの大東」という理念を体現する形で、豊かな教養、地域包括ケア、健康支援に強みをもつ看護人材の育成が掲げられた。学内には五つの実習室や高機能シミュレーターを備えた教育環境が整備され、図書・資料の充実も図られた。

以上のように、二〇一〇年代後半の本学は、学部改組と新設を通じて、教育の質的向上と社会的要請への対応を強く意識した展開をみせた。経営、社会、歴史、医療といった多様な領域において、「即戦力となる人材」

「地域と共に生きる人材」「文化を伝え未来を拓く人材」の育成を標榜し、次なる一〇〇年を見据えた基盤整備を着実に進めたのである。

一 経営学部の改組

創設時より経営学部では、学生の主体的で実践的な学びを重視していたが、その具体的なあらわれのひとつが、前述したようなインターンシップの実施であった。くわえて二〇一四（平成二六）年には、課題解決型学習プログラムPBL（プロジェクト・ベースド・ラーニング）に参加することになり、同年六月二十四日にキックオフミーティングがおこなわれた。PBLとは、企業から提起された課題（プロジェクト）に対して、学生たちがその問題解決法やアイデアをまとめ、企業に対して直接プレゼンテーションをおこなう体験型学習プログラムであり、社会の注目を集めたものであった。

実際に参加した企画は、日経BP社主催のもので、夏休み期間中に本学のほか、慶應義塾大学、中央大学、筑波大学、明治大学、早稲田大学、お茶の水女子大学など約二〇大学の女子学生チームが、特定の上場企業とマッチングのうえ、PBLをおこない、『日経ウーマン別冊』誌上で、そのプレゼンテーション内容が掲載されるというものであった。

夏休み期間中、経営学部の女子学生一名が、この企画に参加し、「焼肉キング」「丸源ラーメン」などのブランドで飲食フランチャイズを全国展開する(株)物語コーポレーションから提示された課題について、企業における女性活用を軸としたダイバーシティ推進をテーマに、問題解決策をまとめ、同社経営陣を前にプレゼンテーションをおこなった。初日のオリエンテーションでは、(株)物語コーポレーションから、より長く女性社員が働

ける職場環境の整備が同社の成長戦略を実現するうえでの重要課題となっていることから、「女性が働き続けられる会社」物語コーポレーション3年後の姿」というテーマが提示された。

同社では外食産業につきまとうブラック企業のイメージを払拭しようとホワイト企業を宣言し、女性が働きやすい職場に誰にとっても働きやすい職場づくりを推進しており、課題もそれに沿ったものであった。さらに同社では成長戦略の指針「レインボー宣言」をまとめるプロジェクトも進行中で、優れた提案があれば施策として盛り込みたい旨の要請もあり、学生たちは実践的な課題解決に取り組んだ。

二日目以降は、リサーチや分析、さらにアイデアフラッシュといったワークショップを実施。説得力のあるプレゼンテーションにまとめあげようと、予定されていたプログラムを一日増やし、準備をおこなった。

最終日は、(株)物語コーポレーションの経営陣を前にしてプレゼンテーションを実施。小林佳雄代表取締役会長や加治幸夫代表取締役社長からも熱心に質疑が出るなど、参加した学生たちは緊張の連続であったが、発表が終わったあとの拍手の大きさから、優れた成果が生まれたことがうかがえた。

こうした新しい教育プログラムなども取り入れつつ、経営学部改組実施委員会は、二〇〇〇年四月一日の開設から約一五年間の歳月が流れ、学部改組の時期を迎えたとして、二〇一六年度入学生より、さらなる学生教育の充実を目的として、それまでの経営学科と企業システム学科の二学科制から経営学科（定員三五〇名）一学科制への移行を提言、二〇一六年一月二七日の理事会承認を経て、正式に改組が決定した。

経営学部は、「東西文化の融合」という大東文化大学の精神を踏まえ、「経営の理論と実践の融合を礎とし、国際化、多様化する社会のニーズに柔軟に対応でき、かつ即戦力となる人材を育成・教育すること」を理念としたが、新・経営学科では、この経営学部理念にもとづきながら企業社会で活躍できる人材養成を目的とし

て、(1) 経営コース、(2) 会計コース、(3) 知識情報マネジメントコース、(4) マーケティングコースの四コース制を採用した。この新・経営学科におけるコース制の拡大にともない、専門性に富んだ魅力あるカリキュラムを提供するとともに人材を育成することを目標とした。四コースそれぞれの目的は、次の通り。

(1) 経営コース…企業の中核となるゼネラリストに求められる経営に関する幅広い分野を網羅的に学修し、製造業から流通、金融・保険といった幅広い業種において、営業、人材育成、組織、戦略、生産、資金調達・運用といった管理部門で活躍できる人材を養成することを目的とする。

(2) 会計コース…ビジネス全般において求められる会計知識を学習し、将来は企業を代表する経営管理者として活躍できる人材を育成するとともに、会計の専門知識を活かして、企業の財務経理担当者、金融機関の職員、公認会計士、税理士として活躍できる人材を養成することを目的とする。

(3) 知識情報マネジメントコース…企業の今日的ニーズに対応した知識と情報処理の理論と技術を活かして、組織において情報からえられる知識をもとに、さまざまな問題に対応し、意思決定に導くことのできる人材を養成することを目的とする。

(4) マーケティングコース…個人の目標および組織の目標を満たす交換を創造するためにアイデア、商品およびサービスのコンセプト、価格決定、プロモーションそして流通の計画の執行のプロセスを学修し、ビジネスの前線で活動できる現場のビジネスパーソンからビジネス戦略の策定者までを育成することを目的とする。また、二〇一六年度入学生からは、経営学部改組にともない企業システム学科の学生募集を停止することとした。ただし、経営学部では、二〇一五年度までに入学した学生に対する教育においても、真摯な姿勢で取り組み、全員が卒業するまで、入学時のカリキュラムを堅持するとともに、教育の質を落とすことなく学生教育

をおこなっていくものとした。

二 「カ・レ・シ」の誕生

経営学部改組と並行して、スポーツ・健康科学部看護学科の設置、文学部歴史文化学科の設置、そして環境創造学部の社会学部への改組転換が議論されていたが、文部科学省に申請した本学の収容定員増加に係る学則変更申請が二〇一七（平成二九）年六月三日付で認可されたことにより、看護学科、歴史文化学科の設置が決定し、環境創造学部を改組転換する社会学部社会学設置も成立したため、二〇一八年四月、大東文化大学に新しい学部・学科が誕生することとなった。スポーツ・健康科学部看護学科、文学部歴史文化学科、そして社会学部の頭文字を取った「カ・レ・シ」の受験生向けキャッチコピーは一定の効果をもってアピールしたものと見られる（実際に受験生は大きく増加した）が、そもそもこれら改組は急激に変化し続ける社会、加速するグローバル化のなかで、新しい時代を見据えた未来志向の学びを提供することを目指したものであった。

スポーツ・健康科学部看護学科開講

二〇一五（平成二七）年一月二五日開催の理事会で、スポーツ・健康科学部の関連領域となる看護学科（入学生定員一〇名）の二〇一八年四月開設が承認された。

少子高齢化が進み、医師や看護師の不足が続いていく一方で、医療の高度化やQOL（クオリティ・オブ・ライフ）生活の質。人間らしく、自分らしく生活できているかを評価する概念への関心の高まりによって、付加

価値をもった看護師が高く評価される時代になっていくと予測されるという認識が看護学科設立の動機であった。本学看護学科では、「教育の大東」としての豊富な教養科目群により培われる、さまざまな看護の対象者を理解するチカラ、「地域の大東」として、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように支援できるチカラ、「スポーツの大東」として、健康の回復・維持・増進を支援するチカラを養成することを目的とする、とされた。

看護学科の特色としては、ヒューマンケアの専門職として必要な教養と看護実践能力を身につけるカリキュラム、地域で求められる医療人材を養成するための実習プログラム、既存のスポーツ科学科、健康科学科の特徴を活かした健康維持増進の専門職の育成が可能というものであった。

こうした看護学科設置に向けてのハード面での整備も二〇一七年度中からおこなわれ、スポーツ・健康科学部が主として使用している九号館では、四階部分を看護学科設置にともない改修し、学内演習室を整備、さらに二号館を増築し、同学科の教員研究室、学生用ロッカー室を補完した。増築部分は、看護学科の施設のほか、二〇〇名収容規模の一般教室を四教室整備し、地上三階地下一階（延床面積は三三四平方メートル）とした。

なお、実習室には、基礎看護学実習室、成人・老年看護学実習室、精神看護学実習室、母子看護学実習室、地域・在宅看護学実習室の五つの専用実習室が設置されるほか、高機能シミュレーター専用スペースとして利用できるシミュレーション室などが設けられ、教育環境が整えられた。図書館資料も、和書・外国書合わせて三六一〇冊。くわえて医療の高度化や変化への対応に向けて、学術雑誌も新たに購入された。視聴覚資料も五種を整え、十分な量と質を確保した。

文学部歴史文化学科開講

メーカー・金融はもちろん、小売・サービス業においても海外進出が増え、多くの日本企業がグローバル化すると予測される昨今、国内においても、外国人の訪日旅行が増加するなど、さまざまな国の人々と触れ合う機会が増えている。こうした情勢に鑑みて文学部に新たに歴史文化学科（入学定員一〇〇名）を設置することが決定されたが、この学科では、自国の魅力を自分の言葉で語ることができる歴史や文化に関する深い知識、異なる文化、コミュニティの人とも豊かに共生できる協調性、コミュニケーションスキル、歴史・文化遺産や地域の特色を活かした商品・サービスを企画するプロデュース力を備えた人材を育成することを目指すものとされた。

学科には、日本史コース、東西文化コース、観光歴史学コースの三つのコースが設けられ、三年次進級の際にそのうち一コースを選択するものとされた。全体の特徴としては、「世界の中の日本」という視点で歴史・文化・社会を学ぶカリキュラム、自国の歴史を多様な観点から学び、現代の理解につなげる教育、地域社会・自治体・企業との協働プロジェクトなど、フィールドワークを取り入れた実践的教育、外国語教育など、観光分野の人材育成と「国内旅行業務取扱管理者」資格の取得を支援するものとされた。

環境創造学部から社会学部への改組

大東文化大学は、定員割れが続き、入学者の減少が問題となっていた環境創造学部を改組し、新たに時代と社会のニーズに応えるべく、社会学部を設置することを決定した。

改組後の社会学部社会学科（入学定員二〇〇名）は、急激なグローバル化により、国境を越えたヒト・モノ・

情報の動きが加速していくという認識のもと、文化や価値観・発想の違いを理解し、お互いに協力・尊重し合って生きて行く人間力、「あたりまえ」を疑い、あらゆる次元で問題を見つけたし、分析する調査能力、マーケティング力、マニュアルに頼らず、自ら対策を講じていく課題解決力をもった人材を育成することを目指した。とくに一人ひとりの柔軟な対応力養成という点が強調された。

社会科学には、多文化と共生コース、都市と地域コース、メディアと情報コースの三つのコースが設けられ、二年次進級の際にそのうち一コースを選択するものとされた。全体の特徴としては、社会学の理論と社会調査のスキルを身につけるカリキュラム、在学中継続する少人数クラスが、学生一人ひとりの学びをサポートすること、「インターンシップ」「キャリア支援特殊講義」など、社会に出て学ぶ研修科目が設置されていること、現地現物でリアルな体験をする「海外・国内研修」「国内留学制度」があること、などが挙げられる。

さらに、学部の研究・教育を補完し強化する目的で二〇一九（平成三一）年四月に附置研究所である社会学研究所が新設された。この研究所は現代社会の複雑な諸課題を実証的に分析し、政策提言や社会的対話に資する研究を展開することを目的とするものであり、社会構造の変容、地域社会の課題、家族やメディアといった身近な問題を取り上げ、社会学的視点からの理解を深化させる取り組みをおこなっている。

三 継続する改革の諸相

「朝ごはんプロジェクト」

二〇一〇年代に実施された大学改革は、学部学科の新設のみではなく、多方面におよんでいる。たとえば、二〇一〇（平成二二）年度からはじまった「朝ごはんプロジェクト」は、きちんと朝食をとることなく授業に

臨む学生が少なくない現状を改善するために、大学生協食堂の協力をえてはじまったもので、こうした学生支援の一環として実行された改革もユニークな試みであった。同プロジェクトは、内閣府発行の『平成二四年版食育白書』において、全学共通科目「栄養学」とともに紹介された。

「朝ごはんプロジェクト」の内容は、栄養バランスに配慮した主菜と副菜を選択できる和食メニューを、一日一〇〇食、一食三〇〇円で提供し、そのうち一〇〇円を大学が補助するものであった。営業時間は午前八時一〇分から九時三〇分までで、二〇一〇年度は九〇九六名、二〇一一年度は一万二八八名の利用者があった。全学共通科目「栄養学」は、一・二年生を対象にした科目として、「朝ごはんプロジェクト」とあわせて二〇一〇年度から開講されている。生活習慣病やダイエットなど現代社会における食と健康の問題や、豊かで健康的な食生活のあり方について考える講義で、二〇一一年度は一一六一名が受講した。東松山校舎の取り組みが食育の実践例として白書に取り上げられたのは、朝ごはんプロジェクトを教室内の授業と組み合わせ、恒常的な事業として推進していることが評価されたものであった。

入試改革

学生募集のための入試も時代の変化に合わせて多様な変化を遂げてきた。そのひとつに、二〇一二(平成二四)年度入試よりおこなわれたすべての推薦入試(自己推薦入試「前期・後期」、公募制推薦入試など)への出願をインターネットによる出願のみとしたことが挙げられる。またセンター試験利用入試(前期・中期・後期)、全学部統一入試(二教科)、一般入試(三教科)は、「志願票による出願」と「インターネットによる出願」の二通りで出願が可能となった。これによって出願期間内は自宅などのパソコンから二四時間出願登録が可能となり、

フォーマットにしたがって入力するだけで志願票が自動作成され、受験生にとつての利便性が著しく向上した。さらに二〇一六年度入試からは入学検定料の割引内容の拡大・充実化を図り、「受験生にやさしい」制度も導入された。これにともなつて推薦・一般すべての入試方式において地球上の紙資源保護のため紙による志願票を全面的に廃止し、「自然環境（＝緑／グリーン）にやさしい」オールインターネット出願とする「DAITOグリーン出願」が導入された。受験も情報化やエコロジカルな観点からその出願方法などが大きく見直されたのである。

大東文化大学機関リポジトリ

情報化の進展に応じた改革は、さまざまな面におよぶものであった。インターネット上で研究成果を収集・公開するシステムである機関リポジトリもそのひとつで、二〇一三（平成二五）年五月から図書館事務部を中心にワーキンググループが発足、システム構築に向けて動いていたが、二〇一四年二月一〇日から稼働しはじめた。大東文化大学機関リポジトリは、大東文化大学の教育研究活動において作成された成果物、所蔵してきた資料および本学の歴史に関する資料を収集し、恒久的に蓄積・保存し、インターネットを通じて学内外に無償で発信および提供することにより、学術研究の発展に貢献するとともに、大学としての社会的責任をはたすことを目的としたものであった。公開されている成果物には紀要類や学位論文、学術論文のほか、本学が所蔵する学問的・学術的に貴重な資料などが含まれる。

「大東職員力」の進化

事務部門でも情報化に応じた改革が進展した。二〇一八（平成三〇）年七月より「ペーパーレスの推進」と「情報共有・コミュニケーションの利便性の向上」を目的に、役員・事務職員を対象としてタブレットPC「iPad」が導入された。ペーパーレスの推進は、iPadとペーパーレス会議システムを利用し、法人諸会議資料を電子化することからスタートした。本学に限らず学校法人は一般企業に比べて紙文化が根強いことから、印刷経費はもとより、印刷に関わる人件費や過去の文書の検索性が低いことによる非効率な事務作業が課題となっていた。ペーパーレス化の取り組みは、紙の優位性が高い部分については維持をしつつ、法人諸会議資料の電子化を皮切りに、法人内の経費精算や稟議に関する業務を「ワークフローシステム」（電子化された申請書をあらかじめ決められた決着ルートに集配信し、スピーディーに処理する仕組み）に落とし込んでペーパーレス化することを目標としたものであった。

情報共有・コミュニケーションの利便性の向上については、可搬性の高いiPadとビジネスチャットシステム「LINE WORKS」の相乗効果により、さまざまなシーンで活用が進んでいる。LINE WORKSはスマートフォン無料アプリとして圧倒的なシェアを誇る「LINE」のビジネス版であり、一般のLINEユーザーとの接続も可能となっている。一例を挙げると、教職課程センター事務室ではこのLINE WORKSを学生への連絡手段として活用しており、ビジネス版ならではの「転送機能」や「自動応答機能」（学年別に「求人」「ボランティア」等の情報を、連絡先へワードをタグ付けすることにより、当該情報を希望する者を抽出したうえでスピーディーに伝える仕組み）を駆使し、従来の紙を用いた掲示板スタイルに比べてよりタイムリーで浸透性の高い発信を実現している。

導入された iPad は学内 Wi-Fi 以外に通信会社のアンテナを利用できるセルラーモデルであるため、堅牢なクラウドサービスと併用することにより、出張時などにも安全に利便性を享受できる。本学の事務系ネットワークはセキュリティの観点からインターネットの直接接続できない体制をとってきたが、昨今の情報社会の進展に鑑み、セキュリティ対策を施した iPad を導入することにより、新たな道を開いたこととなった。

学習管理システム（LMS）manaba の導入

教育・学習面での情報化は、二〇一八（平成三〇）年度から導入された学習管理システム（LMS）が重要なトピックスである。授業で生じるさまざまな局面を支援する LMS として、本学では朝日ネットが提供する manaba というシステムを大学と第一高等学校の双方で導入することとなった（DB manaba）。この DB manaba は、万人強の学園利用者を抱えることになったため、連続安定稼働を実現するために学内システムを経由せず、Microsoft Azure を使った認証システムを組み合わせたシステム設計となっている。これにより、最高級の安全性と対障害性を有する LMS が目指された。

第一高等学校では二〇一八年中旬から一年生を対象に DB manaba の利用が開始され、二〇二〇（令和二）年度の大学入試出願時の調査書に代わるものとして文部科学省大学入試改革推進事業となった e-ポートフォリオに向けて体制を整えた。従来の成績評価だけでなく、取り組んだ学習経過を生徒に記録させ、高大接続を視野に入れた先端的な生徒指導に取り組んでいる。

大学では manaba の正式運用が同年九月から開始されたが、六月からはすでに教学システムに登録された履修データを DB manaba へ連携し、コースの自動登録を完了させていた。

DB manabaは教学システムとは異なり、教員と受講学生で形成される学修活動を各授業でクラス（コース）内で完結かつ連動した形で支援する。教員と学生という（本来双方向の）垂直な関係に加え、注目すべきはDB manabaでは情報共有の仕組みや掲示板、さらにはリアルタイムコメントなど学生同士の水平的な関係軸を備えているところにある。

またスマートフォンアプリresponを使うと、提示した九桁の番号を入力するだけで大規模教室でも簡単にDB manabaとして出欠を取ることができ、その様子を学生に見せることができる。さらにresponの活用方法としては、クリッカーおよびアンケート機能を利用したライブ感あふれる授業が可能になることである。人前で質問したり意見を言ったりすることは学生にとって大きな障壁となっている。0から9の数字と自由記入コメントつきクリッカーや質問文を用意したアンケートをその場で発行し、回答数やコメントをリアルタイムで集計表示できるresponは、学生からの手応えやグループ協議の契機となる双方向授業を容易に実施可能とするものと言えよう。

教員学生比（S/T比）の高い私立大学において教室や設備・機材などハード面の充実が十分とは言えないなか、授業運用の改善は日々おこなわれている。導入されたmanabaをどう使いこなし、教育の質的向上を達成するかが問われている。

語学検定試験助成制度・全学部共通の語学力の到達目標を設定

グローバル化の進展に対応するための施策も国際交流センターなどを中心に進められた。そのひとつが二〇一五（平成二七）年度より導入された語学検定試験助成制度である。これは本学学部生（正規生）の国際理解

教育の推進や外国語能力の向上、語学検定試験受験の促進を目的に語学検定試験の受験料助成をおこなうものであった。具体的には英語ではTOEIC[®]、TOEFL[®] iBT、実用英語技能検定（英検）、国際連合公用英語検定試験（国連英検）、IELTS、中国語では、中国語ⅡHSK（漢語水平考試）、BCT（ビジネス中国語検定試験）、ドイツ語では、ドイツ語技能検定試験、フランス語では、実用フランス語技能検定試験、日本語では、日本語能力試験、BJTビジネス日本語能力テストを対象とするものであった。

また二〇一六年七月より、TOEIC[®]に対し、全学部を対象に目標スコアが設定された。全学共通の目標スコアは六〇〇点。学部により目標スコアは異なるが、就職活動で評価対象となる五〇〇点を超え、かつ卒業後、国際社会で飛躍するための英語コミュニケーション力の素地をつくるスコアとして設定されたものであった。

英語力の測定としてTOEIC[®]の目標スコアが採用されたのは、大学では、入学試験の基準、クラス分けや単位認定の基準、授業の効果測定などに活用されていること。企業では、採用時の基準、海外出張や駐在の基準、昇進・昇格の要件、自己啓発や英語研修の効果測定などに活用されていることが理由であった。

部局のカリキュラム改正（スポーツ科学科、経済学部、国際関係学部）

スポーツ科学科では二〇一七（平成二九）年四月入学生より新カリキュラムをスタートさせた。新カリキュラムでは、以前のカリキュラムに比べてシンプルな構成となっており、各自の興味や将来の目標にあわせた学修に打ち込みやすくなるものであった。具体的には、基礎から発展へ、ステップバイステップ方式の授業を通じて、学生による主体的な学びを支援する内容で、さらに、トレーナー系科目、スポーツマネジメント系科目の充実をおこない、将来のキャリアをデザインするうえで効果的なカリキュラム構成となった。その内容は「5

UP（ファイブアップ）」と表現され、新しいスポーツ科学科の特徴を示すものとなった。

このほか、二〇〇八年竣工以降はじめて総合グラウンドの大規模改修がおこなわれ、トラックが脚への負担が少ないフルウレタン製へ変更された。

経済学部では二〇〇一年の学部改組以来、「陳腐化しにくい真の教養（主体性）を涵養する」という「新教養主義」を理念としてカリキュラムの運営がおこなわれ、大学初年次から四年間にわたるゼミを設置して少人数教育を徹底するとともに、社会経済学科では英語・中国語科目、現代経済学科では情報・数理系科目を充実させ、時代の変化に対応するための汎用スキルも修得できるよう配慮されてきた。

二〇一七年四月からはじまる新カリキュラムでは、これらの教育理念・特長を保持しつつ、次の三つの点を中心とした改定がおこなわれた。

1. 履修の柔軟化

演習科目、外国語科目など一部の例外を除き、開講科目はすべて半期完結のAB科目型とし、学生の履修自由度を高める。また、従来から演習科目・専門自由科目は社会・現代両学科で共通開講であったが、専門選択科目でも学科共通科目を増やし、学生の履修選択幅を広げる。

2. 演習科目の多様化

従来の専門演習にくわえ、より一般的なテーマで少人数教育をおこなう「一般演習」、補修中心の「チュートリアル」などを新設し、学生指導の機会を拡充する。

3. 応用・実践科目の拡充

専門科目を中心に類似科目を統合・整理するとともに、「企業金融」「情報と行動の経済学」といった応用

経済系科目を新設。また、既存のキャリア関連科目や情報処理関連の諸科目を「キャリア特別講座」「ビジネス・コンピュータ講座」のような大科目の下にグループ化し、学生にわかりやすくする。さらに、短期海外留学などの課外学習に対して振替科目を新設することで、より幅広い単位認定を可能とする。

以上の改定は、経済学の基本をより着実に学べる体制を整備するとともに、学生の意欲・興味を引き出すことを目的としたものであった。

国際関係学部は「アジア理解教育の拠点校」を自負し、「アジア言語教育」「地域研究」「現地体験型学習」「学生による企画・参加・実行型の活動」を「学部教育の四本柱」に据え、つねに先進的な取り組みをおこなってきた。

「現地体験型学習」では、現地研修や留学によりアジアで学んだ学生数が、すでに五〇〇〇名を突破。ボランティア活動を推奨するために導入された「DACIX制度」も、申請件数は年間一〇〇件以上にのぼっている。

急速に変貌するアジアや世界の動きを見据えながら、学部教育の着実な成果を発展的に継承するため、二〇一九年四月、より洗練された新カリキュラムに移行することとした。新カリキュラムの五つの特色は、次の通り。

1. 多様なアジアをワイドに学ぶ

初年次から、選択言語の地域にとらわれず、アジア四地域の厳選された地域研究科目を、関心に応じて、自由に履修できるようになる。

2. GLOBAL ENGLISHへ

「総合英語」をGLOBAL ENGLISHに刷新。少人数かつ習熟度別のクラス編成で、GLOBALな世界で通用する英語のスキルを「躍動的な学習環境」の中で鍛える。

3. 「学びとキャリア形成」——四年間を通じた責任あるサポーターがさらに充実

二年次に「基幹演習Ⅰ・Ⅱ」を新設。これにより、初年次のチュートリアルから3年次の専門演習・4年次の卒業論文演習まで、四年間を通じて少人数の演習が必修になる。一人ひとりの学生の学びやキャリアデザインを、専任教員が責任をもつてサポーター。卒業論文は「四年間の学びの集大成」。三年次より、同一教員が、計画的かつ徹底した指導をおこなう。

4. 三つのクラスター(科目群)により「出口」をもつと考えやすく

言語文化講座やアジア地域研究の学びを、一人一人のキャリアデザインと連結するため、「国際協力・多文化共生」「国際ビジネス」「異文化理解」の三つのクラスターを新設。基礎から発展レベルまで、系統的に科目が配置されている。関心やキャリアデザインに応じて、三つのクラスター科目から、自由に履修することができる。両学科とも、以下の進路(出口)に応じた三つの「履修モデル」を提示する。

▼国際関係学科

I 貧困や紛争、災害や環境汚染により飢餓や貧困に苦しむ人々を支援したい。

II 増え続ける外国人住民との共生に貢献したい。

III アジアのビジネス界で活躍したい。アジアの人々と働きたい。

▼国際文化学科

I ホスピタリティ(おもてなし)の現場で働きたい。

II 国際交流や文化財に関わる仕事がしたい。

III アジアの言語をきわめたい。

5. さらに深化する「主体的な学び（アクティブ・ラーニング）」

大教室で行う必修科目（大人数の座学）がさらに減少。地域研究科目やクラスター科目には、課題解決型の方法（PBL・TBL・CS）を積極的に導入し、批判的な思考や問題解決力、「ジェネリックスキル」を鍛える。また、D A C I X (Daio Asian Communication Index) の運用を工夫することにより国内外でのボランティア活動をはじめ「学生による企画・参加・実行型の活動」の質的な向上を目指す。

アクティブ・ラーニング、「主体的な学び」への転換、私立大学研究ブランディング事業

二〇一七（平成二九）年度から学長に就任した門脇廣文中国文学科教授のもとで推進された事業が、学長提案事業であるアクティブ・ラーニングの研究と教育活動についてであった。文部科学省もアクティブ・ラーニング推進を打ち出しており、それに呼応するものであった。具体的には、教職員向けのアクティブ・ラーニングについての講演会の実施、学生リーダー育成プログラムの導入、授業とアクティブ・ラーニングについてのアンケート調査の取り組みなどがおこなわれた。

学生リーダー育成プログラムは、エデュケーションプラスと銘打たれ、各学部から推薦された一年生を対象に実施された。

また二〇一六年度から開始された「私立大学研究ブランディング事業」とは、私立大学が有する強み・特色ある研究分野について集中的に支援し、社会的に価値ある研究成果を生み出す、その成果を社会に発信・還元

することで、大学のブランド力を向上させる、ひいては大学の教育研究基盤の強化を促すことを目的とした文部科学省による補助金事業である。事業区分としては、国際的に通用する研究力の強化、世界的研究拠点としてのブランド化を目指すタイプA（世界展開型）と地域の課題解決に資する研究、地域貢献や産学連携を軸としたブランド化を目指すタイプB（地域展開型）の二タイプがあった。いずれも採択された大学には、研究活動費だけでなく、研究成果の広報費やブランディング戦略の構築に必要な費用も含めて、数年間にわたり助成金が交付されるというものであった。

本学の場合、応募にあたって条件となる研究推進体制や規程などの整備がおこなわれ、さらに二〇一八年六月に発足した「百周年記念事業準備委員会」（のちに百周年記念事業推進委員会）の一事業としても位置づけられ、同年七月の理事会承認を経て、二〇一八年度の募集に対して応募し、選定された（一五八校中二〇校）。

選定された取り組みは、「漢学・書道の学際的研究拠点の形成による『東洋人の道』研究教育の推進」というものであり、その目的は、建学以来継承されてきた「漢学・書道」に関する知的資源を基盤とするデジタル・アーカイブスを整備・構築し、これを学際的に発展させ、東洋人の思想、すなわち「東洋人の道」（ヒューマニティー）思想に係る世界的なイノベーション研究拠点となることであり、研究成果を国内外に発信し、教育へと還元することで、本学の建学の精神にうたう「儒教に基づく道義」に根ざした「東洋人の道」を育てる大東文化大学」というブランドイメージの定着を目指していくことにあった。

文学部書道学科教授の河内利治副学長を中心として、事業推進するために八つのプロジェクトチームが構築され、A～Fチームが漢籍・書跡といった知的資源の研究基盤整備と、学際的イノベーション研究拠点の形成・推進をおこない、Gチーム「経営道」とHチーム「書道の科学」の二チームとの共同研究によって、人文科学

系を主とする研究成果を社会科学系・自然科学系の研究とも連環させるものであった。

ただし、本来は五年にわたって一億円が交付されるはずのものであったこのブランディング事業は、本事業に関係する文部科学省の汚職事件（東京医科大学裏口入学事件）の発覚によって、三年間で打ち切られることになってしまい、実際には二〇一九（平成三一／令和元）年～二〇二一年度まで六〇〇〇万円の補助金を受けてこれら事業が推進された。

第六節 新型コロナウイルス感染症への対応、創立一〇〇周年記念事業

門脇廣文学長の任期満了にともない二〇一九（令和元）年一二月におこなわれた学長選挙で内藤二郎社会経済学科教授が第一七代学長に選出されたが、新執行部の布陣が整いつつあった同年度末から全世界を震撼させた新型コロナウイルスによる感染症が日本でも拡大しはじめていた。この未知のウイルスによって引き起こされる感染症は、重篤になった場合、呼吸不全を起こして死に至る可能性のあるものだったため、諸外国では都市封鎖などの強制的な隔離政策をとる国もあった。幸い日本ではそこまでの制限はかからなかったものの、感染者の隔離や集団行動の制限、とくに学校など多人数が長時間にわたって過ごすような場所においてはそれを抑制する措置がとられていった。大学ももちろん例外ではなく、迅速かつ柔軟に対応を求められることとなった。本節では、学生・教職員の健康と安全を最優先にしつつ、教育活動の継続や研究活動の進行、経済的な支

援策など、多岐にわたっておこなわれた対策についてまとめ、さらにこのコロナ禍を契機に導入された新しい授業方法などについて見ておく。

一方、コロナ禍のもとでも二〇二三年の創立一〇〇周年に向けた準備が着々と進められていった。最後にこの一〇〇周年記念事業についてまとめておく。

一 新型コロナウイルス感染症への対応

二〇二〇（令和二年）春、大学は感染拡大防止のため、対面授業の実施を一時的に中止し、すぐにオンライン授業に移行した。多くの大学が、ZoomやGoogle Meet、Microsoft Teamsなどのオンラインプラットフォームを活用した。また各大学はオンライン授業のためのITインフラを強化し、学生にデバイスやネット環境が整っていない場合の支援もおこなった。とくに経済的な理由で機器の購入が難しい学生に対して、貸出しや助成金の提供をおこなった大学もあった。本学もいち早く学生一名あたり五万円の助成金の提供を決定し、実行した。

二〇二〇年秋以降、対面授業を再開する大学も増えたが、密集を避けるため、ハイブリッド型授業（対面とオンラインの併用）を採用する大学が多くなった。学生は対面授業に参加するか、あるいはオンラインで参加するかを選べるようにし、健康状態や感染リスクに応じた柔軟な選択肢が提供された。本学でも基本はオンラインでの授業形態をとりながら一部授業では対面型が再開された。こうした対面授業の実施に際して、ソーシャルディスタンスの確保やマスクの着用、アルコール消毒液の設置など、感染症対策が徹底されたことは言うまでもない。

具体的には、次のような対策がおこなわれた。これらは事後的に各施策をわかりやすく整理したものであるが、実際には一つひとつの施策の決定には相当な時間がかけられ、スポーツ・健康科学部所属の感染症専門家の意見も聴取しつつ、その都度慎重な議論がおこなわれた。また運動部などの団体が大会に参加するような場合に、逐次、対策本部（大学執行部）とスポーツ振興センターとの情報交換にもとづき、その実施について判断し、決定を下した。

本学の感染防止対策について

学内に入構し、施設等を利用される関係者の方々への入構ガイドラインの周知と順守の徹底を求めるとともに、関係機関から示されたガイドライン等を参照し、できる限りの感染防止対策に努める。

（１）入構者へのお願い

- ・すべての入構者（学生、教職員、その他学内関係者等）は、入構ガイドラインに従い、入構禁止条件をクリアしたうえで、基本原則を守り入構すること。
- ・取引先等の外来者に関しても、入構ガイドラインを周知すること。また入構に関しては、対応部署において入構者情報（氏名、入構時間等）の把握に努めること。
- ・すべての入構者に、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールを強く推奨する。
- ・学内では、必ずマスクを着用すること（使用済みのマスクは持ち帰る）。
- ・こまめに手洗いを行い、手指衛生に努めること。
- ・三密を避け、教室等の室内に滞留する場合は、こまめに換気を行うこと。

- ・入構時には、必ず学生証または職員証と「入構時健康チェックリスト」を持参すること。
- ・スクールバス乗車時には、マスクを着用し、乗車中及び乗降時の会話は禁止とする。
- ・入構後に三七・五度以上の発熱が確認された場合は、すみやかに帰宅すること。

(2) 教室の感染防止対策

- ・各教室等の清掃、消毒を一日一回、毎朝授業開始前に行う。
- ・対面授業は、原則として各教室の収容定員の三分の一ないし四分の一の範囲内の人数で開講。
- ・教室の列目は使用しないなどの措置を取り、教員からは最低二メートルの距離を確保するよう努める。
- ・教員は、講義時の飛沫発生を抑制するため、マスクを着用する。
- ・机椅子等を利用者自身でも消毒できるよう消毒用アルコールを用意する。
- ・各教室の机に座席番号を貼付し、自身が利用した座席番号の報告を毎時限行う。
- ・休み時間の窓や扉の開放、また、授業中においても授業に支障のない範囲での換気をする。
- ・授業中の換気を促すため、各時限の中間にチャイムが鳴る。チャイムが鳴ったら窓開け等の換気を行うこと。

- ・授業開始時に、教員が持参した体温計で、検温をする場合がある。

(3) 日々の清掃等について

- ・毎朝の清掃時に、通常の清掃に加えて教室の机等を消毒液によって消毒する。
- ・毎朝の清掃等に窓口カウンター等の共有部を消毒液によって消毒する。
- ・不特定多数が高頻度で接触するドアノブなどは、一日数回、定期的に消毒を行う。

(4) 事務室・会議室

- ・学生と対面で事務処理や相談を行う窓口・カウンターについては、可能な範囲でビニールカーテン等を設置し、飛沫を遮断する。
- ・事務室内についても、職員同士が対面で配置される場合など、飛沫防止が必要な部分に対してはビニールシートやパーテーションを設置する。
- ・事務室や会議室内の打ち合わせスペースやカウンター等の不特定多数が使用する共有部は、利用者が消毒できるように消毒用アルコールを設置する。

(5) スクールバス

- ・乗車時に乗務員が感染防止の注意喚起（アナウンス）を行う。
- ・乗車時及び乗降時のマスク着用を徹底する。
- ・乗車中及び乗降時には会話をしないよう徹底する。
- ・バスは混雑時、徒歩による通学が可能な方には徒歩通学を呼び掛ける（板橋校舎）。
- ・バス車内は、駐機場での待機時間中に消毒液により消毒する（一日五回程度）。
- ・乗務員や誘導員の健康管理に努める。

(6) 食堂・売店

- ・対面での販売や会計（レジ）を行う場合、可能な範囲でビニールカーテン等を設置し、飛沫の遮断に努める。
- ・食券販売機前やレジ前は混雑が予想されるため、最低一メートルの間隔をあけた整列を促す工夫をする。

- ・対面での飲食や会話を回避するように、テーブルと椅子の配置を工夫する。

- ・食堂売店内のスタッフの健康管理に努める。

(7) 学内の入り口

- ・各校舎に体温チェックエリアを配置し、入構時の体温チェックを行う。

- ・板橋校舎の出入口は、正門のみを開放します。入構時には二号館前の体温チェックエリアを通過して体温チェックを受けること。

- ・東松山校舎は、スクールバスの降車場所からMフロント（五号館二階）を通過して入構すること。Mフロント内に体温チェックエリアを設置する。

- ・サーマルカメラによる検温を実施し、三七・五度以上の体温である場合、再検査を行う。その結果により、入構をお断りする場合もある。

- ・入構を断られた場合は、すみやかに帰宅すること。

(8) その他

- ・入構ガイドラインの徹底、日常生活等の注意喚起について、ホームページ、DBポータル、校舎内放送、デジタルサイネージ（東松山校舎のみ）等による啓発活動を行う。

- ・事務室・教室・図書館等の学内施設利用時に、「入構時健康チェックリスト」の提示や非接触型体温計による検温の協力を求めることがある。

これらの感染症拡大防止の措置は、国や自治体との連携によっても進められた。大学は、政府や自治体から

の指導にもとづいて、感染拡大防止や学外活動の自粛を徹底し、感染者が発生した場合の対応策や情報共有も迅速におこなった。とくに大学内で感染者が確認された場合、学生や教職員へのPCR検査が実施され、感染拡大を防ぐための対策がとられた。その際、他大学相互との協力もおこなわれた。

厳しい制限のもとで、大学の入学式や新入生オリエンテーションなどはオンラインで開催され、新入生同士の交流の場は制限された。学生生活の学生のクラブ活動やサークル活動、キャンパス内でのイベントなども同様に制限された。

こうしたなかで大学は二〇二一年度から原則対面授業の実施に踏み切った。二〇二〇年十一月二五日付で次の学長メッセージが大学サイトに掲載された。

大学の二〇二一年度における授業実施方針につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に十分な配慮を行った上で、原則として対面授業とすることといたします。対面授業の実施に際しては、各教室内で十分な社会的距離を取り得る受講者数を想定し、受講者数が多い場合など教室内での感染予防がとりにくい授業は遠隔授業とするなどの配慮を継続いたします。

学生の皆さんが、安心して大学で授業を受講できるよう継続して感染予防に努めておりますので、在学生の皆さんも、引き続きマスクの着用、手指消毒・手洗い、三密の回避、検温などにより、感染症予防にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大も報告されており、先が見通せず引き続き注視していかなければなりません。授業実施方針につきましても、今後の感染症の状況により、変更する可能性があることを

申し添えます。

(学長 内藤二郎)

コロナ禍を契機に、大学のデジタル化が進んだことはプラスに考えるべきことであろうが、同時にコロナ以前にはあまりに当然であった対面授業や諸活動がもつ重要性も再認識された。新型コロナウイルス感染症は、二〇二三年五月八日から感染法上の第5類に移行したが、今後に起こりうるかもしれない感染症パンデミックに備え、大学が今後も、感染症対策を講じた上で、学生や教職員の健康と安全を守りながら、教育活動や研究活動をどのように維持していくか、対面とオンラインのハイブリッドな教育環境の最適化が重要な課題となることは言うまでもない。

さてさまざまな困難に立ち向かわねばならなかったコロナ禍のなか、かねてより力を入れていた本学の学生に対する就職・就業支援に対して第五回「学生が選ぶインターンシップアワード」(五四四法人・六四五プログラムの応募)で本学のインターンシッププロジェクトが、優秀賞に加え、「文部科学大臣賞」の榮譽に輝いたことは、喜ばしいことであった。

同アワードは、学生の社会的・職業的自立に貢献したインターンシッププログラムを表彰するもので、近年、就業体験をとともう質の高いインターンシップの実施、「産学協働による自律的なキャリア形成の推進」が求められるなか、本学の取り組みが教育効果の高いプログラムを構築した好例として高く評価された。

受賞したインターンシッププロジェクトは、二〇二〇年度全学プロジェクトとしてまずは国際関係学部 of 学生を対象にした授業としてスタート。二年間のノウハウを活用し、二〇二二年度からは全学共通科目として全学生を対象に実施されているプロジェクトであった。

キャリアセンタ―と学部が一体となって学生に伴走すると同時に、キャリア教育に実績のある企業とも連携し、より実践的なプログラムが提供された。

具体的には、就業体験を中心とした五日間のインターンシッププログラムを組み、商社・自動車・IT・建設・インフラ・小売をはじめ、幅広い業界の二九社と合同でインターンシップを実施する。座学ばかりに偏重しないよう現場体験比率を六割以上に設定し、企業間でのばらつきが出ないよう受け入れ企業向けのセミナーを開催したり、実習プログラムを事前に確認したりするなど、学生が質の高い就業体験を平等に受けられるよう工夫されたものである。事前・事後の学習プログラムでは狭い意味でのインターンシップの事前準備のみならず、業界研究や企業研究、グループワーク、グループディスカッション、プレゼンテーションなどを実践的に学ぶことができるものであった。

また人生一〇〇年時代の到来や仮想空間と現実空間の融合による近未来社会(Society5.0)を見据え、社会人の学び直し(リカレント教育)についても、コロナ禍のなか学長室に「リカレント教育検討部会(部会長・梅沢祐行事務局長)」が設置され、二〇二一年度から検討が開始された。二〇二一年度はコロナ禍への対応で蓄積されたオンライン教育の経験やコンテンツを活かし、比較的開講することが容易である「履修証明プログラム」(学校教育法にもとづき、社会人等を対象とした特別の課程を開設し、その修了者に対して履修証明書を交付するプログラム)をはじめ、資格取得のプログラムなど、社会人のニーズが高く学びやすいリカレント教育の検討が進められた。一八歳人口の減少により高等教育機関のあり方も変化を迫られているが、多様な学生を受け入れ、本学の特色を活かした柔軟で質の高い教育を展開することによる新たなブランド価値の創造を目指す取り組みのひとつとして位置づけられた。

本項の最後に二〇二二年一月一五日にトンガ沖で発生したフンガ・トンガⅡフンガ・ハアパイ海底火山の大規模噴火（いわゆる「トンガ噴火」）に関する本学の対応に触れておく。

この災害発生直後、まず大学公式サイトで、被災したトンガ王国やその周辺地域の方々へのお見舞いと安全への祈念を発表し、「できる限りの支援をしてみたい」と連帯を表明、その後はラグビー部を中心とした支援活動が展開された。二〇二二年六月一日に東京・秩父宮ラグビー場で「ジャパンラグビーチャリティーマッチ2022: Emerging Blossoms vs Tonga Samurai XV」が開催され、大東文化大ラグビー部OBが「Tonga Samurai XV」チームに多数参加し、試合を通じて被災地支援を目指した。このチャリティーマッチは、大学とラグビー部の長年にわたるトンガとの絆が基盤となって実現したものであった。またラグビー部は、NP O「日本トンガ友好協会」（代表・本学OBのシナリ・ラトゥ氏）やOBと連携して大学公式サイトやリーグワンの試合会場などで、募金や支援の呼びかけをおこなった。本学とトンガの交流は、一九七〇年代にはじまった「そろばん留学生」に端を発し、以後、多くのトンガ出身選手が本学および日本で活躍したが、その歴史と絆が、本支援活動の根幹となったのである。

二 創立一〇〇周年記念事業

二〇二一年（令和三年）、一〇〇周年記念事業推進室が設置され、副学長の中村宗悦社会経済学科教授が推進委員会委員長となって一〇〇周年記念事業の準備と推進を担うこととなった。また二〇二二年の学長選挙で高橋進健康科学科教授が学長に選出されたため、二〇二三年四月からは副学長の中野紀和社会学科教授が推進委員会委員長として一〇〇周年記念事業の実施を担った。

実施された主要な一〇〇周年記念事業は、次の通り。

・創立一〇〇周年記念式典「紡ぐ忠恕の文化」

二〇二三年九月一七日、創立百周年記念式典が、オンライン形式で開催された。式典では、大学の一〇〇年の歩みを振り返る映像や、卒業生で歌手の新浜レオン氏とダンスカンパニー「コンドルズ」による特別パフォーマンスが披露されるなどした。

・記念碑・モニメントの建立

板橋キャンパス内の「交流の杜」に、一〇〇周年を象徴する記念碑・モニメントが建立された。このモニメントは、これまでの一〇〇年を振り返るとともに、待ち合わせの目印となるシンボルとしての役割を担っている。

・一〇〇周年記念グッズの制作・販売

スポーツ、キャンパスライフ、書道の三つのテーマに沿った記念グッズが制作され、学内外で販売された。これにより、在学生や卒業生、関係者が一〇〇周年を共有し、大学への愛着を深める機会が提供された。

・学内ラッピングプロジェクト

東京板橋キャンパス、埼玉東松山キャンパス、大東文化会館の建物に、一〇〇周年を告知するデザインでラッピングが施された。

・学生協働プロジェクト「カフェつく！」

学生主体の期間限定ポップアップカフェ「Café Wacca」をオープンし、学内交流を促進した。

このプロジェクトは、学生が企画・運営をおこない、多文化が交差する場としての大学の魅力を発信した。

・一〇〇周年記念事業募金

大学のさらなる発展と学生支援を目的として、募金活動が実施された。また五月には一〇〇周年記念事業募金「感謝の集い」が板橋校舎で開催された。

寄付金は、教育環境の整備や学生の海外留学支援、クラブ活動の支援など、多岐にわたる用途に活用された。

ほかにも学術シンポジウムとして、二〇二四年二月一七日、「一〇〇周年記念シンポジウム《ジェンダーと身体——「帝国」を再考する》」が、英国のケンブリッジ大学と台湾の高雄師範大学からゲストスピーカーを迎え開催された。これは二〇二一年に一〇〇周年記念企画として結成された学部横断的な研究プロジェクトの一環である。

会場となった大東文化会館とZoom配信には、国内外から約六〇名が参加した。

山口みどり社会学科教授は趣旨説明にて、本シンポジウムが、ジェンダーの視覚から「帝国」を再考するものであることに言及し、これは建学の歴史的文脈を踏まえたものであると同時に、現代社会においても、「帝国」的な覇権の存在がさまざまな形で問題となっているためであることを強調した。

また、同プロジェクトは、二〇二一年に「大東文化大学一〇〇周年記念若手奨励賞」の選考もおこなっており、若手奨励賞受賞者である春日芳美健康科学科准教授の研究をもうひとつの柱として、「身体」に焦点が当てられた。

高橋進学長は「この一〇〇年を振り返り、歴史的な発展のなかで正しく歴史を把握し、次の一〇〇年を作り上げることを考えていく機会になる」とシンポジウムの意義を語った。

書道関係の企画としては、二〇二四年三月二―五日の四日間、上野の森美術館において「大東文化大学一〇〇年の書―書の大東を受け継ぐ人々―」が開催され、二四〇〇名以上が来場した。書道展としては想像を超える入場者数となり、「書の大東」への関心と期待の高さがうかがえるものであった。

「書の大東を受け継ぐ人々」のサブタイトルを付して開催されたこの記念展では、「歴代教員（物故一七名、現役七名）」「専任教員（二〇名）」「非常勤講師（二二名）」「現役学部生（二三六名）」「大学院生（二七名）」のなかから、約三〇〇点の作品を展示する規模の書道展となった。

学生サークルによるイベントも催された。大東文化大学鉄道研究会は、「大東文化大学、超快速低速で行く北越急行の旅」を二〇〇三年三月二三日に開催し、新潟県の北越急行はくほく線（六日町駅―犀潟駅）で団体貸切列車を運行した。企画の取りまとめや、運転計画を鉄道会社と交渉するなどさまざまなプロセスを経て実現した活動で、同会のなかでも大規模なイベントであった。またこのイベントでは大東文化大学創立一〇〇周年をPRするため、北越急行などの協力も仰ぎ、ヘッドマークの掲示がおこなわれた。

卒業生や大東文化大学を応援する人々への情報発信の場としてLINE公式アカウント「大東サポーターズ」が開設されたことも、SNS時代らしい企画であった。このSNSでは月一回の「大学ニュース」配信、各種広報媒体発刊のお知らせ、一般参加型のイベント・セミナーのお知らせがなされた。

卒業生向けのイベントとしては、ほかに六月三日に東松山キャンパスでホームカミングデー、卒業生の集い（二〇一〇年と二〇一九年の卒業生・修了生対象）が開催された。二〇一〇年と二〇一九年はそれぞれ東日本

大震災、コロナ禍で卒業式が中止された年であり、本来「卒業式」に参加するはずだった卒業生・修了生が招かれた。

六月二四日には板橋校舎で教職センター主催の「教員養成コロキウム二〇二三」が、また六月二五日には作家の川上未映子氏と河野芳英米文学科教授の対談講演会が開催、七月五―一日にはビアトリクス・ポター^{T M}資料館所蔵特別展「ピーターラビットと仲間たち&©F&W&Co.」が丸善丸の内本店でおこなわれた。

大東文化歴史資料館は、九月に一〇〇周年記念特別講座「大東文化大学の一〇〇年史」を大東文化会館でおこない、浅沼薫奈東洋研究所特任准教授が地域の方々を対象に「大東文化大学の一〇〇年史 大東の周年記念事業と祝賀式典」と題して大東文化の一〇〇年の歴史を講じた（本講演は二〇二一年九月より三年連続でおこなわれた「大東文化大学の一〇〇年史」シリーズの第三回目にあたる完結編であった。初回は二〇二一年九月二五日に「大東文化大学の一〇〇年史 キャンパスの変遷と大東文化の発展」、第二回は二〇二二年九月一七日に「大東文化大学の一〇〇年史 大東文化の学生と校風、一〇〇年の歩み」と題していずれも大東文化会館でおこなわれた）。さらに本書『大東文化大学百年史』の上巻が九月二〇日付で刊行された。

一〇月二九日は、故桂米朝師匠の長男である桂米團治氏をゲストに座談会が板橋校舎において開かれ、一月には「大東経営者の会」も開かれた。

創立一〇〇周年記念事業は二〇二三年度いっぱいということであり、その掉尾を飾ったのが先述した「大東文化大学一〇〇年の書」展覧会であったが、一月には近隣の小中学生を対象に「板橋区書き初め大会in大東文化大学二〇二四」（板橋校舎）も開かれた。

三 「DAITO VISION 2033」の策定

大東文化学園は、創立一〇〇周年を迎えるにあたり、次の一〇年、さらには二〇三三（令和一五）年の一〇周年を展望する中長期経営計画として二〇二二年に「DAITO VISION 2033」（資料Ⅻ－5）を策定した。本計画は、一九二三（大正一二）年の創立以来一貫して掲げてきた建学の精神「漢学振興・東西文化の融合」を理念的基盤とし、現代社会における多文化的価値の共創と、アジアから世界への貢献を目指す「多文化共生社会の構築」という大学の使命を、さらに深化・拡充させるための道標として位置づけられている。

創立一〇〇年の節目は、単なる記念ではなく、激動する高等教育環境と地球規模の社会変動に向き合うなかで、本学がどのような社会的役割をはたすべきかを再定義する機会でもあった。大学改革の潮流が大学間競争を激化させ、同時に大学の存在意義が問われるなか、「DAITO VISION 2033」は、本学の持続的發展を確保し、教育研究の質的向上を図るための羅針盤として構想された。

本構想は、大学理念として掲げる「アジアから世界へ―多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」を実践的に推し進めることを中心軸とし、多文化理解・教育研究・組織運営の各次元で、具体的かつ現実的な対応策を段階的に展開する方針を打ち出している。

策定にあたっては、まず現時点における大学の特性と達成水準が明確に分析された。その主な強みとして、以下の諸点が挙げられる。

まず本学は、創立以来アジア諸国との交流と協働を重視し、多様な文化的背景を有する学生・教員が集う場として、多文化共生の実践的拠点としての機能をはたしてきた。キャンパス内外での国際交流活動、留学生支

援、多文化教育の体系化などは、その顕著な成果といえる。

また八学部二〇学科、七研究科にくわえ、一〇を超える研究機関（東洋研究所、書道研究所、各学部附置研究所）を擁し、人文・社会・自然・健康分野にまたがる広範な教育研究活動を展開している。学部・大学院・附置研究所の連携による学術的生産性の向上は、研究ブランディング事業や外部資金獲得の面でも一定の成果を挙げている。

一方で、同構想では今後の大学運営における構造的な課題も明示された。その主な項目は、以下の通りである。

一．デジタルトランスフォーメーション（DX）への対応

オンライン技術を活用した教育の高度化や学習環境の柔軟化、さらには業務の効率化を図るうえで、全学的なデジタル環境の整備と教職員のリテラシー向上が喫緊の課題とされた。

二．大学院・研究所の改革

高度専門職業人や研究者の育成という大学院の根本的役割を再構築し、研究所との連携を通じた共同研究体制や国際学術ネットワークの強化が求められている。

三．キャンパス環境の再整備

学生の学修支援、教職員の労働環境の改善、災害対策といった観点から、キャンパス・インフラの再構築が検討課題となっている。東松山・板橋両キャンパスにおける施設更新計画も、同構想の重要施策に含まれている。

四．財政基盤の確保

学費収入への依存を脱し、多様な財源確保（寄付金、研究資金、収益事業等）を可能とする戦略的財政運営体制の構築が、持続可能な大学経営にとって不可欠とされた。

「DAITO VISION 2033」は、以上のような現状認識と課題意識にもとづき、全学的な行動計画とガバナンス改革を連動させながら、次の一〇年に向けた大学の総合的發展を目指している。その実現には、学生・教職員・卒業生・地域社会・企業・国際社会との多層的な連携と協働が前提とされている。

創立一〇〇周年という歴史的節目に立つ本学が、建学の精神に立脚しつつ、「多文化共生」という二一世紀の教育課題に真摯に向き合う姿勢を示した「DAITO VISION 2033」は、次なる世紀に向けた本学の確かな羅針盤となっていると言えるであろう。

資

料

X 概観

1 文部省「大学設置基準等の大綱化と自己評価」(文部省『我が国の文教施策(平成三年度)』大蔵省印刷局、一九九一年一月、三三四〜七ページより抜粋)

第二部 文教施策の動向と展開
第四章 高等教育の改善・充実
第二節 高等教育改革の推進

(略)

1 大学設置基準等の大綱化と自己評価

大学審議会は、平成三年二月に、「大学教育の改善について」など計五件の答申を行った。これらの答申では、高等教育制度全般にわたって多岐にわたる改革方策が提言されたが、改革の基本的な考え方として、1) 我が国の高等教育の基本的な枠組みを定めている大学設置基準などの諸基準を大綱化、簡素化するとともに、2) 高等教育に自己評価のシステムを導入することが示された。

(1) 大学設置基準等の大綱化

我が国の高等教育は、戦後、著しい量的拡大を遂げ、今や大学・短期大学だけでも一一〇校を超え、学生数で二七〇万人を上回る規模となっている。

このように高等教育の規模が拡大し、広く普及した状況では、その中から、研究指向のもの、教育に力点を置くもの、さらには、地域における生涯学習に力を注ぐものといった、様々なタイプの高等教育機関が育っていくことが考えられる。

また、各高等教育機関が、それぞれの理念・目標に基づき、個性を発揮し、自由で多様な発展を遂げることにより、高等教育全体として社会や国民の多様な要請に適切に対応し得るものと考えられる。

このように高等教育の個性化・多様化を促進するためには、我が国の高等教育の枠組みを規定している大学設置基準等の諸基準の見直しが必要である。大学設置基準等の諸基準は、我が国の高等教育の発展の初期の段階において、その水準の維持向上に一定の役割を果たしてきたが、今や先進諸国に伍して新たな世界を切り開いていく立場にある我が国において、各高等教育機関が、教育研究の多様な発展を図っていくためには、枠組みとなる

基準は可能な限り緩やかな方が望ましいと考えられる。

大学審議会は、このような観点から、大学設置基準等の諸基準を大綱化・簡素化する方向で検討を行い、文部大臣に答申を行った。

答申で提言された大綱化の主な内容は、次のとおりである。

1) 各大学・短期大学に開設を義務づけていた授業科目の科目区分（一般教育科目、専門教育科目、外国語科目及び保健体育目）を廃止する。

2) 学生の卒業要件として定められていた各科目区分ごとの最低修得単位数（大学の場合、一般教育科目三六単位以上、専門教育科目七六単位以上、外国語科目八単位以上、保健体育科目四単位以上）を廃止し、総単位数（大学の場合、一二四単位以上）のみ規定するにとどめる。

3) 必要専任教員数について、各科目区分ごとに算定する方式を廃止し、収容定員の規模に応じた総数のみを算定する方式とする。また、大学の兼任の教員の合計数は、全教員数の二分の一を超えないとする制限規定を廃止する。

4) 授業の方法別（講義、演習、実験・実技・実習等）

に一律に定められていた単位の計算方法を、各大学・短期大学の判断により弾力的に定めることができるよう、また、高い教育効果が期待できる演習などの授業が開設しやすくなるよう改める。

5) 学部内の組織として、学部の種類によって学科を設けることが適当でない場合に限って例外的に設置を認めていた課程を、学部の教育目的を達成する上で有益かつ適切である場合は、学部の種類を問わず設けることができることとする。

6) 医学部、歯学部に進学課程・専門課程を法令上の制度としては廃止する。

文部省では、大学審議会の答申を踏まえて、平成三年六月に大学設置基準、短期大学設置基準等の諸基準の改正を行い、これらの基準は同年七月より施行された。

また、大学設置基準の大綱化に伴って、大学等の新增設等に対する大学設置・学校法人審議会の設置認可の審査の在り方についても検討を行い、その結果、平成三年七月に、審査に当たつての基本的な観点をまとめた総則的な審査内規が公表された。

(2) 自己評価システムの導入

高等教育機関が、教育研究活動の活性化を図り、質の

向上に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、不断の自己点検を行い、改善への努力を行っていくことが必要である。

このことは、大学設置基準等の諸基準が大綱化され、各高等教育機関がその理念に基づき自由かつ多様な形で教育研究活動に取り組めるようになった場合、より一層重要となる。

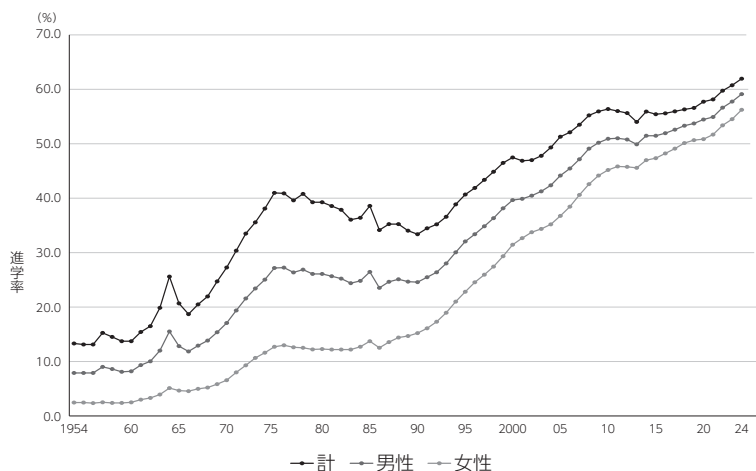
大学審議会は、このような観点から、各大学等が自らの責任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための自己点検・評価のシステムを導入する必要があると指摘するとともに、その実施方法、実施体制等について提言を行った。

今後、各大学等が自己点検・評価を行う際は、まず、各大学等の理念・目的をいかに実現するかという観点から、各大学等の判断により適切な項目を設定し、教育研究活動全般について多面的に点検・評価を行い、現状を正確に把握することが基本となるものと考えられる。その上で、その結果を踏まえ、改善を要する問題点、積極的に評価すべき特色、今後の目指す方向などに関して改善への努力を行うことが望まれる。

文部省は、答申の指摘に基づき、平成三年六月の大学

設置基準等の改正に当たって、各高等教育機関自身による教育研究活動についての自己評価等に関する努力義務規定を設けた。

なお、各大学等が実施する自己点検・評価の検証を行い、その客観性を担保するために、例えば、アメリカ合衆国におけるアクレディテーション・システムのように、関係者による相互評価のシステムの確立に向かうことが重要であり、その際、各種関係団体や学会等が積極的な役割を果たすことが期待される。



注：文部科学省「学校基本調査」より作成。

2 大学進学率の推移（一九五四～二〇二四年）

3 大学審議会「『遠隔授業』の大学設置基準における
取扱い等について（答申）」（抜粋）一九九七年一二
月一八日

I 「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等につ
いて

1 高等教育におけるマルチメディア活用の展望と課題
近年の情報通信技術の発展により、隔地間を結ぶテ
レビ会議式の授業という形で、通学制の高等教育機関
においても「遠隔教育」を行うことが技術的に可能と
なっているのである。

情報通信技術の進展と高等教育の将来像を視野に入
れつつ、当面予想される形態であるマルチメディアを
活用して隔地間で行われるテレビ会議式の遠隔授業（以
下、単に「テレビ会議式の遠隔授業」という。）に係
る制度上の問題、特に設置基準上の位置付けの問題を
中心に検討を行った。

3 マルチメディアの活用に期待される効果

通学制の大学においては、テレビ会議式の遠隔授
業の実施により、次のような効果を期待することが

できる。

① 地理的・時間的制約等から特定のキャンパスに通うことが困難な者に対する学習機会の提供が可能となり、高等教育機会の拡充に資するとともに、柔軟な学習形態の実施が可能となる。

② 教員も学生も、キャンパスを移動することなく、大学相互間での合同授業などを実施できるため、大学間での単位互換が促進され、各大学がそれぞれの特色を生かしつつ教育内容の充実を図ることができ、学生の学習の選択肢が増える。

③ 大学等間の教育研究情報の交換や、教員・学生の交流が促進されることにより、各大学等が有する知的資源の共有化が進み、大学等の教育研究水準の向上が期待できる。

④ 地方公共団体や産業界と連携することにより、地域に開かれた教育が推進できる。

⑤ 海外の大学等との教育交流が活発になり、国際的な視野を持つ人材育成に資する。

また、通信制の大学においては、衛星通信を利用した放送大学の全国化により高等教育機会の一層の拡充が進むほか、パソコン利用等により部分的に双

方向性を備えた新たな放送授業の可能性が開ける、従来の印刷教材に加えてCD-ROMやインターネットなどを利用したマルチメディア教材の活用により教材の幅が広がる等のメリットが考えられる。

このように、マルチメディアの活用は、従来の方式による授業ではあげることのできなかった教育効果を期待できるものであり、高等教育の一層の充実を図る観点からも、その活用について積極的な位置付けを考慮することが適当である。

4 設置基準上の位置付け

以上述べた高等教育機関におけるマルチメディアの活用の状況及び期待される効果を踏まえつつ、テレビ会議式の遠隔授業の位置付け等についての考え方を以下に示した。

各大学等において、それぞれの特質や実情に応じて、その効果的な活用に取り組んでいくことが期待される。

以下、大学における取扱いを中心に述べるが、特段の記述がない事項については、大学院、短期大学、高等専門学校についても同様の取扱いとすることが適当である。

(1) 通学制の高等教育機関における「遠隔授業」の位置付け

① 基本的な考え方

高等教育機関における授業の方法については、例えば通学制の大学の場合は、大学設置基準第二五条において、「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。」と定められている。大学設置基準上、こうした授業は、直接の対面授業により行われることを想定しており、テレビ会議式の遠隔授業によつて実施する際の取扱いは明確ではない。このため、現状では、テレビ会議式の遠隔授業を実施する大学等からの要請を踏まえ、実態等を勘案しつつ個別かつ暫定的にこれを授業方法として認める取扱いがなされている。

今後、このような授業の効果的な活用を図っていくためには、一定の要件を満たす「遠隔授業」(②に示すア～ウの要件を満たしたテレビ会議式の遠隔授業をいう。以下同じ。)の取扱いについて設置基準上明確にするとともに、「遠隔授業」が直接の対面授業に近い環境で行われ、直接の対面授業と同様に取り扱うこ

とが望ましいものとなるために配慮すべき事項等を示しておくことが適当である。

② 「遠隔授業」の実施形態

大学等における直接の対面授業においては、教員は授業中、学生の反応等を見ながら授業を展開し、また、学生は授業時間中に必要に応じ教員に質問等をする事が可能である。また、個々の学生に対して個別に指導を行うことも可能である。さらに、直接の対面授業は、当該教室等における学生間の交流等を通じて学生の学習に対する意識を高め、興味関心を喚起し、学習意欲を高めるなどの効果を持つものである。

テレビ会議式の遠隔授業も、一定の要件の下に行われる場合には、上に述べたような直接の対面授業が有する教育上の効果を十分確保することが可能である。したがって、大学設置基準において、大学は、一定の要件を満たす場合には、大学設置基準第二五条に定める授業を隔地間で行うことができる旨を定めて設置基準上の位置付けを明確にし、各大学が適切と認める場合には積極的にその活用を図ることができるようにすることが適当である。

すなわち、大学設置基準において、直接の対面授業と並んで実施可能とする「遠隔授業」は、具体的には次の要件をすべて満たすものとするのが適当である。

ア 現行の大学設置基準第二五条の授業を、隔地の教室、研究室又はこれに準ずる場所において同時に行うものであること。（同一校舎内の複数の教室間を結んで行う場合や、送信側には教員のみがいて学生がいない場合も含む。）

イ 多様な通信メディアを利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的かつ双方向に扱うことができる状態で行われるものであること。

ウ 大学において、直接の対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

③ 「遠隔授業」を実施する際に配慮すべき事項

「遠隔授業」を実施するに当たっては、直接の対面授業に近い環境において行うことが必要であり、各大学等においては、以下のような事項について配慮する

ことが望ましい。

ア 授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。

イ 学生の教員に対する質問の機会を確保すること。

ウ 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。

エ 「遠隔授業」の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。必ずしも、受信側の教室に教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタント（TA）を配置することも有効である。

オ メディアを活用することにより、一度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。

4 大学審議会「二一世紀の大学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性が輝く大学―（答申

要旨）一九九八年一〇月二六日

はじめに

1 高等教育を取り巻く二一世紀初頭における社会状況は現状から更に大きく転換し、人類にとって真に豊かな未来の創造、科学と人類や社会更にそれらを取り巻く自然との調和ある発展等を図るため、多様で新しい価値観や文明観の提示等が強く求められるようになると考えられる。このため、その知的活動によって社会をリードし社会の発展を支えていくという重要な役割を担う大学等が、知識の量だけではなくより幅広い視点から「知」を総合的に捉え直していくとともに、知的活動の一層の強化のための高等教育の構造改革を進めることが強く求められる時代―「知」の再構築が求められる時代―となっていくものと考えられる。

大学等においては、この一〇年間において、本審議会答申等を受けて改革が進められ成果をあげてきているが、このような二一世紀初頭において、その期待される役割を十分に果たすことができるよう更に大胆な改革を速やかに推進していくことが強く求められている。

2 本審議会は、平成九年一〇月に文部大臣から「二一世紀の大学像と今後の改革方策について」諮問を受けて以来、上記のような認識に立って、大学等の多様化・個性化の推進、国際的な通用性の向上などの視点を踏ま

えつつ、大学等の自主性・自律性を高めるシステムの柔構造化等の一層の推進と、そのための基礎となる基本的枠組み等についての法令上の明確化を含めた整備を図ることを基本として審議を行ってきた。なお、総合的な審議を行うため、新たに基本構想部会を発足させ、大学院部会、大学教育部会、組織運営部会及びマルチメディア教育部会の各部会の密接な連携の下に、関係者からのヒアリングを行うなど精力的な調査審議を重ねた。

平成一〇年六月三〇日に「中間まとめ」をとりまとめ公表した後、「中間まとめ」に対する各界の意見を踏まえつつ、総会及び各部会において更に審議を深めてきたが、ここに「二一世紀の大学像と今後の改革方策について」結論を得たので、答申を行うものである。

3 答申は、第一章で、高等教育を取り巻く二一世紀初頭の社会状況等を展望し、その中で我が国の発展の方向と高等教育の役割について述べている。それを踏まえつつ、これまでの高等教育改革進展の現状と今後の課題を整理した上で、二一世紀を迎えるに当たり今何が大学等に求められているか、今何をなすべきかという視点から、高等教育機関の多様化・個性化の必要性や規模の考え方、今後の大学改革の基本理念について述べてい

る。具体的には、i)課題探求能力の育成を目指した教育研究の質の向上、ii)教育研究システムの柔構造化による大学の自律性の確保、及びそれを支えるiii)責任ある意思決定と実行を目指した組織運営体制の整備、さらにこうした大学の取組についてのiv)多面的な評価システムの確立による大学の個性化と教育研究の不断の改善、という四つの基本理念を提示し、その理念に沿って総合的かつ具体的な改革を実施していく必要があることを提言している。

第二章では、第一章で提言した四つの基本理念に沿った具体的な改革方策を提言するとともに、それらの改革を進めるための基盤の確立等について提言している。ここで提言した改革の諸方策は一体的に推進されることが必要であるが、個々の具体的方策には、すべての大学等において共通的に取り組んでいくことが必要な事項のほか、各大学等がその理念・目標に沿って自主的に判断することが適切な事項も含まれている。提言した改革方策が適切かつ総合的に推進されることにより、各大学等が、世界的水準の教育研究の展開を目指して不断の向上を図り、切磋琢磨する状況が創出され、それぞれが、個性が輝く大学等として一層発展していくことを願うもので

ある。

4 この答申で提言した改革実現のためには、大学等の関係者の努力はもとより、地域社会、産業界等、さらには国民各層の幅広い理解と支援が不可欠であり、広く関係者において、改革への支援が一層積極的かつ具体的に展開されることを強く期待したい。また、特に大学等においては公共的機関としてのその基本的な性格に改めて思いを致し、開かれた大学運営、社会的責任の履行にこれまで以上に努力していくことが求められる。さらに、国においては、各大学等における自己改革の取組を積極的に支援していくため、その基盤整備を積極的に推進する必要がある。人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国にとって、優れた人材の養成と独創的な学術研究の推進等の役割を担う大学等における教育研究の振興は、今後の発展に欠くことのできない未来への先行投資である。このことを踏まえ、高等教育に対する公的支出を先進諸国並に近づけていくよう最大限の努力を強く期待するものである。

なお、平成一〇年一月に、文部大臣から学術審議会に對して「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」諮問がなされ、現在、審議が行わ

れているところであり、本答申とともに、学術審議会の審議結果も踏まえ、大学等における教育研究の総合的な推進が図られることを期待したい。

第一章 二一世紀初頭の社会状況と大学像

1 二一世紀初頭の社会状況の展望と高等教育

(1) 高等教育を取り巻く二一世紀初頭の社会状況の展望等―「知」の再構築が求められる時代―

○二一世紀初頭における社会状況をどのように展望するかは、様々な変化や要素を考える必要がある。一概に言い表すことは難しいが、i) 一層流動的で複雑化した不透明な時代、ii) 地球規模での協調・共生と一方では国際競争力の強化が求められる時代を迎える中で、我が国ではiii) 少子高齢化が進行し生産年齢人口が大幅に減少すると同時に、産業構造や雇用形態に大きな変化が起り、iv) 職業人の再学習をはじめ、国民の間に生涯学習需要が増大する、他方、v) 豊かな未来を拓く原動力となる学術研究の進歩が加速すると同時に、学際化、総合化の必要性が生じるなど、高等教育を取り巻く状況が大きく転換し、大学等の高等教育機関における「知」の再構築が強く求

められる時代となっていくものと考えられる。また、産業や雇用の空洞化、少子高齢化による経済の潜在的な成長力の低下、高齢化に伴う社会保障給付の増大などにより、当面は、引き続き厳しい財政状況が続くことが予想される。

(2) 我が国の発展と高等教育

○人類全体にとって一層困難な課題が生じてくると考えられる二一世紀初頭において、我が国が世界と協調しつつ、そのより良い解決に向け貢献していくためには、大学をはじめとする多様な高等教育機関のシステム全体として、その知的活動によって社会をリードし社会の発展を支えていくという重要な役割を十分に果たしていくことが不可欠である。

大学等の高等教育機関がその求められる役割を十分に果たしてこそ、人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国が、二一世紀の国際社会において、知的リーダーシップを発揮できる国、自ら独創的な知的資産を創造し新領域を開拓していくことができる国、真に豊かな社会が実現できる国として、国際貢献を果たしつつ発展していくことが可能となる。

2 高等教育改革進展の現状と課題

○高等教育改革については、本審議会の答申等を踏まえ、教育研究の高度化・多様化・個性化、組織運営の活性化の方針の下に、この一〇年間において諸制度の大綱化、弾力化等が図られるとともに、高等教育関係者の間に改革の必要性についての意識が覚醒され、改革に向けての具体的な取組が着実に進められてきている。過去一〇年の間に高等教育全体として改革の動きが始まったことは大きな前進であり高く評価されるべきであるが、その進展の度合いは個々の大学等により様々であり改善すべき問題点も依然として少なくない。

高等教育関係者は、大学等に対する社会の側からの様々な批判はまだ完全には払拭されてはいないという現状を重く受け止めつつ、来るべき二一世紀初頭の社会状況の展望等の上に立って、我が国の大学等が期待される役割を果たし世界的に評価されるものとなるようにするため、今なすべきことを明確にし、更に大胆かつ積極的に改革を推進していく必要がある。

3 二一世紀初頭の大学像

○人類の真に豊かな未来の創造に向けて「知」の再構築が求められる二一世紀初頭において、我が国の高等教育

育が世界的水準の教育研究を展開し、その期待される役割を十分に果たしていくためには、この一〇年間における改革進展の現状を踏まえつつ、更に高等教育改革を進めていくことが必要である。

このため、高等教育機関全体で社会の多様な期待や要請等に適切にこたえていけるよう各大学等の自律性に基づく多様化・個性化を進めるとともに、卒業時における質の確保のための取組の抜本的充実、大学院の役割の増大に対応する更なる整備充実、国際的通用性・共通性の向上、大学等の社会的責任等を重視しつつ、今後、下記(3)に述べる大学改革の四つの基本理念に沿って、教育研究の見直し等を大胆に進め、新しい高等教育システムを構築していかなければならない。これにより、各大学等が教育研究の質の不断の維持向上を図り、切磋琢磨する状況が創出され、それぞれが個性が輝く大学等として発展していくことが求められる。

(1) 高等教育機関の多様な展開

○今後、社会・経済の更なる高度化・複雑化や国際化の進展に伴い、教育研究の質の高度化及び人材養成に対する要請等の多様化への適切な対応が一層求められていく。また、進学率の上昇や生涯学習需要の高まり等に伴

い、より幅広い層の国民に対し、それぞれの関心や意欲に応じてその能力を十分に伸ばしていくための多様かつ充実した教育機会の提供が一層重要となっていく。このような高等教育に対する質の高度化への要請や社会の需要の一層の多様化等に適切にこたえとともに、長期的視点に立った教育研究の展開によって社会をリードしていくという役割を果たすためには、大学・大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校が、それぞれの理念・目標を明確にし、それぞれの特色を生かしつつ多様化・個性化を進め、国公立の各高等教育機関全体で社会の多様な要請等にこたえていく必要がある。

1) 各高等教育機関の多様化・個性化

○高等教育に対する社会の多様な要請等に適切にこたえていくためには、大学・大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校という各学校種ごとにその求められる役割を果たしていくのみならず、各学校種の中においても、個々の学校がそれぞれの理念・目標に基づき様々な方向に展開しつつ、更にその中で多様化・個性化を進めていかなければならない。

大学は、それぞれの理念・目標に基づき、総合的な教育の提供を重視する大学、専門的な職業能力の育成

に力点を置く大学、地域社会への生涯学習機会の提供に力を注ぐ大学、最先端の研究を志向する大学、また、学部中心の大学から大学院中心の大学など、それぞれの目指す方向の中で多様化・個性化を図りつつ発展していくことが重要である。

(略)

2) 国公立大学の特色ある発展

○国公立大学がそれぞれに期待される機能を発揮し特色ある教育研究を展開していくことは、二世紀初頭における社会の多様な要請等に国公立大学全体で適切にこたえていくだけでなく、高等教育全体の活性化の上から必要である。

国立大学については、国費により支えられているという安定性や国の判断で定員管理が可能であるなどの特性を踏まえ、その社会的責任として、計画的な人材養成の実施など政策目標の実現、社会的な需要は少ないが重要な学問分野の継承、先導的・実験的な教育研究の実施、各地域特有の課題に応じた教育研究とその解決への貢献などの機能を果たすべきことが期待されている。このような機能を十分果たしていない国立大学については、適切な評価に基づき大学の実情に応じた改組転換を検討す

る必要も出てくると考えられる。

公立大学については、当該自治体における設置目的に沿って、それぞれの地域の更なる向上発展への貢献のため、地域社会の様々な要請等を踏まえつつ、より一層教育研究機能の強化に努め特色ある教育研究を実施していくことが期待されている。

私立大学については、各大学がそれぞれの建学の精神にのっとり自主的な運営により、社会の多様な要請等にこたえつつ、より一層教育研究機能の強化に努め特色ある教育研究を実施していくことが期待されている。

(2) 高等教育規模の展望

1) 大学（学部）、短期大学の規模

○社会の高度化・複雑化・専門化の進展等に応じ、高度な課題探求能力や専門的知識等を有することが社会生活を送る上で広く求められるようになっていく。また、少子化の進行に伴い若年労働人口が減少していく中で我が国が引き続き発展していくためには、社会の各分野で活躍できる質の高い人材の供給を一定規模確保することが必要である。高等教育の正確な国際比較は困難であるが、概観すれば欧米諸国に比較して日本の大学・短期大学の規模は決して大きいとは言えない。以上の状況を総

合的に考えると、平成一二年度から一六年度までの期間に大学及び短期大学の臨時的定員の半数以上の解消を図りつつ、一八歳人口が一二〇万人規模となる平成二一年度以降最大七〇万人程度（平成八年度入学者数から約一〇万人の減）の入学者数を想定することは適当と考えられる。この場合、進学率は大きく上昇すると予測されている。

なお、進学率の上昇に伴い学生の多様化が進行していくことにかんがみ、教育機能の強化とともに、より厳格な成績評価の実施など卒業時における学生の質を確保するための取組を抜本的に充実する必要がある。

○一八歳人口の減少を踏まえ、大学等の新増設については本審議会答申「平成一二年度以降の高等教育の将来構想について」において示したとおり抑制的に対応することとするが、我が国の高等教育の活力を維持し時代の変化に即応するために必要性の極めて高いものについては認めていくことが適当である。

2) 大学院の拡充

○これからの大学院には、i) 学術研究の高度化と優れた研究者の養成機能の強化、ii) 高度専門職業人の養成機能、社会人の再学習機能の強化、iii) 教育研究を通じた国

際貢献が特に求められており、いずれの面からも大学院の更なる整備充実が必要である。

平成二二年（西暦二〇一〇年）における大学院の在学者数は二五万人程度になると推計されるが、今後の制度改正や産業構造の変化などを考慮すると全体としてはそれ以上の規模に拡大していくと見込まれる。国はこの規模を念頭に置きつつ、特に大学院修士課程における高度専門職業人の養成に留意し、量的な拡大を図るとともに、大学院全体の質の維持向上と教育研究条件の充実のための措置を講じる必要がある。

なお、国立大学については、今後大学院の規模の拡大に重点を置く必要があるが、関連して状況に応じ学部段階の規模の縮小も検討していくことが必要である。

(3) 大学改革の基本理念―個性が輝く大学―

○「知」の再構築が求められる二一世紀初頭において、我が国の高等教育が世界的水準の教育研究を展開し、その求められる役割を十分に果たしていくためには、i) 課題探求能力の育成を旨とした教育研究の質の向上、ii) 教育研究システムの柔構造化による大学の自律性の確保、及びそれを支えるiii) 責任ある意思決定と実行を旨とした組織運営体制の整備、さらにこうした取組についてのiv)

多元的な評価システムの確立による大学の個性化と教育研究の不断の改善、の四つの基本理念に沿って現行制度を大胆に見直し、各大学が更なる向上を目指して切磋琢磨し発展していくことのできる新しい高等教育システムへ転換していかなければならない。その際、同時に、国際的通用性・共通性を確保しつつ大学等の自律性に基づく多様化・個性化を推進するとともに、公共的機関である大学等が社会的責任を果たしていくことが重要である。

なお、個々の改革方策には、すべての大学等が取り組むことが必要なもののほか各大学等の自主的判断によるのが適切なものも含まれており、各大学等はその理念・目標を踏まえつつ適切かつ総合的に改革を推進していく必要がある。

i) 課題探求能力の育成―教育研究の質の向上―

○二一世紀初頭の社会状況の展望等を踏まえると、今後、高等教育においては、「自ら学び、自ら考える力」の育成を旨としている初等中等段階の教育を基礎とし、「主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探索し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力」（課題探求能力）の育成を重視することが求められる。また、学部教育では、教養教育及

び専門分野の基礎・基本を重視し専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力等を培うこと、専門性の一層の向上は大学院で行うことを基本として考えていくことが重要となる。さらに、高等教育の普及等に伴う学生の一層の多様化等が進行していくことを踏まえ、卒業時における質の確保、国際的通用性の向上等を重視しつつ、教育研究の質の向上と高度化に一層努めることが必要である。

ii) 教育研究システムの柔構造化―大学の自律性の確保―

○高等教育の普及等に伴う学生及び学習需要の多様化等の一層の進行、社会の更なる複雑化と変化の一層の加速等が予想される中で、高等教育がその期待に適切に対応していくためには、学生の主体的学習意欲及びその学習成果を積極的に評価し得るような制度、大学が自律性を確保しながら一層積極的・機動的に社会の要請等に対応できるような制度、国際的な通用性の高い制度へと、教育研究システムをより柔構造化していくことが必要である。

iii) 責任ある意思決定と実行―組織運営体制の整備―

○上記 i) 及び ii) に述べた取組を推進していくためには、

各大学が自らの主体的判断と責任において、社会の期待にこたえ得る効果的な大学運営を行っていくことが求められる。そのためには、学長のリーダーシップの下に、適時適切な意思決定を行い実行できる組織運営システムが確立されなければならない。

iv) 多元的な評価システムの確立―大学の個性化と教育研究の不断の改善―

○以上の i) から iii) についての取組を実効あるものとするためには、各大学が自己点検・評価の恒常の実施とその結果を踏まえた教育研究の不断の改善を図っていくことはもとより、さらに、より透明性の高い第三者評価を実施し、その評価結果を大学の教育研究活動の一層の改善に反映させるなど、各大学の個性を更に伸長し魅力あるものとしていくための多元的な評価システムを速やかに確立することが不可欠である。

第二章 大学の個性化を目指す改革方案

1 課題探求能力の育成―教育研究の質の向上―

○今後、高等教育の普及が一層進むことを踏まえると、卒業時における質の確保を重視したシステムへの転換が

必要である。このため、学部段階においては、初等中等教育における自ら学び、自ら考える力の育成を基礎に「課題探求能力の育成」を重視するとともに、専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力等を培うことを基本として、教育内容の再検討を行い、あわせて教員の意識改革、責任ある授業運営と厳格な成績評価の実施などを推進するための具体的仕組みを整備する必要がある。

また、今後、専門性の向上は大学院で行うことを基本として考えていくことが重要となることを踏まえ、大学院については、その一層の高度化と機能分化を図っていく観点から、制度上の位置付けの明確化を図るとともに、目的に応じた教育内容・方法等の整備、国際的に評価される卓越した教育研究拠点を形成していくためのシステムの導入等を図る必要がある。

(1) 学部教育の再構築

○今後、高等学校教育における教育課程の基準の改善、選択制の拡大等が進むとともに、大学進学率が一層上昇する中で、進学前に受けた高等学校教育の内容も多様化し、さらに社会人や留學生の増加が進み、興味・関心、履修歴などあらゆる面で多様な学生が大学に進学してくることが予想される。また、時代の変化や社会の要

請等に対応した教育研究の展開が一層強く求められるようになっていく。これまでの本審議会答申等を踏まえ、カリキュラム改革の実施、個々の授業科目ごとの詳細な授業計画としてのシラバスの作成・公表など教育の質の確保のための取組が進められているが、いまだに大学教育への批判を払拭するには至っていない現状を重く受け止めつつ、二一世紀に向けさらに改革を推進する必要がある。

1) 教育内容の在り方―課題探求能力の育成―

i) 教養教育の重視、教養教育と専門教育の有機的連携の確保

○社会の高度化・複雑化等が進む中で、「主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探索し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力」（課題探求能力）の育成が重要であるという観点に立ち、「学問のすそ野を広げ、様々な角度から物事を見ることができる能力や、自主的・総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てる」という教養教育の理念・目標の実現のため、授業方法やカリキュラム等の一層の工夫・改善、全教員の意

識改革と全学的な実施・運営体制を整備する必要がある。

この際、専門教育においても教養教育の理念・目標を踏まえた教育を展開することにより、教養教育と専門教育の有機的連携の確保を図っていくことが重要であることを十分に認識しなければならない。

ii) 専門教育の見直し

○学部段階の専門教育においては、細分化した狭い分野に限定された知識やそれまでの学問研究の成果を単にそのまま知識として教えることに終始するのではなく、基礎・基本を重視しつつ、関連諸科学との関係、学問と個人の人生及び社会との関係を教えることなどを通じて、学生が主体的に課題を探索し解決するための基礎となる能力を育成するよう配慮し工夫することが必要である。

iii) 学部教育と高等学校教育との関係

○高等学校教育では、生徒の個性を伸ばし進路への自覚を深める等の観点から、今後、選択制の拡大、教育内容の厳選等が更に進められる方向にある。各大学は、大学に入学してくる学生の履修歴の多様化が一層進むことに対応して、入学者選抜において大学教育に必要な科目については高等学校での履修を求めることが考えられる。さらに、入学後に大学教育の基礎を教えるなどの工夫を

通じて、後期中等教育から高等教育への移行を円滑に進めることが強く求められる。

大学入試の在り方については、知識の量だけでなく大学での学習に対する意欲・熱意や入学後の能力の伸長も見据え、多様な個性や能力を適切に評価する必要がある。このため、高等学校における学習指導要領の改訂や学部教育の改善の方向を踏まえ、また、高等学校と大学との接続の在り方についての今後の幅広い検討を視野に入れ、具体的な改善方策を審議する。

また、大学レベルの教育を受けるのに十分な能力と意欲を有する高等学校の生徒に対し、大学レベルの高度な教育・研究に触れる機会をより広く提供し、生徒の興味や関心を高めその能力の伸長を図っていくことは有意義である。このため、各大学において、大学教育を受けるのに十分な能力と意欲を有する高等学校段階の生徒に対し、大学レベルの教育に触れる機会を広く提供することが望ましい。

iv) 国際舞台で活躍できる能力の育成等

○外国語教育の充実や海外留学の推進等を進めると同時に、我が国の歴史や文化への理解、国際社会の直面する重要課題への認識を深めたり、討論、口頭による意見

発表や報告、プレゼンテーション等の訓練を通じて自らの主張を明確に表現する能力を育成するなど、国際舞台で活躍できる人材の養成を図ることが重要である。

2) 教育方法等の改善

―責任ある授業運営と厳格な成績評価の実施―

i) 授業の設計と教員の教育責任

○我が国の大学制度は単位制度を基本としており、単位制度の実質化は教育方法の改善にとって重要な課題である。現在の単位制度は、教室における授業と事前・事後の準備学習・復習を合わせて単位を授与するものであり、学生の自主的な学習が求められる。このため、教室における授業だけでなく、授業の前提として読んでおくべき文献を指示するなど学生が事前に行う準備学習・復習についても指示を与えることが教員の務めである。このことについて、大学当局はもとより各教員が十分自覚して授業の設計と学習指導を行うことが必要である。同時に、学生の側においても主体的に学習に取り組むことが求められる。

ii) 成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施

○大学の社会的責任として、学生の卒業時における質の確保を図るため、教員は学生に対してあらかじめ各授

業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画とともに、成績評価基準を明示した上で、厳格な成績評価を実施すべきである。なお、厳格な成績評価の実施の結果、留年者による収容定員超過が生ずる可能性があるが、こうした定員超過については大学の設置認可や私学助成の際に弾力的に取り扱うことが適当である。

iii) 履修科目登録の上限設定と指導

○学生の履修科目の過剰登録を防ぐことを通じて、教室における授業と学生の教室外学習を合わせた充実した授業展開を可能とし、少数の授業科目を実質的に学習できるようにすることにより、単位制度の実質化を図る必要がある。このため学生が一年間あるいは一学期間に履修科目登録できる単位数の上限を各大学が定めるものとする旨を大学設置基準において明確にする必要がある。また、個々の学生に対して履修指導を行う指導教員等を置くことも重要である。

iv) 教員の教育内容・授業方法の改善

○各大学は、個々の教員の教育内容・方法の改善のため、全学的にあるいは学部・学科全体で、それぞれの大学等の理念・目標や教育内容・方法についての組織的な研究・研修（ファカルティ・ディベロップメント）の実

施に努めるものとする旨を大学設置基準において明確にすることが必要である。

なお、個々の授業の質の向上を図るに当たっては、シラバスの充実等の取組が重要である。

v) 教育活動の評価の実施

○教育の質の向上のため、自己点検・評価や学生による授業評価の実施など様々な機会を通じて、継続的に大学の組織的な教育活動に対する評価及び個々の教員の教育活動に対する評価の両面から評価を行うことが重要である。その際、教室における授業及び教室外の準備学習等の指示、成績評価などの具体的実施状況を評価の対象とすることにより、単位制度の実質化と教育内容の充実を図ることが重要である。

また、教育活動の在り方については、卒業生が働いている職場など外部の意見も聞き、それを踏まえて更なる改善につなげていくことが有効である。

vi) 学生の就職・採用活動に当たっての大学及び産業界の取組

○大学と産業界は、学生の就職・採用活動が秩序ある形で行われるよう、適時、情報交換等を行うとともに、それぞれ適切な取組を進めることが重要である。大学は、

学生の卒業時における質の確保を図るため、教育内容及び教育方法の改善を進め責任ある授業運営を行うとともに、学生が自己の責任において主体的に就職活動を行えるよう就職指導の充実に努める必要がある。また、産業界においては、大学の教育活動を尊重し、可能な限り休日や祝日等に採用活動を実施するとともに、過度に早期の採用活動を行わないよう期待する。さらに、採用に当たっては、学校歴ではなく学生の大学における学習歴を一層重視した人物・能力本位の採用の取組が更に進められるとともに、男女雇用機会均等法に沿い、女子学生の雇用の機会均等が図られることを期待する。

(2) 大学院の教育研究の高度化・多様化

○大学院は、あらゆる学問分野にわたり基礎研究を中心とした学術研究の推進とともに、研究者の養成及び高度の専門的能力を有する人材の養成という役割を担うものであり、将来にわたって我が国の学術研究水準の向上や社会・経済・文化の発展を図る上で極めて重要な使命を負っている。二一世紀初頭の社会状況の展望等を踏まえると、これからの社会が特に必要としているのは、細分化された個々の領域における研究とそれらを統合・再編成した総合的な学問とのバランスのとれた発展であり、

学術研究の著しい進展や社会・経済の変化に対応できる幅の広い視野と総合的な判断力を備えた人材の養成である。社会の高度化・複雑化が進む中で、主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下して解決する能力を育成することは、研究者の養成あるいは高度専門職業人の養成や社会人の再教育など、いずれの方向性を目指すにせよ大学院においても等しく強く求められるところであり、教育研究の高度化・多様化を更に推進していかなければならない。

1) 大学院の組織編制の在り方

i) 大学院の制度上の位置付けの明確化

○大学においては、学部が教育研究上の基本的な組織とされており、学部を基礎としている研究科については、その運営を学部依存している。今後、大学院がより一層充実した教育研究を実施していくようにするためには、学部を基礎としている研究科にも、大学が運営上の必要性等を判断した上、研究科のカリキュラムや学生の入学の決定など大学院固有の事項について独自の立場から審議を行うため、研究科委員会に代えて、研究科教授会を置き得ることを明確にする必要がある。

大学の多様な組織形態を許容していく観点から、大学院の教育研究活動の比重が高まり、これが中心的役割を果たすに至っている大学においては、当該大学の教育研究目的を効果的に達成する責任ある組織の体制を整備するため、研究科と学部とを同等の基本的な組織として、当該学部とともに当該研究科に教員を所属させ、研究科教授会を置くのみならず、人事についても審議を行うとともに、全学的な運営に関与し得るような仕組みを法令上明確化する必要がある。

また、学部や研究科を置きつつも学系と同様に研究上の目的から編制される組織を設ける方式など、多様な組織形態を採り得る制度的枠組みを考慮していく必要がある。

ii) 一定規模以上の学生を擁する大学院の専任教員等

○大学院の多様な発展を可能にしかつ各大学院が質的にも充実した教育研究を実施していくためには、一定の規模以上の学生を擁する大学院にあっては大学院専任の教員や大学院専用の施設・設備を備えるべきことを大学院設置基準上明確にする必要がある。

2) 大学院の課程の目的・役割の明確化

○大学院は、高度の専門的知識・能力を有する人材の

養成への需要や、職業上必要な新しい知識・技術を求める者等の要請に適切に対応していくことがより一層求められている。

大学院は、それぞれの課程の目的・役割を明確化していくことが課題となっており、とりわけ、修士課程にあつては、研究者養成の一段階又は高度専門職業人の養成などその役割の方向性を明らかにし、それに即して、学部教育で培われた専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力に立ち、専門性を一層向上させていくことが重要である。また、博士課程にあつては、基礎的・先駆的な学術研究の推進、世界的な学術研究の拠点、優れた研究者の養成などの中核的機関としての基本的な役割が極めて重要である。

今後の大学院の在り方としては、その教育研究水準の質的向上とあいまって、全体として研究者養成に加え、高度専門職業人養成の役割をもより重視した、多様で活力あるシステムを目指すことが重要である。

そのためには、各大学が修士課程と博士課程を別々に設置する並列方式を採用しやすくなるように、設置審査の取扱いを弾力化することが適当である。

3) 高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行う大

学院の設置促進

○国際的にも社会の各分野においても指導的な役割を担う高度専門職業人の養成に対する期待にこたえ、大学院修士課程は、その目的に即した教育研究体制、教育内容・方法等の整備を図り、その機能を一層強化していくことが急務となっている。

○そのため、これまでの高度専門職業人の養成の充実と併せて、これを更に進め、特定の職業等に従事するのに必要な高度の専門的知識・能力の育成に特化した実践的な教育を行う大学院修士課程の設置を促進することとし、制度面での所要の整備を行い教育研究水準の向上を図っていく必要がある。

高度専門職業人の養成に特化した大学院修士課程は、カリキュラム、教員の資格及び教員組織、修了要件などについて、大学院設置基準等の上でもこれまでの修士課程とは区別して扱い、経営管理、法律実務、ファイナンス、国際開発・協力、公共政策、公衆衛生などの分野においてその設置が期待される。

この場合の学位については、国際的な通用性も考慮し、修士とすることが適当である。なお、修士（専攻分野）と表記する際の専攻分野の名称について各大学において

工夫する必要がある。

○なお、大学院の修了と資格制度との関係では、現在、法曹養成制度の改革が進行中であり、今後、法曹養成のための専門教育の課程を修了した者に法曹への道が円滑に開ける仕組み（例えばロースクール構想など）について広く関係者の間で検討していく必要がある。

さらに、幅広い分野の学部卒業者を対象として高度専門職業人の養成を目的とする新しい形態の大学院の在り方等についても、今後関係者の間で検討が行われることが必要である。

4) 卓越した教育研究拠点としての大学院の形成、支援

○世界の第一線に伍した水準の高い教育研究の積極的な展開、我が国の社会や国際社会の期待にこたえ様々な分野で積極的に活躍する優れた人材の養成の観点から、卓越した教育研究拠点としての大学院の形成、支援を図っていく必要がある。そのためには、専攻（分野）によっては研究科）を単位とし、客観的で公正な評価に基づき、一定期間、研究費や施設・設備費等の資源を集中的・重点的に配分することが必要である。

2 教育研究システムの柔構造化

— 大学の自律性の確保 —

○大学における履修・修了のシステムについて、従来の過度の平等主義を改め、学生の能力・適性に応じ学生の主体的学習意欲及びその学習成果を積極的に評価し得る柔軟で弾力的なシステムに転換していくことが必要である。また、大学が教育研究上の要請にこたえて自律的かつ機動的に運営されるためには、大学自らが定めた教育研究目標をその主体的な取組によって実現し得るよう、各種制度の柔軟化を図ることが必要である。さらに、地域社会や産業界との積極的な連携・交流、国際交流推進のためのシステム整備が求められる。

○なお、(1)多様な学習需要に対応する柔軟・弾力化において提言する様々な制度の導入等については、各大学において、その理念・目標に沿って自主的に判断することが必要である。

(1) 多様な学習需要に対応する柔軟化・弾力化

— 学生の主体的学習意欲とその成果の積極的評価 —

1) 学部段階

○学生が意欲的に学習に取り組み自らの関心や卒業後の進路の希望等を踏まえて主体的に履修内容等を選択で

きるよう、制度の一層の柔軟化を進め、各大学の創意工夫の可能性をできるだけ広げておくことが必要である。

なお、高等専門学校については、後期中等教育段階の教育を含み、学年制を採用していることから、以下のi)～iii)につき大学に準じた取扱いを行うことは適当でないと考えられる。

i) 四年未満の在学で学部を卒業できる例外措置の導入
 ○現在、優れた成績を修めた者については、学部三年修了時から大学院に進学する道が開かれているが、さらに、我が国の学位水準の国際的通用性を維持するため大学の修業年限は原則四年としつつ、例外措置として、早期卒業の希望を持ち厳格な成績評価の下で通常の学生よりも多くの授業科目を優れた成績で修得できる者については、大学が適切と判断した場合には三年以上四年未満の在学での卒業を認めることができるよう法改正を行うことが必要である。

ii) 秋季（九月）入学の拡大等

○学年暦の異なる諸外国への留学及び我が国への留学生の受入れを促進するため、また、秋季（九月）入学をより柔軟に導入できるようにするため、学年の途中における入学に関する学校教育法施行規則の規定を改正する

とともに、学習効果の高いセメスター制を、これまで以上に積極的に推進していく必要がある。

iii) 単位互換及び大学以外の教育施設等における学修の単位認定の拡大

○単位互換及び大学以外の教育施設等における学修について単位認定できる単位数の上限については、現在の入学前と入学後それぞれについて三〇単位とされている取扱いを改め、今後は入学前、入学後にかかわらず合わせて六〇単位に拡大するよう大学設置基準を改正することが必要である。また、大学以外の教育施設等における学修を自大学の単位としてみなし得る範囲をより拡大することが必要である。併せて、「遠隔授業」によることができる単位数の上限も三〇単位から六〇単位に拡大するよう大学設置基準を改正することが必要である。

iv) 単位累積加算制度の創設の検討

○単位累積加算制度について、その実施に向けて学位授与にふさわしい履修の体系的な確保等に関し、学位授与機構における調査研究の成果を踏まえ、本審議会において検討を続けることが適当である。

2) 大学院段階

○職業を持つ社会人の再学習の需要にこたえるため、

勤務の都合や通学の便宜など社会人の多様な状況に柔軟に対応し得るよう修士課程の修業年限について一層の弾力化を進めることが適当である。

i) 修士課程一年制コースの制度化

○社会人の大学院修士課程への積極的な受入れを図っていくため、各大学の選択により、通常の方法に加え週末や夏休み期間中などにおいて集中して授業又は研究指導を行うなどの履修形態の工夫や、一定の職業経験の成果を生かした特定課題研究・修士論文の作成の指導などのカリキュラムの工夫により、一年以上二年未満の修業年限でも修了することが可能なコースを設けることができるような仕組みを導入し、大学院で高度な知識・能力を身に付け社会の各分野で指導的な役割を担う人材の養成に資することが必要である。

その際導入の趣旨から、社会人を対象とすることを原則とすること、及び現行の修士の学位を授与するにふさわしい水準を確保することが必要である。

ii) 修士課程長期在学コースの制度化

○社会人学生等の多様な需要にこたえるため、あらかじめ標準修業年限を超える期間を在学予定期間として在学できる長期在学コースを各大学院の運用により設ける

ことができることを明確にする必要がある。

(2) 大学の主体的・機動的な取組を可能とするための措置

○大学が、教育研究上の要請、あるいは社会的な要請にこたえて、自律的かつ機動的に運営されるためには、大学の教育研究組織の柔軟な設計、行財政の弾力性の向上などを進め、大学自らが定めた教育研究目標を自らの主体的な取組によって実現し得る道を拡大することが重要である。

1) 教育研究組織の柔軟な設計

○教育研究の進展や社会的需要にこたえて教育研究活動を効果的に進めるため、国立大学については、講座・学科目の編制について各大学の柔軟な設計や機動的な対応を可能とする方向で検討することが適当である。

また、公私立大学については、社会等のニーズに迅速に対応できるよう、同一設置者内の大学・短期大学全体の定員の増加を伴わない範囲の、収容定員の変更及び学部・学科の設置審査について、教育課程の審査を省略するなど大幅に審査を弾力化し、各大学が自らの判断と責任により、教育研究組織をより柔軟に設計できるようにすることが適当である。

2) 行財政上の弾力性の向上

i) 国立大学の人事、会計・財務の柔軟性の向上

○国立大学の人事、会計・財務などについて、大学における教育研究活動をより柔軟で機動的に行うことができるよう、国立学校特別会計における教育研究経費の使途や繰越しの取扱い、大学教員の給与決定や兼職兼業の取扱い等について柔軟性の向上を図る方向で検討することが適当である。また、その際、特に大学と産業界等の交流が積極的かつ機動的に行えるようにすることが重要である。

また、これまでに行われた諸制度の弾力化についての内容を大学の教職員に対して一層の周知を図るため、マニュアルを作成するとともに、研修の充実を図る必要がある。

ii) 公私立大学に係る認可手続き等の簡素化

○公私立大学に係る認可手続きについては、これまでも逐次改善がなされているが、今後、大学の教育研究水準の維持向上を図りつつ、大学改革を進め、社会の変化に機動的に対応していくため、兼任、兼任の教員の資格審査の省略及び申請書類の見直し等による負担軽減など、更に簡素化を図ることが適当である。

(3) 地域社会や産業界との連携・交流の推進

○大学は、今後、その知的資源等をもって積極的に社会発展に資する開かれた教育機関となることが一層重要となる。

各大学が地域社会や産業界の要請等に積極的に対応し、それらの機関との連携・交流を通じて社会貢献の機能を果たしていくため、リフレクシブ教育の実施、国立試験研究機関や民間等の研究所等との連携大学院方式の実施、共同研究の実施、受託研究や寄附講座の受入れなど産学連携の推進を図っていく必要がある。

企業と大学が共同した教育プログラムの開発や、本校以外の教育研究の場の設定などを通じて、社会人が企業と大学を往復して学習するための環境の整備を図っていくことが必要である。その際、テレビ会議システム等により大学の授業を社会人が企業の会議室等で受講できるようにするなど、発展の著しい情報通信技術を効果的に利用する試みも大学の授業の将来的可能性を広げるものとして積極的に推進する必要がある。また、インターンシップ制度の積極的な導入や、学生のボランティア活動等地域社会に貢献する活動の促進に積極的に取り組むことも重要である。

(4) 国際交流の推進

○大学の国際化を進め、国際交流を進めていくため、セメスター制の導入等を通じて大学の学部や大学院の仕組みを国際的通用性の高いものとしていくと同時に、奨学金の充実や外国語によるプログラムの実施などを通じて海外の留学生の受入れ先として魅力ある国際競争力の高い大学を目指すことが必要である。

3 責任ある意思決定と実行

— 組織運営体制の整備 —

(1) 責任ある運営体制の確立

1) 新しい自主・自律体制の構築

○二一世紀の大学には、社会の知的分野での中核的機関として、教育研究を高度化し、新しい知識・技術や学問・文化を創造していくことが期待される。このため、大学の組織運営については、大学の主体性と責任を基本としつつ、教育研究の学際化・総合化、社会との関係の緊密化等の大学に対する今日的要請にこたえ得る、開放的で積極的な新しい自主・自律体制を構築することが重要である。

具体的には、i) 大学運営をより充実した機能的なものとするため、学内の意思決定の機能分担と連携協力の基

本的な枠組みを明確化する、ii) 社会の意見を聴取し、社会に対して責任を明らかにする仕組みを整備する、という方向で、法改正を含め必要な改革を進めることが適当である。

2) 学内の機能分担の明確化

○大学が一体的・機能的に運営され、また、教員が教育研究に専念できる体制を作るため、学内の機能分担を明確にした上で、学内において意見聴取や説明を十分行い、それぞれの連携協力の下で質の高い意思決定を行い得るような基本的な枠組みを整備することが必要である。

このため、学内の意思決定に関する基本的な枠組みとして、大学の運営と教育研究に関する機能分担と連携協力の関係を明らかにするという観点から、学長を中心とする大学執行部の機能、全学と学部の各機関の機能、執行機関と審議機関との分担と連携の関係、審議機関の運営の基本、事務組織と教員組織の連携の在り方等を明確化する必要がある。

i) 学長を中心とする全学的な運営体制の整備

○大学として取り組むべき全学的な課題については、学長が中心となつて全学的な教育研究目標・計画（例えば、将来計画など）を策定し、それを学内外に明らかに

することが必要である。また、大学運営を責任をもって遂行する上で必要な企画立案や学内の意見調整を行うための学長補佐体制を整備することとし、例えば、運営会議（仮称）（副学長、学長の指名する教員、事務局長等）を設けるなどの方向で考えることが適当である。

○国公立大学の学長の選考方法については、責任ある大学運営を行う上で適切なものとするため、評議会の責任において委員会を設けるなどして適任者を事前に絞り込むなどの改善が必要である。

○学部運営体制については、学部長の職務の明確化を含めて、全学運営体制の整備に準じて整備する方向で考えることが適当である。

ii) 全学と学部の各機関の機能

○評議会等と学部教授会のそれぞれの機能については、評議会は、大学としての教育課程編成の基本方針の策定、全学的教育に関する教育課程の編成などを含め、大学運営に関する重要事項について審議する機能を担うこととする。学部教授会は、学部の教育課程の編成などの学部の教育研究に関する重要事項について審議する機能を担うこととする。このように、それぞれの基本的な機能を明確化することが必要である。

○学長や学部長（執行機関）と評議会等や学部教授会（審議機関）との関係については、審議機関は学部の教育研究あるいは大学運営の重要事項について基本方針を審議することとする。執行機関は企画立案や調整を行うとともに、重要事項については審議機関の意見を聞きつつ最終的には自らの判断と責任で運営を行うこととする。このように、機能分担と連携協力の関係の基本を明確化することが必要である。

○審議機関については、学長や学部長が議長として議案の発議や議事の整理を行うこと、事柄に応じ必要な場合には多数決で議事を決することなど、審議の基本的な手続きを明確化することが必要である。

○なお、各審議機関が必ず審議すべき事項等については、法制度上の明確化を図る方向でその整理について検討することが適当である。

iii) 教員人事に関する意思決定の在り方

○教員の採用については、大学・学部の理念・目標や将来構想に応じた選考を行うことが必要と考えられるので、教育面への配慮など選考基準をより実質化すること、全学的な人事の方針・基準を定めるに当たって、必要に応じて学長が大所高所からの方向性を示すことなどが適

当である。

教員選考の手続きについては、幅広い視点に立って検討を行うため、必要に応じて学部長が意見を述べること、また、公募制の積極的導入や選考委員会の構成の改善などにより選考過程の客観性・透明性を高めることが必要である。

iv) 学校法人の理事会と教学組織との関係

○学校法人理事会と大学の教学組織との機能分担と連携協力の在り方については、教学組織における学長、教授会等の役割や機能を明確化するほか、両者の連携・意思疎通を十分に行うため、理事会の構成の工夫、あるいは理事会と教学組織の代表者との合同会議を設置するなどの方向で、改善を図ることが適当である。

v) 大学の事務組織等

○大学の事務組織については、教学組織との機能分担の明確化と連携協力の関係の確立が求められる。このため、学長、学部長等の行う大学運営業務についての事務組織による支援体制を整備すること、国際交流や大学入試等の専門業務については一定の専門化された機能を事務組織にゆだねることが適当である。また、大学運営の複雑化、専門化に対応するために、全学的な観点からの

適正な職員配置、学部や大学の枠を越えた人事交流、民間企業での研修の機会の充実など、職員の研修や処遇等について改善する必要がある。

3) 社会からの意見聴取と社会に対する責任

○大学が社会からの意見を聴取し社会的存在としてその責任を明らかにするとの観点から、大学の教育研究目標・計画（例えば、将来計画など）、予算、自己評価などの事項について外部有識者の意見を聞くため、大学運営協議会（仮称）を設けることが必要である。

大学運営協議会（仮称）は、必要に応じて助言・勧告を行うことが適当である。

(2) 大学情報の積極的な提供

○大学入学希望者などの直接の利用者や一般の国民が必要とする大学情報を分かりやすく提供することは、公共的な機関としての大学の社会的な責務である。このため、大学が、その教育研究目標・計画（例えば、将来計画など）、大学への入学や学習機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報（成績評価方針・基準等）、卒業生の進路状況に関する情報、大学での研究課題に関する情報を広く国民に対して提供するものとするとし、それを制度上位位置付けることが必要であ

る。また、大学の財務状況に関する情報についても公表を促進することが必要である。

4 多元的な評価システムの確立

—大学の個性化と教育研究の不断の改善—

○二一世紀において、我が国の大学が教育研究の水準向上を進め、世界のトップレベルの大学と伍して発展していくためには、社会の理解と支援の下、それぞれの大学が、教育研究の個性を伸ばし質を高めるための環境を整備することが重要である。

このため、自己点検・評価の充実を図るとともに、第三者評価システムの導入などを通じて多元的な評価を行い、大学の個性を伸ばし、教育研究の内容・方法の改善につなげるシステムを確立する必要がある。

(1) 自己点検・評価の充実

○自己点検・評価の一層の充実を図るため、自己点検・評価の実施及びその結果の公表を大学の義務とし、学者による検証を大学の努力義務として位置付けることが必要である。

(2) 第三者評価システムの導入

○大学における教育研究活動について第三者としての客観的な立場から評価を行う組織としては、大学団体、

学協会、大学基準協会等が考えられ、それぞれの機関がその特質に応じた多面的な評価を行うことや、各大学が多様な個性を存分に発揮できるような評価が行われることが期待される。

○しかし、大学が社会的存在としてその活動状況等を社会に対して一層明らかにしていくためには、透明性の高い第三者評価を行うとともに、大学評価情報の収集提供、評価の有効性等の調査研究を推進するための第三者機関を設置する必要がある。第三者機関は、大学共同利用機関と同様の位置付けとし、大学関係者の参画を得て運営を行い、その専門的な判断に基づき自律的に評価を実施することが適当である。

第三者機関による評価は、その結果が各大学にフィードバックされることにより、教育研究活動の個性化や質的充実に向けた各大学の主体的な取組を支援・促進することなどを目的とする。

第三者機関による評価については、その主たる対象を国立大学とし、公私立大学については、設置者である地方公共団体や学校法人の希望により評価を受けることができることが適当である。

第三者機関による評価の内容、方法等については、大

学の行う諸活動について、各大学の（事柄に応じ学部・学科単位での）個性や特色が十二分に発揮できるよう、複数の評価手法に基づき多面的な評価を行うこと、評価の結果については、国民に対して分かりやすい形で公表されること、被評価者に対して評価の結果及び理由が示され、それに対して意見を提出する機会が設けられることが適当である。

(3) 資源の効率的配分と評価

○各資源配分機関は、大学の教育研究の個性を伸ばし、質を高める適切な競争を促進し、効果的な資源配分を行うため、きめ細かな評価情報に基づき、より客観的で透明な方法によって適切な資源配分を行う必要がある。

5 高等教育改革を進めるための基盤の確立等

○高等教育改革を継続的に推進していくためには、各大学等における自己改革の取組とともに、これを各大学等及び教職員の負担に任せるだけではなく、国としても、施設・設備の整備や教職員の配置、教育研究経費の充実などについて必要な財政上の措置を講ずるなど、この答申で示した具体的改革方策のための基盤整備を積極的に推進していくことが不可欠である。そのための経費負担については、教育への投資は我が国の今後の発展に欠か

すことのできない未来への先行投資であること、現状では、高等教育についての学生や親の家計負担が重いものとなっていること、さらに我が国は先進諸国と比較して国内総生産（GDP）や公財政支出全体に占める高等教育に対する公財政支出の割合が少ないことを踏まえ、公的支出を先進諸国並に近づけていくよう最大限の努力が払われる必要がある。その際、厳しい財政状況や大学等に期待される役割等も踏まえつつ、積極的に改革に取り組んで成果をあげている大学等を重点的に支援していくことが必要である。

○各大学等において民間資金の導入等による財源の多様化・充実を図るとともに、国公私立大学等の授業料については、物価水準等を考慮した程度の改訂など、学生や親の家計の負担が余り重くならないよう努力する必要がある。

○奨学金については、高等教育についての学生や親の家計負担が重くなっていることを考慮し、今後、主に経済的困難度を重視する観点から抜本的拡充を図ることが必要である。また、大学院学生に対する奨学金については、学生が自立した家計を持つ場合が多いことを考慮し更に拡充することが必要である。

このほか、ティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタント、日本学術振興会の特別研究員制度についても更に拡充を図る必要がある。

○私学助成については、今後、社会における人材養成需要を考慮するとともに、社会的要請の強い特色ある教育研究プロジェクトに対する重点的配分を一層図る必要がある。また、私立大学等の収入源の多様化等を図るための税制改正を更に進めることも重要である。

5 大学審議会「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（答申）」（抜粋）二〇〇〇年一月二二日

3 情報通信技術の活用

(1) 高等教育における情報通信技術の活用の在り方

① 基本的考え方

（大学教育と情報通信技術）

大学は、単に知識を教授するだけではなく、人格形成期にあたる青年期の学生にとっては、教員や他の学生との触れ合いや相互の交流を通じて人間形成を図る大切な場であるという考え方に立つ

て、キャンパスにおいて直接の対面授業を行うことを基本としており、その重要性は今後とも変わることはない。

一方、衛星通信やインターネット等の情報通信技術を大学教育において活用することは、教育内容を豊かにし、教育機会の提供方法を変え、大学教育への一層のアクセス拡大に資するものであり、新しい社会的価値観の健全な創出に重要な役割を果たすものである。

情報通信技術の発展に関連しては、人間関係の希薄化や情報モラルの問題なども指摘されているが、こうした負の側面への対応に留意しつつも、迅速かつ高度な情報通信技術を大学教育において積極的に活用して、大学教育の内容や方法を高度化するとともに、国民に対し学習機会をより広く提供することにより人々の生涯学習ニーズに適切にこたえ、さらに、国境を越えて知的資源を発信することにより知的国際貢献を果たしていくことは、大学における教育研究活動を革新していく上で重要なことと考える。

ここでは、近年普及が著しいインターネット等

の情報通信技術を中心として、大学教育における活用の在り方について、提言を行うこととする。

しかし、情報通信の分野における技術の進展は日進月歩であるため、制度上の諸問題については随時見直しを行っていく必要がある。各大学においても、新しい情報通信技術を積極的に活用し、大学の教育内容・方法の改善を進めることが求められる。

以下、大学学部における取扱いを中心に述べるが、特段の記述がない事項については、大学院、短期大学、高等専門学校についても同様の取扱いとすることが適当である。

② 大学の授業等における情報通信技術の活用

(略)

③ 遠隔授業の在り方の見直し

(略)

(通信制における取扱い)

- a) 遠隔授業により修得することのできる単位数の見直し

現在、通信制の大学においては、通学制の場合と同様に、人間形成に資するなどの考え方の下、

卒業に要する単位のうち二〇単位以上は直接の対面授業によることとしているが、このような対面教育の併用は、今後とも重要である。

しかしながら、通信制は、そもそも職業人など通学が困難な者に対して広く高等教育の機会を開く観点から設けられた教育提供の形態であり、一定の単位を直接の対面授業により修得することは、とりわけ職業人などにとっては必ずしも容易ではなく、高等教育と社会との往復型の生涯学習を推進する上では改善の余地があると考えられる。

一方、情報通信技術の発展により、直接の対面授業以外の方法でもきめ細かな学習指導を行うことが可能となっており、米国においては、メンターと呼ばれる学習指導者による学習指導体制を確保しつつ、主に職業人を対象としてインターネットを活用した授業のみで学位取得が可能な大学教育が展開されつつある。いつでもどこでも学習が可能な、職業人がアクセスしやすい教育システムの構築は、世界的に共通の課題となっている。

以上のことから、今後、通信制の大学においては、社会人の学習ニーズに柔軟にこたえる通信制

本来の役割にかんがみ、従来の直接の対面授業による修得が必要な二〇単位についても、遠隔授業により修得することができるものとすることが適当である。このことにより、卒業に必要な単位（一二四単位）すべてを遠隔授業により修得することも可能となる。

ただし、平成九年一二月の答申「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について」において示したとおり、直接の対面授業には、教員と学生や学生相互の触れ合いなどによる人間形成の効果があると考えられることから、高等学校を卒業して実社会での職業経験を経ずに大学教育を受ける青年期の学生などに対しては、各大学の定める範囲内で、直接の対面授業を履修させる機会を与えることが望ましい。

b) インターネット等活用授業の遠隔授業としての位置付け

現行の大学設置基準では、遠隔授業について、「文部大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等

以外の場所で履修させることができる」と定めている。この規定を受けた文部省の告示においては、テレビ会議式の遠隔授業に関する要件が定められている。具体的には、次の要件のいずれをも満たすもので、大学において、直接の対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであることとされている。

ア 文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向に行われるもの

イ 授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において、履修させるものの

インターネット等活用授業については、その特性にかんがみ、直接の対面授業におけるような同時性・双方向性がなくとも、全体としてそれと同等の教育効果が確保されると評価することが可能である。具体的には、次の要件をすべて満たすもので、大学において、直接の対面授業に相当する

教育効果を有すると認めたものを遠隔授業として位置付けることが適当である。

イ 文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもの

ロ 電子メールの交換などの情報通信技術を用いたり、オフィス・アワー等に直接対面したりすることによって、教員や補助職員（教員の指導の下で教育活動の補助を行うティーチング・アシスタントなど）が毎回の授業の実施に当たり設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を行うもの

ハ 授業に関して学生が相互に意見を交換する機会が提供されているもの

なお、インターネット等活用授業についても、一単位が四五時間の学修を要する教育内容をもって構成されるべきことは、対面授業の場合と同様である。また、こうした授業を実施する大学について、正課外の活動を含めた教員や学生相互の触れ合いなどを考慮すると、現在の設置基準に定

める校舎等の所要の施設を備えることが必要と考えられるが、今後の実施状況等を踏まえつつ、その基準の在り方について必要に応じ検討することが適当である。

（通学制における取扱い）
（略）

④ 情報通信技術活用の普及のための支援
（略）

6 大学審議会「大学入試の改善について（答申）」（抜粋）二〇〇〇年十一月二二日

はじめに

（略）

第一章 大学入学者選抜の改善のための基本的な視点

1 大学入学者選抜を巡る状況
（略）

2 大学入学者選抜の改善のための基本的な視点

(略)

(1) 入学後の教育との関連を十分に踏まえた上での大学
入学者選抜の改善

(求める学生を見いだすこと)

これからの大学には、国民の半数近くが進学する教育機関であるという認識の下に、広く国民に大学教育を受ける機会を提供した上で、それぞれの教育理念等に応じた教育を適切に施し、社会の様々な要請に応じた人材を育成していくことが求められる。

大学入試においても、それぞれの教育を受けるのにふさわしい資質を持った学生を見いだすことが重要になる。入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、それぞれの大学にふさわしい、大学入試の改善を図ることが必要である。

すなわち、高等学校、大学双方の多様化が進む中で、各大学の理念や特色等に応じた教育を円滑に行うためにも、学生の大学教育への円滑な移行を図るためにも、入学者選抜において、各大学が、それぞれの教育理念等にふさわしい資質を持った「求める学生」を適切に見いだすことが重要である。

入学者選抜において求める学生を見いだすためには、まず大学はそれぞれが特色ある教育理念等を確立することが必要であり、それに応じた入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確化し、対外的に明示することが求められる。その上で、それを実際の選抜方法や出題内容等に反映させ、それぞれの大学にふさわしい入試を行うことが必要である。このような取組は、受験生が、各大学の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を参考にし、自らにふさわしい大学を主体的に選択することができるようになるという意味でも重要である。なお、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)の明示に際しては、高等学校の生徒等入学志願者が十分に理解できる表現、入手しやすいような方法等により行うことが必要である。

同時に、必要に応じ学生の履修歴等に対応して大学教育の基礎を教えるなど、入学後の学生に対するきめ細かな配慮や様々な工夫も必要である。

先に述べたように、相当数の者にとって大学入試が過度の競争ではなくなり、全体として見れば、大学への進学を希望する者がいずれかの大学には入学できるようになりつつある中で、大学は、社会の要請にこたえ、それ

ぞれの特色を明確にし、魅力ある大学作りを行うことが必要不可欠である。今後の大学においては、それぞれの理念や目標等に応じた教育により学生に付加価値を施し、社会の多様な要請に応じた人材として育成していくことが求められるのである。各大学の入学者選抜の改善は、この一環として行われるものであり、入学後の教育との関連を十分に踏まえた選抜を行うことにより、「求める学生」を見いだすことが重要であって、そのための努力を惜しむべきではない。

(2) 受験生の能力・適性等の多面的な判定（評価尺度の多元化の推進）

入学後の教育との関連を十分に踏まえた上での大学入学者選抜の改善を図るためには、各大学の多様で自由な入試設計が重要であり、それぞれの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき多様な選抜が行われることが必要である。

選抜方法の多様化等は、受験生の能力・適性等を多面的に評価し、求める学生を適切に見いだすといった観点や、様々な学生を入学させて大学教育を活性化させるといった観点から行われることが重要である。

このためには、大学入試センター試験の成績の資格試

験的な取扱い、思考力や表現力等の評価に力点を置いた個別試験の改善、アドミッション・オフィス入試等の丁寧な選抜等を推進することが重要である。

なお、大学入試は、高等学校卒業生者に対し、その能力・適性等に応じた大学教育の機会を提供し、各人の個性に即して、その能力のより適切な伸長を期するための教育的業務である。このため、その実施に当たっては、初等中等教育の改善の方向を尊重し一層助長するよう十分配慮するとともに、選抜の方法及び結果が公正かつ妥当なものとして受験生はもとより社会一般の信頼を受けるようにすることが必要である。

(3) 受験機会の複数化（やり直しのきくシステムの構築）（略）

(4) 公平性についての考え方の見直し（略）

(5) 大学における入学者選抜の実施体制の見直し（略）

第二章 大学入試センター試験の改善

（略）

第三章 各大学における入学者選抜の改善

1 各大学における入学者選抜の具体的な改善方策

大学入学者選抜は、基本的には各大学の自主性に基づいて行われるべきものであり、先に述べた「大学入学者選抜の改善のための基本的な視点」を踏まえ、各大学が次のような取組を適切に実施していくことにより、より一層多様で自由な設計が進むと考えられる。

- (1) 募集単位の大くくり化と、その中での多様な選抜方法、評価尺度の導入

(略)

- (2) 大学入試センター試験とは異なる能力の判定に力点を置いた個別試験の改善

大学入試センター試験を利用する大学については、大学入試センター試験で受験生の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度が判定されていることを前提にして、大学・学部の内容や専門分野等の特性に応じた個別試験を実施することにより、受験生の能力・適性等を適切に判定してきたところである。

今後、大学の多様化・個性化が更に進むとともに受験

生の能力・適性等の多様化も一層進むことが予想される中で、各大学が求める学生を十分に見いだすためには、受験生の能力・適性等を多面的に評価しつつ、入学後の教育を受けるのに必要な能力・適性等があるかどうかを適切に判定することが一層重要になる。

このため、各大学が大学入試センター試験を利用する場合には、受験生の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度が大学入試センター試験によって判定されていることを踏まえ、個別試験においては、例えば、論文試験や口頭試問等による論理的な思考力や言語的な表現力等の判定に力点を置く、あるいは大学入試センター試験より難易度の高い問題によって高度な思考力や応用力等を見るといった、大学入試センター試験とは異なる能力を判定するような工夫・改善を行うことが求められる。

また、高等学校における平素の学習等を評価する観点から、調査書、様々な学習活動、文化スポーツ活動、就業経験、活動経験の記録や成果物等の多様な調査資料をより一層活用することも必要である。その際、大学関係者が調査書等の意義に対する理解を深めるとともに、学校によりいわゆる学力レベルの差が存在することなどに

起因する調査書の有効性の問題がその活用を妨げてきたとの指摘を踏まえ、高校生の学習の到達度の評価基準・評価方法等を開発するなど、客観的に到達度の評価を行えるようにするための方策について検討し、調査書や調査資料等の有効性を高めることが必要である。

更に、大学教育に必要な理解力や判断能力等といった教科・科目ごとの達成の程度とは異なる受験生に関する情報を得ることを目的として、各大学の個別試験において、教科・科目にとられない総合的な能力を判定する総合的な問題を導入するといった取組も考えられる。

(3) 受験教科・科目の適切な設定とその内容

受験教科・科目については、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で設定することが必要であり、各大学の教育に必要なものを課すことは当然である。また、幅広い知識や教養を大学入学者に対し求め、文系・理系にとられない幅広い受験教科・科目を課すことがあってもいい。

いずれにせよ、各大学の自主的な判断に基づき、それぞれの教育内容や教育理念を踏まえて受験教科・科目を適切に設定することが必要であり、入学後の教育に配慮

して受験教科・科目を増やすことがあってもいい。その際、単に受験教科・科目を増やすというだけではなく、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）にに応じて教科・科目を設定することやその内容を決定することが求められる。

ただし、受験教科・科目を増やすなど、その内容が受験生の学習に大きな影響を与えると考えられる場合においては、二年程度前には予告・公表することが望ましい。

共通第一次学力試験実施以来、共通試験と同じ科目を個別試験で二重に課すことは受験生にとって過度の負担であるとの考えに基づき、従来、「大学入学者選抜実施要項」において、大学入試センター試験利用大学について個別試験の受験教科・科目数の削減を求めてきたところであるが、上記のような趣旨を踏まえ、このような受験教科・科目数についての一律の要請は見直すことが必要である。ただし、大学入試センター試験と個別試験との組合せ、受験教科・科目の設定における各大学の適切な配慮や工夫、受験教科・科目の変更の公表・周知の徹底を求めることは必要である。

また、受験教科・科目の設定に当たっては、各高等学校において多様な教育課程が編成されていることを踏ま

え、普通科目のほか職業に関する科目を加えるなど、受験生の多様な学習履歴に対する配慮や、障害者に対応した配慮を行い、その受験機会を確保する努力を行うことなどが必要であるとともに、新しい学習指導要領に対応した平成一八年度入試からの各大学の個別学力検査における教科・科目についても、各大学において検討を行う必要がある。

更に、学力検査において必要な教科・科目を課すこと以外にも、以下のような学生に対するきめ細かな配慮や様々な工夫により、学生の大学教育への円滑な移行を図ることが必要である。

(1) 入学前に学生が学習しておくべき内容に関する積極的な情報提供に努め、高等学校の生徒の適切な学習選択等を支援すること。特に、推薦入学やアドミッション・オフィス入試等により比較的早期に大学が合格者の決定を行う場合には、高等学校側との連絡・協力を密にしなから、入学前までに学習しておくべき具体的な内容を示したり、具体的な課題を課したりするなど、合格者に対して入学前から学習指導等を行うことも望まれる。

(2) 入学者選抜において、学力検査を課さない教科・科目については、高等学校で履修しておく科目としてあらかじめ指定したり、高等学校の調査書を選抜資料として活用したりすること。

(3) 入学後は必要に応じ学生の履修歴等に対応して大学教育の基礎を教えること。特に、学生が高等学校で履修していない科目等についていわゆる補習授業を実施するだけでなく、文献の読み方や議論の仕方、レポートの作成の仕方等についての授業を入学後すみやかに行うことにより、大学教育への円滑な移行を図ることも望まれる。

(4) 分離・分割方式の募集人員の適切な配分
(略)

(5) 秋季入学の拡大
(略)

(6) 事務職員等の積極的な活用や入試専門組織の整備
(略)

(7) 各大学の選抜における信頼性の高い外部の試験の活用

(略)

(8) 試験問題の作成における外部の専門家等の活用

(略)

(9) 入学者選抜についての評価

各大学の選抜をより良いものにするための工夫・改善の取組を進めるためにも、入試に対する社会の信頼や理解を得るためにも、入学者選抜についての評価を促進することが必要である。

これまでも、各大学においては、選抜方法の工夫や多様な入試を行った結果入学した学生が入学後どのような成績を取め、どのように活躍しているかの追跡調査等を実施しているところである。今後は、このような追跡調査のみならず、各大学の選抜が、求める学生を適切に見いだすものとなっているかという観点から、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に照らした選抜方法の評価等を適切に行うことが必要である。その際、大学入試センターが入学者選抜に関する調査研究結果を積極

的に各大学に提供し、これが各大学の評価において活用されることも有効であると考えられる。

また、選抜方法に関する評価については、自己点検・評価のみならず、高等学校関係者等による外部評価等も行われることが求められる。更に、本年四月に設立された「大学評価・学位授与機構」による教育研究活動の評価の一環として、選抜方法に関する評価を行うことも考えられる。

なお、試験問題の評価については、以下のような点に留意することが必要である。

(1) 試験問題の適否の判断は極めて専門性の高い事項であり、正解率の高低等の客観的な数値に基づいて評価を行うことは困難であり、特に、論理的な思考力や表現力、複数の教科・科目に基づく知識等を組み合わせて応用していく能力等、大学入学後に学ぶための基礎となる能力を問う良問であれば、単にその知識が学習指導要領や教科書で扱われていないというだけで、一概に不適切とは言えない面があること。ただし、学習指導要領に定める各教科・科目の学習を通じて得られた知識を組み合わせるにより十分解答が可能な出題内容で、解答する際

に支障が生じないよう適切な解説が設けられるなど、学習指導要領に準拠したものであることが必要である。

(2) 大学が入学受入方針（アドミッション・ポリシー）として高度な能力を受験生に求める場合もあり、学習指導要領に準拠した上で高度な能力を問おうとする良問であれば、難問であるとの指摘がなされても、一概に不適切とは言い難い面があること。

大学入試の目的が入学後の教育に必要な能力を見るものであることを踏まえれば、その試験問題はそれぞれの教育内容に関連させて各大学が適切に設定すべきものであり、その評価も各大学の個々の教育内容に照らして行うことが必要であること。

このため、試験問題については、専門家も参画しながら、自己点検・評価や高等学校関係者等による外部評価等の各大学の自主的な取組が行われることが望まれる。

なお、試験問題の作成に当たっては、試験問題を作成する組織とは別に、試験問題としての適切さを点検する組織を設けることが望ましい。

(10) 入学者選抜等に関する情報提供の推進

(略)

2 アドミッション・オフィス入試の適正かつ円滑な推進

(1) アドミッション・オフィス入試の意義と現状

アドミッション・オフィス入試は、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化等の入学者選抜の工夫・改善の中で各大学の自主的な取組として発展してきた。

平成二年度入試において、慶應義塾大学が初めて導入し、少しずつこれを導入する大学が増えてきたが、平成一二年度入学選抜においては、新たに六二の大学が導入し、現在、国公立大学あわせて七五大学でアドミッション・オフィス入試が実施されており、取組が着実に拡大している。

アドミッション・オフィス入試には明確な定義はなく、その具体的な内容は各大学の創意工夫にゆだねられている。このため、現在では大学自らがアドミッション・オフィス入試と呼称しているものがそれであるという状況にあるが、一般的に言えば、「アドミッション・オフィス入試」とは、アドミッション・オフィスなる機関が行

う入試というよりは、学力検査に偏ることなく、詳細な書類審査と時間を掛けた丁寧な面接等を組み合わせることによって、受験生の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定しようとするきめ細かな選抜方法の一つとして受け止められている。

その意味でアメリカの大学においてアドミッション・オフィスが行う入学者選抜が、経費節減と効率性を目的としたものと言われるのに対して、既に我が国独自の選抜方法となっている。

特に最近の動向を見ると、高校生の大学に対する理解に力点を置き、大学説明会等を入学者選抜の過程に位置付けたり、高校生とのコミュニケーションを重視した事前の面接を行ったりすることにより、大学の理念や特色等を十分に理解した上で進学してもらおうとする、言わば「相談型」「対話型」のアドミッション・オフィス入試も増えてきている。

大学入学者選抜が「選抜」から「相互選択」へと変化しつつある中、このような「相談型」「対話型」のアドミッション・オフィス入試も増加していくものと考えられる。アドミッション・オフィス入試は、受験時の学力に過度に依存することなく、受験生の能力・適性等を多面的

かつ丁寧に判定することを目的とするものであり、これが趣旨通り実施されることで大学入学者選抜の改善に大きく寄与すると期待される。すなわち、アドミッション・オフィス入試に限らず、今後の入学者選抜においては、受験生の能力・適性等を多面的に判定し、求める学生を見いだすことが重要であり、アドミッション・オフィス入試の推進は、丁寧な選抜を入学者選抜全体について推進することにつながるものと考えられる。

しかし、アドミッション・オフィス入試には、出願資格、選抜基準が明確でなく、どのような学生を求めているのか、推薦入学とどこが異なるのかはつきりしない、あるいは学生の青田買いにつながるということが懸念されるところといった問題点も指摘され始めている。

アドミッション・オフィス入試のような新しい形の選抜方法は、大学の創意工夫により様々な試みがなされることが望ましく、その取組が緒に就いたばかりの段階で、厳密な定義を与え、各大学の具体的な方法を拘束するような基準を設けることは望ましくない。しかし、一方でアドミッション・オフィス入試に対してマイナスのイメージが定着してしまうことは、各大学の多様化・個性化につながるせっかくの新たな試みの芽を摘むことにもなり

かねないという問題がある。アドミッション・オフィス入試が適正な形で実施され、大学入学者選抜の重要な方法として社会に受け入れられ、定着するようにするためには、最近の各大学における取組の拡大を踏まえつつ、アドミッション・オフィス入試の目的や特色、あるべき方向について、基本的な考え方を示すことが必要である。

(2) 大学入学者選抜におけるアドミッション・オフィス入試の位置付け

これまでに実施されているアドミッション・オフィス入試を見ると、推薦入学と異なつて、推薦者を必要とせず、一定の条件を満たす限りだれでも自らの意思で出願・受験できるものであり、また、受験生の能力・適性等を大学自らが多面的に判定しようとするものであることから、公募型入試の一つと考えられる。このことから、アドミッション・オフィス入試の入学者選抜における位置付けとしては、一般選抜に位置すると考えることが適当である。

アドミッション・オフィス入試を実施している大学の中には高等学校長や教員等の評価書等を出願書類の一つとして求めるところもあるが、これは選抜に当たって大

学が用いる多くの資料の一つという位置付けであり、推薦入学における高等学校長の推薦とは位置付けを異にするものである。

アドミッション・オフィス入試のほかにも、各大学は、自己推薦入試、コミュニケーション入試、自己アピール入試等の様々な名称の入試を実施している。これらの選抜方法は、各大学が新たな試みであることを訴え掛けるために様々な名称を考案している面もあるが、その内容を見ると、その多くは(1)で述べたアドミッション・オフィス入試の特徴を備えていると考えられる。

(3) アドミッション・オフィス入試に求められるもの

アドミッション・オフィス入試が社会に受け入れられ、大学と学生とのより良い相互選択を目指すものとして定着していくためには、その取組が緒に就いたばかりの現段階では、次のような内容を持つことが適当と考えられる。また、各大学や大学入試センターにおいて、アドミッション・オフィス入試の望ましい在り方や受験生の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する方法論について調査研究を進めていく必要がある。

(1) 自らの意思で出願できる、公募型の入学者選抜であること

公募型としつつ、例えば出願に高等学校長の推薦を必須の条件とするようなものについては、アドミSSION・オフィス入試というよりは推薦入学の一形態と考えることが適当である。

現在、アドミSSION・オフィス入試については、推薦入学とは異なるものとして、募集人員の目安となる割合等が示されていないが、これはアドミSSION・オフィス入試が公募型であって一定の条件を満たす限りだれでも出願することができるものであり、高等学校長又はその他の者の推薦を必須の条件とし、その推薦を基礎として選抜が行われるものについては、推薦入学と考え、募集人員の目安となる割合等を適用していくことが適当である。

推薦ではなく、高等学校長等の第三者の評価書を補足的な資料として必要とするものもあり得るが、その際には第三者の範囲は広い方が望ましい。

(2) 求める学生像や、受験生に求める能力・適性等を明確にし、それに応じた選抜方法を工夫・開発すること

アドミSSION・オフィス入試は、大学と学生のより良い相互選択を目指すものであり、学生の募集に当たっては、大学が、いかなる学生を求めるのか、どのような能力、適性、意欲、目的意識等を求めるのかを明確に提示し、その上で、求める学生を見いだすのに適した選抜方法を工夫・開発する必要がある。

その際、具体的な選抜方法や評価尺度は各大学の主体的判断の下に行われるべきものであり、各大学の創意により多様な方法が工夫されることが望ましい。現実に行われているアドミSSION・オフィス入試を見ると、詳細な書面審査と時間を掛けた丁寧な面接の組合せが多いが、模擬授業やグループディスカッションを取り入れたり、一回限りではなく何度も面接等を実施するなど長い期間を掛けて学生を評価している大学もあり、今後、各大学の創意工夫に基づいて多様な試みが行われることが望ましい。

例えば、受験生の多様な能力・適性等や高等学校における学習成果を多面的、総合的に評価する観点から、各大学の創意工夫に基づき、高等学校における就業体験や

ボランティア経験、高校時代に取得した職業資格、「総合的な学習の時間」や「課題研究」等の学習成果を評価していくことも考えられる。

ただし、アドミッション・オフィス入試における選抜方法としては、それぞれの大学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に適合したものであることが重要である。

例えば、国際社会で活躍する人材を育成することを教育目標として掲げる大学において志願者に対し高度な英語のコミュニケーション能力等を求める場合には、TOEFL等における一定の水準を出願要件とすることや、リスニング、ライティングテストを行うようなことも考えられる。

そして、このように各大学が選抜方法の工夫・開発に取り組むことは、各大学の求める学生像の一層の明確化にもつながるものであるとも考えられる。

更に、求める学生像の明確化に加えて、そのような学生を見いだした上で入学後の教育においてどのような学生に育成するのかという教育方針についても明らかにしていくことが必要である。

また、高校生のみならず高等学校において進路指導を

担当している教員等に対する説明・情報発信等により、大学が求める学生像、選抜方法、教育方針等に対する高等学校側の理解を深めることも必要である。

(3) 受験生の能力、適性、意欲、関心等を多面的、総合的に評価すること

アドミッション・オフィス入試は、受験時の学力に過度に依存せず、将来の可能性も見通した上で、能力・適性等を多面的、総合的に評価することを目的とするものであり、ペーパーテストによる学力検査に過度に重点を置いた選抜基準を設けることは基本的に適当ではない。

一方、どのような選抜方法であれ、大学入試が大学教育に必要な能力等の判定を目的として実施されていることにかんがみれば、基礎学力の判定を全く抜きにして選抜を行うことも適当ではない。アドミッション・オフィス入試は、第三者の推薦や学力保証を基礎とするものではなく、大学が提供する教育機会を生かすことが可能な能力等があるかどうかを自らの目によって受験生を評価するものであり、受験生に一定の基礎学力があることを要求し、調査書を活用するほか、自ら試験を実施し必要な学力を判定することも妨げられるべきではない。

例えば、アドミッション・オフィス入試において、高等学校での基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学に信頼性の高い情報を提供することを目的とする大学入試センター試験の成績を資料の一部として活用することも考えられる。

(4) 高校生との相互のコミュニケーションを重視するものであること

アドミッション・オフィス入試において求める学生を見いだすためには、大学から高校生に働き掛けるという側面が今後重要になる。すなわち、高校生の進路選択の段階から大学が関与し、高校生の能力・適性等を把握しながら、当該大学の教育内容、教育理念、どのような付加価値を与えることができるかなどを率直に伝えることにより、高校生の進路選択や学習を支援するという機能が求められる。例えば、大学の紹介にとどまらず、高校生の疑問に答え、当該大学の試験を受け、進学するためにはいかなる学習が必要であるかについてアドバイスを与えることなどが求められる。そのようなやりとりの中で、大学と高校生とのより良い相互選択を図っていくことが必要である。

更に、入学決定後も必要に応じて、入学前に行っておくべき学習準備等についてのアドバイスを رفتり具体的な課題を課したりするなど、合格者に対する丁寧なケアを行うことが求められる。また、このような大学入学前の学習準備等の取組を行う場合には、高等学校と密接に連携協力しながら、高等学校での学習と関連付けつつ行うことも求められる。

なお、適切な相互選択を行おうとする場合、入学者選抜のプロセスは長期化することが考えられる。すなわち、アドミッション・オフィス入試が、その理念通り、受験時の学力に過度に依存せず、入学後の能力の伸長までを見据えつつ、受験生の能力・適性等を総合的に判定し、大学と学生の双方のより良い相互選択を目指す形で行われるとすれば、選抜の期間も長くならざるを得ないという事情がある。また、アドミッション・オフィス入試が、前述のような受験生の進路選択への支援という機能を持つものであるとすれば、選抜とその前段階との区別を明確にすることも難しくなってくる。このようなことを踏まえれば、アドミッション・オフィス入試とは、大学と受験生の相互選択に至る一連の過程としてとらえることが適当である。

このようなことを踏まえれば、アドミSSION・オフィス入試の実施時期について一定の目安を設けることは極めて困難であると考えるが、これまで、学力検査は高等学校で学んだ内容を試す試験であり、早期の実施は受験準備の早期化等を招くおそれがあることから、高等学校教育に極大影響が及ばないよう、原則として二月以降に実施してきた経緯があることなどから、

・アドミSSION・オフィス入試において教科・科目中心の学力検査を行う場合には、現在の一般選抜の学力検査と同様に、原則二月以降に行う
・複数回の面接の実施等に当たっては、その時期、内容等に関し、高校生に過度な負担とならないよう配慮する

など、その実施時期等に関し、高等学校教育への影響に配慮することは必要である。

更に、アドミSSION・オフィス入試については、早期に進学が決まることにより落ち着いて学習や社会的経験を積むことが可能となるという利点を生かすことが求められる。前述したように、合格決定後も大学において、

高等学校の理解と協力を得ながら、高等学校での学習と関連付けつつ入学準備学習を行わせる等により、学習に対する動機を維持し、この期間を有意義なものとするよう支援していくことも必要である。

また、上記のような入学準備学習の一環として、入学者選抜の資料としてではなく、入学準備あるいは大学入学後の教育の参考資料として活用するという観点から、各大学の判断によりアドミSSION・オフィス入試等の合格者に大学入試センター試験を受験させることも考えられる。

(5) 専門的なスタッフの充実等十分な体制を整備すべきこと

(略)

7 中央教育審議会「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について(答申)」(抜粋) 二〇〇二年八月五日

はじめに

(1) 社会・経済・文化のグローバル化が進展し、国際

的な競争がますます激しくなっていく中で、大学が社会の要請にこたえることのできる優れた人材を育成し、先端的・独創的な研究を進めることが我が国にとって極めて重要となっており、大学の教育研究水準の更なる向上、国際的にも通用するような大学の質の保証が強く求められている。

(2)

大学の質を保証するためのシステムは、諸外国においても、一般的には1大学の設置認可による大学設置時の質の保証、2設置後の教育研究活動に対する様々な大学評価による質の保証の組合せにより成り立っている。我が国においては、従来、国による厳格な設置認可による質の保証に力点が置かれたシステムとなっている。一方、大学評価については、平成三年の大学設置基準の規定の新設以来一〇年の間に自己点検・評価が定着してきているものの、第三者評価は未成熟であり、大学の質の保証システム全体としては不十分な状態にある。また、設置認可についても、従来度々の弾力化や簡素化が図られてきたが、今後さらに、大学の教育研究水準の維持向上を図りつつ、急速な社会の変化や学問の進展に的

確に対応し、大学等の主体的・機動的対応をより一層可能とする観点から、その望ましい在り方について改めて様々な角度からの検討が求められている。

(3)

このような観点から平成一三年四月の本審議会に對する文部科学大臣からの「今後の高等教育改革の推進方策について」の諮問においても、設置認可の望ましい在り方について、大学評価の充実・推進方策の在り方を視野に入れつつ、幅広く検討することが求められている。

大学審議会の平成一〇年の答申「二一世紀の大学像と今後の改革方策について」において指摘された四つの改善方策、①課題探求能力の育成―教育研究の質の向上―、②教育研究システムの柔構造化―大学の自律性の確保―、③責任ある意思決定と実行―組織運営体制の整備―、④多元的な評価システムの確立―大学の個性化と教育研究の不断の改善―、はいずれも設置認可の在り方を含めた大学の質の保証と深くかわるものであり、本審議会では、その改革の流れを更に進めるため、平成一三年六月に大学分科会の下に将来構想部会を設置し、「競争的環境

の中で個性が輝く大学」にふさわしい質の保証のためのシステムが全体としていかにあるべきかという視点に立って、審議を行ってきた。

- (4) また、この問題は総合規制改革会議等においても議論が行われ、国による規制を可能な限り緩和し、事前規制型から事後チェック型への移行を図るという規制改革の観点からも大学設置認可の準則主義化や第三者評価制度の導入が提言されており（「規制改革に関する第一次答申」（平成一三年一二月総合規制改革会議）、将来構想部会では、その動向についても十分留意しつつ検討を行ってきた。

- (5) 将来構想部会では、本年四月に審議の中間的取りまとめを総会に報告して公表するとともに、関係者からのヒアリングを実施するなど専門的かつ慎重な審議を重ねてきた。

- (6) 本審議会は、その結果に基づき、更に総会及び大学分科会で審議を行い、このたび、①設置認可制度の弾力化、②第三者評価制度の導入、③法令違反状

態の大学に対する是正措置の導入などから成る大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について結論を得たので、ここに答申を行うものである。

第一章 基本的な考え方

1 大学の質の保証の必要性

- (1) 今後の国際社会においては、社会や経済など様々な面でボーダレス化が進み、国家間の相互依存・相互協力が進展して諸制度等の国際標準化が進む一方、競争も一層激しくなることが予想される。

このような中、諸外国では自らの知的基盤を整備充実させ、それによって生み出される「知」の積極的活用を図っている。そこで、大学が優れた人材の養成と独創的な学術研究の推進といった、言わば「知の創造と継承」という極めて重要な役割を果たしていることにかんがみ、各国とも国際的通用性の向上、国際競争力の強化等の観点から大学の教育研究水準の維持向上を目指しており、積極的に大学改革に取り組んでいる。

この中で多くの国の共通の施策としては、大学評価を上げることができる。先進主要国はすべて大学

評価を改革の重要テーマとしている。アメリカでは、伝統的に、大学や専門職団体が組織した様々なアクレディテーション（適格認定）団体が自発的に大学を機関単位あるいは専門分野単位で評価し、当該団体への加盟判定を行ってきたが、一九九〇年代に入り、大学の質の一層の確保を図るため、これらの団体に対する連邦政府の認定制度が導入された。また、イギリスでは一九八六年から大学の研究評価を実施し、一九九三年からは大学の教育評価も行われるようになっており、フランスでも一九八四年に行政委員会として大学評価委員会が設置されている。ドイツにおいても一九九八年の高等教育大綱法改正により、国際的通用性の確保の観点から、学士・修士の学位を新設するとともに、これらの課程について、大学に定期的な第三者評価とその結果の公表を義務付けている。さらに、EU諸国において、各国に共通する指標を定め、ヨーロッパレベルの大学評価を行い、全体の高等教育の質を向上させようとする取組も始まっている。(2) 我が国においても、諸外国と同様、自己点検・評価の充実や大学評価・学位授与機構の創設等の大学評価に関する施策も含

め、これまで様々な施策を通じて大学改革に取り組んできており、現在なお進行途上にある。特に、「知の時代」とも言われるこの二一世紀において、人材以外に資源の乏しい我が国が国際社会の中でリーダーシップを発揮し発展していく上で大学の果たすべき役割は極めて大きいものがあり、我が国における知的源泉として、その質的水準の確保を図っていくことが不可欠である。このため、大学が今後一層、人材養成や学術研究などの面で求められる責務を果たしていけるよう、恒常的にその質を社会に保証していくシステムを構築する必要がある。

2

我が国の大学の質の保証システムの現状

(1) 大学の教育研究の質の保証については、現在、国による厳格な設置認可と各大学における自己点検・評価や第三者評価機関の評価の活用などの自己努力に負っている。

(2) 大学、学部等の設置に当たっては、国が大学設置基準等を基に審査し認可を行っているが、この設置認可制度は、我が国の大学が教育研究水準や学位等

の国際的な通用性などを確保する上で、一定の役割を果たしている。

(3) また、大学設置基準等において、大学はその教育

研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表することが義務付けられているほか、その結果について当該大学の職員以外の者による検証を行う努力義務が課せられている。この自己点検・評価は、各大学が自らの教育研究の理念・目標に照らして評価し、その結果を踏まえて大学が改善を図っていくものであり、大学の自主的・自律的な質の充実に資するものである。

なお、文部科学省の調査によれば、平成一三年一〇月現在、すべての国公私立大学のうち九二％の大学で何らかの形で自己点検・評価を実施し、七五％の大学でその結果を公表しているが、学外者による検証は三二％の大学にとどまっている。

(4) 現行の設置認可は、前述のように大学の質の保証の観点で一定の役割を果たしており、設置認可の際、教育課程、教員組織、校地・校舎などについて審査

が行われるが、これらは、これから行われる教育研究の前提としての枠組みについてのものであり、実際にどのような教育が行われるかについて直接的な保証をすることには困難もある。また、自己点検・評価などは教育研究を行う当事者自らの判断である点で、一般社会から見て透明性・客観性の点で必ずしも十分なものとは言えないという問題がある。

3 規制改革の流れ

(1) 大学の設置認可制度は、その教育研究の質を保証する上で一定の役割を果たしている一方、組織改編には国の設置審査が必要となることから、大学が学問の進展や社会の変化・ニーズに応じて自らより積極的に改革できるよう、設置認可制度を弾力化すべきとの意見がある。

(2) また、我が国の行政システム全体の動きとして、国による規制を可能な限り緩和し、事前規制型から事後チェック型へと移行する方向にある。

(3) こうした流れを踏まえ、国の事前規制である設置

認可制度を見直し、学問の自由、大学の自主性・自律性の尊重等を踏まえて国の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要がある。

なお、このことは平成一三年一二月に総合規制改革会議が取りまとめた「規制改革の推進に関する第一次答申」等においても提言されている。

4 改革の方向性

以上のことを踏まえ、国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。

第二章 設置認可の在り方の見直し

1 設置認可の対象

(1) 大学の組織の新設・改廃には国の認可が必要であり、具体的には、現在のところ、学部・学科レベルまで認可の対象としている。この場合、国は大学設置基準等を基に、大学設置・学校法人審議会において、①教育研究上の理念など設置の趣旨が具体的に明確に示されているか、②設置の趣旨に照らし教育課程は適切であるか、③教育課程を展開するのにふさわしい教員組織であり、かつ、校舎等施設・設備が質的にも量的にも十分であるか、などの観点を中心に審査し、その答申を得て認可している。

(2) この設置認可の対象を見直すに当たっては、大学の自主性・自律性を尊重し、国による事前規制を一層緩和するという考え方を踏まえ、大学が主体的・機動的・弾力的に組織改編できるよう、設置認可の対象は、大学の教育研究の質を確保する上で事前に審査することが必要不可欠なものに限定する。

(3) 設置認可の対象を限定する方法として、大学の基本組織である学部のみを認可対象とし、その下部組織である学科は届出事項とすることが考えられるが、

この場合、同一の学位を授与する課程でも学科にするか学部にするかという組織の違いだけで取扱いが異なるという問題が生ずる。

- (4) そこで、もう一つの方法としては、大学が授与する学位の種類や分野に着目し、その違いによって認可対象を限定する方法が考えられる。もともと学位授与権の付与が国際的にも歴史的にも大学の設置認可の際の重要な要素であり、大学の設置認可は、学位を授与するためにふさわしい教育課程、教員組織等があり、一定の分野で一定の水準の知識・技術を身に付けさせることが可能であるかどうかを審査して行われるものである。このような設置認可の性格を考えれば、設置認可時に授与することが想定された学位の分野などを超えない学部等の設置であれば、新たに認可を求めることは特段必要がないと考えられる。

- (5) したがって、国の設置認可は、大学、大学院の基本組織である学部、研究科等の新設・改廃について行うことを原則とするが、学部の設置は認可、学部

の学科の設置は届出といった形式的な対応とするのではなく、改編前後で授与する学位の種類や対象とする分野に変更があるか否かを勘案して次のような弾力的な取扱いとする。

- ① 現在授与している学位の種類・分野を変更しない範囲内で組織改編する場合は、学部等大学の基本組織の設置であっても国の認可は不要とし、届出で足りることとする。

〈イメージ例〉

(略)

- ② 新たな種類・分野の学位を授与するための組織改編の場合は、学部の学科の新設であっても認可の対象とする。

〈イメージ例〉

(略)

- (6) 学位の分野に関しては、現在、各大学がそれぞれの判断で適切な名称を付記しており、今後もこの点に変更はないが、学部等の設置に当たっては、既存の学部等が授与する学位の対象とする分野とは異なる範疇のものか否かによって認可か届出かが分かれ

ることとなる。このため、どのような場合が「新たな分野の学位を授与する場合」に該当するかについて、設置認可の手續上の観点から、指標を定める必要がある。

この場合、大学の学部等において授与している学位を文学関係、教育学関係、法学関係、経済学関係、理学関係、工学関係、医学関係、歯学関係などのように大括りに分類し、設置の際の認可か届出かの判断基準とすることが、大学の自主的自律的な組織編成を可能とすることから適当であり、具体的な分類については、新しい分野の発展に配慮しつつ、更に検討を進め、本審議会において結論を得る。

- (7) 私立大学の収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めており、その増減に係る学則変更には国の認可が必要とされている。今回、大学の主体性をより重視する方向で、学部等の設置認可を弾力化することとなるが、組織改編に伴う収容定員に係る学則変更を引き続きすべて認可対象とすると、設置認可の弾力化の効果が半減することになる。また、収容定員が減少する場合については国が

事前規制を行う必要性に乏しいことから、今後引き続き認可対象とするのは大学全体で収容定員が純増する場合のみに限定し、大学全体の定員内における学部等（後述するように、抑制の取扱いを継続することとされた場合の特定分野の学部等を除く）間の定員の増減は当該大学の裁量にゆだねることによって、大学による自律的な組織編成を容易にする。

- (8) 短期大学及び高等専門学校の新設・改廃については、大学の学部に相当する基本組織として、国の認可を必要とすることを原則とするが、改編前の学科が対象としていた教育の分野を変更しない範囲内で組織改編する場合は、国の認可は不要とし届出で足りることとするなど、四年制大学と同様の取扱いとする。この場合、認可か届出か区分する指標についても、四年制大学の場合に準じて定めるものとする。

- (9) 以上の基本的な考え方を踏まえ、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校に係る国の認可の主な対象は以下の事項とし、認可対象から除外するこれら

以外の事項については原則として届出とする。

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設定・廃止

- 新たな種類・分野の学位を授与する学部等の設置や従来の教育の分野を変更する短期大学及び高等専門学校の学科の設置

- 設置者の変更

- 大学全体の収容定員増に係る学則変更（私立大学等の場合）

- (10) なお、以上のような整理の結果、学部等の設置が認可事項となるか届出事項になるかにかかわらず、当該学部等が大学設置基準等の法令に適合していなければならぬことは言うまでもないことであり、届出事項となったものについても、届出内容が法令に適合していない場合は、国は変更その他必要な措置が講じられるようにする。

2

設置審査の抑制方針の見直し

- (1) 高等教育全体の規模に関して、これまで大都市部における設置の在り方を含め大学設置に係る審査に

ついては抑制的に取り扱ってきたとおり、このことが大学の質の確保を図る面にも寄与してきたと考えられる。しかし、平成一三年一二月の総合規制改革会議第一次答申でも指摘されているように、高等教育の柔軟な発展や競争を制約する可能性もあることから、こうした方針の見直しが求められているところである。

- (2) 大学、学部等の設置に関する審査に当たっては、現在、特定の分野を除いて抑制的に対応する方針が採られているが、大学が社会のニーズや学問の発展に柔軟に対応でき、また、大学間の自由な競争を促進するため、今後は抑制方針を基本的には撤廃することとする。

なお、医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成に係る大学、学部等については、過去の高等教育計画において計画的な人材養成が必要とされた分野のうちおおむね必要とされる整備を既に達成したこと、及び、それらの分野についての人材需給に関する政策的要請があることから、現在はいく新増設等を認可していない。このような規模や分野に

関する現在の規制を残すことについては、大学の質の保証のために実施するものである設置認可制度の改善の趣旨を徹底する観点からは問題があるが、それぞれの分野における政策展開に密接な関連を有するものであるため、設置認可制度の改善の観点のみから、これらの取扱いを変更することは困難と考えられる。こうした例外分野の取扱いについては、今後、高等教育のグランドデザインの一环として高等教育における人材養成の在り方を検討する中で更に検討する。

(3) 首都圏、近畿圏、中部圏における工業（場）等制限区域・準制限区域内の大学の設置等について抑制的に取り扱っているが、大都市部における大学の自由な発展を阻害している等の批判があり、本年七月に工業（場）等制限法も廃止されたことを踏まえ、抑制方針を撤廃することとする。

(4) なお、こうした抑制方針を撤廃するに当たっては、大都市部における過当競争や地域間格差の拡大などから、教育条件の低下や学生の不安感の増大などを

招くおそれもある。このことを踏まえ、例えば各大学における学生定員管理の厳格化を図る等これらの点に配慮した施策の検討が求められ、これらの点についても高等教育のグランドデザインを別途検討する中で検討する。

3 設置審査に係る基準の見直し

現在、大学設置審査の際に適用されている基準は、大学設置基準等の法令のほか、大学設置・学校法人審議会の審査基準や内規など様々な形式によって規定されている。今回、これらの基準が設置審査の最低基準であるとの観点に立つて、それぞれの規定の必要性を吟味し、整理を図るとともに、こうした様々な基準の一覧性を高め、明確化を図る観点から、設置審査に係る基準を原則として告示以上の法令で規定することが必要である。

4 校地に係る基準の見直し

これら設置審査に係る基準のうち、大学設置基準等で定められている校地面積基準（校地が校舎の基準面積の三倍以上）及び校地の自己所有比率規制（原則と

して基準面積の二分の一以上が自己所有）については、土地利用の現状を踏まえた見直しが求められている。これらの基準は学生等の多様な活動を可能にするともに学校法人の資産確保の面で一定の役割を果たしていることから、一定の数量的な基準は必要と考えられ、例えば、校地面積基準を校舎面積と連動しない形で定めたり、合理的な理由があれば基準の緩和を認めたりするなどの方法により、新たな数量基準を設定することとする。

第三章 第三者評価制度の導入

1 現在の第三者評価

より客観的で透明性の高い第三者評価を実施し、その評価結果を大学の教育研究活動の一層の改善に反映させるため、平成一二年度に大学評価・学位授与機構が創設され、現在、今後の評価の本格的実施に向けて、国立大学等を対象に、各大学が行う自己点検・評価を基に試行的に評価を実施している。また、財団法人大学基準協会をはじめ様々な機関がそれぞれの観点から評価を実施している。

2 新たな第三者評価制度の導入

(1) 国による事前規制を最小限のものとし、設置後の大学の組織運営や教育研究活動などの状況を定期的に評価する体制を整備するとの観点から、様々な第三者評価機関が活動を展開している現状を踏まえ、国の関与は謙抑的としつつこれらの機関を可能な限り活用し得る新たな評価システムを整備し、大学の自主性・自律性に配慮しながらその教育研究の質の維持向上を図っていくことが必要である。

(2) このため、大学の教育研究活動等の状況について、様々な第三者評価機関のうち国の認証を受けた機関（認証評価機関）が、自ら定める評価の基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たすものかどうかについて社会に向けて明らかにすることにより、社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促す制度を導入する。

その際、大学の理念や特色は多様であるため、各々の評価機関が個性輝く大学づくりを推進する評価の在り方に配慮するとともに、様々な第三者評価機関

がそれぞれの特質を生かして評価を実施することにより、大学がその活動に応じて多元的に評価を受けられるようにすることが重要である。

(3) また、大学の質の向上については、大学が自らの

教育研究活動や、組織運営の在り方などについて、不断に自己点検・評価し、その結果に基づき更なる改善方策を探るなど、企画立案、実施、評価、反映といった教育研究活動の改善のための循環過程を自らのうちに構築していくことが当然必要であるが、これに加え第三者としての認証評価機関により、定期的に評価を受けて、その評価結果やこれに対する社会の反応を踏まえて大学が自らの改善につなげるという、言わば「社会」を意識したプロセスも、これらの教育研究の改善のための循環過程の一環として導入することが必要である。

(4) なお、認証評価機関による評価は、それぞれの評価機関が独自に定める基準に基づいて、大学の質の保証と教育研究活動の改善のために行うものであり、仮に評価機関の定める一定の基準に達せず、適格認

定されなかった場合でも、当該大学はそのこと自体を理由として国から行政処分を課されることとなるものではない。

3 機関別第三者評価

大学全体を組織体として評価する、いわゆる機関別第三者評価については、大学の質の維持向上のために各大学が自ら定期的に受け、その結果を大学の改善に役立てていくことが重要であることから、各大学は認証評価機関による評価を受けるものとする。

大学は、第三者評価の推進に関する強い社会的要請にかんがみ、自己点検・評価に加えて、より客観性・透明性の高い認証評価機関による第三者評価を受けることにより、その教育研究の質の向上を図る責任を有している。これらの評価は本来、大学が自発的に受けるべきものであるが、自らの教育研究の質を向上させるために定期的に第三者評価を受ける責任を有することを制度上明確にすることが必要である。

また、その場合、第三者評価機関の認証制度を導入することについては、第三者評価機関が社会に信頼される評価を行い得る枠組みを備えた機関であるかどうか

かを確認するものであり、第三者評価を社会的・国際的に通用する制度として育てていく上で必要と考える。

なお、我が国では機関別第三者評価を実施する機関が必ずしも十分育成されておらず、現在、その整備充実に向けた努力が関係方面で進められているという状況にかんがみ、評価の実施スケジュールについては第三者評価機関の整備充実の状況や評価に対する大学側の準備状況を考慮して定めることが必要である。

4 専門分野別第三者評価

大学の専門性を様々な分野ごとに評価する、いわゆる専門分野別第三者評価についても、例えば日本技術者教育認定機構（JABEE）が行っているように、将来的には多様な分野で行われることが必要である。

しかし、現在直ちに多くの分野で専門分野別第三者評価が実施できる状況にはないところであり、認証評価機関による評価の義務付けは、当面、第三者評価の導入に対する必要性が特に強い法科大学院等の専門職大学院から開始することとする。

5 機関認証基準

- (1) 国は、認証評価機関の認証に係る一定の基準（機関認証基準）を示し、認証申請のあつた機関のうちこの基準を満たすものを認証する。

- (2) 機関認証基準としては、例えば以下の事項を定めることが考えられる。

- 大学評価のための適切な基準を定めていること
- 適切な評価が実施できる体制が整備されていること

と

- 定期的に評価を実施すること
- 評価結果について一般に公表すること
- 評価結果に係る不服申立て制度を整備していること

と

6 大学評価・学位授与機構の評価の対象

大学評価・学位授与機構は、当分の間、私立大学に係る評価を行わないものとする」とされているが、同機構がこれまで蓄積してきた評価に係る能力、機能等を私立大学においても活用できるよう、同機構による評価を受けることを希望する私立大学についてはこ

れを可能にすることが適当である。

7 認証評価機関に対する支援

現在、第三者評価機関の整備充実に向けての取組が関係各方面で行われているところであるが、第三者評価機関の果たす役割の重要性にかんがみ、その取組を支援し、円滑な業務の実施に資するため、認証評価機関に対する国の支援方策について検討する必要がある。

8 国際的な質の保証の情報ネットワークの構築等

eLearning など情報通信技術等を用いて国境を越えて提供される高等教育サービスが一層流通する時代が到来しつつあることを見据え、大学の質についての国際的な保証システムを構築していく必要がある。例えば、大学の質の保証に係る国際的な情報ネットワークの構築等に関する検討の必要性に留意することが重要である。

第四章 法令違反状態の大学に対する是正措置

(1) 今後の国公私立大学の教育研究における質の維持向上は、新たに導入する第三者評価制度及びその評

価結果なども踏まえた各大学における改善についての自発的な取組が基本となるが、法令違反の状態に陥った大学に対しては、国としても是正措置を講じられるようにしていく必要がある。

(2) 違法状態の大学に対する国の措置としては、行政

指導以外には、現行法令上、大学自体の閉鎖を命ずる、いわゆる閉鎖命令と、大学における法令違反の是正を命ずる、いわゆる変更命令があるが、これらの発動に至る前の、大学の自主性・自律性を踏まえた緩やかな改善措置についての規定が整備されていない。

さらに、変更命令は私立大学に対しては適用除外とされており、国が違法状態にある私立大学に対して是正措置を行おうとすれば、閉鎖命令という最終的な措置を発動するしか法的手段はない。

(3) このため、違法状態にある大学に対しては、緩やかな措置から段階的に是正を求めるべく、新たに改善勧告制度を導入するとともに、私立大学についても変更命令を可能とし、閉鎖命令に至る事前の措置

を規定する。

- (4) なお、閉鎖命令は大学の全体を対象とする措置であり、学部等大学の中の特定組織を対象とする措置については現行法令上規定されていない。このため、大学の中の一部の学部等における違法状態をもって大学自体が閉鎖されるという事態を招くことのないよう、違法状態にある特定組織のみを対象とした設置認可の取消等の規定を整備する。

- (5) 以上のことを整理すると、違法状態にある大学に對する是正は、原則として、①改善勧告、②変更命令、③特定組織のみを対象とした認可取消等の措置、④大学の閉鎖命令、といった段階を踏まえながら行うこととなる。

なお、これらの措置はあくまで法令違反の場合のみに発動することとともに、特に私立大学に変更命令等を行う場合は、事前に大学設置・学校法人審議会の意見を聴くものとする。

第五章 おわりに

(略)

8 中央教育審議会「大学設置基準等の改正について(答申)」(抜粋) 二〇〇三年一月二三日

大学設置基準改正要綱

第一 大学等の名称

大学及び学部等の名称は、大学として適当であるとともに、当該大学の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第二 教員組織

大学は、教育研究の継続性を確保し、かつその活性化を図るため、教員の構成が特定の年齢層に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

第三 学長の資格

学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

第四 教授の資格

教授となることのできる者として、専門職学位を有し、当該学位の分野に関する業務上の実績を有する者であって、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者を追加すること。

第五 助教授の資格

助教授となることのできる者として、上記の要件に加え、専門職学位を有する者であって、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者を追加すること。

第六 収容定員

収容定員は、学生受け入れに当たって、教育研究の質及び教育環境の確保、保証を図る観点から、その適正な管理が行われるものとする。

第七 校舎及び附属施設以外の場所での授業

大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができることとする。

第八 入学者選抜

入学者の選抜については、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとする。

第九 校地及び校舎の面積

大学における校地の面積（寄宿舎その他附属病院以外の附属施設用地の面積を除く。）は、学生一人当たり一〇平方メートルとして、収容定員を基礎として算定した面積に附属病院建築面積を合計した面積とすること。

また、夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と近接した施設等を使用する場合の夜間学部に係る校地の面積は、当該夜間学部における教育研究に支障のない面積とすること。

校舎の面積について、学部の種類毎の最低基準を定めること。

構造改革特別区域においては、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学の教育・研究に支障が生じない場合には、校地面積を減ずることができること。

第十 教育研究環境の整備

大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究経費の確保等の方法により、良好な教育研究環境の整備を図るものとする。

第十一 段階的整備

教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

第十二 学校教育法第六十八条に定める大学についての適用除外

第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項及び第五項の規定並びに第三十七条に規定する校地の面積は、学校教育法第六十八条に定める大学には適用しないとする。

構造改革特別区域においては、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学院の教育・研究に支障が生じない場合には、校舎面積を減ずることができること。

第十三 施行期日

この改正は、平成一五年四月一日から施行するものとする。

第十四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

大学院設置基準改正要綱

第一 大学院設置基準の趣旨に関する事項

大学院設置基準は、大学院を設置するのに必要な最低の基準とするとともに、大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることとはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならないことを明確にすること。

第二 大学院の課程に関する事項

大学院における課程として、修士課程、博士課程に加え、専門職学位課程を位置付けること。

第三 専ら夜間において教育を行う大学院の課程に関する事項

大学院には、専ら夜間において教育を行う修士課程、博士課程に加え、専ら夜間において教育を行う専門職学位課程を置くことができることにすること。

第四 修士課程の目的に関する事項

修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は専攻分野における研究能力とともに高度専門職業能力を培うことを目的とすることを明確にすること。

第五 専門職学位課程修了者の博士課程の修了要件等に関する事項

専門職学位課程を修了した者の博士課程の修了要件は、大学院に五年から当該専門職学位課程の標準修業年限を差し引いた期間以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

(ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、標準修業年限を一年以上二年未

満若しくは二年とした専門職学位課程を修了した場合は大学院に三年から当該専門職学位課程の標準修業年限を差し引いた期間以上、又は法科大学院の課程を修了した場合は一年以上在学すれば足りるものとする。）

このため、修了要件又は標準修業年限について必要な整備を行うこと。

第六 専門大学院に関する事項

専門大学院に係る規定は削除するものとする。

第七 研究科等の名称に関する事項

研究科等の名称は、大学院の研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第八 専攻に関する事項

前期二年及び後期三年に区分する博士課程においては、必要に応じ、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。

第九 教員組織

大学は、教育研究の継続性を確保し、かつ、その活性化を図るため、教員の構成が特定の年齢層に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

第十 収容定員に関する事項

収容定員は、学生受け入れに当たって、教育研究の質及び教育環境の確保、保証を図る観点から、その適正な管理が行われるものとする。

第十一 校舎及び附属施設以外の場所での教育に関する事項

大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の教育を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができるものとする。

第十二 教育研究環境の整備に関する事項

大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究経費の確保等の方法により、良好な教育研究環境の整備を図るものとする。

第十三 入学者選抜に関する事項

入学者の選抜については、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとする。

第十四 複数の大学が協力して教育研究を行う研究科に関する事項

大学院には、二以上の大学が協力して教育研究を行う研究科を置くことができるものとする。

また、当該研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して行う大学の教員がこれを兼ねることができるものとする。

第十五 段階的整備に関する事項

教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができるものとする。

第十六 施行期日

この改正は、平成一五年四月一日から施行するものとする。

第十七 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

専門職大学院設置基準要綱

第一 専門職大学院設置基準の趣旨に関する事項

専門職大学院設置基準は、専門職大学院を設置するのに必要な最低の基準とするとともに、専門職大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならないことを明確にすること。

第二 専門職学位課程に関する事項

1 専門職学位課程の目的

専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とすること。

2 専門職学位課程の標準修業年限

専門職学位課程の標準修業年限は、二年（専攻分野の特性により必要があると認められる場合に

は、一年以上二年未満の期間）とすること。

3 専門職学位課程のいわゆる一年制コース、長期在学コース

2の標準修業年限にかかわらず、その特例として、専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合など、教育上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上のコースに応じ、その標準修業年限は、一年以上二年未満の期間又は二年を超えるもの（二の標準修業年限が一年以上二年未満のものにあつては、当該期間を超えるもの）とすることができること。

第三 教員組織に関する事項

1 教員組織

専門職大学院には、以下の①から③の要件に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる教員を、専攻ごとに、必要数置くものとする。

① 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

② 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

③ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

また、必置専任教員は、学部・修士課程・博士課程の専任教員の数に算入できない教員とすること。（ただし、必要専任教員は平成二五年までの間、博士課程の専任教員の必要数に算入でき、かつ、その三分の一までは、学部・修士課程の専任教員の必要数に算入できるとすること。）

2 実務家教員

上記の教員のうち相当数は、専攻分野における実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者とする。

第四 教育方法等に関する事項

1 教育課程

専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成すること。

2 授業を行う学生数

3 授業の方法

専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とすること。

専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう事例研究、討論、現地調査、双方向の授業など適切に配慮しなければならないこと。

この場合において、多様なメディアを高度に利用して行う授業等は、十分な教育効果が得られる専攻分野について、当該効果が得られる授業等に関して実施できること。

4 成績評価基準等の明示等

専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示すること。成績評価及び修了認定については、厳格性及び客観性を確保するため、その基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

5 教育内容等の改善のための組織的な研修等

6 専門職大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施すること。履修科目の登録の上限

専門職大学院は、学生に各年次にわたつて適切に授業科目を履修させるため、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができ単位数の上限を定めること。

7 他の大学院における授業科目の履修等（単位互換等）

専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める単位数の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院の授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。

また、上記の事項は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用すること。

8 入学前の既修得単位等の認定

専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、

学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した単位を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。

また、入学前の既修得単位を認定できる単位数は、他の大学院の授業科目について当該専門職大学院において履修したとみなす単位数と合わせて、当該専門職大学院が修了要件として定める単位数の二分の一を超えないものとすること。

第五 専門職学位課程の修了要件に関する事項

専門職大学院の課程の修了の要件は、二年（二年以上の標準修業年限を定める研究科等にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、当該専門職大学院の定める三〇単位以上の単位の修得その他当該専門職大学院の定める教育課程を修了すること。

入学前の既修得単位について認定された者については、標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮できること。

第六 施設及び設備に関する事項

専門職大学院の施設及び設備（講義室等、機械、器具等、図書等の資料、学部等の施設及び設備の共用）については、大学院設置基準の規定を適用するとともに、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果を出せることができるものと認められるものとする。

第七 法科大学院に関する事項

1 法科大学院の目的

法曹養成のための教育を行うことを目的とする

専門職大学院は、法科大学院とすること。

2 法科大学院の標準修業年限

法科大学院の標準修業年限は、三年とすること。

3 長期在学コース

教育上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上のコースに応じ、三年を超えることができること。

4 入学者選抜

法科大学院は、入学者の選抜にあたっては、文部科学大臣の定めるところにより、多様な学習歴等を持つ者を入学させるよう努めるものとする。

と。

また、法科大学院は、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するため、必要な措置を講ずるものとする。

5 法科大学院の授業科目の基準

法科大学院は、文部科学大臣が別に定める内容の授業科目を開設すること。

6 法の大学院における授業科目の履修等（単位互換）

法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、三〇単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。

また、上記の事項は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用すること。

7 入学前の既修得単位等の認定

法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した単位を、当該法科大学院に入学した後

の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。

また、入学前の既修得単位を認定できる単位数は、他の大学院の授業科目について当該法科大学院において履修したとみなす単位数と合わせて、三〇単位を超えないものとする。

8

法科大学院の修了要件

法科大学院の課程の修了の要件は、三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科等にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、かつ、九三単位以上を修得すること。

9

法科大学院における在学期間の短縮

入学前の既修得単位について認定された者については、一年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮できること。

10

法学既修者

法学既修者（法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者）については、三〇単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、一年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮すること

ができることとする。

法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、入学前の既修得単位について認定された者について短縮する期間と合わせて、一年を超えないものとする。

法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、入学前の既修得単位及び他の大学院の授業科目について当該法科大学院において履修したとみなす単位数と合わせて、三〇単位を超えないものとする。

第八 施行期日

専門職大学院設置基準は、平成一五年四月一日から施行するものとする。ただし、法科大学院に係る規定は平成一六年四月一日から施行するものとする。

短期大学設置基準改正要綱

(略)

大学通信教育設置基準改正要綱

(略)

短期大学通信教育設置基準改正要綱

(略)

高等専門学校設置基準改正要綱

(略)

学位規則改正要綱

第一 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する

学位

専門職大学院の課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した者に授与する学位は〇〇修士（専門職）とすること。

法科大学院の課程を修了した者に授与する学位を修了した者に授与する学位は法務博士（専門職）とすること。

第二 専門職学位の学位授与の要件

専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとすること。

第三 専攻分野の名称関係

大学は、専門職学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

（ただし、法科大学院の課程を修了した者に学位を授与する場合には、「法務」を付記すること。）

9 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答

申）」（抜粋）二〇〇五年一月二八日

第三章 新時代における高等教育機関の在り方

○ 本章では、中長期的（平成一七（二〇〇五）年以降、平成二七（二〇一五）年～平成三二（二〇二〇）年頃まで）に想定される我が国の高等教育の将来像のうち、主としてそれぞれの高等教育機関の在り方に関する事項を示すこととする。

1 各高等教育機関の教育・研究の質の向上に関する考え方

○ 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が、それぞれの教育・研究について必要な改善・充実に努め、質の向上を図ることは、今後とも重要な課題である。

(1) 大学

大学は、学術の中心として深く真理を探索し専門の学芸を教授研究することを本質とするものであり、その活動を十全に保障するため、伝統的に一定の自主性・自律性が承認されていることが基本的な特質である。

このような特質を持つ大学は、今後の知識基盤社会において、公共的役割を担っており、その社会的責任を深く自覚する必要がある。

国際的通用性のある大学教育または大学院教育の課程の修了に係る知識・能力の証明としての学位の本質を踏まえつつ、今後は、教育の充実の観点から、学部や大学院といった組織に着目した整理を、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程中心の考え方に再整理していく必要があると考えられる。

(ア) 大学の自律性と公共性

○ 大学とは、学術の中心として深く真理を探索し、専門の学芸を教授研究することを本質とするものであり、その活動を十全に保障するため、伝統的に一定の自主性・自律性が承認されていることが基本的な特質である。また、このような大学における教育の課程の修了に係る

知識・能力の証明として授与されるものが学位である。

○ 社会が発展していくためには、その基盤として、新しい知識を創造するとともに高度に活用する高い専門性を持った人材を育成することが不可欠である。人類の長い経験と叡智の中で、これを最も良く担う社会的な存在として確立されてきたものが大学にほかならない。大学は、社会と関連性を保ちつつも一定の距離を置いた自主的・自律的な存在として、教育と学術研究を通じて社会全体の共通基盤の形成に寄与してきたのである。

○ 今後の知識基盤社会において、我が国が伝統的な文化を継承しつつ国際的な競争力を持って持続的に発展するためには、知的創造を担い社会全体の共通基盤を形成するという大学の公共的役割が極めて重要であり、大学は、その設置形態のいかんを問わず、大学としての社会的責任を深く自覚することが必要である。

○ これからの知識基盤社会において求められる人材は、大学のみならず高等専門学校、専門学校、さらには企業内教育等の社会教育においても育成することが期待される。しかし、こうした多様な機関による人材育成は、社

会全体の共通基盤の形成という大学の役割を土台としてこそ最も効果的に行われるものであり、社会にとつての大学の重要性を一層高めるものと考えられる。この意味でも、大学においては特に「出口管理」の強化が重要である。

(イ) 学位と課程

○ 国際的通用性のある大学教育または大学院教育の課程の修了に係る知識・能力の証明として、学術の中心として自律的に高度の教育・研究を行う大学が授与するという学位の本質は、国際的に共通理解となっている。

○ このため、学位に関する検討を行うに当たっては、学位が国際的通用性のある大学教育等の修了者の能力証明として発展してきた経緯を踏まえ、課程を修了したことを表す適切な名称の在り方、他の学位との相互関係等を踏まえて審議していく必要がある。例えば、博士の学位は独立した研究者としての基礎的な能力証明を意味するものとして授与されるべきとの考え方もある。

○ 現在、大学は学部・学科や研究科といった組織に着

目した整理がなされている。今後は、教育の充実の観点から、学部・大学院を通じて、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程（プログラム）中心の考え方に再整理していく必要があると考えられる。

(ウ) 教員組織

大学が、人材育成と学術研究の両面において、本来の使命と役割をより積極的かつ効果的に果たしていくためには、常に教員組織の在り方が最も適切なものとなるよう努力していくことが必要である。現行制度では、大学教員の基本的な職として、教育・研究を主たる職務とする職である教授及び助教授とともに、主たる職務が教育・研究か教育・研究の補助かが必ずしも明瞭でない助手の職が定められている。今後はこれを見直し、教育・研究を主たる職務とする職としては、教授、准教授のほかに新しい職として「助教」を設けて三種類とするともに、助手は、教育・研究の補助を主たる職務とする職として定めることが適当である。また、大学設置基準の講座制や学科目制に関する規定を削除して、教員組織の基本となる一般的な在り方を規定し、具体的な教員組織の編制は、各大学が自ら教育・研究の実施上の責任を明らかに

しつつ、より自由に設計できるようにすべきである。

○ 大学が、人材育成と学術研究の両面において、本来の使命と役割をより積極的かつ効果的に果たしていくためには、常に教員組織の在り方が最も適切なものとなるよう努力していくことが必要である。特に、今日、若手教員が自らの資質・能力を十分に発揮して活躍できるように、助教授・助手の位置付けの見直しを図る必要があること等が指摘されている。

○ 現行制度では、大学教員の基本的な職として、教育・研究を主たる職務とする教授及び助教授の二種類の職とともに、教育・研究を主たる職務とするか教育・研究の補助を主たる職務とするかが必ずしも明瞭でない助手の職が定められている。

○ このうち、現行の助教授の職は、職名や職務内容が実態にそぐわない等の指摘や国際的通用性の観点を踏まえて廃止し、「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」ことを主たる職務とする「准教授」を設けることが適当である。

○ また、現行の助手については、教員組織における位置付けが曖昧で、実際に担っている職務も多様であることから、将来の大学教員等を志す者にとってキャリア・パスの第一段階となる職が明らかにできるよう、自ら教育・研究を行うことを主たる職務とする新しい職を設けるとともに、助手は、教育・研究の補助を主たる職務とする職として定めることが適当である。

○ 新しい職の名称については、大学の教員組織の一員として自ら教育・研究を行うことを主たる職務とする若手教員の位置付けに相応していること、現行の学校教育法上の各職の定着度や知名度、運用の実態等を踏まえたものであること、国語的・文化的な観点からできる限り自然な名称であること、国際的な通用性の観点からも説明しやすいものであること等に十分留意することが必要であり、これらを総合的に勘案すると、「助教」という名称が最も適当と考えられる。

○ これらの措置により、今後の大学教員の基本的な職としては、教育・研究を主たる職務とする職として教授、准教授及び助教の三種類を、教育・研究の補助を主たる

職務とする職として助手を定めることが適當である。

○ なお、准教授、助教及び助手は、基本的には、大学に置かなければならない職としつつ、各大学の方針や各分野の実情等によっては、置かないことができることにすることが適當である。

○ また、准教授や助教を新設する場合も、大学には、大学院学生等への教育、教育課程の編成、入学者選抜、診療等、大学が組織として決定した方針等に従い、各教員の役割分担及び連携の下、組織的に行わなければならない職務が存在する。こうした職務の遂行について支障が生じないよう、大学設置基準等に各教員の役割分担及び連携の組織的な体制が確保され、かつ、責任の所在が明確であるよう教員組織を編制するものとする旨を規定すべきである。

○ 各大学が、教育・研究の実施の責任を自ら明らかにしつつ、具体的な教員組織の編制をより自由に設計することができるよう、講座制又は学科目制を基本原則とす

る現在の大学設置基準の規定を削除し、教員組織の基本となる一般的な在り方として、教育・研究上の目的を達成するために必要な教員を置き、主たる授業科目は原則として専任の教授または准教授が担当することや、各教員の役割分担及び連携の組織的な体制の確保等に関する規定を定めるべきである。

○ 上記の制度改正が円滑に、かつ、実効性をもって機能するためには、各大学が制度改正の趣旨を生かして積極的に取り組むことが必要である。各大学において真摯な検討と取組が行われ、教育・研究が一層活性化することが期待される。また、助教等若手教員の活躍を通じた教育・研究の活性化を促すための支援措置の充実を図っていくことが求められる。

○ 高等専門学校の教員組織に関しても、大学の教員組織に関する見直しの趣旨が該当するものについては、同様に見直しを図ることが適當である。

(エ) 学士課程

学士課程について、各大学には、大学における「教養

教育」や「専門教育」等の在り方を総合的に見直して再構築することにより、現状よりさらに充実した教育を展開することが強く求められる。

学士課程は、「二一世紀型市民」の育成・充実を目的としつつ、教養教育と専門基礎教育を中心に主専攻・副専攻を組み合わせた「総合的教養教育型」や「専門教育完成型」など、様々な個性・特色を持つものに分化し、多様で質の高い教育を展開することが期待される。教育の充実のため、分野ごとにコア・カリキュラムが作成されることが望ましい。また、コア・カリキュラムの実施状況は機関別・分野別の大学評価と有機的に結び付けられることが期待される。

修業年限については、従前どおり学士課程を四年かけて卒業する経路のほか、修士・博士・専門職学位課程との関係では、学習経路が多様化し、特に総合的教養教育型において学士課程三年修了による大学院進学という制度が積極的に活用されることが考えられる。

企業採用に向けた就職活動は、大学と産業界の連携の下、学士課程教育に実質的に支障のないよう配慮が必要である。また、修了・卒業直後の一年間での様々な活動体験や短期在外経験等を重視することも期待される。

《学士課程の多様性》

○ 社会が複雑かつ急激な変化を遂げる中で、各大学には、幅広い視野から物事をとらえ、高い倫理性に裏打ちされた確な判断を下すことができる人材の育成が一層強く期待されている。各大学には、大学における「教養教育」や「専門教育」等の在り方を総合的に見直して再構築することにより、現状よりさらに充実した学士課程教育を展開することが強く求められる。

○ 学士課程段階での教育には「教養教育」や「専門基礎教育」等の役割が期待される一方で、職業教育志向もかなり強い。したがって、今後の学士課程教育は、「二一世紀型市民」の育成・充実を共通の目標として念頭に置きつつ、教育の具体的な方法論としては、様々な個性・特色を持つものに分化していくものと考えられる。例えば、学士課程段階では、教養教育と専門基礎教育を中心として主専攻・副専攻の組合せを基本としつつ、専門教育は修士・博士課程や専門職学位課程の段階で完成させるもの（言わば「総合的教養教育型」）や、学問分野の特性に応じて学士課程段階で専門教育を完成させるもの（言わば「専門教育完成型」）等、多様で質の高い教育を

展開することが期待される。

○ 大学（学士課程段階）への進学率の上昇や高等学校教育の多様化等に伴い、入学者の能力・適性や志向も多様化してきていること、また、伝統的学生のみなならず社会人学生や外国人留学生が増加していること等を踏まえ、学士課程・短期大学の課程等の大学教育は、全体として一層の多様性を確保し、誰もがアクセスしやすい高等教育システムを構築することが求められている。

《教養教育》

○ 新たに構築されるべき「教養教育」は、学生に、国際化や科学技術の進展等社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与えるものでなければならぬ。各大学は、理系・文系、人文・社会・自然といった、かつての一般教育のような従来型の縦割りの学問分野による知識伝達型の教育や単なる入門教育ではなく、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養に努めることが期待される。

○ このような観点から、教養教育に携わる教員には高い力量が求められる。加えて、教員は教育のプロとしての自覚を持ち、絶えず授業内容や教育方法の改善に努める必要がある。入門段階の学生にも高度な知識を分かりやすく興味深い形で提供したり、学問を追究する姿勢や生き方を語ったりするなど、学生の学ぶ意欲や目的意識を刺激することも求められる。

《専門教育》

○ 職業的素養にかかわる専門教育については、専門職大学院制度の発足を契機として、学士課程段階を中心に完成させるものと修士課程・専門職学位課程段階を中心に完成させるものを、学問分野の特性や各種職業資格との関連に応じて具体的に仕分けして考えていく必要がある。

《カリキュラム、単位、年限》

○ 学士課程は、基本的役割として、学生の人格形成機能や生涯にわたる学習の基礎を培う機能を担っており、内容の充実した教養教育や専門教育を行うことが不可欠である。そこで、学士課程教育の充実のため、分野ごと

にコア・カリキュラムが作成されることが望ましい。また、このコア・カリキュラムの実施状況は、機関別・分野別の大学評価と有機的に結び付けられることが期待される。

○ 単位の考え方について、国は、基準上と実態上の違い、単位制度の実質化（単位制度の趣旨に沿った十分な学習量の確保）や学修時間の考え方と修業年限の問題等を改めて整理した上で、課程中心の制度設計をする必要がある。

○ 学士課程教育の修業年限については、国際的通用性の確保や単位制度の実質化等に十分留意しつつ、検討していく必要がある。従前どおり学士課程を四年かけて卒業する経路のほか、修士・博士・専門職学位課程との関係では、学習経路が多様化するものと考えられる。この場合、特に第二章3(2)で1、2の機能を重視する大学が学士課程教育を総合的教養教育型にする場合においては、学士課程三年修了による大学院進学を積極的に活用することが考えられる。

《就職活動》

○ 企業採用に向けた就職活動は、大学と産業界の連携の下、その早期化・長期化による学士課程教育への実質的な支障のないよう十分な配慮が必要である。さらに、修了・卒業直後の一年間での様々な活動体験や短期在外経験等を重視することも期待される。

(オ) 大学院（修士・博士・専門職学位課程共通）

大学院教育については、課程制大学院制度の趣旨を踏まえて、それぞれの課程の目的・役割を明確にした上で、大学院における教育の課程の組織的展開の強化（大学院教育の実質化）を図る必要がある。

修士課程は、研究者等養成（の第一段階）、高度専門職業人養成及び「二十一世紀型市民」の高度な学習需要への対応の三つの機能を担うものであり、これに沿った体系的な教育課程を編成する必要がある。

博士課程は、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、産学官を通じたあらゆる研究・教育機関の中核を担う研究者等及び確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成する。このため、体系的な教育課程を編成する必要がある。

今後の知識基盤社会にあつては、博士号取得者が、研究・教育機関ばかりではなく企業経営、ジャーナリズム、行政機関、国際機関等の多様な場で中核的人材として活躍することが期待される。

専門職学位課程は、多様な分野（例えば、法曹、MBA・MOT、公共政策、教員養成等）での創設・拡充等が必要である。

○ 大学院教育は、学士課程における教養教育と、これに十分裏打ちされた専門的素養の上に立ち、専門性の一層の向上を図るための、深い知的学識を涵養する教育を行うことが基本である。

○ 我が国の課程制大学院制度の趣旨を踏まえて、特に人材養成機能の面で、それぞれの課程の目的・役割を明確にした上で、大学院における教育の課程の組織的展開の強化（大学院教育の実質化）を図る必要がある。

○ このため、学士課程教育との適切な役割分担、学生・教員の流動性の向上、教員教育・研究指導能力の向上等について、学問分野別に具体的な検討を深化させる必

要がある。

○ 大学院教育の実質化のための重要課題としては、以下のものが考えられる。

《基本的な課題》

a) 人材養成の観点からの各大学院（課程）の機能の明確化

b) 大学院教育と学士課程教育、大学院以外の専門教育との関係の明確化

c) 大学院教育の実質化のための大学院組織の在り方

《特に分野別に検討の深化が必要と考えられる課題》

d) 課程制大学院の趣旨に沿った教育課程や研究指導体制の確立（大学院教育の実質化）

・ 教員教育・研究指導能力の向上のための方策

・ 今後の研究者等として必要な高度な素養の涵養の在り方

・ 教員・学生の流動性の拡大のための方策

・ 社会のニーズと大学院教育の適切な対応関係の確保のための方策

e) 研究者等及び大学教員養成機能の充実

- ・ 博士課程における体系的な教育課程の確立
- ・ 大学院の研究機能の強化（施設・設備など）
- ・ 学生に対する経済的支援と大学院修了者のキャリア・パスの多様化の促進方策

f) 実効性ある大学院評価の確立

○ これらの課題についての検討の成果を踏まえ、世界最高水準の質を誇る大学院教育の充実を図る観点から、国は、大学院教育の実質化のための将来計画を策定する等、集中的な取組を行い、大学の自主的かつ意欲的な計画に積極的な支援を行っていくことも検討すべきである。

○ また、先進諸国を含めた世界各国の優秀な留学生・研究者を惹き付けるためには、我が国の大学院における教育・研究の質が世界的に見て高い位置を占めることが前提として必要である。

○ 1. 近年の学問分野の学際化・融合化や、2. 幅広い知識と柔軟な思考能力を持つ人材等の、社会において

求められる人材の多様な要請等に対応する手段として、主専攻・副専攻制（主専攻分野以外の分野の授業科目を体系的に履修させる組織的な取組）やジョイントディグリー（一定期間で複数の学位を取得できる履修形態）は有効な方策と考えられる。

（カ）修士課程

○ 修士課程は、1. 研究者等養成（の第一段階）、2. 高度専門職業人養成、3. 我が国の知識基盤社会を支える「二十一世紀型市民」の高度な学習需要への対応の三つの機能を担う。各大学院においては、教育目標など課程の目的・役割を明確化し、体系的な教育課程を編成する必要がある。

○ これらの機能を担うために必要な教育としては、例えば、

・ 国際化や科学技術の進展等社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与える教育を基本とし、課題に対する柔軟な思考能力と深い洞察に基づく主体的な行動力を兼ね備えるための高度な素養を涵養する教育

- 1. 学生の知的好奇心などにこたえた多様かつ豊富な教育プログラムにより幅広い視点を培う教育、または、2. 論文作成を基本とした教育のほかに、3. 養成すべき人材を念頭に関連する分野の知識・能力を修得する教育など、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを重視した教育等が重要である。

(キ) 博士課程

- 博士課程は、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、産学官を通じたあらゆる研究・教育機関の中核を担う研究者等及び確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成する課程として、明確な役割を担うことが適当であり、体系的な教育課程を編成する必要がある。

- これらの人材の養成に必要な教育としては、例えば、
 - ・ 顕著な研究業績を性急に求めるような教育ではなく、自立して研究活動を行う能力の基礎を培う教育
 - ・ 比較的長期にわたる企業や海外での研究経験など、多様な研究活動の場を通じて研鑽を積む教育

- 学生同士が切磋琢磨する環境の中で、自ら研究課題を設定し研究活動を実施すること等の学生の創造力・自律力を磨く教育

- 高度な研究開発プロジェクトの企画・管理等の運営管理を行える人材を養成するために、学生に一定の責任と権限を与え、プロジェクトの運営管理能力を高める教育

- 加えて、大学教員を目指す学生に対しては、学生に対する教育方法の在り方を学ぶ教育等が考えられる。

- 今後の知識基盤社会にあつては、博士号取得者が、高度な研究・分析能力や専門的知見を生かして、研究・教育機関ばかりでなく企業経営、ジャーナリズム、行政機関、国際機関等の多様な場で中核的人材として活躍することが十分予想される。大学では博士号取得者のキャリア・パスの多様化にこたえる工夫が求められると同時に、これらの人材を受け入れる社会全体での積極的な取組が不可欠である。

(ク) 専門職学位課程

○ 専門職学位課程は、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力が必要とされる多様な分野（例えば、法曹、MBA・MOT（技術経営）、公共政策、教員養成等）での創設・拡充等が必要である。理論と実務を架橋する実践的教育や職業的倫理の涵養が充実され、社会人等多様な学生を受け入れて各種の高度専門職業人が養成されることを通じて、社会全体の流動性の向上と活性化に大きく貢献することが期待される。その際、上記以外の特定の高度専門職業人養成の分野においても、国は、専門職学位課程の在り方について、今後、幅広く十分な検討を行うことが適当である。

○ 専門職学位課程は、幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する課程として、明確な役割を担うことが適当である。

○ 他方で、専門職大学院制度の創設により、大学院教育と専門学校教育との関係が曖昧になっているとの指摘

がある。

● 専門学校は、実的な知識・技術等を習得するための実践的な職業教育・専門技術教育機関として定着
● 専門職学位課程における教育は、大学の学士課程段階の幅広い教養教育等を基礎として、特に「理論と実務の架橋」を重視し、高度の専門性が求められる特定の職業を担うための知識・能力を高い学問的水準において養うもの

専門職大学院及び専門学校は、この目的・役割の違いに十分留意しつつ、それぞれの特色を生かし、共に社会が求める人材を養成する機関として一層発展していくことが期待される。

○ 高度専門職業人の養成に必要な教育としては、例えば、

● 「理論と実務の架橋」を目指すための、産業・経済社会等の各分野で世界の最前線に立つ実務家教員を含めてバランスのとれた教員構成の下での国際的な水準の高度で実践的・継続的な教育

● 単位認定を前提とした長期間のインターンシップにより、学問と実践を組み合わせた教育

- ・特定の職業的専門領域における職業的倫理を涵養する教育
 - ・高度専門職業人として求められる表現能力や交渉能力を磨く教育
- 等が重要である。

2 国公立大学の特徴ある発展に関する考え方

国公立大学がそれぞれ特色ある教育・研究を展開していくことは、二一世紀初頭における社会の多様な要請等に国公立大学全体で適切にこたえていくというだけでなく、高等教育全体の活性化の上からも重要である。

各大学ごとの個性・特色は、国公立を問わず、各大学自らの選択に基づくものであるが、国公立それぞれを全体として見た場合の特色を意識しておくことは、高等教育の発展と国公立それぞれへの支援の在り方を考える上で、今日でもなお十分に意義を有するものと考えられる。

○ 国公立大学がそれぞれ特色ある教育・研究を展開していくことは、二一世紀初頭における社会の多様な要請等に国公立大学全体で適切にこたえていくというだけでなく、高等教育全体の活性化の上からも重要である。

○ 特に、国立大学の法人化、公立大学法人制度の創設、私立学校法改正による学校法人制度の管理運営面の改善により、国公立それぞれの枠組みの中で自律性と透明性を確保する仕組みが整えられた。これらは、各大学の個性・特色の明確化や適正な競争を確保する一つの前提をなすものと期待される。

○ このような個性・特色は、国公立を問わず、各大学が自ら選択するものである(第二章3参照)。したがって、国公立大学に期待される使命や役割等の区別は必ずしも一律かつ絶対的なものではない。しかしながら、時代や社会の要請に応じて変化しつつも形成されてきた、国公立それぞれを全体として見た場合の特色は、制度面にも反映しており、これを意識しておくことは、高等教育の発展と国公立それぞれへの支援の在り方を考える上で、今日でもなお十分に意義を有するものと考えられる。そこで、既に大学審議会答申等でもなされてきた整理を踏まえつつ、国立大学の法人化等による新たな展開をも考慮に入れると、おおむね、以下のように考えられる。

○ まず、国立大学については、国からの公的支援によ

り支えられるという安定性、学長任命や中期目標・中期計画に関する国の関与等の特性がある。これらは、国立大学が、国の高等教育政策をより直接的に体现するという側面を持つことに由来する。したがって、国立大学には、例えば、世界最高水準の研究・教育の実施、計画的な人材養成等への対応、大規模基礎研究や先導的・実験的な教育・研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保等について政策的に重要な役割を担うことが求められる。そして、このような役割を十分に果たしていない場合には、国立大学法人評価委員会の評価等も踏まえつつ大学の実情に応じた組織運営体制の改善が求められるべきものと考えられる。

○ 国立大学は、国立大学法人制度の趣旨を生かし、自主性・自律性を発揮して一層活性化することが期待されるが、そのためにも、制度の改善・整備を不断に図っていく必要がある。

○ 次に、公立大学については、各地方公共団体が高等教育に主体的に取り組み、多様かつ個性的な教育・研究

を展開することは、我が国の高等教育全体の教育・研究の活性化のみならず個性ある地域づくりにもつながるものである。その際、公立大学法人制度を活用することもある有力な手法の一つと考えられる。

○ 公立大学は、設置者である各地方公共団体により地方財政という公的資金を基盤として設置・運営されるという性格から、設置者である地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的に体现するという側面を持つものと考えられる。したがって、公立大学には、各大学の設置目的に沿って、それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への貢献まで幅広く含め、様々な教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化が求められる。

○ さらに、私立大学については、特に戦後の我が国における高等教育の普及、先端的・独創的な研究の進展、高等教育機関の社会貢献の促進の面でそれぞれ大きな役割を果たし、社会の発展にとって重要な貢献をしてきた。とりわけ、各大学の建学の精神を生かした独自の校風による教育・研究の実施は、多様性に富んだ個性豊かな人

材の育成や、多様な知的価値の創造等を通して、我が国のあらゆる面での発展を支えてきている。

○ 私立大学は、国公立大学とともに公教育としての高等教育の重要な一翼を担っており、高い公共性を有し、社会的責任を負っている（本章1(1)(ア)参照）。こうした観点から、各大学が、未来社会の創造に向けての様々な要請にこたえつつ、活力ある多様な人材の育成、基礎から応用にわたる多様な先端的・独創的研究、地域社会から国際社会にわたる未来社会の発展に資する多様な活動等の諸機能の強化に努める中で、例えば、世界的研究・教育拠点の形成や高度専門職業人の養成に力点を置くもの、総合的教養教育や芸術・体育等の専門的分野に軸足を置くもの、地域貢献や国際交流等に力を注ぐものなど、全体として多様な発展を遂げていくことが重要である（第二章3(2)参照）。こうした各大学の多様な発展を一層促進するためには、それぞれの建学の精神にのっとった自主的・自律的な運営を確保することが不可欠であり、先般の私立学校法改正による学校法人制度の管理運営面の改善の趣旨を積極的に生かすことが期待される。

3 高等教育機関の設置形態の多様化に関する考え方

現在、構造改革特区において認められている株式会社立大学の今後の位置付け等については、「高等教育の質」の保証や株式会社の特性といった観点を念頭に置きつつ、特区における実施状況に関し、公共性・継続性・安定性等についての検証・評価を十分に時間をかけて慎重に行った上で、改めて検討する必要がある。

○ 株式会社・NPO・個人等、多種多様な形態により提供される学習機会とは、今後の知識基盤社会の中での幅広い学習機会の一環として重要な役割を担っていくことが期待される。

○ 関連して、現在、構造改革特区において認められている株式会社立大学の今後の位置付け等については、「高等教育の質」の保証や株式会社の特性といった観点を念頭に置きつつ、特区における実施状況に関し、公共性・継続性・安定性等についての検証・評価を十分に時間をかけて慎重に行った上で、改めて検討する必要がある。

10 中央教育審議会「新時代の大学院教育——国際的

に魅力ある大学院教育の構築に向けて（答申）」（抜粋）二〇〇五年九月五日

第一章 国際的に魅力ある大学院教育に向けて

第一節 基本的な考え方について

大学院は学校教育法に基づく教育機関である。今後の大学院は、教育機関としての本質を踏まえ、1. 大学院教育の実質化、2. 国際的な通用性、信頼性の向上を通じて、世界規模での競争力の強化を図ることを重要な視点として、教育研究機能の強化を推進していくことが肝要である。

具体的には、

1. 各大学院の課程の目的を明確化した上で、これに沿って、学位授与へと導く体系的な教育プログラムを編成・実践し、そのプロセスの管理及び透明化を徹底する方向で、大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）を図る。その際、特に博士課程にあっては、高度な学術研究に豊富に接する中で魅力ある教育を実践し得るように教育機能の充実を

図る。

2. 大学院評価の確立、国際的な質保証活動への参加、世界的な教育研究拠点の形成支援等を通じ、質の高い大学院教育を提供し、国際的な通用性、信頼性の向上を図る。

1 大学院教育の実質化——教育の課程の組織的展開の強化——

「知識基盤社会」においては、人材養成機能の強化と世界レベルでの教育研究拠点の形成が大学院教育の重要な課題である。とりわけ、各大学院の目的・役割に応じて、従来から弱体と言われている教育の組織的な展開を強化していくことが急務である。

大学院の教育の組織的展開の強化に向けての具体的な課題は、当該大学院の果たすべき役割や個性・特色に応じて多様であるが、例えば、次のような点が挙げられる。

- ・各課程における人材養成の目的、教育目標の明確化、これらに沿った体系的な教育の課程の編成と適切な教育・研究指導の実践
- ・各産業、各職業分野等社会のニーズを踏まえ、修了

者（特に、博士課程）が高度な産業社会で評価される教育の実施

- 学修プロセスの管理・指導技術等教員の研究指導能力の涵養

- 量的拡大の進行に対応する教育・研究指導の体制・環境の整備

- 多様な経験の蓄積に資する学生、教員の流動性の拡大

- 優秀な学生の進学のための修学支援の充実

- 大学院の評価システムの確立

- 学部への過大な依存からの脱却を含めた施設・設備の全学的なマネジメントの充実

大学院教育の実質化に当たっては、各大学院において教育の課程（博士課程・修士課程・専門職学位課程）を編成する基本となる組織である専攻単位で、自らの課程の目的について焦点を明確にすることと、当該課程を担当する教員等により体系的な教育プログラムを編成・実践し、学位授与へと導くプロセスの管理及び透明化を徹底していくことを基本的な考え方として、今後の大学院教育の改革を進めることが必要である。その際、特に博

士課程にあつては、研究者として自立して研究活動を行い得るよう高度の研究能力を身に付けさせる観点から、高度な学術研究に豊富に接する中で魅力ある教育を実践し得るよう教育機能の充実に努める必要がある。

2 国際的な通用性、信頼性の向上 — 大学院教育の質の確保 —

今後、経済・社会・文化のグローバル化の急速な進展に伴い、学生や教員等の国際的な流動性が一層高まっていくことが予想されるとともに、我が国の大学院において養成される人材が様々な場面で国際的に活躍することが期待されている。

また、海外分校・拠点の設置、外国の教育研究機関との連携、e－ラーニング（情報通信技術を利用した履修形態）等を通じた国境を越えた教育の提供や研究の展開など、国際的な大学院間の競争と協調・協力が一層進展している。

さらに、海外の高等教育機関と我が国の機関が連携して、我が国における海外学位の授与や海外における我が国の学位の授与などの構想や計画が進められ、国際機関等において、国境を越えて提供される高等教育の質保証

について、様々な検討や試みが行われている。

このような状況を踏まえ、今後、我が国の大学院が世界に開かれた大学院としてその役割を十分に果たしていくためには、各大学院の自己改善努力はもとより、大学院評価の早期確立や国際的な高等教育の質保証に関する活動への積極的な参加、さらには、我が国の大学院を世界的な教育研究拠点へと形成していくことを通じ、質の高い大学院教育を提供し、大学院教育の国際的な通用性、信頼性の向上を図っていくことが重要である。

11 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（抜粋）二〇〇八年二月二十四日

第一章 グローバル化、ユニバーサル段階等をめぐる認識と改革の基本方向

学士課程教育をめぐっては、戦後の学制改革に伴う一般教育の導入、平成三年以降の大学設置基準の大綱化等を受けたカリキュラムや学位制度の改革、教養教育の後退への反省の動き、さらに最近では、教育基本法改正（平成一八年）や教育再生会議等からの諸提言など、多年に

わたり様々な改革が行われ、議論も重ねられてきた（参考資料1）。

本章では、社会のグローバル化やユニバーサル段階に達した大学教育の規模の現状について述べ、その上で、学士課程教育の質の維持・向上に向けて、関係者による実効ある改革の必要性を指摘する。また、改革の沿革を踏まえつつ、学士課程教育に関し、今後の改革の基本方向について述べる。

1 大学を取り巻く環境の急速な変化

(1) グローバル化する知識基盤社会、学習社会にあつては、国民の強い進学需要に^{こた}えつつ、国際的通用性を備えた、質の高い教育を行うことが必要である。国境を越えた多様で複雑な課題に直面する現代社会にあつて、大学として、自立した二一世紀型市民を幅広く育成することは、個人の幸福と社会全体の発展それぞれの観点で極めて重要であり、公共的使命と言える。先進諸国の大学では、自らの使命を、学生の身に付ける学習成果という形で明示し、その達成度を評価するなどの取組が広がりつつある。

(2) また、少子化による人口減少を迎える日本が持続的発展を遂げるには、学士課程教育と大学院教育を通じ、教養を備えた専門的な人材を多数育成し、イノベーションの創出、産業の生産性の向上を図ることが要請されている。若年労働者を供給する中心的な役割を担うようになった学士課程教育に対しては、産業界から、社会人としての基礎力の育成などに関し、十分な成果を求める声が強まってきている。

高等学校卒業者の過半数が大学へ進学し、労働市場において大学卒業者が新規採用者の中心になりつつある中、人生の新しい段階へと移行する若者をいかに支援していくかは、学士課程教育においても重要な課題となる。

(3) 今日、専修学校等を含む高等教育機関への進学率は七七%、大学・短期大学への進学率は五五%に上っている(平成二〇年度)。このうち、学士課程教育を提供する大学への進学率は四九%となっている。近年これらの進学率は上昇傾向にあり、我が国の高等教育は、同年齢の若年人口の過半数が高等教育を受けるというユニバーサル段階に移行している。

また、大学・短期大学の収容力(志願者数に対する入学受入れ規模の割合)は九二%に達し、志願者のほとんどが大学へ入学し得るようになった状況を踏まえ、社会では、大学全入時代が到来したと言われる。今後の少子化の進行に伴い、学生確保に向けた大学間の競争が過熱化することは確実である。過度の受験競争が大きな社会問題とされた時代と異なり、入試を通じた入口の質保証の機能は大きく低下している。

2 他の先進諸国と比較して少ない大学在学者数の対人口比率

(1) こうした現状について、現在の大学進学率等の水準を過剰とする見方もある。

しかし、大学の大衆化がいち早く進展したアメリカを含め、先進諸国は、高等教育へのアクセスを改善し、一層幅広く若者を受け入れていく方向を目指している。他方、我が国の大学進学率は、他の先進諸国に比して特に高いとは言えず、OECD諸国の中では下位に属するという分析もある。

グローバルな競争が展開される知識基盤社会の時代を迎え、諸外国と伍していく観点から、若年人口が減

少する中で学士レベルの資質・能力を備えた人材の養成を維持・強化していくことは重要である。また、保護者や高校生自身の大学進学に向けた熱意・意欲に^{こた}応えることも大切である。様々な格差の拡大を懸念する声もある中、大学が幅広く多様な学生を受け入れ、学士課程教育を通じて、自立した市民や職業人として必要な能力を育成していくことが求められる。

(2) こうしたことから、本審議会は、現在の大学進学率等の水準が過剰であるという立場をとらない。

本審議会としては、若年人口の過半数が高等教育を受ける現状を是とし、大学で学ぼうという意欲や能力がある若者をできるだけ積極的に受け入れていくこと、少なくとも、成績中位層以上の高校生が経済的理由により進学を断念せざるを得ない状況を無くしていくことが必要であると考ええる。大学全入という言葉が流布する中、進学機会を保障する意義が閑却されることがあつてはならない。

ただし、本審議会のこの考え方は、本人の能力・適性、興味・関心によらず、大学進学が事実上強制されるような状態を目指すというものではなく、また、

学習意欲の乏しい学生の実態を容認するものでもない。さらに、大学の機関数の多寡について論じようとする趣旨でもない。

(3) 大学教育を受ける機会を実質的に保障し、ユニバーサル・アクセス（いつでも自らの選択により適切に学べる機会が整備された状態）を実現する見地からは、高等学校からの進学という形態だけでなく、社会人の受入れを一層重視することが必要である。さらに、高等教育のグローバル化に伴い、海外からの留学生の受入れも重要な課題となる。

我が国の大学では、社会人学生や留学生の全学生に占める割合、あるいは、そうした者を含む全在学者の人口に対する割合が、他の先進諸国と比べて低い。これらの学生は、学士課程教育を活性化する観点からも重要な存在であり、その量的拡大を視野に入れた上で、大学教育の望ましい全体規模の在り方を想定していくべきである。

(4) 大学教育の規模の在り方は、大学だけの問題にとどまらず、我が国の社会の目指す姿にかかわる問題であ

る。我が国が、真に生涯学習社会の実現を指向するのであれば、国境や年齢にとらわれず、学習者の成果が社会で適切に評価されるとともに、大学の教育がそうした評価に耐えるものとなるよう、教育の質的な転換・革新と、教育力の飛躍的向上が求められる。

また、本年七月には、文部科学省をはじめ関係省庁により「留学生三〇万人計画」の骨子が策定されたところであり、今後、単に留学生の受入れにとどまらず、高等教育の学生像全般にわたる論議も求められる。

3 これまでの改革の進展と懸念

(1) これまで、国においては、様々な規制を緩和し、大学間の競争的な環境づくりを進め、各大学の個性化・特色化を促す方針をとってきた。

具体的には、大学運営システムの改革（国立大学の法人化、公立大学法人制度の導入、学校法人制度の改善等）、大学の質保証のための制度改革（設置認可の弾力化と第三者評価制度の導入等）、国公私立大学を通じた優れた教育研究活動（GP: Good Practice）への重点的支援（以下、「GP事業」という。）等の取組を推進してきた。本審議会も、将来像答申において、

大学の個性・特色の一層の明確化を求めるとともに、七つの機能類型を例示し、各大学が自らの選択により緩やかに機能別に分化していくことが望ましいと述べた。

近年の文部科学省の調査によれば、各大学において教育内容・方法、成績評価、入試など各般にわたる改革の取組が見られたことから、大学の個性化・特色化が着実に進んできたと言えよう。

(2) 他方、大学とは何かという問題意識が希薄化し、ともすれば目先の学生確保の必要性が優先される傾向がある中、我が国の大学、学位が保証する能力の水準が曖昧になることや、学位そのものが国際的な通用性を失うことへの懸念も強まってきている。

例えば、学部・学科等の組織名称や、学位に付記する専攻分野の名称の多様化が進んでいるのは、そうした懸念を強める一因である。また、改革を通じて、学生の学習活動や学習成果の面で顕著な成果を上げてきたかという観点では、いまだ改革が実質化していない面も少なくないと考えられる。

4 競争と協同、多様性と標準性の調和

- (1) 従来の改革の背景には、新規参入を促進し、学生獲得の競争を活発化させることが、教育の質を向上させる有効策であるという考え方もあった。今後の大学改革に向けても、そうした主張が依然として見受けられる。

しかし、このような、いわば市場化の改革手法のみでは、教育の質の向上について十分な成果を期待することはできない。大学の多様化が単なる無秩序に陥り、日本の大学全体の国際的な信用や信頼性を失墜させるような結果を招来してはならない。

- (2) 他の先進諸国では、大学団体、各分野の学協会、職員

の職能団体といった各種の組織やネットワークが、大学間や教員間を結び付け、大学教育の質的向上を支援する基盤として大きな存在感を持っている。これらの国では、大学関係者のボランティア精神と不可分の評価文化や、様々な産業における職能団体による教育評価への関与と貢献が存在していると指摘されている。

一方、我が国の場合、こうした教育研究活動を支える社会的基盤、知的共同体の存在感が相対的に希薄で

あることが、大学教育の振興が十分に進まない要因の一つになっていると考えられる。

- (3) このような認識のもと、学士の質の保証を図るために必要なのは、第一に、大学間の健全な競争環境の中で、各大学が自主的な改革を進めることである。第二に、大学による自律的な知的共同体を形成・強化し、大学間の連携・協同や大学団体等の育成を進めることである。

その際、個性化・特色化に伴う教育の多様性と、国際的通用性等の観点から要請される教育の標準性の調和に配慮しなければならない。

5 危機感の共有と実効ある改革の必要性

- (1) 以上の通り、国際的な動向と我が国固有の事情を背景に、学生の学習成果の達成に向けた教育内容・方法の格段の充実、高等学校との接続のシステムの見直しなどに向けて、真剣に取り組むことが急務である。このことは、我が国の学士の国際的通用性を確保するためにも不可欠である。

(2) 特に、ユニバーサル段階、少子化等の環境変化の中、我が国の学士課程教育は、量の拡大を積極的に受け止めつつ、質の維持・向上を図るという、重大な課題に直面している。

我が国の大学の大きな問題の一つは、教育内容・方法、学修の評価を通じた質の管理が緩いということである。そうした弊を放置すれば、我が国の学士課程教育の質は、大きく低下し、国内外からの信用を失う危機に晒されよう。質の維持・向上に向けた努力を怠り、社会からの負託に応えられない大学があるならば、今後、その淘汰を避けることはできない。

(3) 現実の大学を見れば、多様な学生を迎え入れながら、個性化・特色化の徹底に向けた改革に汗を流す機関が多数ある。一方、学生や社会のニーズを十分に顧みない旧態依然とした機関も存する。

しかし、後者に目を奪われ、大学教育の持つ社会的な意義や効用、その可能性を過度に低く評価し、将来的な大学教育の規模等の在り方を論ずるとすれば、失当である。未曾有の人口減少社会、少子高齢化社会という我が国の特質を踏まえるならば、大学教育をめぐっ

て、量か、質かという二者択一を安易に行えば、人材育成等に関する国家戦略を誤ることともなりかねない。

(4) こうした危機感を各界で共有し、中長期的な視野に立って論議を深め、改革の基本方向に関する社会的な合意形成を図り、実効ある改革につなげていくことが必要である。

その際、国においては、必要な改革を果断に進めながら、新しい教育基本法の謳うとおり、大学の自主性・自律性を十分に尊重する姿勢を堅持していく必要がある。多様な大学の存在こそが、大学という社会制度がその機能を最大限発揮し、社会の発展へ寄与していく基礎的な条件であることを、改めて強調しておきたい。

6 学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れに関する方針の重要性

(1) 改革の実行に当たり、もっとも重要なのは、各大学が、教学経営において、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、そして「入学者受入れの方針」の三つの方針を明確にして示すことである。

これらは、将来像答申で言及した「ディプロマ・ポ

リシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッシヨン・ポリシー」にそれぞれ対応する。大学の個性・特色とは、そうした方針において具体的に反映されるのである。

(2) あわせて、各大学において、学士課程教育が組織的・総合的に運用されるには、学内の全教職員が共通理解を持つて具体的な教育実践に取り組み必要があり、そのための教職員の職能開発が必要となる。

また、設置認可・届出制度や第三者評価制度、自己点検・評価、情報公開等の各大学の自主的な質保証の取組、さらに大学間の連携や大学団体等による取組の充実を通じて、学士課程教育の質を保証する仕組みを強化することが必要である。

(3) 国においては、このような各大学の取組に対して適切に支援していくことが必要である。あわせて、国際的な大学改革の潮流や社会の要請等を踏まえ、大学や大学関係者の主体性を尊重しつつ、学士の水準に関する枠組みづくりが進むよう、必要な役割を果たしていくことが望ましい。

こうした枠組みは、分野横断的な水準の確保につながり、各大学における学位授与の方針の策定・見直しの指針となることが期待される。また、分野別の学位水準の確保に向けた取組の基盤になるものとしても重要である。

第二章 学士課程教育における方針の明確化

本章では、前章における改革の基本方向を受けて、学士課程教育の充実のための具体的な取組として、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三点に関し、現状と課題、改革の方向と具体的な改善方策について述べる。

第一節 学位授与の方針について幅広い学び等を保証し、二一世紀型市民にふさわしい学習成果の達成を

(1) 国際的な動向

(ア) 今日の大学教育の改革は、国際的には、学生が修得すべき学習成果を明確化することにより、「何を教え

るか」よりも「何ができるようになるか」に力点が置かれている。

こうした流れの背景として、次の四つを指摘することができるとができる。

第一に、グローバルな知識基盤社会や学習社会において、学問の基本的な知識を獲得するだけでなく、知識の活用能力や創造性、生涯を通じて学び続ける基礎的な能力を培うことが重視されつつある。こうした能力は、多様化・複雑化する課題（例えば、人口問題、資源エネルギー問題、地球環境問題など地球の持続可能性を脅かす課題）に直面する現代の社会に対応し得る自立した市民として不可欠なものである。

第二に、高等教育のグローバル化が進展する中、知識・能力等の証明である学位の透明性、同等性が要請されている。

第三に、労働力の流動化に伴い、個人の学習や訓練の履歴、知識・能力等を証明するシステムが求められている。

第四に、企業の採用・人事の面において、産業界から大学（とりわけ学士課程）に対し、職業人としての基礎能力の育成を求めるようになっていく。

(イ) 主要国では、大学や評価機関においても、学生の修得すべき学習成果を重視した取組を進めており、それぞれ

の機関の個性や特色を踏まえ、学位授与の方針等を具体化している。このような国家政策と個々の大学との一種の協調的な営為は、当該国の大学の国際展開や留学生獲得の面で寄与している面が少なくない。

(2) 我が国の課題

(ア) 我が国の大学を取り巻く環境も、こうした他の先進諸国と異なるものではない。これまでの本審議会の諸答申において、大学教育あるいは学士課程教育において育成すべき資質・能力に関して、種々の提言を行ってきた。特に、基本的な考え方としては、課題探求能力の育成を重視すべきこと、二一世紀型市民の育成・充実を共通の目標として念頭に置くべきことなどを示してきた。

(イ) こうした考え方の基本は妥当であるものの、日本の学士が、いかなる能力を証明するものであるのかという国内外からの問いに対し、現在の我が国の大学は明確な答を示し得ず、国も、これまで必ずしも積極的に

かわらうとしてこなかった。

個々の大学が掲げる教育研究上の目的や建学の精神は、総じて抽象的であり、学士課程で学生が身に付けるべき学習成果を具体化・明確化していこうとする動向に照らしても曖昧であると言わざるを得ない。したがって、学位授与の方針として、教育課程の編成・実施や学修評価の在り方を律するものとは十分になり得ていない。

(ウ) 我が国の学士課程教育は、かねてから入難出易と評され、評価の厳格化が求められてきた。

しかしながら、進学率が上昇し続け、大学全入に至ろうとする今日、入学生の約八割が修業年限で卒業し、卒業までに退学する者は一割程度にとどまるという状態に目立った変化はない。OECDの調査によれば、日本は最も大学生の修了率が高い国となっている。大学卒業生全体の学力が低下したという実証的な分析結果はないものの、産業界のそうした印象、さらに言えば不信任感を払拭(はつし)できるような具体的な根拠を、大学も国も十分に持ち合わせているとは言えない。

(エ) 大学が学生に身に付けさせようとする能力と、企業が大学卒業生に期待する能力が乖離(かいり)しているとの指摘もなされている。近年、「企業は即戦力を望んでいる」という言説が広がり、学生の資格取得などの就職対策に精力を傾ける大学が目立っている。

しかしながら、実際に企業の多くが望んでいることは、むしろ汎用性(はんようせい)のある基礎的な能力であり、就職後直ちに業務の役に立つような即戦力は、主として中途採用者に対する需要であると言われる。

こうした例に示されるように、大学は、企業の発する情報を必ずしも正確に理解しているとは言えず、企業も、自らの求める人材像や能力を十分明確に示し得ていない。

(オ) こうした中、国においては、基礎力の養成を求める産業界の意向を踏まえた政策的な対応も始まっている。

しかしながら、学士課程教育の目的は、職業人養成にとどまるものではない。自由で民主的な社会を支えるその改善に積極的に関与する市民や、生涯学び続ける学習者(はく)を育むこと、知の世界をリードする研究者への途を開くことなど、多様な役割・機能を担っている。

各大学は、このことを踏まえて、自主性・自律性を備えた教育機関として、学士課程を通じて学生が修得すべき学習成果の在り方について、さらに吟味することが求められる。

(カ) これまで大学設置の規制を緩和したり、機能別の分化を促進したりすることで、個々の大学の個性化・特色化を積極的に進めてきた結果、大学全体の多様化は大いに進んだ。しかしながら、学士課程あるいは各分野の教育における最低限の共通性があるべきではないかという課題は必ずしも重視されなかった。例えば、学位に付記する専攻分野の名称は年々多様化し、その種類は、平成一七年度時点で約五八〇に達する。また、その名称の約六割は、専ら当該大学のみで用いられている。このように過度に細分化された状態が、真に学問の進展に即したもののなか、学生の学習成果を表現するものとして適切なのか、能力の証明としての学位の国際的通用性を阻害するおそれはないのか、懸念を持たざるを得ない状況である。こうした状態は、今後進めていこうとする留学生交流についても、隘路^{あいろ}となってしまうおそれがある。

(3) 改革の方向

(ア) 学位授与の方針に関し、以上のような国際的な動向や我が国の実情を踏まえると、今後、学生による学習の成果を重視する観点から、各大学では、学位授与の方針や教育研究上の目的を明確化し、その実行と達成に向けて教育活動を展開していくことが必要となる。

(イ) 各大学において、学生の学習成果に関する目標を掲げるに当たっては、二一世紀型市民として自立した行動ができるような、幅の広さや深さを持つものとして設定することが重要である。また、各大学の教育理念や建学の精神との関連に十分留意して、学習成果として目指す姿を明確に示し、これを学生に浸透させることが必要である。その際、一般教育や共通教育、専門教育といった科目区分にとらわれることなく、また、学生の自主的活動や学生支援活動を含む教育活動全体を通じて検討されるべきである。

(ウ) また、国として、そうした大学の取組を支援していくとともに、個別大学の取組を支える基盤として、分野を横断し、さらには各分野にわたり、学位の水準の

具体的な枠組みづくりを促進していくことが極めて重要となる。

我が国は、OECDの高等教育における学習成果の評価（AHELO）のフィージビリティ・スタディに参加する意志を表明しており、こうした動きへ適切に対応していく観点からも、必要な取組を進めていくことが求められる。

(エ) なお、「具体的な改善方策」の「国によって行われるべき支援・取組」では「各専攻分野を通じて培う学士力」〈学士課程共通の学習成果に関する参考指針〉（以下、「参考指針」という。）を掲げている。

これは分野横断的に、我が国の学士課程教育が共通して目指す学習成果に着目したものであり、我が国の学士課程の多様な現実（アメリカのリベラル・アーツ型から医歯薬学教育等の職業教育まで）を踏まえる必要があるという認識に立ち、できる限り汎用性^{はんようせい}があるものを提示するよう努めた。

参考指針は、どの分野を専攻するのか、将来像答申の掲げる諸機能のいずれに重点を置くのかを問わず、それぞれの大学、学部・学科において、自らの教育を

通じて達成していくものとして受け止めていただきたい。

(オ) この参考指針は、個々の大学における学位授与の方針等の策定のための参考となることを意図したものであり、もとより、その適用を国が各大学に強制することを求める趣旨ではない。

学士課程における学習成果の目標について、一定の標準性が望まれるとしても、その実現や評価の手法は多様であるべきであり、各大学の自主性・自律性が尊重されなければならない。また、参考指針が提示しているのは、標準的な項目にとどまるものであり、実際に各大学が学位授与の方針等を定める場合には、当該大学の教育理念や学生の実態に即して、各項目の具体的な達成水準などを主体的に考えていく必要がある。さらに、国においても、参考指針の内容を固定的に考えることなく、OECDの取組など国際的な動向を踏まえつつ、我が国の実情を勘案しながら、必要な見直しを柔軟に行うことを望みたい。

(カ) 学士課程教育に関しては、諸答申において、教養教

育と専門基礎教育とを中心とするという考え方が謳われており、改正された教育基本法では「高い教養と専門的能力を培う」（第七条）旨が大学の基本的な役割として規定されている。

教養の意味・内容をめぐっては、多年にわたって様々な議論のあるところであるが、今回の参考指針は、学生の学習成果という観点から記述したものである。ここに挙げられたものは、教養を身に付けた市民として行動できる能力として位置付けることができる。

(4) 具体的な改善方策

【大学に期待される取組】

◆ 大学全体や学部・学科等の教育研究上の目的、学位授与の方針を定め、それを学内外に対して積極的に公開する。

その際、それらが抽象的な記述にとどまらず、学生に身に付けることが期待される学習成果を重視する観点から、具体的に明確なものとなるように努める。

◆ 学位授与の方針の策定に当たって、PDCAサイクルが稼動するようにする。

学内の共通理解を確立すること、実践の段階に応じて目標を具体化すること、客観的に測定可能な指標によってあらかじめ目標を設定しておくこと等に留意する。

◆ 学位授与の方針等に即して、学生の学習到達度を的確に把握・測定し、卒業認定を行う組織的な体制を整える。

各大学の個性や特色、専門分野の特質に応じて、客観性・標準性を備えた学内試験の実施や外部試験の結果の活用についても検討し、適切に対応する。

◆ 大学の実情に応じ、学位の水準を確保する観点から、学位授与の方針の策定、学位審査体制の確立に当たって、それらの客観性を高める仕組みについて検討する。

例えば、大学間連携の取組の一環として相互に関与したり、外部専門家の意見を参考にしたりすることを検討する。

◆ 学位に付記する専攻分野の名称については、学問の動向や国際的通用性に配慮して適切に定める。

類例がなく定着していない名称は避けるよう努める。仮にそれを用いる場合、依拠・関連する既存の学問領域との関係について説明責任を果たすようにする。

【国によって行われるべき支援・取組】

◆ 国として、学士課程で育成する二世紀型市民の内容（日本の大学が授与する学士が保証する能力の内容）に関する参考指針を示すことにより、各大学における学位授与の方針等の策定や分野別の質保証枠組みづくりを促進・支援する。

各専攻分野を通じて培う学士力

学士課程共通の学習成果に関する参考指針

1. 知識・理解

専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。

(1) 多文化・異文化に関する知識の理解

(2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

2. 汎用的技能

知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能

(1) コミュニケーション・スキル

日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。

(2) 数量的スキル

自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができる。

(3) 情報リテラシー

情報通信技術（ICT）を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。

(4) 論理的思考力

情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。

(5) 問題解決力

問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

3. 態度・志向性

(1) 自己管理力

(2) 自らを律して行動できる。 チームワーク、リーダーシップ 他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。
(3) 倫理観 自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。
(4) 市民としての社会的責任 社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。
(5) 生涯学習力 卒業後も自律・自立して学習できる。
4. 統合的な学習経験と創造的思考力 これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力
◆ 将来的な分野別評価の実施を視野に入れて、大学間の連携、学協会を含む大学団体等を積極的に支援し、日本学術会議との連携を図りつつ、分野別の質保証の

枠組みづくりを促進する（第四章で説明）。

例えば、大学の個性化・特色化に伴う教育の多様性の確保に配慮しつつ、学習成果や到達目標の設定、コア・カリキュラムの策定、モデル教材やFDプログラムの研究開発などを促進する。あわせて、海外の先進的な事例に関する情報収集を行い、その成果を広く提供する。

◆ OECDの高等教育における学習成果の評価（AHELO）の内容・方法が適切なものとなるよう、関与・貢献していく。

我が国は、OECDの高等教育における学習成果の評価（AHELO）のフィージビリティ・スタディに参加する意志を表明している。フィージビリティ・スタディの過程では、調査結果が安易な序列化を招くことなく、信頼に足るものとなるようにするとともに、我が国の大学教育の質の向上に寄与する知見が得られるように努める。

◆ 学習成果の測定・把握や、学習成果を重視した大学評価の在り方などについて、調査研究を行う。

諸外国の先進事例を調査する。また、国として直接、あるいは、大学間の連携強化に向けた取組の支援を通じ、学生の生活実態や価値観、学習状況に関する実証的なデータを整備する。

◆ 学位に付記する専攻名称の在り方について、一定のルール化を検討するとともに学問の動向や国際的通用性に照らしたチェックがなされるようにする。

ルール化の検討に当たっては、日本学術会議や学協会等との連携協力を図る。また、英名表記の国際的通用性の確保に留意する。学部等の設置審査や評価に際しては、唯一単独の名称を用いる場合、関連する学問領域との関係について十分な説明を求め、必要に応じ、見直しを含め適切な対応を促す。

◆ 産学間の相互理解を深め、連携を強化するため、関係者の対話の機会を設ける。

そうした機会を通じ、産業界のニーズを学士課程教育の改善に向けて適切に反映するとともに、大学の実情に関する

産業界の理解の増進を図り、必要な支援や協力（例えば、企業の採用活動の早期化等の是正、職業教育分野における学習成果の在り方に関する共同研究）を要請する。

第二節 教育課程編成・実施の方針について（学生が本

気で学び、社会で通用する力を身に付けるよう、
きめ細かな指導と厳格な成績評価を）

教育課程編成・実施の方針に基づき、学生を本気で学ばせるとともに、単位制度を実質化させることは、入難出易と言われてきた我が国の大学において大きな課題であった。さらに、教育課程の内容にとどまらず、学生の視点を踏まえつつ、指導方法、成績評価の改善を講じ、学生が社会で通用する力を確実に身に付けさせるようにすることが、いよいよ重要となっており、学生本位の改革を進めていくことが求められている。以下では、教育課程編成・実施の方針について、教育課程の体系化、単位制度の実質化、教育方法の改善、成績評価の四点に分けて述べる。

1 教育課程の体系化

(1) 現状と課題

① 教育課程の体系性

(ア) 教育課程編成・実施の方針については、学位授与の方針や教育研究上の目的等との整合性・一貫性を持つことが求められる。また、法制上も、教育課程が体系性を持つことが要請されている。また、各大学では、それぞれの個性と特色に基づいて、基礎教育や共通教育、専門基礎教育、専門教育などの適切な区分を設けた上で、教育課程を編成・実施することが期待されている。学士課程教育を通じて到達すべき学習成果は、こうした科目のみでなく、課外活動を含め、あらゆる教育活動の中で、修業年限全体を通じて培うものである。

(イ) かねて我が国の学士課程の教育課程については、科目内容・配列に関して個々の教員の意向が優先され、必ずしも学生の視点に立った学習の系統性や順次性などが配慮されていない、あるいは、学生の達成すべき成果として目指すものが組織として不明確である、などの課題が指摘されてきた。個々の科目についても、

その目標や、内容・水準が判然としないことがあり、単位の互換性や通用性の面でも、支障が生じかねない。多様な科目から場当たりの選択がなされる、あるいは中核となる科目の位置付けが曖昧であるならば、学生の学びは、狭く偏るか、逆に散漫になり、学生の到達すべき学習成果として想定していたものは達成されない。また、専門教育については、大学院の役割が大きくなっており、学士課程教育では、完成教育よりも、専門分野を学ぶための基礎教育や学問分野の別を超えた普遍的・基礎的な能力の育成が強調されている。そこで、教育課程の体系性に関しても、学問の知識の体系性だけでなく、当該大学の教育研究上の目的に即して、専攻分野の学習を通して、いかに学生が、学習成果を獲得できるかという観点に立つことが一層大切となる。

(ウ) 目的意識の希薄化、学習意欲の低下等、学生の多様化により、大学側の対応の困難性は増している。最終的には、課題探求能力という高等教育に相応しい高次の目標の達成に努める必要があるが、一方で、基礎的な読解力や文章表現力などを修得させることも重要である。

また、学生に目的意識を持たせ、学習意欲を喚起する観点から、地域や産業界との連携を深め、外部人材の積極的な参画を得たり、質の高い体験活動の機会を積極的に設けたりするなど、開かれた教育活動を推進することも有意義である。

② 大綱化以降の教育課程の変化

(ア) 大学設置基準の大綱化以降、科目区分、必修教科などの見直しが急速に進んだ。また、学部・学科等の組織の改組が活発に行われ、学位の専攻分野の名称と同様、多様な名称の学部・学科が登場するようになった。こうした組織改編等の中では、現代的な課題に即した学際的な取組を目指した動きが目立つようになっていく。

(イ) 文部科学省の調査によれば、直近の過去五年間に限っても、八五%の大学がカリキュラム改革を実施している。また、この一〇年間で実施率が大きく伸びた科目・内容として、情報教育科目、文書作成の訓練、ボランティア活動、インターンシップ、大学外の教育施設等における学修の単位認定などがある。このよう

に、カリキュラム改革の進展により、多様な科目が開設され、総じて学生の選択幅が広がってきたことが伺える。

(ウ) また、様々な調査研究によれば、大綱化以降、分野による相違はあるものの、全般的に以下の傾向が見られる。

第一に、教育課程の中で専門教育の比重が増している。具体的には、基礎教育や共通教育の履修単位の減少と専門基礎教育の組み込みが見られる。専門職業との結び付きの強い学部（例…医療、家政、芸術系）では、専門教育の早期化や高度化が生じている。なお、高学年向けの共通教育や基礎教育はあまり普及していない。

第二に、共通教育や基礎教育において、外国語能力や情報活用能力など、スキルの訓練に関する教育の比重が大きくなっている。

第三に、初年次教育や補習教育、資格取得支援、就職支援、インターンシップなどが様々なあたちで教育課程内外に位置付けられる例が増えつつある。

第四に、学際的な教育活動について、関連する学間

の知識体系（ディシプリン）に関する基礎教育が必ずしも十分になされていない。

第五に、人文系、社会系などの学部は、基礎教育や自由選択の比重が高いこともあって、専門教育の学際化が進んでいる。

(エ) 各大学では、学生の変化や社会的ニーズに柔軟に^{こた}応えようとする努力が見られる。しかし、その努力が、

学士課程教育の本来の姿を実現し、教育水準の維持・向上に寄与しているとは言い切れない。

例えば、第一節で述べたとおり、企業全般が学卒者に即戦力を求めているとの誤解により、学生の就職支援にかかる教育活動が実施される場合、それが学士課程教育の一部として位置付けられるのにふさわしい内容・水準を持つのか、その実施体制は十分かなど、疑問の生ずる事例も見受けられる。

(オ) また、先行研究により、教育課程の改革に向けた大学の取組、学生の学習活動や意識・価値観などについて、分野別の実情が明らかにされつつある。学士課程の学生の約半数を占める人文・社会系の学科での教育

課程の体系化・構造化に向けた取組が十分でないという指摘もある。

ただし、こうした現状分析に当たっては、大学・学部等の教育環境などによる影響も無視できない。今後の分野別の質保証の枠組みづくりに向けた審議に当たっては、我が国の大学の実態や学問の在り方、また、国際的な通用性を踏まえた十分な検討が望まれる。

(2) 改革の方向

(ア) 各大学では、学位授与の方針等の確立と同時に、教育課程の体系的な編成が重要である。開設科目の種類と内容が多様でも、それが学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針と遊離せず、学生の体系的な履修が可能となることが肝要である。

(イ) また、多くの学生が、入学時に学科等への所属を決定しているが、これにより、共通教育や基礎教育の後退傾向や専門教育の早期化の動き、さらに第三節で触れる入学者受入れの方針も相まって、学生の学びの幅を早期から狭めてしまうことが懸念される。ユニバーサル段階において、自己決定力の未熟な学生も目立つ

中、入学してから時間のゆとりを持って専門分野を選択できる、あるいは柔軟に変更できる仕組みづくりも検討課題とすべきである。

(ウ) なお、大学設置基準の大綱化以降、国立大学を中心に、基礎教育や共通教育の担い手であった教養部が改組され、その多くが廃止された。この改革は、旧教養部等の教員に限らず、多くの教員が基礎教育や共通教育に携わることを目指すものであったが、現実には、個々の教員には、研究活動や専門教育を重視する一方、基礎教育や共通教育を軽んじる傾向も否めないという課題も残っている。各大学において、その実情にに応じて、基礎教育や共通教育の望ましい実施・責任体制について、改めて真剣に議論し、適切な対応を取っていく必要がある。

(3) 具体的な改善方策

【大学に期待される取組】

◆ 学習成果や教育研究上の目的を明確化した上で、その達成に向け、順次性のある体系的な教育課程を編成

する（教育課程の体系化・構造化）。

教養教育や専門教育などの科目区分にこだわるのではなく、一貫した学士課程教育として組織的に取り組む。専攻分野の学習を通して、学生が学習成果を獲得できるかという観点に立って、教育課程の体系化を図る。その際、例えば、科目コード（履修年次等に応じて付記）による履修要件の設定や科目選択の幅の制限等も検討する。

◆ 幅広い学修を保証するための、意図的・組織的な取組を行う。

例えば、多様な学問分野の俯瞰（ふくかん）を可能とする教育課程の工夫や、主専攻・副専攻制の導入等を積極的に推進する。また、入学時から学生が学科に配置され、専ら細分化された専門教育を受ける仕組みについては、当該大学の実情に応じて見直しを検討する（例えば、学部・学科間の移動の弾力化、学部・学科の在り方の見直しなど）。

◆ 英語等の外国語教育において、バランスのとれたコミュニケーション能力の育成を重視するとともに、専

門教育との関連付けに留意する。

「読む・書く・聞く・話す」の四技能のバランスに留意し、例えば、学内のライティングセンターなどにより、学習支援を行う。専門分野を学ぶために必要な語学力の修得を旨とした教育活動を展開する。TOEFLやTOEICなどの結果に基づいて単位認定を行う場合、大学教育にふさわしい水準か、また、単位数が適当か等について吟味する。

◆ キャリア教育を、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指すものとして、教育課程の中に適切に位置付ける。

豊かな人間形成と人生設計に資するものであり、単に卒業時点の就職を目指すものではないことに留意する。アウトソーシングに偏ることなく、教員が参画して学生のキャリア形成支援に当たる。大学が責任を持つて関与するインターシップと、単なるアルバイトを区別する（後者は単位認定の対象にならない）。

◆ 一方的に知識・技能を教え込むのではなく、豊かな

人間性や課題探求能力等の育成に配慮した教育課程を編成・実施する。

例えば、資格取得にかかる教育を行う場合であっても、バランスのとれた教育活動を行う。教育課程内の活動とあわせて、学生の自主的な活動等の充実に向けた支援に努める。

◆ 共通教育や基礎教育の重要性について教員間の共通理解を確立し、教育活動への積極的な参画を促す。また、これらの教育における努力や業績を適切に評価する。

共通教育や基礎教育の目的達成を、特定の科目に任せない。例えば、アカデミック・ライティングについては、基礎教育科目だけでなく、専門科目の学習を通じた実践的な訓練も行いうことが望ましい。

◆ 個別大学の枠を超えて、地域の実情に応じて、大学間や地域の諸団体との連携・協同を強化し、学生に対する教育内容を豊富化する。

地方公共団体をはじめとする地域の諸団体との連携・協力を推進し、地域の教育資源や教育力を活用する。また、大学間連携においては、共同プログラムの開発、単位互換などを進める。その際、基礎教育や共通教育の充実の観点から、放送大学との単位互換も検討する。さらに、大学の個性・特色に応じて、地域社会に貢献する人材の育成に取り組む。

【国によって行われるべき支援・取組】

◆ 個性や特色のある教育課程に関する優れた実践に対し、積極的に支援するとともに、そのための体制を整備する。

例えば、学習成果に関する考え方を明確化し、順次性のある体系的な教育課程を実施する取組や、幅広い学修を保証するための意図的・組織的な取組などを支援する。

◆ 大学間の連携、学協会を含む大学団体等を支援し、国際的な通用性に留意しつつ、分野別のコア・カリキュラムを作成する等の取組を促進する。

◆ 大学間の連携強化に向けた取組を支援し、共同プログラムの開発、単位互換等を促進する。

◆ 国公私の設置形態の枠組みを超えて、複数の大学が、共同で教育課程を編成・実施し、修了者に対して連名で学位授与を行うことができる教育課程の共同実施制度を創設し、その普及を図る。

◆ 産学間の対話の機会を設け、インターンシップの推進に向けた理解の増進などの環境整備を進める。

2 単位制度の実質化

(1) 現状と課題

(ア) アメリカなどの諸外国と同様、我が国の大学教育のシステムは、単位制度を採用しており、この的確な運用は、教育の質の維持、国際的な通用性の確保の観点から不可欠である。従来単位制度をとっていなかった欧州においても、欧州高等教育圏の実現を目指す一環として、その導入に踏み切っており、単位制度の考え方は一種の国際標準となってきた。

(イ) 我が国の単位制度は、授業時間外に必要な学修等を考慮して、四五時間相当の学修量をもって一単位と定めており、制度上要請される学習時間としては、諸外国と比較して低いわけではない。

しかしながら、内閣府の調査（平成二二年度）では、学外の勉強を「ほとんどしていない」者が約半数に達しており、最近の研究者の調査でも、学習時間の少ない学生が相当の割合に上ることが確認されている。総務省の調査（平成一八年度）では、学内外を通じた学習時間（土日を含む一日平均）は、三時間三〇分である。国際的な比較からも、我が国の大学生の学習時間は短い。

こうした実態は、単位制度の趣旨を踏まえて運用されているとは言いがたい。

(ウ) 学生の学習時間は、学習成果の達成にも密接に関連すると思われる。

単位制度の実質化の必要性は、これまでも指摘され、改善策が提言されてきており、シラバス、セメスター制、キャップ制、GPA（Grade Point Average）などの諸手法が導入されてきた。文部科学省の調査（平

成一八年度）では、各大学では、これらの取組は相当に普及しており、例えば、九割以上の大学がすべての授業科目のシラバスを作成している。

しかし、学習時間の実態を鑑みると、これらの取組が十分に機能しているとは言えない。その原因の一つとして、諸手法の導入に当たって、単位制度の実質化とのかかわりが十分に理解されていない、あるいは相互連携の必要性が認識されていない可能性が考えられる。

例えば、シラバスにおいて「準備学習等についての具体的な指示」を盛り込んでいる大学は約半数にとどまっており、学生が必要な準備学習等を行ったり、教員がこれを前提とした授業を実施する環境にないことが懸念される。また、キャップ制については、一年間の上限単位数が多過ぎて、各年次にわたって適切に授業科目を履修するという趣旨に必ずしも沿っていない事例も見られる。

(2) 改革の方向

(ア) このような状況を踏まえ、単位制度の国際的な通用性の観点から、学習時間の実態を国際的に遜色ない水

準にすることを旨として、総合的な取組を進める必要がある。

その前提として、一単位当たりの授業時間数が、大学設置基準の規定に沿っている必要がある。具体的には、講義や実習等の授業の方法に応じて一五〇四五時間とされており、講義であれば一単位当たり最低でも一五時間の確保が必要とされる。これには定期試験の期間を含めてはならない。

各大学では、学習時間などの実態を把握した上で、その結果を教育内容・方法の改善に生かすことが必要である。また、教育課程の体系化を進めた上で、きめ細かな履修指導と学習支援の実施も求められる。

(イ) なお、学習時間の在り方を論じるに当たっては、学生の学習意欲等の問題のみに原因を求めることは適当ではない。学生生活において、アルバイトが相当の比重を占めるといふ実態があるが、経済的な困難を抱える学生が増大し、学習に専念できない状況が広がっているところから、学習に十分な認識しておく必要がある。

(3) 具体的な改善方策

【大学に期待される取組】

◆ 自己点検・評価活動の一環として学習時間等の実態を把握し、単位制度の実質化の観点から、教育方法の点検・見直しを行い、質の向上を図る。

卒業要件単位数、各科目の単位数配当、履修指導と学習支援の在り方などの点検・見直しを行い、諸手法（シラバス、セメスター制、キャップ制、GPAなど）を相互に連携させて運用する。点検・評価のための目安として、具体的な学習時間を設定することも検討する。

◆ 学部・学科等の目指す学習成果を踏まえて、各科目の授業計画を適切に定め、学生等に対して明確に示すとともに、必要な授業時間を確保する。

シラバスに関しては、国際的に通用するものとなるよう、以下の点に留意する。

・各科目の到達目標や学生の学修内容を明確に記述すること
と

・準備学習の内容を具体的に指示すること

・成績評価の方法

・基準を明示すること

・シラバスの実態が、授業内容の概要を総覧する資料（コース・カタログ）と同等のものにとどまらないようにすること

◆ 各科目の授業時間内及び事前・事後の学習の充実の観点から、各セメスターで履修する科目の数・種類が過多とならないようにする。

例えば、細分化された二単位科目（週一回開講）を多数履修する在り方を見直し、三単位又は四単位科目（間に休憩を入れた二コマ続きの授業又は週複数回開講する授業）を標準形態とする。科目登録等に際し、各学生の実情に応じた登録の適否等に関する履修指導を積極的に行う。それらの種々の取組とあわせて、キヤップ制の導入や受講科目数に対応した柔軟な授業料システムについて検討する。

【国によって行われるべき支援・取組】

◆ 各大学の自己点検・評価の一環として、学習時間の現状把握を行い、教育改善に生かすように促す。

◆ 適切な上限単位数を設定するなど単位制の実質化の趣旨に沿ったキヤップ制の導入を促進する。

◆ シラバスの内容（準備学習の内容や目安となる学習時間等についての具体的な指示を含む）を調査し、各大学における単位制の実質化に向けた取組を把握する。

◆ 各種の財政支援に当たって、単位制度の実質化に向けた取組など、質保証の在り方を勘案する。

3 教育方法の改善

(1) 現状と課題

(ア) 第一節では、大学教育の改革については、「何を教えるか」よりも「何ができるようにするか」に力点が置かれることを述べたが、このことは、教育内容以上に、教育方法の改善の重要性を意味する。

学習意欲や目的意識の希薄な学生に対し、どのような刺激を与え、主体的に学ぼうとする姿勢や態度を持たせるかは、極めて重要な課題である。

(イ) 第一節に掲げた学士力は、課題探求や問題解決等の

諸能力を中核としている。学生にそれを達成させるようにするには、既存の知識の一方向的な伝達だけでなく、討論を含む双方向型の授業を行うことや、学生が自ら研究に準ずる能動的な活動に参加する機会を設けることが不可欠である。研究という営みを理解し、実践する教員が、学生の実情を踏まえつつ、研究の成果に基づき、自らの知識を統合して教育に当たるということが改めて大切な意義を有する。すなわち、教育と研究との相乗効果が発揮される教育内容・方法を追求することが、ユニバーサル段階の大学にとって一層重要である。

その意味で、大衆化した大学における学士課程教育の充実と、教育と研究を活動の両輪とする大学制度は矛盾するものではない。

(2) 改革の方向

(ア) 各大学においては、教育方法に着目したときに、学生の主体的な参画を促す授業となっているか、授業以外の様々な学習支援体制が整備されているか、学内にとどまらず、積極的に体験活動を取り入れているかなどについて、改めて点検・見直しが必要である。

(イ) 教育環境の面では、少人数指導の推進（教員一人当たり学生数の比率の維持向上等）、支援スタッフや情報通信技術等の活用、豊かな課外活動や自習を可能とする施設・設備の整備など、双方向性を確保した教育システムが欠かせない。この点で、国際競争力を有するアメリカの大学との懸隔は大きく、教育投資の大幅な拡大が望まれる。

(ウ) なお、情報通信技術の活用は、教育の双方向化・システム化を飛躍的に推進する可能性を秘めており、その普及が望まれるが、それ自体はあくまで教育の手段であって、目的ではない。各大学にとって、それぞれが目指している学習成果や、教育研究上の目的の達成にとって有効か、対面授業に準ずる教育効果が確保されるのか、などの適切な判断が求められる。

(3) 具体的な改善方策

【大学に期待される取組】

◆ 学習の動機付けを図りつつ、双方向型の学習を展開するため、講義そのものを魅力あるものにするとも

に、体験活動を含む多様な教育方法を積極的に取り入れる。

学生の主体的・能動的な学びを引き出す教授法を重視し、例えば、学生参加型授業、協調・協同学習、課題解決・探求学習などを取り入れる。大学の実情に応じ、社会奉仕体験活動、フィールドワーク、インターンシップ、海外体験学習や短期留学等の体験活動を効果的に実施する。学外の体験活動についても、教育の質を確保するよう、大学の責任の下で実施する。

◆ T A（ティーチング・アシスタント）等を積極的に活用して、双方向型の学習や少人数指導を推進する。

授業における指導（例えば、ディスカッション、討論など）への参画、授業外の学習支援など、T Aの役割を一層拡大する。優秀な学部学生をS A（スチューデント・アシスタント）として活用することも検討する。

◆ 教育研究上の目的等に即して情報通信技術を積極的に取り入れ、教育方法の改善を図る。

的確な授業設計を行った上で、例えば、以下のような取組について検討する。

- ・ ビデオ・オン・デマンド・システム等、eラーニングの活用による遠隔教育
- ・ 学習管理システム（LMS：Learning Management System）を利用した事前・事後学習の推進
- ・ 教室の講義とeラーニングによる自習の組み合わせ、講義とインターネット上でのグループワークの組み合わせ（いわゆるブレンディッド型学習）の導入
- ・ 携帯端末を活用した学生応答・理解度把握システム（いわゆるクリッカー技術）による双方向型授業の展開

【国によって行われるべき支援・取組】

◆ 少人数指導の推進や情報通信技術の活用などに必要な施設・設備の整備を含め、教育方法の改善に向けた優れた実践を支援する。

◆ 学生に対して特に刺激を与える体験活動として、諸外国の大学との間の短期留学の派遣・受入れを積極的に推進する。

これらを促すため短期留学生向けも含めた宿舍等の住環境・生活環境の整備を支援する。

◆ T A等の教育支援人材の大幅な増加に向けて支援を行う。

例えば、学部学生を含めてT A等の活用に対する支援を充実させる。

◆ T A等の訓練等の取組を支援するとともに、各分野でのT A等のより積極的な活用に向け、各大学に対して環境整備を促す。

例えば、業務内容及び教員との役割・責任分担の明確化、待遇の適正化、学内でのT AやS Aの評価・統括システムの整備を促す。

◆ 大学間の連携、学協会を含む大学団体等を支援し、国際的通用性に留意しつつ分野別のモデル教材を作成する等の取組を促進する。

◆ 教育方法の革新に向け、基礎的な調査研究や実践事

例の情報収集・提供、学協会を含む大学団体等の取組の連絡調整等を行う拠点を創設する可能性を検討する。

4 成績評価

(1) 現状と課題

(ア) 我が国の学士課程教育をめぐることは、卒業認定における評価の厳格化も大きな課題となっている。

評価の厳格化は、卒業時だけの問題ではなく、入学してからの教育指導の過程における成績評価についても、学生の成長という観点から考えなければならない。

(イ) これまで、文部科学省は、成績評価基準の明示、アメリカで一般的に普及しているG P A等の客観的な仕組みの導入を各大学に促してきた。

しかし、修業年限での卒業率や中退率などの指標で見ると、我が国の大学の成績評価が厳格化してきているとは言えない。中退者の少なさは国際比較でも顕著であり、そのこと自体は、否定すべきではないが、適正な評価が行われていない可能性も示唆される。

(ウ) 我が国の大学は、成績評価について、個々の教員の

裁量に依存しており、組織的な取組が弱いと指摘されてきた。従来のままでは、大学全入時代の学生の変容に際し、学生確保という経営上の要請も相まって、な

し崩し的に安易な成績評価が広がるおそれがある。

(2) 改革の方向

(ア) このため、教員間の共通理解の下、各授業科目の到達目標や成績評価基準を明確化するとともに、GPAをはじめとする客観的な評価システムを導入し、組織的に学修の評価に当たっていくことが強く求められる。

(イ) 評価に当たっては、多様な活動の成果を評価する観点から、学生の学修履歴等の記録と自己管理のためのシステムを開発することは、学習成果を重視した評価の条件整備として重要である。

(ウ) なお、GPAの導入と運用に当たっては、国際的に認知されているGPAの一般的な在り方に十分留意すべきである。

また、成績評価の結果については、基準に準拠した適正な評価がなされているかなどについて、組織的な

チェックが働くような仕組みが必要となる。

(エ) 客観的な評価の推進には、資格や検定といった外部試験などの活用も考えられる。その際は、大学自身の学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針との整合性の考慮が求められる。

なお、客観的な評価という場合、特定の時点で実施するペーパーテストによる方法のみを想起するとすれば、必ずしも当を得たものではない。他の先進諸国でも、標準的なテストによって大学生の学習成果を測定することの可否、妥当性に関しては結論を見ておらず、十分な研究を要する課題となっている。第一節で示した学士力の学習成果の達成度を評価しようとするならば、多面的できめ細かな評価方法を取り入れることが望まれる。

(オ) 成績評価の厳格化や、卒業時の出口管理の強化は、単に学生を振るい落とすことが目的ではなく、学生の利益を増進する配慮も忘れてはならない。GPAも、学生へのきめ細かな履修指導や学習支援の実施、評価機会の複数化と一体的に運用し、学習成果の効果的な

達成を促すことに意義がある。また、教育システムの在り方として、必要な時に再挑戦ができる柔軟な仕組みづくりが望まれる。

(3) 具体的な改善方策

【大学に期待される取組】

◆ 教員間の共通理解の下、成績評価基準を策定し、その明示について徹底する。

成績評価の結果については、基準に準拠した適正な評価がなされているか等について、組織的な事後チェックを行う。また、成績評価の通用性を高める方策として、当該教員以外の第三者の参画を求める仕組みを検討する。

◆ GPA等の客観的な基準を学内で共有し、教育の質保証に向けて厳格に適用する。

GPAを導入・実施する場合は、以下の点に留意する。

- ・ 国際的にGPAとして通用する仕組みとする(例えば、評価の設定を標準的な在り方に揃える、不可となった科目も平均点に算入する、留年や退学の勧告等の基準とするなど)。

るなど)。

- ・ アドバイザー制を導入するなど、きめ細かな履修指導や学習支援をあわせて行う。

- ・ 教員間で、成績評価結果の分布などに関する情報を共有し、これに基づくFDを実施し、その後の改善に生かす。

- ・ その他単位制度の実質化に向けた諸方策を総合的に講じる。

◆ 学生が、自らの学習成果の達成状況について整理・点検するとともに、これを大学が活用し、多面的に評価する仕組み(いわゆる学習ポートフォリオ)の導入と活用を検討する。

◆ 各大学の実情に応じ、在学中の学習成果を証明する機会を設け、その集大成を評価する取組を進める。

例えば、卒業論文やゼミ論文などの工夫改善や新規導入を実施したり、学部・学科別の、あるいは全学的な卒業認定試験を実施したりすることを検討、研究する。

◆ 国際性を特色とする大学においては、外国語コミュニケーション能力の評価を厳格に行う。

例えば、卒業や進級の要件として、客観的な到達目標を独自に設定する（専門分野を学ぶために必要な語学力の修得等）。TOEFLやTOEICなどの検定の結果を活用する。

【国によって行われるべき支援・取組】

◆ 徹底した出口管理、成績評価の厳格化について先導的に取り組んでいる大学に対して支援を行う。

そうした支援を通じ、例えば、当該大学において、成績優秀な学生に対する経済的支援（授業料減免や奨学金の返還免除など）を行うことや、学生が自らの学習成果の達成状況について整理・点検するための仕組みづくりなどを促進する。

◆ 成績評価の在り方に関して、対外的な信頼を確保する上で、最低限共通化すべき事柄は何かを検討し、適切な対応を取る。

例えば、GPAの標準的な在り方、成績証明書の基本的要件などについて検討する。

◆ 大学間の連携、学協会を含む大学団体等を支援し、国際的な通用性に留意しつつ分野別の学習成果や到達目標の設定などの取組を促進する。

◆ 大学間の連携強化に向けた取組の支援を通じ、成績評価等の在り方について、外部評価や相互評価の取組を促進する。

12

中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」（答申）（抜粋）二〇二二年八月二八日

4. 求められる学士課程教育の質的転換

（学士課程教育の質的転換）

前述のとおり、我が国においては、急速に進展するグ

ローバル化、少子高齢化による人口構造の変化、エネルギーや資源、食料等の供給問題、地域間の格差の広がりなどの問題が急速に浮上している中で、社会の仕組みが大きく変容し、これまでの価値観が根本的に見直されつつある。このような状況は、今後長期にわたり持続するものと考えられる。このような時代に生き、社会に貢献していくには、想定外の事態に遭遇したときに、そこに存在する問題を発見し、それを解決するための道筋を見定める能力が求められる。

生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材は、学生からみて受動的な教育の場では育成することができない。従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修（アクティブ・ラーニング）への転換が必要である。すなわち個々の学生の認知的、倫理的、社会的能力を引き出し、それを鍛えるディスカッションやディベートといった双方向の講義、演習、実験、実習や実技等を中心とした授業への転換によって、学生

の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育を進めることが求められる。学生は主体的な学修の体験を重ねてこそ、生涯学び続ける力を修得できるのである。

学生の主体的な学修を促す具体的な教育の在り方は、それぞれの大学の機能や特色、学生の状況等に応じて様々であり得る。しかし、従来の教育とは質の異なるこのような学修のためには、学生に授業のための事前の準備（資料の下調べや読書、思考、学生同士のディスカッション、他の専門家等とのコミュニケーション等）、授業の受講（教員の直接指導、その中で教員と学生、学生同士の対話や意思疎通）や事後の展開（授業内容の確認や理解の深化のための探究等）を促す教育上の工夫、インターンシップやサービス・ラーニング、留学体験といった教室外学修プログラム等の提供が必要である。

学生には事前準備・授業受講・事後展開を通して主体的な学修に要する総学修時間の確保が不可欠である。一方、教育を担当する教員の側には、学生の主体的な学修の確立のために、教員と学生あるいは学生同士のコミュニケーションを取り入れた授業方法の工夫、十分な授業の準備、学生の学修へのきめの細かい支援などが求められる。

大学教育の質的転換を実践していくには、学生の主体的な学修を支えるための教育方法の転換と教員の教育能力の涵養が必要であるが、それには研究能力の一層の向上が求められる。双方向の授業を進め、十分な準備をしてきた学生の力を伸ばすには、教員が当該分野及び関連諸分野の学術研究の動向に精通している必要がある、そのためには教員が自らの研究力を高める努力を怠らないことが大切である。学士課程答申で指摘されているとおり、研究という営みを理解し、実践する教員が、学生の実情を踏まえつつ、研究の成果に基づき、自らの知識を統合して教育に当たることが大学教育の責務である。教育と研究との相乗効果が発揮される教育内容・方法を追求することが、一層重要である。

（認識の共有の必要性）

かつての高度成長期には、「企業は大学教育に多くを期待しておらず、入社後の社内教育と実務上の経験や実践で人材を伸ばせばよい」、「昔から大学生は勉強しておらず、それでも卒業後社会で十分に活躍してきた」という認識が比較的広く存在していた。今日、多くの企業等

が、大学に対して、入学者選抜によるふるい分け機能ではなく、教育の丁寧な過程を通してどのような能力を育成し、「何を身に付け、何ができるようになったか」を問うようになっていく。

大学関係者等は、学士課程教育の質的転換が「待ったなし」の課題であり、若者や学生、地域社会や産業界を含め、社会全体にとつて極めて切実な問題であることを改めて認識する必要がある。我が国の未来、また我が国に対する国際的な評価や信頼は、将来にわたる知的な潜在力に大いに依存する。全国の若者や学生がいかにしつかりと主体的な学修をしているか、各大学が教育方法の質的転換を通して学生の主体的な学修の場をいかに支えているかが、知的な潜在力の指標となるものである。

したがって、何らかの具体的な行動に着手することによって、まず学士課程教育の質的転換への好循環を生み出し、それが確かな成果をあげることにによって、学生や保護者、地域社会、地方公共団体、企業、非営利法人など、広く社会がその実感を共有し、その結果、大学における学修への信頼が高まるという大きな社会的好循環を

形成することが求められる。

〔質的転換を目的とした学修時間の実質的な増加・確保〕

そのためには、これまでの学士課程教育の成果と課題を踏まえつつ、緊要性や実索性、効果等を考慮しつつ、まず改革のための具体的な始点を定め、そこから質的転換へと大きく展開することが必要である。

このような観点から、本審議会は、学生の主体的な学びを確立し、学士課程教育の質を飛躍的に充実させる諸方策の始点として、学生の十分な質を伴った主体的な学修時間の実質的な増加・確保が必要であると考えた。

5. 学士課程教育の現状と学修時間

〔学士課程教育の課題〕

本審議会が学士課程教育の質的転換への好循環の始点として学生の学修時間の増加・確保に着目したのは、我が国の大学生の学修時間が諸外国の学生と比べて著しく

短いという現実を改めて認識したからに他ならない。大学制度において、前述のとおり一単位は授業前後の主体的な学修を含めて四五時間の学修を要する内容で構成することが標準とされている。この単位制度は学修の主体性という大学における学修の本質に基づく仕組みであるとともに、体系的な教育課程と不可分に連動している。

卒業の要件は原則として四年以上の在学と一二四単位以上の単位修得であることを踏まえると、学期中の一日当たりの総学修時間は八時間程度であることが前提とされている。しかし、実際には、我が国の学生の学修時間はその約半分の一日四・六時間にとどまるという調査結果がある。これは例えばアメリカの大学生と比較して極めて短い。同調査によれば、理学、保健、芸術分野は相対的に学修時間が長いが、社会科学分野は特に短い。

これに関連して、前述のとおり授業計画（シラバス）を作成している大学は平成二一年度で九六・四％まで進んでいるが、そのうち「具体的な準備学修内容を示している」大学は三五・八％、「具体的な標準学修時間の目安を示している」大学は六・八％にとどまっている。

また、国民、産業界や学生は、学士課程教育の現状に満足していない。例えば、ある新聞社の世論調査では、日本の大学が世界に通用する人材や社会、企業が求める人材を育てているかとの質問に、六割を超える国民が否定的な回答をしている。また、経済団体の調査によれば、企業の学士課程教育に対するニーズと大学が教育面で特に注力している点とでは、特に「チームで特定の課題に取り組み経験をさせる」、「理論に加えて、実社会とのつながりを意識した教育を行う」などの点で重要性の認識に差異や隔たりがある。さらに、学士課程教育を受けている学生の五〇六割が「論理的に文章を書く力」、「人に分かりやすく話す力」、「外国語の力」についての大学の授業の有効性を否定的に捉えている。

学長・学部長アンケートによれば、学生の学修成果について、「専門的知識、技術・技能」、「職業人としての倫理観」について学長・学部長は高い満足度を示しているが、成熟社会において重要な「獲得した知識等を活用し、新たな課題に適用し課題を解決する能力」や「汎用的能力」に関する満足度が相対的に低い。また、学修時間については、「授業に出席し受講する時間」に関しては高い満足度を示しているが、「事前の準備や事後の展

開など授業外の学修時間」に関しては満足度が極めて低い。

（学修時間に着目する理由）

このような学士課程教育の課題を踏まえれば、学生が、予測困難な時代にあつて生涯学び続け、主体的に考える力を修得するには、事前の準備、授業の受講、事後の展開といった能動的な学修過程に要する十分な学修時間が不可欠である。学修時間が短いという現状に加えて、学生の学修時間に着目して学士課程教育の改善を図る理由は以下のとおりである。

第一に、教育課程の基準が法令で定められ、授業時数を中心に教育課程が編成されている初等中等教育とは異なり、学生が主体的に事前の準備、授業の受講、事後の展開という学修の過程に一定時間をかけて取り組むことをもって単位を授与し、また、このような学修経験を組織的、体系的に深めることをもって学位を授与するというのが大学制度である。学修の量と質の両立のためには、質を伴った学修時間であることが必要である。したがっ

て、各大学の学士課程教育の基本的な目標の達成状況は、学修時間について、①学士課程教育に求められる学修の質が伴うように確保されているか、②その大学が重視する教育に関する営為と活動に照らして適切な設定となっているか、③大学や教員の組織的な責任体制がその確保に対応しているか、といった点によって示されるものと言えよう。

第二に、学士課程教育の改善については様々な手法や着眼点が考えられるが、学修時間は、大学ごとの学士課程教育の内容・方法の自律性や多様性を確保しつつ、大学間の制度的な共通性を維持し、学士課程教育の質的転換に向けた好循環の始点となる指標として活用できる基本的な条件である。

第三に、学士課程教育における質を伴った学修時間の確保は、世界的にも学士課程教育の質の保証が課題になる中で、国際的な信頼の指標として不可欠である。

以上のような観点から、本審議会としては、学士課程教育の質を飛躍的に向上させるために、十分な質的充実

を前提としつつ学生の学修時間の増加・確保を始点として、学生の主体的な学びを確立することが必要だと考える。

（減少する高校生の勉強時間）

なお、大学生の学修時間に関連して、高校生についても学力における中間層の勉強時間が最近15年間で約半分に減少しているという調査結果も深刻に受け止める必要がある。後述するように、その背景には、高等学校教育自体の課題に加え、大学進学率の上昇と大学入学者選抜の実施方法の多様化・評価尺度の多元化等による大学入学者選抜における選抜機能の低下もあると考えられる。

13 中央教育審議会大学分科会「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について」教育研究機能の高度化を支える教職員と組織マネジメント（審議まとめ）（抜粋）二〇二一年二月九日

はじめに

○ 教育基本法（平成一八年法律第一二〇号）第七条第

一項では、「大学は、學術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するもの」と規定しており、大学には教育、研究、そしてその成果を社会に還元する役割が明示されている。

○ そのため、中央教育審議会は、これまでも大学における教育と研究の在り方やその関わりについて答申を发出してきた。

・平成二〇年一二月…「学士課程教育の構築に向けて」を答申し、教員と学生それぞれの視点から教育と研究の関わりについて提示。

・平成三〇年一二月…「二〇四〇年に向けた高等教育のグランドデザイン」を答申（以下「グランドデザイン答申」という。）し、改めて大学と社会との関係において、教育と研究の関わりとして、学生と教員を擁している大学が、自由な発想をその源泉とし、教育と研究を一体不可分のものとして人材育成と研究活動を行う仕組みが「知識の共通基盤」として社会を支えていることを提示。

○ また、研究に目を向けると、科学技術の進歩は、社会変革に必須であり、Society 5.0の実現を可能にするのも科学技術、特にデジタルサイエンスの発展である。そして、少子高齢化など課題先進国の我が国においても、また環境問題など地球規模的な課題の解決にも科学技術の革新が必要となっている。これを支えるのが正に研究である。

○ 社会を維持・向上させていくためには科学技術の発展は不可欠であり、その発展を支える研究は極めて重要である。大学等における研究活動の在り方に目を向けると、現在、国においては「科学技術・イノベーション基本計画」という新たな名称となる基本計画（二〇二一―二〇二五年度）の策定に向けて検討が進んでおり、総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会における答申素案においては、研究力の強化のための柱として「大学の機能と経営力の強化」が位置付けられている。

また、科学技術・学術審議会総合政策特別委員会の「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開―Society 5.0の実現で世界をリードする

（国へ（最終取りまとめ））（令和二年三月）においては、大学及び国立研究開発法人が知識集約型の価値創造システムの中核として機能し、変革の原動力となることが期待されており、具体的な方策として、大学等における安定的なポストの確保や研究時間確保のための制度改革、国際頭脳循環の強化のための国際化の必要性などについても提言されている。

○ デジタルトランスフォーメーション（DX）やグローバル化の進展により、世界的規模で激しく社会と価値観が変化している中で、大学は「教育」と「研究」という、その本来的な機能の発揮を通じて、社会の将来的な発展を支え、推進する基盤となるものである。そして、知と人材の集積拠点である大学が知識集約型の価値創造システムの中核として機能し、変革の原動力となることが求められている。

こうした新たな時代に向けた大学の新しい在り方が求められているさなか、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の世界的な感染拡大が生じ、このことが大学のありようにも大きな影響を与えることとなった。

○ 大学の基本的な役割が教育と研究にあることには疑いはないであろう。しかしながら、教育と研究の相互関係や相互作用の現在の意味付け、またそのための教育研究組織のみならず教員あるいは職員の在り方についての議論が十分と言える状況ではない。例えば、その両者への軸足の置き方については、各大学のミッションによって、また大学内の学部等の組織によって、あるいは個々の教員の求められる役割によって多様な形があり得る。

その上で、各大学が全学的なマネジメント機能を総合的に発揮し、組織全体の力量の最大化を目指し、組織の在り方のみならず、個々の教員の教育と研究について果たすべきエフォートの在り方を見極めた上で、それぞれの役割についての全体最適化を図りながら、求められる教育と研究の機能を最大限に発揮していくことが期待される。そして、その機能が発揮されることで社会貢献にもつながるのである。

○ 本分科会においては、これまで大学における「教育」の振興に関する提言を累次にわたり行ってきたところであるが、このような新たな社会変革の状況を踏まえ、

これからの時代における大学の在り方を検討するに当たり、大学の機能の両輪である「教育」と「研究」の双方に着目し、その機能を総合的に最大化するための検討を行ってきた。

1. 検討の基本的な考え方について

○ 大学における教育、そして研究に関する将来ビジョンが示される中で、Society 5.0時代に向けた人材育成やイノベーション創出の基盤となる大学の役割として、教育と研究を両輪とする大学の在り方について考え方を整理することとした。

○ グランドデザイン答申においても、これからの変化の激しい予測困難な時代の中で、教育面では、学修者が自らの可能性を最大限に伸長させる教育を行うことが重要であり、学修者本位の教育への転換を求めている。また、Society 5.0時代の大学教育においては、誰もが、いつでも、高度で専門的・実践的な学びを提供できる場へと変わっていくことが求められている。そのような学びを支えるためには、大学及び教員は、常

に、独自性と先進性に満ち、新たな知を生み出す活動である研究を展開し続ける必要がある。

○ 研究面では、価値創造の源泉となる基礎研究・学術研究の卓越性と多様性を戦略的に維持・強化していくことが重要になるのみならず、価値創造の仕組みが大きく変わる現代においては、教育研究の自由が保障されている大学こそが新しい知を生み出し、国力の源泉となる根幹を支えていることを再確認しておく必要がある。そして、新たな知を社会的・経済的価値の創造に結び付け、さらなる人材育成と持続的なイノベーションの創出を進めていくためにも、大学の研究力を引き上げていくことが重要である。

○ 大学の教育研究力を論じる上で、教育研究機能の活性化と多様な発展の直接的担い手である教員の果たす役割は極めて重要である。教員は、教育者としての側面と研究者としての側面を持ち合わせており、多様な経歴・経験を持つ者が切磋琢磨^{せつさくたくま}しつつ、その能力を高め、教育研究活動を展開していかねばならない。また、教員には教育と研究の両面を持つ学生への研究指導と

いう役割もあり、その観点も含めて整理して議論することが必要である。

○ また、教育と研究を両輪とする大学の教育研究機能の活性化を実現するためには、大学の教員と事務職員等とが、適切な役割分担の下、一丸となって取り組むことが必要である。とりわけ、教育研究活動の原動力となる教員一人一人が意欲的に教育と研究に打ち込める環境を整備することが重要であり、それらを可能とするための大学運営における事務職員等の高度化や組織マネジメントの確立なども重要な観点の一つである。

○ 今般の、コロナという危機的状況の中で、大学現場では、感染拡大防止と学生の学修機会の確保を両立する観点から、試行錯誤しながらDXの有効性を認め、授業のオンライン化やハイブリッド化に取り組むなど、大学教育の在り方が大きく変わる転換期を迎えている。本報告をまとめるに際して、ウィズコロナ、ポストコロナ時代の大学教育の姿についても念頭に置きつつ、議論を行ったところである。

2. 大学における「教育」と「研究」の両輪に関する現状・課題

(1) 大学教員の意識について

○ 教育と研究に関する教員の意識として、大学教員の国際調査（二〇〇七年CAP調査）（以下「国際調査」という。）によると、ドイツ・イギリスなどと同様、日本の教員は教育よりも研究に関心がある者の割合が高い。また、それらの国の中で日本の教員は「教育と研究の両立は困難である」と回答する者の割合が顕著に高い。

○ そのような現状から、学生や社会一般からは大学教員イコール研究者であると捉えられがちであるが、例えば、国際調査では、日本の教員は「研究活動は教育活動を補強する」と回答した割合が高く、別の調査では、「教員が教育能力を獲得する上で、研究活動の経験が有効である」と多くが回答するなど、教育と研究のつながりの重要性については認識されている。

○ また、国際調査では、日本の教員の研究活動の特徴

として、一つのディシプリンに対する意識が著しく高いこと、社会貢献や学際性に資するといった意識が低いという傾向も見られ、研究活動が教員個人の専門性に特化し、ほかの分野と協働するといった意識が高いとは言えない。

○ 一方で、教員の役割について、学校教育法第九二条では、「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」と定義されており、「教育」と「研究」はいずれも欠かすことのできない重要な役割であるとともに、教育と研究の両面を持つ学生への研究指導においても同様である。

(2) 教育と研究の関係について

○ (教育と研究のつながり)

○ 大学教員に蓄積された知識や多様な探究心・問題意識を源泉とする「研究」に基づく専門的知見が、「教育」に反映・還元されるものと考えられるが、日本の教員は研究志向かつ研究の特徴が一つのディシプリン志向であることから、自身の研究テーマに直結した専門分

野に比重が置かれた授業内容になっていることが課題である。

○ 授業の場においては、教員自らが直接的に多くの学生と徹底的に議論を交わすことで、学生とともに学び、教員自身にとっても、新たな気付きや、アイデアを生み出す研究活動の一端を担ってきた。例えば、我が国の高等教育において歴史的に取り入れられてきた、学部生の卒業論文やゼミナール形式の授業への参加、大学院生の研究室での活動においては、学生にとっても研究的な側面を持った行動が求められるとされてきた。

○ (教育と研究を両輪とするバランス)

○ 「教育」と「研究」を両輪とする大学教育の在り方について、教育と研究のバランスの捉え方は大学ごとに様々であり、学部、大学院、専門職課程、短期大学といった各課程段階でも異なるものであることを理解する必要がある。

○ 例えば、学士課程においては、学生は、基本的かつ必要な学問の知識を体系的に理解するとともに、その

学問が社会においてどのように活かされているのかを考えることが求められることから、教員は自身の研究成果を学問体系の中でどう位置付けられているかに留意しつつ、様々な学生に対して分かりやすく教授する必要がある。

また、課題解決型のプロジェクトなどを通じて学生が自ら行動することや、ゼミナールや研究室での活動を通じて学生自らが深い学習を体験し、自ら思考するとともに、研究力を有する教員との徹底的な対話やレポート等の添削指導などを繰り返し取り入れることで、学術的な考え方やアカデミックスキルといった研究能力を培う機会となっている。

○ 一方、大学院（修士・博士課程）においては、研究指導が重視されており、教育そのものが研究の過程あるいは研究の一部になっているという側面もあり、学生は、体系的なコースワークと教員の研究指導を受けつつ、学位論文を作成するための研究活動も行っている。

特に博士課程の学生は、自立的に研究活動を行い、高度な研究能力を養うとともに、TA（ティーチング・

アシスタント）やRA（リサーチ・アシスタント）の活動などを通じて将来の大学教員や研究者等として必要な教育研究能力の向上や社会で専門人材として活躍するための基盤形成を図っている。博士課程の学生は、安価な研究労働力とみなされるべきではなく、体系的かつ高度な学びを通じた博士人材として育成され、適切な支援の下で、研究者としても扱われるべき存在である。

○ また、専門職学位課程（専門職大学院、専門職大学、専門職短期大学）は、産業界と密接に連携を行い、理論に裏付けられた高度な実践力を強みとして専門業務を牽引し、変化に対応した新たな価値を創造できる人材育成を行っている。短期大学は、幅広い教養を踏まえて職業又は実生活に必要な能力を育成する教育を行っており、いずれも実務的かつ汎用的な能力を培う機会として教育力に重点が置かれていると考えられる。そして、そのような教育力を支えるための教員の研究力も不可欠となっている。

(3) 大学教員の在り方について

(大学教員への期待)

- 平成八年一〇月の大学審議会答申「大学教員の任期制について」大学における教育研究の活性化のために――で述べられているように、各大学の教育研究の活性化等に大学教員の果たす役割は非常に大きいと言える。当該答申から二〇年以上の年月が経過し、大学への進学率が五〇％を超えるユニバーサル段階に移行しても、その点に変わりはない。しかし、かつての少数エリートを対象とした学問の知識を伝えるだけの教育内容・方法のままでは立ち行かなくなっている今、各大学においてこの考え方が現在においても十分に機能しているか改めて問う必要がある。

- 大学のユニバーサル化に伴う学生の多様化に対応するためには、大学教育も多様化することが求められており、それに伴い、教員自身も柔軟に変化していくことが必要である。これは、教室での講義やオンラインでの授業のみならず、我が国において伝統的であり、有効性が高いと考えられているゼミナール形式の授業

や研究室における実験、研究指導などの様々な教育研究上の場面において、多様な学生に対して真に効果的な教育や研究指導を行うためには、教員自身が学生と向き合い、様々な状況に対応できることが必要ということである。

- 大学における教育と研究の活性化に向けては、大学教員一人一人が生き生きと熱意をもって教育研究活動に打ち込めることが最も重要である。そして、その魅力的な姿を学内外に見せていく、とりわけ次世代の大学教員として活躍が期待される大学院生等にもその魅力を伝えていくことが望まれるが、それが十分に果たされているとは言えない。

(大学教員の採用)

- 大学教員の採用に関して、他大学・研究機関等における在籍経験を有する者の積極的な採用や女性の積極的採用などの取組を行う大学は三割にも満たず、いまだに多くの大学においては他大学出身者の積極的採用の取組が進んでいないなど、教員の流動性やダイバーシティの確保が依然として課題である。

○ また、優秀な教員・研究者に自立した環境を提供して教育・研究に専念してもらいつつ、当該人物が各大学

の求める人材としてふさわしいのか、公正で透明性の高い審査を経て十分に確認した後に常勤教員にすることができ「テニユアトラック制」を導入している大学は二割にも満たない。テニユアトラック制は徐々に活用が進んでいるものの、従来の古典的な教員組織である講座制の考え方に基づく研究室がいまだに残っており、そういう場では、若手教員の研究における独立性が必ずしも担保されていないとの指摘もある。

（大学教員の評価）

○ 大学教員の評価に関しては、各大学において、その特徴やミッションに基づき、評価の基準や方法などを設定することになる。一般的には、研究活動、教育活動、社会貢献活動や管理運営面での活動などを総合的に勘案して評価が行われているが、これまでは研究活動に係る業績が大きな比重を占めてきた。教育活動に係る業績評価を行うことは極めて難しい問題であり、教育面における業績評価・顕彰を実施している大学は年々増加しているものの、七割程度にとどまっている

のが実態である。

○ 一般的には、常勤教員として一旦大学に採用された後は、安定的な雇用が保障され、年功序列の賃金体系

に守られることになるが、そのような身分が保障された教員に対し、各大学のミッションに対応するような活動を行っているかという観点での教員評価は十分に行われてこなかった、という問題点も指摘されている。そのため、各大学の教育研究活動の活性化には必ずしも貢献しているとは言えない教員が少なからず存在するといった課題もある。大学のミッションを達成するために貢献しているか否か、という観点での評価が行われていないことは、事務職員等の教員以外の者にも同様に当てはまる課題と言える。

○ なお、国際調査によると、我が国の教員評価の傾向として、教育活動に対する評価に関しては、同僚や部長から評価される機会が少ない傾向にあり、特に学生から評価される機会は諸外国と比較して著しく少ない状況である。また、研究活動に対する評価に関しては、同僚を含む他者から評価される機会が少ない傾向

にあり、特に外部から評価される機会には著しく少ない状況である。

- また、ほぼ全ての大学で学生による授業評価が実施されているが、授業アンケートの結果を組織的に検討し、授業内容等に反映する機会を設けている大学は七割程度にとどまっている。こうした学生参加型の教育改善の取組が進むことも期待されるが、その際、学生が教育システムや授業の目的等を理解していることが前提となることに留意が必要である。

(4) 教育研究機能の活性化について

(教育課程の編成・実施)

- 学長や学部長の認識としては、学士課程教育において、「授業科目の内容が各教員の裁量に依存し、教員間の連携が十分でない」ことや、「授業科目が細分化され、開設科目数が多い」ことが課題と捉えられている。教員の認識としては、「学生のレベルにバラつきがあり授業を行いにくい」ことや、「多忙で授業の準備等に十分な時間を確保できない」ことが課題である

と考えられている。

- こうした課題を解決するためには、授業科目の分類やレベルをカリキュラムツリーなども用いて体系的に示し、科目の関係性を明示することで、学生が適切な授業科目を選択するとともに、科目同士の整理・統合と連携により、教員が個々の科目の充実に注力できるという、ナンバリングの活用を図ることが有効である。しかしながら、学部段階において、カリキュラム編成上の取組としてナンバリングを実施する大学は増加しているものの、平成三〇年度時点では約半数にすぎない。

- 多くの学生が、授業時間以外の予習・復習・課題など授業に関する学習時間が短く、各学期中に密度の高い十分な学習時間を確保できていない状況になっている。これは、教員一人一人の研究主題を教授することを重視しすぎる余り、授業科目の数が過剰になったり、学問分野内での過度の細分化が生じたりすることで、授業科目の中で取り扱う内容が細切れで、学生の履修科目数が増加してしまうことも要因の一つであると考

えられる。

○ なお、アクティブラーニングをはじめ、学生参加型の授業形態・方法が取り入れられるなど教育の在り方は多様になってきているが、反転授業など事前の知識習得や学修を必要とする授業の工夫にまでは十分に取組まれておらず、学生の学習時間の変化にはつながっていないといった意見もある。また、教員側においても、大学設置基準等における「一単位」は、授業と授業外学修を組み合わせた時間として規定されているという認識が十分とは言えない。

（チームによる教育研究活動）

○ 教育課程の編成や授業科目の実施に当たっては、「卒業認定・学位授与の方針」を出発点として、学問分野としての体系的な、学位プログラムとしての「教育課程編成・実施の方針」と整合をとることが重要であり、組織的に教育の質保証を図るためには、部局内の同僚教員との日常的な意見交換や、チーム・ティーチングを行うという視点が不可欠であるが、教員間の意見交換や連携が十分に行われてこなかったという指摘もある。

る。

○ 全学的な学修支援制度の取組として、七割程度の大学でTAの配置が行われているが、令和元年度「全国学生調査（試行実施）」によると、約半数の学生が、授業において教員以外の者が配置された補助的な指導が余りなかったと回答しており、TAの育成や役割の明確化、効果的な活用については課題があると考えられる。

○ 大学における学術研究においても、専門化・細分化された分野の中だけにとどまらない学際的・分野融合的な研究が進められている。知識や技術の全てを個人や特定の分野のみで生み出すことが困難な時代になっており、新たな知識や価値の創出に向けて多様な専門性を持つ人材が結集し、チームとして活動することの重要性がますます高まっている。

(5) 大学における組織マネジメントについて

○ 大学の機能・役割として、教育・研究・社会貢献が

位置付けられている。これらの充実に向けて、知と人材の集積拠点である大学への期待は高まるばかりである。しかしながら、大学教員の管理運営業務等に関する負担は増大しており、研究時間が減少していることなどが指摘されている。さらに、大学の中で事務職員の役割が硬直化しており、高度・専門的な職員の育成が進んでいないといった指摘もある。このため、教育研究活動を遂行するための組織的かつ効果的な運営を図ることが必要であり、その根幹となる組織マネジメントの強化が重要である。

（時間のマネジメント）

○ 大学等の教員の職務活動時間の割合を見ると、教育活動で約三割、研究活動で約三割、社会サービス活動で約二割、その他職務活動（学内事務等）で約二割となっており、近年は研究活動の割合が減少し、教育活動の割合が増加傾向にある。組織マネジメントの観点からは、この中でも特に、大学の管理運営業務については割合の増加だけでなく、教職員の負担感が増加しており、教育研究活動に専念することが困難となっているといった指摘もある。

○ 例えば、教授会等の会議運営上の工夫としては、半数以上の大学で、教授会への報告事項を事前周知して審議時間の確保に努めていること、学内の他会議との機能分担や連携協力の関係を整理して教授会で審議する事項を精選するなどの取り組みが行われている。しかしながら、教授会に要する時間は大半が一〇二時間以上であり、一〇年前と比べ教授会に要する時間が短くなったとの実感には至っていない。

○ また、研究パフォーマンスを高める上で、教員は特に研究時間と研究資金において制約があると感じており、研究時間については、上述のような管理運営業務の負担軽減が課題となっている。一方、研究資金については、基盤的経費の不足が最も大きな要因となっており、競争的資金等の外部研究資金の確保が困難であることや申請手続等の事務負担が大きいことも指摘されている。このような研究資金の不足を発端に、研究人材の不足や研究環境の悪化が生じ、研究時間の確保が一層困難になるといった悪循環に陥っているのではないかと考えられる。

〔大学の管理運営業務〕

○ 教員が大学の管理運営業務に多くの時間を費やしている現状を改善するため、マネジメント層や事務職員に管理運営に係る業務と権限を集約・移譲することなどが必要があるが、それらの業務を担う人材が十分に育っていないこと、あるいは教員が関与しないことへの不安などから、教員側が、自身の業務量が増えていくにも関わらず、当該業務を手放すことに対して抵抗感を持っているのではないかといった指摘もある。

○ 近年では、学生支援に関する業務を中心に多くの大学で教職協働が積極的に進められている。一方、諸外国の大学と比べて日本の大学の職員数は少ないこと、以前に比べて職員数が減少したと感じる教員が多いことなどから、大学教員の管理運営業務の負担が軽減されていると実感するには至っていないのではないか。また、大学の業務の拡大や多様化に伴い事務職員の役割も変化していることを踏まえると、「事務職員は事務のみを行う」という意識がいまだに根強く残っている大学の文化を変えていくことが課題である。

○ 現に、今般のコロナ禍において、大学の管理運営や授業のオンライン化などの教育活動を進めていく上で、事務職員、技術職員等の果たす役割が非常に大きかったという意見や、事務職員等の存在意義について再確認できたという意見も多い。今後は、例えば国際や産学連携など特に専門性が求められる業務などをはじめとして、職員の高度化に向けて採用や育成方針を明確に定め、管理運営業務を担う人材の充実を図ることが期待される。また、優れた研究をサポートする技術職員についても高度化するとともに、博士課程学生にとって魅力のあるキャリアの選択肢の一つとなるよう、高度専門職人材としての地位の確立が必要である。

○ DXの変革を機に事務業務の見直しやオンライン化も進みつつあり、今後も更に事務手続の効率化、デジタル化が図られ、オンライン授業と対面授業のハイブリッド型といった先進的な教育研究環境の導入などを含めて、キャンパスのスマート化が一層進むことが期待される。

3. 「教育」と「研究」を両輪とする高等教育の活性化に向けた方向性

○ 以上のような現状・課題を踏まえると、「教育」と「研究」を両輪とする高等教育の活性化に向けては、大学内外の人的・物的リソースを様々な組み合わせ、総合的に教育研究機能の最大化を目指すことが必要である。その際、その活動自体が社会へ直接的あるいは間接的に還元され、社会の発展に寄与するということを常に意識することが重要である。

○ とりわけ、大学の教育研究活動により生み出される「知」が、広く社会的に開かれ、応用されることで、例えば、気候変動や感染症、あるいはグローバルバリエーションに伴う諸問題などの地球規模の課題や、少子高齢化、都市と地方、デジタル化、資源問題など我が国の地域課題や社会課題の解決に貢献するということが大学自身が忘れてはならない。大学が、社会の知的基盤を支える存在として担う「社会貢献」を通じて、自らが生み出す「知」を社会的・経済的・文化的価値の創造に結び付けることで、社会や国民からの信頼と期

待に応え、適切な評価と支援を得るという好循環を形成していくことが望まれる。

(1) 教育と研究を両輪とするバランスの明確化

○ 大学は、教育と研究といった我が国の知識基盤の担い手であり、いずれの役割をも果たすことで社会に貢献することが期待されている。しかしながら、大学の個性や特色に照らして、いずれかの役割を特に重視して取り組むことも考えられ、各大学が自らのミッションに応じた教育と研究のバランスを明らかにし、大学の構成員一人一人が、そのミッションの達成のために行動することが必要である。この際、FD（ファカルティ・ディベロップメント）等を通じて、大学のミッションに応じた教育と研究のバランスについて教員相互に理解を深めるとともに、教員間での日常的な対話を促進することが求められる。

○ 大学のミッションに応じて教育と研究のバランスも多様であるように、大学の教育研究機能を最大化するため、学部・研究科等の組織や教員個人の特性やミッ

シヨンに応じて、教育と研究のバランスを明らかにしていくことも重要である。そして、それらの軸足の置き方を踏まえた適切な学部・研究科等の組織の評価や教員一人一人の業績評価を行うことが求められる。

○ なお、教員における教育と研究のバランスの考え方を各大学において柔軟に取り扱うことができるという観点から、例えば、教育を重視する教員（ティーチング・プロフェッサー）や研究を重視する教員（リサーチ・プロフェッサー）などに役割を分化するという仕組みの導入等について検討することも考えられる。

(2) 大学教育のニューノーマルに向けて

（コロナ禍における大学教育）

○ コロナという未曾有の事態に直面した中でも、各大学は学生の学びを止めないため、試行錯誤しながら、オンライン授業等を積極的に取り入れて教育研究活動を継続してきた。大学全体で大学教育に対する危機を乗り越えようとするこの経験は、今後の我が国の大学教育が大きく生まれ変わるチャンスである。

○ 例えば、オンライン授業では、大人数の講義であっても、チャット機能を活用した双方向の授業が実現可能になるという利点もある一方で、教員相互の連携も限られてしまうこと、授業終了後の学生と教員の質疑応答や学生同士のコミュニケーションの機会が少なくなったと多くの学生が感じたことなどが明らかとなっている。

○ また、同一学期に多くの授業科目を履修する学生にとっては、授業科目ごとに様々な課題が与えられ、結果として、学生の授業時間以外の学習時間は増えているのではないかと考えられる。我が国の大学生の学習時間が少ないと言われている中で、今回のコロナ禍では学生の学習時間の増加や、オンデマンド授業を通じた反転学習の導入など、オンライン授業により新たな学びが形成されつつある。

（新たな時代の大学教育）

○ コロナ禍の経験や手法を糧にして、今こそ、学修者本位の教育を実現すべく、各大学において、授業科目の精選・統合や、学生が同時に履修する授業科目数の

大胆な絞り込みを進め、一つ一つの科目に学生も教員も共に注力することを求めたい。その結果として、学生の学習時間が国際的にも遜色ない状況に変わっていくことが望まれる。

○ 今後のオンライン教育の進展を踏まえて、例えば、複数教員がそれぞれの専門分野を担当する体系的なリレー形式の授業科目を設定し、共同でデジタル教材を作成することで、学生が魅力的な授業科目を繰り返し何度も学習することが可能になるとともに、教員にとっても教員同士の横のつながりが確保され、授業準備の省力化も見込まれる。

○ これまで教室での対面を前提として授業が行われてきたが、今般のコロナ禍においてオンライン授業の利用が急速に進んできた経験から、教員と学生が相互のコミュニケーションを図り、互いに学び合うといった教育と研究の一体感を築き上げていくことの重要性が再確認された。

○ オンライン授業と対面授業を効果的に組み合わせる

ことで、対面授業においては、従来の教員からの一方向の講義スタイルが消えていき、学生と教員、学生と学生、学生とTAが共に考え、双方向で徹底的にディスカッションするといった学習スタイルが大学教育での日常になることが期待される。

○ また、学生にとっては、大学における授業の受講だけでなく、大学という物理的な場所・空間において、多様な学生と語り合い、交流するといった営み自体が学生自身の成長過程にも大きく影響している重要性に改めて気づかされた。このようなコロナ禍での経験をどのように活かすのか、ニューノーマルの中で、学修者本位の学びの質を保证することが求められている。

○ ニューノーマル時代の大学教育にふさわしい、オンライン授業と対面授業のハイブリッド型による新しい教育方法を確立・定着させるためには、教員一人一人の工夫だけでは限界であり、教員同士が生み出した新たな知見の共有や新たな教育手法の開発に向けた支援や制度の検討が必要である。

(ニューノーマルに対応した国際交流)

○ コロナは世界中の大学にも大きな影響を与えており、実際に現地に赴く従来の留学が困難となる状況も生じているが、他方で、オンラインで海外大学とリアルタイムにつながる、いわゆるオンライン留学の可能性が高まっている。

コロナ禍での国際教育交流においては、引き続き優秀な留学生を獲得すると同時に日本人の異文化学習機会を確保するためにも、オンライン授業の有効な活用や対面授業とのハイブリッド型等の積極的活用が模索されている。こうした中で、世界的にはいわゆるマイクrokレデンシャルと呼ばれる様々な部分的学修やその集合体を取り扱われるようになっており、生涯学習の機会拡大も含め、時間的・物理的に多様化・分散化する傾向のある学びを国際的に認証する必要性が高まっていることから、DXの進展とあいまってデジタル学修歴証明書の重要性が増している。

○ また、留学生の受入れについては、世界の留学生市場がコロナによって大きな影響を受け世界が手探りで新たなモデルを模索しつつあるが、国際的な学生の獲

得競争は今後むしろ激化していくと考えられる。こうした中で、英語による教育プログラムは当然のこととして、日本の伝統工芸やアート・文化といった特色を全面的に発信したり、日本ならではの専門性や人材育成の価値を高めたりすることが必要であり、オープンなオンラインプラットフォームで日本の大学の魅力を示していくことも有用である。

○ しかしながら、留学交流という点では、学生が有益な留学経験を得るということを第一に考えたときに、オンラインでコンテンツを学ぶだけでは得られない、異国の風土や文化に直接触れながら、現地で交流し、学友と議論するといった留学の意義を大切にしなければならない。

(3) 教育と研究を一体不可分とした人材育成の在り方

(学修者本位の教育への転換)

○ 学士課程においては、教員自身の狭い専門分野でしか通用しない話題を中心に講義するのではなく、専門分野における研究活動の社会的・学問的意義を十分に

理解した上で、その専門の関連領域を広く俯瞰し、自らの研究が学生の教育にどのように反映されているのか、組織的かつ体系的な教育課程の中で学生の学びと成長につながっているのかを確認することが重要である。

- そのためには、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）に基づく教育課程の不断の点検とともに、大学全体あるいは学部・研究科等におけるFD活動等の中で組織的な検証、すなわち「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）の実質化が必要である。また、「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）についても、入学に際して求められる基礎的な知識の水準や専攻分野への関心、意欲、態度を示すという意味で、他の二つの方針と一貫性が求められる。

- 入学直後から、魅力的な授業内容を通じて学生の知的好奇心を維持・向上させることで、学生自身の学ぶ意欲や創造性を更に高めることが必要であり、教育課程において一層工夫すること、初年次での学びなどを

通じて「人間力」を備えていくことも重要である。そして、今後の予測不可能な時代の中で、文系の優れた考え方や理系の優れた考え方を複眼的に身に付けることができる教育課程、教育手法を積極的に取り入れるほか、実践知を備え、考える力を鍛えるリベラルアーツ教育の重要性を強調しておきたい。

- 大学院においては、大学院生はかねてから、教員の研究指導を受けつつ、大学が行う研究プロジェクト等に研究補助者としても参画するなど、教育研究を一体不可分として行う大学全体の活性化の観点から、その構成員としても重要な役割を有してきた。しかしながら、指導教員の研究室での研究活動に閉じた限定的な学びだけでなく、社会や産業界とも連携を図りつつ、大学院生が学習課題を複数の科目等を通して体系的に履修することで、関連する分野の基礎的素養の涵養を図り、学際的な分野への対応能力を含め、専門的知識を活用・応用する能力を培うことが可能なコースワークを充実することが必要である。そして、自らが専門とする分野のみにとどまらず、研究とは何かを理解し、新しい課題を自ら発見し、俯瞰的な知識とスキルを組

み合わせ、解決する力を育成することにも意を用いる必要がある。

○ また、大学院生の研究指導においても、先端研究の重要な担い手である「研究者」としての立場とともに、大学院生が研究活動における試行錯誤を通じて高度な課題解決力を身につける「学生」としての立場を有することを十分に認識した上で、真に必要な指導が提供されるようにするべきである。

（学生中心の教育改革に向けて）

○ 本分科会で策定した「教学マネジメント指針」（令和二年一月）を積極的に活用しつつ、各大学がそれぞれの個性や特色を活かしながら教育の質保証に取り組むことが必要である。特に、「卒業認定・学位授与の方針」に基づく組織的かつ体系的な教育課程の編成・実施のプロセスにおいて、授業科目を担当する現場の教員が自由に意見を交わし、問題点を共有しながら改善を図るといった、教員相互が積極的に関わり合う仕組みを取り入れることが求められる。

○ そのためには、特定の授業科目又は科目群において、研究ディシプリンが異なる複数教員によるチーム・ティーチングや教員とTAによるチーム・ティーチングを実施することが非常に有効である。この際、雑多な教員の寄せ集めではなく、共通した教育目的の達成のため、TAも含めた適切な役割分担の下で、教員間の綿密な打合せや調整を図り、授業科目群全体を統括する責任者及び部署を設けることが重要である。

○ これらにより、学生にとっては、関連領域を広く俯瞰した学びにつながることが期待されるとともに、教員にとっては、教育に対する取組姿勢の振り返りや、自分自身の研究テーマについて教員同士で話し合う機会が生まれ、教育面あるいは研究面で切磋琢磨するという教員の意識変化や新たな共同研究などへと発展する。

○ 教員の時間も学生の時間も有限であることを前提に、学生の学修意欲を保ち、密度の濃い主体的な学修を可能とするため、各教員の研究ディシプリンに基づく意向を優先した授業科目により教育課程を編成するので

はなく、自らの研究がどのように教育面で発揮され、大学コミュニティの重要な構成員である学生が「何を学び、身に付けることができたのか」への転換につなげていくことが求められる。

- 学生中心の教育改革に向けて、各大学は教員中心に細分化された授業科目の統合や同一授業科目の重複数日の実施に向けて取り組むことが求められる。この際、例えば四学期制や学事暦の柔軟な運用などを活用することも考えられる。また、このような授業科目の統合等により、学生と教員が対話する機会を増やし、共に新しい知を創出する場へと変えていくことが必要である。

- また、FD等の実施において、教員のみならず、教育研究活動を支える事務職員等の構成員や、特に、教員から直接に教授あるいは研究指導を受ける学生の視点を取り入れることが望まれる。各大学において、例えば、学生参加型のFD、カリキュラムの検討段階や教育プログラムの自己点検評価のプロセス、さらには大学経営の意思決定プロセスにおける会議体

生代表を参画させるなど、教育研究活動の構成員である学生の関与が広く定着することが期待される。

- なお、大学教育の変化に対して、学生にとっても大
- 学での学びに対する意識の変化、大学の教育と研究に正面から向き合うことが重要である。学生の力なくしては大学の教育研究機能の活性化は道半ばであり、学生には、自ら意欲的かつ主体的に学ぶことで、学修の成果を得て、成長していくことが求められる。

（学生を通じた教育研究機能の活性化）

- 教育機能の活性化の観点では、教員間のチーム・ティーチングの推進を図るとともに、学修者本位の密度の濃い学修を支援するため、大学院生によるTA制度を本格的に活用することが必要である。特に、今回のコロナ禍におけるオンライン教育等の場面において、一人一人の学生の学びへの支援に関し、TAが大きな役割を果たしたことが報告されている。TAに適正な対価が支払われることを前提に、例えば、学生の予習復習の補助、課題・レポートの確認、学生間のグループワークのファシリテート、オンラインの授

業支援など、授業担当教員とともに直接的に学生教育を担うことが考えられる。

○ 特に、学士課程教育における大講義室で行われるような知識伝達型の基礎的科目については、授業担当教員があらかじめ科目全体を見通した科目構成や単位認定基準を定め、その上でT Aが予習復習に適したオンデマンド型の教材作成や授業での解説など、主体となって授業を担うことも考えられる。

○ これらにより、教員にとっては、自らの授業を検証して授業内容・方法の改善策を講じること、他分野の教員との連携や融合といった教育内容の充実のために必要な時間を確保することなどが可能となると考えられる。加えて、教員が教員でなければ担うことができない役割、例えば、学士課程の初年次学生に対して大学における教育研究の意義や魅力を教えて共に考えることや、最先端の研究の面白さや実社会と学問のつながりを伝えること、より専門性の高い授業実施や大学院生に対する研究指導等に重点的に教育エフォートを投じることも可能になる。

○ また、T Aの積極的な活用は、学生にとっては、将来の大学教員としての準備段階における貴重な経験であり、将来の教育職への重要なトレーニングとして博士後期課程におけるブレFD実施等の努力義務化の趣旨に添うものであるだけではなく、アカデミアにとどまらず広く社会に出て指導的な役割を果たしていくための良い訓練でもある。

○ 学部学生を教育の補助業務に携わらせるS A（スチューデント・アシスタント）制度では、学生と学生が共に学ぶことで、学生の成長実感やS Aを通じた成功体験につながることが期待され、学士課程を中心とする大学においては、S A制度を効果的に活用することが望まれる。

○ 研究機能の活性化の観点では、教員間の共同研究や関連する研究領域グループでの研究室運営などの推進を図るとともに、大学院生を対象としたR A制度をより効果的に活用することが必要である。単なる使い勝手のよい労働力としてではなく、R Aに適正な対価が支払われることを前提に、研究の共同従事者とし

て、大学での戦略的な研究活動や企業との共同研究等を通じて学生が十分な研究能力を身に付ける機会を推進すべきである。なお、一つの研究プロジェクトに異なる研究室に所属する大学院生がR Aとして参加し、切磋琢磨せつさくましながら研究業務に携わることも有効であると考えられる。

- このような教育面及び研究面において、大学院生を中心としたT A制度及びR A制度は多くの大学で導入されているが、その機能を高めるためには、T A及びR Aが担う役割・業務の明確化とともに、役割にふさわしい処遇の改善が極めて重要である。こうした観点から、各大学において、制度の趣旨を再定義し、役割や処遇等について制度的な担保を行った上で、一層の活用を進めていくことが求められる。

(4) 教育研究を担う大学教職員の在り方

- 大学の教育研究機能を最大化していくためには、教育者の側面と研究者の側面を併せ持ち、その基盤を担う教員の質保証に取り組むことが重要である。とりわ

け、教育の質の充実・向上を図ることを教員自身が自らのなすべきこととして捉えるよう認識を改めない限り、大学も本来の意味で変わることはできない。

（大学教員の流動性とダイバーシティの確保）

- 教員の採用については、各大学において、大学の特徴やミッションに基づき、応募者の個々の業績等を踏まえた選考が行われているが、多様性を持った教育研究体制の構築という観点から、若手、女性、外国籍、実務家など多様な人材の受入れを図ることや、異なる大学間、大学と産業界等との間での教員の流動性を図ることで、教員組織におけるダイバーシティを達成することが必要である。

- ダイバーシティの確保には、教員採用のプロセスが重要になるため、大学のミッション等に基づき、大学として求める教員像を明らかにするとともに、教員に期待する役割や教育研究活動に係るエフォートなどについても示しておくことが必要である。いずれにせよ、採用時において教員の多様性を確保することで、様々な視点を持った教員組織の中で新たな発見や刺激を受

け合い、既に所属する教員の意識を高めるとともに、教育研究活動の質の向上につながることを期待される。

○ 教員の採用方法の一つとして、各大学それぞれの実情や各分野の特性に応じて、厳正な審査を経てふさわしい人材を確保する「テニユアトラック制」を導入するとともに、本制度が恒常的な仕組みとして定着することが望まれる。また、本制度の特徴である大学が求めている人材像にふさわしいかを公正で透明性の高い審査を経て十分に確認するという審査プロセスの理念が、若手教員のみならず全ての教員採用や既に所属する教員の業績評価プロセスにおいても適用される必要がある。

○ 教員の多様性を確保し、切磋琢磨せつさくさくまにより教育研究機能を高度化していくためには、終身雇用制や年功序列の賃金体系に安住する構造を是正することが必要である。そのためには教員の流動性、大学間の移動や交流を高めることが重要な方策の一つであり、労働契約上の課題もあるが、大学ごとの特性に応じて、教員の任期制や年俸制の適用拡大、業績評価の徹底、クロスア

ポイントメント制度の活用といった人事給与マネジメントに取り組むべきである。

（大学教員の評価の実質化）

○ 教員の流動性が高まるということは、採用プロセスにおいて審査等を受けることが必要となり、その過程で他者から教員としての資質等を評価される機会や、応募した大学の持つミッションとの整合性を問われる機会が生じる。さらに、その評価を踏まえて自らの能力の伸長や業績を重ねていき、結果として教員が自発的に自らの能力向上に努めるという効果が期待される。

○ 一方で、若手教員に比べて大学間の移動が停滞しているシニア教員がその能力を更に伸ばし業績を重ねていくためには、教育研究機能のパフォーマンスを最大限に発揮することを目的として、各大学において、あるべき教員像を示し、教員の昇進時だけでなく、定期的に教員の業績を適正に把握し、公正かつ厳格な教員評価が行われるべきである。個々の教員が大学のミッション実現に向けて職責を果たしているのかを確認し、改善するための重要なプロセスでもあることは言うま

でもないが、その際、評価を実施すること自体が目的になってはならない。

- なお、教員評価は、各大学における評価基準や方法に基づき当然に実施されるものであるが、大学全体のミッションに加えて組織や分野の特性を考慮するとともに、研究業績のみならず教育業績、研究指導を含むゼミ・研究室の運営等のほか、地域連携や社会貢献活動、指導している博士課程学生の博士号取得者の割合などについても評価軸として盛り込むことが考えられる。そして、教員の採用・評価において教育業績が適切に盛り込まれることで、大学本来の「教育」と「研究」を両輪とする大学教育が実現する。

- また、評価方法としては、例えば、定性的な観点やエビデンスに基づく業績評価、部局長等との面談、教員間のピアレビュー、学生の授業評価などのほか、教員が自らの研究が学生の学びにどのように反映されているのか、研究が教育現場に活かされているのかなどを自己評価することなど、教育と研究の両面から多面的かつ総合的な評価を組み合わせて行うことが考えら

れる。

（内部質保証としての教員評価）

- 教員評価、とりわけ教育業績に係る評価については、その評価軸や方法等が確立していないため非常に難しい課題であるが、形式的な評価にとどまり何ら教員の意識や行動に変化が生まれない評価を実施することは意味がなく、各大学における内部質保証の一環として、自主的・自律的に取り組まれるべきである。この際、過度な負担にならないよう評価サイクルの工夫や教員評価の実施による効果検証を行うことも必要である。

- 定期的な教員の業績評価を行うことは、教員の自己点検による意識改革に資するほか、その結果を執行部や部局長が共有することで、処遇や教育研究環境などにおける様々なインセンティブに活用することも考えられるが、教員の質保証という観点から、その結果を大学の教育研究機能の活性化に十分に貢献しているとは言えない教員に対する指導助言にも十分に活用することが求められる。

○ 教員評価を通じて、教員が教育者及び研究者としての責任をこれまで以上に自覚し、自己の評価結果を真摯に受けとめることで、教育研究能力の向上のために不断の努力を重ねなければならないという意識を持つことが可能となる。その結果、大学の組織全体としての教育研究機能の質的向上につながる事が考えられ、最終的には、大学の教育研究活動が社会の発展に寄与し、社会からの信頼と支援といった好循環につながる。

○ 教員評価については一律の指針等があるわけではなく、試行錯誤の状況であるが、各大学において、そのミッション等に応じて教員の業績評価が適時に、かつ適切に行われることが重要である。そのため、各大学において教員の業績評価が効果的に行われるよう、国などが国内外の先進的な事例や参考となり得る評価軸あるいは観点などについて調査研究を実施し、各大学において参考にすることも考えられる。

（教職協働の推進）

○ 大学においては、これまで教員中心型の大学運営を続けてきたという前例から、教員の業務負担が増えて

いることを認識しつつも、従来のスタイルを変えることを躊躇し、その見直しが進むことなく、抜本的な組織マネジメントの改革には至っていない。

○ しかしながら近年では、大学における教職協働の考え方が浸透しつつあり、また、研究戦略立案や研究マネジメント、産学連携等の支援を行うURA（リサーチ・アドミニストレーター）等の高度な専門職人材の育成と配置なども進んでおり、改革の機運が高まりつつある。特に、コロナ禍での様々な経験の中で、教職協働がこれまでに重要であることを認識させられた。

○ 各大学のマネジメント層が中心となり、全ての教員が、大学の運営等を担う事務職員、技術職員、URA等（以下「大学の専門職」という。）が果たすべき役割やその重要性を理解し、教育研究支援業務や管理運営業務については大学の専門職が担うといったチーム型の組織マネジメントに転換を図るべきである。そして、大学の構成員一人一人が輝き、チームとして役割・機能の連携が行われることが必要である。

○ このため、大学の専門職がそれぞれの立場でのスペシャリストとして大学運営に携わる存在であることを強く意識するとともに、大学自らが、これらの業務をやりがいのある魅力的なものに再定義し、全ての構成員の満足度を高めるといった改革に取り組むことが重要である。また、各大学においては、大学の専門職の適切な採用と評価に取り組むとともに、その高度化に向けた組織的な取組であるSD（スタッフディベロップメント）を重視することが求められる。

（教育・研究・運営を担う高度専門職人材（事務職員・技術職員・URA等の更なる活躍））

○ 教育支援の観点では、学生の福利厚生、課外活動、就職・キャリア支援などに関しては事務職員が大きな役割を果たしており、入試広報活動などについては事務職員を中心として取り組んでいる大学が見られる。例えば、大学入学者選抜では、大半の業務を教員が担っていると考えられるが、高大接続改革や入試改革・教育改革に対応すべく、アドミッション・オフィサー（事務職員）の育成プログラムを実施する大学が既に存在し、総合型選抜においてはアドミッション・オフィサー

を積極的に活用する事例も生じていることから、こうした活用が更に進展することが期待される。また、学生の修学・留学支援や大学の教育の国際化等について、教育に関する専門職を設置する動きも見られるところであり、今後こうした職員の活躍も期待される。

○ 研究支援の観点では、教員とともに、それらの研究活動をサポートする技術職員やURAがチームとして研究環境の整備を推進することが必要である。特に、研究マネジメント人材であるURAや高度な技術力・研究力を持ち合わせた技術職員については、サポートスタッフではなく、各大学の人事戦略の中で研究を行う教員のパートナーとして位置付け、高度な博士課程人材のキャリアパスの選択肢の一つとして魅力的な職となるよう、専門職としての高度化や処遇の改善など、従来の人事給与体系を抜本的に見直すことが求められる。

○ また、分野融合などにより研究が多様化する中で、先端分野の研究に対応していくため、各大学において、技術職員の多様なキャリアパスの実現、技術力の向上、

グループ化・組織化を図るとともに、大学等が連携して技術職員のスキルアップの取組を行うことが求められる。継続的に資質能力を向上させる機会を提供することで、技術職員が教員にない価値を持ったスペシャリストとして学内システムに位置付けられることになる。なお、大学の技術職員の適切な評価、スキルアップの一環として、令和二年度から文部科学大臣表彰研究支援賞を創設するなどの取組が進んでいる。

○ URAは、大学等組織全体を俯瞰^{ふかん}しながら、研究者とともに研究活動の企画・マネジメント、研究成果活用促進を行うことにより、研究者あるいは研究グループの研究活動を活性化させる重要な役割を担っている。URAの果たす役割が多様化する中で、文部科学省においてURAの標準スキルや研修プログラムが作成されるとともに、URAの認定制度の構築に向けた検討が行われており、URAのキャリアパスや流動性の高まりにつながることが期待されるが、各大学においても戦略的に研究マネジメント人材を確保・育成していくことが求められる。

○ なお、各種の研究プロジェクトの遂行に不可欠であり、我が国の研究力を支えるポストドクターの役割も重要である。科学技術・学術審議会人材委員会において、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」が取りまとめられており、各大学等においては、本ガイドラインを参考に、ポストドクターの雇用・受入れ環境の改善や、研究者としての能力開発、キャリア開発支援等に関する取組を充実していくことが望まれる。

○ このように教育・研究・運営を担うプレイヤーの種類や役割が多岐に定義されていくことで、より柔軟性のあるシステムとなり、教育と研究の両輪がうまく機能することが期待されるが、業務を固定しすぎること、職務や組織の硬直化を招く可能性があることに留意することも必要である。

(5) 組織マネジメントの確立・推進

(大学における管理運営のニューノーマル)

○ 大学全体の教育研究機能を活性化させるためには、

教職員の時間は有限であることを前提とした時間マネジメントとともに、第一義的には大学自らが組織マネジメントを確立することが重要である。また、ニューノーマル時代における教職員の働き方改革を実践していくことも重要であるが、オンラインやデジタル化の進展により、従来とは異なる業務に係る時間マネジメントの在り方や、外国との時差といった新たな問題への対処が求められている。

○ まずは、その出発点として、教員が教育研究活動に十分なエフォートを割くことができるよう、様々な管理運営の形態を持つ大学自らが、教員が現在担っている管理運営業務や事務作業等の内容を洗い出し、教員でなければ担うことができない業務か否かを早急に整理・検証することが求められる。教員は教育研究のマネジメントに注力し、管理運営は大学の専門職によるマネジメントへと変革すべきである。

○ コロナ禍において、意思決定の迅速化や在宅勤務の推進など教職員の働き方も大きく変わりつつあり、時間のマネジメントの重要性を十分に認識し、その上で、

ニューノーマルにふさわしい大学の管理運営業務の在り方も併せて考えていくことが求められる。

（管理運営業務の改善）

○ 業務の整理・検証に当たっては、例えば、優先度や必要性が低い業務や事務手続の廃止、事務のオンライン化など大胆に事務作業等を改善すること、時間マネジメントを意識した生産性の高い業務遂行・決定プロセスへと改善すること、構成員の職務権限の明確化と役割分担を確立すること、効率性を考慮した会議運営・体制へ改善することなど、大学が自ら取り組めることは多い。このような管理運営業務の改善を通じて、時間マネジメントを発揮することにより、若手研究者を含めた教員の本来の役割である業務に取り組むことができるようになる。

○ なお、このような抜本的な改善を実行するためには、大学間連携による事務効率化を図る取組を推進するほか、民間企業等の取組を積極的に取り入れるとともに、事務職員が大学における組織マネジメントを担う一員としての自覚を持ち、その能力が最大限に発揮される

ことを期待したい。

- 教員が行う管理運営業務の役割等を見直すとともに、チーム・ティーチングの取組や授業科目群のグループ化、研究室の共同運営などにより、教育研究活動を個々の教員がそれぞれで担うのではなく、複数教員がチームとして一体的に取り組み、教員間の協力体制が構築されることを目指していくべきである。そうした取組により、「サバティカル制度」の活用が格段に進むことが期待される。

（組織マネジメントの重要性）

- 大学における組織マネジメントを確立するためには、そのスタートとして、マネジメント層が大学のビジョンや将来計画などについて提示し、全ての構成員がその内容を理解し、課題を含めて共有を図ることが必要である。

- 大学経営という視点では、質の高い教育研究を持続的に行うためのマネジメントが重要であり、その際に、「学生本位」、「個性・特色の明確化」、「構成員重視」

「社会への貢献・調和」といった観点を一層重視していくことが求められる。このような意識の下で、多面的にそれぞれのステークホルダーに対して責任を果たし、関係者にとつての価値を創造し続け、互いに貢献し合う関係が生まれることが期待される。

- 「教育」と「研究」のいずれの質も高めていくためには、大学における組織マネジメントを根本的に見直すことが重要である。例えば、教学面では「教学マネジメント指針」が大いに参考となる。また、従来の教員を中心とした大学マネジメント層の中に大学の専門職が積極的に関与していくこと、学内のみならず学外者も参画することなどにより、ダイバーシティマネジメントを構築することが必要である。また、大学全体だけでなく学部・研究科等の部局単位における組織マネジメントを確立することも重要である。

- 大学のミッションに応じた教育研究機能の活性化に向けて、その根幹を担う教職員一人一人の評価やキャリアパスなどを含めた人材マネジメントに取り組むことが必要である。あわせて、学部・研究科等といった

部局単位においても、大学のミッションや目指すべき方向性の中で、組織マネジメントが機能しているのか、どのような役割を果たし貢献しているのかについて把握し、評価することが必要である。このような営みを通じて、全ての教職員が大学全体のミッションや課題を自分の問題として捉え、行動することにつながることを期待したい。

○ なお、学部・研究科等の部局単位での評価に当たっては、教員評価とも連動させ、大学のミッションに基づいて、教育、研究、社会貢献の取組が行われているかについて、組織ごとに自己点検評価を行い、学内関係者による丁寧なコミュニケーションとともに、外部からの適切な評価を受け、改善に取り組むことが必要であり、そのことがひいては大学の内部質保証の確立につながるものと考えられる。

（組織マネジメントを支えるＩＲ体制の構築）

○ 大学が組織としてそのミッションを達成するために意思決定を行い、行動し、その結果を評価し、次の意思決定につなげていくためには、これらの一連の活動

の根拠となる情報の収集・分析（インスティテューショナル・リサーチ（ＩＲ））が不可欠である。

○ すなわち、ＩＲの主たる役割は、大学の構成員、とりわけマネジメント層が大学のミッションの達成に向けて、正しい判断を行うために必要なデータやエビデンスを収集・分析し、大学全体としての合意形成を図っていくための重要な基盤である。

○ 大学における組織マネジメントを成功させるためには、ＩＲを重要な基盤として位置付け、教学だけの問題ではなく、研究、社会貢献のほか、人事・評価・財務などの管理運営までも含めた大学全体に関わる情報や課題を横断的かつ俯瞰的に収集・分析する「大学運営ＩＲ体制」を構築することが求められる。そして、ステークホルダーからの理解と信頼を得るためには、課題の解決に向けた取り組みとともに、その先の情報公開や広報活動がますます重要であり、大学自らが分かりやすい内容で積極的に発信するべきである。

(6) 大学運営を担う事務職員への期待

(事務職員の役割)

○ 今般のコロナ禍において、大学運営を進めていく上で、事務職員の果たす役割が非常に大きいことが再確認されたところであり、大学の日々の管理運営業務の遂行（オペレーション）を行うこと、また、大学を経営するという観点からも、事務職員の役割を明確に位置付けるとともに、その名称を含めて見直すことが必要である。

○ 事務職員は、大学経営やマネジメント層の中核となる人材として機能を発揮し、大学経営人材として活躍するなど、変革をリードしていくことが望まれる。いわゆる「事務方」という認識を払拭し、高大接続に係るアドミッション・オフィサーや大学運営IR人材のほか、経営・企画マネジメント、教務、広報専門人材、地域連携コーディネーター、フاندレイザーなどといった多様な職務において活躍することが期待される。今後、大学等が連携し、新たな役割を担う人材育成に取り組むことが求められる。

○ また、事務職員の役割として、管理運営面のみならず、教育面あるいは研究面において、学生と教員をつなぐハブとしての機能も果たしており、時には教員とともに考え、時には学生とともに考え、お互いの協力を引き出すという重要な存在として、大学が全体としてまとまっていくための非常に大きな要素でもある。

(事務職員の活躍促進)

○ そのような役割を果たしていくためには、事務職員が自らの意識改革を図ることも重要であるが、事務職員の能力向上と活躍が大学の教育研究機能の活性化に貢献するという考え方を尊重し、まずは大学執行部や教員が事務職員の役割の重要性を理解し、大学経営をはじめとした可能な限りの管理運営業務を事務職員が担っていくという発想への転換が求められる。また、事務職員の職務に対する評価と処遇改善といったモチベーション向上策も事務職員の活躍を後押しする。

○ そして、各大学においても、事務職員のあるべき姿や期待すること、それらの役割や業務について明らかにし、やりがいのある魅力的なものに変えることによ

り、大学職員という職業の価値を更に高め、採用段階から大学運営を担う意欲的な人材確保につながることを期待したい。

- 今後、大学のマネジメント人材の育成、事務職員の高制度化・専門性向上、マネジメント人材の学内の部署間・大学間の流動性を高めていくことが必要であり、各大学において、課題解決のための部署横断のプロジェクトチームを編成した協働の取組などにより、事務職員の経験知やスキルを高めることが求められる。また、大学や大学関係団体等が実施する大学経営人材の育成に資する研修や教育プログラムを積極的に活用し、恒常的に職員の能力開発・向上に努めることが必要である。

- また、各大学においては、大学のビジョンに基づく大学職員の戦略的な採用・育成計画を策定し、職員のキャリアプランを明らかにするとともに、年功序列にとられない人事給与制度の下で優れた人材の登用・配置に取り組むことが望まれる。

終わりに

- 本審議まとめは、グランドデザイン答申での問題提起を踏まえつつ、学生と教職員を擁している大学が、自由な発想をその源泉とし、教育と研究を一体不可分のものとして人材育成と研究活動を行っている仕組みが社会の発展に寄与することを前提として、教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について幅広い視点から行われた議論を総括するものである。

- 大学における「教育」と「研究」を両輪とする高等教育を支えつつ、「社会貢献」も含めて、それらの機能を発展させていく存在は、正に「人」であり、教員だけでなく、事務職員、技術職員、URA等のほか、学生を含めた大学コミュニティを形成する全ての構成員一人一人が輝き、その役割を果たしていくことが求められる。

- 特に、教育研究活動の原動力となる教員が意欲的に教育と研究に打ち込める環境を整備することが必要であり、教員のみを中心とした大学運営からの転換とともに、教員が担う管理運営業務の役割と権限の見直し

は急務である。それにより、教員は教育研究力の質的向上という本来の役割に注力することが可能となり、「教育」と「研究」を両輪とした人材育成やイノベーション創出の機能がより高まる。

○ また、これからの大学運営において、事務職員が果たす役割の重要性を強調してきたところであるが、教員と対等に議論し、大学の舵取り^{かじ}を担うことができる人材は限られており、まずは各大学におけるOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）を通じた能力開発、人材育成が進むことを期待したい。

○ 大学における組織マネジメントを確立するためには、大学の構成員が大学のビジョン等を理解し共有することから始めなければならない。各大学が、構成員一人一人の能力や活動を把握し、その機能を最大限に発揮できるようにするとともに、構成員同士がチームとして役割や機能を連携し合うことが、組織全体として教育研究機能を最大限に発揮することにつながる。

そして、大学が「知と人材の集積拠点」として社会に貢献しながら継続的に発展するためには、教育と研

究、それらを支える管理運営業務などのミッションに応じたマネジメントをそれぞれで行うだけでなく、それらを組み合わせることで全体を俯瞰^{ふくかん}した組織マネジメントに取り組むことが求められる。この際、それぞれの情報や課題を見える化し、全ての構成員が共通認識を図り、チームとして活動することが大切である。

○ 本審議まとめて整理した方向性などを参考にし、大学の教育研究機能の更なる強化につながるよう、特に「学修者本位」という視点を忘れずに、国、大学の双方において更なる創意工夫が図られること、また、国においては、必要な制度の見直しや支援等を検討すること、そして、各大学においては、自主的・自律的な変革に向けて検討を進め、実行に移すことを要請したい。

14 教育再生実行会議「ポストコロナ期における新たな

学びの在り方について」(第十二次提言)(抜粋)二

〇二一年六月三日

2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と
実現のための方策

世界各地で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、大学、短大、高等専門学校、専門学校(以下「高等教育機関」という)における面接授業の停止・縮減、国際交流事業の中断など高等教育にも甚大な影響を及ぼしています。各高等教育機関においては、感染予防を図りつつも、遠隔・オンライン教育の導入をはじめとして学生に質の高い学修機会を提供するべく様々な努力がなされています。今回のコロナ禍は、高等教育の在り方を問い直す契機ともなっており、予測困難な時代を迎える中で、自ら主体的に考え、責任ある行動をとることができる個人を育むことが、高等教育の果たすべき役割として、より一層重要になっています。加えて、海外の大学ではコロナ禍においても、遠隔・オンライン教育を活用した質の高い教育プログラムを提供するなど、優秀な留学生を

獲得しようとする動きが見られます。このように世界的な人材獲得競争が激しさを増し、各国がそれぞれ新たな取組を模索する中で、我が国においても、世界に先駆けて新しい高等教育の姿を構築していく必要があります。

(1) ニューノーマルにおける高等教育の姿
(「コロナ禍を契機とした遠隔・オンライン教育の普及・進展」)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、多くの高等教育機関において、遠隔・オンライン教育が導入、実施されました。緊急事態宣言下の令和二年五月時点では、約九割の大学・短大・高等専門学校(以下「大学等」という)が全面的に遠隔授業を実施する状況にありましたが、その後の調査では、ほぼ全ての大学等が面接授業を実施する一方で、約八割の大学等が面接授業と遠隔授業を併用する予定であると回答しています。平成三〇年度に遠隔授業を実施する大学等が二八%であったことを考えると、コロナ禍を契機として、学生の学修機会を確保する手段として遠隔・オンライン教育が急速に普及・進展していることがわかります。そのメリットとしては、大学教員や学生等からは、自分のペースで学修がしやすい、

国内外の他大学等の授業を受講することができたといった学修の充実に関する意見や反転授業の導入など授業の工夫・質の改善につながったとの意見がありました。また、通学が困難な学生に対して学修機会が提供できる、オンラインによって渡航することなく異文化交流や国際体験ができ、多国間で国際交流の機会が確保できるといった意見も見られました。

他方、ICT機器を用いた授業視聴時間の増加に伴う健康面での影響、新入生等は教員や同級生との十分な交流の機会がなく孤独・孤立に陥りがちであること、視聴覚障害者にとってメリットを受けづらいこと、異文化交流や国際体験に際しての時差への対応といった課題も指摘されています。

こうした状況を踏まえて、ポストコロナを見据えた高等教育の在り方を考えるに当たって、次の三つの視点が重要です。

第一に、遠隔・オンライン教育は、高等教育の新たな可能性を拓くものであり、新型コロナウイルス感染症が収束したとしても後戻りをするにはあり得ないという点です。このため、学修者本位の視点に立って、面接授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さを最大限に生

かした教育の可能性を追求することが重要です。また、教育のデジタル化により、学修ログを集め学生の学修内容や理解度をデータとして可視化して教育効果を評価することや、それらのデータに基づき教育改善を行うことも必要です。

第二に、大学等は、単に知識・技能を修得するためだけの場でなく、正課外活動も含めた学生生活全般において、教職員・学生間、留学生や社会人も含めた学生間における多様な協働・交流を通じた社会性や対人関係能力の涵養等が行われることに価値があるという点です。このような全人格的な教育の場としての大学等の学び、経験の全てが遠隔・オンライン教育に代替されるものではないことに留意する必要があります。

第三に、多くの大学等においては、遠隔・オンライン教育の取組は緒に就いたばかりであり、試行錯誤しながら改善を図っている段階にある点です。遠隔・オンライン教育で質の高い授業を行うためには人手がかかるとの意見もありますが、その効果を評価するためには、他の条件（教員、科目、学年等）を一定にした上で、面接授業の効果と比較する必要があります。海外では、例えば、遠隔・オンライン教育は学生の属性（学力、学年

等）によって効果が異なるとする研究結果があるなど一定の研究が行われていますが、我が国ではそのような研究は極めて乏しいのが現状です。遠隔・オンライン教育がどのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせ方はどのようなものかなどについて、教育実践の検証や評価を通じて、知見を蓄積していくことが重要です。

（二）ニューノーマルにおける高等教育の姿

各高等教育機関においては、その多様なミッションに基づき、学修者が「何を学び、何を身に付けることができるのか」を明確にし、学修者本位の教育を実現することが求められています。特に、これからの社会においては、個人と社会全体のウェルビーイングの実現のため、初等中等教育と連携を図りながら、学修者が自ら意欲的・主体的に学び、成長することができるようしていくことが必要であり、学びの多様化を進め、より多くの人に対して高等教育を受ける機会を充実することが大変重要になります。

社会経済の不確実性が一層高まる中、高等教育が果たすべき使命とは、教育研究活動の充実・高度化を通じて、

社会変革の牽引役として、人類にとって未知の領域を切り拓き、主体的・創造的に解決策を提示すること、そしてそのための人材を育成していくことにあります。

このような教育の実現に向けて、今回のコロナ禍での経験も踏まえ、ニューノーマルにおける高等教育の姿として、学修管理システム（LMS）等のICTや遠隔・オンライン教育の活用など教育のデジタル化を効果的に進め、データ駆動型の教育への転換を図っていくことが必要です。そして、我が国の高等教育のシステムを「入口での質保証」から「出口における質保証」へと転換していくことが求められます。また、ICTの活用により、社会人や高齢者、障害などにより学修が困難な方々などの多様な学修者が「いつでも、どこでも、誰でも、何度でも」質の高い高等教育を受ける機会を提供するなど、学びの多様化を進めることが重要です。加えて、感染症の流行や災害時などの不測の事態においても学生の学びを保障できる教育環境を実現していくこと、学生に寄り添うきめ細かな支援体制の整備・充実を図ること、遠隔・オンライン教育を含めICT活用の利点を生かした大学経営の合理化・効率化が求められます。

①遠隔・オンライン教育の推進

大学等においては、今後、面接授業と遠隔・オンライン教育を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育の確立や教育のデジタル化によるデータ駆動型の教育への転換等により、主体的な学びの質を高める取組が進展することが期待されます。多くの大学教職員にとっては、遠隔・オンライン教育は新たな試みであり、知識や経験、ノウハウ等を十分に有していないことも踏まえれば、知見や資源等を大学間や教職員間で共有し、有効活用することや、企業との連携により質の向上に取り組むことも有効であると考えられます。

加えて、遠隔・オンライン教育におけるリソースを広く積極的に発信することは、大学等で学ぶことの意義・魅力を社会に伝える上でも大変重要です。

また、コロナ後の新しい学修スタイルの実現に向けて、学修者のニーズや質保証の観点も踏まえて遠隔・オンライン教育の検証・評価を行い、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化を検討するとともに、大学設置基準や設置認可制度、認証評価制度など、その質保証システムの在り方についても、一八歳人口が減少する中での高等教育の果たす役割を踏まえ、多様で質の高い学びを支え

る観点から、見直しに向けて検討を進めることが必要です。

○大学等は、デジタル技術を活用した遠隔・オンライン教育の進展も踏まえ、学修者本位の教育の実現、学生の学びの質の向上、STEAM人材や地域社会の担い手の育成を図る観点から、次のような取組を積極的に進める。国は、こうした大学の取組を支援し、高等教育のDXを迅速かつ強力に推進する。

・遠隔・オンラインでの事前学修をもとに対面で演習を中心に意見交換を行う反転授業や同じ授業を対面とオンラインとで同時に行う授業、オンラインと地域実践学修を組み合わせた教育プログラムなど、面接授業と遠隔・オンライン授業を効果的に組み合わせたハイブリッド型の教育の実施学修者の登録や教材の配布、学修履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分布、学修者との連絡等の機能を有する学修の運用を管理するシステムのこと。例えば、入試を過度に重視する仕組みから、学修成果を重視する仕組みへと転換していくことが必要との意見があった。

・LMSの活用により、学生の学修内容や理解度をデー

タとして可視化し、これを利用した学生個人に応じた教育の実施（学生の理解度に応じた授業の工夫や、より体系化されたカリキュラム編成の促進、学生の学修履歴を踏まえた履修指導など）

・バーチャル・リアリティ（VR）等を活用した効果的な実験・実習・臨床教育の導入

・オンライン環境下での試験実施方法の開発など、新たな学修評価方法の開発

・遠隔・オンライン教育を含む大学教育の質の向上のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）の充実・高度化

○ 国は、大学等が設置者の枠組みを超えて遠隔・オンライン教育等のリソースを共有・有効活用し、学生の多様な学修ニーズにきめ細かに対応できるよう、大学等連携推進法人の活用や大学コンソーシアム・大学間連携などの取組を通じた単位互換制度の活用、MOOCの戦略的な活用を促す。また、大学等はこれらのリソースを国内外に向けて積極的に公開する。

○ 国は、高等教育のDXに向けたアイデアを募集し、

公開イベントでの提案やコミュニティの形成を通じて、デジタル技術を用いて授業等を改善する機運の醸成、教育にエフォートを割く教員の奨励、社会の高等教育への参画を促すとともに、デジタル技術を活用した授業等改善の知見の蓄積・共有を図る。

○ 国は、遠隔・オンライン教育の単位数上限（六〇単位）算定の考え方の明確化を図り、周知する。また、国や大学等は、遠隔・オンライン教育がどのような属性の学生に対してどのような効果があるのか、どのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせの在り方はどのようなものかなどについて、学修者のニーズや質保証の観点も踏まえながら検証・評価を行い、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化を速やかに検討する。

○ 国は、ニューノーマルにおける大学等の姿を実現するための仕組みを構築する観点から、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化の検討と併せて、通学制と通信制の区分を含めた大学設置基準の在り方や設置認可制度、認証評価制度の見直しなど、時代に即した質

保証システムの在り方について見直しに向けた検討を速やかに行う。その際、教育施設の在り方についても、大学教育の質保証の観点も踏まえて検討する。

② 教学の改善等を通じた質の保証

我が国の大学教育は、学生に密度の高い学修を促す教育システムとなっており、学生が修了時までに必要な能力を身に付けることを保証する「出口における質保証」が十分に行われていないこと、厳格な卒業認定がなされておらず、修得主義が徹底されていないことがこれまで問題視されてきました。例えば、「令和元年度全国学生調査（試行実施）」によれば、我が国の学生は授業以外の学修時間が短いなど、学修が不足している実態が窺えます。また、個々の教員の研究主題を重視するあまり授業科目が細分化されていることが指摘されています。こうした状況を踏まえ、大学は、「教学マネジメント指針」に基づく細分化された授業科目の統合や、学生が同時に履修する授業科目数の大胆な絞り込み等の改善を図ることが求められます。「出口における質保証」の取組を進める上では、データの収集・分析、調査研究を通じて、どのような教育実践がどのような効果をもたらしている

のかを明らかにし、知見の蓄積と共有を図ることが必要です。そのためには、同一の学生を長期にわたって追跡したデータを構築すること、行政データと大学の業務データを照合して研究利用できるようにすることが重要です。海外では、例えば、税務情報等を用いて同一の学生を卒業後まで長期にわたり追跡し、大学に対する投資の費用対効果を評価するといった研究事例があります。我が国においても、このような行政データの研究への利活用が推進が望まれます。

○ 大学は、「出口における質保証」を考える上で、大学教育の成果の把握、評価・検証が重要であることから、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（以下「三つの方針」という）に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、「教学マネジメント指針」に基づき、三つの方針を通じた学修目標の具体化、次のような教学の改善・改革を行うとともに、大学教育の成果や効果ある教育実践等について周知等を図る。

・学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっているべき能力の保証として機能するよう、「卒業認定・学位授

与の方針」の具体的かつ明確な設定

・密度の高い主体的な学修を可能とする前提としての授業科目の精選・統合、学生が同時に履修する授業科目数の絞り込み

・複数の情報を組み合わせて、学修成果・教育成果を多角的に把握・可視化

・学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として、各大学の学生の成績分布の公表などを通じた成績評価の信頼性の確保

・FD及びSDを通じた教職員の能力向上や教育改善活動の進展

・教育成果や教学に係る取組状況などの大学の質に関する情報や「全国学生調査」等を通じた学生の成長実感など学びの実態に関する情報の積極的な公表

○ 国は、各大学の教育改善、我が国の大学に対する社会の理解の促進や政策立案に際しての基礎資料として活用するため、「全国学生調査」の本格実施に向けた調査設計の改善や課題の整理を進める。

○ 国は、教育行政の改善を目的とした研究における行

政データの利活用に向けて一層の環境整備に努めるほか、データ貸与の改善による研究へのフィードバックの効率化を図る。

③ 学びの複線化・多様化

我が国の教育システムは、全体として、年齢によって決まった学年や学校種に進学するという年齢主義的な傾向が強く、また、基本的には、学校教育の段階で、就業後に必要とされる知識や技術を一通り修得させることが求められていました。「大学入学イコール一八歳入学」、新卒一括採用といった慣行の下、高等学校・大学間など学校種を超えた学びが発展している状況になく、社会人等を対象としたリカレント教育（社会人の学び直し）についても、大学・産業界ともに、その可能性を十分に開拓しているとは言えません。

空間・時間の制約を取り払う遠隔・オンライン教育の特性も生かして、高等学校教育と大学教育の連携・接続の一層の円滑化、リカレント教育の充実・高度化等を図ることや、修業年限の弾力的な運用を促進し、社会人・高齢者、障害などにより学修が困難な方々などの多様な学修者が「いつでも、どこでも、誰でも、何度でも」質

の高い高等教育を受けることができる機会を提供できるようにする必要があります。

高等専門学校については、デジタル化時代に求められる分野のカリキュラムへの導入などにより、社会的ニーズに対応した人材育成が行えるよう、一層の高度化を推進することが必要です。また、社会・産業ニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開して実践的な職業教育を実施している専門学校についても、その特色や強みを生かして、職業実践専門課程の認定制度の活用等による質の保証・向上を推進するとともに、地域等での産学連携による職業教育機能の強化、外国人留学生の積極的な受入れ、リカレント教育プログラムの充実を一層進めることが必要です。

○ 国は、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築の早期実現を図り、高等学校と大学等とが連携した先取り履修などの学習プログラム等を開発し、全ての高校生がオンライン・オフラインで参加可能とする。（二部再掲）

○ 国は、飛び入学した大学での一定の単位の修得状況

をもとに、高等学校の三年間の課程を修了した者と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定し、高等学校卒業資格を付与する制度を創設する。（再掲）

○ 国は、大学等が高校生を対象として行う遠隔・オンラインも活用した教育機会の提供を促進する。また、高校生が大学の授業科目を履修し、その後、当該大学に入学した場合には、当該大学において卒業単位として認められる先取り履修の活用を図るため、修業年限の柔軟化が可能となるよう制度改正を行うとともに、大学は、他大学で修得した単位についても、当該大学の教育課程の一部に相当し教育上有益と判断する場合には、単位互換を認めることができる旨を周知する。

○ 大学等は、多様な学修ニーズへの対応や「出口における質保証」の観点から、通信制課程において、特に遠隔・オンライン教育を積極的に活用する。国は、通信制課程において遠隔・オンライン教育の単位数上限がないことを周知するなど、遠隔・オンライン教育の活用を促進する。また、現在は通信制課程を置いていない大学においても、コロナ禍において蓄積された知

見・ノウハウを生かして、遠隔・オンライン教育による新たなカリキュラムの開発・実施を検討する。

○ 国は、社会・経済活動のニーズに対応したリカレント教育を推進する観点から、大学院における高度な専門教育に関し、遠隔・オンライン教育の積極的な活用や個別の単位に分けて学修するマイクロクレデンシャル (micro credential) の提供など、より多くの人がアクセスしやすい取組を促進する。その際、履修単位を積み重ねることにより学位が取得できるような柔軟な仕組みの在り方や国際通用性の確保などについて検討を進める。

○ 大学等は、誰もがいくつになっても新たなチャレンジができる社会を構築するため、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供や中退者等の大学院においては、遠隔・オンライン教育の修得単位数に係る上限はない。再入学希望に対する柔軟な対応を推進するとともに、長期履修制度に係る解釈の明示化・周知等を通じて、多様な学修者の学びを促進する。国は、社会人の学び直しを含む実践的な

教育を支える実務家教員を育成・活用するシステムの構築や、多様な学修者が学びに関する情報に容易に接触できる機会を確保する。

○ 専門学校は、職種転換を考えている人などへの教育機会の提供として、短期の学びを中心としたリカレント教育プログラムの開発を行う。また、高等学校教育と専門学校教育の連携・接続の取組の促進や地域等での産学連携による職業教育機能の強化など、地域社会や産業界のニーズに応じた教育プログラムの開発を行う。国は、こうした取組を支援するとともに、専門学校の魅力ある取組の情報発信を更に推進する。

また、国は、高等教育機関の連携を促進し、社会や経済ニーズに対応した教育プログラムの提供を推進する。

○ 国は、生涯学習の一環であるリカレント教育を振興し、個人の学びを促進する。社会人がリカレント教育を受講しやすいように、eラーニングの活用などを含め、有効と考えられる講座の認定や体系化等、高等教育機関等へのインセンティブ設計を行う。また、リ

カレント教育の社会人受講者数のほか、その教育効果や社会への影響を評価できる指標の開発を進める。産業界は、高等教育機関における学び直しの促進に向けたインセンティブとなる評価体系や人事制度の整備を進めていくことが求められる。

○ 国は、AIと他分野を融合して課題解決につなげる人材育成体制の構築、防災・減災・防疫に関する教育研究の新たな実施など、社会的ニーズに対応した人材を育成するための高等専門学校教育の高度化を推進する。

④ デジタル化への対応（学務・教務等のデジタル化、デジタル化を担う人材の育成）

社会全体でデジタル化が急速に進む中、高等教育においても、①に挙げた取組等により、遠隔・オンライン教育の実施やLMSの導入・運用、データの収集・分析・利活用などによりデータ駆動型の教育を進めていくことが重要です。加えて、データの収集等にあたり、現場に負担がかからないような方法を工夫することも必要です。

大学等においては、教育改善や経営改革の方針等に基

づき、戦略的かつ効率的にデータの収集・分析を行い、データに基づいた資源分配による経営の合理化を進めるとともに、学務・教務等のデジタル化を進めていくことも必要です。特に学修歴証明書のデジタル化は、フローニンゲン宣言に基づく国際的なネットワークの下で取組が進展し、既に世界標準となりつつあります。これによって学籍管理の負担が軽減され、事務職員の事務の効率化・生産性の向上が見込まれます。加えて、学生にとっては携帯性や利便性の向上につながるほか、学修歴証明の国際的な信頼性が向上し、生涯学習の推進や留学生の派遣・受入れの活性化など大学等の国際化に資するため、我が国においても早急に取組を進めていくことが必要です。

さらに、大学等においては、学内の教職員の研修の充実を図るとともに、数理・データサイエンス・AIに関する教育を充実・高度化させ、デジタル化時代の担い手となる人材の育成を推進することが必要です。

○ 大学等は、学修歴証明書のデジタル化に関する実証実験等を行う。国は、これらの実証実験等を踏まえつつ、学修歴証明書のデジタル化を普及・定着させるた

め、周知や活用促進を図る。

○ 大学等は、LMSの活用により、学生の学修内容や理解度をデータとして可視化し、これを利用した学生個人に応じた教育（学生の理解度に応じた授業の工夫や、より体系化されたカリキュラムの編成の促進、学生の学修履歴を踏まえた履修指導など）等の取組を実施する。国は、こうした大学の取組を支援し、高等教育のDXを迅速かつ強力に推進する。（一部再掲）

○ 大学等は、学内のDXを推進し、教育の質の向上を図る観点から、FD・SDの充実・高度化に取り組む。

○ 国は、全ての学生が、文系・理系の垣根なくデジタル時代の「読み・書き・そろばん」である数理・データサイエンス・AIの基礎などの必要な力を身に付けることができるよう、全学的な数理・データサイエンス・AI教育の教材等の開発、教育に活用可能な社会の実課題・実データの収集・整備等の実施を支援し、全国の大学等への普及・展開を図るとともに、教

える側の体制強化を図る。また、私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実のための支援を行う。

○ 国は、大学等において、数理・データサイエンス・AIの知識を様々な専門分野へ応用・活用できる教育プログラムが機動的に展開されるよう、産業界と連携し、AI×専門分野やデータの社会実装を進めるための高度専門人材を育成する教育を推進する。また、学部等連携課程の周知や活用促進を図る。

○ 国は、数理・データサイエンス・AIに関する学修成果が社会で評価されるよう、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の周知・広報を行い、大学等の認定取得を促進するとともに、AIで社会課題等を解決できる実践力の修得を目指した教育プログラムの認定制度（応用基礎レベル）を創設する。

⑤ 学生等への支援の充実

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、我が国の経

済にも甚大な影響をもたらしていますが、能力や意欲ある若者が経済的理由により高等教育機関への進学を断念することがないよう、学生等への支援策を一層充実する必要がある。

コロナ禍の学生支援について、国においては、家計が急変した世帯の学生等に対して随時支援を行うとともに、緊急の給付金や無利子奨学金の充実、返還困難者への負担軽減策など、様々な支援策を講じています。文部科学省の調査では、令和二年四月から一二月の大学等の中途退学者の割合は令和元年度の同時期に比べてやや少ない状況ですが、感染の収束がまだ見えない中、社会・経済の影響を受けにくい安定的な制度の検討が必要です。加えて、経済・雇用情勢の悪化への対応として新卒者等の学生等の就職支援についても一層の強化が求められています。

なお、博士後期課程の学生に対する支援の充実、若手研究者の活躍促進、我が国の研究力強化とイノベーションの推進を図る上でもしっかりと取り組むことが必要です。

○ 国・高等教育機関は、意欲と能力のある者に高等教育

育機関への学びの機会が確保されるよう、高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構の奨学金事業（自治体や企業による返還支援制度を含む）等について一層の周知・広報を行う。

○ 国は、今後、感染症や災害等による家計急変世帯やアルバイト収入の減少に対する奨学金等の支援が常態化していく可能性があることを踏まえ、高等教育無償化等の実施状況の検証を行い、中間所得層における高等教育機関へのアクセス状況等を見極めつつ、その機会均等について検討する。

○ 国は、新型コロナウイルス感染症が就職活動に及ぼしている影響を踏まえ、新卒応援ハローワークの支援対象に三年以内の既卒者も含まれることについて更なる周知・広報を行うとともに、大学のキャリアアセンター等との連携を強化し、就職支援ナビゲーターの定期的な大学等訪問、未内定・内定取消にあつた学生等へのきめ細かな支援など、新卒者等への就職支援の一層の充実を図る。

○ 国は、障害のある学生に対する各大学等の修学・就労支援体制の整備を促進するとともに、大学等と関係機関の連携を促進し、障害のある学生の修学を支援する。

○ 国は、特別研究員制度の充実、日本学生支援機構奨学金（業績優秀者返還免除）や各大学の大学院生に対する授業料減免による継続的な支援、大学ファンドの運用益の活用やそれに先駆けた博士後期課程学生への支援を強化する取組等を進める。

○ 国や大学は、博士後期課程学生がリサーチアシスタント（RA）として働く場合、競争的研究費や共同研究費から適正な水準で給与が支給されるよう、RAの雇用・謝金に係るRA経費の支出ルールを策定し、実施する。

○ 国は、博士後期課程学生の処遇向上のため、学内フェローシップと博士課程修了後のキャリアパスの確保を一体として実施する大学を支援する。

⑥ 施設・設備の整備の推進

大学等のキャンパスは、学生や教職員にとって、教育研究や多様な人材との交流の場として、魅力的で優れた機能を持った空間であることが必要です。教育研究の活性化やイノベーション創出の基盤としても、海外の優れた研究者や学生に我が国の大学等で学びたいと思わせる重要な動機の一つとしても、魅力的な施設・設備の計画的な整備は重要です。また、大学等においては持続可能な社会の構築に向けた先導的な役割を果たすことが求められています。キャンパスのスマート化を進め、消費エネルギーを抑制するなど、カーボンニュートラルに向けた取組の推進が期待されます。

○ 国は、国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立高等専門学校を指す）の施設について、教育研究施設だけでなく食堂や寮、屋外空間等も含めキャンパス全体が有機的に連携し、様々な分野や場面で、学内外の多様な人材が積極的に関わりながら共創できる拠点としての「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の実現を目指して、「第五次国立大学法人等施設整備五か年計画」に基づき、継続的な支援

を行う。国立大学法人等は、戦略的な施設整備や施設マネジメント等を通じて、計画的・重点的な施設整備を進める。

○ 国は、私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤となる設備・装置や、面接授業や遠隔授業実施の基盤となる構内LANの整備等に対する支援を行う。

○ 地方公共団体は、大学等のキャンパスの意義を踏まえ、公立大学等における地方創生の推進や地域人材の担い手育成の観点から、教育研究活動の基盤となる施設・設備の整備を進める。

Ⅺ 変化し続ける大学

1 学校法人大東文化学園事業計画（一九八三年度）

学内通達第一五号―二

昭和五八年三月三十一日

各位

学校法人 大東文化学園

理事長 鈴木則幸

昭和五八年度事業計画について（通達）

標記の件について、昭和五八年三月三〇日開催の理事会において下記のとおり承認されましたので通達します。

昭和五八年度事業計画

一九八三・三

〔Ⅰ〕 昭和五八年度事業計画の概要

昭和五八年度は、学園長期事業計画の実施第三年次で、特に東松山キャンパス開発事業の実施初年度にあた

り、この事業との関連において準備してきた新学部（国際政治経済学部―国際政治学科・国際経済学科）設置認可申請（七月三十一日文部大臣宛関係書類提出）の年でもある。

東松山キャンパス開発事業については、用地買収の遅れに伴い、開発行為許可などの諸手続が少しずれ込んできてはいるが、新学部設置認可申請には支障はないと思われる。

本年度は、開発区域内土地造成工事等開発関係工事の実施、講義棟・図書館など第一期工事関係施設の実施設計、建築確認申請手続が実施されることとなる。

また、本年九月二〇日は、本学園創立六〇周年記念日を迎え、これを軸に一連の記念事業と関連行事の企画が数多く予定されており、既に前年度から実施、継続されているものもある。

なお、長期事業計画の関連において大東医学技術専門学校の拡充計画（柔道整復科の昼間部三年制への移行、同実習施設としての施術所の設置、これに伴う同専門学校附属診療所の設置など）の策定及びこれに必要な施設等の建設工事の実施計画、大東文化大学第一高等学校の移転、校地拡張、校舎・体育館など施設の建設等計画の

企画・立案を積極的にとり進めなければならない。

その他、板橋・東松山両キャンパス既設の建物等施設の改善及びこれに関連して生ずる当面の諸問題については、昭和五五年度以降それぞれ当該年度の事業計画として実施し、今までのものについてはほぼ予定通り完了してきた。本年度においても財政の許す限り、ひきつづき両キャンパスの環境整備に必要な事業について企画・立案した。

学園長期事業計画は、その中でものべられているように、この学園が設置する学校（園）の教育面・研究面の質的充実を一層高めようという趣旨のもとに企画・立案されたものであり、同計画の実施にあたっては社会的客観状況や学園の財政状況などの係わりにおいて、最も適当な時期を選定したものである。

従って、各年度に計画された事業は、それぞれの年度に確実に実施されなければ種々支障をきたすこともあり得るので、今後更に緻密な計画のもとに慎重に対処していかなければならない。ちなみに、我が国に於ける一八才人口の推移は、今後増加を続けてゆき、国の「高等教育の計画的整備について」の計画完了年度である昭和六一年度には一八六万人となり、その後もなお増え続けて、

昭和六七年度に二〇六万人でピークとなる。その後は激減し、昭和七五年度以降一五〇万人台でほぼ横ばい状態となる。

このような状況との係わりで、学園長期事業計画をみると、この計画完了の昭和六五年度は、国の一八才人口のピークである昭和六七年度の二年前であり、ほぼ人口増加と歩調を合せてこの計画が進行してゆくこととなり、財政的見地等からみても安全性が保てると考えられる。

しかし、この時期がずれることになる、特に新学部の新学生の入学状況に影響することが予想されるので必ずしも楽観は許されない。

なお、昭和五八年度においては、これら事業の実施と将来の財政基盤の確立の上からも、設置する各学校（園）の教育計画・研究計画の樹立、特に大学の長期教育研究計画（高等学校・幼稚園の実質的附属化への対策をも含めて）の策定と高等学校の移転問題を基盤とした抜本的改革についての企画・立案並びに大東文化会館・孺恋セミナーハウスなど関連事業の健全な経営計画を企て、早急に管理運営面における改善がなされるための方策を講じなければならぬ。

〔Ⅱ〕昭和五八年度事業計画の内容

1. 学園長期事業計画関連事業

―前年度における取組み―

前年度における学園長期事業計画関連事業は、学生定員増申請事業、新学部設置準備事業、東松山キャンパス開発事業、創立六〇周年記念事業を中心に取組がなされた。

① 学生定員増申請事業

学生定員増申請事業は、六月三〇日文科大臣宛五八〇名増の申請を行い、協議の過程で教育学科（五〇名増）、法律学科（一〇〇名増）の申請取下げを行ったが、昭和五八年一月一七日付三学部六学科について四三〇名増の認可を受けた。

② 新学部設置準備事業

新学部設置準備事業については、理事会サイドに学長を委員長とする設置準備委員会が設置され、国際政治学部門、国際経済学部門、一般教育・語学部門の三小委員会に分かれて、カリキュラム編成、教員人事計画、図書購入計画など積極的に取組が開始された。

③ 東松山キャンパス開発事業

東松山キャンパス開発事業については、用地買収と

の関連において若干の遅れが生じているもの、都市計画法に基づく開発行為許可手続きについては、八月三〇日埼玉県各行政当局と積極的に協議を押し進め、昭和五八年二月県運用調整会議を経て、事前審査申請が許可となり、三月末東松山市長を経由して埼玉県知事宛本申請書を提出した。また開発行為許可申請と平行して行われる農地法に基づく農地転用許可申請については、懸案となっていた事前審査申請に当る文部省と農林水産省との協議が整い、ほぼ一カ年を費して昭和五八年二月埼玉県知事より「大学等の新增設用地の選定に関する伺書について（回答）」として農地転用事前許可通知を受理したことにより、本年四月早々に本申請を行う。なお、この事との関連において、新学部設置について文部省担当部局と協議がなされ、その概要について基本的了解を得られたことは、本年七月末の新学部設置認可申請にとつて大きな前進の条件となった。

用地買収については、年度後半より終盤にかけて国土利用計画法に基づく土地に関する権利の移転等の届出、租税特別措置法施行規則に基づく免税措置申請等を精力的に行い、地権者との折衝も難航を極めたが一

部未買収部分を次年度に持ち越したものの、開発対象区域の修正を最小限度に押えて開発行為許可申請にこぎつけることが出来た。

④ 創立六〇周年記念事業

創立六〇周年記念事業については、理事会においての事業の概要が決定し、事業実施のための委員会が組織されて、専従の事務局が発足したことにより、積極的な取組がなされた。なかでも記念募金事業については、東松山キャンパスに建設予定の新図書館建設をその対象事業に指定し、寄付免税の措置も整い、昭和五七年度より三年間で総額七億円の募金を行うこととして積極的な活動が開始された。その他中国語大辞典編纂も順調な進捗をみせ、各種記念事業、行事等についても各担当委員会において実施の企画・立案が活発に進められた。

以上のほか、大東医学技術専門学校の拡充計画についても検討が進められた。

このように昭和五七年度において、学園長期事業計画関連事業は、一部の事業に若干のずれ込みはあるものの、全体的には順調に遂行されてきており、本年度に予定されている諸事業の基盤作りが着々と実行され

てきたといえる。

—本年度における取組—

昭和五八年度における学園長期事業計画関連事業は前年度までの取組を受け継いで年次計画に基づき確実に実行されなければならない。

以下諸事業について記述するが、昭和五八年度は、学園長期事業計画期間中最も重要な事業年度となるので、一層整然とした状況判断のもとに財政との関連において適確な執行体制をとりうるよう心掛ける必要がある。

① 新学部設置認可申請事業

イ. 設置学部・学科（入学定員）

国際政治経済学部 国際政治学科一五〇名

国際経済学科二〇〇名

ロ. 開設年月日

昭和六〇年四月一日

ハ. 設置場所

東松山キャンパス（一～四年次）

ニ. 申請年月日

昭和五八年七月三十一日 設置認可申請書

寄附行為変更認可申請書

第二次提出書類

昭和五九年六月三〇日 職員の採用計画

教員の履歴、業績等個人調書、設備（図書を含む）の概要を記した書類、申請年度の決算に基づく寄附行為変更認可申請書総括表。

前年度における新設学部についての取組の成果をもとに、逐次書類を作成のうえ年度当初より文部省担当部局との折衝を積極的に推進する必要がある。

新学部設置準備委員会において作業を進めているカリキュラム編成、教員組織計画、図書購入計画については、遅くとも四月末を目途に完了するよう取組を進めるが、資金計画については決算との関連を、また校地・校舎等施設・設備計画については開発行為認可との関連を考慮し、それぞれ早期に措置出来るよう努める。

申請書類については、遅くとも六月末までに作成を終え、以降七月末日の提出時までの間は若干の修正、差し換え程度にとどめる。

このため、七月末日申請書提出までの詳細スケジュールを作成し、関連部署の職員からなるプロジェクト・チームを編成し、進行状況を常時チェックし、臨機に連絡・調整を図りうる体制を敷くこととする。

⑥ 東松山キャンパス開発事業

用地買収との関連において、開発対象区域が若干縮小修正されることとなるが、基本的な土地利用計画、建物配置計画には影響を及ぼさなかった。

開発行為許可申請、農地転用許可申請については、ともに六月末許可を見込んでいる。また、これらと平行して開発行為許可までに文化財保護条例による現状変更許可申請、緑の協定締結、県道拡巾等に関する道路法に基づく申請、汚水放流水路改修着工申請等をクリヤーしておかなければならない。

開発行為認可を受けて開始される土地造成等開発工事は、自然公園条例に基づく土地形状変更届出、工作物新築届出の許可を待って着工となるため、七月末もしくは八月初旬となろう。開発関係工事の内容は概ね次の通りである。

仮設・準備工事、防災・防護工事、造成工事、雨水排水工事、調整池工事、屋外施設工事、汚水排水処理施設工事、屋外設備工事、場外河川水路改修工事、場外汚水排水工事、共同溝設置工事、道路工事等。

又、これに伴い長年の懸案であった南新井沼浚渫

問題も開発関係工事との関連において実施されることとなるため、この問題にかかる地元住民とのトラブルもこのこととの係わりにおいて解決することとなる。

これら一連の開発工事は、二期に分かれ第一期工事には約一カ年の期間を要するので、第一期工事は昭和五九年八月を予定しているが、工事半ば（昭和五九年一月頃）において都市計画法に基づく建築制限解除申請を行い、かつ建築確認申請を行うことにより、第一期開発関係工事完了を待たず建築関係工事に着手することが可能となるため、昭和五九年度当初（四月）より建築工事が開始されることとなる。従って、学内的には昭和五九年二月に予定している建築確認申請に間に合わせるため、昭和五八年一二月末までに各種建設委員会において建物の詳細設計についてさらに細かな検討を行っておく必要がある、これを受けて第一期工事関係施設である講義棟（五〇〇〇㎡一棟、四〇〇〇㎡一棟）、図書館、研究棟などの実施設計を委託することとなる。

なお、建築工事着工までに、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法に基づく諸届出を行い許

可を得ておく必要がある。

◎ 創立六〇周年記念事業

本年度は、本学園創立六〇周年記念年度に当るが、六〇周年記念事業として位置づけられた学園長期事業計画との関連及び我が国高等教育界が大きな転換期にさしかかってきていることなど、単なる記念年度を迎えたとする以上の意義があるのであり、これら記念事業は本学将来の飛躍的發展の契機となるにふさわしいものとしなければならない。

理事会において決定されている諸記念事業のうち、東松山キャンパス開発事業、新学部設置事業及びすでに実施済の既設学部の定員増、各種基金の設置等を除き、本年度において実施する記念事業の内容は次の通りである。

イ. 創立六〇周年記念式典（祝賀会、功労者・永年勤続者表彰、記念講演を含む）

ロ. 創立六〇周年記念募金事業―前年度より継続―
（記念図書館建設資金の募金、募金予定総額七億円、募集期間 昭和五七～五九年度、本年度目標額四億円）

ハ. 創立六〇周年記念出版事業

- ① 中国語大辞典の編纂―前年度より継続―（昭和六〇年三月出版予定）
- ② 学術研究誌『EX ORIENTE』の復刊
- ③ 小冊子「学園の六〇年をふりかえって」の発行

- ④ 東洋学における卒業生の業績出版及び中国学論集（仮称）の出版

二、創立六〇周年記念行事

- ① 中国書道展開催（会期…昭和五八年八月四日～八月二四日 場所…中華人民共和国、北京、上海）

- ② 学生対象記念講演（昭和五八年度大東祭期間中に実施）

- ③ 板橋・東松山キャンパス間メモリアル・ウォーキング・ラリー（五〇km）

- ④ 応援歌の制作（学生・教職員・校友からの応募形式による）

以上のうち、特に六〇周年記念図書館建設のための七億円募金事業については、同窓・父兄を含めた全学の協力体制の一層の強化を図らなければならぬ。そのために六〇周年記念事

業の意義と募金の趣旨をさらに学の内外に浸透させ、理解を得るための広範かつ整然とした広報活動を展開してゆく必要がある。

また、その他の記念事業、記念行事の実施については、各事業間の整合化を図ることにより、相乗的効果を發揮出来るよう全体としてまとまりのある構成を心掛け、父兄・同窓を含めた全構成員の母校愛と連帯感とを喚起し、かつ社会に対して現在の本学の力量を十分に示しうるものとなるよう努める必要がある。

④ 大東医学技術専門学校（医専）の拡充計画

医専の拡充計画については、全国柔道整復師学校協会の三年制移行に関する協議の結論を待つて、その具体的計画を策定する必要があるが、いづれにしても以下の内容について検討を進めることとする。

- ① 柔道整復科の昼間部移行 昭和五九年四月開設
- ② 柔道整復科の三年制移行

学生収容定員 現行一二〇名 移行完了時（昭和六一年度）一八〇名

- ③ 施術所・診療所の設置 昭和六〇年四月開設
- ④ 施設（施術所・診療所を含む）の増築（四〇〇

○㎡規模の校舎の建設）昭和六〇年三月完成予定
⑤ 臨床検査科・柔道整復科の教育設備の充実

これらの計画は、学園長期事業計画、長期財政計画に組み込まれ、年次計画として実施されてゆくこととなるが、実施初年度に当る本年度においては、柔道整復科の昼間部移行と三年制移行が確定した場合は同制度移行のための東京都知事宛学則変更承認申請、厚生大臣宛養成施設指定内容の変更承認申請（東京都知事経由）を本年六月末までに行う。また、施術所設置についての区保健所への届出、診療所設置についての東京都知事宛認可申請を行うとともに新校舎建設のための基礎調査、実施設計依託、建築確認申請を行うこととする。

但し、新課程開設予定の昭和五九年四月の時点までに新校舎建設は完了しないため、既存施設（総建物面積は設置基準を上廻る）の室別利用区分を変更し、基準との関連において一二教室を確保するなど設置基準を満たした内容のものとしておく必要がある。

⑤ 大東文化大学第一高等学校の将来計画と板橋キャンパスの総合整備計画の策定

第一高等学校の実質的附属化については、既に前年度より大学・高等学校間において取組が開始されている。このことは、本学建学の精神を体した高等学校、大学七年間の一貫教育の実現が本旨であり、そのためには高等学校の教育の質的充実・向上が前提条件となろう。単なる進学校指向を目指すのではなく、一貫教育の理想を実現しようとするのであれば、少なくとも知育、徳育、体育のバランスのとれた教育がなされなければならない、そのためには高等学校の教育環境条件の整備が一つの絶対的条件となる。

次の表は第一高等学校の施設の現状と設置基準との対比である。

東京都の場合
定員一、〇五〇名（二学級）

校舎	校地	基準	現状	差異
九、四五〇㎡	校地二、〇〇〇㎡ 運動場一〇、五〇〇㎡	校地五、〇〇〇㎡ (うち運動場二、一八九㎡)	二六、四九六㎡ 不足	五、〇四九㎡ 不足

埼玉県の場合

定員一、〇五〇名(二一学級)

基準		現 状	差 異
校地	校地三、七六〇㎡ 運動場一八、一五〇㎡	校地五、〇〇四㎡ (うち運動場) 二、一八九㎡	三六、九〇六㎡ 不足
校舎	六、三〇〇㎡	四、四〇一㎡	一、八九九㎡ 不足

かくの如く、現状は極めて劣悪な教育環境にあるのであり、この改善を早期に図るとすれば現校地の地理的条件を考え合せれば、他処に理想的キャンパスを求めて全学移転することを計画せざるを得ない。

このように第一高等学校の実質的附属化の問題は、究極的には同校の全学移転計画に結びつかざるを得ない性格を有している。

全学移転を考える場合、現時点で東京都内に設置基準を上まわる広さの校地を求めることは不可能であり、従って隣接した県内にそれを求めることとなるので、形式的には現在設置している高等学校を廃止し、改めて高等学校の設置認可申請手続が必要となる。また、高等学校入学適齢期である一五才人口は、昭和六四年度の二〇〇万人台をピークにその後減少に転ずることとなるため、全学移転の意思決定

については早急に明確にする必要がある。

このため、第一高等学校実質附属化問題とのからみにおいて積極的に同校の抜本的改革案を企画・立案しうるよう学内において組織的な審議・検討がなされなければならない、そのためにはも移転用地の選定、確保について積極的に調査・検討を行う。

また、このこととの係わりにおいて、一号館校舎の取りこわしを含め、板橋キャンパスの総合的整備計画の策定をも併せ行うこととする。

2. その他の事業

(a) 前年度までの取組

昭和五五年度において問題提起がなされた板橋・東松山両キャンパス当面の諸問題及び懸案となされてきた諸問題については、その後の積極的な取組によって、ほぼ前年度までに実行された。

つまり、東松山キャンパスにあつては、数年来の懸案事項とされてきた宮鼻グラウンド用地の開発工事が完了し、昨年末に正式に学校用地として組み込まれたほか、県道横断歩道橋の建設に着手し、シャワー棟の建設についても実現をみた。また板橋キャンパスにあつては、大学・第一高等学

校それぞれの部室改築工事が完了したほか、自転車置場の整備工事も実施された。

このことにより、本年度に繰り越された過年度分事業としては、東松山キャンパスにおいては、四号館前中庭を含む環境整備事業と校舎等既存諸施設の内外装補修工事の一部を残すのみとなり、板橋キャンパスにおいては、正門脇中庭の植栽工事と第一高等学校の冷房設備設置工事を繰り越すこととなった。

⑥ 昭和五八年度その他の事業

長期財政計画との係わりにおいて、新規に企画される事業については充分に内容を検討のうえ、必要最小限度の規模に押えなければならない。当面施設・設備に関する事業は、次に掲げる事業のほかは経常予算の範囲内で年次計画にもとづき執行することとする。

イ. 東松山キャンパス

四号館前中庭を含むキャンパスの環境整備事業については、昨年一〇月の台風被害個所の復旧工事との関連で、県道南側キャンパス中心部（四号館前中庭より図書館周辺以东の部分）の

方面改修等整備工事を実施することにより解決を図るほか、配管等の保守管理合理化のため共同溝設置工事を同時に行うこととする。また既存校舎等の内外装補修工事については、一号館・管理棟の改装をもって完了とする。

宮鼻グラウンド用地については、プレハブ二棟の移設により、更衣室、用具保管庫等の機能が確保された。本年度においては水道敷設、簡易トイレ、足洗場の設置を行い、陸上競技用走路、各種コート等設備については正課体育、課外体育における利用を中心に教職員の福利施設としての利用、近接住民への解放を含め、同施設の積極的利用を促進する内容の利用計画に基づき、必要最低限の整備を施す。

ロ. 板橋キャンパス

本年度新たに外国語学部付置の大東文化大学語学教育研究所が設置され、世界における主要な言語及び言語教育の科学的な調査・研究を行い、言語研究の進歩、言語教育の向上への寄与、及び研究成果の社会への還元を目的として設置初年度の研究活動が開始される。

また、設置一〇周年を迎える法学部にあつては、各種記念行事を企画しており、一〇月一日「法の日」に一〇周年記念祝賀会を開催するほか、記念論文集の刊行、記念植樹等の行事を取り行うこととしている。

他に教育・研究活動の行事として国際部において中華人民共和国から学生を招き、国際交流大学セミナーを開催する。

施設・設備面では、前年度より繰り越された正門脇及び中庭の植栽工事を実施することにより、キャンパスの整備美化を図るほか、第一高等学校普通教室等の冷房設備設置工事を実施する。このほか、学生への情報伝達の徹底を図るため、大学掲示板・学生用掲示板の設置工事を行う。

ハ・ 婦恋セミナーハウス、大東文化会館

婦恋セミナーハウス、大東文化会館については、その利用の実態について分析、検討を加え、早期に抜本的な経営計画を策定し直す必要がある。例えば、大学及び各学校（園）の教育計画と密接に連動させた利用計画を検討するなど、

福利厚生施設としての利用目的をより明確にし、その方向に沿って諸施設設備並びに管理運営の改善を積極的に押し進めてゆかなければならない。

従つて、本年度においては、両施設とも現状維持程度にとどめ、新たな事業は予定せず、抜本的な経営計画の策定を急務とする。

あとがき

学園長期事業計画策定時において、具体的な事業内容が確定しておらず、検討事項とされてきていた板橋キャンパス整備計画、第一高等学校将来計画、医学技術専門学校拡充計画等が徐々に具体化の方向にむいてきたことにより、学園長期事業計画の全体像もまた明確になりつつある。

しかし、現時点における学園長期事業計画は、あくまでも施設・設備に関する拡充計画が主体をなしており、従つて昭和五八年度事業計画もまた主として施設・設備に関する事業計画の域を出るものではない。

本来、学園長期事業計画の基盤は、教育研究の質的充実計画によつて支えられなければならないものであり、

2		1	No
		区分	事業
		事業名	
新学部用図書購入計画		新学部設置認可申請 寄付行為変更認可申請	
全体計画 図書二学科×一〇、〇〇〇冊、一般教育・外国語五、〇〇〇冊、学術雑誌二五〇種 五八年度 図書 一二、五〇〇冊 学術雑誌 一二五種 五九年度 図書 一二、五〇〇冊 学術雑誌 一二五種		新学部（国際政治経済学部―国際政治学科一五〇名、国際経済学科二〇〇名）の設置認可申請及び設置に伴う寄附行為変更認可申請 （昭和五八年七月三二日申請、昭和六〇年四月一日開設予定）	
五〇、〇〇〇、〇〇〇			八、三二五、〇〇〇

昭和五八年度事業一覧

(単位:円)

そのことによってこそ学校法人の長期事業計画として成立しうるものと考ええる。

長期財政計画をより明確にし、学園将来の財政基盤の安定化を図ってゆくうえからも、大学を含む各学校（園）の長期教育計画・研究計画を早期に策定する必要がある。

一方、昭和五八年度事業計画（案）は、長期事業計画関連事業の確実な実行を第一義としたため、財政との関連において既存施設・設備の改修等現教育環境の改善について一部見送らざるを得なかったが、本来教育研究活動は瞬時たりとも休止することはできないのであり、長期事業計画優先の姿勢が、現時点における教育研究活動

を無視または否定するものであつてはならないことは当然のことである。

長期教育計画・研究計画の策定により、学園長期事業計画がより完成の度合いを高め、そのことにより長期財政計画の見通しが定まってくることによって緻密な年次計画に基づき、既存の諸施設・設備の改修計画を策定することが可能となるので、次年度以降財政計画との対応において着実に実施してゆくこととしたい。

昭和五八年度事業計画を各事業別に概算予算を付して別表とし添付した。

8	7	6	5	4	3

長期事業計画関連事業

発行行為許可申請関連事業	埋蔵文化財調査、電波障害調査、その他個別申請、給水加入金、事業認可取得コンサル費	六六、三〇〇、〇〇〇
発行行為工事（第一期）	仮設・準備工事、防災・防護工事、造成工事、道路工事、雨水排水工事、調整池工事、雨水放流河川改修工事、汚水放流河川改修工事、汚水排水処理施設工事、屋外設備工事、共同溝設置工事、設備盛替、開発行為工事、設計監理	二、八四八、〇〇〇、〇〇〇
建築工事設計委託	南新井沼潁溪工事 校舎棟（No.2、No.3）、図書館、研究棟、守衛棟、エネルギー棟、外構、造園緑化、屋外施設的设计委託	八三、〇〇〇、〇〇〇
創立六〇周年記念式典	昭和五十八年九月二〇日、学外会場にて実施予定 功労者・永年勤続者表彰、学術記念講演、祝賀パーティ等を行う。 中国語大辞典の編纂 総頁 二、八〇〇、〇〇〇頁 総費用 一億三千万円 昭和六〇年三月出版予定	三〇、〇〇〇、〇〇〇 三九、一四一、〇〇〇
創立六〇周年記念出版事業	学術雑誌“EX ORIENTE”復刊 大正一四年大東文化協会より発刊された“EX ORIENTE”の復刊を行う。昭和五十八年九月二〇日刊行予定 小冊子「学園の六〇年をふりかえって」 六〇周年記念誌として五〇頁程度の写真を中心とした小冊子の編集 (1)東洋学における卒業生の業績出版 (2)六〇周年記念中国学論集（仮称）の出版	二、二八八、〇〇〇 六、三四六、〇〇〇 四、八一五、〇〇〇
創立六〇周年記念行事	中国書道展 名称 大東文化大学書道展 開催地 中華人民共和国（北京、上海） 会期 昭和五十八年八月四日～八月二四日 規模 書道教員、卒業生、在学生作品約一〇〇点 学生対象記念講演 昭和五十八年度大東祭期間中に実施 五〇kmメモリアル・ウォーキング・ラリー 板橋、東松山両キャンパス間五〇km歩行 応援歌の制作 教職員、校友、学生等からの応募形式	一三、六八〇、〇〇〇 七五七、〇〇〇 六、三六〇、〇〇〇 三、六九〇、〇〇〇

XI 変化し続ける大学

17	16	15	14	13	12	11	10	9
その他の事業					長期事業計画関連事業			
板橋キャンパス正門周辺・中庭の造園植栽工事	掲示板的設置（板橋キャンパス）	国際交流大学セミナー	法学部設置一〇周年記念行事	大東文化大学語学教育研究所の設置	第一高等学校の移転用地の調査、取得	大東医学技術専門学校拡充計画に基づく増設校舎の実設計委託	大東医学技術専門学校柔道整復科教育課程の充実計画に基づく学則等変更承認申請	創立六〇周年記念募金事業
正門の周辺及び中庭を造園緑化し、空地部分に植栽を施してキャンパスの美化を図る。	学生用掲示板が老朽化してきているため、同場所に掲示板を新設し、学生の自治及び課外活動の活性化を図る。	中華人民共和国から本学に学生を招き、セミナーを開催する。日本国際教育協会から開催経費の助成（学生の渡航費、滞在費の一部）がある予定。 二号館東側に学務局及び体育センターの掲示板を設置し、学生への情報伝達の徹底を図る。	記念祝賀会（一〇月一日の日） 記念論文集刊行 記念植樹	世界における主要な言語及び言語教育の科学的な調査研究を行い、言語教育の向上への寄与及び研究成果の社会への還元を目的とする。外国語学部設置	埼玉県内（可能な限り首都圏寄り）に、基準を満たしうる規模の高等学校移転用地を確保するための調査を行い、条件を満たす物件が整った場合は、理事会承認を経る。	柔道整復科の三年制昼間部移行と施術所・診療所設置に伴う校舎の建設 規 模 四F 四〇〇〇㎡ 設 計 昭和五十八年度 施 工 昭和五十九年度 完成予定 昭和六〇年三月	昭和五十八年九月三〇日迄 施術所、診療所設置に伴う届出・認可申請 柔道整復科の三年制・昼間部移行と施術所・診療所設置に伴う申請 学則変更承認申請 東京都知事宛 養成施設指定内容変更承認申請 東京都知事經由厚生大臣宛	記念図書館建設資金の募金 一口三万円、募金予定額七億円 募金期間 昭和五十七年～五十九年度（三年間） （五十七年度一億円、五十八年度四億円、五十九年度一億円）
九、五〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一六、九二一、〇〇〇	補正予算により措置する。	計画確定次第補正予算により措置する。	計画確定次第補正予算により措置する。	一一一、一〇六、〇〇〇

22	21	20	19	18
その他の事業				
補修工事 第一高等学校の冷房設備投 入工事 第一高等学校の冷房設備投 入工事 第一高等学校の冷房設備投 入工事	宮鼻総合グラウンドの整備 工事 宮鼻総合グラウンドの整備 工事 宮鼻総合グラウンドの整備 工事	東松山キャンパス中庭等総 合整備工事（共同溝設置 工事を含む） 東松山キャンパス中庭等総 合整備工事（共同溝設置 工事を含む） 東松山キャンパス中庭等総 合整備工事（共同溝設置 工事を含む）	校舎等建物の内外塗装・防 水補修工事（東松山キャン パス） 校舎等建物の内外塗装・防 水補修工事（東松山キャン パス） 校舎等建物の内外塗装・防 水補修工事（東松山キャン パス）	本年度は、一号館校舎、管理棟について実施し、一連の建物補修工事を終了させる。
排水管敷設工事、新水源確保工事、消火栓設置、貯水槽工事、テニス・コートの 整備等。	普通教室二二室を含めた冷房設備設置を行い、第一高等学校全体の冷房設備設置計 画を完了させる。	水道を敷設し、簡易トイレ、足洗場等を設置する。又、利用状況と合せグラウンド・ コート等最小限の整備を施す。	四号館前中庭、図書館周辺法面、図書館西側中庭を中心とした造成・造園総合整備 工事。 同時に共同溝設置工事、配管敷設工事を行う。（管理棟より一号館校舎まで）	七四、〇〇〇、〇〇〇
七、五〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	グラウンド・コート等の 整備費については、利用 計画策定との関連におい て補正予算により措置する。	五、〇〇〇、〇〇〇 一三〇、〇〇〇、〇〇〇	

『大東文化大学報』第七三号増刊、昭和五八年四月一五日

2 「学校法人大東文化学園基本構想」(一九九九年(抜粋))

大東文化学園基本構想(答申)

平成十一年四月

学校法人 大東文化学園学園基本構想検討特別諮問委員
会

はじめに

I 学園の現状と課題

II 改革のための基本的考え方

III 学園のあるべき方向

IV 大学のあるべき方向

1 学部

(1) 基本的方向

(2) 量的整備の方向

(3) 質的整備の方向

2 大学院改革の方向

(1) 量的整備の方向

- 3 質的整備の方向
 - (2) 研究機構の整備の方向
 - 3 研究機構の整備の方向
 - (1) 大学付置研究所及び学部付置研究所の抜本的再検討
 - (2) 研究費予算の重点配分と研究成果に対する評価体制
 - (3) 研究成果のデータ・ベース化と情報の発信
 - (4) 研究機能の活性化に関する諸方策
 - 4 国際交流拡充の方向性
 - (1) 学術研究交流
 - (2) 教員交流
 - (3) 国際交流拡充に伴う施設等の整備について
 - (4) 高度情報化への対応
 - 5 高度情報化への対応
 - (1) 短期的政策
 - (2) 中長期政策
 - (3) 情報化への投資方針
 - (4) 目指すべき目標
 - 6 生涯学習への展開
 - (1) 大学としての生涯学習社会への対応
 - (2) エクステンション・センターの将来的方向
 - 7 課外活動を含む学生生活の活性化と支援策
-
- 3 大学の管理運営機構
 - (7) その他
 - (6) リスク管理について
 - (5) 常設の全学的審議組織の設置
 - (4) 常務会
 - (3) 常務審議会
 - (2) 評議員会
 - (1) 理事会
 - 2 法人の管理運営機構
 - 1 環境即応性の強化と社会的責任の遂行
 - VI 管理運営機構の改革の方向
 - 3 医学技術専門学校
 - 2 青桐幼稚園
 - 1 第一高等学校
 - V 大学以外の設置校の改革について
 - (2) 就職支援体制の改革の方向
 - (1) 社会の変化と就職支援体制の改革の必要性
 - 8 就職支援体制の確立と改革
 - (3) コミュニティーとしての一体感の醸成の方途
 - (2) 学生等の健康管理について
 - (1) キャンパスにおける学生生活の拠点化について

- (1) 学長
- (2) 大学評議会・学部長会議
- (3) 学部長・学部教授会
- (4) その他
- 4 事務組織
- Ⅶ キャンパス計画
- 1 大学キャンパス計画
 - (1) 大学等設置校の校地・校舎の現状
 - (2) 大学キャンパスの将来的方向
- 2 大学以外の設置校のキャンパス計画
 - (1) 第一高校キャンパス
 - (2) 青桐幼稚園キャンパス
 - (3) 医学技術専門学校キャンパス
- 3 校外施設
 - (1) 孺恋セミナーハウス
 - (2) 菅平セミナーハウス
 - (3) 川越校地
- Ⅷ 財政の将来的方向
- 1 学園の財政の現状
 - (1) 財政の状況
 - (2) 経常的収支の状況

- 2 基本構想と財政計画
 - (1) 基本構想に掲げた諸事業と事業資金規模
 - (2) 経常的収支の将来的方向
- あとがき
- 審議記録
- はじめに

本学園の将来に向けての基本構想策定の作業は、平成八年十一月開催の学園理事会決議により設置された本「学園基本構想検討特別諮問委員会」において平成九年初頭より検討を開始し、ほぼ一年間の検討を経て、平成一〇年一月理事長宛中間報告を行った。

当該中間報告は、学内討議に付され、多数の意見が寄せられた。その後、中間報告に対する意見の集約と、臨定の収束に係る学部改組、新設学部の検討及び板橋キャンパス整備計画推進委員会における審議の進捗等との関係で、平成一〇年七月段階での最終答申の予定が大幅に遅れることとなった。

この間、大学審議会における「二一世紀の大学像と今後の改革方策について」が答申され、また、大学においては、自己点検・評価の作業が進捗するなど、将来に向

けて解決すべき課題が一層明確になってきた。

一方、平成一一年度入試の結果として、志願者の減少が更に加速するなど、学園の危機的状況は、その深刻の度合いを増してきている。

これらの経過を踏まえつつ、早急に改善すべき喫緊事を含め、臨定の収束する平成一六年度以降までを視野に入れて本学園の在るべき方向が指し示されなければならないが、特に本学においては、基本構想中間報告に対し、学部・学科の改組転換を含め、現状の改革について多くの建設的な意見が開示されており、また、自己点検・評価の作業の中からも「大学の現状と課題」についてすでに成果物としてその取りまとめがなされ、さらにそれを踏まえて分析と評価の作業が進捗している。

したがって、本基本構想の取りまとめにあたっては、学園としてなすべき管理運営上または経営上の観点から、大学をはじめとする各付設校の将来的フレーム・ワークとそれに必要な施設・設備計画及び財政計画のあるべき方向を中心に取りまとめることとし、教育・研究の質の充実等いわゆるソフトに関する部分については、必要最低限の提言にとどめ、大学をはじめとする各付設校の自主的、自律的取り組みにゆだねることとした。

以上の観点に立つて、ここに学園基本構想について、取りまとめたので答申する。

I 学園の現状と課題

一八才人口のさらなる減少と近未来における大学全人時代の到来が予測されているが、平成十一年度の本学学部入試において、その傾向が如実に現われることとなった。志願者数は、前年比八〇・七％、最盛時の三三・六％にまで落ち込み、学科によっては定員割れの恐れさえ生じてきている。

本学が社会に対して明確なメッセージを発していないという評価と、本学の教育が学生の期待に答え得ていないのではないという評価は、すでに種々の調査等によって明らかにされつつあると考えざるをえない。

平成三年の設置基準の大綱化以降、全学あげて取り組んできた教養課程の改組を含むカリキュラム改革が、所期の成果を必ずしもあげ得ていないと考えられる原因が奈辺にあったかについても緊急に検証されなければならない。

臨定の収束と学部・学科の改組、転換及び新学部の設置等大学の将来的規模に関する計画と、板橋、東松山両

キャンパスを中心とした施設・設備の整備計画についても早急な対応がなされなければならない。

また、大学以外の付設校にあっても、近時志願者の減少が続く、その収支構造がさらに悪化してきており、大学における臨時的定員の収束による収支構造の悪化の予測と相俟って、学園の経営体質の脆弱化も極めて重い課題となっている。

一方、法人を含めた意思決定機関及び各種委員会の審議が、いたずらに時間を費やすのみでさしたる成果をあげ得ていないなど、学園全体の意思形成についても、社会の変化に臨機に対応しうる環境即応性が欠如していると判断せざるをえない。

これら学園全体を覆っている閉塞状況を早期に打開しないかぎり、本学園の存続すら危ぶまれる状況に立ち至りかねない。

幸い、大学を中心として、学園を構成する全ての者の中に危機意識が醸成されつつあり、かつ、自己点検・評価の作業が進捗するなど、本学園が潜在的に有している機能を十全に発揮しうる教育研究体制を早急に作り出す気運が盛り上がりつつある。

全学園のコンセンサスを得つつ、全構成員の総力をあ

げて、改革への歩を着実に進めていかなければならない。

Ⅱ 改革のための基本的考え方

改革に向けた将来構想の策定にあたって最も重要な点は、本学園の建学の精神及び存立の理念・目的を明確にし、学園の全構成員がそれを共有することである。各設置校及び学部等各部局においても同様のことがいえる。

本学園創立以来現在に至るまでの経過の中で、学園創立時の建学の精神、理念・目的及び現在に至るまでの間の各設置校及び学部等組織の増設時におけるそれぞれの設立の理念・目的は、歴史的事実として存在する。これら建学の精神等と教育・研究の現状との比較検証については、大学の自己点検・評価の作業の中でも詳しく行われてきた。

しかし、これからの私学は、歴史的経過の中で培われてきた建学の精神等を原則的に尊重し、継承しつつも、必ずしもそれに把われることなく、他の大学、学部等との差異化を企図して新たな理念、新たな目的を模索する必要がある。重要なことは、それらの建学の精神等について学園内における明確化と共有化が確実に行われることである。

そのためには、大学及び学部・学科並びに各設置校が社会に対して主張すべき特色が何であるのか、あるいは何にすべきなのかを学内外の環境条件の現状を踏まえ明確にし、共通の認識としなければならぬ。そのことによって、人材養成計画、カリキュラム、教員組織等人的整備計画、学生募集計画を始めとして、施設・設備、財政、事務組織等の諸計画が戦略的に編成されてくるのである、その結果として、本学在学生及び卒業生の本学に対する満足度を高めていくことが何よりも大切である。

そのために必要なことは、絶えず在学生及び卒業生の本学に対する評価を教育・研究の現場にフィードバックしつつ、そこから改善すべき方向を見出し、さらに満足度を高めていく方策を策定、実施していくといったサイクルを構築することである。このことは、学生による授業評価、第三者評価を含め、一連の自己点検・評価の作業の一環として行われなければならない。

学納金依存度の極めて高い本学園の収入構造から考えて、学園の将来的存続のための必須要件は、安定した入学者の確保による財政の健全化に尽きるものであり、そのためにも在学生及び卒業生の本学に対する満足度を高めていくことにより、新たな志願者層の掘り起こしと社会

的評価の向上に結び付けて行く方が模索されなければならない。また、これら一連の改革への取り組みとその成果は、明確かつ適切な情報として社会に対して発信されなければならない。そのためには広報活動を含めた情報発信のための組織体制が整備されなければならない。さらに改革のための基本的考え方の原点となるべき本学の建学の精神の確認とその理念・目的の現代的解釈について、全学の共通認識を得るため、自己点検・評価委員会の提言を受けて、早急に全学園規模の検討委員会を発足させることを提言する。

Ⅲ 学園のあるべき方向

本来、学園存立の大本であるべき理念・目的が明確化、共有化されないかぎり、学園及び学園の設置する学校の将来的在り方もまた定まらないことは論をまたない。しかし当面、本学園を取り巻く内外の諸環境の変化に対応し、学校法人としての社会的責任（アカウンタビリティ）を全うしていくためには、手をこまねいている時間的余裕はない。

学内において現在まで行われてきた建学の精神及び理念・目的に関する諸々の議論及び解釈の方向性から大ま

く逸脱することなく、学園の現在置かれている閉塞的状況を打開するための一つの道筋を指し示すことが必要である。

そのため、以下に学園基本構想中間報告、それに対して寄せられた学内意見及び自己点検・評価作業から導き出されてきつつある課題と評価等をふまえ、学園の設置する各学校の将来的なあるべき方向について提言する。

IV 大学のあるべき方向

1 学部

(1) 基本的方向

本学創立時の専門学校におけるカリキュラムは、東洋文化にその基盤を置きつつも、人文的教養の涵養がその目的であったのであり、その後現在に至るまでに設置されてきた学部・学科の専攻分野の傾向も職業的専門分野ではなく、学問的専門分野を中心に組み立てられてきている。いわゆるリベラルアーツと称される分野が、職業的専門分野に對置される学問的専門分野として考えられているとすれば、教育学、経営学等職業的専門分野とみなされる分野が存在するものの、本学の現状は、リベラルアーツ型大学の範疇にあると判

断してよからう。

そして、リベラルアーツの諸分野が、それぞれ明確なディシプリンを有する学問的専門分野（そもそも専門教育を内包するもの）であり、かつそれらが良識ある「市民」を養成するためのジェネラル・エジュケーションの基盤であるとするれば、リベラルアーツの分野を一般教養と専門とに区別すること自体意味をなさない。

したがって、本学をリベラルアーツ型大学として位置付けるとするならば、本学における教養教育は各学科の教育課程における教養教育と専門教育という縦の関係で把握のではなく、より広く隣接学問分野について学び得るよう既設学部・学科の横の関係として捉えていかなければならない。

したがって、本学の各部教育（学士課程教育）にあつては、現学部・学科のディシプリンを維持しつつ、その垣根を低くすることによって、学生の履修範囲の飛躍的拡大を図り、本学の目指す人間教育、言い換えれば「専門性のある教養人の育成」を実践していくべきではないだろうか。そして、教養教育の中に東洋の文化を必置のものとして取り入れていかなければならな

い。

その際、リベラルアーツ型大学として本学既存の五学部一三学科のディシプリンでカバーし得ない自然科学を含めた分野についての教育・研究組織の増設が考えられるべきであり、また、日本の教養概念である人文的教養の重要性に鑑み、本学の人文科学の学体系的を補填すべき新たな組織の設置を考えるべきである。前者については、医療、福祉あるいは環境といった現代的課題に対応する組織として考えられてもよいし、後者については、既設の学部・学科及び総合教育科目の再編統合と併せ考えられてもよい。

このように本学の学部教育（学士課程教育）は、リベラルアーツの諸学を中心に据えつつ、社会に開かれた大学としての使命を併せ果たしていくために、新たな組織として、保健医療、福祉、環境といった職業的専門分野の組織を、ジェネラル・エジュケーションをベースとしつつ可能な限り一体的に設置するという構成を想定すべきである。

（略）

3 「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム規程」二

〇一八年十二月一日

第一章 総則

（趣旨及び目的）

第一条 埼玉県内の東武東上線、西武池袋線及び西武新宿線の沿線地域（以下「プラットフォーム地域」という。）を中心に所在する大学及び短期大学、自治体、事業者等は、互いに連携・協力して、人口の減少、少子高齢化の進行、コミュニティの弱体化、地域の活力低下、産業・経済の後退など地域社会が抱える諸課題の解決に取り組み、地域の自立と持続的な発展のため、産学公民連携によるプラットフォームを組織する。

2 このプラットフォームは、プラットフォーム地域において、「多様な高等教育及びリカレント教育の展開」「人々が安心して、安全に、幸せに暮らせる地域づくりの推進」「若者の定住促進を図り、地域産業の振興と雇用の創出」などに資する活動を展開することにより、持続可能な地域社会の実現とその発展に寄与することを目的とする。

3 この規程は、第一項に定めるプラットフォームの組織、運営等に関し必要な事項について定める。

(名称及び所在地)

第二条 このプラットフォームは、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)と称する。

2 このプラットフォームの所在地は、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム運営協議会(以下「プラットフォーム運営協議会」という。)が定める場所に置く。

(事業)

第三条 このプラットフォームは、第一条第二項に掲げる目的を達成するため、必要な事業を行う。

第二章 会員

(組織)

第四条 このプラットフォームは、原則としてプラットフォーム地域に所在する大学及び短期大学、自治体、事業者等をもって組織する。

(プラットフォームの構成員)

第五条 このプラットフォームの構成員は、次の各号に

掲げる三種の会員(以下「プラットフォーム会員」という。)とする。

(1) 大学・短期大学会員

プラットフォーム地域を中心とした埼玉県内にキャンパスが在る大学及び短期大学で、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム協定書(以下「協定書」という。)に掲げる趣旨に賛同し、プラットフォーム運営協議会の承認を得て、連携に係る協定(以下「連携協定」という。)の締結に合意した大学及び短期大学

(2) 自治体会員

プラットフォーム地域を中心とした埼玉県内の自治体で、協定書に掲げる趣旨に賛同して、連携協定の締結に合意した市町村

(3) 事業者等会員

プラットフォーム地域を中心とした埼玉県内に事業所を有するか、又は主たる事務所を置く企業、団体・機関等で、協定書に掲げる趣旨に賛同して、連携協定の締結に合意した企業、団体・機関など

(オブザーバー会員)

第六条 前条の規定にかかわらず、このプラットフォー

ムは、プラットフォーラムの発展に貢献する活動を行う大学及び短期大学、自治体、事業者等について、オブザーバー会員として参加することを認める。

2 オブザーバー会員としての参加は、協定書に掲げる趣旨に賛同し、連携協定の締結に合意する意思のある者について、プラットフォーラム会員からの書面による推薦に基づき、プラットフォーラム運営協議会がそれを承認したときに認められる。

3 オブザーバー会員としてプラットフォーラムに参加が認められた大学及び短期大学、自治体、事業者等については、プラットフォーラムの構成員と見做す。

(任意の退会)

第七条 第五条各号に定めるプラットフォーラム会員は、プラットフォーラム運営協議会において、第二二条第二項に定めるプラットフォーラム運営協議会の構成員（以下「運営協議会構成員」という。）の過半数の賛成を得たときに、このプラットフォーラムから退会することができる。オブザーバー会員についても同様とする。

(会員資格の喪失)

第八条 プラットフォーラム会員（オブザーバー会員を含む。以下この条において同じ。）は、前条に定める場

合のほか、次の各号の一に該当する場合に、会員としての資格を喪失する。

- (1) このプラットフォーラムの名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 前号に定める場合のほか、プラットフォーラム運営協議会において、当該会員を除く、運営協議会構成員全員の同意があつたとき。
- (3) 会員が解散又は死亡若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 正当な理由がなく、第四四条第一項に定める会費の支払義務を一年以上履行しなかつたとき。
- 2 プラットフォーラム会員が前二条の規定により、会員としての資格を喪失したときは、このプラットフォーラムに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 3 このプラットフォーラムは、構成員が会員としての資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第三章 プラットフォーラム全体会

(プラットフォーム全体会の設置及び構成)

第九条 このプラットフォームに、プラットフォームの組織及び運営の透明性、公正性を確保するとともに、構成員相互の意思疎通を図るため、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム全体会(以下「プラットフォーム全体会」という。)を置く。

2 前項に定めるプラットフォーム全体会は、すべてのプラットフォーム会員をもつて構成する。

(審議事項)

第一〇条 プラットフォーム全体会は、次の各号に掲げる事項について審議し、代表校へ建議するとともに、構成員間の意見の調整を図る。

- (1) プラットフォームの組織及び運営に関する基本方針
- (2) プラットフォームの構成員に関する基本事項
- (3) プラットフォームの活動計画及び活動予算の報告
- (4) プラットフォームの活動及び収支決算の報告
- (5) プラットフォームの構成員間の意見の調整に関する重要な事項

(6) 前各号に定めるもののほか、代表校が必要と認める事項

(開催)

第一条 プラットフォーム全体会は、毎年度二回、上半期及び下半期に各一回開催する。

2 前項の規定にかかわらず、プラットフォーム全体会は、代表校が必要と認めるときには、臨時にこれを開催することができる。

3 プラットフォーム全体会は、代表校がこれを招集し、議長には、代表校をもつて充てる。

4 代表校がプラットフォーム全体会を欠席する場合は、副代表校が議長を代理する。

(会議録の作成)

第一二条 議長は、プラットフォーム全体会の審議事項について、会議終了後速やかに会議録を作成し、すべてのプラットフォーム会員に開示する。

(プラットフォーム全体会の運営)

第一三条 プラットフォーム全体会の運営に関し必要な事項については、この規程で定めるもののほか、プラットフォーム運営協議会において、別にこれを定める。

第四章 運営体制

(運営幹事校等及び定数)

第一四条 このプラットフォームに、次の各号に掲げる運営幹事校を置く。

- (1) 代表校 一校
- (2) 副代表校 一校
- (3) 事務局長校 一校
- (4) 運営幹事校 若干校
- (5) 会計担当校 一校
- 2 このプラットフォームに、監事二名を置く。

(代表校)

- 第一五条 代表校は、プラットフォーム運営協議会において、大学・短期大学会員の中から、これを選任する。
- 2 代表校は、このプラットフォームを代表して、その業務を統括し、執行する。
- 3 代表校の任期は、二年とし、再任を妨げない。
- 4 任期の途中で代表校の交代があった場合の後任校の任期は、前任校の残任期間とする。

(副代表校)

- 第一六条 副代表校は、プラットフォーム運営協議会において、大学・短期大学会員の中から、これを選任する。

- 2 副代表校は、代表校を補佐し、代表校に事故あると

- き又は代表校が欠けたときは、その業務を代行する。
- 3 副代表校の任期は、二年とし、再任を妨げない。
- 4 任期の途中で副代表校の交代があった場合の後任校の任期は、前任校の残任期間とする。

(事務局長校)

- 第一七条 事務局長校は、プラットフォーム運営協議会において、大学・短期大学会員の中から、これを選任する。

- 2 事務局長校は、代表校の指示を受けて、このプラットフォームの運営に係る事務を掌理する。

- 3 事務局長校は、代表校又は副代表校がこれを兼ねることができ。

- 4 事務局長校の任期は、一年とし、再任を妨げない。

(運営幹事校)

- 第一八条 運営幹事校は、プラットフォーム運営協議会において、大学・短期大学会員の中から、これを選任する。

- 2 運営幹事校は、埼玉県東上地域大学教育プラットホーム幹事会（以下「幹事会」という。）を構成し、このプラットフォームの運営に係わる事務を分掌するとともに、プラットフォームワーキンググループ（以

下「ワーキンググループ」という)のリーダー校を兼ねる。

3 運営幹事校の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 欠員の補充により就任した運営幹事校の任期は、前任校の残任期間とする。

(会計担当校)

第十九条 会計担当校は、プラットフォーム運営協議会において、大学・短期大学会員の中から、これを選任する。

2 会計担当校は、代表校の指揮監督の下に、このプラットフォームの会計事務を掌る。

3 会計担当校の任期は、一年とし、再任を妨げない。

(監事)

第二〇条 監事は、プラットフォーム運営協議会において、第五条各号に定めるプラットフォーム会員の中から、これを選任する。

2 監事は、このプラットフォームの業務及び会計の状況を監査し、その結果をプラットフォーム運営協議会において報告する。

3 監事の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 欠員の補充により就任した監事の任期は、前任者の

残任期間とする。

(事務局の設置)

第二一条 このプラットフォームに、プラットフォームの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長のほか、必要に応じて、事務局スタッフを置く。

3 事務局は、プラットフォーム運営協議会の議を経て、これを定める。

4 事務局は、代表校又は副代表校がこれを兼ねることができる。

第五章 プラットフォーム運営協議会

(プラットフォーム運営協議会の設置及び構成)

第二二条 このプラットフォームに、プラットフォームの運営及び事業を適正に、かつ円滑に遂行するため、プラットフォーム運営協議会を置く。

2 プラットフォーム運営協議会は、第五条第一号に定める大学・短期大学会員及び第一四条第二項に定める監事をもって構成する。

3 プラットフォーム運営協議会が必要と認めるときは、

運営協議会構成員以外の者にプラットフォーム運営協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(権限)

第二三条 プラットフォーム運営協議会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決議する。

- (1) プラットフォームの組織及び運営に関する基本事項
- (2) ワーキンググループの設置及び改廃に関する事項
- (3) 活動計画の策定及び活動予算の立案に関する事項
- (4) 活動報告及び収支決算報告
- (5) プラットフォーム会員の資格及び入会並びに退会等に関する事項

- (6) 会費の額、徴収方法等に関する事項
- (7) 代表校、副代表校、事務局長校、運営幹事校、会計担当校及び監事の選任

- (8) 協定書、規程等の制定及び改廃に関する事項
- (9) プラットフォームの構成員間の意見の調整と情報の共有に関する事項

- (10) 前各号に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関する重要事項

(会議)

第二四条 プラットフォーム運営協議会の会議(以下「会

議」という。)は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表校が開催の必要を認めたとき。

- (2) 副代表校又は第二二条第二項に定める運営協議会構成員の二分の一以上の者が、会議の目的である事項及び招集の理由を明示して、会議の招集を代表校に請求したとき。

- (3) 監事が、会議の目的である事項及び招集の理由を明示して、会議の招集を代表校に請求したとき。

(招集)

第二五条 会議は、代表校が招集する。

- 2 第二二条第二項の規定にかかわらず、第五条第二号及び第三号に定める自治体会員及び事業者等会員並びに第六条に定めるオブザーバー会員は、会議へ出席し、意見を述べることができる。

- 3 代表校は、前条第一号に定める会議を招集するときには、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法(電子メール、ファックス等をいう。以下「書面等」という。)をもつて、開催日の二週間前までにすべてのプラットフォーム会員へ通知しなければならない。

4 代表校は、前条第二号及び第三号の規定により会議の招集の請求があったときには、その日から一四日以内の日を会議の開催日と定め、すべてのプラットフォーラム会員へ会議の招集通知を発しなければならぬ。

(議長)

第二六条 会議の議長は、代表校がこれにあたる。

2 代表校が会議を欠席する場合は、副代表校が議長を代理する。

(議決権)

第二七条 会議における議決権は、すべての運営協議会構成員について各一個とする。

2 自治体会員、事業者等会員及びオザーバー会員は、会議へ出席することはできるが、議決権は有しない。

(決議)

第二八条 会議の決議は、別段の定めがある場合を除き、

第二二条第二項に定める運営協議会構成員の三分の二以上の者が出席し、出席した運営協議会構成員の過半数の賛成をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第二九条 議長は、会議の議事について、会議終了後速

やかに議事録を作成し、すべてのプラットフォーラム会員に開示する。

(プラットフォーラム全体会への報告)

第三〇条 代表校は、プラットフォーラム運営協議会で審議し、決議した事項をプラットフォーラム全体会へ報告する。

(運営細則)

第三一条 第二二条から前条までに定めるもののほか、プラットフォーラム運営協議会の運営等に関し重要な事項は、別にこれを定める。

第六章 プラットフォーラム幹事会

(幹事会の設置及び構成)

第三二条 プラットフォーラム運営協議会の下に、幹事会を置く。

2 幹事会は、第一四条第一項各号に定める運営幹事校及び同条第二項に定める監事をもって構成する(以下「幹事会構成員」という)。

3 代表校が必要と認めるときは、幹事会構成員以外の者に幹事会への出席を求め、その意見を聴くことが

できる。

(所掌事項)

第三三条 幹事会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 事業等の企画、立案、実施及び工程管理、進捗状況に関する事項
- (2) プラットフォーム会員間の情報の共有及び活動の調整に関する事項
- (3) ワーキンググループにおける情報の共有及び活動の調整に関する事項
- (4) プラットフォーム運営協議会へ提案する事項
- (5) 前四号に定める事項のほか、プラットフォーム運営協議会の運営に関する重要な事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、代表校が必要と認める事項

2 幹事会で審議し、決定した事項については、プラットフォーム運営協議会へ報告しなければならない。

(開催)

第三四条 幹事会は、必要に応じて、代表校がこれを招集する。

2 代表校は、幹事会を開催するときには、会議の日時、

場所及び目的である事項を記載した書面等をもって、開催日の二週間前までにすべての幹事会構成員へ通知しなければならない。

(議長)

第三五条 幹事会の議長は、代表校がこれにあたる。

2 代表校が幹事会を欠席する場合は、副代表校が議長を代理する。

(議決)

第三六条 幹事会における議決権は、すべての幹事会構成員について各一個とする。

2 幹事会の議事は、第三二条第二項に定める幹事会構成員の三分の二以上の者が出席し、出席した幹事会構成員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 オブザーバーで幹事会に出席するプラットフォーム会員は、会議で意見を述べることはできるが、議決には加われない。

(議事録)

第三七条 議長は、幹事会の議事について、会議終了後速やかに議事録を作成し、幹事会構成員に開示する。

(幹事会の運営)

第三八条 第三二条から前条までに定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、別にこれを定める。

第七章 プラットフォームワーキンググループ

(ワーキンググループの設置及び組織)

第三九条 このプラットフォームに、活動部門ごとにプラットフォームワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

2 ワーキンググループは、各活動部門の事業に係るプラットフォーム会員（オブザーバー会員を含む。以下この章において同じ。）で組織する。

3 大学・短期大学会員及びオブザーバー会員である大学及び短期大学は、いずれか一つ以上のワーキンググループへ参加しなければならない。

4 各ワーキンググループは、当該ワーキンググループの運営及び事業等を実施するにあたって必要と認めるときには、自治体会員及び事業者等会員並びにオブザーバー会員である自治体及び事業者等に対して、ワーキンググループへの参加を要請することができる。

(リーダー校)

第四〇条 各ワーキンググループに、リーダー校を置く。

2 リーダー校は、それぞれのワーキンググループに加する第一四条第一項各号に定める運営幹事校の中から、各ワーキンググループで協議のうえ、決定する。

3 リーダー校は、当該ワーキンググループを代表して、そのワーキンググループの業務を統括し、掌理する。

4 リーダー校の任期は二年とし、再任は妨げない。

(ワーキンググループの運営等)

第四一条 各ワーキンググループの運営及び事業等の実施については、それぞれリーダー校を中心にワーキンググループ内で協議のうえ、決定し、推進する。

2 各ワーキンググループは、毎年一回以上、共同のFD及びSDの活動を実施し、その成果の共有に努める。

3 各ワーキンググループは、それぞれの活動計画及び活動実績について、毎年、プラットフォーム運営協議会へ報告する。

第八章 事業年度、経費及び会費等

(事業年度)

第四二条 このプラットフォームの事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終了する。

(経費)

第四三条 このプラットフォームの運営に係る経費は、プラットフォーム会員からの会費、寄附金品及び助成金等をもって充てる。

(会費)

第四四条 プラットフォーム会員は、このプラットフォームの運営に係る経費として、プラットフォーム運営協議会が定める会費を、毎年四月末日までに、納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自治体会員、事業者等会員及びオブザーバー会員からは、会費を徴収しない。

3 第一項に定める会費の額及び徴収の方法等については、別にこれを定める。

(寄附金品、助成金等の受入れ)

第四五条 このプラットフォームは、個人、団体等から、寄附金品、助成金、補助金その他経費の援助を受けることができる。

2 前項に定める援助には、施設・設備、場所等の無償での使用や備品、消耗品等の提供などを含むものとする。

る。

第九章 解散及び清算

(解散)

第四六条 このプラットフォームは、次の各号に掲げる事由により解散する。

(1) このプラットフォームの設立の目的を達成できないことが明らかとなったとき又は実質的な活動の休止期間が二年以上続いたとき。

(2) このプラットフォームの設立の目的を達成したとき又は新たな組織にその役割を継承したとき。

(3) プラットフォーム会員から解散の動議が提出され、それがプラットフォーム運営協議会において決議されたとき。

(4) 前各号に定める事由のほか、このプラットフォームの活動に重大な支障をきたす事態が惹起したとき。

2 前項各号に定める事由によりこのプラットフォームを解散する場合は、プラットフォーム運営協議会において、第二二条第二項に定める運営協議会構成員の四分の三以上の者の賛成による決議を要する。

(残余財産の帰属)

第四七条 このプラットフォームを清算したときに有する残余財産は、プラットフォーム運営協議会の決議を経て、その取扱いを決定するものとする。

2 プラットフォーム運営協議会の決議に関する前条第二項の規定は、この場合について準用する。

第一〇章 雑則

(臨機の処置)

第四八条 この規程に定めのない事項については、幹事会の議を経て、代表校がこれを処置する。

(協定書の変更)

第四九条 協定書の変更は、プラットフォーム運営協議会において、第二二条第二項に定める運営協議会構成員の三分の二以上の者の賛成による決議によって、これを行う。

(細則等の制定)

第五〇条 この規程を施行するにあたって必要な細則等は、プラットフォーム運営協議会の議を経て、これを定める。

(規程の改廃)

第五一条 この規程の改廃は、プラットフォーム運営協議会において、第二二条第二項に定める運営協議会構成員の過半数の賛成による決議によって、これを行う。

附則

(施行期日)

1 この規程は、二〇一八年二月一五日から施行する。

(旧細則の廃止)

2 この規程の制定に伴い、「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム協定の運用に関する細則」(以下「旧細則」という。)は、この規程の施行日をもって廃止する。ただし、旧細則の下で決定され、実施されている事項に関しては、なお効力を有するものとする。

(代表校等の選任の時期)

3 このプラットフォームの代表校、副代表校、事務局長校、幹事校、会計担当校及び監事は、改選年度の下半期に開催されるプラットフォーム運営協議会において、これを選任する。

(会費に関する特例)

4 この規程第四十四条第一項に定める会費の額は、当面の間、年額一〇、〇〇〇円とする。

5 前項の会費は、二〇一九年度から徴収する。

4 「大東文化大学自己点検および評価規程」一九九四年七月二〇日

○大東文化大学自己点検及び評価規程

(平成六年七月二十日
制定)

(この規程の目的)

第一条 この規程は、大東文化大学学則第一条の二の規定に基づき大東文化大学(以下「本大学」という。)が、自らの教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)を行うことに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(自己点検・評価の組織)

第二条 前条に規定する自己点検・評価を行うため、本大学に自己点検・評価運営委員会(以下「運営委員会」

という。)、自己点検・評価実施委員会(以下「実施委員会」という。)及び部局等自己点検・評価委員会(以下「部局等委員会」という。)を置く。

(運営委員会)

第三条 運営委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。

一 本大学の自己点検・評価実施計画を策定して、評価対象分野・領域、評価項目を確定すること。

二 本大学の自己点検・評価報告書を作成して、公表すること。

三 本大学の自己点検・評価報告書の活用に関すること。

四 その他、運営委員会が必要と認める事項

(委員)

第四条 運営委員会は、次に掲げる委員をもつて組織する。

一 学長

二 第六条第二項各号に規定する委員会の委員長

三 学務局長

(運営)

第五条 運営委員会に委員長を置き、学長をもつて充て

る。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 運営委員会は、その委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 運営委員会は、その案件について委員以外の者から意見を聴くことができる。

（実施委員会）

第六条 実施委員会は、その分野・領域に属する項目を自己点検・評価する。

2 実施委員会を設置する分野・領域は、次のとおりとする。

- 一 本大学・学部などの理念・目的
- 二 教育研究上の組織
- 三 学生の受入れ
- 四 教育課程
- 五 教員組織及び教育研究活動
- 六 校地・施設・設備
- 七 図書館
- 八 学生生活

九 管理・運営

十 事務組織

十一 財政

3 前項各号に規定する実施委員会の構成及び委員の選出は、別に定める。

4 各実施委員会に委員長を置き、委員長は、当該実施委員会委員の互選による。

5 第五条第二項乃至第五項の規定は、実施委員会について準用する。

（部局等委員会）

第七条 各部局等に係る自己点検・評価は、それぞれ当該部局等ごとに行うものとし、次の各号に掲げる部局等ごとに部局等委員会を置く。

- 一 各学部
- 二 教養課程
- 三 大学院
- 四 図書館
- 五 大学附置研究所
- 六 センター
- 七 別科
- 八 事務部局

2 前項各号に規定する部局等委員会の委員は、当該部局等において選出される委員をもつて組織する。

3 部局等委員会に委員長を置き、委員長は、当該部局等委員会の委員の互選による。

4 その他、部局等委員会に関し必要な事項は、当該部局等において別に定める。

(自己点検・評価項目)

第八条 実施委員会が行う自己点検・評価の項目は、第三条第一号の規定にもとづき、運営委員会が定める。

2 部局等委員会が行う自己点検・評価の項目は、第六条第二項各号に規定する事項のうち、当該部局等に係る事項を含め当該部局等が定め、第三条第一号の規定にもとづき、運営委員会に報告し、承認を得るものとする。

(自己点検・評価の実施及び報告書の提出等)

第九条 実施委員会及び部局等委員会は、前条により定めた自己点検・評価項目にもとづいて、毎年度自己点検・評価の作業を行う。

2 実施委員会及び部局等委員会は、毎年度末に自己点検・評価の結果又はその経過について報告書を作成し、運営委員会に提出しなければならない。

(報告書の作成・公表)

第十条 運営委員会は、自己点検・評価の結果を、原則として三年毎に報告書として取りまとめ、各実施委員会、各部局等委員会及び大学評議会の議を経て、理事会に提出しなければならない。

2 報告書は、これを公表する。ただし、運営委員会及び大学評議会が、本大学外に公表することを必要としないと認めた場合においては、この限りでない。

(自己点検・評価結果の活用)

第十一条 本大学及び各部局等は、自己点検・評価の結果を、教育研究活動等の改善に活用するものとする。

2 運営委員会は、自己点検・評価の結果をふまえ、自己点検・評価の組織、その他第三条各号に規定する事項について、定期的に見直し、改善に努めるものとする。

3 理事長及び学長は、自己点検・評価の結果を活用して、大東文化学園並びに本大学の年次計画及び中・長期計画を策定し、実現するものとする。

4 運営委員会は、理事長及び学長から、前項に規定する計画及び実現について意見を聴くことができる。

(事務)

第十二条 運営委員会に関する事務は、学務部学務課において行う。

2 実施委員会及び各部局等委員会に関する事務の担当部署については、別に定める。

(改正)

第十三条 この規程の改正は、運営委員会が、各学部教授会、大学評議会及び大学院評議会に提案し、その承認を得て行う。

(施行規則等)

第十四条 この規程の施行についての細則、その他運営委員会及び実施委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は平成六年九月一日から施行する。

(実施委員会の招集に関する経過措置)

第二条 第一回実施委員会の招集は、学長が行う。

○大東文化大学自己点検及び評価規程施行細則

(平成六年十月二十六日)
制定

(本細則の目的)

第一条 この細則は、大東文化大学自己点検及び評価規程(以下「規程」という。)第六条第三項及び第十二条第二項にもとづき、自己点検・評価実施委員会(以下「実施委員会」という。)の構成及び委員の選出及び事務の担当部署等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施委員会の設置)

第二条 規程第六条第二項各号に掲げる自己点検・評価の分野・領域にしたがい、次の実施委員会を置く。

- 一 理念・目的自己点検・評価実施委員会
- 二 教育研究組織自己点検・評価実施委員会
- 三 学生の受入れ自己点検・評価実施委員会
- 四 教育課程自己点検・評価実施委員会
- 五 教員組織・教育研究活動自己点検・評価実施委員会
- 六 施設・設備自己点検・評価実施委員会
- 七 図書館自己点検・評価実施委員会
- 八 学生生活自己点検・評価実施委員会

九 管理・運営自己点検・評価実施委員会

十 事務組織自己点検・評価実施委員会

十一 財政自己点検・評価実施委員会

(委員の任命及び委嘱)

第三条 前条各号に掲げる実施委員会の委員の任命及び委嘱は、第五条から第十五条までの規定にもとづき、学長がこれをおこなう。ただし、法人部局に所属する事務職員の委員への委嘱は、理事長の承認を得ておこなう。

(委員の任期)

第四条 実施委員会の委員の任期は、原則として三年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 委員が欠けたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理念・目的自己点検・評価実施委員会)

第五条 理念・目的自己点検・評価実施委員会(以下「本委員会」という。)は、次の委員をもつて組織する。

一 各学部、教養課程、大学院及び大学附置研究所から選出された教員 各一名

二 学長の指名した事務職員 若干名

(教育研究組織自己点検・評価実施委員会)

第六条 教育研究組織自己点検・評価実施委員会(以下「本委員会」という。)は、次の委員をもつて組織する。

一 各学部、教養課程、大学院及び大学附置研究所から選出された教員 各一名

二 学長の指名した事務職員 若干名

(学生の受入れ自己点検・評価実施委員会)

第七条 学生の受入れ自己点検・評価実施委員会(以下「本委員会」という。)は、次の委員をもつて組織する。

一 各学部、教養課程及び大学院から選出された教員 各一名

二 学長の指名した事務職員 若干名

(教育課程自己点検・評価実施委員会)

第八条 教育課程自己点検・評価実施委員会(以下「本委員会」という。)は、次の委員をもつて組織する。

一 各学部及び教養課程から選出された教員 各二名

二 大学院各研究科から選出された教員 各一名

三 学長の指名した事務職員 若干名

(教員組織・教育研究活動自己点検・評価実施委員会)

第九条 教員組織・教育研究活動自己点検・評価実施委員会(以下「本委員会」という。)は、次の委員をも

つて組織する。

一 各学部、教養課程、大学院及び大学附置研究所から選出された教員 各一名

二 学長の指名した事務職員 若干名

(施設・設備自己点検・評価実施委員会)

第十条 施設・設備自己点検・評価実施委員会(以下「本委員会」という。)は、次の委員をもつて組織する。

一 各学部、教養課程及び大学院から選出された教員 各一名

二 学長の指名した事務職員 若干名

(図書館自己点検・評価実施委員会)

第十一条 図書館自己点検・評価実施委員会(以下「本委員会」という。)は、次の委員をもつて組織する。

一 各学部、教養課程、大学院及び大学附置研究所から選出された教員 各一名

二 学長の指名した事務職員 若干名

(学生生活自己点検・評価実施委員会)

第十二条 学生生活自己点検・評価実施委員会(以下「本委員会」という。)は、次の委員をもつて組織する。

一 各学部、教養課程及び大学院から選出された教員 各一名

二 学長の指名した事務職員 若干名

(管理・運営自己点検・評価実施委員会)

第十三条 管理・運営自己点検・評価実施委員会(以下「本委員会」という。)は、次の委員をもつて組織する。

一 各学部、教養課程及び大学院から選出された教員 各一名

二 学長の指名した事務職員 若干名

(事務組織自己点検・評価実施委員会)

第十四条 事務組織自己点検・評価実施委員会(以下「本委員会」という。)は、次の委員をもつて組織する。

一 各学部、教養課程及び大学院から選出された教員 各一名

二 学長の指名した事務職員 六名

(財政自己点検・評価実施委員会)

第十五条 財政自己点検・評価実施委員会(以下「本委員会」という。)は、次の委員をもつて組織する。

一 各学部、教養課程及び大学院から選出された教員 各一名

二 学長の指名した事務職員 若干名

(幹事)

第十六条 第二条各号に規定する実施委員会の幹事は次

の通りとし、各々その事務を処理する。

一 第五条、第六条、第九条、第十三条及び第十五条に規定する実施委員会については学務部学務課

二 第七条に規定する実施委員会については入試部入試課

三 第八条、第十条及び第十四条に規定する実施委員会については各学部事務室のうちから学長が指定した部署

四 第十一条に規定する実施委員会については図書館事務部図書課

五 第十二条に規定する実施委員会については学生部学生課

(改正)

第十七条 この細則の改正は、運営委員会が、各学部教授会、大学評議会及び大学院評議会に提案し、その承認を得ておこなう。

附 則

1 この細則は、平成六年十月二十六日から施行する。

2 第四条第一項の定めにかかわらず、実施委員会の委員の任期は、平成九年三月三十一日までとする。

5 大学基準協会「概評と提言」二〇〇二年三月八日

大基委相第二二四号
平成一四年三月八日

大東文化大学

学長 須藤敏昭 殿

財団法人 大学基準協会
会長 大南正瑛 ㊞

貴大学の相互評価の認定に関する件について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴大学の相互評価認定に関する件につきまして、平成一四年三月八日開催の評議員会および理事会において満場一致をもって承認されましたので、同封の「大東文化大学に関する相互評価結果」とおりご通知いたします。

上記「結果」におきましては、貴大学の一層の充実向上を期待するため、助言、勧告、および参考意見を付しておりますので、その点もよろしくご高配下さいますよ

うお願いいたします。

本来、正会員は、勧告等の有無にかかわらず、自らの大学の掲げる理念・目的を達成するために、自主的かつ恒常的にその質的水準の向上を期して努力すべきはいうまでもありません。このたび「勧告」あるいは問題点の指摘に関する「助言」の付せられた大学におかれましては、「勧告」の趣旨に添った対応策を講じられるとともに、「助言」の趣旨も可能な範囲で参酌され、その改善実施の概況に関して「改善報告書」をお取りまとめの上、平成一七年七月末日までに本協会会長宛にご提出願うこととなっております。また、自己点検評価に対する学外からの検証結果の社会への積極的公表が要請されていることから、上記「結果」の公表、とりわけ「概評」部分の公表につきましては、ぜひご検討いただきますようお願いいたします。

なお、貴大学の相互評価認定年月日は、平成一四年三月八日付となりますので、何とぞご承引下さいますようお願いいたします。また、本年度より、相互評価結果作成の基礎資料として作成された大学評価分科会および各専門評価分科会の主査報告書を当該大学にのみ開示することとなりました。主査報告書の開示をご希望される大

学におかれましては学長名・学長公印のある文書によって協会会長宛ご請求ください。主査報告書の写しをお送りいたします。なお、送料は貴大学のご負担となりますので予めご了承ください。

敬具

同封文書

「大東文化大学に関する相互評価結果」

I 大東文化大学に関する相互評価結果 相互評価結果

平成一三年度相互評価委員会において、貴大学は、大学基準に適合し、かつ、改善の努力が認められるものとして相互評価の認定を行うことが適当である旨の評価結果が下され、また、評議員会および理事会において、同評価結果が満場一致をもって承認されたので、ここに貴大学の相互評価認定を行う。

II 助言・勧告

[1] 概 評

建学の精神に基づき、「東西文化の融合」という個人的かつ明確な理念・目的がかかげられている。とくに、

儒教と東洋文化を柱とする伝統ある教育には特徴がある。これらの理念は学生や教職員に周知されるとともに、これをもとに大学の発展、改善の努力が図られている。

多様な文化を基盤とする大学にふさわしく、七群におよぶ総合教育科目を用意するなど、大学全体ではきわめて多様な科目が展開されている。教養教育が重要視される時代にあつてこれらは、全学的な責任体制を強化し、適切な履修指導を行うことによってさらに有効なものとなる。また、東洋文化研究の面から伝統に支えられた書道研究所もユニークである。海外に多くの交流協定大学をもち、国際交流を推進していることも評価される。

一方で、学生定員に対する在籍学生数の高い学科、非常勤教員への依存が大きい学部、大学院生の充足率が低い研究科専攻等が存在するなどいくつかの問題点も認められる。専門のカウンセラーによる学生相談や修学指導、生活指導など、学生指導体制についても一層の充実が期待される。

キャンパスは板橋と東松山とに分かれ、基本的に専門教育・大学院教育とそれ以前の教育とを区分して運営しているが、とくに板橋キャンパスにおいては講義室、演習室、図書館等が狭あいとなっており、現状では情報処

理、語学のための設備も、授業、自習などの需要に十分対応しきれていないが、この点は板橋再開発事業の完成を待って改善を期待したい。

なお、今回の貴大学における自己点検・評価の結果ならびに本協会の相互評価の結果に対し、全学的・組織的に対処し、教育・研究のさらなる改善に結びつけることが望まれる。

[2] 大学に対する提言

一、助言

① 長所の指摘に関わるもの

1 建学の精神に基づき、儒教と東洋文化を柱とする教育の伝統を築き、个性的かつ特徴的な大学として発展してきたことは、評価できる。

2 東洋文化の象徴である書について研究する書道研究所は、書道文化センター以来の長い歴史と伝統があり、貴重な研究施設として評価できる。

3 大学院アジア地域研究科では、アジア地域の研究に欠くことのできない一〇種の地域言語の筆記試験を入試科目に用意していることはユニークであり、評価できる。

4 七群に分けた三〇〇科目におよぶ幅広い総合教

- 5 学生による授業評価が授業改善に結びつけられるような方策を採っていることは評価できる。
- 6 海外の交流協定大学は三六校あり、国際交流が推進されていることは、評価できる。
- 7 地方自治体との共同研究が積極的に行われている点は評価できる。

② 問題点の指摘に関わるもの

- 1 大学院文学研究科英文学専攻修士課程、経済学研究科経済学専攻博士課程、法学研究科法律学専攻博士課程において収容定員に対する在籍学生の比率が低いので改善が望まれる。
- 2 外国語学部では、非常勤教員への依存率が高いので改善が望まれる。
- 3 東松山図書館での開館時間の延長が望まれる。
- 4 学生の生活指導、修学指導、カウンセリングなどの相談には十分に対応できていない。学生に対するきめ細かい対応が可能な体制や専門のカウンセラーが常駐する学生相談室などの整備が求められる。

二、勧告

- 1 外国語学部英語学科の収容定員に対する在籍学生数の比率が高いので改善を要する。
- 2 東松山、板橋校舎ともに、在籍学生一人あたりの講義室・演習室・学生用自習室の面積が狭いであるので、改善を要する。
- 3 板橋図書館の閲覧室座席数が不足しているので改善を要する。

三、参考意見

貴大学の参考に供するため、相互評価委員会で示された個別的な意見を以下に列記する。

- 1 文学部における四年生の留年生の比率が高いので、とくに低学年からのきめ細かい修学指導が望まれる。
- 2 総合教育科目、基礎教育科目は多様で、きわめて科目数が多いことは推奨されるが、適切な履修指導がないと学生にとってわかりにくいものとなる。これらの教育を管理する全学調整システムを構築し、科目配置を体系化するなど履修指導上の配慮が望まれる。
- 3 外国語学研究科では、修士論文による修了判定

のみでなく、通訳、翻訳、外国語教育技術による修了認定についても具体化に向けた検討を期待する。

4 「東西文化の融合」という理念からみて、留学生のより積極的な受け入れを進めるとともに、外国人、とりわけアジア系の専任教員を増やすことが望まれる。

5 東松山キャンパスでは、女子トイレが古く、所属学生数に比較すると食堂等の厚生施設も不足しているとのことなので改善が望まれる。

6 大学事務局の事務取扱時間が午後四時三〇分までとなっているが、学生サービスの観点から延長が必要ではなからうか。

6 「学校法人大東文化学園セクシユアル・ハラスメント対応基本規則」二〇〇〇年二月二三日

○学校法人大東文化学園セクシユアル・ハラスメント対応基本規則

(目的)

(平成十二年二月二十三日制定)

第一条 この規則は、学校法人大東文化学園（以下「学園」という。）において、個人の尊厳を確保し男女の平等を実現するために、セクシユアル・ハラスメントが根絶されることを期して、セクシユアル・ハラスメントに関する施策の基本を定めるものである。

(定義等)

第二条 セクシユアル・ハラスメントとは、優越的地位や継続的関係を利用して行われる相手方の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によつて、相手方に不利益を与え、又は、前記と同様の性的な言動によつて、相手方に不快感を与えて就労環境、研究環境若しくは就学環境を悪化させることをいう。

2 学園におけるすべての生徒、学生（大学院生はじめ、研究生、科目等履修生、聴講生などを含む。以下同

じ。)、教職員及び役員(評議員を含む。以下同じ。))は、セクシュアル・ハラスメントに該当する言動をしてはならない。

3 学園におけるすべての園児、生徒、学生、教職員及び役員は、セクシュアル・ハラスメントによる悪影響から守られなければならない。

4 学園におけるすべての生徒、学生、教職員及び役員は、セクシュアル・ハラスメントを受けたと主張してその救済を求めようとする者を、いたずらに紛争を起こす者(いわゆるトラブルメーカー)として不当に扱ってはならず、かつ、その者のプライバシーその他の権利に十分に配慮しなければならない。

5 学園におけるすべての生徒、学生、教職員及び役員は、セクシュアル・ハラスメントをしたと言われた者について、そのように言われたというだけで、その者がそうした言動をしたと断定するなどして、不当な扱いをしてはならない。

(ガイドラインの制定)

第三条 セクシュアル・ハラスメントを防止するための具体的方策等については、別に定めるセクシュアル・ハラスメントに関する指針(ガイドライン)による。

2 学園におけるすべての生徒、学生、教職員及び役員は、同ガイドラインの定めるところを遵守しなければならない。

(防止委員会の設置)

第四条 学園に、セクシュアル・ハラスメントの発生の防止及びその発生後の対応のための基本的施策を検討し実施するため、セクシュアル・ハラスメント防止委員会を置く。

2 セクシュアル・ハラスメント防止委員会の組織に関しては、別に定めるセクシュアル・ハラスメント防止委員会規程による。

(問題調整等委員会の設置)

第五条 学園に、セクシュアル・ハラスメントに関する具体的事案に対応するための施策を検討し実施するため、セクシュアル・ハラスメント問題調整等委員会を置く。

2 セクシュアル・ハラスメント問題調整等委員会の組織に関しては、別に定めるセクシュアル・ハラスメント問題調整等委員会規程による。

(調整手続前置)

第六条 第二条第二項違反を理由とする懲戒処分(学校

法人大東文化学園就業規則による嚴重注意若しくは懲戒、大東文化大学学則による懲戒、大東文化大学第一高等学校学則による懲戒又は大東医学技術専門学校学則による謹慎、停学若しくは退学の各処分をいい、学園就業規則第三十二条に定める就業の差止めを含まない。）及びそのための手続は、同一の事実関係について同項違反を理由とするセクシュアル・ハラスメント問題調整等委員会に対する申立てがなく、かつ、同委員会における手続が開始されていない場合又は同一の事実関係について同項違反を理由とする同委員会に対する申立てがあり若しくは職権による同委員会における手続が開始されているときで、同委員会における調査・調整手続が終了した旨の同委員会の理事長宛の通知が到達していない場合には、いずれもこれを行うことができない。ただし、前記手続の開始について異議がない旨の同委員会の理事長宛の通知が到達しているときは、この限りでない。

（規則の改廃）

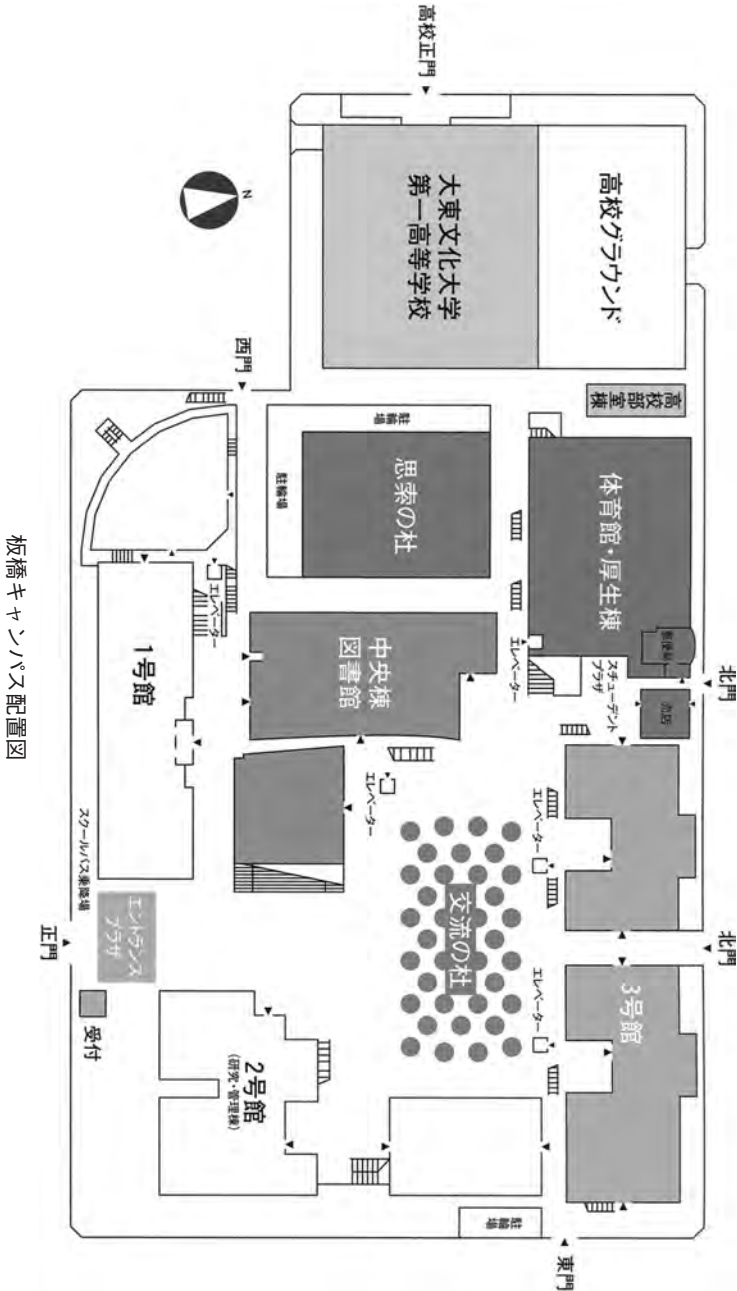
第七条 この規則の改廃は、セクシュアル・ハラスメント防止委員会の発議に基づき、大学院評議会及び大学評議会の議を経て、かつ、学園各付設校の長の意見を

聞いた上、理事会の決議によつてこれを行う。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

中央棟・図書館建物概要ほか（『大東文化大学板橋キャンパス』パンフレットより抜粋）



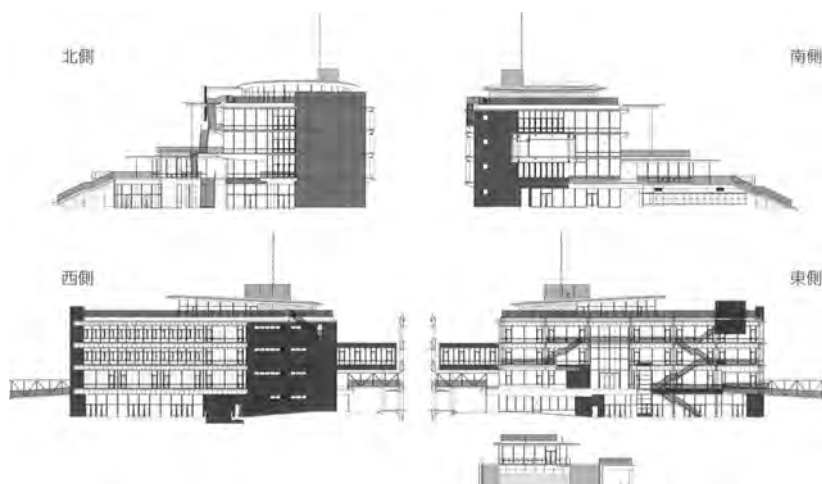
板橋キャンパス配置図

XI 変化し続ける大学

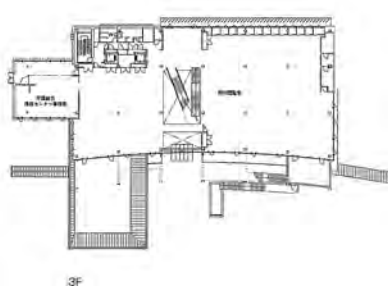
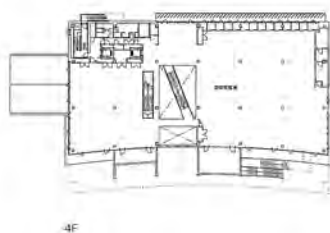
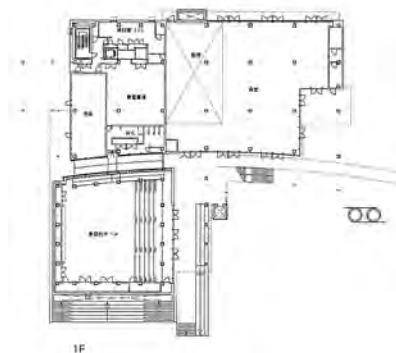
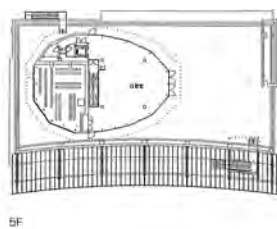
中央棟・図書館



[建物断面図]



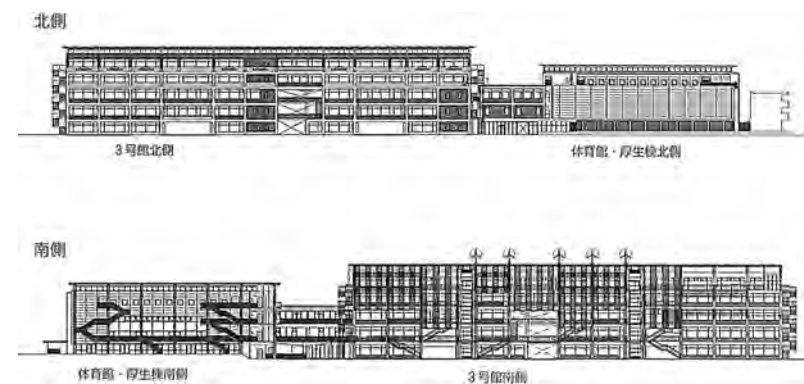
[建物平面図]



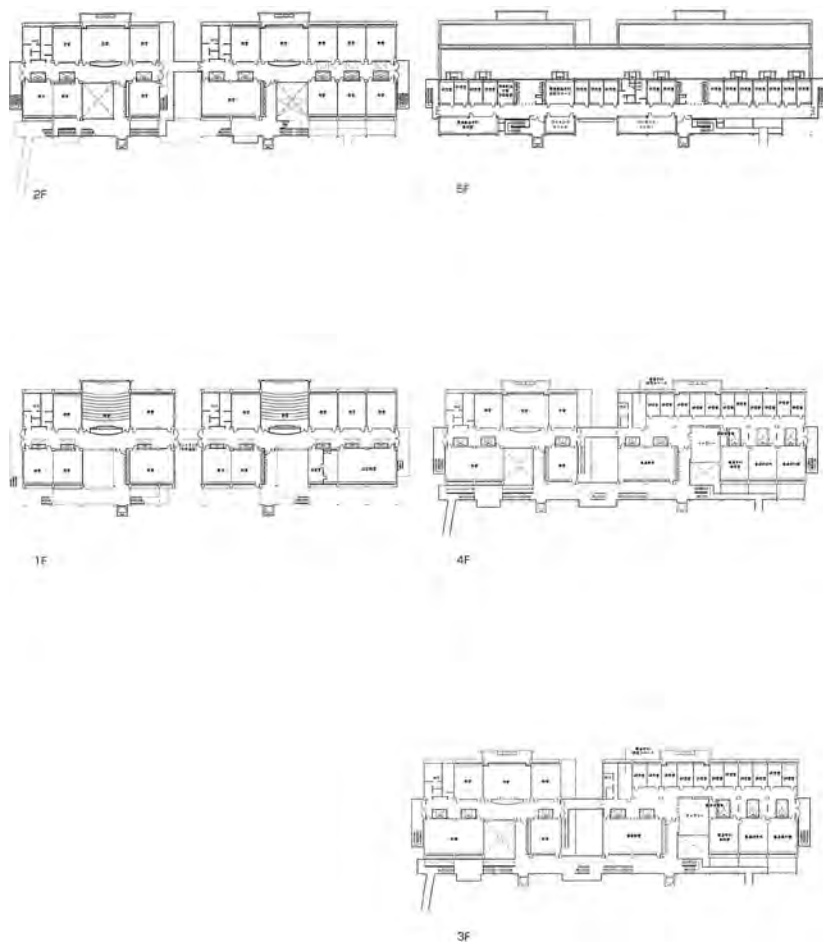
3号館



[建物断面図]



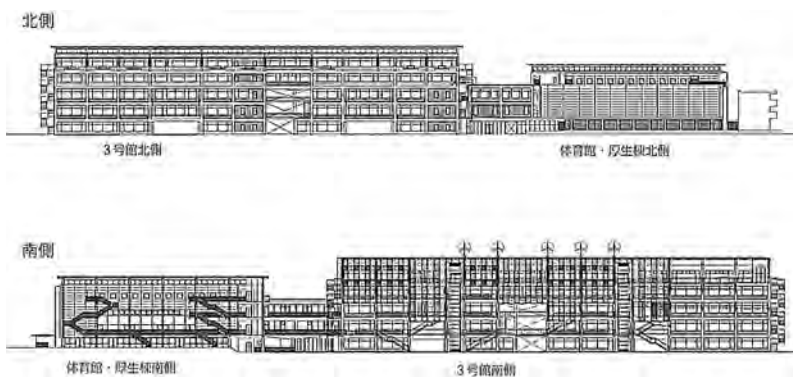
[建物平面図]



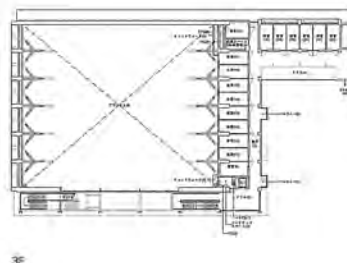
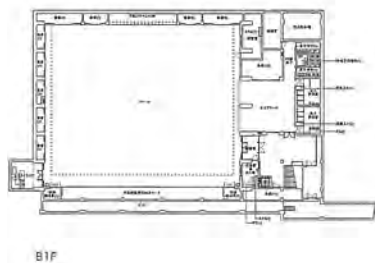
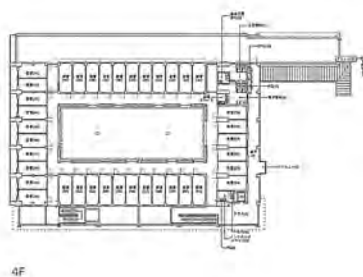
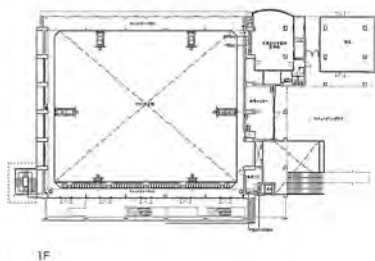
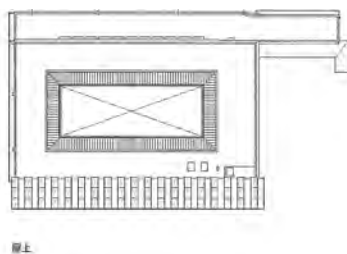
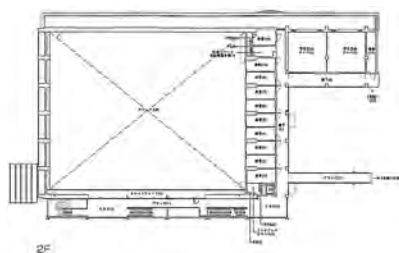
体育館・厚生棟



[建物断面図]



[建物平面図]

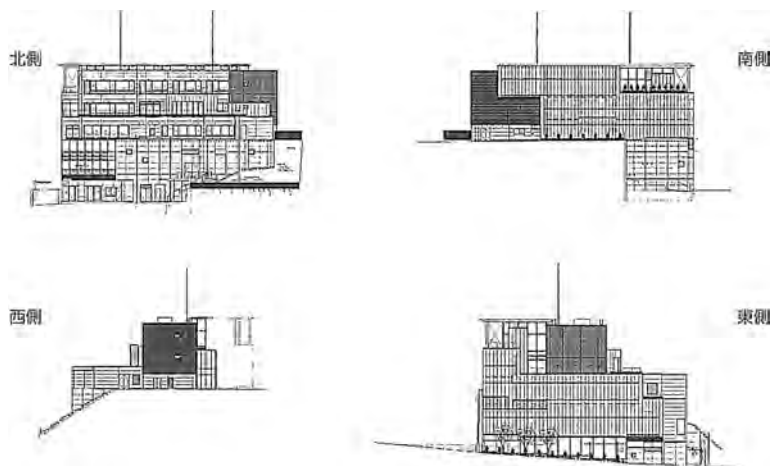


XI 変化し続ける大学

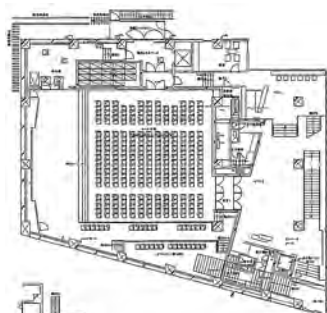
大東文化会館



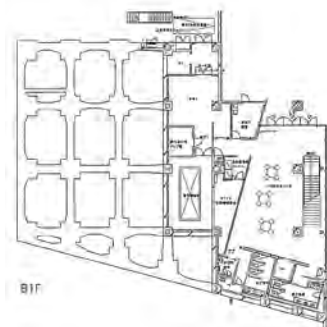
[建物断面図]



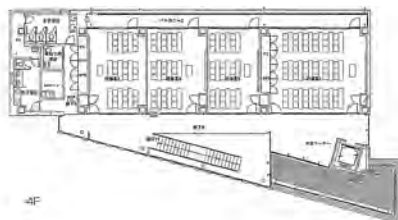
[建物平面図]



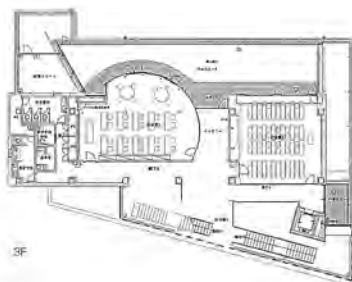
1F



8F



4F



3F



2F

XII 大東文化大学の現在と未来

1 「中期経営計画『CROSSING 2023』（二〇〇九～二〇二三）―多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造―（抜粋）二〇〇八年九月一〇日

中期経営計画「CROSSING 2023」（2009～2023）

―多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造―
基本計画 答申

二〇〇八年九月一〇日

中期経営計画・推進委員会

中期経営計画構想チーム

二〇〇八年（H二〇）年九月二四日理事会承認

はじめに

学校法人大東文化学園中期経営計画・推進委員会（委員長・和田守学長、二〇〇八年四月より渡部茂学長。以下、親委員会）は、二〇〇七年一〇月三一日に國岡昭夫理事長より「学校法人大東文化学園中期経営計画につい

て」の諮問を受け、中核となる「基本計画」策定をおこなうべく、教職員九名からなるワーキンググループ「中期経営計画構想チーム（以下、構想チーム）」を組織した。

「基本計画」の策定にあたって、構想チームはまず二〇二三年の学園創設一〇〇周年までの一五年間を計画が想定する期間であることを確認し、この一五年間をさらに五年ごとの計画実施期間に分けて考えることとした。

構想チームは、第一に、「建学の精神」の現代的な使命をいかに具体化していくのかという課題をこの中期経営計画構想策定の中心におき、第二に、現在の学園が内外環境の変化のなかでどのような「強み・弱み・機会・脅威」をもっているのかを明らかにするという課題に取り組んだ。そして、学内外の有識者・関係者に意見を求め、さまざまな観点からの検討をおこない、最終的に学園が二〇二三年に迎える一〇〇周年に向け、発揮していくべき「六つの力」とそれを具体化する重点目標について「CROSSING 2023―多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造―」と題する「基本計画」案を策定した。親委員会はこの構想チーム原案をさらに慎重審議の上、このほど本答申としてとりまとめた。本答申は、以下のような構成になっている。

第一章では、本学の「建学の精神」を新しい時代環境の変化に則して「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」とすべきことについて述べる。第二章では、この目標に向かって、学園が発揮すべき六つの力、すなわち「教育力」「研究力」「学生支援力」「情報力」「組織力」「財政力」について、それぞれ課題と重点目標および実施計画（アクション・プラン）を詳述する。六つの力相互の位置関係については、簡略な図を用いて把握しやすいようにした。なお、計画の土台となっている各種データについては、基本的に「学園の現況 平成一九年度版」および「平成二〇年度版」を用いつつ、必要に応じてその他資料で補った。

さらに第二章で掲げたアクション・プランの見取り図として、表に整理したものを第三章で掲げた。また本計画の特徴の一つとして、「基本計画」の構想段階と実施計画段階を分けていく二段階方式をとっていることが挙げられるが、第四章では実施計画の進め方について、具体的な提言をおこなっている。

今後、本答申を踏まえ、大東文化学園が社会的責任を自覚しながら社会的使命をいかになく発揮していくような体制を構築し、計画を着実に推進していくことを強く

期待したい。

一〇〇周年に向けての新しい宣言「CROSSING 2023」

「大東文化学園は、さまざまな文化的背景をもつ人々が相互理解を深め新たな価値を不断に育む開かれた「場」となることを地域社会との協力のもとで目指します。」

多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造



目次

はじめに

一〇〇周年に向けての新宣言「CROSSING 2023」

1. 「建学の精神」と本学園の社会的使命
 2. 建学一〇〇周年に向けて本学園が発揮すべき六つの力と重点目標
 - 1) 大東人としての誇りを育み、人格を陶冶する「教育力」
 - 2) 多様な個性の交差から新しい価値を創造する「研究力」
 - 3) さまざまなシーンやニーズに対応する「学生支援力」
 - 4) 地域社会・国際社会との連携を密にする「情報力」
 - 5) 環境変化に迅速に適応し、教育と研究を支援する「組織力」
 - 6) 教育・研究目標を着実に実現する安定した「財政力」
- 幼稚園・医専について
3. アクション・プランの着手優先度及び実施期間
 4. 計画実施に向けて
 - 1) アクション・プラン策定体制

2) アクション・プランに盛り込む要素

3) プラン実施の検証と見直しについて

4) 「中期経営計画推進室」の設置について

5) 現在進行中の計画との兼ね合いについて

6) 自己点検・評価など他の検証機能との兼ね合いについて

参考資料

用語解説

検討経過

検討メンバー

理事長からの諮問文

1. 「建学の精神」と本学園の社会的使命

1) 私立大学を取り巻く環境の変化

一九九一年の大学設置基準の大綱化（以下、大綱化）

以降、日本の大学が史上例をみない断続的かつ大規模な変化に直面し続けていることは周知の事実である。大学教育の内容面に関しても、中央教育審議会大学分科会は二〇〇八年三月に「学士課程教育の構築にむけて（審議のまとめ）」（以下、「審議のまとめ」）を発表し、従来「専門教育」と「一般教育」、あるいは「学部教育」などと

呼ばれ、位置づけられてきた大学教育を、学位化された「学士」を授与するにふさわしい教育、すなわち「学士課程教育¹」として構築されるべきであることを主張している。

他方、この間の大学改革全体を概観すると、規制緩和による自由化への大きな流れがあったことがわかる。

大学改革を主導してきた大学審議会（二〇〇一年の省庁再編で中央教育審議会大学分科会に再編）は、九〇年代に「個性」に応じた教育目標の下で有機的なカリキュラム編成と教育課程、単位制度の弾力化を求めた。また大学からの学部・学科申請に対しては「窓口指導」をおこなわず、「市場の論理」に委ねることとした。このような設置審査の緩和は、たとえば、校地面積に対する校舎の割合や運動場の面積などにもおよんでいる²。二〇〇二年の学校教育法改正にともない設置認可条件は一層緩和され、大学の総定員数と授与する学位の分野に変更がない場合には、学部・学科の改組、新設、定員変更は届出のみで可能とする措置まで導入された。明治以来文部省が設置者であった国立大学は、二〇〇四年四月から「国立大学法人」に組織替えされ、文部科学省は所管官庁ではあるが、設置者ではなくなった。

上記改革とは別に、一八歳人口の減少は「大学サバイバル」を巻き起こし、大学に対する大きなプレッシャーとなっている。中央教育審議会大学分科会は、大学をめぐる状況が「競争的」であることを強調し、大学のサバイバルは大学自身の自助努力によって乗り越えるべき課題であることを強調している。

ここで重要なのは、大学に対する社会的評価の導入である。すでに企業にあつてはCSR (Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任)の問題がクローズアップされているが、大学も社会に対して説明責任をはたしていかなければならない。その際、とりわけ「第三者評価」の重要性が強調される。独立法人化された国立大学の場合、六年ごとに査定される運営交付金の成果に関する評価は、文部科学大臣が組織する国立大学法人評価委員会によって決定される。また国・公・私立といった区分に関わらず、四年制大学であれば機関別評価機関として文部科学大臣の認証を得ている財団法人大学基準協会等の評価を受けることで、学校教育法に規定された認証評価義務をはたしたことになる。

要するに、日本の大学は、大きく変化する社会情勢を自らの確に判断し、自らの個性と社会的使命を自覚し、

自ら必要な改革を不断に実行していく努力が求められているのである。

2) 大学改革と「建学の精神」の確認の意義

大学改革で求められているキーワードは、「個性化」である。大学は、自らの個性をいかに自覚し、その社会的使命をいかに認識しているかという問い直しを含んで、社会に対する説明責任をはたすことが求められている。

そこでまず確認されるべきは、その大学の「建学の精神」である。「建学の精神」に含まれる内容は、創設時の理念であり、創設以来の社会に対する貢献を総括するものである。「建学の精神」がいかに重視されているかを示す例として、大学を取り巻く多様な評価がすべて「建学の精神」とリンクしているという事実をみれば充分であろう。

あらためていうまでもないが、最近の大学に対するさまざまな評価をまとめてみると、①文部科学省など行政機関による「設置認可審査」、②大学基準協会による「相互評価」ないし「会員資格審査」、③大学の教職員による「自己評価」（学生による「授業評価」を含む）、④外部評価者による「外部評価」、⑤「大学評価・学位授与

機構」等国立の機関による「第三者評価」、⑥財源配分を伴う「プロジェクト評価」、などが挙げられる。

これらの大学評価に際して基本的事項の一つが大学の「建学の精神」との関係なのである。すなわち、自らの「建学の精神」に照らしてどのような教育活動が選択され、どのように実施され、どこまで到達できたかという一連の流れがこれらの大学をめぐる評価活動なのである。

このことは「建学の精神」が各大学の個性そのものであり、それに照らした教育活動こそ各大学に求められる社会的使命であるという合意がすでに日本社会に成立していることを意味している。

3) 私立大学と「建学の精神」

各大学は、自己の個性と存在意義を「建学の精神」との関係で説明している。

独立法人化された国立大学の場合も、設置された地域や自治体との関係で存立の意義、すなわち「建学の精神」を模索している。私立大学の中でも、概してキリスト教系私立大学の場合、自らの「建学の精神」にある「人権」「博愛」「ヒューマニズム」をキーワードとして、現代という時代状況の中で読み直し、その精神に沿ったカリキュ

ラムや教育課程編成を重視し、それを社会にPRしている。

国策遂行との関係で設立された大学などの場合も、「建学の精神」を現代的に読み替えているのが特徴的である。

たとえば日本大学の場合、「建学の精神」は「日本大学の目的および使命」において「日本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の氣風をやしない、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。日本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする」と明示されている。これを現代では「日本人としての主体性の認識とは、広く世界的視野にたつた人材の育成」と読み替え、人材育成の教育目標としている（日本大学のホームページより）。

また国士館大学の場合、「大学改革の必要条件」として「(1)社会ニーズに合致しているか(2)建学精神との整合性はあるか(3)時代の本流（中長期の展望）に逆らっていないか」という三点を指摘している。最近新設した「21世紀アジア学部」については、『社会ニーズに合致』はどうか。『21世紀はアジアの時代』のフレーズを持ち出

すまでもなく、まさに今は「アジアの時代」。しかも、貿易・市場として魅力あるアジアという意味から脱し、急速に進展するIT化に伴い、知識集約型の独自の経済構造を作り大きく発展していく、世界から注目されるアジアという意味において、である。アジアへのアプローチは、世界のニーズと言える」と社会ニーズとの関係を説明する。それに続いて「建学の精神」との関係では、「国士館は創設当時から、日本の伝統を尊重しつつ、アジアと共存することに力を注いできた。建学の精神を大上段に振りかざすのではなく、それを今に生かすという観点から二〇〇年にはアジア・日本研究センターを設立。アジア学を教育・研究の柱の一つとし、アジアからの留学生を多く受け入れ、アジア地域の一八の大学と学術交流や学生の交換留学を進めてきた。アジア諸国の『相互理解』を深める学部の設置は『国士館らしさ』の現代的発現でもある」と説明している。（ベネッセ『Between』二〇〇一年一月二月号）

さらに拓殖大学の場合も同様である。拓殖大学は、一九〇〇（明治三三）年、植民地台湾の開発に貢献しうる人材の育成を目標に台湾協会学校として設立された。植民地台湾の近代化を目指した「建学の精神」は、現在で

は「アジアに目を向けた唯一の教育機関で（中略）出自そのものが国際大学だったので。建学の精神にはこう記されています。『積極進取の気概とあらゆる民族から敬慕されるに値する教養と品格を具えた有為な人材の育成』と説明されている。

このように各私立大学は、「建学の精神」をそれぞれ現代的に読み替え、現代的に解釈し直し、そこに自らの個性と存在意義を認めている。

4) 大東文化学園と「建学の精神」

上述したように、「建学の精神」として含まれる内容は、創設時の理念であり、創設以来の社会に対する貢献の総称である。したがって、「建学の精神」自体を絶えず捉え直していくことが不可欠である。

本学では一九八五（昭和六〇）年に「学園長期教育研究計画策定委員会第一小委員会」（委員長・小笠原英三郎・元文学部教授）で「建学の精神」が検討され、「大東文化大学の建学の精神―学院創立当時の建学の精神と大東文化大学の存立の意義―」がまとめられた。以後、大学の学部新設や大学院新設時には、その都度「建学の精神」との関係を明確にした上で設置申請書類が作成さ

れてきた。

しかしながら、一九八五年以後「建学の精神」自体は深く検討されてこなかったといつてよい。本学園は、二〇二三年に創立百周年を迎える。この機会にあらためて「百年史編纂体制」を本格的に設置し、「建学の精神」を深めるべきである。他大学の百年史編纂に要する時間をみると一五年程度の時間が必要とされているケースが一般的である。二〇〇八年九月に創立八五周年を迎えた本学は、今まさに百年史編纂に取り掛かるべき時期にある。

「建学の精神」を深めるために、次のような課題がある。第一に、大東文化学院創設経緯の詳細な解明である。

これまで、一九二一（大正一〇）年の原敬内閣時の第四四議会上に提出された「漢学振興の決議」を嚆矢として大東文化学院創設経緯が説明されてきたが、その決議内容や決議に関わった議員をはじめその時代背景に至るまで精査すべき事柄が少なくない。

第二に、本学の指導者群像（大木遠吉・小川平吉・井上哲次郎・平沼騏一郎ら）の史料整理や思想・業績の解明である。本学のみならず近代日本史上重要な役割を果たした人物の史料整理と思想・業績の解明は、本学の歴史のみならず学界に対する貴重な貢献にもなろう。

第三に、創設後の本学園・大学の歴史を検証し、その中で社会への貢献を広く明らかにすることである。その作業は、時々々の社会の状況に対し本学が何を価値選択してきたのかを確認する作業となり、結果として本学の「建学の精神」を深めることに連なるはずである。

第四に、創設時の「漢学振興・東西文化の融合」という理念の現代的意義の再発見、再確認の作業と現代的読み替えの作業である。

以上、本学園創設百周年に向けて、百年史編纂体制を速やかに実現することと、そこで「建学の精神」に関わって重視すべき課題を述べた。

5) 「建学の精神」の現代的展開——多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造——

本項のまともに替えて「建学の精神」の現代的読み替えを試論として提示したい。

明治以来日本国家は、欧米先進国を近代化・工業化のモデルとしてきた。その過程において、日本は、アジア諸国・民族に対し誤った行動をとったこともあった。しかしこれからの日本は、欧米先進国モデルを批判的に検討し、来るべき社会をどのように構築するか真剣に模索

すべき時期にきた。その模索に際して「アジア」は重要なキーワードである。

「21世紀はアジアの時代」といわれて久しい。EUのような統合の展望は今のところみられないが、経済や文化をみると大きな交流がすでに始まっている。なによりも日本語・日本文化そのものが漢字文化圏に位置付き、中国大陆との交流の中で歴史的に形成されてきたという事実がある。日本の国家と社会の今後の未来を考えると、文化的アイデンティティの確認は重要な課題であり、「漢学振興」を「建学の精神」の柱の一つとしてきた本学の、まさに出番なのではないだろうか。

また、戦争と国家の世紀であった20世紀から21世紀を展望する時、大国・先進国が支配してきた歴史から人間的価値規範が多様な民族と多様な文化の中で追求される時代となるであろう。

このような時代において、まさに「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」という理念は、本学の「建学の精神」のもう一つの柱である「東西文化の融合」の現代的読み替えとなりうるのである。

以上を踏まえ、本学園は、一〇〇周年を迎える二〇二三年に向け、さまざまな文化的背景をもつ人々が相互理

解を深め、新たな価値を不断に育む、開かれた「場」となることを地域社会との協力のもとで目指していくことを宣言する。

2 「学校における生徒等に関する個人情報」の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」二〇〇四年一月一日

文部科学省告示第百六十一号

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

平成十六年十一月十一日 文部科学大臣 中山 成彬

学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針

第一 趣旨

この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に定める事項に関し、学校における生

徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。なお、学校における生徒等に関する個人情報については、本指針によるほか、地方公共団体等が講ずる措置に留意するものとする。

第二 用語の定義法

第二条に定めるもののほか、この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業者 法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者であつて、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校及び同法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）を設置する者をいう（第四に規定する場合を除く。）。

二 生徒等 次の各号に掲げる者をいう。

（一）前号に規定する事業者が設置する学校において教育を受けている者

（二）前号に規定する事業者が設置する学校において教育を受けようとする者

(二) 過去において、前号に規定する事業者が設置する学校において教育を受けた者及び受けようとした者

第三 事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項

一 法第十五条に規定する利用目的の特定に関する事項事業者は、利用目的の特定に当たっては、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、本人が、取得された当該本人の個人情報を利用された結果が合理的に想定できる程度に、具体的、個別的に特定すること。

二 法第十六条及び法第二十三条第一項に規定する本人の同意に関する事項事業者は、本人の同意を得るに当たっては、当該本人に当該個人情報の利用目的を通知し、又は公表した上で、当該本人が口頭、書面等により当該個人情報取扱いについて承諾する意思表示を行うことが望ましいこと。

三 法第二十条に規定する安全管理措置及び法第二十一条に規定する従業者の監督に関する事項

事業者は、生徒等に関する個人データの安全管理のために次に掲げる措置を講ずるよう努めるとも

に、当該措置の内容を公表するよう努めるものとすること。

(一) 生徒等に関する個人データを取り扱う従業者及びその権限を明確にした上で、その業務を行わせること。

(二) 生徒等に関する個人データは、その取扱いについての権限を与えられた者のみが業務の遂行上必要な限りにおいて取り扱うこと。

(三) 生徒等に関する個人データを取り扱う者は、業務上知り得た個人データの内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。その業務に係る職を退いた後も同様とすること。

(四) 生徒等に関する個人データの取扱いの管理に関する事項を行わせるため、当該事項を行うために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから個人データ管理責任者を選任すること。

(五) 生徒等に関する個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人データの保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行うこと。

四 法第二十二條に規定する委託先の監督に関する事項

事業者は、生徒等に関する個人データの取扱いの委託に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(一) 個人データの安全管理について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けること。

(二) 委託先が委託を受けた個人データの安全管理のために講ずべき措置の内容が委託契約において明確化されていること。具体的な措置としては、以下の事項が考えられること。

① 委託先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報漏らし、又は盗用してはならないこととされていること。

② 当該個人データの取扱いの再委託を行うに当たっては、委託元へその旨文書をもって報告すること。

③ 委託契約期間等を明記すること。

④ 利用目的達成後の個人データの返却又は委託

先における破棄若しくは削除が適切かつ確実になされること。

⑤ 委託先における個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く）、改ざん等を禁止し、又は制限すること。

⑥ 委託先における個人データの複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）を禁止すること。

⑦ 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元への報告義務を課すること。

⑧ 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託先の責任が明確化されていること。

五

法第二十三條に規定する第三者提供に関する事項

事業者は、生徒等に関する個人データを同窓会、奨学事業を行う団体その他の第三者に提供する（法第二十三條第一項第一号から第四号までに該当する場合を除く。）に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (一) 提供先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報情報を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること。
 - (二) 当該個人データの再提供を行うに当たっては、あらかじめ文書をもって事業者の了承を得ること。ただし、当該再提供が、法第二十三条第一項第一号から第四号までに該当する場合を除く。
 - (三) 提供先における保管期間等を明確化すること。
 - (四) 利用目的達成後の個人データの返却又は提供先における破棄若しくは削除が適切かつ確実になされること。
 - (五) 提供先における個人データの複写及び複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）を禁止すること。
- 六 法第二十五条第一項に規定する本人からの保有個人データの開示に関する事項
- 事業者は、保有個人データの開示に関し、次に掲げる事項に留意するものとすること。
- (一) 事業者は、本人から当該本人の成績の評価その他これに類する事項に関する保有個人データの開示を求められた場合におけるその開示又は非開示

- の決定に当たっては、学校における教育活動に与える影響を勘案すること。
- (二) 事業者は、本人の法定代理人から当該本人に関する保有個人データの開示を求められた場合におけるその開示又は非開示の決定に当たっては、当該本人に対する児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。）及び当該本人が同居する家庭における配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。）のおそれの有無を勘案すること。
 - (三) 事業者は、非開示の決定することが想定される保有個人データの範囲を定め、生徒等に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- 七 法第二十九条第二項に規定する本人の利便を考慮した適切な措置に関する事項
- 事業者は、本人からの保有個人データの開示等の求めができるだけ円滑に行われるよう、開示等の求

めに応じる手続について本人に周知するよう努めるとともに、閲覧の場所及び時間等について十分配慮すること。

八 法第三十一条に規定する苦情の処理に関する事項
事業者は、生徒等に関する個人情報取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため、苦情及び相談を受け付けるための窓口の明確化等必要な体制の整備に努めること。

第四 個人情報取扱事業者以外の事業者による生徒等に関する個人情報の取扱い

法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者以外の事業者（学校を設置する者に限る。）であつて、学校における生徒等に関する個人情報を取り扱う者は、第三に準じて、その適正な取扱いの確保に努めること。

3 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（抜粋）二〇〇八年二月二四日

はじめに く今なぜ学士課程教育か

1 本審議会は、平成一三年四月一日、「今後の高等教育改革の推進方策について」諮問を受けた。平成一

七年一月にとりまとめた「我が国の高等教育の将来像」答申（以下、「将来像答申」という。）では、「早急に取り組むべき重点施策」の中で、「入学者選抜・教育課程の改善」、「出口管理」の強化や「教養教育や専門教育等の総合的な充実」等、学士課程教育の充実に関して提言した。

そして、同年九月に「新時代の大学院教育」答申をとりまとめた後、平成一八年以降、大学分科会を中心に、学士課程教育に重点を置いた審議を行ってきた。昨年三月には、大学分科会の制度・教育部会に「学士課程教育の在り方に関する小委員会」を設置し、同年九月に審議経過報告（「学士課程教育の再構築に向けて」）をとりまとめた。

その後、制度・教育部会を中心に審議を深め、本年一月の「高等学校と大学との接続の改善に関するワーキンググループ」の「議論のまとめ」も踏まえつつ、本年三月に「学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）」を公表した。

この「審議のまとめ」に対する大学・高等学校関係者からのヒアリング、広く国民一般からの意見聴取を行いつつ、慎重に審議を進め、ここに答申をとりまと

めた。

2 審議における問題意識は以下のとおり、学士課程教育の構築が、我が国の将来にとって喫緊の課題であるという認識に立っている。

第一に、グローバルな知識基盤社会、学習社会において、我が国の学士課程教育は、未来の社会を支え、より良いものとする「二一世紀型市民」を幅広く育成するという公共的な使命を果たし、社会からの信頼に応えていく必要がある。

第二に、高等教育のグローバル化が進む中、学習成果を重視する国際的な流れを踏まえつつ、我が国の学士の水準の維持・向上のため、教育の中身の充実を図っていく必要がある。

第三に、少子化、人口減少の趨勢^{すうせい}の中、学士課程の入口では、いわゆる大学全入時代を迎え、教育の質を保証するシステムの再構築が迫られる一方、出口では、経済社会から、職業人としての基礎能力の育成、さらには創造的な人材の育成が強く要請されている。

第四に、教育の質の維持・向上を図る観点から、大学間の協同が必要となっている。

3 本答申は、いわゆる学部段階の教育を「学士課程教育」と称している。

これは、将来像答申において、「現在、大学は学部・学科や研究科といった組織に着目した整理がなされている。今後は、教育の充実の観点から、学部・大学院を通じて、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程（プログラム）中心の考え方に再整理していく必要がある」との指摘を踏まえている。今後、我が国において、上記の観点から学士課程教育を構築するには、学部・学科等の縦割りの教学経営が、ともすれば学生本位の教育活動の展開を妨げている実態を是正することが強く求められる。

本答申を契機として、「学士課程教育」という概念が、大学関係者はもとより、一般に広く理解されることを期待したい。

4 本答申は、まず「グローバル化、ユニバーサル段階等をめぐる認識と改革の基本方向」（第一章）を述べる。そして、改革の具体的な方策として「学士課程教育における方針の明確化」（第二章）では、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入

れの方針」の順で、学士課程教育の充実に関する提言を行う。続く「学士課程教育の充実を支える学内の教職員の職能開発」（第三章）、「公的及び自主的な質保証の仕組みの強化」（第四章）、「基盤となる財政支援」（第五章）において、それぞれ関連する提言を行っている。

第二章から第四章では、それぞれのテーマに関し、原則として「現状と課題」について本審議会の認識を示し、「改革の方向」を述べた上で、「具体的な改善方策」として、「大学に期待される取組」と「国によって行われるべき支援・取組」に関する事項を列挙した。

「大学に期待される取組」は、各大学の主体的な取組の参考となることを期待して提示したメニューであり、一律な実施を求めるものではない。もとより、本答申は、様々な具体的な取組に関し、各大学に直接指示する性質のものではない。

また、「国によって行われるべき支援・取組」を受けて、今後、国としてどのような施策を講じ、各大学に働きかけるかは、文部科学省において、大学の自主性・自律性を尊重しつつ、適切に判断されるべきものである。

最後に、「おわりに」として、改革の実行に向け、社会全体とのかかわりについて要望を行っている。

5 本答申は、学士課程教育の在り方に焦点を当てているが、あわせて、短期大学の在り方が重要な論点であることは言うまでもない。将来像答申では、短期大学の課程に対し、「ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携協力して多様な学習機会を提供する、知識基盤社会での土台づくりの場」という期待を示したところである。

本答申では、短期大学固有の問題にかかわる提言を行っておらず、今後の検討が期待されるが、学位の質保証をめぐる課題は共通するものであり、短期大学の課程についても、その特性等を踏まえつつ、本答申を活用して当該大学での主体的な取組に生かしていただくことを望みたい。

6 なお、本年四月の「教育振興基本計画について」答申（以下、「基本計画答申」という。）を踏まえ、七月一日には「教育振興基本計画」が閣議決定されている。その中では、「社会の信頼に^{こた}える学士課程教育等を

実現する」等の方向性が示されており、本答申は、その具現化に必要な取組を示すものである。

(略)

4 中長期経営計画「DAITO VISION 2023」(抜粋) 二〇一四年二月一七日

2. 大東文化大学の理念・目的

1. 建学の精神と理念

大東文化大学は、二〇一三年に創立九〇周年を迎えた。創立百周年に向けて大学の歴史を検証しつつ、来るべき二〇二三年の大学の将来像を明らかにしていく。

本学は、当時の帝国議会において決議された建議によって一九二三年に設立された。建学にあたっては、「漢学(特に儒教)」を中心として東洋の文化を教授・研究することを通じて、その振興を図ると共に、儒教に基づく道義の確立を期し、更に東洋の文化を基盤として西洋の文化を摂取吸収し、東西文化を融合して新しい文化の創造を目ざす」(一九八五年『大東文化大学の建学の精神』学園長期教育研究計画策定委員会報告書)ことが掲げら

れた。

建学の精神は、社会の進展と時代の変化の中で検証されてきた。『中期経営計画「CROSSING」(二〇〇九―二〇二三)』(二〇〇八年理事会)では、「東西文化の融合」という建学の精神は、「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」と読み替えられた。これは、一九九〇年代に始まり、二一世紀に入って加速するグローバル化の現実と課題に対応する新しい理念として打ち出されたものである。

しかし、「東洋の文化」の研究から出発した本学の歴史においては、アジアに軸足を置いた研究と教育に最も蓄積がある。さらに現在は、欧米を含む世界に広げ、国際的な視野に立った研究と教育を特色としている。そのことから、「アジアから世界へ―多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」を大学の理念として掲げる。

2. 大東文化大学の目的と社会的使命―どのような学生を育てるか

グローバル化の急速な進展によって世界は相互に関連するひとつのシステムとなり、その影響はあらゆる国、地域の人々の生活に及んでいる。他方、文明・

文化の衝突、環境、貧困と福祉問題などが人類的な課題として浮上している。大学は、「学術の中心」（学校教育法第八三条）として、基礎的研究と教育を通じて、社会が要請する新しい課題の解決に貢献することが求められる。

本学は、アジアを中心として国際的な文化研究と異文化交流を行ってきた歴史があり、学術・教育の創造を通じて文化を世界に発信し、国際的に貢献していくことができる強みを持っている。

わが国の大学政策も「グローバル人材の育成」を掲げ、大学自身が「国際標準」化することを求めている。他方、COC（Center Of Community）構想に見るように、大学が地域再生の中核としての役割を果たすことを求めている。グローバル化が進むなかで、それと関わりながら、地域が経済的に自立し、独自の地域文化を発展させることが必要になっている。またそこで生き働く人間は、「地域・日本・世界を貫く教養」が必要になる。その点での大学の役割が求められているのである。

本学は、学則第一条において、「建学の精神に基づき、学問の理論と応用を教授・研究して真理と正義を愛する自主的精神に充ちた良識ある人材を育成し、文化の発展

と人類の福祉に貢献することを目的とする」と謳っている。これは、戦後教育法と新制大学の理念を踏まえた教育の目的である。

本学が教育の目的とする能力と人格（大東学士力）は、以下のようなものである。

- (1) 地球的規模の視野と感覚を持ち、異文化への理解力・共感力、コミュニケーション能力を持ち、諸問題の解決に貢献できる。
- (2) 豊かな人間的教養と高度な専門的知識・技術を持ち、現代社会の諸問題にチャレンジできる。
- (3) 修得した専門的知識と技能を使って、社会の中核・中堅として、その発展に貢献する意欲と能力を持っている。
- (4) 自分の意見を持ち、それを適切に表現し、他者と協力・共同する能力を持っている。
- (5) 大東人として、また人間としての誇りと自信、社会の担い手としての強い使命感・モラルを持ち、行動できる。

3. 創立百周年に向けた六つのヴィジョン

- ① 主体的な学びにより、大東学士力を育てる「教育の

大東」を実現する

(1) すべての学生が大東学士力を身につける質の高い教育を展開する。

(2) 参加型・問題解決型の主体的な学びを実現する。

(3) 垣根をこえた学びにより複数の専門に挑戦できるカリキュラムを創造する。

(4) カリキュラムを全学的に共通化・柔軟化・スリム化する。

② 自主・参加・共同による学生生活を支援する

(1) 主人公として大学生活に参加することを支援する。

(2) 学習支援、生活支援を充実させる。

(3) 学生のさまざまなニーズ（障がい学生、心の病など）に適切に対応した施策を行う。

(4) キャリア教育・就職支援の全学的な体制をつくる。

(5) 留学生への支援を強化する。

(6) スポーツ・文化活動をはじめ自主的活動を支援する。

③ 「開かれた知の共同体」をつくり、大東文化らしい高度な研究を創造する

(1) 個人の自由な研究活動を発展させると同時に、「知

の共同体」としての機能を充実する。

(2) 基礎研究を重視すると共に、地域や社会の要請に基づくプロジェクトを展開する。

(3) 研究所体制を再編成し、学際的でダイナミックな研究を発信する。

(4) 大学院を再編成し、「大東文化」らしい教育と研究を充実させる。

④ 国際的な学術・教育のネットワークの拠点となり、

世界に向けて発信する

(1) 大学の国際的なネットワークに参加し、国際水準の研究を推進する。

(2) 留学の制度（受け入れと派遣）を充実し、交流の

国・地域、留学生数を増加させる。

(3) 国際的な学術交流を発展させる。

⑤ 「学術の中心」として地域と連携・共同し、社会の

発展に貢献する

(1) 地域の生涯学習の拠点となり、学習・文化活動の発展に貢献する。

- (2) 地域の諸課題解決のための共同研究を発展させる。
- (3) 学生の地域参加型学習の機会を増やす。
- (4) ボランティア活動を支援し、拡大していく。

⑥ 人権と自由を尊重し、公正な大学運営を行い、社会に信頼される組織となる

- (1) 教育・研究の場にふさわしく、学生、教職員の自由と人権が尊重されるキャンパスをつくる。
- (2) 社会に開かれた自治的なガバナンスを行う。
- (3) コンプライアンスを徹底し、社会に信頼される大学にする。

- (4) 安全と安心の危機管理体制をつくる。
- (5) 教育・研究のための財政基盤を確立する。
- (6) 内部質保証のための点検・評価体制を整備する。

5 中長期経営計画「DAITO VISION 2033」（抜粋） 〇二二年二月二四日

1. 建学の精神・大学の理念と中長期計画の大枠

本学は、漢学振興に関する議会決議に基づき、一九二三年に設立された、大東文化学院を前身としている。建

学の精神は「漢学振興・東西文化の融合」（『大東文化大学の建学の精神』、一九八五年）と要約され、大学の理念は「アジアから世界へ―多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」（『DAITO VISION 2033』、二〇一四年）と規定されている。二〇二三年の創立一〇〇周年を五年後に控えた二〇一八年、本学は、建学の精神・大学の理念を踏まえつつ、自らの個性・魅力を可視化し学内外へ浸透させることを意図し、「二〇〇周年＋10ブランドプロジェクト」を始動させた。大学の新中長期計画の策定作業も、このプロジェクトと連動する形で開始し、本学のミッションを「文化で社会をつなぐ大学」、重点領域を「五つのドメインとガバナンス」とする新中長期計画の大枠を定めた（二〇二〇年三月理事会承認、P15「体系図」上中段も参照）。上記大枠におけるミッション「文化で社会をつなぐ大学」には、「多様な文化との出会いを通じて、学ぶ者すべてが交流し、人間性と社会性を高めあう場」との説明が付されている。この説明は、現行中長期計画（『DAITO VISION 2023』）に掲げられた本学の使命（「地域・日本・世界を貫く教養」を備え、多文化共生社会に貢献できる人材の育成）を踏まえたものになっている。文化的多様性は持続可能な開発の重要な

要素であり、異文化への理解力・共感力の養成を旨とする本学のミッションは、国際連合のSDGs（持続可能な開発目標）にも適合する内容になっている。また、ミッションと密接に関わるブランドの将来像としては、「CROSSING+」（地域・領域・時代を超えた多彩な出会い）を生み出す文化の研究・交流拠点）が設定されている。ここでいう文化とは、衣食住・科学・技術を含む人間の生活様式全般とされ、越境の対象も、「東西」・アジアから世界」といった地域のみでなく、学問領域・時代へと拡張されている（『二〇〇周年＋10ブランドプロジェクト経過報告』、二〇一九年）。上記将来像（「CROSSING+」）は、分野を超えた専門知の組合せから様々な社会課題を解決し、新たな価値を生み出していく、知識集約型社会（Society 5.0）にも適合する内容になっている。建学の精神・大学の理念と一〇〇年の歴史を踏まえ、創立一一〇周年（二〇三三年）を見据えて定めた上記ミッション・将来像を具現化するため、本学は、二〇二三年四月初を始期、二〇三三年三月末を終期とする新中長期計画をここに提示する。

2. 一一〇周年に向けての課題

グリーン（環境）・デジタル（IT）分野を中心とし

た昨今の飛躍的技術革新は、一〇～二〇年後の日本が持続可能で知識集約的な社会へと進化していく上で明るい材料となっている。一方で、二〇一〇年代に約一二〇万人で推移していた全国の一八才人口は、二〇一八年から減少トレンドに入り、二〇二八年に一〇七万人（二〇一八＝一〇〇と指数化すると二〇二八年＝九二）、二〇三三年に一〇一万人（同八六）、二〇三八年に八七万人（同七四）と二〇年間で二五％近く減少すると予想されている。日本の私立大学は、直近（二〇二〇年度）でも全体の三一・〇％が入学定員割れ、三六・三％が赤字決算（基本金組入前当年度収支ベース）の状態であり、将来の見通しは更に厳しいと見られている。本学は、二〇二一年度は定員を上回る入学者を確保し、二〇二〇年度決算（学園計、基本金組入前当年度収支ベース）では黒字を計上しているが、先行きは決して樂觀できないと思われる。次節で中長期計画の具体的内容（各論）を議論する前に、本学が創立一一〇周年を挟む今後一〇～二〇年間に直面すると思われる総合的課題として、以下の(1)～(5)を指摘しておきたい。

- (1) 学士課程における学生募集面の課題への対処
- (2) オンライン技術の活用とデジタル変革（DX）への

対応

(3) 大学院、研究所の改革

(4) キャンパス問題の検討

(5) 財政基盤の確保

上記のうち、(1)(3)(4)(5)は『DAITO VISION 2023』でも取り上げられている懸案であるが、いま一度論点を整理しておく。

(1) 学士課程における学生募集面の課題への対処

二〇一〇年代前半、新就職氷河期（二〇〇九～二〇一三年）による理系人気の高まり、東日本大震災（二〇一一年）を契機とした外国人留学生の減少、尖閣問題（二〇一〇～一二年）を発端とした対中関係の悪化などを背景として、本学の入試状況は厳しい局面を迎えた。いくつかの学科で定員割れが連年化するとともに、大学全体の入試倍率（志願者数／合格者数、推薦入試含む）も二〇一四年度に一・九三と二倍を割り込む事態となった。その後、大規模私大に対する定員管理厳格化（二〇一六～一八年度）の影響で首都圏有力私大の入試が難化し、併願需要の増加など正の波及効果によって中堅私大の入試状況も好転することとなった。学部学科間の定員調整も相まって、本学でも二〇一〇年代前半のような定

員割れは解消し、二〇一五年度に二・一二だった入試倍率も、二〇一八年度の四・〇六へと上昇した。ただし、有力私大の定員管理厳格化が中堅私大の受験者数に及ぼす波及効果の規模は限られており、少子化による大学進学者減によって、いつかは相殺されることが予想される。

本学の入試倍率も、二〇一八年度の四・〇六をピークに二〇一九年度三・七九、二〇二〇年度二・六三、二〇二一年度二・二六と徐々に下降しており、学科レベルでは、二〇一八年度には全二〇学科で入試倍率が二倍を超えていたのが、二〇二一年度には八学科で入試倍率が二倍を割り込んでいる。定員割れが複数年続き、いったん「全入」の評判が生じると、修復が非常に困難になるケースが多い。手遅れになる前に、各学科で受験生・高校への情宣強化、カリキュラムの検討・更新、進路（就職）指導の拡充などを進めることが重要である。また、学科単位の対応での定員維持が困難な場合には、学部内または学部学科を超えた定員調整・再編も検討する必要がある。

対応

二〇二〇年春からの新型コロナウイルス感染症拡大期において、同時双方向形式・オンデマンド形式などのオ

オンライン授業は、本学における学びを維持するための手段として大きな威力を発揮した。一年以上にわたる様々な試行のなかで、オンライン授業特有の利点（学生が自分のペースで学習しやすい、心身上的の問題で通学が困難になった場合も学習が継続できる等）とともに、限界（実技・実習などの指導が困難、受講者全員の一体感が得にくい、授業外との交流機会が限られる等）も明らかとなってきた。これらの知見をふまえ、今後でも対面・オンライン授業双方の良さを活かした教育の可能性を追求していく必要がある。具体的には、学生のキャンパス移動負担の軽減、学生の多様な学びへの支援（補充教育、障がい学生対応等も含む）、高校生の先取り履修の促進、社会人への学びの機会提供などが考えられる。また、授業以外でも、教務ガイダンス、学生支援・キャリア支援（学生生活に関する啓発・情宣、ダブルスクールなど）、学生受け入れ（入試広報・高大連携・入学前教育など）に関連し、オンライン技術が有用となる場面が多数存在すると思われる。その他、FD・SD活動、研究、地域連携・社会貢献、国際交流など、教育以外の様々な分野においてもオンライン活用を積極的に支援し、大学全体の便益増加を図っていく。コロナ禍を機に普及が加速し

たウェブ会議・動画配信等は、ICT（情報通信技術）の応用の一部に過ぎない。5Gのような高速大容量通信が普及するなかで、商取引、金融・保険、医療・福祉、行政手続など幅広い分野にICTが浸透し、オフラインとオンラインの世界が融合していくことが予想される。ICT、データ等に基づき新しい価値を創造していくデジタル変革（DX）が、今後の日本の重要課題となり、このようなデジタル変革に対応できる人材の養成が、大学にも求められるようになると思われる。本学においても、初等中等教育での情報教育内容に配慮しつつ、学生がデジタル社会に求められる素養（基本的情報知識、データーテラシー、批判的思考力など）を着実に身につけ創造性を発揮できるよう、教育内容を更新していく必要がある。あわせて、デジタル化対応の教育に関する環境整備、教員への研修・FD等の拡充なども検討・推進していく必要がある。

(3) 大学院、研究所の改革

本学が二〇一六年度に受審した公益財団法人大学基準協会の認証評価において、大学院の四研究科七課程（前期課程三、後期課程四）が「収容定員に対する在籍学生数の比率が低いので改善が望まれる」との指摘（努力課

題)を受けた。その後、前期課程の入学定員を削減するなどの対応策をとってきたが、二〇二二年度現在、上記四研究科の四課程(前期課程一、後期課程三)で収容定員充足率が前回受審時を下回るなど、厳しい状況が続いている。二〇一〇～二〇年の約一〇年間で、私立大学の大学院(前期課程)入学者は人文科学系で三三%、社会科学系で二七%減少しており、文系大学院の定員充足率向上には逆風となっているが、研究科間の連携強化など、打開策を引き続き探る。大学附置研究所、学部附置研究所についても、所蔵資料の相互利用、研究所間の交流促進など連携強化により、研究機能の拡充や特色ある研究の創出を図る。予算細分化を防ぐため、複数の研究所による予算執行の協調(例)プロジェクトの共同実施、シンポジウムの輪番開催等)も推進し、必要に応じて研究所の再編についても検討を行う。

(4) キャンパス問題の検討

卒業時の学生アンケート(二〇一四年三月～一八年三月)によれば、四年同一キャンパスである国際関係、スポーツ・健康科学(以下国際、スポ健と略)を除く六学部の卒業生の約六割が「一・二年次と三・四年次で勉強環境が変わるのが負担でしたか?」との設問に「そ

う思う」又は「少しそう思う」と回答している。また、国際・スポ健を含む全卒業生の約七割が「入学から卒業までを同一キャンパスで学ぶ方がよいと思いますか?」との設問に「そう思う」又は「少しそう思う」と回答している。同一キャンパスでの四年制一貫教育は、学年を超えた縦のつながりを維持しやすく、学生指導・キャリア支援などの観点からも利点が多い。これらの理由から、「四年制一貫教育(同一学部同一キャンパス)の追求」という目標については、『DAITO VISION 2023』に引き続き、新たな中長期計画でも維持する。ただし、東京二三区内のキャンパスにおける収容定員増は、少なくとも二〇一八～二七年度の一〇年間は法律(二三区規制)により認可されず、現在の板橋キャンパス(収容定員四六〇〇名)で四年制一貫教育を行えるのは一学年最大一五〇名までとなる。(国際・スポ健を除く六学部の新入生二三〇〇名全員について板橋での四年制一貫教育に移行させることは現行規制上できない。)また、今後二三区規制が撤廃され、板橋キャンパスの収容定員増が制度上可能となった場合であっても、実際に今以上の学生数を受け入れるためには、板橋キャンパス周辺での校地拡張が大きな課題となる。一方、校地・校舎の面積や施

設の細部まで規定した大学設置基準に関しては、時代の变化（とくにオンライン技術の進歩）に即した形での弾力化を求める意見が中教審・教育再生実行会議等でも出されている。対面授業を主体とした現在の教育活動のなかにオンライン授業の導入が進むことによって、必要とされる教育施設の規模や機能も見直される可能性がある点にも留意しておく必要がある。板橋・東松山ともに、今後一〇～二〇年のうちに大規模改修（建替え）が必要となる校舎・施設が存在している。キャンパス整備の将来構想は、四年制一貫教育や両キャンパス間の定員配分の問題とも密接に関係するため、大学設置基準の改正や23区規制の解除、遠隔授業の制限緩和や学生募集環境などの外的動向と、学内における学部学科再編の検討状況を見極めつつ、板橋と東松山の両キャンパスの定員最適化と有効活用の観点から、予断を持たず検討を続けていく。

(5) 財政基盤の確保

上記(1)で述べたように、少子化の影響で本学の学生募集環境は年々厳しさを増しているうえ、定員超過率に関する規制の厳格化により、学納金収入の増加は容易には見込めなくなっている。一方、上記(2)(4)で述べたデジタ

ル変革への対応や施設補修・整備等には長期にわたって相応の支出が必要であり、本学の財政は構造的に支出超過（赤字）に陥りやすくなっている。本学の教育・研究の質を長期にわたって維持し、社会に対する責任を果たすために、財政基盤を持続可能な状況に保つことが極めて重要といえる。財政基盤の確保のため、外国人留学生・社会人など受け入れ学生層の多角化、補助金・寄付金等外部資金の確保など収入増に努めるとともに、中長期的な視点に立った支出の見直しも並行して進めていく必要がある。なお、『DAITO VISION 2033』の実現をはかるために必要となるより詳細な財政計画に関しては、現行の中長期財政計画の検証を行ったうえで、今後策定を進めていく予定である。

歴代役職者一覧（新制大学以降）

理 事 長

	氏 名	在 任 期 間
1	鵜澤 總明	1945/12 ～ 1947/11/29
2	土屋 久泰	1948/ 3 /10 ～ 1954/12
3	尾張眞之介	1954/12 ～ 1961/ 6 /30
4	南條 徳男	1961/ 7 / 1 ～ 1969/ 5 /14
5	金子 昇	1969/ 5 /14 ～ 1979/ 7 /20
6	時枝 満康	1979/ 7 /20 ～ 1981/ 3 /31
7	鈴木 則幸	1981/ 4 / 1 ～ 1983/ 4 / 5
8	大西 経信	1983/ 4 / 6 ～ 1985/ 6 /29
9	下田 博一	1985/ 6 /30 ～ 1988/ 7 / 7
10	鎌形 剛	1988/ 7 / 7 ～ 1989/ 5 /17
	（代行）鈴木 武夫	1989/ 5 /24 ～ 1989/ 9 /26
11	鈴木 武夫	1989/ 9 /27 ～ 1997/ 1 /29
12	田村 房夫	1997/ 1 /30 ～ 1997/ 6 /29
13	諏訪 義英	1997/ 6 /30 ～ 1998/ 7 / 1
14	竹内 哲夫	1998/ 7 / 2 ～ 2006/ 6 /29
15	國岡 昭夫	2006/ 6 /30 ～ 2009/ 6 /29
16	市川 護	2009/ 6 /30 ～ 2015/ 6 /29
17	大橋 英五	2015/ 6 /30 ～ 2018/ 6 /29
18	中込 秀樹	2018/ 6 /30 ～ 2024/ 6 /29

学 長	氏 名	在 任 期 間
1	土屋 久泰	1949/ 5 / 1 ～ 1958/ 3 /31
2	平島 敏夫	1958/ 4 / 1 ～ 1962/11/30
3	南條 徳男	1962/11/30 ～ 1969/ 3 /31
4	佐伯 梅友	1972/ 4 / 1 ～ 1975/ 3 /31
5	池田 末利	1975/ 4 / 1 ～ 1983/ 3 /31
6	清原 道壽	1983/ 4 / 1 ～ 1984/ 3 /31
7	香坂 順一	1984/ 4 / 1 ～ 1987/ 3 /31
8	杉本 良吉	1987/ 4 / 1 ～ 1990/ 3 /31
9	穂積 重行	1990/ 4 / 1 ～ 1993/ 3 /31
10	佐藤 定幸	1993/ 4 / 1 ～ 1996/ 3 /31
11	諏訪 義英	1996/ 4 / 1 ～ 1999/ 3 /31
12	須藤 敏昭	1999/ 4 / 1 ～ 2005/ 3 /31
13	和田 守	2005/ 4 / 1 ～ 2008/ 3 /31
14	渡部 茂	2008/ 4 / 1 ～ 2010/ 8 /10
	（代行）岡田 良徳	2010/ 8 /11 ～ 2010/10/26
15	太田 政男	2010/10/27 ～ 2017/ 3 /31
16	門脇 廣文	2017/ 4 / 1 ～ 2020/ 3 /31
17	内藤 二郎	2020/ 4 / 1 ～ 2023/ 3 /31
18	高橋 進	2023/ 4 / 1 ～ 現在

文学部長

	氏 名	在 任 期 間
1	細川 清	1972/4/1 ～ 1972/10/10
2	影山 誠一	1972/11/1 ～ 1974/3/31
3	荒川 龍彦	1974/4/1 ～ 1976/3/31
4	清原 道壽	1976/4/1 ～ 1978/3/31
5	佐々木一義	1978/4/1 ～ 1978/7/11
6	永山 勇	1978/7/17 ～ 1981/2/3
7	小笠原英三郎	1981/2/4 ～ 1983/2/3
8	山井 湧	1984/2/4 ～ 1984/3/31
9	小笠原英三郎	1984/4/1 ～ 1985/2/3
10	穂積 重行	1985/2/4 ～ 1987/3/31
11	長沢 順治	1987/4/1 ～ 1989/3/31
12	萩原 恭男	1989/4/1 ～ 1991/3/31
13	濱 久雄	1991/4/1 ～ 1995/3/31
14	諏訪 義英	1995/4/1 ～ 1996/3/31
15	須藤 敏昭	1996/4/1 ～ 1999/3/31
16	三上 紀史	1999/4/1 ～ 2003/3/31
17	栗林 秀雄	2003/4/1 ～ 2005/3/31
18	太田 政男	2005/4/1 ～ 2009/3/31
19	門脇 廣文	2009/4/1 ～ 2011/3/31
20	下山 嬢子	2011/4/1 ～ 2015/3/31
21	河内 利治	2015/4/1 ～ 2018/3/31
22	栗栖美知子	2018/4/1 ～ 2021/3/31
23	荒井 明夫	2021/4/1 ～ 2025/3/30

経済学部長

	氏 名	在 任 期 間
1	佐藤 良輔	1972/ 4 / 1 ～ 1974/ 3 /31
2	高橋 梵仙	1974/ 4 / 1 ～ 1976/ 3 /31
3	河野 一英	1976/ 4 / 1 ～ 1978/ 3 /31
4	篠原 武英	1978/ 4 / 1 ～ 1983/ 3 /31
5	永田 元也	1983/ 4 / 1 ～ 1987/ 3 /31
6	竹田 志郎	1987/ 4 / 1 ～ 1989/ 3 /31
7	中本 博皓	1989/ 4 / 1 ～ 1993/ 3 /31
8	向後 良文	1993/ 4 / 1 ～ 1993/ 7 / 9
9	林田 晃明	1993/ 7 /10 ～ 1994/12/16
10	石橋 春男	1994/12/17 ～ 1997/ 3 /31
11	鈴木 一道	1997/ 4 / 1 ～ 1999/ 3 /31
12	吉田 憲夫	1999/ 4 / 1 ～ 2001/ 3 /31
13	渡部 茂	2001/ 4 / 1 ～ 2005/ 3 /31
14	上野 健一	2005/ 4 / 1 ～ 2007/ 3 /31
15	中村 年春	2007/ 4 / 1 ～ 2011/ 3 /31
16	中村 宗悦	2011/ 4 / 1 ～ 2015/ 3 /31
17	岡村 宗二	2015/ 4 / 1 ～ 2017/ 3 /31
18	上遠野武司	2017/ 4 / 1 ～ 2021/ 3 /31
19	高安 雄一	2021/ 4 / 1 ～ 2025/ 3 /30

外国語学部長

	氏 名	在 任 期 間
1	吉村 五郎	1972/ 4 / 1 ～ 1981/ 3 /31
2	井上 隆一	1981/ 4 / 1 ～ 1984/ 3 /31
3	田桐 大澄	1984/ 4 / 1 ～ 1986/ 3 /31
4	大原 信一	1986/ 4 / 1 ～ 1988/12/31
5	吉原二三男	1989/ 1 / 1 ～ 1990/ 3 /31
6	菅野 亮子	1990/ 4 / 1 ～ 1992/ 3 /31
7	三好 郁夫	1992/ 4 / 1 ～ 1994/ 3 /31
8	奥田 祥子	1994/ 4 / 1 ～ 1996/ 3 /31
9	窪田 富男	1996/ 4 / 1 ～ 2000/ 3 /31
10	金丸 邦三	2000/ 4 / 1 ～ 2004/ 3 /31
11	山崎 俊次	2004/ 4 / 1 ～ 2008/ 3 /31
12	中村 浩一	2008/ 4 / 1 ～ 2012/ 3 /31
13	渡辺 良彦	2012/ 4 / 1 ～ 2016/ 3 /31
14	大島 吉郎	2016/ 4 / 1 ～ 2018/ 3 /31
15	高尾 謙史	2018/ 4 / 1 ～ 2022/ 3 /31
16	山口 直人	2022/ 4 / 1 ～ 2026/ 3 /31

法 学 部 長

	氏 名	在 任 期 間
1	城 富次	1973/ 4 / 1 ～ 1975/ 3 /31
2	服部 秀一	1975/ 4 / 1 ～ 1981/ 3 /31
3	小野 幸二	1981/ 4 / 1 ～ 1987/ 3 /31
4	安 世舟	1987/ 4 / 1 ～ 1991/ 3 /31
5	町井 和朗	1991/ 4 / 1 ～ 1993/ 3 /31
6	杉藤 忠士	1993/ 4 / 1 ～ 1995/ 3 /31
7	田中 浩	1995/ 4 / 1 ～ 1997/ 3 /31
8	江藤 价泰	1997/ 4 / 1 ～ 1999/ 3 /31
9	和田 守	1999/ 4 / 1 ～ 2001/ 3 /31
10	菟原 明	2001/ 4 / 1 ～ 2002/ 9 /25
11	古川 陽二	2002/ 9 /26 ～ 2003/ 3 /31
12	黒柳 米司	2003/ 4 / 1 ～ 2005/ 3 /31
13	古川 陽二	2005/ 4 / 1 ～ 2007/ 3 /31
14	五味 俊樹	2007/ 4 / 1 ～ 2009/ 3 /31
15	白石 裕子	2009/ 4 / 1 ～ 2011/ 3 /31
16	土岐 寛	2011/ 4 / 1 ～ 2011/11/23
17	永井 健晴	2011/11/24 ～ 2012/10/26
18	加瀬 幸喜	2012/11/15 ～ 2015/ 3 /31
19	内田 健二	2015/ 4 / 1 ～ 2017/ 3 /31
20	苑原 俊明	2017/ 4 / 1 ～ 2019/ 3 /31
21	加藤 普章	2019/ 4 / 1 ～ 2021/ 3 /31
22	山口 志保	2021/ 4 / 1 ～ 2023/ 3 /31
23	岩橋 俊哉	2023/ 4 / 1 ～ 2025/ 3 /30

国際関係学部長

	氏 名	在 任 期 間
1	佐藤 武敏	1986/4/1 ～ 1987/3/31
2	大野 盛雄	1987/4/1 ～ 1992/3/31
3	眞保潤一郎	1992/4/1 ～ 1994/3/31
4	服部 匡延	1994/4/1 ～ 1998/3/31
5	小島 麗逸	1998/4/1 ～ 2000/3/31
6	片岡 弘次	2000/4/1 ～ 2004/3/31
7	押川 典昭	2004/4/1 ～ 2008/3/31
8	松井 弘明	2008/4/1 ～ 2012/3/31
9	岡田 宏二	2012/4/1 ～ 2012/9/30
10	新納 豊	2012/11/1 ～ 2016/3/31
11	新里 孝一	2016/4/1 ～ 2020/3/31
12	松本 弘	2020/4/1 ～ 2024/3/31

経営学部長

	氏 名	在 任 期 間
1	天笠美知夫	2000/4/1 ～ 2002/3/31
2	今城 光英	2002/4/1 ～ 2006/3/31
3	井上 照幸	2006/4/1 ～ 2008/3/31
4	鈴木 一道	2008/4/1 ～ 2008/11/26
5	岡田 良徳	2008/11/27 ～ 2012/3/31
6	清家 伸彦	2012/4/1 ～ 2014/3/31
7	長谷川 礼	2014/4/1 ～ 2016/3/31
8	松尾 敏充	2016/4/1 ～ 2018/3/31
9	永田 清	2018/4/1 ～ 2020/3/31
10	高沢 修一	2020/4/1 ～ 2024/3/31

環境創造学部長

	氏 名	在 任 期 間
1	廣田 尚久	2001/4/1 ～ 2003/3/31
2	石橋 春男	2003/4/1 ～ 2005/3/31
3	高山 洋一	2005/4/1 ～ 2007/3/31
4	土井 幸平	2007/4/1 ～ 2009/3/31
5	篠原 章	2009/4/1 ～ 2011/1/5
6	高山 洋一	2011/1/14 ～ 2013/3/31
7	川村千鶴子	2013/4/1 ～ 2015/3/31
8	山口 由二	2015/4/1 ～ 2017/3/31
9	植野 一芳	2017/4/1 ～ 2018/3/31

スポーツ・健康科学部長

	氏 名	在 任 期 間
1	青葉 昌幸	2005/4/1 ～ 2007/3/31
2	伊藤 機一	2007/4/1 ～ 2009/3/31
3	大橋 二郎	2009/4/1 ～ 2011/3/31
4	岡田 淳	2011/4/1 ～ 2013/3/31
5	遠藤 俊郎	2013/4/1 ～ 2015/3/31
6	杉森 裕樹	2015/4/1 ～ 2017/3/31
7	勝又 宏	2017/4/1 ～ 2019/3/31
8	鈴木 明	2019/4/1 ～ 2021/3/31
9	宮城 修	2021/4/1 ～ 2023/3/31
10	藤田 和博	2023/4/1 ～ 2025/3/30

社会学部長

	氏 名	在 任 期 間
1	馬場 靖雄	2018/4/1 ～ 2020/3/31
2	植野 一芳	2020/4/1 ～ 2022/3/31
3	ロナルド スチュワート	2022/5/1 ～ 2024/3/31

図 書 館 長

	氏 名	在 任 期 間
1	平島 敏夫	1959/4/1 ～ 1963/3/31
2	武井 亮吉	1963/4/1 ～ 1968/3/31
3	竹田 復	1968/4/1 ～ 1969/3/31
4	田中千代松	1969/4/1 ～ 1970/3/31
5	高橋 梵仙	1970/4/1 ～ 1972/3/31
6	杉村 勇造	1972/4/1 ～ 1974/3/31
7	池田 末利	1974/4/1 ～ 1975/4/20
8	中嶋 敏	1975/4/21 ～ 1977/4/20
9	芳賀幸四郎	1977/4/21 ～ 1979/4/20
10	三澤 獄郎	1979/4/21 ～ 1983/4/20
11	田桐 大澄	1983/4/21 ～ 1984/3/31
12	佐藤時次郎	1984/4/1 ～ 1986/9/30
13	松嶋 榮一	1986/10/1 ～ 1989/3/31
14	穂積 重行	1989/4/1 ～ 1990/3/31
15	田中 忠	1990/4/1 ～ 1992/9/18
16	穂積 重行	1992/9/19 ～ 1992/10/31
17	長沢 順治	1992/11/1 ～ 1993/3/31
18	渡辺 澄子	1993/4/1 ～ 1995/3/31
19	溝口 雄三	1995/4/1 ～ 1997/3/31
20	中本 博皓	1997/4/1 ～ 1999/3/31
21	江藤 价泰	1999/4/1 ～ 2001/3/31
22	吉田 憲夫	2001/4/1 ～ 2005/3/31
23	三好 郁夫	2005/4/1 ～ 2007/3/31
24	柴田 善雅	2007/4/1 ～ 2009/3/31
25	五味 俊樹	2009/4/1 ～ 2011/3/31
26	小谷野純一	2011/4/1 ～ 2013/3/31
27	白石 裕子	2013/4/1 ～ 2017/3/31
28	田辺 清	2017/4/1 ～ 2021/3/31
29	永田 清	2021/4/1 ～ 2023/3/31
30	宮瀧 交二	2023/4/1 ～ 現在

東洋研究所所長

	氏 名	在 任 期 間
1	平島 敏夫	1961/ 4 ～ 1962/11
2	南條 徳男	1962/12 ～ 1964/ 3
3	金子 昇	1964/ 4 ～ 1965/ 3
4	高橋 梵仙	1965/ 4 ～ 1968/ 3
5	市野沢寅雄	1968/ 4 ～ 1970/ 3
6	野口 正之	1970/ 4 ～ 1972/ 3
7	土井 章	1972/ 4 ～ 1978/ 3
8	中嶋 敏	1978/ 4 ～ 1983/ 3
9	岡倉古志郎	1983/ 4 ～ 1985/ 3
10	古島 和雄	1985/ 4 ～ 1993/ 3
11	遠藤 光正	1993/ 4 ～ 1997/ 3
12	松本 照敬	1997/ 4 ～ 2003/ 3
13	福田 俊昭	2003/ 4 ～ 2009/ 3
14	山田 準	2009/ 4 ～ 2015/ 3
15	中林 史朗	2015/ 4 ～ 2016/10
16	山田 準	2016/11 ～ 2017/ 3
17	岡崎 邦彦	2017/ 4 ～ 2023/ 3
18	栗山 保之	2023/ 4 ～ 現在

書道研究所所長

（初代・第2代は書道文化センター所長）

	氏 名	雅号	在 任 期 間
1	青山 文雄	杉雨	1969/4 ～ 1986/3
2	浅見 精一	笥洞	1986/4 ～ 1989/3
3	今井 潤一	凌雪	1989/4 ～ 1992/3
4	東山 一郎		1992/4 ～ 1996/3
5	村上 列	翠亭	1996/4 ～ 1998/3
6	久米 公		1998/4 ～ 2000/3
7	新井 儀平	光風	2000/4 ～ 2004/3
8	田中 裕昭	節山	2004/4 ～ 2010/3
9	高木 厚人		2010/4 ～ 2012/3
10	高木 茂行	聖雨	2012/4 ～ 2014/3
11	河野 隆	鷹之	2014/4 ～ 2016/3
12	高木 茂行	聖雨	2016/4 ～ 2020/3
13	高木 厚人		2020/4 ～ 2024/3
14	植松 浩祥	龍祥	2024/4 ～ 現在

事務局長

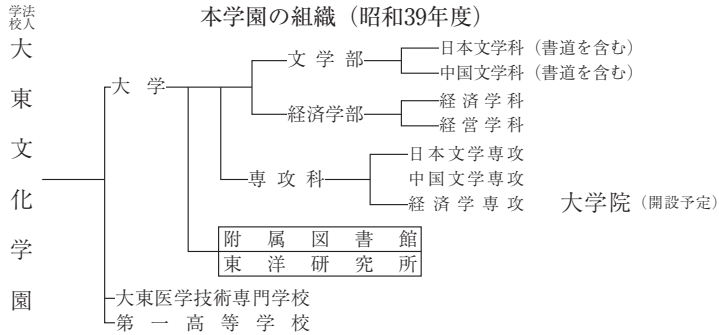
	氏 名	在 任 期 間
1	金子 昇	1966/4/1 ～ 1969/3/31
2	大西 経信	1969/4/1 ～ 1977/3/31
	不 在	1977/4/1 ～ 1980/3/31
3	大西 経信	1980/4/1 ～ 1981/4/15
	(代理) 下田 博一	1981/4/16 ～ 1982/1/31
4	下田 博一	1982/2/1 ～ 1985/6/29
5	村田 克巳	1985/7/11 ～ 1985/9/30
6	渡辺 功一	1985/10/1 ～ 1990/3/31
7	飯塚 昭	1990/4/1 ～ 1991/3/31
8	渡辺 功一	1991/4/1 ～ 1995/3/31
	(事務取扱) 八木 清	1995/4/1 ～ 1995/10/31
9	長沢 信彦	1995/11/1 ～ 2000/5/31
10	辻野 史朗	2000/6/1 ～ 2007/3/31
11	政池 芳博	2007/4/1 ～ 2010/3/31
12	小田嶋武行	2010/4/1 ～ 2011/9/30
13	林 正統	2011/10/1 ～ 2016/3/31
14	石田 千春	2016/4/1 ～ 2018/3/31
15	梅沢 祐行	2018/4/1 ～ 現在

学 務 局 長

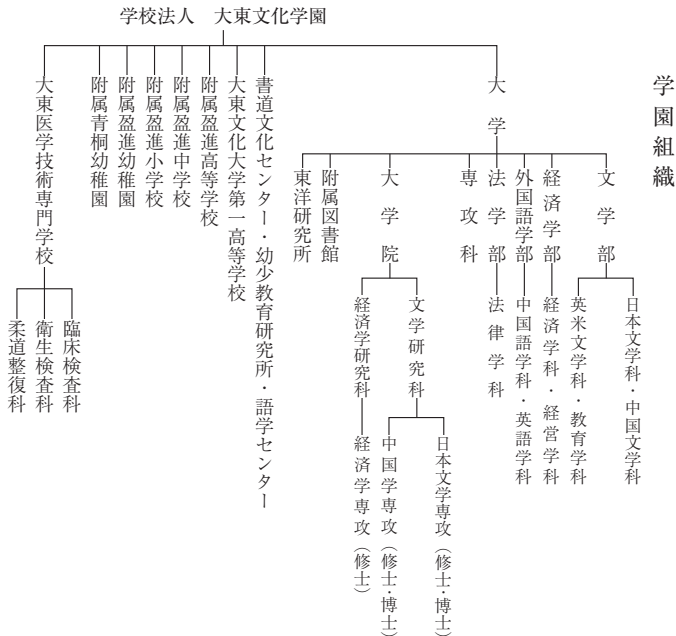
	氏 名	在 任 期 間
1	村田 克巳	1969/ 5 /29 ～ 1973/ 3 /31
2	井上 隆一	1973/ 4 / 1 ～ 1974/ 3 /31
3	村田 克巳	1974/ 4 / 1 ～ 1975/ 3 /31
	不 在	1975/ 4 / 1 ～ 1980/ 3 /31
4	吉田 義信	1980/ 4 / 1 ～ 1982/ 3 /31
5	間瀬 正次	1982/ 4 / 1 ～ 1984/ 3 /31
6	杉本 良吉	1984/ 7 /11 ～ 1986/ 3 /31
7	香坂 順一	1986/ 4 / 1 ～ 1987/ 3 /31
8	諏訪 義英	1987/ 4 / 1 ～ 1989/ 3 /31
9	尾中 普子	1989/ 4 / 1 ～ 1993/ 3 /31
10	小林 茂	1993/ 4 / 1 ～ 1999/ 3 /31
11	鈴木 一道	1999/ 4 / 1 ～ 2003/ 3 /31
12	清家 信彦	2003/ 4 / 1 ～ 2005/ 3 /31
13	渡部 茂	2005/ 4 / 1 ～ 2008/ 3 /31
14	山崎 俊次	2008/ 4 / 1 ～ 2011/ 3 /31
15	古川 陽二	2011/ 4 / 1 ～ 2017/ 3 /31
16	高橋 進	2017/ 4 / 1 ～ 2020/ 3 /31
17	小松 義明	2020/ 4 / 1 ～ 2021/ 3 /31
18	新里 孝一	2021/ 4 / 1 ～ 2023/ 3 /31
19	村 俊範	2023/ 4 / 1 ～ 現在

学校法人大東文化学園組織の変遷

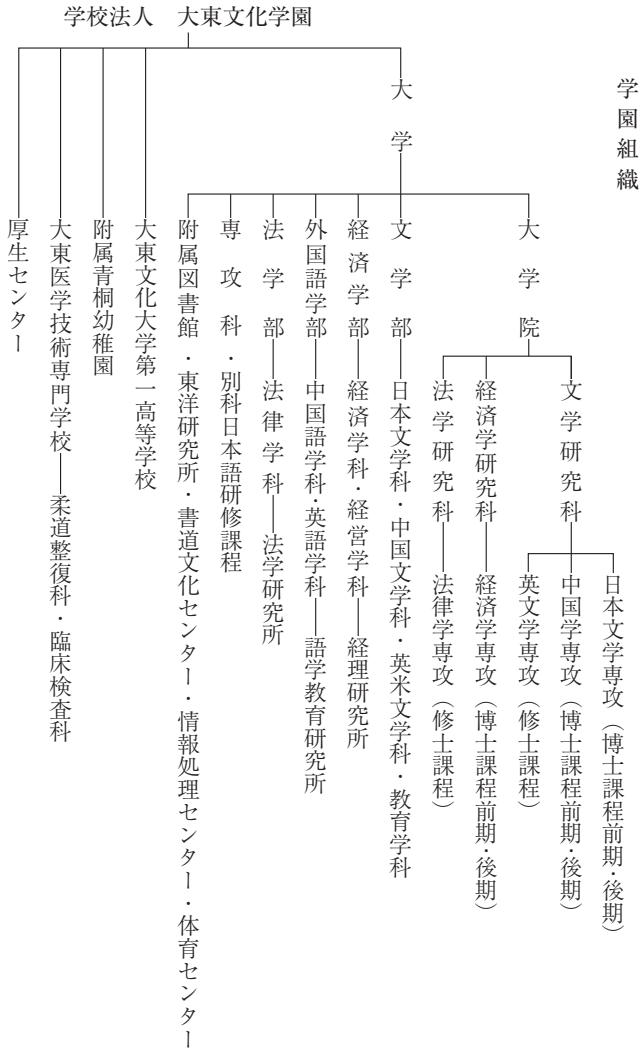
1963年



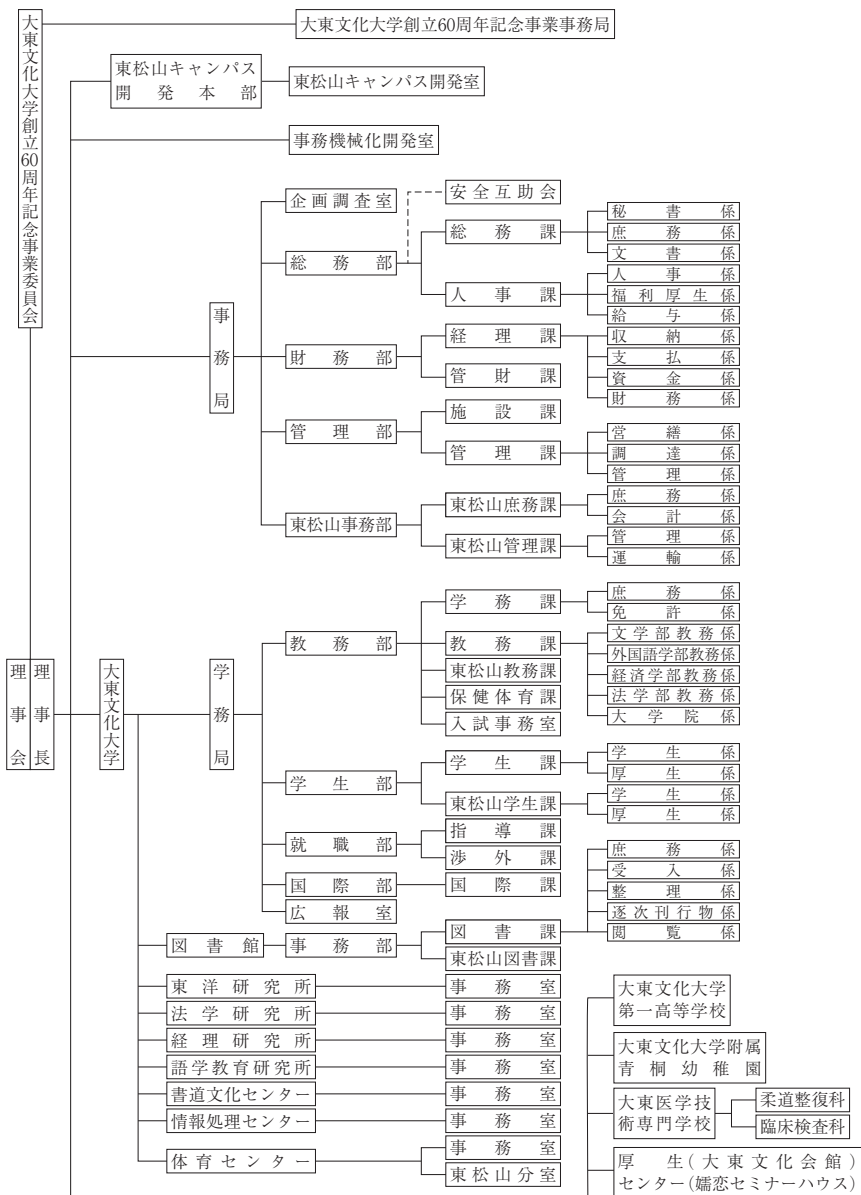
1973年



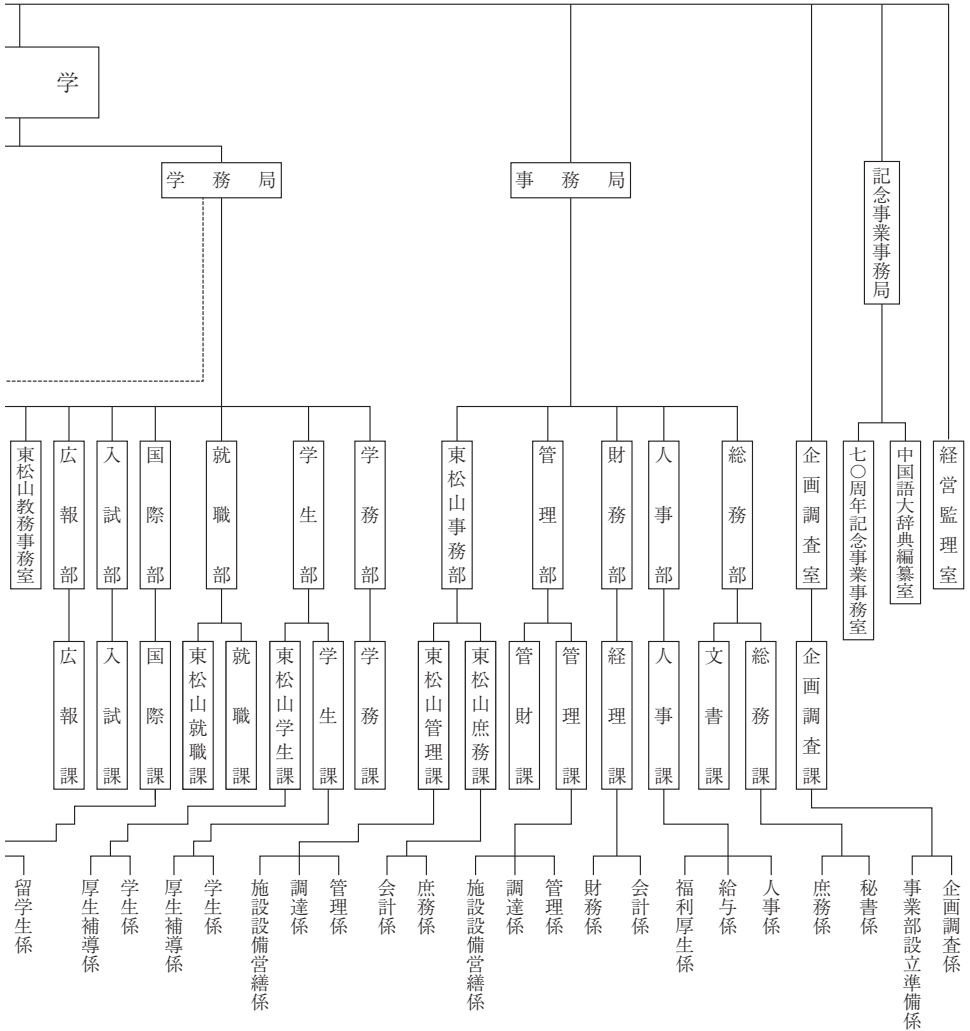




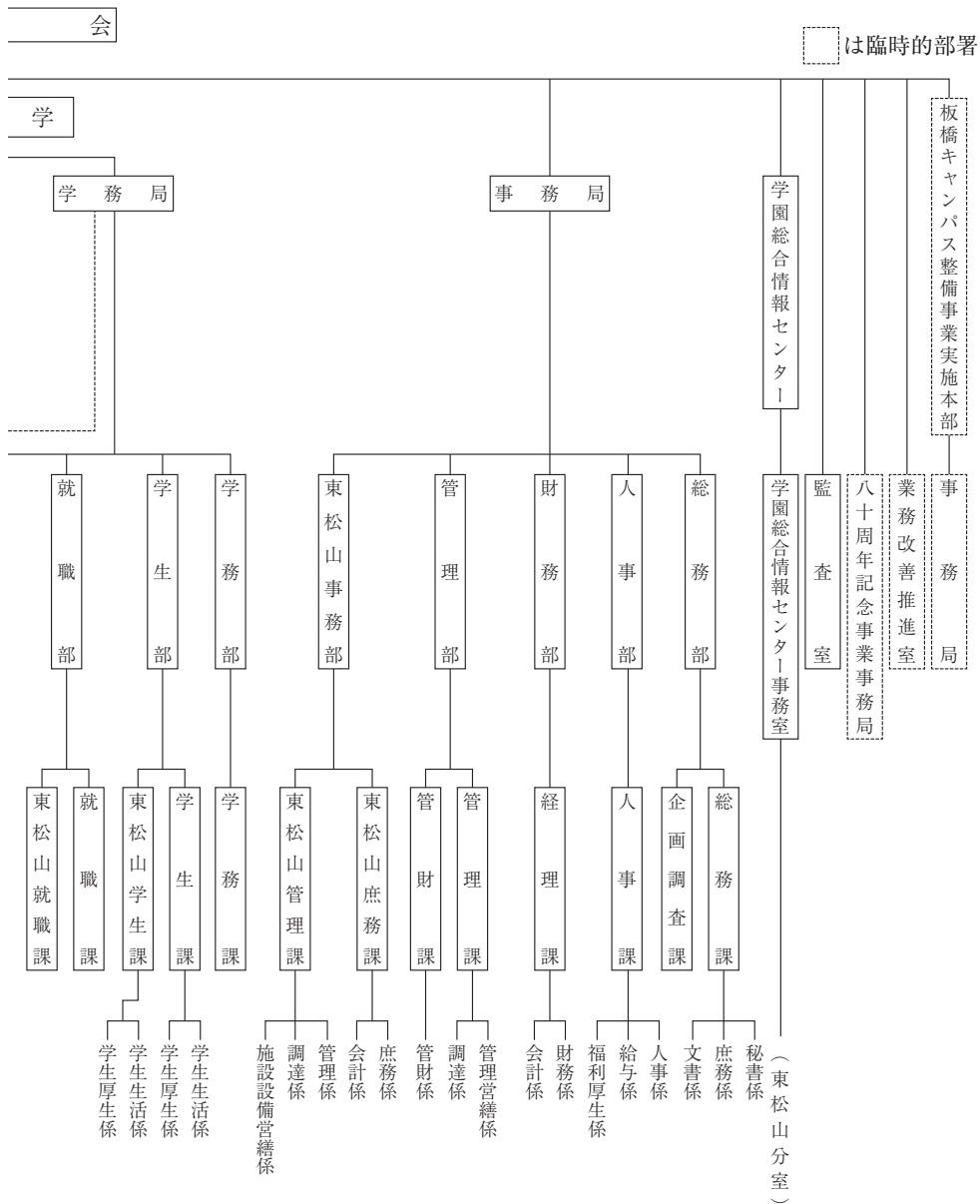
大東文化大学創立60周年記念事業委員会



1993年



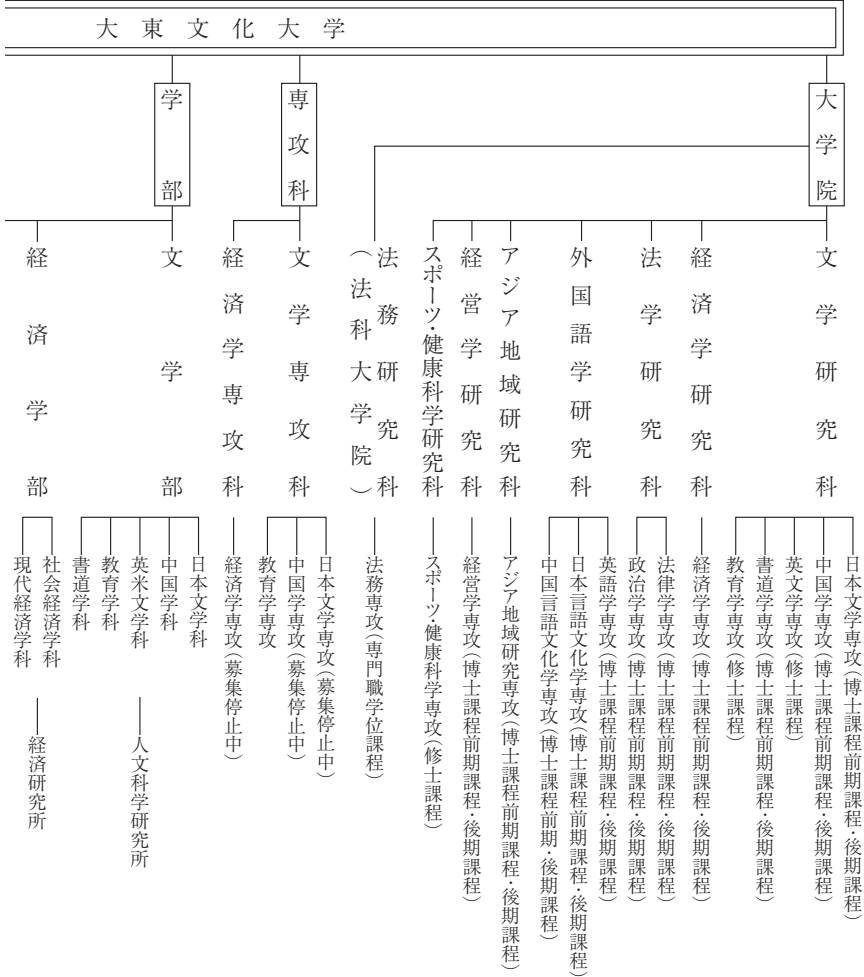
2002年



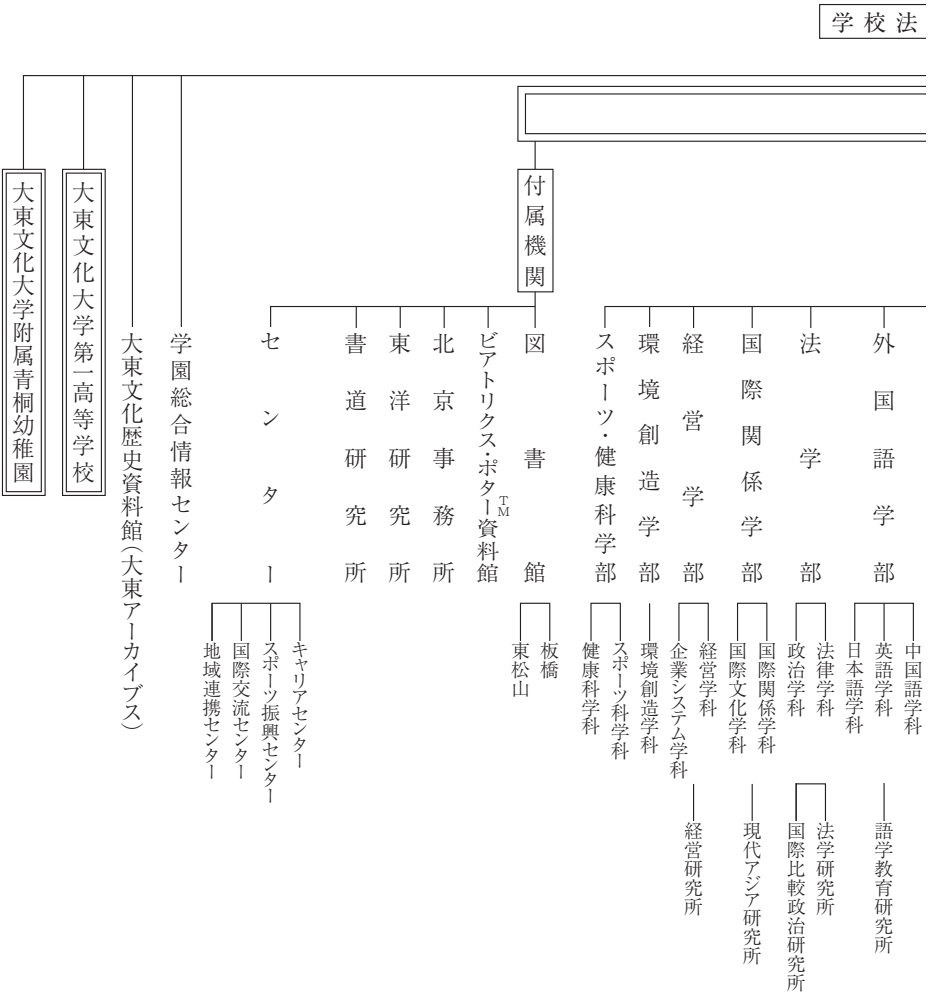
[illegible]

2012年

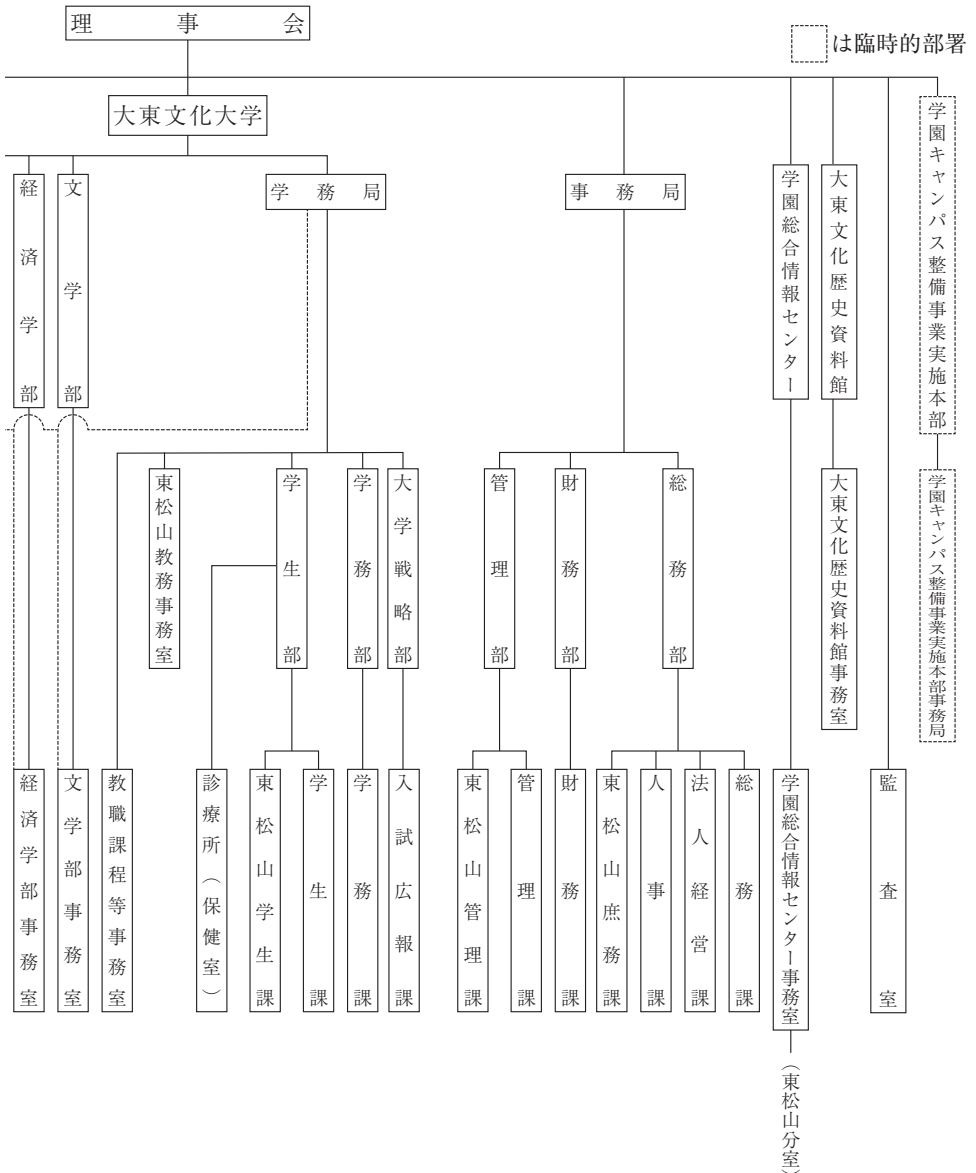
大東文化学園



教育研究組織

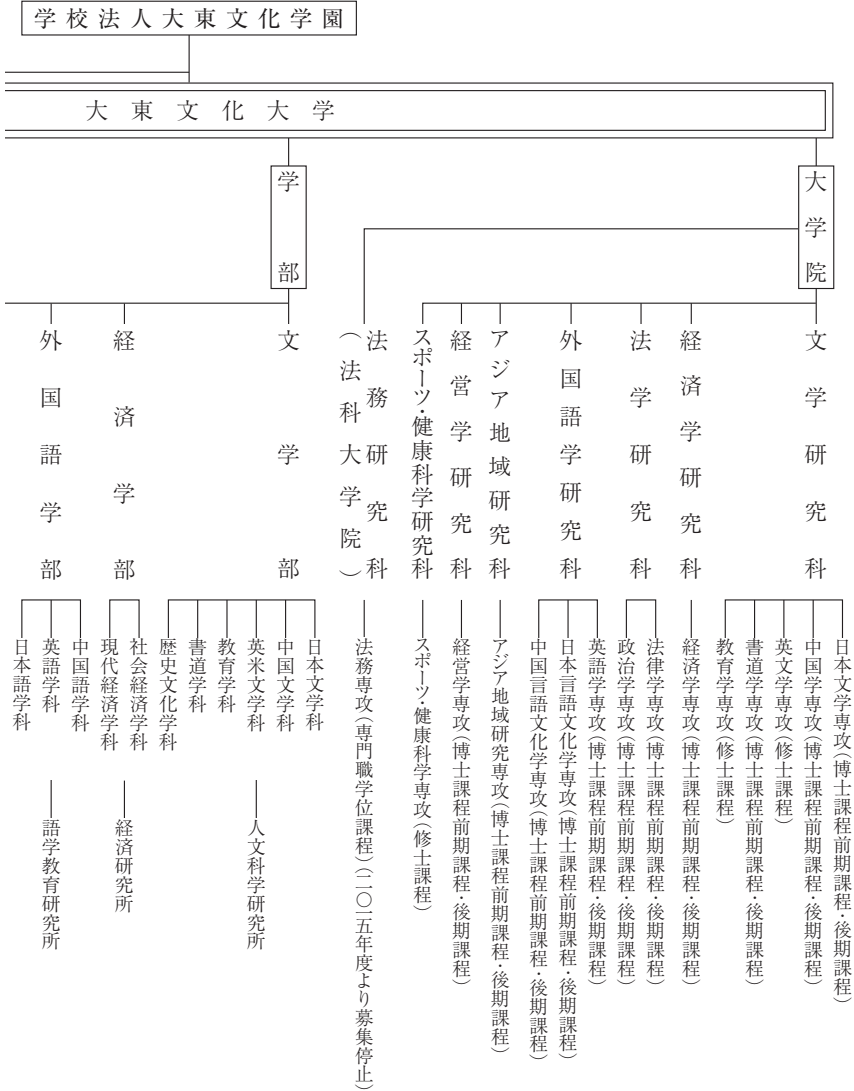


2012年

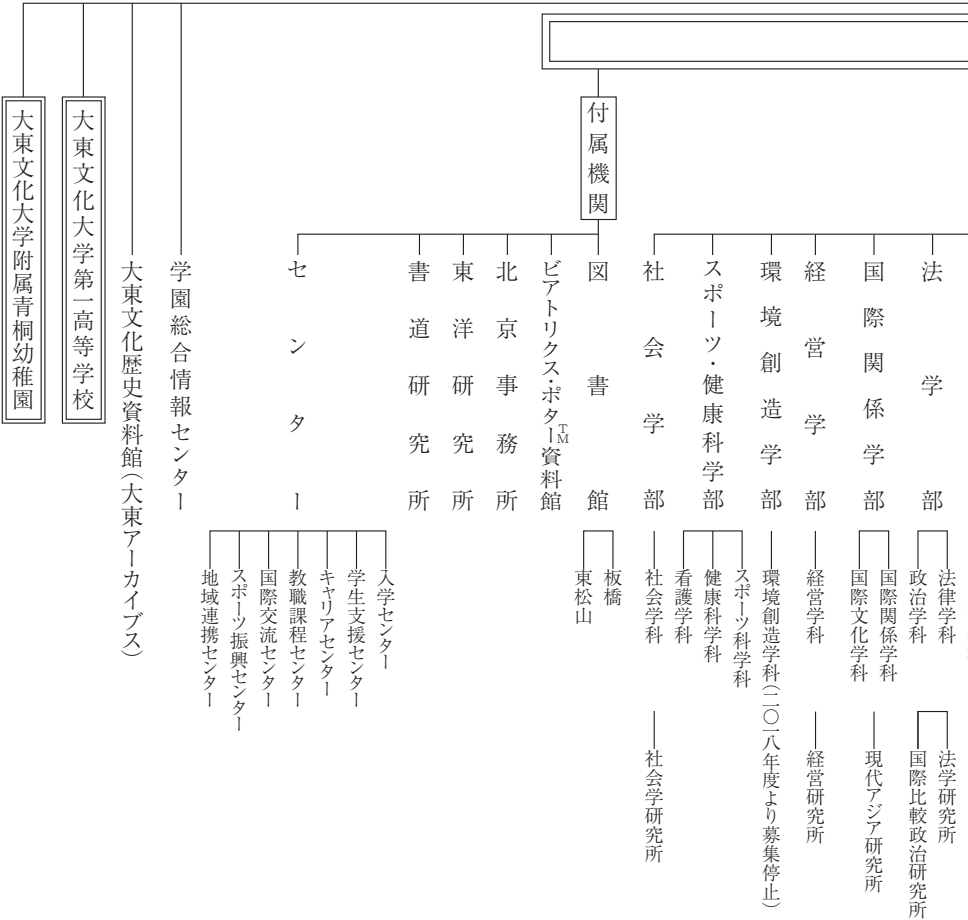


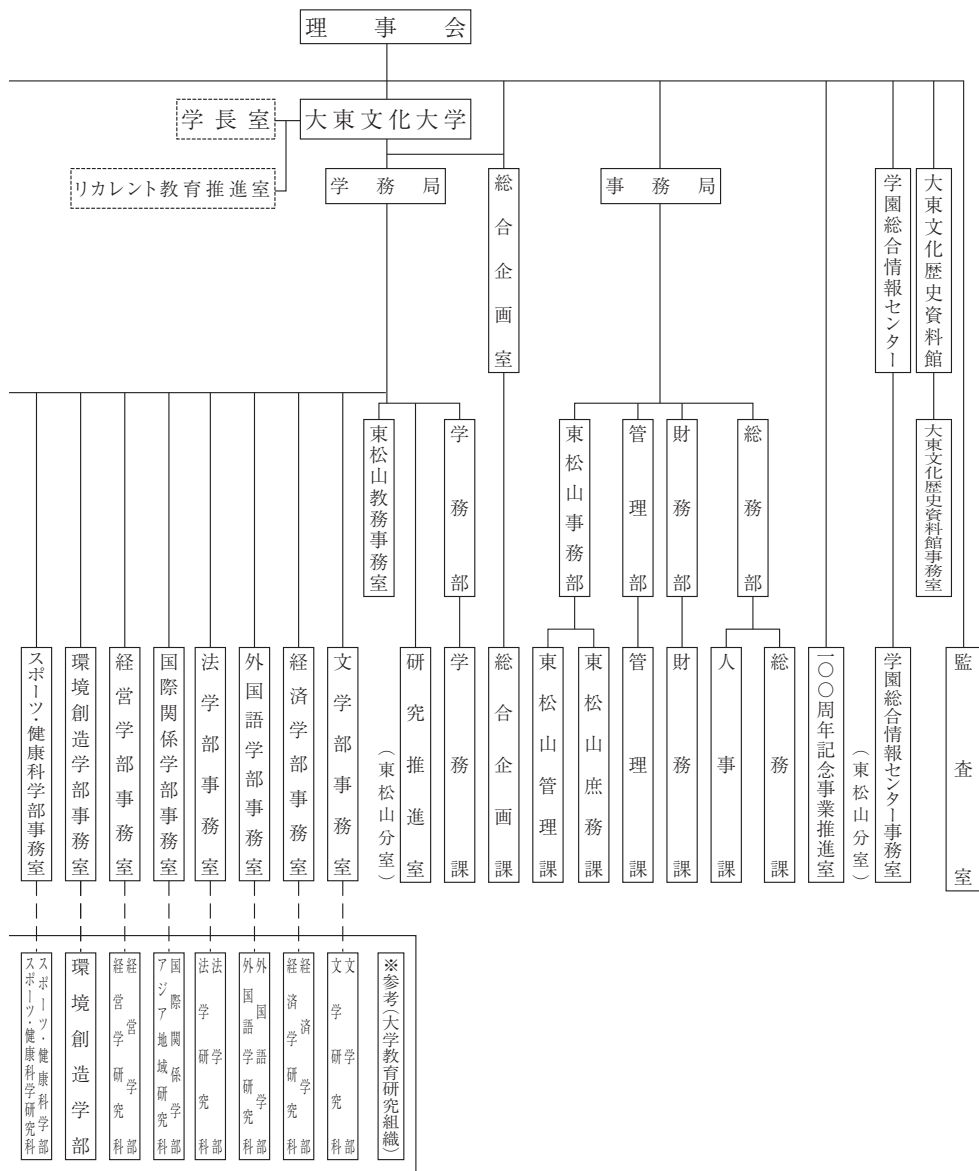
大東文化大学附属青桐幼稚園	大東文化大学第一高等学校	地域連携センター	スポーツ振興センター	国際交流センター	キャリアセンター	書道研究所	東洋研究所	北京事務所	ピアトリクス・ボタ ^{T.M} 資料館	図書館	図書館事務部	図書課	東松山図書課	法学部	国際関係学部	経営学部	環境創造学部	スポーツ・健康科学部	大学院	法務研究科 (法科大学院)	外国語学部	法学部	外国語学部
大東文化大学附属青桐幼稚園事務室	大東文化大学第一高等学校事務室	地域連携センター事務室 (東松山分室)	スポーツ振興課	国際交流センター事務室 (東松山分室)	キャリアセンター支援課 東松山キャリア支援課	書道研究所事務室 (東松山分室)	東洋研究所事務室	北京事務所事務室	ピアトリクス・ボタ ^{T.M} 資料館事務室	図書課	図書課	図書課	東松山図書課	法学部事務室	国際関係学部事務室	経営学部事務室	環境創造学部事務室	スポーツ・健康科学部事務室	大学院事務室	法務研究科事務室	外国語学部事務室	法学部事務室	外国語学部事務室

2023年



教育研究組織





[illegible]

大東文化大学略年表

年	月	事	項
一九二三年	二月	大東文化協会創設	
	三月	第四六帝国議会に漢学振興に関する建議案を提出、満場一致で可決	
	四月	大東文化協会事務所を神田錦町三丁目一〇番地に置く	
	八月	財団法人大東文化協会および大東文化学院設立申請	
	九月	関東大震災により事務所焼失	
		財団法人大東文化協会および旧制専門学校大東文化学院（本科・高等科）設立認可 校舎と事務所を麹町区富士見町六丁目に置く（九段校舎）	
一九二四年	一月	大東文化学院第一回入学式	
		大東文化学院開校式	
	二月	大東文化学院開院式	
一九二七年	三月	大東文化学院第一回卒業証書授与式（一期生）	
一九三〇年	九月	創立七周年記念式典挙行	
一九三二年	九月	創立十周年記念式典挙行（於神宮外苑日本青年館）	
一九三八年	四月	本科三部制（第一部修身漢文科・第二部国語漢文科・第三部東亜政経科）へ変更	
一九四一年	二月	九段より豊島区池袋三丁目に移転（池袋校舎）	
一九四四年	三月	校名を大東文化学院専門学校と改称	
一九四五年	四月	戦災により池袋校舎を焼失	
一九四六年	二月	葛飾区青砥町に移転（青砥仮校舎）	
一九四九年	五月	法人名を財団法人東方文化協会と改称	
	六月	新学制による大学（東京文政大学）文政学部（日本文学専攻・中国文学専攻・政治経済学専攻）開校	

一九七二年	四月	文学部教育学科開講
一九七一年	一二月	大東医学技術専門学校の衛生検査科を臨床検査科と名称変更
一九七〇年	六月	第一高等学校新校舎竣工
一九六九年	四月	書道文化センター開設
一九六八年	四月	文学部外国語学科開講
一九六七年	四月	大東医学技術整備専門学校を大東医学技術専門学校と名称変更
一九六六年	六月	大学院文学研究科中国学専攻（博士課程）開講
一九六五年	四月	大学院文学研究科中国学専攻（修士課程）・中国学専攻（修士課程）開講
一九六四年	四月	文学部英米文学科開講
一九六三年	四月	大学院文学研究科日本文学専攻（修士課程）・中国学専攻（修士課程）開講
一九六二年	八月	大学を池袋より板橋区志村西台町に移転（板橋校舎）
一九六一年	四月	文政学部を改組し、文学部日本文学科・中国文学科と経済学部経済学科を開講
一九六〇年	九月	大東文化大学第一高等学校開校
一九五九年	四月	経済学部経営学科開講
一九五八年	四月	文政幼稚園廃止認可
一九五七年	四月	大学院文学研究科日本文学専攻（修士課程）・中国学専攻（修士課程）開講
一九五六年	四月	文学部英米文学科開講
一九五五年	四月	大学院文学研究科中国学専攻（博士課程）開講
一九五四年	九月	大学を池袋より板橋区志村西台町に移転（板橋校舎）
一九五三年	四月	文政学部を改組し、文学部日本文学科・中国文学科と経済学部経済学科を開講
一九五二年	二月	大学を池袋より板橋区志村西台町に移転（板橋校舎）
一九五一年	一〇月	文政幼稚園設置認可
一九五〇年	六月	法人名を学校法人大東文化学園と改称
一九四九年	四月	大東柔道整備専門学校を大東医学技術整備専門学校に改称、衛生検査科を開講
一九四八年	四月	大東文化研究所周知
一九四七年	九月	文政学専攻科（日本文学専攻・中国文学専攻・政治経済学専攻）開講
一九四六年	四月	文政幼稚園設置認可
一九四五年	四月	法人名を学校法人人文政大学、校名を文政大学と改称認可
一九四四年	四月	法人名を学校法人大東文化大学、校名を大東文化大学と改称
一九四三年	四月	池袋校舎跡地に新校舎完成し復帰

年	月	事 項
一九七三年	四月	文学部外国語学科を改組し、外国語学部中国語学科・英語学科開講
一九七六年	一二月	大学院文学研究科日本文学専攻（博士課程）開講
一九七七年	四月	大学院経済学研究科経済学専攻（修士課程）開講
一九七八年	四月	大東文化大学附属青桐幼稚園開園 法学部法律学科開講 大東文化会館竣工 大学院法学研究科法律学専攻（修士課程）開講 大学院経済学研究科経済学専攻（博士課程）開講 大学院文学研究科英文学専攻（修士課程）開講 別科日本語研修課程開講 文政学専攻科を改組し、文学専攻科日本文学専攻・中国文学専攻、経済学専攻科経済学専攻開講
一九八〇年	五月	板橋校舎研究・管理棟竣工（研究・管理棟）
一九八六年	四月	国際関係学部国際関係学科・国際文化学科開講
一九八八年	三月	東松山校舎建設および開発造成工事竣工
一九八九年	四月	書道文化センターを改組し、書道研究所開設
一九八九年	三月	板橋校舎一号館竣工
一九九〇年	四月	法学部政治学科開講
一九九一年	四月	大学院法学研究科法律学専攻（博士課程）開講
一九九三年	四月	文学専攻科教育学専攻開講 外国語学部日本語学科開講
一九九四年	四月	大学院経済学研究科経営学専攻（修士課程）開講
一九九四年	六月	大学院法学研究科政治学専攻（修士課程）開講 菅平セミナーハウス竣工

一九九五年	四月	大学院経済学研究科経営学専攻（博士課程）開講
一九九六年	五月	大東文化第一高等学校新校舎竣工（第一高等学校は、四月より男子校から男女共学へ移行）
一九九八年	四月	大学院法学研究科政治学専攻（博士課程）開講
一九九九年	四月	図書館書庫棟竣工
		東洋研究所徳丸研究棟竣工
二〇〇〇年	四月	大学院アジア地域研究科アジア地域研究専攻（修士課程）開講
		大学院外国語学研究科中国語学専攻、英語学専攻、日本語学専攻（修士課程）開講
		経営学部経営学科・企業システム学科開講
二〇〇一年	四月	文学部書道学科開講
		環境創造学部環境創造学科開講
		経済学部社会経済学科・現代経済学科開講
二〇〇三年	四月	大学院アジア地域研究科アジア地域研究専攻（博士課程）開講
		大学院経営学研究科経営学専攻（博士課程前期・後期）開講
		大学院文学研究科書道学専攻（修士課程）開講
		板橋キャンパス整備計画第Ⅰ期工事（中央棟図書館・三号館）竣工
		信濃町校舎（法務研究科）竣工
二〇〇四年	四月	大学院法務研究科法務専攻（専門職学位課程・法科大学院）開講
二〇〇五年	四月	スポーツ・健康科学部スポーツ科学科・健康科学学科開講
		大学院文学研究科書道学専攻（博士課程）開講
		大学院外国語学研究科英語学専攻（博士課程）開講
		文学部中国文学科を中国学科に改称
		板橋キャンパス整備計画第Ⅱ期工事（体育館・厚生棟）竣工
二〇〇六年	八月	東松山校舎九号館竣工
	九月	ピアトリクス・ポター資料館竣工
	四月	

年	月	事 項
二〇〇七年	三月	大東文化歴史資料館（大東アーカイブス）開設
	五月	大東医学技術専門学校臨床検査科閉科
		外国語学研究科日本言語文化学専攻（博士課程）開講
		北京事務所開設
二〇〇八年	三月	板橋キャンパス整備計画第Ⅲ期工事（思索の杜・交流の杜）竣工※全事業完了
	四月	別科日本語研修課程廃止
二〇〇九年	四月	大学院文学研究科教育学専攻（修士課程）開講
二〇一一年	二月	大学院スポーツ・健康科学研究科（修士課程）開講
		大学院外国語学研究科中国言語文化学専攻（博士課程後期課程）を開設（従来の中国語専攻修士課程は、中国言語文化学専攻博士課程前期課程と改称）
二〇一二年	一二月	東松山キャンパス整備事業第Ⅰ期工事（三号館・一〇号館）竣工
	三月	大東医学技術専門学校閉校
二〇一三年	四月	文学専攻科日本文学専攻・中国文学専攻、経済学専攻科経済学専攻学生募集停止
	五月	文学専攻科教育学専攻学生募集停止
二〇一四年	一月	東松山キャンパス整備事業第Ⅱ期工事（四号館・五号館）竣工
二〇一五年	四月	東松山キャンパス整備事業第Ⅲ期工事（二号館〔呼称…二号館西〕）竣工※全事業完了
二〇一六年	四月	大学院法務研究科法務専攻（専門職学位課程・法科大学院）学生募集停止
二〇一七年	四月	経営学部企業システム学科学科学生募集停止、経営学部経営学科一学科制に改編
二〇一八年	四月	文学部中国学科から中国文学科へと名称変更
		文学部歴史文化学科開講
		スポーツ・健康科学部看護学科開講
		社会学部社会学開講
		環境創造学部環境創造学科学生募集停止

二〇一九年	八月	信濃町校舎閉鎖
二〇二二年	二月	東松山校舎二号館増築工事（二号館東）竣工
二〇二三年	六月	経営学部企業システム学科閉科
	九月	創立一〇〇周年

参考文献

- 大東文化大学創立五十周年記念史編纂委員会『大東文化大学五十年史』大東文化学園 一九七三年
- 年史編纂委員会『大東文化大学創立六〇周年記念 軌跡』大東文化大学 一九八三年
- 大東文化大学創立七十周年記念事業記念出版推進委員会『大東文化大学七十年史』大東文化学園 一九九三年
- 大東文化大学創立八〇周年記念事業委員会・八〇周年誌編集推進委員会『心は放て天地間、まなこはさらせ世の移り』
- 大東文化学園 二〇〇三年
- 大東文化歴史資料館『大東文化大学の歩んできた道』大東文化学園 二〇一三年
- 大東文化大学百年史編纂委員会『大東文化学院の人びと』学文社、二〇二三年
- 尾花清『大東文化学院創立過程基本史料』大東文化大学人文科学研究所、二〇〇五年
- 大東文化学院同学会『同学』第一号〜第四号、大東文化学院、一九二五〜一九二八年
- 大東文化学院志道会『志道』第一号〜第二号、大東文化学院、一九三〇年
- 『大東文化学院卒業生研究紀要』第一号〜第三号、大東文化学院、一九三三〜一九三五年
- 『大東文化』大東文化協会、一九二四〜一九三一年
- 大東文化学院志道会『大東文化』大東文化学院、一九三一〜一九三四年
- 『月刊大東文化』（タブロイド判）大東文化協会、一九三四〜一九四一年
- 『月刊大東文化』大東文化協会、一九四二〜一九四四年
- 大東文化学院志道会重細重部『天道田中逸平先生追悼録』、一九三七年
- 大東文化学院報国団雑誌班『東文』大東文化学院、一九四一〜一九四二年
- 大東文化協会大東文化学院創立十周年記念会編『創立十周年 大東文化協会大東文化学院創立沿革』大東文化協会・大

- 東文化学院、一九三二年
- 大東文化協会大東文化学院『創立十周年記念号 大東文化協会大東文化学院』大東文化協会・大東文化学院志道会、一九三二年
- 大東文化大学父兄会『大東文化大学父兄会十年史』一九七三年
- 大東文化大学父兄会『大東文化大学父兄会二十周年記念誌』一九八二年
- 大東文化大学法学部創設十周年記念事業実行委員会『大東文化大学法学部創設十周年記念論文集』有斐閣 一九八四年七月
- 大東文化大学法学部『法学部創設十五年 回顧と展望』（大東法学別冊）一九八九年十二月
- 五十周年記念誌実行委員会『創立五十周年記念誌』大東医学技術専門学校柔道整復科 二〇〇六年
- 大東文化大学国際関係学部二十五周年記念事業実行委員会『国際関係学部二十五周年記念誌』二〇一一年
- 五十周年記念誌編集委員会『創立五十周年記念誌』大東文化大学第一高等学校 二〇一二年
- 六十周年記念誌編集委員会『創立六十周年記念誌』大東文化大学第一高等学校 二〇二二年
- 大東文化大学漢学会『高田眞治博士古稀記念論集』（漢学会誌第六号）一九六三年十二月
- 大東文化大学日本文学会『佐伯梅友先生古稀記念論集』一九六九年十二月
- 大東文化大学経済学会『高橋梵仙教授古稀記念論文集』（経済論集第一九号）一九七三年一〇月
- 文部省『学制百二十年史』ぎょうせい 一九九二年
- 文部科学省『学制百五十年史』ぎょうせい 二〇二二年
- 浦郷義郎・金子昌靖編『帰雲』一九九五年
- 塩原経史『国語の底力』産経新聞出版 二〇〇六年
- 吉田文『大学と教養教育』岩波書店 二〇一三年
- 天野郁夫『大学改革を問い直す』慶應義塾大学出版会 二〇一三年

- 福岡良明『働く青年』と教養の戦後史』筑摩書房 二〇一七年
- 児玉善仁他編『大学事典』平凡社 二〇一八年
- 広田照幸『大学論を組み替える』名古屋大学出版会 二〇一九年
- 大久保英哲編『箱根駅伝を超えようとした幻の「能登駅伝」』能登印刷出版部 二〇一九年
- 大家重夫・川上拓美『日本敗戦の代償』青山社 二〇二〇年
- 寺崎昌男『日本近代大学史』東京大学出版会 二〇二〇年
- 鈴木篤『日本における教育学の発展史』九州大学出版会 二〇一三年
- 松本美奈『誤解と誤算の迷走史 平成の大学改革から見えるもの』〔『Wedge』vol.36, No.6, 二〇二四年五月、ウェッジ、pp.32-35〕
- 「大学設置基準改正のココがわからなご！Q&A」〔『Between』No.311, 二〇二四年三月、ベネッセコーポレーション、ベネッセキャリア、進研アド〕
- 岡崎邦彦『村田克巳先生を偲んで』〔『大東文化大学東洋研究所所報』No.45, 二〇〇六年六月〕
- 衣川清子『大学におけるセクシユアル・ハラスメント・ガイドラインの研究』〔『埼玉女子短期大学研究紀要』第一四号、二〇〇三年三月〕
- 佐藤龍子『いま、改めて臨時的定員政策を考える——『漸増主義』と大学大衆化——』〔『静岡大学教育研究』第三号、二〇〇七年三月〕

あとがき

二〇一〇（平成二二）年、大東文化歴史資料館のもとに「大東文化大学百年史編纂委員会（以下、編纂委員会）」を設置することが正式に機関決定され、爾来一五年余、創立一〇〇周年記念事業の一環として『大東文化大学百年史』上・中・下巻（以下、『百年史』）の刊行に向けて誠心誠意取り組んでまいりました。ここに漸く最終巻である下巻刊行の運びとなりましたことの喜びを、これまでご協力くださった数多くの皆さまとともに分かちあうとともに、心よりの感謝を申し上げます。

編纂委員会では、一九二三（大正一二）年九月の大東文化学院創立から昭和の大戦を挟み、二〇二三（令和五）年の創立一〇〇周年に至るまでの本学の歴史を正確かつ客観的な資料にもとづき叙述し、今後のさらなる飛躍に向けての里程標たらしめとすることを目的としてこの『百年史』を編纂してまいりました。しかしながら、もとよりすべての出来事を網羅的に書き記すことは不可能であり、そこに編纂委員会の「視点」が入り、事象の取捨選択がおこなわれていることは言うまでもありません。

お読みいただければおわかりいただけるように、とくに戦後日本の高度成長以降、大学の規模が大きくなっていくとともに、戦前期における大東文化学院時代の私塾的雰囲気は次第に薄まり、その分、各部局の歴史については比較的叙述の厚みも消えていくような印象を与えるかもしれません。しかし、各部局はそれぞれが大東文化学院時代の情熱を維持しつつ、各分野における研究教育の深化や新しい領域の開拓に着実に歩を進めて今日に至っていることは間違いないところです。この『百年史』ではその一つひとつについて深く掘り下げる

ことはかないませんでした。が、部局ごとの動きを全体から俯瞰できるような「視点」を明確にすることには、幾分かなりとも成功したのではないかと自負しております。

編纂過程で常に意識してきたその「視点」とは、建学の精神そのものであり、それを紐帯とする「大東人」としての結束の固さであり、プライドのあり様でした。換言するならば、倦まず弛まず自分たちの拠って立つ足元を見直し、その先を見据え、さらにその営為を通じて社会に貢献していこうという想いそのものが、一〇〇年の全期間を貫く「視点」だとも言えるでしょう。『百年史』を是非通読いただき、その熱い想いを読み取ってくだされば、編纂委員会委員一同、これに優る喜びはありません。

願わくは、現に本学で学んでいる学生の皆さま方、学問の蘊奥を究めようとされている教員の皆さま方、大東という場を少しでもこころざし高い位置に引き上げようと努力されている事務職員の皆さま方、かつてここに学び、あるいは働かれ、あるいは何らかのご縁で本学に関わってこられた数多くの皆さま方にはもちろんのこと、将来、この伝統と誇りのある大学で学ぼうとされている、あるいは関係することになる皆さま方にも本書を通読していただけることを念じて、あとがきに代えさせていただきます。本書が次の通史編纂の参考になれば幸いです。

二〇二六（令和八）年三月三十一日

大東文化歴史資料館館長・百年史編纂委員会委員長

経済学部社会経済学科教授 中村 宗悦

大東文化大学百年史編纂委員会委員（二〇一五年四月～現在）

委員長 中村宗悦（下巻執筆）

副委員長 谷本宗生（中巻五・六・七章執筆）

浅沼薫奈（上巻、中巻四章執筆）

荒井明夫（二〇一五年四月～二〇二五年三月）

石井寿美世

加藤普章（二〇二二年四月～二〇二五年三月）

澤田雅弘（二〇一五年四月～二〇一九年三月）

クリステイアン・W・シュパング

高橋利郎（二〇一九年四月～）

宮瀧交二

吉田篤志（二〇一五年四月～二〇二三年三月）

事務局 一〇〇周年記念事業推進室

大東文化大学百年史 下

2026（令和8）年3月31日発行

編集 大東文化大学百年史編纂委員会

発行 学校法人 大東文化学園

住所 東京都板橋区高島平1-9-1

印刷 株式会社 ぎょうせい
